

平成２７年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(平成２７年度調査)

(２) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する
調査研究事業
報 告 書

■目次■

調査検討組織設置要綱

調査概要

第1章 調査概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査対象(地域、事業所、提供サービス)	2
3. 調査研究全体のフロー	4
4. 調査内容と方法	5
5. 調査検討組織の設置	9
【参考】制度の解説	10
(1) サテライト	10
(2) 「指定サービス」「基準該当サービス」「離島等相当サービス」	10
第2章 事例調査	14
第1節 調査実施概要	14
第2節 調査結果	16
1. 社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園(新潟県)	16
2. 十島村(鹿児島県)	21
3. 梶原町(高知県)	36
4. NPO 法人ありがた家 デイサービスありがた家 (富山県)	43
5. 幌加内町(北海道)	48
6. 浜松市(静岡県)	58
7. NPO 法人コレクティブ 小規模多機能ホーム・定期巡回・随時対応訪問介護 「いつでもくるばい」(熊本県)	64
8. 【参考】昨年度実施事例	71
8-1. 美瑛町(北海道)	71
8-2. 笠岡市(岡山県)	73
第3章 市町村調査	76
第1節 調査概要	76
第2節 集計結果	78
1. 回答自治体の概要	78
2. 中山間地域等における指定地区の状況	79
3. 訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区の状況	84
4. 中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方	87
5. 中山間地域等の抱える課題を解決する方策への取組状況	88
6. 市町村独自の施策・取組事例	97
第4章 基準該当サービス、離島等相当サービスの実施状況	100
第1節 調査実施概要	100
第2節 調査結果	102
1. 全国の基準該当サービス実施市町村	102

2. 全国の離島等相当サービス実施市町村・地域	138
第5章 事業所調査	194
第1節 調査概要	194
第2節 集計結果（事業所票）	201
1. 法人の概要	201
2. 事業所の概要	207
3. サービス提供範囲	214
4. 利用者の状況	228
5. 従事者の状況	241
6. 事業所の収支状況	250
7. 事業の効率性等	253
8. サービス提供に関しての重視点	268
9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫していること	277
10. 今後の経営等について	286
第3節 集計結果（利用者票）	288
1. 属性	288
2. 一週間に利用した他のサービス	293
3. 最も合理的な事業所からの経路	295
第6章 15%、10%加算対象地域等全国マップ	298
1. 作成目的	298
2. 作成方法	298
（1）全国の15%、10%の各加算算定対象地域の範囲の見える化	298
（2）各地域におけるサービス提供事業の特徴を示す情報の地域ごとの見える化	300
第7章 まとめ	301
1. 総括	301
2. 中山間地域等における効果的な施策・取組	302
＜付属資料＞	
調査票一式	313

中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業 の調査検討組織設置要綱

1. 設置目的

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング（株）は中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業の調査検討組織（以下「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、上智大学准教授 藤井 賢一郎を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング（株）が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業 の調査検討組織 委員等

委員長	藤井 賢一郎（上智大学 総合人間科学部 准教授）
委員	井上 由起子（日本社会事業大学 専門職大学院 教授）
委員	鈴木 隆浩（北海道 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 課長）
委員	須田 亘（株式会社アイケア 経営推進事業部 部長）
委員	中村 知佐（高知県 地域福祉部 高齢者福祉課 課長）
委員	宮島 渡（社会福祉法人恵仁福祉協会 常務理事）

（敬称略、５０音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 振興課 課長補佐 谷内 一夫
- 厚生労働省 老健局 振興課 基準第二係長 中村 光輝
- 厚生労働省 老健局 振興課 基準第二係 植竹 隼平

中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

1. 調査の目的

中山間地域等に所在する事業所に対する自治体独自の支援の取組や、事業所がサービス提供上の課題を克服するために工夫している事例なども調査することにより、中山間地域等でのサービス展開の方策や、地域包括ケアシステムを構築するための中山間地域等における介護サービスの提供、支援・評価の在り方について検討するための基礎資料を収集する。

併せて、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等に係る加算算定事業所のサービス提供の実態について、比較検証が可能となるよう中山間地域等以外での移動コスト・稼働率等の実態とともに把握する。

2. 調査客体

- ① 中山間地域等に所在する訪問系・通所系サービス事業所（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している事業所を含む。） 約 2,050 事業所

※平成 26 年度「中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業」で回答を得た事業所全数調査

- ② 中山間地域等の加算を算定していない訪問系・通所系サービス事業所

約 7,700 事業所

※調査対象サービス毎に、無作為抽出又は悉皆調査

- ③ 自治体 1,718 市町村（悉皆）
④ 基準該当サービス実施市町村 18 保険者
⑤ 離島等相当サービス実施市町村 19 保険者

※実施地域毎に、調査対象サービスの悉皆調査

3. 主な調査項目

- ① 自治体調査（アンケート調査）

・サービス提供体制整備に関する市町村の取組（単独及び都道府県との協働の取組／所在する事業所向け、在住する利用者向け）、事業所のサービス提供上の課題克服のために工夫している事例の把握、特にサービスが提供されにくい地区・集落事例の把握 等

- ② 事例調査（訪問ヒアリング、電話、メール等）

・自治体（所管課）：自治体独自の支援施策や取り組みの内容、連携している地域資源、支援施策や取り組みの構築・実施・継続に係る課題 等
・事業所（管理者・従業員）：移動コストの削減方法、サービス提供上・経営上の工夫・課題 等

- ③ 基準該当サービス・離島等相当サービス調査

- ④ 事業所調査（アンケート調査）

・事業所の状況：サービス提供範囲、利用者の状況、職員体制、収支状況、経営課題 等
・利用者の状況：世帯、要介護度、事業所からの距離・時間、他のサービスの利用状況 等

- ⑤ マップの作成

・全国の 15%、10%加算算定地域の範囲、各地域における 15%、10%加算対象サービス提供事業の特徴を示す情報等を地図上にプロットしマップを作成する。

第 1 章 調査概要

1. 調査の目的

第一に、中山間地域等（離島及び中山間地域）に所在する事業所に対する自治体・地域独自の支援の取組や、事業所がサービス提供上の課題を克服するために工夫している事例などを調査する。

第二に、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等に係る加算算定事業所のサービス提供の実態について、比較検証が可能となるよう中山間地域等以外での移動コスト等の実態とともに把握する。

これらの調査検討結果に基づき、各地域の特性に合った地域包括ケア推進に向けたサービス提供の在り方、及びサービス事業展開に対する支援の在り方について検討するための基礎資料を収集する。

図表 1-1 中山間地域等の要介護高齢者等に対する介護サービス提供に関する加算の導入の推移

西暦	和暦	導入された制度・枠組み
1999～ 2000 年	平成 11～ 12 年	・ 介護保険制度創設時に以下の 3 種類の介護サービスの提供方式を制度化した。 ①指定居宅サービス（介護保険法第 37 条） ②法人格や人員等基準を緩和した「基準該当サービス（介護保険法第 42 条第 1 項第 2 号）」 ③①、②のサービスの確保が著しく困難な離島等地域における「離島等相当サービス（サービス確保が困難な離島等における特例居宅介護サービス費の支給）（介護保険法第 42 条第 1 項第 3 号）」 ・ あわせて、地理的特性等から一定人数以上の利用者の確保が困難で、事業規模を拡大すること等を通してサービス提供の効率化を図ることが困難な地域において事業を実施する事業所向けにサービス費用の 15%を加算する「特別地域加算」が導入された。
2009 年	平成 21 年	・ 特別地域加算対象地域以外の地域においても、サービス提供に係る高移動コスト、利用者数の確保難、職員確保難等の事業運営上の不利条件により、事業参入や事業継続が困難な状況にあることを受けて、「中山間地域等における小規模事業所加算（10%）」、及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%）」の 2 つの加算制度が導入された。
2014 年	平成 26 年	・ 全国の中山間地域等におけるサービス提供実態、利用実態及びサービス提供・利用に係る障壁の発生状況を包括的に把握する調査研究が実施され、その成果は、介護給付費分科会、介護報酬改定検証・研究会等において、中山間地域等における訪問系サービス及び通所系サービスの現状と課題状況を踏まえた上で今後のあり方に関する検討を行うための基礎資料として提供された。
2015 年	平成 27 年	・ 平成 27 年度介護報酬改定では、5%加算算定業種に小規模多機能型居宅介護事業が新設された。

2. 調査対象(地域、事業所、提供サービス)

(1) 中山間地域等において加算対象サービスを提供している事業所

「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定してサービスを実施している事業所を対象とする。

(2) 比較対照群としての「中山間地域等の加算を算定していない」事業所

中山間地域等に関する加算（「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」）を算定している事業所のサービス提供に関する移動コストや事業の効率性、その他事業実施上の課題の特性を把握するため、それらの加算を算定していない事業所を比較対照群とする。

(3) 全国の「基準該当サービス」実施市町村及び「離島等相当サービス」実施市町村等

基準該当サービスについては今年度実施の「市町村アンケート」回収票から抽出できた実施市町村を対象とする。

離島等相当サービスについては、昨年度調査で明らかにした全国の「離島等相当サービス」実施市町村等（全 19 市町村等）及び、今年度実施の「市町村アンケート」回収票から抽出できた実施市町村等を対象とする。

図表 1-2 調査対象とする指定地域と指定サービス業種

加算の種類 (1) 対象業種及び (2) 対象地区	(ア) 特別地域加算 (15%)	(イ) 中山間地域等における小規模事業所加算 (10%)	(ウ) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (5%)
(1) 対象業種			
訪問介護	◎	◎	◎
訪問入浴介護	◎	◎	◎
訪問看護	◎	◎	◎
訪問リハビリテーション	－	－	◎
居宅介護支援	◎	◎	◎
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	◎	◎	◎
通所介護	－	－	◎
通所リハビリテーション	－	－	◎
小規模多機能型居宅介護	－	－	◎
(2) 対象地区指定	事業所所在地による区分	事業所所在地による区分	利用者の居住地による区分
(1) 離島振興対策実施地域	● 78 地域、260 島 72 市 31 町 11 村	－	● 78 地域、260 島 72 市 31 町 11 村
(2) 奄美諸島	● 1 市 13 島	－	● 1 市 13 島
(3) 振興山村	● 734 市町村	－	● 734 市町村
(4) 小笠原諸島	● 30 余島	－	● 30 余島
(5) 沖縄の離島	● 54 離島	－	● 54 離島

加算の種類 (1) 対象業種及び (2) 対象地区	(ア) 特別地域加算 (15%)	(イ) 中山間地域等における小規模事業所加算 (10%)	(ウ) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (5%)
(6)① 豪雪地帯、特別豪雪地帯の一部（＝人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域であって、厚生労働大臣が別に定める地域）	●	－	●
(6)② 6①を除く豪雪地帯、特別豪雪地帯	－	● 532 市町村	● 532 市町村
(7)① 辺地の一部（＝人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域であって、厚生労働大臣が別に定める地域）	●	－	●
(7)② 7①を除く辺地	－	● 984 市町村	● 984 市町村
(8)① 過疎地域の一部（＝人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域であって、厚生労働大臣が別に定める地域）	●	－	●
(8)② 8①を除く過疎地域	－	● 797 市町村	● 797 市町村
(9) 半島振興対策実施地域	－	● 194 市町村	● 194 市町村
(10) 特定農山村地域	－	● 959 市町村	● 959 市町村

※（ウ）と（ア）または（イ）は併給できる。

※※各加算を算定できる対象地域（事業所の立地場所、利用者の居住地）は以下の通り。

○特別地域加算(15／100)

・離島等一定の地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、サービス費用の15%を加算する。

【対象地域】

①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等における小規模事業所加算(10／100)

・中山間地域等（特別地域加算の算定対象となる地域を除く）に所在する事業所であって、小規模なもの（訪問介護の場合：1月あたり延訪問回数が200回以下の事業所）が行う訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与等について、サービス費用の10%を加算する。（特別地域加算対象地域は除く。）

【対象地域】

①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域

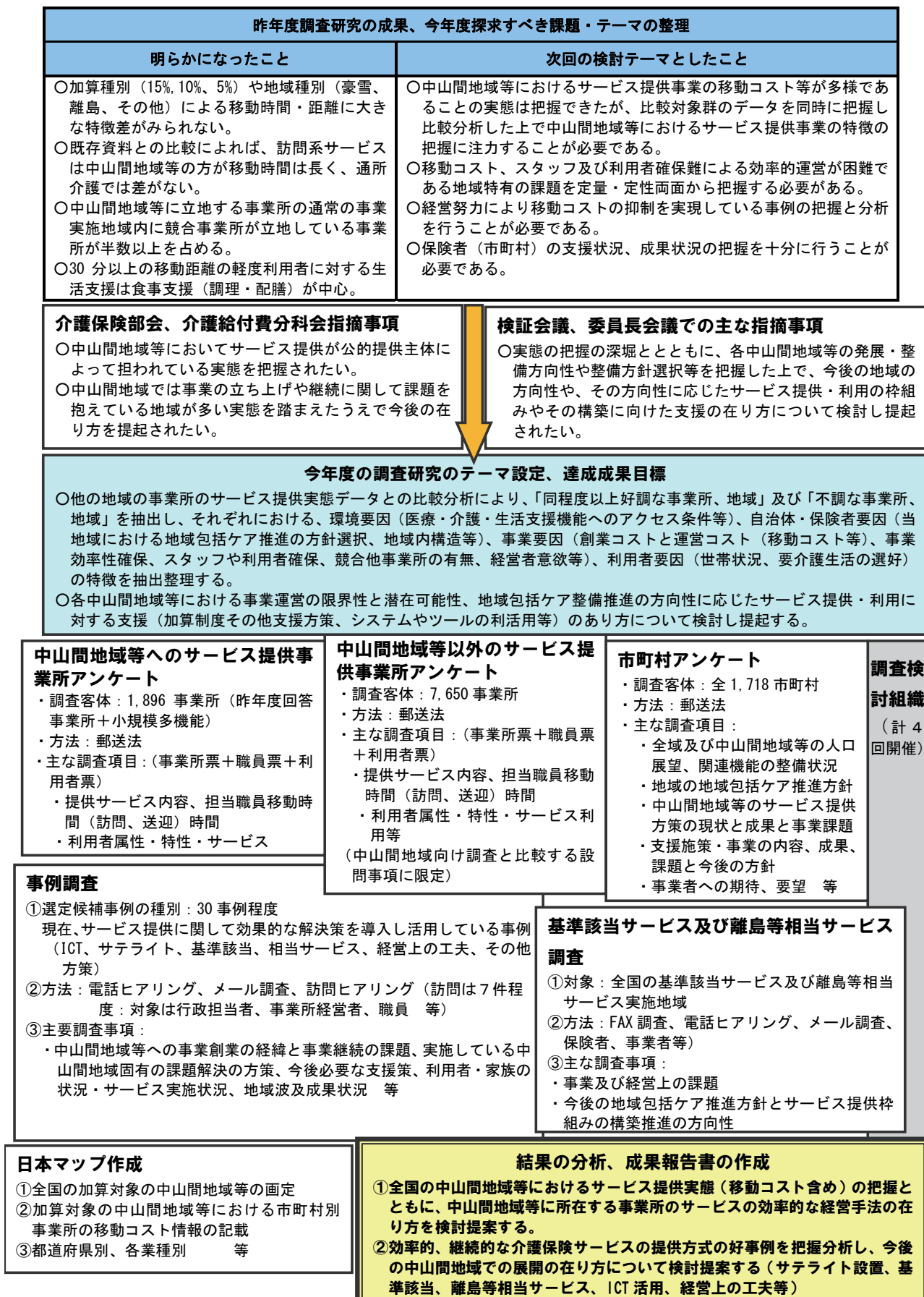
○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5／100)

・中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合について、サービス費用の5%を加算する。（上記の加算と同時算定可）

【対象地域】

①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

3. 調査研究全体のフロー



4. 調査内容と方法

(1) 事例調査

※詳細は、「第2章 第1節」に記載。

①調査目的

ICT の活用、サテライト事業所の活用、基準該当サービスや離島等相当サービス等の導入、経営上の工夫等を通して、中山間地域等におけるサービス提供や事業実施上の課題を解決している事業所・保険者の事例について、事業開始の経緯やサービス提供実態、取組の成果状況等を詳細に把握し、中山間地域等において、効率的に継続してサービス提供していくための有効な方策を示した好事例としてまとめることを目的に実施した。

②調査対象の選定方法

調査検討組織における委員推薦、本事業で実施した市町村アンケート結果、事業所アンケート結果等をもとに候補事例を選定し、調査検討組織において検討し決定した。

③実施方法

提供事業者（所）及び保険者（自治体）等に対する訪問インタビュー調査、及び電話調査、FAX/メール調査により実施した。

④調査内容

<保険者（自治体）>

- 1) 中山間地域等におけるサービス提供支援に関する取組内容
- 2) 取組の経緯、連携した地域資源
- 3) 保険者の関与・連携状況
- 4) 保険者としての取組に関する課題認識と対応状況
- 5) 保険者としての取組に対する評価状況
- 6) 今後の展望、持続的なサービス提供を維持するために必要な方策
- 7) 仮説としての ICT 活用、サテライト方式、離島等相当サービス、基準該当サービスその他経営上の工夫等に対する評価・判断

<事業所管理者・事業経営者>

- 1) 事業所の事業内容・提供サービス、職員体制、利用者に関する基礎情報
- 2) 各好事例のテーマに関する取組内容
- 3) 取組の経緯、連携した地域資源等
- 4) 現在の取組の苦労、課題と対応状況
- 5) 自治体との連携状況（財政支援策以外も含む）
- 6) 取組の効果
- 7) 今後の展望、持続的にサービス提供するために必要な方策

＜事業所：従業員＞

- 1) 現在の地域におけるサービス提供歴
- 2) 担当している利用者の状況、サービス提供や支援における課題状況
- 3) 利用者、家族の在宅生活継続に関する評価
- 4) 地域（住民や多職種、その他地域資源等）との協働や交流状況
- 5) 今後の事業継続にあたっての課題
- 6) 今後の地域における介護や生活支援サービス・支援のあり方に対して

（２）市町村調査

※詳細は、「第３章 第１節」に記載。

①調査目的

全国の市町村における、市町村全域及び該当中山間地域等における地域包括ケアや介護サービス事業の推進方策、中山間地域等で介護サービスを提供する事業者支援のための施策や取組に関する情報等を収集し、今後の中山間地域等における介護サービスの提供及び利用枠組みの方向性に応じた介護サービス事業者の事業立ち上げ、事業継続に係る自治体支援の在り方を検討するための参考情報を得ることを目的に調査を実施した。

あわせて、各市町村の中山間地域等において、住民や民間組織等による介護保険サービスの提供にあたっての工夫、他の地域等における ICT を含めたシステムやツールの利活用、工夫の好事例を収集し、今後の中山間地域等における介護サービスの効率化や品質の維持向上に資する利活用の在り方を検討し提案するための参考情報を得ることを目的とした。

②調査対象

全国の全市町村（1,718 市町村）のうち、災害救助法適用地域（27 市町村）及び避難指示区域（12 市町村）を除く 1,679 市町村

③調査方法

郵送法（電子メールでの実施も併用）。

④主な調査項目

- 1) 中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方
- 2) 訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区の状況
- 3) 中山間地域等の抱える課題を解決する方策への取組状況
- 4) 中山間地域等の訪問系・通所系サービスの事業推進のための市町村独自の施策・取組事例
 - ・自治体として社会福祉協議会等含め提供体制整備
 - ・事業所に対する財政的・技術的支援
 - ・サテライトの活用推進
 - ・基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
 - ・ICT 活用支援
 - ・住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組の拡充
 - ・利用者負担軽減支援策
 - ・その他（※具体的に記入）

5) 市町村以外の特色ある施策・取組事例

6) 都市部・中山間地域等以外も含めた、介護サービスの提供効率の向上等に関する事例

(3) 基準該当サービス、離島等相当サービスの実施状況調査

※詳細は、「第4章 第1節」に記載。

①調査目的

現在、全国の「基準該当サービス」及び中山間地域等の市町村が実施している「離島等相当サービス」事例を対象に、制度の導入や枠組み構築に至った経緯、現在の制度の枠組みやサービス提供実績、成果の状況等を把握し、今後の中山間地域等における訪問系・通所系の介護保険サービス等のあり方を検討するための基礎データを得ることを目的とした。

②調査対象

- ・全国の基準該当サービス実施地域（自治体）
 - ・今年度実施の「市町村アンケート」の回収結果から把握できた当該サービスの実施地域
- ・全国の離島等相当サービス実施地域（自治体）
 - ・昨年度の本調査研究事業で把握した「離島等相当サービス」地域（全19地域）
 - ・今年度実施の「市町村アンケート」の回収結果から把握できた当該サービスの実施地域

③調査方法

②に示した調査対象に対して、電子メール調査、またはFAX調査を実施した。

④調査内容

- 1) 実施しているサービス種別・内容
- 2) 緩和した基準内容
- 3) 全体の実施枠組み
- 4) 実施概要
- 5) 実施に至る経緯
- 6) 事業所に対する保険者・市町村等からの支援
- 7) 実施による成果
- 8) 事業の継続性及び質の確保のための制度的な枠組み
- 9) 課題状況
- 10) 今後のサービス提供体制維持のための方針や対応予定等

(4) 事業所調査

※詳細は、「第5章 第1節」に記載。

①調査目的

特別地域加算等の中山間地域等に関する加算が給付されている地域におけるサービス提供や利用の実態、その特徴、特にサービス提供に関する移動コスト等の「事業不利条件」の内容や程度について、加算給付対象地域以外の地域における同サービスの実態と比較分析することによって、浮き彫りにすることを目的に調査を実施した。あわせて、中山間地域等の加算による成果の状況や課題につい

て分析することも目的とした。

②調査対象

「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定して訪問系・通所系サービスを実施している事業所を対象とした。

また、これらの加算を算定してしない訪問系・通所系サービスを実施している事業所を比較対照集団とした。

③抽出方法

○中山間地域等に所在し介護報酬の加算（15%、10%）を算定している事業所

【昨年度調査の回収事業所：悉皆】

- ・訪問介護事業所
- ・訪問入浴介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・居宅介護支援事業所

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%）を算定している事業所

【昨年度調査の回収事業所：悉皆】

- ・訪問リハビリテーション事業所
- ・通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所

【平成27年4月に加算の算定のあった事業所：悉皆】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所

○中山間地域等に関する加算（15%、10%、5%）を算定していない事業所

【抽出】

- ・訪問介護事業所
- ・訪問入浴介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・訪問リハビリテーション事業所
- ・通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

④調査方法

郵送法（電子メールでの実施も併用）。

⑤主な調査項目

<事業所票>

- 基礎情報
- 法人概要
- 事業所概要
- 従業員の状況
- サービス提供範囲
- 利用者の状況
- 収支状況
- 事業の効率性等
- サービス提供上の課題や工夫、重点的な取組
- 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点
- 今後の経営 / 等

<利用者票>

- 居住地の加算のタイプ
- 世帯構成
- 要介護度
- 認知症高齢者の日常生活自立度
- 利用者に必要な医療ケア
- 利用した他のサービス
- 最も合理的な経路
- サービス提供状況 / 等

5. 調査検討組織の設置

(1) 目的

介護報酬改定検証・研究委員会委員を委員長とし、本調査テーマ及び事業実務に関する有識者委員から構成する調査検討組織を設置し、調査票の企画設計及び集計分析、評価のあり方の提案、成果報告書作成に至るまで全般にわたってご指導いただいた。

(2) 委員構成

委員長	藤井 賢一郎	上智大学 総合人間科学部 准教授
委 員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
委 員	鈴木 隆浩	北海道 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 課長
委 員	須田 亘	株式会社アイケア 経営推進事業部 部長
委 員	中村 知佐	高知県 地域福祉部 高齢者福祉課 課長
委 員	宮島 渡	社会福祉法人恵仁福祉協会 常務理事

(敬称略、50 音順)

(3) 調査検討組織の開催

以下の4回を実施した。

	開催時期	主な検討テーマ
第一回	9月3日(木)	・本調査研究の実施計画案について ・調査票素案について
第二回	11月6日(金)	・調査研究の全体概要について ・アンケートの実施、集計について ・事業所アンケート ・市町村アンケート ・基準該当サービス、離島等相当サービスの実態把握、情報整理について ・好事例調査実施について ・全国マップの作成について
第三回	2月1日(月)	・結果概要案について ・訪問調査対象事例の選定について ・全国マップ作成について ・最終成果報告書の基本構成案について
第四回	3月4日(金)	・最終成果報告書案について ・全国マップについて

【参考】制度の解説

(1) サテライト

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）では以下の通り規定されている。

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ①利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

※下線は平成 27 年度報酬改定で見直された部分

なお、サテライト事業所は、各都道府県等の指定権者において、サービス提供体制の整備、効率的な事業実施や経営の安定性の確保の観点から、山間部や離島などだけでなく、地域の実情等を踏まえ、積極的な活用が図られることが期待されている方策のひとつである。

(2) 「指定サービス」「基準該当サービス」「離島等相当サービス」

介護保険サービスの提供方法には、以下の通り「①指定サービス」「②基準該当サービス」「③離島等相当サービス」の 3 つの方法がある。

①指定サービス	厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たしたサービス。 【指定】都道府県 【範囲】全国 【根拠法】介護保険法第 37 条
②基準該当サービス (特例居宅介護サービス費)	厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能。 【指定】市町村 【範囲】当該市町村

	【根拠法】介護保険法第42条 第1項 第2号 【満たすべき要件】 ・法人格は必要なし。 ・都道府県条例で定める基準該当サービスに関する人員・設備・運営基準を満たすこと。（居宅介護支援の場合は、人員・運営基準を満たすこと） 【対象サービス種】 ・居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与 ・介護予防サービス：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与 ・居宅介護支援
③離島等相当サービス （特例居宅介護サービス費）	上記の①指定サービスや②基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス（人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能）とし、柔軟なサービスの提供が可能。 【指定】市町村 【範囲】当該市町村 【根拠法】介護保険法第42条 第1項 第3号 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、<u>特例居宅介護サービス費</u>を支給する。 三 指定居宅介護サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である<u>離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準（※）に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</u> ※厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月31日厚生省告示第99号） ①離島振興法により指定された離島振興対策実施地域 ②奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島 ③山村振興法により指定された振興山村 ④小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原群島 ⑤沖縄振興特別措置法に規定する離島 ⑥豪雪地域対策特別措置法により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口が希薄であること、交通が不便であること等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの。

<基準該当サービスの人員・配置基準>

■訪問介護、介護予防訪問介護

訪問介護員等の員数	・3人以上。 ・訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者とする。
管理者	・専らその職務に従事する管理者を置かなければならないが、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備及び備品等	・事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・基準該当訪問介護の事業と第四十条第三項に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
同居家族に対するサービス提供の制限	・同居の家族に対して、以下の場合にはサービス提供が認められる。 ①利用者が離島、山間のへき地その他の地域に住んでおり、指定訪問介護のみでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める場合 ②訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 ③訪問介護が、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ④訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 ⑤訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

■訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

従業者の員数	・看護職員1人以上 ・介護職員2人以上 ※基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
管理者	・専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備及び備品等	・基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 ・基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

■通所介護、介護予防通所介護

人員基準	
生活相談員	・1人以上（提供日毎）
介護職員	・介護職員：1人以上（単位毎） - 利用定員が15人を超える場合は、超える部分の数を5で除した数に1を加えた数上 ・看護職員1人以上（単位毎） ※利用定員が10人以下である場合は、看護職員又は介護職員が1人以上とすることができる。
看護職員	
機能訓練指導員	・1人以上。 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
管理者	・管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備及び備品等	
食事を行う場所及び機能訓練を行う場所	・合計面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。 ※食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
生活相談を行う場所	・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
消火設備等	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

■短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

指定通所介護事業所等との併設	・指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所、又は社会福祉施設に併設しなければならない。
従業者の員数	
管理者	・専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
生活相談員	・1人以上。
介護職員	・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上。
看護職員	
栄養士	
機能訓練指導員	・1人以上。 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
調理員その他の従業者	・実情に応じた適当数。
定員	・20人未満
施設基準	
居室	・1居室の定員は4人以下。利用者一人当たりの床面積は、7.43㎡以上。 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮する。
食堂及び機能訓練室	・食堂及び機能訓練室を合計した面積：利用定員×3㎡以上 ※食事の提供の際には、その提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合、同一の場所とすることができる。
浴室、便所、洗面所	・身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。
その他	・その他、静養室、面接室、介護職員室を設置する必要がある。 ・廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

■福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具専門相談員の員数	・常勤換算方法で2人以上。

■居宅介護支援

準用	・基準の第1条の2、第2章、第3章（第26条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用される。 この場合において、第4条第1項中「第18条」とあるのは「第30条において準用する第18条」、第10条第1項中「指定居宅介護支援」とあるのは「基準該当居宅介護支援」、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第2章 事例調査

第1節 調査実施概要

1. 調査目的

ICTの活用、サテライト事業所の活用、基準該当サービスや離島等相当サービス等の導入、経営上の工夫等を通して、中山間地域等におけるサービス提供や事業実施上の課題（移動コスト、利用者確保、サービス提供職員の確保・育成等）を解決している事業所・保険者の事例について、事業開始の経緯やサービス提供実態、取組の成果状況等を詳細に把握する。

さらに把握した内容より、中山間地域等に特有のサービス提供や事業構築上の課題を解消するために有効な方策やツール、その導入方法や効果発揮のために留意すべき点などについて整理し、全国の中山間地域等において、効率的に継続してサービス提供していくための有効な方策を示した好事例（①市町村の独自の施策・取組事例、②個々の事業者（所）の経営・サービス提供事業の革新・工夫事例）としてまとめる。

2. 調査対象の選定方法

全国の市町村を対象とした市町村アンケート回収票、及び、中山間地域に所在する事業所アンケート回収票の回答内容を確認し、以下の選定基準に基づいて一次選定を行った。

中山間地域等におけるサービス展開方策として効果的と考えられる方策（施策・取組）

①ICTの活用
②サテライト事業所の設置
③介護保険事業と他の事業の多機能拠点
④多様な主体による協働・連携
⑤基準該当サービスや離島等相当サービスの活用

次いで、本調査検討組織における評価・検討を行った上で、今後、中山間地域等で事業を行う上で参考となる訪問系・通所系介護サービスの事例（他の地域での横展開を進めることが望まれる）等を選定し、訪問調査を実施した。

訪問調査実施対象

平成27年12月7～8日	高知県梼原町
平成27年12月14～15日	鹿児島県十島村
平成27年12月21日	社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園
平成28年1月12日	NPO法人ありがた家 デイサービスありがた家
平成28年3月1日	北海道幌加内町
平成28年3月3日	静岡県浜松市
平成28年3月7日	NPO法人コレクティブ 小規模多機能ホーム・定期巡回・随時対応訪問介護「いつでもくるばい」

3. 実施方法

提供事業者（所）及び保険者（自治体）等に対する訪問インタビュー調査を行った。

4. 調査実施時期

平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月上旬

5. 主な調査テーマ・項目

（１）保険者（自治体）

- 1) 中山間地域等におけるサービス提供支援に関する取組内容
- 2) 取組の経緯、連携した地域資源
- 3) 保険者の関与・連携状況
- 4) 保険者としての取組に関する課題認識と対応状況
- 5) 保険者としての取組に対する評価状況
- 6) 今後の展望、持続的なサービス提供を維持するために必要な方策
- 7) 仮説としての ICT 活用、サテライト方式、離島等相当サービス、基準該当サービスその他経営上の工夫等に対する評価・判断

（２）事業所

事業所へのインタビュー調査では、事業所管理者に加え、担当職員もインタビュー対象とした。

①事業所管理者

- 1) 事業所の事業内容・提供サービス、職員体制、利用者に関する基礎情報
- 2) 各好事例のテーマに関する取組内容
- 3) 取組の経緯、連携した地域資源等
- 4) 現在の取組の苦労、課題と対応状況
- 5) 自治体との連携状況（財政支援策以外も含む）
- 6) 取組の効果
- 7) 今後の展望、持続的にサービス提供するために必要な方策

②事業所：従業員

- 1) 保有資格
- 2) 現在の仕事・職場に就いた経緯
- 3) 就業歴
- 4) 担当している利用者の状況（住まい、訪問・送迎時の移動距離、要介護度、利用経緯、利用内容と頻度等）
- 5) 利用者、家族の在宅生活継続への寄与評価
- 6) 担当業務におけるサービス提供上の苦労、課題と対応状況
- 7) 現在の仕事内容、魅力と課題、地域との交流
- 8) 今後の就業継続意向、継続にあたっての課題
- 9) 今後の事業所、地域に対して

第2節 調査結果

1. 社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園(新潟県)

社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園		ICT を活用した遠隔介護サービス、介護記録システムの導入実施			
施策・取組の特徴	①テレビ電話を活用して、在宅の要介護高齢者の体調含めた状況確認とアセスメントを行い、迅速・的確な「電話での対応」、及び「訪問での介護その他必要な対応」の選択を行うことが可能。介護の質の向上と訪問介護職員の就業時間の削減に効果を発揮している。				
	②タブレットを活用して利用者の介護記録を作成。常に関係職種が、担当している利用者の状況と提供サービスの内容について、直近の情報を確認した上でサービスが実施でき、介護サービスの質の向上が図られている。				
取組の領域	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
	◎				

(1) 地域概況(長岡市)

地域指定		振興山村地域（一部）、特別豪雪地帯（一部）、特定農山村地域（一部）							
面積		890.9 km ²							
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）		(平成 26 年 10 月 1 日時点) ・人口 279,203 人 ・65 歳以上高齢者：77,099 人（高齢化率 27.6%）							
		(平成 37（2025）年 推計値) ・人口 256,181 人 ・65 歳以上高齢者：81,695 人（高齢化率 31.9%）							
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）		・認定者数：14,212 人（平成 26 年度） ・認定率：18.0% (内訳) 要介護 3 以上の割合：44.2 % (6,288 人)							
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
		1,022 人	1,479 人	2,552 人	2,871 人	2,217 人	2,024 人	2,047 人	14,212 人
介護保険料基準額（月額）		平成 27 年度から平成 29 年度：6,108 円							
介護保険サービス事業所・施設（①指定／②基準該当／③相当）	居宅	・訪問介護：48 か所 ・訪問看護：19 か所 ・通所介護：72 か所							
	地域密着	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2 か所 ・夜間対応型訪問介護：1 か所 ・認知症対応型通所介護：23 か所 ・小規模多機能型居宅介護：16 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護：1 か所 ・認知症対応型共同生活介護：32 か所（53 ユニット） ・地域密着型特定施設入居者生活介護：2 か所 ・地域密着型介護老人福祉施設：11 か所							
	施設	・介護老人福祉施設：16 か所 ・介護老人保健施設：9 か所 ・介護療養型医療施設：5 か所							
地域包括支援センター、日常生活圏域		11 か所（委託）							

名称	社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園
設立年月日	法人：昭和 53 年 10 月 11 日 高齢者総合ケアセンターこぶし園：昭和 57 年 4 月 8 日
代表者	総合施設長 吉井靖子
従業員数	543 名（平成 26 年 7 月 1 日現在）
業務内容	1. 指定介護老人福祉施設 2. 地域密着型介護老人福祉施設 3. 短期入所生活介護 4. 通所介護/認知症対応型通所介護 5. 訪問介護(24 時間 365 日型) 6. 夜間対応型訪問介護 7. 訪問看護(24 時間 365 日型) 8. 居宅介護支援 9. 認知症対応型共同生活介護 10. 小規模多機能型居宅介護 11. 配食サービス(3 食 365 日型) 12. 地域包括支援センター(委託事業) 13. 高齢者センター(委託事業) 14. 健康増進・介護予防センター 15. ケアハウス

（２）事業者独自の効果的な取組・工夫事例の概要及び特記事項

取組・工夫 名称	ICT を活用した遠隔介護サービス、介護記録システムの導入実施
①開始した経緯、目的、取組・工夫の枠組み開発・導入の経緯	・ 33 年前に長岡市の郊外にて特別養護老人ホームを開設したが、利用者や家族が好んで入所してくる状況ではないことを学び、施設と同じような在宅サービスを地域で提供しようと考え、まずはショートステイから始めた。 ・ ショートステイを運営していく上で、在宅で生活を継続するための問題点が明らかとなった。床ずれがある利用者が食事や入浴で回復するが、在宅に戻るとまた同じような状態に戻ってしまう。 ・ ショートステイでは診断書もなく心身の状態が分からない状態での利用が多いことから、事前訪問を実施した。事前訪問を実施する中で、ゴミ等で自宅に入れない人や感染症にかかっているにもかかわらず自宅で生活している人があるなど、さまざまな問題を在宅で抱えて生活をしていることが分かった。これらを一つ一つ解決していくための取組が現在の事業となっている。 ・ 平成 14 年から地域包括サービスを実施していたが、郊外を中心にサービス提供を実施していたことで、例えば、ヘルパーの訪問の効率が非常に悪い、などの課題があった。施設に入らなくても施設と同じようなサービスを提供できるようサポートセンター構想を立ち上げ、現在、長岡市に 18 か所のサポートセンターを運営するに至っている。 ・ 施設にはナースコールがあるが在宅にはなく安心が得られないということから、平成 15 年に未来志向プロジェクト（国補助金事業）にて ICT ツールを NTTdocomo と共同で開発し、在宅でのナースコールである「あんしんコール」を開始し、これが ICT の始まりとなった。 ・ 開発に当たっては、移動距離が長い分、訪問の優先順位を判断する必要性があり、音声だけの対応ではなく対面での対応性から、テレビ電話を導入した。 ○経済産業省研究事業（平成 23 年、平成 24 年） ・ 平成 23 年に経済産業省の研究事業にてタブレットを導入したが、もともとの目的は業務の効率化ではなく、特に在宅では施設とは異なり、家族への説明責任を果たす必要があることから、定期巡回・随時対応型サービスを地域で展開していく上で、複数のコールが同時に鳴った時に利用者や家族に対して、どのように優先順位を付けて訪問をしたのか、という点を説明するための記録が必

	要ではないか、ということで導入した。導入後、説明責任のニーズは1件もなかった。 ・一方で、ソフトを開発していくなかで浮かび上がってきた課題は、同じ内容の記録が重複しており、間接業務の効率が非常に悪い点であった。 ・タブレットを導入することで、間接業務が非常に効率的になり、また、利用者に対して複数のヘルパーが訪問を行っているが、前の訪問時の状態を把握することができ、点の情報が線で見えることで、ケアの質向上につながってきている。 ・また、タブレットの機能は導入からヘルパーなどの様々な要望を受け機能を拡張してきたが、機能として、映像を撮ることのできる機能は非常に便利である。介護職はなかなか医療側の言語を理解することは難しく、医療に対する垣根が高かったが、利用者の映像を医療側に送信することで、医療側が正確に判断できるようになり、介護側の負担も減った。今後ますます医療との連携が求められるが映像送信機能により、垣根を低くする効果があると考えている。 ・利用者の基本情報について、かつては地図などの情報をコピーしたり、利用者宅の見取り図や駐車スペースを記載したりする間接業務があったが、タブレットにすることで、地図情報はナビを活用できるなど、業務が効率的になった。 ・また、タブレットを利用することで、介護記録の転記作業の削減や、訪問後のステーションでの記録業務を行う必要がなくなり、ヘルパー一人当たり1日43.5分(450時間/月/事業所)の記録業務の効率化が図られた。 (調査概要) ○調査期間：H23年12月1日から1か月間 ○調査対象事業所：定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施している訪問介護ステーション（4か所） ○調査対象者：全てのヘルパー／サービス提供責任者（約30人） 資料：「24時間巡回介護の充実と介護負担の軽減ならびに経営の安定化調査」株式会社NTTデータ経営研究所（社会福祉法人 長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園提供資料） ・同様に、平成24年に訪問看護ステーションでの取組を行った。 ・訪問看護は訪問介護と異なり、医師に対して当月の記録と翌月の看護計画の報告義務があり、この業務時間が非常にかかっていたが、日々のケア記録がデータに残っていくことで効率化された。 ・請求業務と連動させることで、実績登録を行う必要がなく、月末月初の記録業務が効率化された。 ・研究事業は1年であったが現在も活用している。 ・タブレットについては、現在訪問介護と訪問看護にて活用。テレビ電話については、夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護にて活用している。
②自治体や他事業者、多職種との連携・協働	○在宅医療連携拠点事業（平成24年） ・平成24年に「在宅医療連携拠点事業」にて新潟県が2か所採択され、そのうちの1か所が当法人の訪問看護ステーション（訪問看護としての採択は全国で9か所）が採択された。 ・訪問介護や訪問看護で先行して実施していたICTを在宅医療連携拠点事業の対象地域（長岡市川西地区人口約6万人）に拡大させ、面として地域のなかで情報を同時に共有する仕組みの構築に取り組んだ。地域の診療所や病院、薬剤師、地域包括支援センター、訪問看護、訪問介護などを対象に実施した。 ・単年度事業であったが、地域に情報共有の仕組みを広げたいということで、長岡市地域包括ケアシステム推進協議会が立ちあげられ、現在導入に向け検討をおこなっている。 ・長岡市は医師不足ということもあり、在宅医療の推進に向け、主治医副主治医制度を実施する際にタブレットの情報の有効性や救急搬送時の情報連携の有効性もあり、検討が進められている。

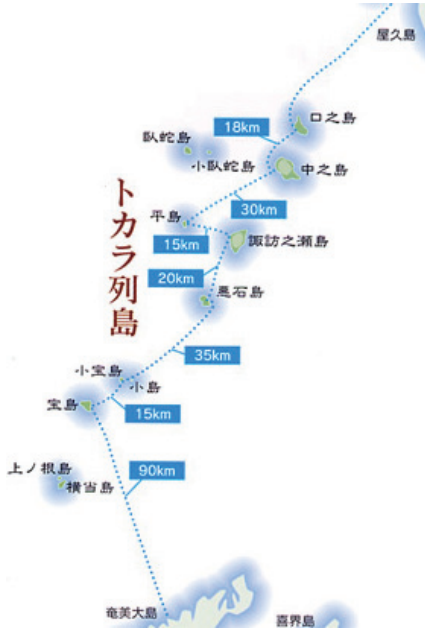
	○新潟県のモデル事業（平成 25 年） ・新潟県が小規模多機能型居宅介護を推進していることもあり、平成 25 年にモデル事業として小規模多機能型居宅介護事業所にテレビ電話を導入した。 ・他サービスと同様に、小規模多機能型居宅介護でもテレビ電話により訪問しなくてもよいケースの判断ができるなど、効率的な運営が可能となった。 ・単年度事業であったが、現在も利用を希望する利用者には継続して活用してもらっている。
③具体的な取組・工夫の概要	○テレビ電話 ・テレビ電話端末とコールボタンを利用者宅に配置。利用者はタッチパネルを触るかコールボタンを押すことで繋がる仕組み。 ・受け側はドコモ（FOMA）のテレビ電話機能のある携帯端末 2 台にて対応。1 台目に繋がらなくても 2 台目に自動転送される。 ・事業者携帯電話から利用者宅にかけるとも可能であるが、基本的には押すことはないとお伝えしている。ただ、間違えて押した場合の確認時や災害時の状態確認の場合には利用している。電源が落ちてもバッテリーにて 1 時間ほど連絡が取れる。 ・補助事業にて法人が購入しており、利用者の負担は通信費と基本料金のみ。中山間地域でも通じないことはない。 ・利用者がボタンを押せないケースなどは、契約時に定期的に映してよいか許可を取り対応しているケースもある。 ・コール自体はしっかりアセスメントを実施していれば頻繁になることはない。現在も夜間にコールが鳴ることはほとんどない状態になっている。 ○タブレット ・ヘルパーに対する機器の導入については、テレビ電話は問題なかったが、タブレットは導入時一人のヘルパーから辞めたいという申し出があった。実際には 1 週間程度で使いこなせるようになった。 ・導入に当たっては、1 対 1 での指導（開発事業者対応）を実施し、事業所としては、操作に慣れるまで訪問を少なくするなどの対応を行った。 ・記入については、コピー機能やレ点式にすることで、出来る限り使いやすいものとした。また、タブレットの大きさ（手のひらサイズ）や文字の大きさ、色などにも注意し開発・カスタマイズを行った。また、訪問看護では、専門用語や薬剤の辞典を入れている。 ・タブレットは一人 1 台ではなく、訪問時にステーションから持参している。 ・成功要因としては、導入時に選択肢をもたせないこと。手書きでもよいとすると手書きになってしまう。また、訪問看護よりも訪問介護に先に導入した点も大きかった。訪問介護で導入できているのであれば訪問看護でできないとする理由がない。 ・訪問介護計画書の作成機能がタブレットには入っていないが、紙ベースで作成したものを写真で撮り掲載している。 ・実地指導は受けているが、タブレット情報で対応でき、紙ベースで必要であれば必要に応じて出力している。 ・日々の運用コストは感熱ロール紙費用程度（1 枚 1 円程度）。 ・タブレットとソフト、印字機のレンタル代が月 8 千円必要。
④取組の効果、成果	○導入効果 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスでは、法人外の訪問看護も同じ端末を持っている（長岡市医師会が配布）。外部の訪問看護に対してはいつ連絡してよいか分からなかったが、タブレットにすることで、適宜コメント等が入力されるなど、情報連携がスムーズになった。 ・訪問看護が週 1 回のみの訪問であっても、毎日のヘルパー情報が参考になる。医師も同様。経過が分かることは重要。また、救急搬送時もその場で情報を提供できる。 ・申し送り事項を毎日コピーして各事業所に送付していたが不要になった。ま

	た、写真機能を活用し、申し送り事項を打ち込むのではなく写真で確認できる。 ・ 担当者会議等の会議資料の効率化が図られた。
⑤ 取組・工夫の課題、および今後の展望	○課題等 ・ 将来的には通所介護などの他のサービスにも導入することで利用者を面的に支えることができ、より効率的な情報共有が可能となると考えている。 ・ 要支援の方は緊急通報システム（安心支援システム）を利用しており、今度統一できるとよい。 ・ 長岡市は医師会が積極的に導入を検討した面もあり、ICT 導入に対して協力的。医師会は、救急搬送をいかに減らすか、いかに在宅医療をおこなう医師の負担を減らすかという点で ICT の有効性を理解している。 ・ 今後、他サービスにも広げていった場合、情報量が多くなることから、必要な情報をスムーズに見ることができるような仕組みは必要か。 ・ 音声入力は今時点でも行えるが、起動に時間がかかるなどまだ十分に活用はできていない。業務が立て込むとその場で打ち込みができなくなる場合がある。音声対応ができればより効率的になるか。
⑦ 他地域での横展開に関するポイント、要件	・ このシステムの利活用を通して、ケアに従事する個々の職員は、利用者に対する提供サービスの状況、利用者の状態像、多職種への連絡事項等を常に直近情報として確認しながら的確なケアを行うことができる。したがって、利用者に対するケアの質を向上させる効果を発揮する。 ・ また、医療、看護、介護の多職種の職員が共有してこのシステムを活用し、定期的な実績の振り返りを行うことを通して、異なる職種間のケアに関する言語の共通化がはかられ、職員間のケアに関する専門用語の理解、技術、ノウハウの統一化と向上をはかることが可能となる。 ・ さらに記録の重複化を解消することにつながることから、紙資源の消費削減効果、及び就労時間削減効果も生じる。 ・ ただし、組織として ICT の利活用を円滑に進め導入効果を発揮するためには、少なくともケア担当職員全員の習得が必要となることから、職員の就業形態に応じた研修機会を柔軟に提供し全員が習得することを支援する取組が必須となる。

2. 十島村(鹿児島県)

鹿児島県十島村	事業者や専門職のバックアップを受けながら住民主体で取り組む通い・訪問を中心とした島に住み続ける仕組みづくり(総合事業モデル事業「なごみの里」の取組)				
施策・取組の特徴	①住民との意見交換会を開催し、支援してもらおう立場でなく、自分達でどうしていくのか、住民に主体的に考えてもらう機会を提供。事業所の運営協議会を地域住民が自主的に立上げ、事業所の運営だけでなく、島の高齢者支援体制、地域の課題解決、地域づくりについても検討。 ②宝島で小規模多機能型居宅介護を運営する民間法人が口之島で住民主導の取組を支援しているほか、霧島市内の事業所より2か月に1回、作業療法士が訪問。個別カンファレンスを開催し、事業所スタッフに、今後2か月間、どのような支援を行えばよいかを具体的にアドバイス。				
取組の領域	① ICTの活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
				◎	○

(1) 地域概況

地域指定	特定農山村、過疎地域、離島振興対策実施地域
面積	93.18 km² (有人島のみ) ※内訳 ・口之島：13.33 km² ・中之島：34.48 km² ・諏訪之瀬島：27.66 km² ・平島：2.08 km² ・悪石島：7.49 km² ・小宝島：1.00 km² ・宝島：7.14 km² (資料) 国土交通省「離島振興対策実施地域一覧(平成27年7月13日現在)」  (資料) 十島村 HP

人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）

	総人口				高齢化率	後期高齢化率
	高齢者人口計					
		前期	後期			
口之島	128 人	50 人	17 人	33 人	39.1%	25.8%
中之島	160 人	60 人	15 人	45 人	37.5%	28.1%
平島	65 人	20 人	8 人	12 人	30.8%	18.5%
諏訪之瀬島	71 人	13 人	13 人	0 人	18.3%	0.0%
悪石島	70 人	12 人	3 人	9 人	17.1%	12.9%
小宝島	58 人	9 人	5 人	4 人	15.5%	6.9%
宝島	133 人	38 人	15 人	23 人	28.6%	17.3%
合計	685 人	202 人	76 人	126 人	29.5%	18.4%

※平成 26 年 11 月末日現在

(資料) 十島村「十島村高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」
平成 27 年 3 月

(平成 52 (2040) 年度推計)

・人口 464 人

・65 歳以上高齢者：201 人（高齢化率 43.32%）

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口 H25.3 より

要介護認定者（認定率、要介護度別人数）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	高齢者数	認定率
口之島	1 人	3 人	0 人	3 人	0 人	0 人	0 人	7 人	52 人	13.5%
中之島	2 人	2 人	1 人	1 人	2 人	1 人	0 人	9 人	60 人	15.0%
平島	3 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	6 人	19 人	31.6%
諏訪之瀬島	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	13 人	0.8%
悪石島	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	3 人	13 人	23.1%
小宝島	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	8 人	12.5%
宝島	2 人	0 人	1 人	3 人	0 人	0 人	3 人	9 人	42 人	21.4%
住所地特例	0 人	2 人	0 人	0 人	3 人	0 人	4 人	9 人	—	—
合計	11 人	8 人	2 人	8 人	5 人	3 人	8 人	45 人	207 人	21.7%

(資料) 十島村「十島村高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」
平成 27 年 3 月

介護保険料基準額（月額）

5,300 円

介護保険サービス事業所・施設（①指定／②基準該当／③相当）

居宅	—
地域密着	小規模多機能型居宅介護：1 事業所（小規模多機能ホームたから） ※③離島等相当サービス
居宅介護	—
施設	—

高齢者生活支援に関する制度・事業

<めざす姿>

○「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」を目標に、「いきいき教室」と「見守り支援」を中心に事業を展開している。

<事業概要>

①とからいきいき教室	○月に 1 回、健康チェック、ストレッチ体操、会食、季節に合わせた行事など、島の特色を活かしながら「住み慣れた島でいつまでも元気に生活できる」を最終目標に、各島の運営委員（ボランティア）が主体となって運営。
②老人生きがづくり	○高齢者が日々の生活を充実したものにするため、生きがいを推進。口之島、宝島において、老人クラブが中心となり、生きがい事業を実施。
③介護予防・日常生活支援総合事業	○平成 26 年度より口之島をモデル事業として取組を開始。 ○「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業（地域支援事業）」の 2 事業より構成。 ○「介護予防・生活支援サービス事業」

	・訪問型サービス：高齢者見守り支援員等により声掛け等 ・通所型サービス：週 1 回のサロン活動を実施 ・その他生活支援サービス：地域ケア会議を運営 ・介護予防ケアマネジメント：地域包括支援センターが中心となり、ケアプランを作成 ○「一般介護予防事業（地域支援事業）」 ・介護予防把握事業：早期に介護予防的な介入が必要な人の把握 ・介護予防普及啓発事業：パンフレットや広報等による情報提供等 ・地域介護予防活動支援事業：ボランティアの育成、交流・研修機会の支援等 ・地域リハビリテーション活動支援事業：訪問、サービス担当者会議、住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職員等の関与 ・介護と医療の連携：へき地診療所を地域包括サブセンターとして設置。各島に看護師を 1 名常駐し、地域包括と医療の業務を担当。関係機関と協力し、「看取りマニュアル」を作成。 ・総合的な認知症対策の推進：相談体制の強化、認知症サポーター養成等。 ・本庁に認知症地域推進員を 1 名配置している。 ・地域ケア会議：個別レベル、生活圏域レベル、十島村全体の会議等を開催。 ・生活支援サービスの基盤整備の推進：生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置。 生活支援コーディネーターは、本庁に 2 名、口之島に 1 名、宝島に 2 名を配置している。（宝島は生活支援整備事業を事業所に委託） ・小規模多機能ホームたからの取組：小規模多機能型居宅介護の相当サービスとして指定。地域の交流の場としての拠点施設 ・介護サービス従事者等の人材育成と確保	
	＜とからいきいき教室＞ ○「とからいきいき教室」は平成 19 年から開始した。「特定離島ふるさとおこし推進事業・健康増進対策」と一部、介護保険事業で対応している。 対象は 65 歳以上で、以下の 3 点を目的としている。 ・生活習慣病の予防 ・今の元気な状態をもっと長く維持できるように ・今よりも元気になれるように ＜見守り支援＞ ○平成 24 年、宝島に小規模多機能型居宅介護事業所「ホームたから」が開設され、他の島にも同様に事業所を開設するののかとの質問があった。他の島に事業所を開設することは難しいことから、見守り支援員を育成し高齢者支援を行うこととした。 ○早速、平成 24 年度より「高齢者見守り支援員」の育成を開始した。カリキュラムは村の保健師が作成した。見守り支援に依頼している事項は、以下の 7 項目である。 ・対象者の安否の確認 ・短時間の話し相手 ・高齢者サロン活動の支援 ・巡回送迎 ・対象者の状況の記録及び報告 ・緊急時における連絡 ・その他村長が必要と認める支援 ○見守り支援員は、自治会の推薦のもと、公募により募集を行っている。 ■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ ※健康体操教室、サロンについて※ ・地域包括支援センターのサブセンターとして、月曜日にサロン、木曜日に健康体操教室を開催している。そこで、高齢者一人ひとりの動きを見ながら、予防的な取組を行っている。参加者数は 15 名前後である。参加費は無料である。 ・サロンが開催される前は、見守り支援員が月曜日に高齢者宅を訪問し、血圧を測ったり、話を聞くなどしていた。現在はサロンで対応しているが、参加できなかった人に対しては、サロン終了後、見守り支援員と看護師で訪問するようにしている。	

	・サロンでは、お茶を飲んだり、ものを作ったりする活動を行っているが、天気がよければ畑へ行って畑作業をしながら身体を動かすことを支援している。畑仕事をしてきた高齢者にとって、畑に出ることは介護予防につながる。 ・健康体操教室への参加者募集の方法について、地域包括支援センターからは、老人クラブへ呼びかけたり、診療所に来た高齢者に紹介するなどしている。参加を決める要因としては口コミが多い（参加者から「体操をするとすっきりする」と聞くなど）。また、足の力が弱くなって躓くことが多くなった等、健康状態を自覚して参加する人も多い。 ※理学療法士の訪問について※ ・年に1回、鹿児島市内より理学療法士が訪問し、個別指導を行っている。毎年指導を受けている高齢者は、健脚度合いがよくなるなどの効果が見られる。一年前と比較して機能が低下していれば、再指導を行い、健康体操教室に通うことなどをアドバイスする。年1回の訪問のため、半年に1回程度あるとよいと感じている。 ※課題※ ・診療所の業務を看護師1名で行っている中、見守りや地域包括支援センターの業務も行わなければならないため、手が回らない状況にある。見守り支援員の力がつければ、見守りの方は安心して任せて、診療所の業務に専念できると感じる。																																																																																										
地域包括支援センター、日常生活圏域	・地理的条件や地域性から、各島を1つの日常生活圏域として7か所設定している。（口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島） ・地域包括支援センターは、村役場内に設置している。また、地域包括支援センターを補助するため、各島の村立へき地診療所内にサブセンターを設置している（7か所）。																																																																																										
医療機関（診療科目、病床数等）	・村立へき地診療所を各島に1か所設置し、看護師を1名ずつ配置している。 ・医師は、中之島に常駐医を配置している。中之島の常駐医が、口之島・平島・諏訪之瀬島を月に2～3回、巡回する。常駐医は、平成27年より、奄美大島にある県立大島病院から派遣されている。 悪石島、小宝島、宝島は、鹿児島赤十字病院の医師が定期船を利用して、鹿児島市から毎月巡回診療を行っている。 ・救急搬送は、鹿児島市内からドクターヘリが対応している。平成28年10月からは奄美大島の県立大島病院からも就航する予定である。																																																																																										
その他医療・介護・福祉関係資源状況	○十島村のマンスターの状況は下表のとおりである。 <table><tr><th></th><th>本庁</th><th>口之島</th><th>中之島</th><th>平島</th><th>諏訪之瀬島</th><th>悪石島</th><th>小宝島</th><th>宝島</th><th>合計</th></tr><tr><td>保健師</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>看護師</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>生活支援コーディネーター</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>認知症地域推進員</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>高齢者見守り支援員</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>16</td></tr><tr><td>代替看護師</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td></tr><tr><td>栄養士</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>14</td><td>5</td><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>4</td><td>42</td></tr></table> ※平成27年12月現在 （資料）十島村 ・さらなる保健・医療・福祉の拡充を図るために平成27年度より本庁の保健師を4名体制に拡充した。 ・宝島の生活支援コーディネーターは、小規模多機能型居宅介護を運営している事業所に委託している（生活支援整備事業を委託）。		本庁	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	合計	保健師	4	0	0	0	0	0	0	0	4	看護師	2	1	1	1	1	1	1	1	9	生活支援コーディネーター	2	1	0	0	0	0	0	2	5	認知症地域推進員	1	0	0	0	0	0	0	0	1	高齢者見守り支援員	0	2	5	2	1	4	1	1	16	代替看護師	4	1	1	0	0	0	0	0	6	栄養士	1	0	0	0	0	0	0	0	1	計	14	5	7	3	2	5	2	4	42
	本庁	口之島	中之島	平島	諏訪之瀬島	悪石島	小宝島	宝島	合計																																																																																		
保健師	4	0	0	0	0	0	0	0	4																																																																																		
看護師	2	1	1	1	1	1	1	1	9																																																																																		
生活支援コーディネーター	2	1	0	0	0	0	0	2	5																																																																																		
認知症地域推進員	1	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																																		
高齢者見守り支援員	0	2	5	2	1	4	1	1	16																																																																																		
代替看護師	4	1	1	0	0	0	0	0	6																																																																																		
栄養士	1	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																																		
計	14	5	7	3	2	5	2	4	42																																																																																		

	○遠隔医療システム - 各島の診療所（7か所）、村役場、鹿児島赤十字病院の9か所をつなぐ遠隔医療システムを導入している。医師が診察するときなどに活用している。 ■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ - 遠隔医療システムは、相談や会議などで活用している。 - 医師との日常的な業務連携では、いつも診療所にいるわけではないので、遠隔医療システムよりは、携帯電話で写真を撮って送るなどした方が早い場合が多い。 7つの島に診療所があるが、他の島の看護師と話をする機会が少ないため、遠隔医療システムを活用して、月に1回でも、顔を合わせて話す機会を作りたい。
その他（周辺を含む地域概況、今後の推移見通し等関連情報）	- 十島村は、有人7島、無人5島からなる。以前3,000人あった人口は、高度経済成長期に大きく減少し、平成21年に600人を下回った。人口対策を最重要課題としており、積極的なUIターン施策によって、わずかだが人口が増加している。 ■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ - 宝島には、一人暮らし高齢者は少なく、一人暮らしでも家族が隣に住んでおり、家族の見守りのある人がほとんどである。 - 宝島に来て8年が経つが、がん末期で入院するために島を離れた人が数人、施設に入所した人が1名のみいた。病状が悪化して入院し、その後、病院と同法人の特別養護老人ホームに入所した。

（２）取組内容・特徴等

①主な自治体独自の取組事例の概要及び特記事項

取組１．名称	口之島モデル事業（なごみの里）
① 取組の概要	通所型＋訪問型
1) 対象地域	口之島（十島村）
2) 提供の担い手（職員、スタッフ）体制	- 介護職員（介護補助員）：常勤1名 - 高齢者見守り支援員：賃金雇用1名 （看護師資格。病院での看護師長経験あり） - 村営診療所看護師（地域包括サブセンター）：常勤1名 - 看護師：現地雇用パート1名
3) 利用対象者	要支援1～要介護2程度の高齢者 ＋ 一般高齢者
4) 事業所名	なごみの里
5) 法人名	運営主体：なごみの里運営協議会（住民団体） 支援団体：株式会社浪漫 株式会社ユニティ
6) 実施開始年	平成24年

7) 事業の財源（設置、運営）

○介護職員は、生活支援コーディネーター事業、見守り支援員は総合相談事業、地域支援事業の事業費で対応している。

○利用者の負担は食費のみである。地域支援事業による事業であり介護保険のサービス利用料は負担しない方法で対応している。

○介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体による第1号通所事業の運営費補助金を活用。

補助金の区分	補助対象経費	補助金額
住民主体による第1号通所事業	1. 初年度立ち上げ費用 周知にかかる費用 その他立上げに必要と認められる費用	補助対象経費の10割 (上限額 100,000 円)
	2. 総合事業に係る第1号通所事業運営費に係るもの (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費等、その他運営に必要と認められる費用) ただし、食事代については実費となるため対象外とする。	開設1回当たり 1,500 円
	3. 賃借料（家賃相当分）	補助対象経費の10割 (上限額月額 50,000 円)

8) 提供実績

○目指す姿は「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」。そのためには、「本人の覚悟」「家族の覚悟」「地域の覚悟・支援」「医療体制」「人材確保」等が必要と認識して、事業を推進している。

○事業内容は、対象者の安否確認、短時間の話し相手、高齢者サロン活動の支援、巡回送迎、対象者の状況の記録及び報告、緊急時における連絡、会食等である。サロンは週に1回、訪問・声掛けは週に2～3回実施している。医師による講話や看護師の健康相談なども行っている。

＜サロンの参加状況：平成26年4月～9月＞

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
75歳以上	実人数	22	21	20	18	16	18	
	延人数	72	60	66	53	42	54	347
65歳以上 75歳未満	実人数	4	4	4	4	4	4	
	延人数	12	10	13	12	9	11	67
ボランティア等	実人数	2	6	4	7	0	4	
	延人数	4	11	10	8	0	6	39
従事者	実人数	4	4	6	4	5	5	
	延人数	16	14	14	11	12	17	87
実人数合計		32	35	34	33	25	31	190
延人数合計		104	95	103	84	63	88	537
実施回数		4	4	4	4	3	4	23

＜訪問・声かけの実施状況：平成26年4月～9月＞

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
75歳以上	実人数	20	23	25	26	26	25	
	延人数	130	108	134	152	135	123	782
65歳以上 75歳未満	実人数	4	3	4	4	4	2	
	延人数	5	6	13	17	12	13	66
従事者	実人数	2	2	2	2	2	2	
	延人数	16	12	15	16	16	13	88
実人数合計		26	28	31	32	32	29	178
延人数合計		151	126	162	185	163	149	936

○なごみの里の職員、見守り支援員、看護師で個別レベルの地域ケア会議を開催している。

○鹿児島県の「高齢者元気度アップ地域活性化事業」を活用し、食生活改善推進員3名が、なごみの里で食事づくりを行っている。正月料理など、季節料理も提供している。

②開始した経緯、目的、取組の枠組み構築の経緯	<平成 24 年：なごみの里の活動を開始> ○平成 24 年より、看護師経験のある見守り支援員が中心となり、空き家を利用して、週 1 回のサロンと、週 2～3 回の訪問を開始した（なごみの里）。泊まりは行っていないが、通い・訪問による小規模多機能的な事業が始まった。 <平成 26 年 5 月：住民との意見交換会の開催> ○県介護福祉課、鹿児島地域振興局、株式会社浪漫代表が参加し、口之島住民との意見交換会を開催した。口之島で今後、高齢者はどのように過ごしていきたいのか、介護保険制度及び改正に対して、どのようなことを望んでいるのか等について話し合った。 ○住民からは、「なごみの里」の機能強化、高齢者支援体制の充実、宝島のような「施設型」の小規模多機能サービスを望む声があった。施設型は財政的に厳しく、事業者の参入も見込めないことから、「総合事業」を「住民主体」で進めていくこととなった。 <平成 26 年 7 月：常勤の介護補助員の配置> ○口之島出身の常勤の介護補助員を配置し（U ターン者）、月曜日から金曜日まで常時開設する支援体制を整えた。 ○活動内容は、対象者の安否確認、短時間の話し相手、高齢者サロン活動の支援、巡回送迎、対象者の状況の記録及び報告、緊急時における連絡、会食等である。 ○地域包括サブセンターの看護師、役場スタッフ等を交えての個別のケア会議も開催できるようになった。 ○口之島の高齢者関係のスタッフ体制は以下となった。 ・介護職員（介護補助員）：常勤 1 名 ・高齢者見守り支援員：賃金雇用 1 名 ・村営診療所看護師（地域包括サブセンター）：常勤 1 名 ・看護師：現地雇用パート 1 名 ○株式会社浪漫、県職員にも参加してもらい、住民のグループワークを行い、「なごみの里」の理念も決まった。掲示して事業所の職員や集まった高齢者が読むようにしている。 <なごみの里理念> ①元気で笑顔のある自分らしい暮らしがしたい を応援します。 ②島のみんなといつまでもつながっていたい を応援します。（それが絆だ） <平成 27 年度：「なごみの里運営協議会」の設置> ○「なごみの里」を中心とした高齢者支援体制、地域の課題解決、地域づくりを検討することを目的に「なごみの里運営協議会」を設置した。運営協議会は地域住民が自主的に立ち上げた。 ○運営協議会のメンバーは、自治会、民生委員、婦人会長等である。 ○運営協議会では、「今後、なごみの里を介護保険制度にのせていくためにどのようにしていくことが最適か」「地域の高齢者支援、地域づくりをどのようにしていくか」「運営費の取扱い」などについて、協議が行われた。 <平成 27 年 7 月 1 日：総合事業としてスタート> ○なごみの里の運営は住民主体（なごみの里運営協議会）で実施。 ○食事調査に基づき、食事等の生活支援サービスの展開を検討。
③提供事業者（所）の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	○村の職員とともに、県職員、宝島で小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人等が、住民主導で事業を立ち上げ、運営していくことを支援。
④取組の効果、成果	○宝島の老人クラブより「なごみの里」を見学したいとの要望があり、宝島老人クラブ 8 名が口之島を訪問した。口之島の老人クラブとの交流会が開催され、

	総勢 49 名が参加した。島同士の交流は、これまでなかったことである。 宝島の老人クラブの訪問に際しては、なごみの里の運営協議会で、どのように受け入れるかを話し合った。
⑤取組の課題	○住民主体で生活支援サービス（食事・入浴など）をどのように行っていくかを検討しており、食事が作れなくなって島を離れる人が多いため、食事に関するニーズ調査を行う予定である。食事に困っている人の実態を把握していきたいと考えている。
⑥提供サービスの質確保に関する支援	○村の保健師等、職員が直接関わるのが重要であり、その際に、「これをしてください」ではなく、「どうしたいですか」と住民の自己決定をどのように支えていくかが大切である。「無い」ではなく「ある」ものをどのように活用していくかという発想となるように支援している。その結果、住民より様々なアイデアが出てくる。 ○モデル事業であるため、村で事業の評価を行い、引き続き支援していく。
⑦今後の取組の展望（継続、拡大、展開、縮小）	○口之島での取組が、モデルとして他の生活圏域（他の島）へ展開していけるように取り組んでいきたいと考えている。
⑧他地域での横展開に関するポイント、要件	○県や村の担当者、民間事業者等が参加して、住民との意見交換会やワークショップを開催し、住民自ら、地域でどのように暮らしていきたいのかを考えることを支援。 ○資源が限られている中、「無い」から欲しいではなく、「有る」ものをどう活用するかという発想となるように支援。自治体職員（保健師等）が、住民と直接合って、どうしたいのか、自己決定を促す。 ○その結果、住民が自主的に事業所の運営協議会を設立し、運営や高齢者支援体制、地域課題の検討を行うことにつながった。

取組 2. 名称	中之島モデル事業										
①取組の概要	通所型＋訪問型										
1)対象地域	中之島（十島村）										
2)提供の担い手（職員、スタッフ）体制	・見守り支援員：5名 9月に1名養成して5名となった（ヘルパーの資格取得者）。										
3)利用対象者	要支援1～要介護2程度の高齢者 ＋ 一般高齢者										
4)事業所名	中之島くつろぎの郷										
5)法人名	中之島くつろぎの郷運営協議会										
6)実施開始年	平成 28 年 1 月 16 日										
7)事業の財源（設置、運営）	○老人クラブ ・ 県の補助金 ・ 村のいきがい対策事業 ○平成 28 年 1 月 16 日～ 総合事業として展開（口之島と同じく補助にて実施）										
8)提供実績	○主要事業：サロンの開催：週 1 回、訪問：週 1～2 回 ○活動内容 <table><tr><td>・対象者の安否の確認</td><td>・対象者の状況の記録及び報告</td></tr><tr><td>・短時間の話し相手</td><td>・緊急時における連絡</td></tr><tr><td>・高齢者サロン活動の支援</td><td>・その他村長が必要と認める支援</td></tr><tr><td>・巡回送迎</td><td></td></tr></table>			・対象者の安否の確認	・対象者の状況の記録及び報告	・短時間の話し相手	・緊急時における連絡	・高齢者サロン活動の支援	・その他村長が必要と認める支援	・巡回送迎	
・対象者の安否の確認	・対象者の状況の記録及び報告										
・短時間の話し相手	・緊急時における連絡										
・高齢者サロン活動の支援	・その他村長が必要と認める支援										
・巡回送迎											
②開始した経緯、目的、取組の枠組み構築の経緯	○口之島の事業をモデルに、平成 27 年より、中之島でも取組を開始。 ○週 1 回のサロンや訪問を行っていることから、総合事業としての要件はほぼ満たされていたが、要介護認定率が高く、口之島をモデルにさらに強化を図る必要があった。 ○平成 27 年 6 月以降の取組内容・取組予定は以下の通り。 <table><tr><th></th><th>取組内容</th><th>参加者等</th></tr><tr><td rowspan="2">8/1（土）</td><td>・住民説明会・意見交換会・講話（13 時～）</td><td>33 名（高齢者中心）</td></tr><tr><td>・住民説明会・意見交換会（19 時半～）</td><td>20 名（役員・高齢者見守り支援員）</td></tr></table>				取組内容	参加者等	8/1（土）	・住民説明会・意見交換会・講話（13 時～）	33 名（高齢者中心）	・住民説明会・意見交換会（19 時半～）	20 名（役員・高齢者見守り支援員）
	取組内容	参加者等									
8/1（土）	・住民説明会・意見交換会・講話（13 時～）	33 名（高齢者中心）									
	・住民説明会・意見交換会（19 時半～）	20 名（役員・高齢者見守り支援員）									

	9/5 (土)	・高齢者見守り支援員研修 ・高齢者見守り支援員と今後の展開等について意見交換会、住民説明会	1 名人材を確保 10 名 (役員、高齢者見守り支援員等)
	9/22 (火)	高齢者支援体制説明会・意見交換会 →老人クラブを望む声が多く聞かれた	53 名
	10/3 (土)	介護予防モデル事業の住民説明会 →中之島で住民主体のモデル事業取組の希望有地域で老人クラブ立上げを支援していく方向性を決める	56 名 国のアドバイザー、 県職員が来島
	10 月～	・高齢者見守り支援員を中心に週 1 回のサロンを週 2 回への取組に充実	
	11 月～	中之島シルバー倶楽部設立	
	11/10 (火)	介護予防教室 中之島シルバー倶楽部総会	35 名参加
	11/17 (火)	介護予防教室 →「さわやか体操」と妙名	29 名参加 県職員同行
	11/24 (火)	介護予防教室	23 名参加
	12/1 (火)	介護予防教室	
		住民説明会	
	12/12 (土)	認知症講演会	
	2 月	介護予防事業モデル評価 (3 か月評価)	
	○村の保健師 3 名が参加して住民のグループワークを開催した。島でどのように暮らしていきたいのか、何が必要なのかを検討した。(何があるから安心なのか、何がないから不安なのか)。		
③提供事業者 (所) の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	○口之島の事業をモデルに、中之島でも事業を立ち上げるため、村の保健師等が中心となって住民説明会や意見交換会を開催。住民主体で事業を推進する体制づくりをバックアップ。		
④取組の効果、成果	○総合事業における住民主体の拠点をどのように作っていくか、住民で話し合いを進める中、中之島には高齢者のリーダーがいなかったため、誰かになってもらえないかと相談したところ、リーダーではなく、老人クラブを作っていくとなった。そして、中之島シルバークラブが設立された。 ○口之島と宝島の老人クラブの交流が始まったが、中之島シルバークラブも交流していく予定である。		
⑤取組の課題	○人材確保 ・専門職の確保が必要であり、常勤の介護補助員がいなかったため、育成していきたいと考えている。 ○場所の確保 ・常時開設できる施設が無い。空き家がなく、場所の確保が課題となっている。現在はコミュニティセンターを利用しているが、行事が入るとサロンの開催ができなかったり、常設でないため、相談したいと時に開設していないなどの課題がある。 ・住民より、台風被害にあった温泉センターを複合的な施設にして欲しいという要望が出ている。ここに常設で事業所を開設できないか検討中である。 ○実施主体 ・住民主体の総合事業は実施主体に対する補助となるため、実施主体をどうするかが課題となっている。まだ運営協議会は組成されていない。 ○送迎 ・3 地区とエリアが広いので、サロンへ通うための送迎を確保する必要がある。高齢者見守り支援員を 1 名増員したため、送迎への対応について検討していきたい。サロンだけでなく、診療所や港への送迎に個別対応する体制も検討していきたいと考えている。		
⑥提供サービスの質確保に関する支援	○介護職員がいなかったため、スタッフに対して、村の保健師が島を訪問した際に、基礎から指導している。		
⑦今後の取組の展望 (継続、拡大、展開、)	○平成 28 年 1 月中に、中之島総合事業として立ち上げていく予定である。 ○サロンの開催件数を週 1 回から 2 ～ 3 回へと増やしていきたい。		

縮小)	○中之島コミュニティセンターで実施しているが、将来的には、常時、集える場所を確保していきたい。
⑧他地域での横展開に関するポイント、要件	○地域に介護の知識や技術を持つ人材がいないため、住民スタッフに対して、自治体の保健師等が基礎から指導を行い育成。 ○事業を行う法人が地域にないため、住民による運営主体組成を支援。

取組 3. 名称	小規模多機能ホームたから (小規模多機能型居宅介護の相当サービス)																																		
①取組の概要																																			
1) 対象地域	宝島																																		
2) 提供の担い手（職員、スタッフ）体制	【管理者】常勤1名 【介護職員】常勤2人 非常勤4人（常勤換算：5.7人）																																		
3) 利用対象者	要介護高齢者																																		
4) 実施事業者（所）名	小規模多機能ホームたから																																		
5) 法人名	株式会社浪漫																																		
6) 実施開始年	平成24年4月																																		
7) 事業の財源（設置、運営）	○利用者数が少なく事業採算をとることが難しいため、事業者に対して拠点施設の指定管理料として財源補てんしている。 ○また、利用者に対して、宿泊助成も行っている（1泊2,000円）。																																		
8) 相当サービスの基準	○村独自の相当サービス基準を設定している項目 第4章 小規模多機能型居宅介護 第63条（従業者の員数等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>基準</th><th>相当サービス基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>常勤換算方法で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに介護従業者1以上</td><td>常勤換算方法で通いサービス利用者の数が4又はその端数を増すごとに介護従業者1以上 <u>やむを得ない理由と本村が認めた場合においては、常勤換算方法による小規模多機能型居宅介護相当サービス従業者の配置はこの限りではない。</u></td></tr> <tr> <td></td><td>訪問サービスの提供に当たる1以上</td><td>常勤換算方法による介護従業者が兼務できる</td></tr> <tr> <td>4</td><td>介護従業者のうち1以上は看護師又は准看護師</td><td>診療所等の看護師又は准看護師の定期訪問による連携で対応可能な場合は、看護職員を配置しないことができる。</td></tr> <tr> <td>7</td><td>専従の介護支援専門員を配置。利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の他職務又は併設事業所との兼務可。</td><td>左に同じ ただし、<u>利用者の支障がない場合は、介護支援計画にかかる研修等を受講し介護の知識及び経験があると本村が認めたもの（以下「介護支援専門員等」という。）であればよいとする。</u></td></tr> </tbody> </table> 第64条（管理者） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>基準</th><th>相当サービス基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>管理者は、3年以上認知症介護の従事経験と管理者研修の受講が必要</td><td>管理者は利用者の処遇に支障がない場合は、<u>認知症介護の知識及び経験があると本村が認めた者であればよいとする。</u></td></tr> </tbody> </table> 第67条（設備及び備品等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>基準</th><th>相当サービス基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない</td><td><u>利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、七・四三平方メートル未満でもよいとする。</u></td></tr> </tbody> </table> 第69条（居宅サービス事業者等との連携） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>基準</th><th>相当サービス基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努</td><td>利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師及び診療所看護職員並びに本村</td></tr> </tbody> </table>		項	基準	相当サービス基準	1	常勤換算方法で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに介護従業者1以上	常勤換算方法で通いサービス利用者の数が4又はその端数を増すごとに介護従業者1以上 <u>やむを得ない理由と本村が認めた場合においては、常勤換算方法による小規模多機能型居宅介護相当サービス従業者の配置はこの限りではない。</u>		訪問サービスの提供に当たる1以上	常勤換算方法による介護従業者が兼務できる	4	介護従業者のうち1以上は看護師又は准看護師	診療所等の看護師又は准看護師の定期訪問による連携で対応可能な場合は、看護職員を配置しないことができる。	7	専従の介護支援専門員を配置。利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の他職務又は併設事業所との兼務可。	左に同じ ただし、 <u>利用者の支障がない場合は、介護支援計画にかかる研修等を受講し介護の知識及び経験があると本村が認めたもの（以下「介護支援専門員等」という。）であればよいとする。</u>	項	基準	相当サービス基準	1	管理者は、3年以上認知症介護の従事経験と管理者研修の受講が必要	管理者は利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>認知症介護の知識及び経験があると本村が認めた者であればよいとする。</u>	項	基準	相当サービス基準	2	宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない	<u>利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、七・四三平方メートル未満でもよいとする。</u>	項	基準	相当サービス基準	2	利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努	利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師及び診療所看護職員並びに本村
項	基準	相当サービス基準																																	
1	常勤換算方法で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに介護従業者1以上	常勤換算方法で通いサービス利用者の数が4又はその端数を増すごとに介護従業者1以上 <u>やむを得ない理由と本村が認めた場合においては、常勤換算方法による小規模多機能型居宅介護相当サービス従業者の配置はこの限りではない。</u>																																	
	訪問サービスの提供に当たる1以上	常勤換算方法による介護従業者が兼務できる																																	
4	介護従業者のうち1以上は看護師又は准看護師	診療所等の看護師又は准看護師の定期訪問による連携で対応可能な場合は、看護職員を配置しないことができる。																																	
7	専従の介護支援専門員を配置。利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の他職務又は併設事業所との兼務可。	左に同じ ただし、 <u>利用者の支障がない場合は、介護支援計画にかかる研修等を受講し介護の知識及び経験があると本村が認めたもの（以下「介護支援専門員等」という。）であればよいとする。</u>																																	
項	基準	相当サービス基準																																	
1	管理者は、3年以上認知症介護の従事経験と管理者研修の受講が必要	管理者は利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>認知症介護の知識及び経験があると本村が認めた者であればよいとする。</u>																																	
項	基準	相当サービス基準																																	
2	宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない	<u>利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、七・四三平方メートル未満でもよいとする。</u>																																	
項	基準	相当サービス基準																																	
2	利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努	利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師及び診療所看護職員並びに本村																																	

	めなければならない。	保健師等との密接な連携に努めなければならない。
	第 74 条（居宅サービス計画の作成）	
	項	基準
	1	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる
		相当サービス基準 管理者は、介護支援専門員等に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる
	第 77 条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）	
	項	基準
	6	計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
		相当サービス基準 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問又は事業所において利用者に面接し、常に小規模多機能型居宅介護相当サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護相当サービス計画の変更を行う。
9) 提供実績	<相当サービス基準による対応状況> ○介護支援専門員の配置について、事業所の管理者が対応しているほか、法人から応援がきて、一緒に計画を作成している。 ○月に 1 回、計画の見直しを行うように定めており、この点は基準の充実に図っている。「ライフサポートプラン」の作成について、医療面のアセスメントが十分ではないため、医療、介護を含めた計画となるように伝えていく必要があると感じている。 <小規模多機能型居宅介護の利用者数> ○平成 24 年度末：3 名（年度内実人数 5 名） ○平成 25 年度末：3 名（年度内実人数 5 名） ○平成 26 年度末：3 名（年度内実人数 3 名） ■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ ○利用者は、主に泊まりの利用者が 2 名、通い・訪問の利用者が 1 名の計 3 名である。 ○泊まり利用の 2 名について、一人は 80 代。半身麻痺で、介助があれば立ち上がりができ、良い方の足を使って自立歩行も可能である。食事も自立している。もう一人は 90 代。歩行器を使って歩くことができる。以前は杖歩行が可能だったが、転倒して骨折後は難しくなった。家族の見守りがなければ自宅での生活は難しい。 通い・訪問の利用者は、妻が亡くなり一人暮らしだが、同じ敷地内に息子夫婦が暮らしており、見守りの体制がある。以前は、昼食はホームだから、朝食と夕食は息子の妻が作ったものを食べていたが、最近は、昼食は自分で作っている。ホームだからより、毎日訪問を行い、機能訓練、歩行訓練を行っている。	
②開始した経緯、目的、取組の枠組み構築の経緯	○村民の願いである「住み慣れた島で、いつまでも暮らすことができる」ことの実現を目指して、平成 22 年度から小規模多機能型居宅介護事業の開始に向けて準備を開始した。平成 24 年度から宝島において、相当サービスとして事業所を開設した。	
③提供事業者（所）の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	○村から事業者、宝島での介護サービスの提供について相談。事業者とともにサービスの在り方を検討。 ○小規模多機能型居宅介護の開設に向けて、相当サービス基準を設定。	
④取組の効果、成果	○子どもから高齢者まで集う活動も行っており、多世代が交流する地域の拠点となっている。 ■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ ○「ホームだから」ができる前は、高齢になると家族のいる鹿児島市内等へ呼び寄せられる人が多かった。島を離れると、運動機能や認知機能が低下してしま	

	う人が多いため、「ホームたから」と連携し、住み慣れたところで本人らしく長く生活できるように支援したいと考えている。 ○利用者に何かあれば、診療所より看護師が訪問する。 ○地域住民が「ホームたから」の行事に参加するなど、地域に根付いてきていると感じる。
⑤取組の課題	○利用者3名のうち2名は、通いや訪問の組み合わせではなく、泊まりが中心となっている。自宅ではないが、島で暮らし続けられるということに意義を見出していると感じる。 ○利用者数を増やすために、他の島の高齢者に宝島の「ホームたから」の利用を勧めても利用しない。他の島へ移ってサービスを利用するのであれば、鹿児島市の施設に行くという現状にある。
⑥提供サービスの質確保に関する支援	■宝島診療所：看護師ヒアリングより■ ○「ホームたから」を訪問した際に、医療的なケアも実施する。運動機能に関しては、機能訓練の様子をみて、スタッフに機能向上のためのアドバイスを行う。
⑦今後の取組の展望（継続、拡大、展開、縮小）	○宿泊費を助成しているため、泊まりの利用者が増えると財政的に厳しい面がある。 ○小規模多機能型居宅介護があることで島を離れるリスクが軽減できるのであれば、さらに利用を促進していきたいと考えている。サービスを利用せずに島を離れてしまうのではなく、利用して島に残ってもらいたいと考えている。 ○他の島で小規模多機能型居宅介護を展開するのであれば、泊まり続けるのではなく、訪問や通いを組み合わせ、連続した泊まりも1～2週間などに留めるよう伝えている。
⑧他地域での横展開に関するポイント、要件	○人材・利用者とも確保が難しく、基準通りの職員配置が厳しいことから、村独自の相当サービス基準を設定し、介護保険サービスとして事業を展開。 ○人員配置を緩和しているが、質を担保するために、1か月に1回の計画の見直しを求めるとともに、村の保健師や島の看護師等の専門職による指導、アドバイスを実施。

②取組に参加している事業者（所）の取組概要及び特記事項

事業者（所）1. 名称	株式会社浪漫 （宝島：「ホームたから」）
参加経緯	○県庁の介護保険課、十島村の担当者から、宝島での介護サービス提供について相談があった。その後、宝島へ様子を見に行き、手探りの状態で事業を始めた。まず、住民センターの畳の間を借りて、サロン活動から開始した。 法人のスタッフ1名が島へ移住し、職員として配置した。 ○週に1回、2～3時間から始めた。当初、島に事業所を作ることに對して、住民の反対にあったが、少しずつ、利用者が増え、週2回に増やし、開催時間も増やしていった。 ○サロンを行う中で、介護が必要な高齢者が見えてきた。支援の必要性を感じ、村の担当者と話し合いながら、介護事業所の立上げを検討するようになった。最初から介護事業所を作るつもりで取り組んだわけではなく、どのように島の高齢者を支えられるかからスタートした。
事業資源の確保	①資金 ・運営：指定管理料による財源補填 利用者に対して宿泊助成 ②担い手 ・スタッフは青年海外協力隊に参加した人が応募してきて採用した。無資格で介護の経験はなかったが、就職後、介護福祉士や社会福祉士の資格を取得した。資格取得にかかる費用は法人が負担した。 ③利用者 ・島民3名
事業実施内容、	○村（保険者）とともに事業に取り組んでいく必要があり、それには地域密着型サ

事業実施上の工夫 内容及び導入前と導入 後の効果比較	ービスがよいと考え、宿泊ニーズが出てくることを踏まえ、生活全般を支えられる小規模多機能型居宅介護を開設することとなった。村（保険者）が島のサービスをどのように作っていきたいのいか、一緒に話し合いながら取り組んでいった。 ○宝島で資格取得者を確保することは難しく、人員配置基準について、離島等相当サービスで、どのように対応していくかを検討していくこととなった。 ○登録者以外にも、登録者となり得そうな支援が必要と思われる高齢者に対しては、配食サービスや見守りで定期的に訪問し、島での生活を支えている。配食は利用者の自費負担だが、見守りはボランティアで行っている。ボランティアで関わりを作り、サービスを利用するきっかけとなればよいと考えている。 ○宝島に関わって6年が経つが（小規模多機能型居宅介護を開設して3年）、「ホームたから」は宝島ではなくてはならないものとなっている。高齢者と子どもなど、多世代をつなぐ拠点、島の歴史のつなぎ役となっている。
事業の成果	①利用者 ・住民センターの近くに売店があり、朝1時間、夕方6～7時半に開くことから、自分で買い物をしたいという高齢者の要望に合わせて、開所時間を延ばしていった。 ②地域住民 ・認知症の高齢者、要介護の高齢者を受け入れる中で、畑で活動できるようになる、売店で買い物ができるようになり、高齢者が笑顔になる。その様子を見て、地域に受け入れてもらえるようになった。 ・老人保健施設に5年入所し、宝島に娘がおり、島に帰りたいという人がいた。車いすを利用していため、住民からは戻ってくるのは難しいのではないかと反発があった。しかし、自治会長が、帰ってくる日に早く温泉施設を開けて、島内の一斉放送で介護が必要な人が帰ってくるので、その時間帯は使えないということを利用者に伝えてくれた。住民センターには車いすで使えるトイレはなかったが、出張員が荷物置き場を片付けて、ポータブルトイレを置いてくれた。この人がきっかけとなり、住民の意識が大きく変化した。そして、交付金を活用して、介護事業所をつくろうという機運が高まっていった。 ・「ホームたから」ができたことで、住民が介護保険制度について知るきっかけとなった。利用料を負担することに対する理解がなく、小規模多機能型居宅介護を利用した方がよいと思われる人もいるが、登録につながらない。 ・地域住民同士の関係について、島外からの事業者が関わることで、上手く調整され、バランスが保たれることも多々ある。小さなコミュニティだから、いつも住民の関係性がよいという訳ではなく、第三者が入ることによって変わるということがある。小規模多機能型居宅介護が地域の拠点となることは、島にとって大きな影響がある。 ③スタッフ ・介護保険サービス費が年間6,000万円程度かかっているが、そのほとんどが鹿児島市内の施設で使われており、島に事業所を作ることは、島内に仕事を作り、雇用の場を生むことにつながる。それを保険者と一緒に考えたいと考えた。
今後の展開	○利用者が増えれば指定管理料を削減することができるため、小規模多機能型居宅介護での支援が必要な高齢者に対して、サービスへの理解を深め、島を離れて施設に入所する人を減らしていきたい。一度、鹿児島市内の施設などに入所すると、島に戻ることを諦めてしまう。 ○看取りについても、自然に亡くなっていく姿を皆で見守っていくことができるように、看護師や小規模多機能型居宅介護、住民等が連携していけるとよい。 ○元気な高齢者が多いため、観光などで仕事を作れないかと考えている。仕事をすることで、健康な期間を長くすることができる。
その他	○同じ十島村でも、島と島の移動には何時間もかかるため、他の島のサービスは利用しない。

事業者（所）2. 名称	株式会社浪漫／株式会社ユニティ （口之島：モデル事業「なごみの里」）
参加経緯	○口之島で高齢者見守り支援員の研修を行い、2～3人を養成してきた中で、島に常駐している看護師と連携して、介護保険制度を利用しない形で、島の高齢者を支援する形ができるのではないかと考えた。 ○株式会社浪漫が口之島の総合事業のモデル事業に関わる中で、株式会社浪漫より作業療法士に専門的な視点で関わってもらえないかと株式会社ユニティに依頼があった。
事業資源の確保	①資金 ・株式会社浪漫が十島村より、口之島の総合事業モデル事業の支援に関する委託を受けている。 ・2か月に1回の作業療法士の派遣は、株式会社浪漫から株式会社ユニティへ委託している。 ②担い手 ・「なごみの里」のスタッフは島の住民だが、学校に赴任していた先生の妻など一時的に住んでいる人もいる。 ③利用者 ・要支援1～要介護2程度の高齢者 ④設備等 ・空き家を活用。
事業実施内容、 事業実施上の工夫 内容及び導入前と導入 後の効果比較	○民家を拠点に、通いの場を週に1回、訪問を週に3回実施している。訪問は住民から育成した高齢者見守り支援員が行っている。高齢者見守り支援員の育成には半年をかけ、意識の改革も行った。 ○事業を立ち上げるにあたり、まず、住民、スタッフと理念づくりから始めた。あるところまできたら島から出てしまえばよいというのではなく、島で住み続けるという理念の共有を行った。 ○作業療法士が2か月に1回訪問し、アセスメント、機能の評価、目標設定、計画づくり等を行っている（通所介護の個別機能訓練加算Ⅱに近い対応）。そして、次の訪問まで、目標に対して、どのように「なごみの里」のスタッフに関わればよいのか、スタッフとともに個別カンファレンスを行い、対応方法についてアドバイスをしている。見守りについても、高齢者見守り支援員に対して、どのような観点で見守りを行う必要があるかを指導している。 ○目標の立て方は、「台所でいつまでもご飯を作り続けるにはどうしたらよいか」「売店に買い物に行き続けられるようにするにはどうしたらよいか」などで、そのために生活の中で、どのように運動の機会を作るかを考える。その際、本人に効果が感じられ、その成功体験を島民にも見えるようにすることが重要となる。それが個々の高齢者が島で暮らし続けられる姿として実証される。 ○個々の利用者の状態が改善していく成功体験を、なごみの里の職員と一緒に作っていきたいと考えている。
事業の成果	①利用者 ・何度か訪問して、やっと「なごみの里」のサロンに参加してくれた高齢者に対して、「なごみの里」の職員と一緒に身体機能の評価を行い、家から歩いてサロンに参加することが、身体機能の維持・向上のために大切だということを説明する。そして、サロンが終わった後、なごみの里のスタッフが高齢者宅を訪問し、次の参加について声かけし、閉じこもりにならないように支援する。それが機能低下の防止につながっている。 ②地域住民 ・以前は、「サービスがないので作ってほしい」という要望が多かったが、自分達で出来ることがあると認識し、「なごみの里」の活動に参加するようになった。 ③スタッフ ・サロンに参加するために頻回に歩く、サロンで人と話す機会ができるだけで、身体的な機能が向上し、活動範囲が広がるという成果をスタッフも感じる事ができている。

	・作業療法士は、個別の家を訪問し、指導等を行うが、「なごみの里」のスタッフに対しても、次の訪問までに継続して対応してほしいことなどを具体的に伝える。スタッフには介護に関する経験のない人が多いため、高齢者への指導方法を伝えることで対応できることが増え、高齢者の生活機能が向上するなどの効果も表れている。利用者もスタッフも、こうすれば良くなるということが実感できている。
今後の展開	○一日でも島に長くいられる姿、生活機能の向上等の効果を目に見える形で実証していくことで、小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスがなくても、島から離れずに住みつづけられることを理解してもらえる。住民同士で支える方法をしっかりと伝えていきたい。

③鹿児島県の取組

1) 県内の離島等の状況

- ・離島の中でも、十島村、三島村は特に社会資源が限られている。
十島村は相当サービスの小規模多機能型居宅介護事業所1か所のみ。十島村、三島村には居宅介護支援事業所がないことから、鹿児島市内の居宅介護支援事業所が月に1回各島を訪問する。
- ・各島に島民性があり、他の島で上手くいったからといって、同じように進めても上手くいかないことがある。島同士の行き来はほとんどない。

2) 離島を対象とした県独自の施策の状況

ア. 特定離島ふるさとおこし推進事業

- ・本県離島の中でも特に自然条件等が厳しい三島村、十島村等の特定離島地域（8市町村20島）を対象として、産業の振興、生活基盤の整備、ソフト事業等住民の日常生活に密着したきめ細かな各種事業を実施することにより、各島の活性化を図る。

<事業の例>

- ・農林水産業の生産基盤整備
- ・定住促進住宅の整備
- ・港湾施設や道路の整備
- ・高齢者福祉施設や医療機器の整備
- ・イベント開催や観光PR、離島留学等のソフト事業

イ. ふれあいアイランドの形成推進事業

- ・奄美・離島の持つ恵まれた自然や個性的な文化等を活かした島内外の交流・連携を促進し、交流人口の拡大を図るため、ホームページやメールマガジン等を活用した離島の最新情報の発信、離島移住希望者に対する空き家情報の発信や移住相談への対応、離島の特産品販売イベントの開催、大学等の離島における学外活動の支援等を行う。

ウ. 離島地域おこし団体活動支援モデル事業

- ・本県離島で活動している地域おこし団体が抱える課題を解決するため、専門的知識や技術をもった地域外の人材を活用して、地域おこし団体の活動を支援するもので、25年度から27年度にかけて8団体に対し、商品開発や情報発信、事業戦略の策定等の支援を行った。（27年度で本事業は終了し、28年度から後継事業を実施予定。）

3. 梶原町(高知県)

高知県梶原町		行政、病院、社会福祉法人、住民組織、介護事業所、社会福祉協議会の連携による介護・生活支援システム			
施策・取組の特徴	①病院、地域包括支援センター、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、訪問介護、生活支援サービスによる地域包括システム構築を推進。				
	②住民主体の NPO 法人による、辺地地区在住の要支援・要介護高齢者に対する生活支援サービス（移送サービスや配食サービス）や要介護予防活動の実施				
取組の領域	③電話やセンサーシステムの活用による在宅の要介護高齢者の見守り体制を構築。				
	④地域住民や町にある高校在学学生に対する介護研修実施を通じた人材育成の実施。				
	⑤軽度要介護高齢者の方向けの住まいや在宅サービスの多機能集住施設を整備予定。				
取組の領域	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
	○	○		◎	

(1) 地域概況

地域指定		過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域							
面積		236.51 km ²							
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）		(平成 26 年度)							
		・人口 3,657 人 ・65 歳以上高齢者：1,574 人（高齢化率 43.2%）							
		(平成 52 (2040) 年度推計)							
		・人口 3,496 人 ・65 歳以上高齢者：1,097 人（高齢化率 31.38%）							
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）		・認定者数：290 人（平成 27 年度） ・認定率：18.4% (内訳)							
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
		40 人	45 人	38 人	28 人	55 人	43 人	41 人	290 人
		・要介護 3 以上の割合：47.9%（139 人）							
介護保険料基準額（月額）		4,380 円							
介護保険サービス事業所・施設（①指定／②基準該当／③相当）	居宅	・介護（予防）訪問介護：1 か所（介護サービスなごみ） ・介護（予防）通所介護：1 か所（デイサービスセンター「梶原ふじの家」）							
	地域密着	-							
	居宅介護	・居宅介護支援：1 か所							
	施設	・特別養護老人ホーム：1 か所（社会福祉法人カルスト会）							
その他		高齢者生活支援ハウス：1 か所、高齢者合宿施設：3 か所							
地域包括支援センター、日常生活圏域		1 か所（直営）							
医療機関（診療科目、病床数等）		・国保梶原病院（内科・小児科・整形外科・眼科・（精神科：休診中）／30 床（全て一般病床）） - 診療所 3 か所（四万川診療所、松原診療所、国保梶原歯科診療所）							

（資料）「梶原町まち・ひと・しごと創生総合戦略～小さな拠点 ゆずはらづくり～」平成 27 年 11 月

高知県梶原町保健福祉支援センター「中山間地域の在宅医療 ～人と人が支え合って暮らす町～」平成 26 年 1 月

(2) 取組内容・特徴等

①主な自治体独自の取組事例の概要

取組 1. 名称	病院、地域包括支援センター、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、訪問介護、生活支援サービスによる地域包括システム（在宅医療・介護連携システム）構築を推進。
①取組の概要	
1) 対象地域	梶原町全域 ※町内は四万川区、越知面区、西区、東区、初瀬区、松原区の6区から構成。（うち南部の初瀬区、松原区が特に医療機関や生活利便施設間のアクセスが悪い辺地地区）
2) 提供の担い手（職員、スタッフ）体制	・梶原町保健福祉支援センター・国保梶原病院が併設。同建物には、社会福祉協議会、高齢者生活支援ハウス、居宅介護支援事業所が入っている。 ・保健福祉支援センターの職員体制は、ゼネラルマネジャー1名（国保梶原病院院長が兼務し、地域包括ケア推進に関する全般を所管）、センター長1名のほか、健康増進係、福祉係、医療保険係、介護保険係、地域包括支援センターから構成。
3) 利用対象者	・梶原町民 ・国保梶原病院は救急病院指定機関であり、梶原町周辺の町村も圏域としている。
4) 実施事業者（所）の名称、法人形態	・医療機関：国保梶原病院、その他診療所3か所 ・地域包括支援センター：1か所（町直営） ・訪問看護、訪問リハビリ：国保梶原病院の事業 ・通所介護：町内の社会福祉法人カルスト会 ・居宅介護支援事業所：社会福祉法人カルスト会 ・総合相談窓口：いったん解散していた梶原町社会福祉協議会が再法人化して組織化し、当事業を中心に実施。 ・訪問介護：他地域に本社のある民間企業が実施 ・住民組織： ①集落活動センター（町内6地区の内、4地区において住民主体で組織化している） ②地区住民による特定非営利活動法人「絆」 ・過疎地有償運送サービス：初瀬区、松原区の移動手段のない高齢者向けの交通サービスを実施。 ・高齢者向けの見守り配食活動：初瀬区、松原区在住の高齢者を対象に見守り配食活動（週1回）を実施。 ・高齢者合宿施設（注1） ・住民が身体に不安がある場合に地域の中で支援を受けて住み続けられる町営のバリアフリー住宅。 ・入居者は転倒リスクが高い方で、家の中がバリアフリーでない、自宅までの坂がきつくて自分で家に帰るのが難しいなどの事情のある方。 ・現状は満床。 ・管理は住宅担当課。家賃は月1万5千円程度。 ・高齢者が入っていない場合は、一般の方に貸すこともある。 ・高齢者生活支援ハウス（注2） ・退院後、自宅での療養生活に不安のある方や通院が必要な方などが一定期間住まう中間的な居住施設。利用期間上限は、1年間のうち6か月。 ・独居高齢者見守りセンサー ・機器は沖電気製。システムの導入委託先は四国電工。 ・設置を希望する高齢者は町へ申請をする。 ・一定時間帯に高齢者の動きがない場合、家族及び保健福祉支援センターに連絡が入り、センターからも安否確認を行う。 ・現在80人程度が利用している。本人負担はなし。町の設置・維持費用負担は年間20万円程度。

	・本システムについては、利用者の自動見守りに慣れてしまい「見守られている」という感覚がなくなり、本人や家族にとって安心感につながっているのが曖昧になってきた。 ・そのため現在、電話を活用した別の方式による見守りシステムを導入するかどうかを社会福祉協議会で検討中。(電話で、元気＝１、元気ではない＝２、というようなシステム「お元気発信」)																																																																																																																																																					
5) 実施開始年	平成 27 年 3 月 第 6 期梶原町高齢者福祉計画・介護保険事業計画																																																																																																																																																					
6) 事業の財源 (設置、運営)	・介護保険、医療保険、町一般財源、住民会費																																																																																																																																																					
7) 提供実績	居宅・地域密着型サービスの月あたり利用者数（第 5 期計画値と実績値） (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">平成25年度</th><th colspan="2">平成26年度</th></tr> <tr> <th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績値</th><th>計画値</th><th>実績見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">居宅サービス</td><td>訪問介護</td><td>29</td><td>28</td><td>30</td><td>27</td><td>32</td><td>30</td></tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>訪問看護</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>訪問リハビリテーション</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>通所介護</td><td>71</td><td>63</td><td>73</td><td>64</td><td>73</td><td>54</td></tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td><td>33</td><td>25</td><td>34</td><td>26</td><td>35</td><td>26</td></tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td><td>28</td><td>34</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>44</td></tr> <tr> <td>特定福祉用具購入費</td><td>2</td><td>10</td><td>2</td><td>13</td><td>2</td><td>12</td></tr> <tr> <td>住宅改修費</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td><td>10</td><td>1</td><td>9</td></tr> <tr> <td rowspan="5">地域密着型サービス</td><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td colspan="2">居宅介護支援</td><td>89</td><td>87</td><td>93</td><td>88</td><td>94</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> ※実績値については各年度の月あたり平均利用者数 (資料) 梶原町「梶原町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成 27 年度～平成 29 年度」 平成 27 年 3 月									平成24年度		平成25年度		平成26年度		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込	居宅サービス	訪問介護	29	28	30	27	32	30	訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	訪問看護	1	2	1	1	1	1	訪問リハビリテーション	2	3	2	3	2	3	居宅療養管理指導	3	5	3	3	4	2	通所介護	71	63	73	64	73	54	通所リハビリテーション	1	1	1	1	1	1	短期入所生活介護	33	25	34	26	35	26	短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	福祉用具貸与	28	34	30	31	32	44	特定福祉用具購入費	2	10	2	13	2	12	住宅改修費	1	8	1	10	1	9	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	認知症対応型通所介護	1	1	2	0	2	0	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	居宅介護支援		89	87	93	88	94	84
		平成24年度		平成25年度		平成26年度																																																																																																																																																
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込																																																																																																																																															
居宅サービス	訪問介護	29	28	30	27	32	30																																																																																																																																															
	訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
	訪問看護	1	2	1	1	1	1																																																																																																																																															
	訪問リハビリテーション	2	3	2	3	2	3																																																																																																																																															
	居宅療養管理指導	3	5	3	3	4	2																																																																																																																																															
	通所介護	71	63	73	64	73	54																																																																																																																																															
	通所リハビリテーション	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																															
	短期入所生活介護	33	25	34	26	35	26																																																																																																																																															
	短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
	福祉用具貸与	28	34	30	31	32	44																																																																																																																																															
	特定福祉用具購入費	2	10	2	13	2	12																																																																																																																																															
	住宅改修費	1	8	1	10	1	9																																																																																																																																															
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
	認知症対応型通所介護	1	1	2	0	2	0																																																																																																																																															
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																															
居宅介護支援		89	87	93	88	94	84																																																																																																																																															
②開始した経緯、目的、取組の枠組み構	①町及び国保梶原病院院長を中心に、町ならではの独自の地域包括システムとしての「在宅医療・介護連携システム」構築に向けて企画実行を推進中。																																																																																																																																																					

築の経緯	②最大の特徴は、①住み慣れた自宅、②住み慣れた自宅を含む地域の中で住み続けるためのケア付き住宅、③中重度の要介護生活を過ごすための入所施設（特養）の3層システム構築を目指していること。 ③社会福祉協議会の再法人化により地域福祉課題への対応力を強化。 平成16年度に社会福祉法人から任意団体にし、社協の仕事を、社会福祉法人カルスト会と町、住民がそれぞれ一部ずつ分担することとした。その後、平成24年に老々介護の問題が顕著になり、町や住民のマンパワー不足が顕在化してきた。また、カルスト会も、施設福祉に特化した法人であることから、地域福祉活動の展開が困難な状況になったため、その拠点としての社会福祉協議会を再度法人化して活動を強化しようということになった。「梶原の地域福祉を考える会」での議論を経て、平成26年度から再法人化し、総合相談窓口機能が強化された。
③提供事業者（所）の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	・保健福祉支援センター内の居宅介護支援事業所や社会福祉協議会に年間使用料を負担してもらっている。 ・在宅生活おうえんチケット事業：原則要介護3以上の人を在宅で介護している場合に、ショートステイやデイサービス利用料のうち月5日分を助成。 ・住民による過疎地有償運送サービス事業：使用車輛については、町が購入し無償貸与。 ・廃校を活用して地区住民の互助活動や集会活動のための施設改築費用については町費充当。／等
④取組の効果、成果	・保健福祉支援センターと国保梶原病院の併設化により、町民にとって、相談窓口のワンストップ化が図られている。
⑤取組の課題	①介護事業所の介護職員の確保支援：平成25年度までは訪問介護事業者が町の基準該当サービスで通所介護事業を実施していたが、職員の確保困難により事業を廃止している。現在は生活支援ハウスの運営を町から委託され、入居者の世話を行なっているのと、訪問介護事業を実施している。 なお、訪問介護事業における訪問介護職員の確保困難という課題はいまだ大きな課題である。町主催の無料「介護職員初任者研修」^(注3)についても平成27年度より隣接町と合同で実施、また地元立地の高校在学生向けの夏季集中の講座開催を通して受講者の確保をしている。一定の介護職（非常勤含め）への入職者確保に努めている。 ②在宅医療の中核機能である国保梶原病院院長は異動も伴うため、推進体制の継続性の確保は課題である。 ③新たに整備予定（平成29年度開所予定）の多機能拠点の具体的な構成機能・サービスと運営方式については、さらに検討中である。（ケアハウス、生活支援ハウス、デイサービス） ・現在のデイサービスの施設が老朽化しているため、新たに整備構想している施設内に移転予定。現行制度ではデイサービスを委託できないとされており整備構想が固まらないで困っている。軽度者対象のフィットネスや交流室を総合事業で実施できないかについても検討している。
⑥提供サービスの質確保に関する支援	—
⑦今後の取組の展望（継続、拡大、展開、縮小）	①特養の入所対象が要介護3以上となったことから、在宅生活が困難となった要介護2までの高齢者の受け皿が町内にないが、住み慣れた地域に住み続けたいと願う住民は多い。この受け皿として、ケアハウスと生活支援ハウス一体型の複合福祉施設を整備予定。平成29年度に開所予定。 ②総合事業への対応について： ・平成28年4月から、総合事業への移行を検討中（現行サービスのみで移行予定。多様なサービスへの対応は、現在の所難しいため）。 ・民間事業者と意見交換をしたが、人員確保、待遇、育成等についても、なかなか実ってこないという意見あり。人口減少も進んでいる中で、どのように対応するかが今後の課題。

⑧他地域での横展開に関するポイント、要件	・首長の強いリーダーシップや企画力と町行政担当部署、梶原病院が中心になって、住み慣れた地域で暮らすための支援体制構築が推進されている。 ・地域包括ケアシステムの基盤となる在住人口の維持について、空き家を活用した移住・定住政策その他の関連政策とも連携した取組が行われ、人口減少に歯止めがかかっている。

(注 1) 高齢者合宿施設

梶原町高齢者合宿施設の設置及び管理に関する条例 平成 11 年 9 月 8 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう居住の場を提供するとともに、地域住民を始め多くの町民や団体が、相互に支援、協力しながら地域ぐるみで高齢者等を支え合い、地域の触れ合いを図るため整備する高齢者合宿施設(以下「合宿施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「合宿施設」とは、次に掲げる施設が単体又は複合して構成された施設をいう。

- (1) 健康づくりや地域触れ合い活動を行う研修交流施設(以下「研修交流施設」という。)
- (2) 高齢者等の居住のための住宅(以下「住宅」という。)

(合宿施設の名称等)

第 3 条 合宿施設の名称、位置及び施設内容は、次のとおりとする。

名称	位置	施設内容
四万川高齢者合宿施設	梶原町下組 251 番地	住宅 研修交流施設
松原高齢者合宿施設	梶原町松原 572 番地	同上
初瀬高齢者合宿施設	梶原町初瀬本村 111 番地	同上
永野高齢者合宿施設	梶原町永野 1910 番地 1	研修交流施設
上本村高齢者合宿施設	梶原町上本村 152 番地 1	同上
神の山高齢者合宿施設	梶原町神の山 325 番地	同上
川井高齢者合宿施設	梶原町川井 6692 番	同上
西の川高齢者合宿施設	梶原町下西の川 199 番地 1	同上

(注 2) 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

平成 12 年 9 月 27 日の(旧)厚生省老人保健福祉局長通知(老発第 655 号)「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」〔別紙〕高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱にもとづく施設である。指定通所介護事業所等に併設された居住部門において、独立して生活することに不安のある 60 歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものを利用対象に、介護、交流の場などを総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するもの。

利用者の決定については、市町村長は、利用対象者から居住部門についての事業の利用申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで、利用の可否を決定するものとする。なお、決定に当たっては、必要に応じ、地域ケア会議を活用することとする。

(注 3) 中山間地域ホームヘルパー養成事業：県事業

- ・町も拠出(総費用は 200 万円程度)県からの補助は 100 万円。
- ・今年度は津野町と合同で開催し、2 名がすでに就職。
- ・研修は民間訪問介護事業者へ委託して実施。

②取組に参加している事業者（所）の取組概要及び特記事項

事業者（所）1. 名称	初瀬区在住住民が設立した NPO 法人による移送サービスや配食の実施														
①取組の概要	初瀬区の住民組織「集落活動センターはつせ」が設立した特定非営利活動法人過疎地有償運送「絆」による、初瀬区・松原区在住者に対する移動手段の確保及び見守りを兼ねた配食活動。配食した際の高齢者の様子は、町に報告してもらっている。「集落活動センターはつせ」の活動拠点：昭和 63 年に閉校となった初瀬東小学校校舎を改修・改築した「集会所・宿泊施設・キムチ工房」の複合施設「鷹取の家」														
1) 対象地域	初瀬区（7 集落）、松原区（6 集落） - 両区合わせた人口：451 人、高齢者人口：260 人、高齢化率：57.6%、高齢者のみの世帯：5 割（平成 24 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳） - 受診・交通アクセス環境：初瀬区から役場までの距離は 12 km（車で 20 分）、松原区は町の中心地から約 18～24km。タクシーで片道 6,000 円程度。 - 対象地域を 2 つの過疎地区に限定したのは民間タクシー会社事業を保護するため。														
2) 提供の担い手（職員、スタッフ）体制	初瀬区、松原区在住の住民 - 輸送サービス： - 車両：6 台（町から無償貸与 2 台、私有車 4 台） - 運転手：21 人（運転手の定年は 70 歳） - 運転のボランティア代は 600 円／回。 - 配食事業：担い手住民は 3 人（女性）。														
3) 利用対象者	初瀬区、松原区在住の高齢者等で移動手段の確保が困難な方														
4) 実施事業者（所）の名称、法人形態	平成 23 年 4 月 11 日に特定非営利活動法人過疎地有償運送「絆」を設立。														
5) 実施開始年	- 移送サービス事業は平成 23 年度から実施。 - お弁当の配食事業は平成 24 年から実施。利用者負担は 1 食 400 円。														
6) 事業の財源（設置、運営）	- 有償運送事業：年間売上高約 100 万円。黒字確保 - 配食事業：町事業として委託費 35 万円により実施。														
7) 提供実績 * 初瀬区、松原区	- 有償運送事業の主な送迎目的：医療機関受診が 7 割。その他買い物など。 - 利用にあたっては、利用前日までに NPO 法人「絆」の連絡員に電話で申し込みし、住民の運転手を確保。利用が重なる場合は乗り合いで実施。 - NPO 法人「絆」による移動手段と見守りを兼ねた配食の実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>過疎地有償運送</th><th>配食サービス (週一回)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td><td>1,195 人</td><td>1,122 人</td><td>2,317 人</td></tr> <tr> <td>平成 26 年度</td><td>1,056 人</td><td>1,147 人</td><td>2,203 人</td></tr> </tbody> </table>				過疎地有償運送	配食サービス (週一回)	合計	平成 25 年度	1,195 人	1,122 人	2,317 人	平成 26 年度	1,056 人	1,147 人	2,203 人
	過疎地有償運送	配食サービス (週一回)	合計												
平成 25 年度	1,195 人	1,122 人	2,317 人												
平成 26 年度	1,056 人	1,147 人	2,203 人												
②開始した経緯、目的、取組の枠組み構築の経緯	- 町内の小学校統合によりスクールバスの路線が減少し、運送業者への送迎事業委託量が増加。 - 町内全体の移動手段の拡大方法としてタクシーチケット（24 枚綴り・1 回の乗車につき 1 枚まで利用可能・初乗運賃分（約 500 円前後）を助成）を町財源により事業化。 - 過疎地については有償運送事業について町内運送業者の合意が得られ関係事業者で組織する「ゆすはらふっとわーく推進協議会」で正式に合意が得られた（平成 23 年 3 月）。														
③提供事業者（所）の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	- 車両の無償貸与 - 介護予防事業への送迎事業の委託														
④取組の効果、成果	年間約 100 万円の運送収入がある。														

⑤取組の課題	・運転手のなり手の確保、高齢化により担える人が少なくなっている。
⑥提供サービスの質確保に関する支援	・運転手になる人は、自動車学校の講習を受講修了していることが前提。
⑦今後の取組の展望（継続、拡大、展開、縮小）	・今後も継続する。 ・今後、現在の移送サービス、配食サービス事業の他に「まちおこし」につながる活動を展開していく。（初瀬区は清流四万十川の源流地域）

4. NP0 法人ありがた家 デイサービスありがた家（富山県）

NP0 法人ありがた家 デイサービスありがた家		特定非営利活動法人における共生型福祉施設の展開（介護、障がい、保育等の一体的整備）			
施策・取組の特徴	①介護保険の通所介護事業を母体とし、高齢者、障がい者、乳幼児、学童など多様な利用者を対象とした小規模・多機能・地域密着を特徴とする共生型サービス事業を実施し、きめ細やかなケアを実現している。				
	②自治体は、施設開設時における財政面の支援のほか、職員研修の開催等による人材育成支援等、事業者を積極的に支援している。				
取組の領域	③富山県「とやま地域共生型福祉推進特区」により、NP0 法人「このゆびと一まれ」が運営する就労継続支援B型事業所「はたらくわ」から、障がい者の就労を受け入れている。				
	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
			◎		

（１）地域概況（富山市）

地域指定	特別豪雪地帯、過疎地域（一部）、振興山村地域（一部）、特定農山村地域（一部）						
面積	1,241.8 km ²						
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）	（平成 26 年 10 月 1 日時点） ・人口 419,907 人 ・65 歳以上高齢者：114,271 人（高齢化率 27.2%）						
	（平成 37（2025）年 推計値） ・人口 396,343 人 ・65 歳以上高齢者：124,935 人（高齢化率 31.5%）						
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）	・認定者数：21,649 人（平成 26 年度） ・認定率：18.5% （内訳）						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1,953 人	2,483 人	3,768 人	4,585 人	3,673 人	2,741 人	2,446 人
	・要介護 3 以上の割合：40.9%（8,860 人）						
介護保険料基準額（月額）	平成 27 年度から平成 29 年度：6,300 円						
介護保険サービス事業所・施設（①指定／②基準該当／③相当）	居宅	・訪問介護：113 か所 ・訪問入浴介護：5 か所 ・訪問看護：20 か所 ・訪問リハビリテーション：6 か所 ・居宅療養管理指導：1 か所 ・通所介護：201 か所 ・通所リハビリテーション：7 か所 ・短期入所生活介護：指定 32 か所・基準該当 19 か所 ・短期入所療養介護：10 か所 ・特定施設入居者生活介護：2 か所					
	地域密着	・定期巡回・随時対応型：3 か所 ・夜間対応型：3 か所 ・認知症対応型通所介護：24 か所 ・小規模多機能型居宅介護：26 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護：1 か所 ・認知症対応型共同生活介護：40 か所					

		・地域密着型介護老人福祉施設：12 か所
	居宅介護	・居宅介護支援：140 か所
	施設	・介護老人福祉施設：24 か所 ・介護老人保健施設：18 か所 ・介護療養型医療施設：15 か所
地域包括支援センター、日常生活圏域	地域包括支援センター	32 か所（委託）
	日常生活圏域	18 地区

（資料）富山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富山市介護保険指定事業所一覧（平成27年12月1日現在）

事業所名称	特定非営利活動法人ありがた家 デイサービスありがた家
設立年月日	法人：平成18年3月27日 デイサービスありがた家：平成18年6月1日
代表者	喜多 聡美氏
住所	富山県富山市八尾町福島3-79
利用人数	定員14名
業務内容	1. 介護保険（通所介護、介護予防通所介護） 2. 障がい者総合支援法（生活介護・自立訓練・就労継続支援B型施設外就労・放課後等デイサービス・児童発達支援） 3. 日中一時支援事業 4. 乳幼児や学童の一時預かり 5. 相談支援事業（平成28年2月開始予定）
活動目的（定款記載）	乳幼児・障がい者（児）・高齢者をはじめとする地域に住むすべての人々に対して、楽しみや生きがいを持ちながら住みなれた地域で暮らして行けるよう、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（２）事業者独自の効果的な取組・工夫事例の概要及び特記事項

取組1. 名称	特定非営利活動法人における共生型福祉施設の展開（介護、障がい、保育等の一体的整備）
①開始した経緯、目的、取組・工夫の枠組み開発・導入の経緯	・代表の喜多氏が、富山型デイサービスで勤務した経験などをふまえ、お年寄り、障がい者、子どもなど地域の誰もが過ごせる居場所を作りたいと考え、平成18年に「デイサービス ありがた家」を立ち上げた。 ・開所時のスタッフは、代表、看護師、ヘルパー2級資格取得者、パートの4名。現在は9人で、有資格者は看護師（パート）が3人、そのほか社会福祉士、介護福祉士、調理師など。職員の募集は、口コミ、ハローワーク、事業所のブログ等で行っている。富山型デイサービスで働いてみたいと言ってくる人もいる。 ・施設は既存の民家を賃貸し、開設にあたって、敷居の段差解消、風呂場と玄関への手すりの設置、トイレの車いす対応等、最低限の改修を行った。改修費用は約180万円。その後、利用者が増えてきたことから、風呂場の脱衣所を広げたりしている。（平成22年にこの民家を買収した） ・現在の物件に決めた理由は、利用者の子どもの飛び出す可能性がある事を考慮し、玄関が広い通りに面していないことや、また、隣が公園なので外遊びがしやすいこと、駅から近くアクセスが良いことなどがあげられる。 ・介護保険の通所介護事業及び障がい者支援（生活介護・自立訓練・放課後等デイサービス）は、開設当初から実施している。事業内容を考える際は、年齢や障がいの有無や障がいの重さにかかわらず誰でもが来られる場所であることを基本とし、「地域で必要とされているかどうか」も考慮した。例えば、若い介護保険利用者の居場所が少なかったり、障がい児の家族が近隣に預け先がなく遠い地域まで行っているのを見て、地域に必要なサービスだと思うことを、事業内容に取り入れてきた。

	平成 28 年 2 月から、障がい者の相談支援事業を開設する予定である。当該事業についても、現状、地域に相談員が 1 名しかいないため負担が大きく十分な対応ができておらず、ニーズがあると考えた。事業の企画は 2 年前から行っていたが、なかなか研修を受講することができず、立ち上げまで時間がかかった。
②自治体や他事業者、多職種との連携・協働	■県による財政的・技術的支援 - 行政による支援としては、施設整備・設備などの財政的支援と人材育成などの支援（富山県が実施する富山型デイサービスの職員研修など）があげられる。 - 他地域などで、通所介護事業所を母体として、障がいの基準該当サービスを実施することを行政が認めないという話を聞くことがあるが、富山県では、行政が後押ししてくれることが大きい。 ■事業者間のネットワークの活用 - NP0 法人デイサービス「このゆびと一まれ」（富山市）の代表である惣万氏をはじめ、既存の富山型デイサービスの施設において、積極的に見学者を受け入れたり、新しく事業所を始めたいと考えている人の相談にのったりしており、事業所の立ち上げにあたっては、こうした事業者間のネットワークを活用した。また、施設開所後も、富山型デイサービスの定例会（月 1 回）に参加し、色々勉強させてもらっている。
③具体的な取組・工夫の概要	■利用者の状況 - 事業所の定員は当初 12 人であったが、途中から 14 人に変更した。休日は日曜と年末年始とお盆。 - 定期利用者は、現在男性 29 人、女性 22 人。ロコミや病院の紹介などで依頼がある。毎日通所している人もいる。 - 代表がケアマネジャーとして勤務していた際、他の通所介護事業所に馴染めなかった方が事業所の最初の利用者であった。また、近隣の住民（要介護ではない高齢者）が事業所に遊びにきてくれたり、地域の方に利用してもらうという点で、受け入れてもらうのは早かった。その理由としては、「富山型デイサービス」の認知度が高かったことや、事業所を立ち上げたことがマスコミで取り上げられたこと、代表が他の富山型デイサービスで勤務していた実績があったことなどがあげられる。経営が軌道に乗るまで、1 年もかからなかった。 - 利用者の内訳は、高齢者が約 6 割、障がい者・障がい児が約 4 割。通所介護事業所の数が増えたこともあり、高齢者の利用割合は減少傾向にある。利用者によって、高齢者のみの施設の方が静かで良いという人や、事業所の規模が大きい方が知り合いがいて良いという人など様々である。 - 医療的ケアの必要性が高い場合は、退院前の病院での話し合いに参加させてもらえるよう、お願いしている。訪問看護を利用している人もおり、連携をとっている。 - 若い介護保険利用者など、通常の通所介護事業所には通いづらい方も利用している。総合病院の相談員や、地域包括支援センターの職員も、他の事業所では受入れられにくくても、ありがた家では受け入れているのを知っている。 - 富山型デイサービスは様々な利用者があることが特徴であり、障がいがあっても、高齢者や子どもなどと一緒に過ごしてほしいと家族が考え、他の施設と併用して利用している方もいる。 - 乳幼児や学童の利用は、職員が子どもを預けるケースが多かったが、最近は減少傾向にある。不登校になった子どもが週 1 回通っているが、事業所でボランティアもしている。 - 宿泊サービスは、自主事業で実施している。希望があれば、宿泊してもらっている。認知症で自分と他人の物の区別がつかない、もめ事が絶えないなどで、他のショートステイの利用が難しい人もいる。 - 以前、脳梗塞で半身まひになった人を事業所のボランティアとして受け入れ、症状が改善した後、他の介護事業所に再就職した事例もある。

- ・施設の年間行事はいくつか決まっているが、一日のプログラムは特に決まっておらず、利用者が行きたいところへ行っている。

■送迎の状況

- ・送迎車は3台で、職員が送迎を行っている。冬季は、山の方へ行く道は積雪が多い。大雪で送迎ができないことは年1件程度。ただし、広い通りから、細い道に入っていく家では、雪の状況によって送迎できないことがある。
- ・事業所から最も遠い利用者は片道約10 km。また、障がい児が通っている支援学校は事業所から約8～10 km。制度改定があり、障がいの基準該当事業所の送迎加算がなくなったが、利用者からは支援学校までの送迎代は徴収していない。
- ・障がい者（児）については、家族の都合により、事業所が送迎している場合と、家族が送迎している場合がある。
- ・隣の山田村には通所介護事業所が一つしかなく、その事業所になじめなかったり、高齢者だけの施設に入りたくないといった理由でありがた家を利用している人がおり、送迎は往復で40分以上かかる。他の通所介護事業所に行けない人ほど、受け入れの必要性が高いため、山間部でも送迎を行っている。
- ・以前は運転専任の職員がいたが、自宅での居室内介助（身支度、食事の温め、着替え、外出の説得、服薬、ベッドへの移乗など）や、利用者が自分でストローが付けられるかなど、きめ細やかな気付きが必要なため、現在は職員が運転を行っている。居室内介助に時間がかかる利用者が複数いるため、個別に送迎が必要である。

■中山間地域に居住する者へのサービス提供加算（5%）について

- ・近隣に通所介護事業所が比較的多いため、通常の事業の実施地域は八尾町とした。八尾町でも奥深い地域は事業所から片道約10 kmあるが、そこは加算の対象外。山田村の利用者は、5%加算の対象になる。距離的に一番遠い人が加算をもらっているわけではない。
- ・障がいについては加算制度はないが、通常の事業の実施地域は富山市内としている。高齢者に比べて施設が少ないので、提供地域は広く設定している。

■とやま地域共生型福祉推進特区による障がい者の就労支援（就労継続支援B型）

- ・NPO法人デイサービス「このゆびと一まれ」（富山市）は、開設22年になるが、長らく有償ボランティア（月5万円程度）として事業所で掃除や洗濯、食事音配膳等を手伝っている障がい者が3人いた。以前は障がい者の作業所として認められなかったが、平成25年の規制緩和により、複数の富山型デイサービス事業所で働く障がい者が合計20人になる場合、特例として障がい者総合支援法に基づく給付対象とされることになった。
- ・施設外就労の拠点として、「このゆびと一まれ」の運営する「はたらくわ」が平成25年4月に就労支援B型事業所の指定を受け、各デイサービスは請負契約を結んでいる。現在、13か所の事業所で、21人の障がい者が働いている。
- ・「はたらくわ」で施設外就労をしている障がい者は、障がい者のみが働く場ではなく、色々な人がいる場で働きたい、と考えて選択している人が多い。障がい者の雇用の場は少ないため、一人でも働ける場が増えたらよい。また、障がい者にとっても、働いて周りの方からほめてもらえることが、意欲ややりがいにつながっている。
- ・報酬は各事業所で内容をふまえて決めており、時給100円～600円である。
- ・拠点が1か所で他に増えない理由としては、就労支援B型事業所の指定を受けるためには常勤職員が4人必要で、職員体制の確保が難しいこともあげられる。
- ・ありがた家で就労している障がい者は2名（月水金の週3回と、火金の週2回の方2名）で、「はたらくわ」の担当者が定期的に様子を見にくる。就労している中で、事業所からいなくなったり、トラブルになるケースもあり、継続のためには、事業所側の受け入れる力も求められる。また、障がいの種類によって、精神障がいは波があって難しいなどの面がある。

	・ありがた家の利用者、ボランティア、職員、近隣住民で遊びに来ている人などの境界は、曖昧である。40代の障がい者で、最初は「利用者」として通っていたが、できることから手伝ってもらっているうちに、働けるようになった人もいる。
④取組の効果、成果	・赤ちゃん～高齢者まで幅広い年代の利用者や、ボランティア、近隣住民で遊びに来る人など、多様な人が利用している。事業所に来る目的も、介護を受ける、働く、就労に向けた踏み台、得意なことを活かす（琴・体操など）、社会とつながる場など、様々である。 ・多様な利用者があることで、「介護する人」「される人」という枠にとらわれず、障がいがある人や認知症のある高齢者でも、自分にできることで誰かを支えようと思う効果があり、高齢者が威厳を取り戻し、生きがいつくりや活性化につながるといった効果がみられる。 ・また、一般の通所介護事業所らしくないため、「自分には介護は必要ない」と思っている人も、利用しやすい。 ・事業所で働く障がい者にとっては、スタッフ以外にもほめてくれる人がたくさんおり励みになっている。 ・障がい児や不登校児は、家族や学校以外に仲間や友達、居場所ができ、色々な人に揉まれ、様々な価値観の中でたくましく育つといった効果がある。
⑤取組・工夫の課題、および今後の展望	・スタッフには、高齢者のみならず、障がい者（自閉症や精神障がい・難病・就労等）に関する幅広い知識が求められる。このため、富山型デイサービスの職員研修・重度訪問介護従事者研修・認知症や在宅復帰研修など、各種研修に幅広く参加している。 ・中山間地域では送迎距離が長く（8km以上が週12回）、送迎時間がかかる、冬季は積雪があるなど、移動負担が大きい。また、車両の消耗が早いいため、行政に助成金を申請している。ガソリン代も、月約4万円かかる。 ・今後は看取りも行いたいだが、現在勤務している看護師の就業形態がパートタイマーであるため、現状の体制のままでは「看取り」には対応できていない。状態が悪くなると、家族が入院を希望されることが多く、家での看取りは浸透していない。 ・障がい者は65歳になると、利用者負担が大きく上がってしまうが、富山型デイサービスであれば、通いながれた事業所を変更しなくてもよいという利点がある。
⑥他地域での横展開に関するポイント、要件	・利用者の確保や事業の担い手の確保の制約が大きい中で、高齢者向け通所介護事業に限定せず地域の自立生活継続に課題を抱える地域住民を幅広く受け止めて、安全に安心して過ごせる居場所と交流・参加の場、相談の場を地域住民の積極的な参加と応援の中で提供する事業方式は、介護サービスの提供拠点にとどまらず、集落の互助力の育成や大自然災害時等の早期救済方策として全国の地域においても有効である。

5. 幌加内町(北海道)

北海道幌加内町		立上げから住民と協働で進める地域福祉の拠点づくり（北部地域包括ケアセンター）			
施策・取組の特徴	①地域に暮らし続けるために何が必要かを住民同士で話し合うための懇談会を開催し、立ち上げ時から、住民主導の取組を推進。行政が積極的に地域を回り、住民の参加を促す。				
	②住民の意見を踏まえ、介護サービスが空白の地域に、小規模多機能型居宅介護、老人福祉寮、地域交流スペースの３本柱による地域の福祉拠点を開設。地域交流スペースを併設することで、子どもから高齢者まで集う地域拠点となっている。				
取組の領域	③通い、訪問、泊まりに柔軟に対応することのできる小規模多機能型居宅介護は、人材等の資源が限られている中山間地域において有効に機能している。				
	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
			○	◎	

(1) 地域概況

地域指定	特別豪雪地帯、辺地、振興山村、過疎地域
面積	737.03 km ²  ※南北 63 km、東西 24 km。 (資料) 幌加内町
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）	・人口 1,582 人 ・65 歳以上高齢者：612 人（高齢化率 38.69%） ※平成 27 年 3 月末 (資料) 幌加内町 (平成 52（2040）年度推計) ・人口 868 人 ・65 歳以上高齢者：349 人（高齢化率 40.20%） (資料) 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口 H25.3 より
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）	・認定者数：91 人（要支援 29 人、要介護 62 人） ・認定率：14.9% ※平成 27 年 3 月末 (資料) 幌加内町

		単位：人																																																																																									
		<table><tr><td></td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H32</td><td>H37</td></tr><tr><td>要支援 1</td><td>22</td><td>17</td><td>20</td><td>21</td><td>20</td><td>22</td><td>23</td><td>21</td></tr><tr><td>要支援 2</td><td>9</td><td>13</td><td>18</td><td>13</td><td>13</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>要介護 1</td><td>27</td><td>27</td><td>23</td><td>20</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td></tr><tr><td>要介護 2</td><td>20</td><td>15</td><td>11</td><td>9</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>要介護 3</td><td>9</td><td>10</td><td>10</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>10</td></tr><tr><td>要介護 4</td><td>13</td><td>14</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>要介護 5</td><td>11</td><td>12</td><td>16</td><td>17</td><td>17</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td>総数</td><td>111</td><td>108</td><td>105</td><td>102</td><td>101</td><td>98</td><td>100</td><td>96</td></tr></table> (資料) 幌加内町「第 6 期（平成 27～29 年度）幌加内町高齢者福祉・介護保険事業計画」平成 27 年 3 月										H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37	要支援 1	22	17	20	21	20	22	23	21	要支援 2	9	13	18	13	13	9	8	7	要介護 1	27	27	23	20	19	19	19	19	要介護 2	20	15	11	9	8	8	7	7	要介護 3	9	10	10	11	11	11	11	10	要介護 4	13	14	12	12	12	13	13	13	要介護 5	11	12	16	17	17	18	18	18	総数	111	108	105	102	101	98	100	96
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37																																																																																			
要支援 1	22	17	20	21	20	22	23	21																																																																																			
要支援 2	9	13	18	13	13	9	8	7																																																																																			
要介護 1	27	27	23	20	19	19	19	19																																																																																			
要介護 2	20	15	11	9	8	8	7	7																																																																																			
要介護 3	9	10	10	11	11	11	11	10																																																																																			
要介護 4	13	14	12	12	12	13	13	13																																																																																			
要介護 5	11	12	16	17	17	18	18	18																																																																																			
総数	111	108	105	102	101	98	100	96																																																																																			
介護保険料基準額（月額）		4,500 円																																																																																									
介護保険サービス事業所・施設（①指定／②基準該当／③相当）	居宅	■幌加内町保健福祉総合センター アルク内 <訪問介護> ・幌加内町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション <通所介護> ・社会福祉法人 幌加内町社会福祉協議会（町の委託） ■町立国保病院併設 <訪問看護> ・みなし指定 <介護療養型病床> ・29 床																																																																																									
	地域密着	■北部地域包括ケアセンター内 <小規模多機能型居宅介護> ・スマイルホームえん																																																																																									
	居宅介護	■幌加内町保健福祉総合センター アルク内 ・町直営事業所 ・社会福祉協議会																																																																																									
	施設	■幌加内町保健福祉総合センター アルク内 <table><tr><td>老人福祉寮</td><td>定員 10 名</td></tr><tr><td>生活支援ハウス</td><td>定員 20 名</td></tr></table> ・保健福祉総合センター「アルク」内に、生活支援ハウスと老人福祉寮がある。生活支援ハウスでの生活が難しくなると、老人福祉寮に移る人が多い。生活支援ハウスには 1 人部屋 10 室、夫婦部屋 5 室がある。老人福祉寮はいずれも 1 人部屋。 自宅→生活支援ハウス→老人福祉寮（要介護 2 程度）→病院や特養、という段階を踏む場合が多い。 ・老人福祉寮の利用者は 100%、要介護認定を受けている。入居費は 11,000									老人福祉寮	定員 10 名	生活支援ハウス	定員 20 名																																																																													
老人福祉寮	定員 10 名																																																																																										
生活支援ハウス	定員 20 名																																																																																										

		～12,000 円、食事は 1 日 1,000 円である。 ・生活支援ハウスに所得制限はなく、希望すれば入居できる。空いた時に募集をかけており、入居者は自立状況をアセスメントし、会議で検討する。 ■北部地域包括ケアセンター内 ・老人福祉寮（定員 6 名）
高齢者生活支援に関する制度・事業	＜高齢者生活支援に関する主な事業＞ ①配食サービス（食の自立支援事業） ・一人暮らしの高齢者等で食事作りが困難な人を対象に、月曜から金曜まで希望の日に栄養バランスのとれた夕食を提供。 ②除雪サービス ・おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、自力で除雪することが困難な人を対象に、降雪時における家屋の玄関、居間・寝室の窓、屋根の除雪サービスを実施。 ・除雪を行う事業者（建設業者や除雪組合）が町との委託契約で対応している。 ③移送サービス ・おおむね 65 歳以上の高齢者世帯や身体に障がいのある人で、介護者のいない人を対象に移送サービスを実施。 ④電話サービス ・おおむね 65 歳以上の高齢者世帯や身体に障がいのある人を対象に、声掛けや安否確認・近況報告等を目的として、毎週月・水・金曜日に実施。 ・社会福祉協議会への委託事業で、ボランティアが電話で困りごとなどを聞いている。亡くなった人が見つかったこともある。 ・テレビ電話で、顔を見ながら話ができるため、楽しみにしている登録者は多い。年に 2 回、ボランティアと登録者の会食を行っている。 ＜今後、実施を予定している事業＞ ・保健福祉総合センターで、食事提供を目的としたサロン（昼食）を行う予定である。きちんと食事をすることで健康を維持できるため、そこに参与したいと考えている。保健福祉総合センター以外の場所でも、既存の建物を活用したサロンの実施を検討している。地域主体の取組とし、行政は後方支援を行う。 ・在宅での生活が難しくなった高齢者の行き先がないため、2016 年の春に、地域密着型介護老人福祉施設を開設する予定である。短期入所生活介護、急性期病院退院後の患者見守りのための静養室を併設する。	
地域包括支援センター、日常生活圏域	■幌加内町保健福祉総合センター アルク内 ・地域包括支援センター：1 か所	

医療機関（診療科目、病床数等）	・幌加内町国民健康保険病院（介護療養型病床 29 床のほか、医療療養型病床 13 床） ・診療所 3 か所（政和診療所、添牛内診療所、朱鞠内診療所） ・出張診療：母子里出張診療 ・歯科診療所：1 か所（幌加内） ※2015 年 7 月より診療所に常勤医師を 1 名配置。朱鞠内診療所は非常勤の医師 1 名が、週 2 回の往診に対応している。
その他医療・介護・福祉関係資源状況	・老人クラブは 5 か所（幌加内、政和、添牛内、朱鞠内、母子里） ・訪問看護を強化していきたいが、看護師の確保が課題である。医師や薬剤師の確保も厳しい。 ・社会福祉協議会独自で過疎地有償運送を行っている。 町では、旭川市内まで無料のデマンドバスを運行している。月曜～金曜に 1 日 2 便で予約制。利用は多い。 ・ボランティア養成等により、小地域ネットワークができているものの、具体的な取組に発展しない傾向にある。今後、地域の中でどのような活動ができるか民生委員、ネットワーク会員を中心とした取組を検討している。 ・住民との協働を進めるための意識啓発を目的とした講演会を開催している。
その他（周辺を含む地域概況、今後の推移見通し等関連情報）	・15 の自治区があり、役場の所在する「幌加内」を中心に、北に向かって、「政和」「添牛内」「朱鞠内」の 4 つの市街地が形成されている。 経済圏について、南部地区は旭川市、深川市、政和以北は士別市、名寄市で、車で 1 時間ほどの距離にある。

（２）取組内容・特徴等

①主な自治体独自の取組事例の概要及び特記事項

取組 1. 名称	北部地域包括ケアセンター（小規模多機能型居宅介護、老人福祉寮、地域交流スペースからなる地域拠点）
①取組の概要	
1) 対象地域	幌加内町朱鞠内地区
2) 提供の担い手（職員、スタッフ）体制	・常勤 7 名（看護師 1 名、介護福祉士 3 名、無資格者 3 名） ・非常勤 1 名（介護福祉士） ・パート 1 名（介護福祉士）
3) 利用対象者	・小規模多機能型居宅介護：要介護者 ・老人福祉寮：養護が必要な高齢者等 ・地域交流スペース：地域住民
4) 事業所名	・小規模多機能型居宅介護：スマイルほーむえん ・老人福祉寮：延寿荘
5) 法人名	NPO 法人よるべさ（指定管理者）
6) 実施開始年	平成 24 年 4 月 1 日 ※小規模多機能型居宅介護は、試験的に平成 23 年 10 月 1 日から半年間、職員の業務研修を兼ねて運営を開始し、平成 24 年 4 月 1 日より正式に開設した。
7) 事業の財源（設置、運営）	<施設整備費>

	・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 30,000 千円 ・地域介護・福祉空間整備推進交付金（備品）3,000 千円 ・起債（辺地債）25,000 千円 ・一般財源 4,865 千円 ・その他、NPO 法人の円滑な運営のため、「地域支え合いづくり事業」として 8,500 千円を補助（財源は全額道費充当） <運営費> ・入居者居住料（老人福祉寮） ・食費、暖房費（利用者負担） ・介護保険収入 ・利用料収入（泊まり等の利用者自己負担） ・指定管理料
8) 提供実績	・北部地域包括ケアセンターは、NPO 法人よるべさが、指定管理で運営している。小規模多機能型居宅介護、老人福祉寮、地域交流スペースの 3 本柱で事業を行っている。 ・小規模多機能型居宅介護の利用登録者数は 12 名、老人福祉寮の入居者は 6 名。 ・地域交流スペースは、老人クラブが会合を行ったり、地域イベントを開催するなど、地域住民が活用している。
②開始した経緯、目的、取組の枠組み構築の経緯	・幌加内町は南北 63 km、東西 24 km と細長く広大であり、介護関連のサービスは幌加内地区の市街地に集中している。介護保険制度が始まって、北部地域の住民はサービスを利用しにくく、北部地区での生活が困難になると、幌加内地区に転居したり、幌加内町から転出してしまうという課題があった。そこで北部地域に福祉の地域拠点を作るための検討が始まった。 ・平成 22 年、北部に福祉の地域拠点を作るにあたり、何から取り掛かればよいかを検討するため、美瑛慈光会の施設長とコンタクトを取り、小規模多機能型居宅介護を視察させてもらった。そして、北部の朱鞠内地域に小規模多機能型居宅介護を開設できないかと考えた。 ・その後、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会と厚生労働省の担当者が美瑛慈光会に来る予定があり、その際、幌加内にも寄ってくれた。過疎地域における小規模多機能型居宅介護について研究事業を行う予定で、その事業への協力依頼があった。小規模多機能型居宅介護の運営に関するノウハウがないため、事業に参加しながら、小規模多機能型居宅介護の開設準備を進めていった。事業を通じて、鹿児島県十島村の宝島で小規模多機能型居宅介護を運営している法人の代表が相談にのってくれ、町の職員が宝島の小規模多機能型居宅介護へ研修に行くなどした。事業開始後 3 年程度で運営が安定したら、理事長を引き継ぐことを条件に、NPO 法人の理事長も引き受けてもらった。 ・北部地域包括ケアセンターが開設される前は、社会福祉協議会が延寿荘（老人福祉寮）の指定管理者として事業を運営していた。指定管理者の変更に伴い、社会福祉協議会の職員は、そのまま NPO 法人よるべさの職員に移行した。
③提供事業者（所）	・北部地域包括ケアセンターの開設に向けて、平成 22 年から町民との懇談会を

の立上げ、運営への支援や連携・協働の取組	開始した。町の職員が、全町 15 自治区と商工会を全て回った。若い世代の話も聞きたかったため、開催時間帯は仕事を持つ住民も参加しやすい 18 時以降とした。懇談会では地域に暮らし続けるためにどのようなものが必要かを、KJ 法を活用して住民同士で出し合った。住民への参加の声掛けは各自治区から行った。 ・住民に何とかしたいという気持ちがなければ事業は成功しないため、行政から積極的に地域を回り、距離を縮め、職員も一町民として話し合いに参加した。懇談会には、病院の医師、社会福祉協議会の職員も参加した。 ・高齢者の多い地域は高齢者が地域からいなくなると自治区の存続が難しくなるため、自治区の人が危機感を持って関わってくれた。 ・各自治区とも、それぞれに地域特性があり、人口が減ったからといって他の自治区と一緒に取組を推進することは難しい。各自治区の特性を踏まえて事業を推進していくことが求められた。 ・サービスが南部に集中しているため、北部の住民とは溝を埋めることに苦労した。長年住んでいる地域に最後まで住んでもらいたいことを伝えていくことで、住民も自分達で何とかしなければという意識に変わっていった。自分達で考えることが重要である。
④取組の効果、成果	・小規模多機能型居宅介護が子どもから高齢者まで集う地域拠点としての機能を果たしている。 ・地域住民の相談に対して、NPO 法人よるべさの職員が親身に対応しており、北部の住民は地域で暮らすことに安心感を持つことができるようになった。地域住民にとって、小規模多機能型居宅介護は困ったときの相談先となっている。 ・NPO 法人に移行した際、職員の意識改革や人材育成に取り組んだ。その結果、職員の事業趣旨に対する理解が進み、積極的に地域の福祉拠点として、事業に対応している。地域へも出向いていき、地域との連携が図られている。
⑤取組の課題	・職員を増やしたいが、募集しても応募が無い状況にある。市街地の幌加内地区でも確保は難しい。シングルペアレント事業（中学生以下の子どもと同居する町外のひとり親家族が、町内の介護サービス事業所に就職し、町内に家族で定住することができる場合の支援制度）を行っているが、雇用実績はない。 ・介護スタッフの住民養成も行っているが、朱鞠内地区に住んでいないと、当事業所で働くことは難しい。幌加内地区から朱鞠内地区まで車で 40～50 分かかるため、通勤は難しい。朱鞠内地区は生鮮食品を扱う商店などもないため、住んでくれる人はなかなか現れない（移動販売車が来ている）。
⑥提供サービスの質確保に関する支援	・サービスの質確保のため、鹿児島県十島村の事業所から職員研修を受け入れたりと、こちらから研修にいくなど、他事業所との連携した取組を行っている。
⑦今後の取組の展望（継続、拡大、展開、縮小）	・町内の要介護認定者数は 100 人程度で、そのうち、在宅の人は 70 人程度である。要介護認定を受けてもサービスを利用しない人もいるため、北部地域で想定される利用者数は 10 人前後である。要介護 3 以上になると数人となり、利用者の確保が厳しい状況にある。

⑧他地域での横展開に関するポイント、要件	○地域で暮らし続けるために何が必要かを住民自身に考えてもらい、住民主導で取り組んでいくことが重要となる。そのために、行政が積極的に地域を回り、各地域で住民同士が話し合う場（懇談会）を設定。懇談会には、住民のほか、行政職員、病院の医師、社会福祉協議会等の職員も参加。 ○小規模多機能型居宅介護に地域交流スペースを併設し、子どもから高齢者まで集う地域拠点としての機能を持たせる。地域拠点となるために、職員の意識改革や育成にも力を入れる。

②取組に参加している事業者（所）の取組概要及び特記事項

事業者（所）1. 名称	NPO 法人よるべさ
参加経緯	・小規模多機能型居宅介護の事務局職員は、元町の職員で保健師であった。ケアマネジャーの資格も保有している。町で保健師の仕事をしている中、介護サービスが行き届かない人がおり、また、老人福祉寮での生活が難しくなると町外に出ていく人が多かったため、担当者として課題を感じていた。 ・平成 18 年の介護保険制度改正でグループホームや小規模多機能型居宅介護が創設され、町に開設できないかと考えた。いくつか法人をあたったが、採算が取れないため実現しなかった。 ・国保病院を老人保健施設にするという話があり、町の議員と老人保健施設の見学に行くこととなった。美瑛慈光会の「美瑛町老人保健施設ほの香（指定管理）」を見学し、グループホームや小規模多機能型居宅介護など、様々な事業を見学させてもらった。感銘を受け、高齢者が町から出ていかない仕組みを作りたいと思ったが、事業を行う法人が見つからなかった。そこで美瑛慈光会から全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会を紹介してもらい、現在の理事長につながった。 ・平成 22 年、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の事業に取り組むこととなり、中山間地域における小規模多機能居宅介護の事業展開について研究を行った。事業を通じて、事業所を開設できるのではないかと、平成 23 年から具体的な検討を開始した。そして既存施設を活用した、小規模多機能型居宅介護を開設することとなった。行政より、地域住民に事業所必要性を理解してもらう働きかけも行っていった。
事業資源の確保	①資金 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金（備品）、起債（辺地債）、一般財源 等 ②担い手 ・事務局職員の元町の保健師は、NPO 法人の立上げ（事業所の開設）とともに、町の職員を辞めて、NPO 法人に転職した。 ・老人福祉寮の指定管理者だった社会福祉協議会の職員は、そのまま NPO 法人の職員として移行した。 ③利用者 ・老人福祉寮の入居者は 6 名。うち 1 名は入院中。要介護度は、要介護 1・3・4・5 が 1 名ずつ、2 名は非該当。要介護 5 の入居者は、朝起きたら併設の小規模多機能型居宅介護の通いに連れていく。

	・小規模多機能型居宅介護の利用登録者数は12名。うち4名は併設の老人福祉寮の入居者。2名は訪問中心の利用者。連続で泊っている人が1名いる。
事業実施内容、事業実施上の工夫内容 及び導入前と導入後の効果比較	■立上準備 ・平成24年4月1日に開設する前に、平成23年10月から地域支え合い体制づくり補助金を活用し、理事長の法人より職員を派遣してもらい、小規模多機能型居宅介護の事業について指導してもらった。それが事業の準備期間ともなり、スムーズに開設することができた。 ■職員体制 ・常勤7名、社会保険対象の非常勤が1名、食事づくりを手伝うパートが1名。 ・常勤職員の内訳は、看護師1名、介護福祉士3名、無資格者3名。 ・パート職員、非常勤職員とも介護福祉士を取得している。 ・ケアマネジャーの資格は3名が取得している。管理者はケアマネジャーと介護福祉士の資格を取得している。 ■小規模多機能型居宅介護の利用者の状況 ・小規模多機能型居宅介護の利用定員は18名、泊まりの定員は5名、通いの定員は9名である。稼働率は少し低い程度である。 ・老人福祉寮からの利用者は訪問中心である。地域の要介護5の利用者は通いと訪問の組み合わせ、他の利用者は訪問中心である。利用者は、通いよりも訪問の利用が多い。 ・通いの送迎時間は、希望に応じて数回に分けて行っている。病院の診察日が火曜と金曜であるため、通院に合わせて通いを利用したいとい利用者が多い。通いの送迎の際に病院に寄って通院の支援も行う。 ・通いの時間帯は8時から20時頃までである。介護者に夕方から地域で会議がある場合があり、通いで20時まで利用できれば、泊まりを利用せずに自宅に戻ることができる。 ■地域住民を対象とした事業等 ・体操教室を月に1回、地域食堂を2か月に1回開催している。その他、季節の行事などを月に1回程度開催している（ハロウィン、流しそうめん、餅つき大会など）。地域住民に対して、これらの事業や行事への参加を呼び掛けている。 ・保育所が事業所の近くにあるため、子どもとのイベントも開催している。小学校の子どもも来てくれる。 ・地域の行事にも参加しているほか、敬老会はコミュニティセンターの2階で開催されていたが、高齢者が2階にあがることが厳しいとのことで、地域交流スペースで開催した。 ■運営推進会議 ・運営推進会議は2か月に1回開催している。外部評価は1～3月の間に行っている。 ・運営推進会議のメンバーは、小学校の校長、診療所医師、3自治区の区長、民生委員、保育園の運営関係（婦人会会長）、交番の警官、郵便局長、地域包括支援センター、家族、地域の人（商店）である。区長は、老人クラブの会長、民生委

	員も務めている。本事業所の理事でもある。 ・外部評価では、地域交流スペースに職員がいないため、地域の人が入りにくいことが指摘された。入りやすくするための工夫を検討しており、声をかけてくださいなどの張り紙をしようかと考えている。 ・運営推進会議では、現在、SOS ネットワークについて検討している最中である。
事業の成果	・家族が在宅で看取することを希望すれば、看取りの支援を行っている。これまでに2名の看取りに対応してきた。地域に診療所がなく、1週間に2回のみの往診であるため、24時間、医療が必要となる場合は難しいと感じる。また、家族が地域にいるのか、遠方にいるのか等も影響する。 ・以前は通所介護のサテライト事業所として、通いの場合は週に1回のみであり（本体事業所が休みの日のみ開設。本体事業所の職員が全員サテライトに来て対応していた）、さらに利用したい場合は、幌加内地区の通所介護の本体事業所まで通う必要があった。小規模多機能型居宅介護が開設されたことにより、地域の身近な場所で、必要な場合にいつでも通うことができるようになった。 ・地域交流スペースを作ったことで、地域住民が集う場所を提供できるようになった。 ・小規模多機能型居宅介護は中山間地域を支えるのに有効である。泊まりがあり、時間の融通がきく。いつでも泊まり、通い、訪問のサービスを柔軟に提供することができる。 ・地域住民から、近隣のひとり暮らしの高齢者で心配な人がいると、事業所に相談があるなど、地域より支援の必要な人の情報が事業所に集まるようになった。
今後の展開	■看取り、救急時の医療体制 ・医療過疎であるため、家族が安心して家で看取ることができないという課題がある。町立の国保病院がなくなるため、診療所の医師に入院が必要な場合の受け入れ先の確保について相談している。 ・いざという時の病院がないため、もし、朝起きて亡くなっていた場合、家族は理解してくれるのかなど、職員は不安に感じている。どのように事業所で支えていくのが難しい。 ・救急車は幌加内地区にあり、事業所にくるまでに30分かかる。そのため、救急車を呼ぶかどうか、早く決断しなければならない。 ■職員配置・人材の確保 ・看取りや医療ニーズの高い人に対応するため、0.5人でよいので、看護師をプラス配置できるとよい。 ・介護職員も不足しており、人数を増やしたいが、事業所のある地域に住んで働きに来てくれる人を確保することは難しい。 ・人材確保策が課題であり、職場の魅力を伝えていく必要があると感じている。田舎だからこそその魅力はあるが、なかなか伝わらない。インターンシップも募集しているが応募はない。認知症のケアなど、介護には奥深さがあり、介護の仕事の魅力をどのように発信していくかを考えている。 ■介護技術の習得

	・開設 5 年目となり、少しずつ介護について勉強できるようになってきたが、介護の技術的な部分が弱いと感じている。一人ひとりにあった介護について、概念的には職員に伝わっているが、自分の技術として提供するところには至っていない。介護技術に関する研修を充実させたい。 ・また、認知症のケアについてもさらに学ぶ必要があると感じている。基本に立ち返る 5 年目にしたいと思っているが、外部研修に行く時間の確保が難しい。

6. 浜松市（静岡県）

静岡県浜松市		中山間地域以外の在住者の参加を含めた中山間地域におけるサービス提供基盤の確保			
施策・取組の特徴	①社会福祉法人等による基準該当サービスの実施を積極的に推進している。				
	②居宅事業所のサテライト設置を積極的に推進している。				
取組の領域	③市内北部地区の中山間地域における高齢者生活支援ボランティア活動（地区団体主催の配食活動等）への参加支援施策を積極的に実施している。				
	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
				◎	◎

（１）地域概況

地域指定	・ 15%対象地域：振興山村地域（一部）、大臣指定地域（一部） ・ 10%対象地域：過疎地域（一部）、豪雪地帯（一部）、 特定農山村地域（一部）、辺地（一部）							
面積	1, 558 km ²							
行政区	7 区（中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区）							
	中区	44. 34 km ²	北区	295. 54 km ²				
	東区	46. 29 km ²	浜北区	66. 50 km ²				
	西区	114. 71 km ²	天竜区	943. 84 km ²				
	南区	46. 84 km ²						
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）	（平成 26 年 10 月 1 日時点） ・ 人口 810, 642 人 ・ 65 歳以上高齢者：202, 085 人（高齢化率 24. 9%） ・ 政令区 7 区のうち、中山間を含む区は天竜区と北区。天竜区の一部地区では高齢化率 50%を超える地区もあり、80%を超える自治会も存在している。							
	（平成 37（2025）年 推計値） ・ 人口 756, 111 人 ・ 65 歳以上高齢者：222, 287 人（高齢化率 29. 4%）							
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）	・ 認定者数：33, 440 人（平成 26 年度） ・ 認定率：16. 1% （内訳）							
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
	3, 185 人	3, 509 人	9, 257 人	5, 658 人	4, 295 人	4, 564 人	2, 972 人	33, 440 人
	・ 要介護 3 以上の割合：35. 4 %（11, 831 人）							
介護保険料基準額（月額）	平成 27 年度から平成 29 年度：5, 200 円（第 5 期 5, 050 円）							
地域包括支援センター、日常生活圏域	日常生活圏域数：29 か所 地域包括支援センター数：22 か所							

資料：浜松市第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

■各区の日常生活圏域別高齢者数、高齢化率

圏域	名称	担当地区	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
中区-1	元浜	北、曳馬	9,667	22.6
中区-2	鴨江	西、県居、江西	8,915	26.3
中区-3	佐鳴台	城北、佐鳴台	8,035	24.0
中区-4	和合	萩丘(住吉・和合)、富塚	8,783	25.0
中区-5	板屋	中央、アクト、江東、駅南	10,435	25.8
中区-6	高丘	萩丘(萩丘中、葵・高丘)	11,675	21.4
中区			57,510	23.9
東区-1	ありたま	積志	9,825	24.5
東区-2	さぎの宮	長上、笠井	10,325	24.6
東区-3	あんま	中ノ町、和田、蒲	10,189	21.4
東区			30,339	23.4
西区-1	大平台	入野、篠原	8,362	20.7
西区-2	和地	庄内、和地、伊佐見	8,932	26.5
西区-3	雄踏	舞阪	3,279	27.2
西区-4		雄踏	4,118	26.7
西区-5		神久呂	3,280	27.0
西区			27,971	24.6
南区-1	新津	新津、可美	7,516	25.0
南区-2	芳川	河輪、五島、芳川	10,316	26.5
南区-3	三和	白脇、飯田	7,895	22.8
南区			25,727	24.8
北区-1	三方原	都田、新都田、三方原	10,151	22.6
北区-2	細江	細江	5,877	27.7
北区-3		引佐	4,184	30.6
北区-4		三ヶ日 ☆	4,523	30.3
北区			24,735	26.1

圏域	名称	担当地区	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
浜北区-1	北浜	北浜	9,199	24.0
浜北区-2	しんぱら	浜名、龜玉	7,717	22.4
浜北区-3	於呂	中瀬、赤佐	6,106	25.9
浜北区			23,022	23.9
天竜区-1	天竜	天竜	6,672	33.5
天竜区-2		春野 ☆	2,213	44.9
天竜区-3	北遠中央	佐久間 ☆	2,198	53.2
天竜区-4		水窪 ☆	1,270	53.3
天竜区-5		龍山	428	56.9
天竜区			12,781	39.8



資料：はままつ友愛の高齢者プラン（平成27年～平成29年）第3章5。

（2）取組内容・特徴等

①主な自治体独自の取組事例の概要

取組 1. 名称	「出張所」「サテライト」「サテライト拠点」「基準該当サービス」を活用したサービス提供体制の確保			
①取組の概要				
1) 対象地域	中山間地域のある天竜区、北区			
2) 各区分の中山間地域における実施事業所数	平成 28 年 1 月 1 日現在、以下の「出張所」「サテライト」「基準該当サービス」の 3 区分について、中山間地域（天竜区、北区）にて事業所がサービスを提供している。			
	区分	サービス種別	市内事業所数	天竜区、北区 事業所数
	出張所	（予防）訪問介護	4	1
		（予防）訪問看護	4	3
	サテライト	地域密着型介護老人福祉施設	9	2
	サテライト拠点	定期巡回サービス	13	0
	基準該当サービス	（予防）訪問介護	1	1
		（予防）通所介護	1	1
	資料：浜松市の中山間地域における出張所等の状況（H28.1.1 現在）市提供資料			
	3) 事業所指定の進め方	【各区分の基準】 ・国の基準を活用しながら実施している。 【指定に向けた進め方】 ・特にどれかに誘導することはおこなっておらず、本体の要／不要や本体と一体的に		

	実施できるかなど、事業所の特徴によって活用できる区分が異なることから、状況を確認しながら進めている。 ・また、出張所については、本体との距離に明確な定めがないが、明らかに本体との距離が遠く、一体的な運営ができない場合は却下するなど、個別の状況を確認しながら実施している。 ・給付については、国民健康保険団体連合会を通じ実施している。
4) 指定に向けた課題状況	・18人以下の通所介護は地域密着型通所介護に移行するが、地域密着型通所介護については、基準該当サービスの制度がないため、19人以上の定員を確保し、基準該当通所介護として事業を行う必要がある。 ・「離島等相当サービス」については、現在はないが、今後検討をおこなう余地はあると考えている。

取組 2. 名称	中山間地域における市実施事業
①取組の概要	
1) 対象地域	中山間地域のある天竜区、北区
2) 実施事業の内容	【浜松市中山間地域介護サービス利用支援事業費補助金】 ・中山間地域の利用支援事業費補助事業として、中山間地域の介護サービス事業における事業所と利用者の片道距離が10km以上の移動に係る経費のうち、人件費、燃料費、消耗品費を補助の対象として実施している。 ・事業開始のきっかけは、市町村合併によって特に周辺部でサービス格差が出てくることが懸念される中での検討がきっかけ。 ・補助額は50%上記経費の2分の1を乗じて得た額。ただし、移動距離に2を乗じた距離数（上限50km）×利用回数×37円を上限。 ・距離の算出は地図上で確認して行っている。 【浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成】 ・15%加算地域の利用者負担の一部（15%分）を助成 【ささえあいポイント事業】 ・地域の支え合い活動の活性化を図ることを目的に、平成26年4月から事業開始（10月からポイント付与）。 ・事業は、65歳以上を対象として、市内全域にて①施設ボランティア（平成26年10月ポイント付与開始）、②地域ボランティア（平成27年10月ポイント付与開始）を実施している。 ・②地域ボランティアについては、中山間地域にて平成26年度からモデル事業として実施しており、その中で、「サロン運営」「配食」について、市内全域にて実施している。 （特に中山間地域での実施について） ・中山間の地域ボランティアについては、市内全域事業と条件が異なり、年齢制限はない。市内全域で実施しているささえあいポイント事業については、地域支援事業にて実施するため、対象者を65歳以上としている（もともと任意事業として実施）。中山間地域については、担い手不足であることから、40歳未満の方も参加できるようにしている。 ・活動内容として、「サロン運営」「配食」に加え、モデル事業にて実施していた「安

	否確認」や「話し相手」、「軽度な生活支援」等も対象としている。 ・ボランティア登録数は、市内で 2,403 人（平成 27 年 12 月 31 日現在）。地域ボランティアは 1,571 人の登録があり、うち、中山間地域ボランティアは 504 人となっている。 ・中山間地域ボランティア 504 人のうち、対象地域住民以外のボランティアとして 143 人の登録がある。 ・「サロン運営」「配食」の登録団体数はそれぞれ 211 団体、16 団体であるが、「配食」団体については中山間地域の方が充実している。地区社協が多く、自治会単位でのサービス提供が多いか。開催場所は、協働センター（旧公民館）や個人宅にて行われている。 ・中山間ボランティアは、自家用車の運転、公共交通利用の場合に、交通費の一部助成も実施している（20 円／km）。 ・スタンプは、「サロン運営」「配食」については、団体に渡している。中山間地域ボランティア（在宅高齢者支援（「安否確認」「話し相手」「軽度な生活支援」）については、社会福祉協議会に人材コーディネート、ポイント管理を依頼しており、スタンプも社会福祉協議会が管理している。
他地域での横展開に関するポイント、要件	・特にささえあいポイント事業では中山間地域等事業の担い手が不足している地域における担い手確保方策として有力な方策の一つと思われる。 ・なお、活動意向のある市民と、活動の担い手を求める活動組織間のマッチング及び調整を行う機能（両方の地域住民から見て納得性のある組織）を設置することが必要なことも把握できた。その選定過程についても十分透明性のある情報開示が必要と思われる。

②基準該当サービスを実施している事業所の取組事例の概要

事業者（所）1. 名称	龍山ヘルパーステーション （訪問介護サービス）
実施経緯	・平成 11 年 5 月、旧龍山村に保健医療福祉総合施設が設置され、社会福祉協議会と天竜厚生会にて県指定を受ける ・平成 15 年 4 月以降、利用者の確保が難しいことから、基準該当サービスとして実施した ・平成 19 年 4 月以降、天竜厚生会単独にて事業を実施 （介護保険制度以前は社会福祉協議会がヘルパー事業を実施していたため、共同でサービス提供を開始した。市町村合併に伴い、社会福祉協議会が一本化したため、そのタイミングで単独に切り替えた）
事業所周辺環境	・診療所、訪問看護もあり、医療体制は充実している。 ・食材等は、近隣にある店舗が配達を実施している。また移動販売も行われているが、地域が限定されている。
市からの補助等	・事業所のある施設は市の所有であり、現在、無償にて借用している。
経営状況	・収支は赤字であり、毎年厳しくなっている。 ・利用者 17 名であったが、平成 27 年 12 月には利用者 7 名（延べ訪問 56 件）→平成 28 年 1 月：利用者 7 名（延べ訪問 39 件）→2 月：利用者 9 名（延べ訪問 51

	件)と利用者が減っている。在宅での老老介護による施設入所や、サービス付高齢者住宅等入居が要因となっている。 ・龍山地区は人口減少が激しく、認定者自体も減少してきている（平成28年1月時点：95人）。 ・他地区にもサービスの利用を促しているが、難しい状況である。
利用者の状況	・15～16の集落に利用者が点在しており、最も遠い利用者で10km、30分かかる。 ・積雪のため、スタッドレスタイヤを履き、4輪駆動の自動車にてサービス提供している。ここ数年は積雪によって訪問できなかったということはない。
職員の状況	・職員は4名体制。サービス提供責任者は専従で配置しているが、訪問介護員は登録ヘルパー（40代2名、60代1名）にてサービス提供をおこなっている。常勤換算数では2.5人に満たない。 ・利用者の利用件数が少ないため、ヘルパーの勤務シフトを組むこと自体が難しくなっている。

事業者（所）2. 名称	くまデイサービス （通所介護サービス） ※指定に移行したため、現在、基準該当サービスによるサービス提供は実施していない。
実施経緯	・平成3年、天竜厚生会の敷地内にてデイサービスを開始（本体） ・平成11年、くまデイサービスセンターとして、サテライト型デイサービス事業を開始 ・平成18年、本体の休止に伴い、くまデイサービスセンター単独事業（基準該当サービス）として実施 ・平成28年3月1日に指定事業所に移行。離島等相当サービスは理解していたが、指定を取れる状況であったため、指定に移行
事業所周辺環境	・人口676人、高齢者345人（高齢化率51%）。 ・地区内には23の集落が点在しており、集落は山腹に位置している。地区内の87%が山林。
市からの補助等	・事業所の施設は、熊小学校・熊幼稚園の敷地内にある旧幼稚園の園舎を改装して使用しており、市より家賃の免除を受けている
経営状況	・月・火・木・金の週4日営業。10時～16時のサービス提供で前後1時間30分を送迎時間として割り当てている ・平成18年当初はかなりの赤字であったが、最近は収支が合ってきている。 ・ショートステイ利用者が冬場に感染症で在宅に戻るケースがあり、そのためにデイ利用者が時期的に増えている状況である
利用者の状況	・定員10名で、6～7人／日の利用状況。 ・要介護1、2の利用者が多く、要介護3は1名。 ・利用者宅までの道のりは、山道で細い道が多く、本線を中心に枝別れした先に各集落があるため、非常に効率が悪く、送迎には時間がかかっている。 ・障がい者の受け入れについては、法人本体にて20km先に施設運営を行っているため、現在は実施していない。

職員の状況	・職員 3 名。常に 2 名体制が取れるよう入れ替わりで勤務している。 ・地区住民で元法人に正規職員として勤務していた方などを採用。現在 3 名のうち、2 名は地区住民である。 ・送迎車両は、10 人乗りのワンボックス車 1 台と車いす対応の 3 人乗り軽車両 1 台の計 2 台。職員 2 名がそれぞれを運転して送迎を実施している

7. NP0 法人コレクティブ 小規模多機能ホーム・定期巡回・随時対応訪問介護「いつでもくればい」（熊本県）

NP0 法人コレクティブ 小規模多機能ホーム・定期巡回・随時 対応訪問介護「いつでもくるばい」		居宅サービス事業者、地域住民、行政、その他多様なま ちづくりの担い手が協力して「介護が必要になっても地 域で住み続けられる地域づくり」を推進			
施策・取 組の特徴	①小規模多機能型居宅介護の「通い」から「訪問」中心へと、サービスの重心を移行 させ、本人の在宅での暮らしを支援している。 ②地域そのものを「施設」と考える発想に立ち、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護、訪問看護ステーション（ただし、現在立ち上げの準備中） 等のサービスを組み合わせることにより、要介護度や医療的ケアの必要性が高くな っても、在宅で暮らし続けられる支援体制を整えている。 ③地域住民や他事業所との連携・協力、サテライト事業所の活用等により、緊急時の サービス提供体制整備や資格者の確保等を図っており、中山間地域において事業展 開する上での地理的条件の厳しさや、人材確保難等の課題解決に対して、有効に機 能している。				
	取組の領 域	① ICT の活用	② サテライト事業所の設 置	③ 介護保険事業と他の事 業の多機能拠点	④ 多様な主体による協 働・連携
		○	◎	◎	

（１）地域概況（山鹿市）

地域指定	振興山村地域（一部）、辺地（一部）、特定農山村地域（一部）、過疎地域（全 域）
面積	299.67 km ²  （資料）山鹿市ウェブサイト
人口（総人口、高齢者人 口、前期・後期別、高齢 化率）	（平成 26 年 9 月末時点） ・人口 55,009 人 ・65 歳以上高齢者：18,110 人（高齢化率 32.9%）
	（平成 37（2025）年 推計値） ・人口 47,101 人 ・65 歳以上高齢者：18,383 人（高齢化率 39.0%）
要介護認定者（認定率、	・認定者数：3,584 人（平成 26 年度）

要介護度別人数)		・ 認定率：19.9% (内訳) <table><tr><td>要支援 1</td><td>要支援 2</td><td>要介護 1</td><td>要介護 2</td><td>要介護 3</td><td>要介護 4</td><td>要介護 5</td><td>合計</td></tr><tr><td>392 人</td><td>548 人</td><td>679 人</td><td>625 人</td><td>509 人</td><td>420 人</td><td>411 人</td><td>3,584 人</td></tr></table> ・ 要介護 3 以上の割合：37.4 % (1,340 人)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	392 人	548 人	679 人	625 人	509 人	420 人	411 人	3,584 人
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計											
392 人	548 人	679 人	625 人	509 人	420 人	411 人	3,584 人											
介護保険料基準額 (月額)		平成 27 年度から平成 29 年度：5,610 円																
介護保険サー ビス事業所・ 施設 (①指定／ ②基準該当／③ 相当)	居宅	・ 訪問介護：14 か所 ・ 訪問看護：8 か所 ・ 訪問リハビリテーション：2 か所 ・ 通所介護：23 か所 ・ 通所リハビリテーション：8 か所																
	地域密着	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1 か所 ・ 小規模多機能型居宅介護：12 か所 ・ 認知症対応型共同生活介護：10 か所																
	居宅介護	・ 居宅介護支援：30 か所																
	施設	・ 介護老人福祉施設：8 か所 ・ 介護老人保健施設：3 か所																
地域包括支援センター、 日常生活圏域		日常生活圏域数：8 か所 地域包括支援センター数：1 か所 (直営)																
医療機関		・ 63 か所																
その他 (周辺を含む地域 概況、今後の推移見通し 等関連情報)		・ 平成 17 年、山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町が合併。現在、市域には、「山鹿」、「大道」、「八幡・三玉」、「川辺・平小城・三岳」、「鹿央・米田」、「鹿北」、「菊鹿」、「鹿本」の 8 つの日常生活圏域がある。																

名称	特定非営利活動法人コレクティブ 小規模多機能ホーム・定期巡回・随時対応訪問介護「いつでんくるばい」
設立年月日	法人：平成11年6月22日 事業所(小規模多機能ホーム いつでんくるばい)：平成24年1月1日
代表者	理事長 川原秀夫
従業員数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業：8名 ・通所介護事業(介護保険外)：10名 ・小規模多機能型居宅介護事業：計61名
業務内容	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 2. 通所介護事業(介護保険外での通所) 3. 小規模多機能型居宅介護事業 4. 低利用料での住まいの運営事業 5. 福祉相談事業 6. 安心して住める地域づくり事業 7. 認知症高齢者等の人権擁護にかかる事業 / 等

（２）事業者独自の効果的な取組・工夫事例の概要及び特記事項

取組・工夫、名称	居宅サービス事業者、地域住民、行政、その他多様なまちづくりの担い手が協力して「介護が必要になっても地域で住み続けられる地域づくり」を推進
①開始した経緯、目的、取組・工夫の枠組み開発・導入の経緯	・平成 11 年、特定非営利活動法人コレクティブを立ち上げ、自宅と身近な地域で暮らし続けることができるよう、地域での暮らしを支えることを目的として、地域密着型サービスを展開している。 ・法人では、小規模多機能ホーム「きなっせ」（熊本市）、小規模多機能ホーム「縁がわ小国」（小国町）、小規模多機能ホーム「いつでんきなっせ」（熊本市）等、6 つの施設を運営している。 ・平成 24 年 1 月、小規模多機能型居宅介護「いつでんくるばい」（山鹿市）を開設し、同年 4 月からは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設している。当初は、「通い」を中心にしてだったが、利用が進むにつれて、利用者が自宅での暮らしから切り離されていく傾向がみられたため、「訪問」を中心とした在宅生活の支援に重点をおくようサービスの重心を移行させ、自宅での暮らしを支援している。なお、「いつでんくるばい」は熊本弁で「いつでも行きます」という意味である。 ・事業展開にあたっては、地域を一つの「施設」と見立て、地域密着型サービスによって、そこで暮らす住民の在宅生活を支えるという発想を元に行っている。例えば、在宅で生活している要介護者 40～50 人をサービス提供の対象とすると、一つの施設を作ることと同じと考えられる。また、事業所の人材確保も難しくなっている中で、通い、訪問、泊まりなどを一体的にサービス展開していく必要があると考えている。
②自治体や他事業者、他職種との連携・協働	■他事業所等との連携・協力 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを展開しているが、山鹿市内で一番遠い地域は、事業所から車で 30～40 分かかるため、定時では訪問できても、随時・緊急時の訪問に対応することができない。そこで、市が養成した認知症地域サポートリーダーが近くの利用者を見守るとともに、他の小規模多機能型居宅介護事業所や、グループホーム等の事業所にも協力を依頼している。 ・具体的には、緊急時など何かあった場合、利用者の近くにある事業所に、様子を見に行ってもらいたいということをあらかじめお願いしている。事業所間の連携・協力がないと、山間部の住民のニーズには応えきれない。地域の力で支えるという考え方である。 ■自治体の事業との連携・協力 ・熊入町自治会では、高齢者に「くまいり SOS キーホルダー」を配布し、外出先で具合が悪くなったり、認知症の高齢者が外出先で保護されて身元が分からない場合などに、「熊入町見守り支援センター」へスムーズに連絡ができるようにしている。「いつでんくるばい」の定期巡回のオペレーターは、このオペレーター業務を兼務しており、夜 23 時頃まで、3 人体制で運用している。電話があると、必要に応じて様子を見に行くところも行っている。

③具体的な取組・工夫の概要	■利用者の状況 ・小規模多機能型居宅介護は、定員 24 人（通い 12 人、泊まり 6 人）に対して、利用者は 20 人程度で推移している。要介護度は、要支援 1～要介護 5 までで、平均要介護度は 3 程度。要支援は 1 人。この中には、もともと定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用していたが、小規模多機能型居宅介護の方がニーズに合うということで移行した 3 人も含まれている。事業所から最も遠い利用者は、片道 15 分である。 ・小規模多機能型居宅介護のメリットとして、泊まりに対応できること、訪問を強化しており、ほぼ 24 時間体制で見守れること（夜 23 時～朝 7 時までは宿直者が対応）、さらに顔なじみの職員が支援できるといった点があげられる。 ・小規模多機能居宅介護は、制度創設時は通いを中心に考えていたが、通いや泊まりが増えてくると、利用者が自宅での生活から切り離されてしまうため、本人の暮らしを支援することを念頭に訪問を中心としたサービスで支えている。一日の訪問回数は平均 60～70 回、少ない日は 50 回程度である。最も多い利用者で、一日 7～8 回訪問している。 ・今回の介護報酬改定で、訪問強化加算が設けられたことで、月 20 万程度の収入増になった。それまでは経営的に非常に厳しかった。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者は、現在要介護 5 の方が 1 人で、住まいは事業所から約 5 分。老夫婦世帯で、要介護 1 の配偶者が介護をしている。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、一日 6～7 回訪問している。何か心配なことがある場合は事業所に連絡が入り、追加で訪問している。また、実際には通院の支援（付き添い）も行っており、定期巡回のサービス範囲でないことも行っている。 ・ケアマネジャーからの利用依頼は、家事援助のニーズが多い。加えて、夜中や早朝等の巡回の要望を受ける。事業所でアセスメントをした結果、家事援助の必要はないと考えられるケースについてはそのように伝えるが、そうすると、他の訪問介護事業所等を探されることが多い。 ■職員体制 ・小規模多機能型居宅介護の総従事者数は 13 名、うち正規職員が 12 名である。職員の有資格は、介護支援専門員 3 人、介護福祉士 8 人、看護職員 3 人で、無資格者は 2 人のみである。 ・夜勤は、1 名。それに近くに住む職員がオンコールで宿直 1 名。ただし、オペレーターの関係で、国家資格者以外は泊まらないようにしている。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、小規模多機能型居宅介護と兼任している。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護を合わせて事業として実施しているため、介護福祉士等の人員を確保できている。 ■運営推進会議について ・小規模多機能型居宅介護は、運営推進会議を活用した評価となるが、地域にとって必要な事業所かどうか最も重要と考える。運営推進会議が、きちんと機能し

- なくてはならない。地域住民に、そうした意識を持ってもらえる仕組みを作らないと、住民が介護や支援が必要になったときに、支えられる事業所にならない。
- ・一般的にいうと、運営推進会議は、自治会長、民生委員、老人会長など、オールドカルチャーの方も多い。そのため、理解を促進しないとただ事業所に注文ばかりつけることになり、地域を支える存在にならない。
- ・市町村は、事業所の質を上げるために事業所の育成や研修を実施することが多いが、地域住民に対するものはあまり聞かれない。周囲からの評価を受けないと、事業所は育たない。住民から、こうあってほしい、という声があると、事業所はそうになっていかざるを得ない面がある。特に地域密着サービスでは、住民から声があがるよう地域住民の意識醸成や事業所への理解浸透について、行政が積極的に関わり教育していくことが必要と考える。事業所だけではできることに限界がある。
- ・今後、事業所と地域をつなぐ役割を、運営推進会議に担ってもらおうと考えると運営推進会議のメンバーの教育が課題である。他県などで、運営推進会議のメンバーの交流を通じて教育している事業所もあり、そうした取組が求められる。

■住民との協働・連携

- ・山鹿市では、認知症地域サポートリーダー養成講座を開いており、これまで約500人が養成され、地域で活動している。
- ・事業所、地域住民、行政の3者で勉強会などの実施連携を進めている。地域のことは住民でないとわからないので、事業所の職員が住民から学ぶような形になっている。
- ・事業所間の横のつながりは、サポートリーダー養成の際に、全事業所から集まったり、研修を受けたりする中で自然に構築されている。

■医療との連携

- ・要介護4～5になると、医療的ケアのニーズは必ず出てくる。地方では、「介護や医療が必要になった場合は施設に入るもの」という意識が非常に強い。山鹿市では、在宅で暮らし続ける人を訪問看護サービスがあまり支えられていないという面もある。一度病院に入院したり、施設に入所したりすると、在宅に戻れなくなることが多い。そうした意識を崩すよう、利用者にも説明してきたが、まだまだ難しい面はある。これまで定期巡回・随時対応型訪問介護看護に登録した利用者の6割は、病院に入院し自宅へ帰っていない。
- ・ただ、以前と比べると、訪問診療に対応する医師が出てくるなど、医師側の意識も変わりつつある。小規模多機能型居宅介護の利用者の主治医である、診療所の医師は非常に協力的になっており、連携をとりながら在宅を支えようという形に少しずつ変わりつつある。

■テレビ電話システムについて

- ・現在は、携帯電話の機能が向上しているため、携帯電話のテレビ電話機能を活用して十分利用者の状況確認機能を達成できている。そのため、事業開始当初に事業所で導入したテレビ電話システムは、現在はあまり利用していない。

④取組の効果、成果	・地域住民の参加を得て当事業所の取組や運営について検討を重ねることを通して、住民の当事者意識は高まっており、また、介護や福祉関係業界以外のさまざまな地域のまちづくりの担い手層と協働連携する意識醸成が進んできている。
⑤取組・工夫の課題、および今後の展開	■職員の確保 ・熊本市内に比べて、山鹿市内で介護職を確保するのは難しい。熊本市内の方が、就労希望が多い。 ■訪問看護ステーションの開設による「小規模多機能」＋「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」＋「訪問看護ステーション」の一体的運営 ・山鹿市には、現在訪問看護事業所が4か所あるが、24時間体制で実施している事業所はない。また、これまで小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、訪問看護サービスを利用したいと思っても、利用可能な時間帯が限られるといった問題から利用しにくい状況にあった。 ・そこで、法人で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携した訪問看護ステーションを立ち上げる予定で、準備を進めている。看護師は、現在、小規模多機能型居宅介護に勤務している看護師がそちらに勤務する予定である。看護師職員配置加算は取れなくなるが、トータルとして収支が確保でき、地域に必要なサービスが提供できればよい。 ■サテライト事業所の設置要件について ・山鹿市は、市内の各日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護を配置する形で介護サービスの整備を進めており、人口54,000人に対して、小規模多機能型居宅介護が12か所ある。その中には、サテライト事業所（鹿北地域など）も含まれている。 ・山間部では、道が尾根沿いや山沿いなどに限られ、移動時間を短縮することが難しい場合が多い。例えば、V字型の地形の先端に事業所を一つ配置するなどにより、効率的なサービス提供を実施できるとよい。 ・小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の設置要件として、本体事業所とサテライト事業所が「20分以内」という時間の目安が、国で示されている。しかし、中山間地域では、本体とサテライトの事業所の距離が一定程度ある場合が多く、地理的条件が厳しい地域では、サテライトはほとんど設置できないことになる。国で目安として示しているものを、市町村は「基準」として、厳格に運用しようとする傾向があることから、柔軟に対応できるようなものとしてほしい。 ・本体事業所は市内の中心部に設置し、周辺地域に小さな拠点（サテライト）を設置し、管理者は兼務、看護師も週に1～2回巡回するという体制ができれば、山間部の小さな集落・地域の暮らしを支えることもできるようになる。本体事業所からある程度離れていたとしても、近隣事業所や地域住民と連携できれば、できることはあると思う。 ■事業所の多機能化について ・一つの事業所で、高齢者向けの介護サービスだけでなく、障がい者や子ども向けのサービスも一緒に提供することも考えられる。今後、地域で暮らし続けるための拠点となる施設は、多機能で、地域づくりの機能を担うことが求められる。

⑥提供サービスの質確保に関する取組	■介護チームによるケアプランの作成 ・小規模多機能型居宅介護では、チームでのケアプラン作成、実施、評価を行っている。自分たちでケアプランを作成すると、職員のケアにも主体性が出る。導入に当たっては、オランダへも視察に行ったが、そこで中心的な役割を果たしているのは地域看護師であった。 【オランダの状況】 ・オランダでは、介護保険は全員強制加入であるが、運営は民間の保険会社が行っている。短い時間で質の高い仕事を済ませると高い報酬を出すということを契約し、毎年実施している。例えば1時間分の仕事を30分で終えた場合、職員には45分仕事をした場合の給与が支払われる仕組みが導入されている。全体からすると、25～30%の給付節約になっている。 ・保険会社は、利用者に対してサービスを導入した結果、どのような改善がみられ、どの程度時間をかけているか、ということを持って評価している。その積み重ねで報酬が決まる。利用者の状態を改善できていない、あるいは悪化していると、報酬が引き下げられる。漠然としたものではなく、具体的に評価している。ただし、認知症利用者については難しい部分もある。評価の過程では、ICTを活用し複雑さ煩雑さを減らしている。 ・ケアにあたっては、専門職が最大12名でチームを構成し、50～60名の利用者を支えている。訪問介護・訪問看護で働く人の満足度が非常に高いが、その理由は、自分たちで決めて、自分たちで実行するという点にあると思われる。 ・また、生活支援は市町村の事業で、食事づくりや掃除洗濯は保険外、専門職は専門的なケアを担当というように、はっきり区分している。日本では、介護職が炊事、洗濯など生活支援に多くの時間を割いているため、専門職の能力を活かせていない。
⑦他地域での横展開に関するポイント、要件	・中山間地域等においては一般に送迎距離が長くなり、住まいのある生活圏域と切り離された圏域で、日中サービスや泊まりのサービスを利用する生活を過ごすことになりやすい。したがって、小規模多機能型居宅介護居宅介護において、利用者宅を定期的及び随時必要な時に訪問し、利用者の身近な生活圏域においてサービス提供を図ることは、利用者の生活の質と生活機能の維持向上にとって重要なことである。 ・なお、中山間地域等、特に利用者や職員の確保において厳しい環境にある地域では、利用者規模確保と配置職員確保の制約条件が大きい。サテライト事業所も活用して法人全体の営業圏域をより広域化し、保育や障がい者ケア等も併設拠点で実施し、職員の兼任化と地域住民の参加を進め、質の確保と人的資源の高度活用を図ることが、サービス提供推進に有効な方策であることが伺われる。

8. 【参考】昨年度実施事例

以下に、平成 26 年度介護報酬改定検証・研究調査「中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業」報告書で掲載した 2 地域の事例報告を転載する。

8-1. 美瑛町（北海道） ※昨年度実施事例

北海道上川郡美瑛町		社会福祉法人美瑛慈光会における小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト活用を通じた事業展開			
施策・取組の特徴	①自治体と社会福祉法人が介護保険事業計画策定段階から連携を図り、市街地外の地域への介護サービス拠点の設置及び在宅生活継続のための基盤整備等の理念に基づきサテライト事業所の展開を町の計画に位置付けることで、計画的な整備を推進。				
	②各圏域の事業所整備において、準備会が設けられ、サテライト事業所を開設する前のプロセスから住民参加が推進されたことにより、地域課題が共有され、事業所開設後の地域住民との協働につながっている。				
取組の領域	① ICT の活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携	⑤ 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
		◎		○	

（1）地域概況

地域指定		特別豪雪地帯、辺地、振興山村、過疎地域
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）		・ 10,651 人（平成 26 年） ・ 高齢化率 35.2%（平成 26 年）、後期高齢化率 18.8%（2,114 人）
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）		・ 認定率：21.9%（815 人） ・ 要支援 1：120 人、要支援 2：124 人、要介護 1：180 人、要介護 2：139 人、要介護 3：85 人、要介護 4：94 人、要介護 5：73 人 ・ 要介護 3 以上：30.9%
1 号被保険者介護保険料基準額（月額）		5,100 円
介護保険サービス事業所・施設 （①指定／②基準該当／③相当）	居宅	訪問介護：1 事業所（美瑛町社会福祉協議会）、訪問リハビリ：1 事業所（社会福祉法人美瑛慈光会）、訪問介護：1 事業所（北海道総合在宅ケア事業団）、通所介護：1 事業所（美瑛慈光会）、通所リハビリ：1 事業所（美瑛慈光会）、短期入所：2 事業所（特別養護老人ホーム、老人保健施設／美瑛慈光会）
	地域密着	認知症対応型通所介護：1 事業所（美瑛町社会福祉協議会） 小規模特養（サテライト特養）：1 事業所：（社会福祉法人美瑛慈光会） 小規模多機能型居宅介護：5 事業所（美瑛慈光会） 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：2 事業所（美瑛慈光会、有限会社シルバープラン）
	居宅介護	4 事業所（美瑛町社会福祉協議会、美瑛慈光会、北海道総合在宅ケア事業団、シルバーハウス）
	施設	2 事業所（特別養護老人ホーム杉美瑛慈光園：84 床／老人保健施設ほの香：60 床）
その他高齢者生活支援に関する制度・事業		・ 介護保険サービス利用料軽減助成（町民税非課税世帯） ・ 緊急通報システム ・ 食の自立支援事業（給食サービス）（美瑛慈光会への委託事業） ・ 移送サービス（美瑛慈光会への委託事業） ／等

地域包括支援センター、日常生活圏域	地域包括支援センター：1か所（直営） 日常生活圏域：4圏域
医療機関（診療科目、病床数等）	・美瑛町立病院 ・美瑛循環器・内科クリニック
その他医療・介護・福祉関係資源状況	・特記事項なし
その他（周辺を含む地域概況、今後の推移見通し等関連情報）	・介護保険は周辺3町（東川町、東神楽町、美瑛町）で組織する大雪地区広域連合が運営。 ・人口がゆるやかに減少する中、75歳以上の後期高齢者が増加。 ・総面積677.16km ² の広大な町内に4つの生活圏域（市街地及び周辺3地域）が設定されており、人口の約65%は市街地地域に居住している。

（２）取組内容・特徴等

実施主体	社会福祉法人
取組内容・特徴	1. 町内の各生活圏域へ、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所を設置 (1) 自治体と社会福祉法人が介護保険事業計画策定段階から連携を図り、市街地外の地域への介護サービス拠点の設置及び在宅生活継続のための基盤整備等の理念に基づきサテライト事業所の展開を町の計画に位置付けることで、計画的な整備を推進。 (2) 市街地を拠点にした一極型の介護サービス提供から、生活圏域ごとのサービス提供へと転換することにより、移動コストを削減し効率的なサービス提供を実現している。 (3) 建物の整備費用に対しては、県による補助金のほか、町単独でも補助金を支給し、財政面の支援を行っている。 2. 施設開設前～開設後まで、一貫した住民参加を推進 (1) 各圏域の事業所整備において、準備会が設けられ、サテライト事業所を開設する前のプロセスから住民参加が推進されたことにより、地域課題が共有され、事業所開設後の地域住民との協働につながっている。 (2) 準備会の活動においては、自治体、事業者、住民代表の3者が対等に議論し、住民から出された様々な意見や希望に沿う形で、新規開設する事業所の機能や内容の検討を行い、その結果を施設整備に反映している。 (3) 地域住民に開かれた事業所とするため、各事業所で登録外の住民の利用（サロン利用）や、ふれあい喫茶、昼食会等を実施している。
他地域で展開する際のポイント	1. サテライト事業所の設置には、一定の需要が見込めるだけの要介護高齢者数が必要であり、人口規模に応じた事業所配置を検討する必要がある。 2. 人材の確保は当事例においても深刻な課題となっており、専門職等の確保が難しい中山間地域等においては、地域住民のスタッフもしくはボランティアとしての参加等、人的体制の確保が課題である。

8-2. 笠岡市（岡山県）※昨年度実施事例

岡山県笠岡市、笠岡諸島		基準該当サービスを活用した多様な事業者による介護・生活支援サービスの提供体制構築			
施策・取組の特徴	①基準該当サービスによって通所介護サービスを提供。真鍋島では市保有施設を市が改修し、指定管理事業者方式により認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を運営。（実施主体：島民が設立した特定非営利活動法人、営利法人） ②基準該当サービスの活用や市保有施設の活用、離島在住者の担い手育成、離島外の流通業等との連携、介護・福祉部局を超えた離島振興や定住促進等関係部署間の連携等、多様で積極的なサービス提供を推進。これらの取組を自治体、事業者、離島民が中心となって設立した特定非営利活動法人等が協力し、企画実施している。 ③島内在住者が中心となって介護保険サービス事業所の従業員となり、専門職は陸部在住者が離島に通勤して従事。				
	取組の領域	① ICTの活用	② サテライト事業所の設置	③ 介護保険事業と他の事業の多機能拠点	④ 多様な主体による協働・連携
				○	◎

（１）地域概況【笠岡諸島（島しょ部）】

地域指定		離島振興対策実施地域			
面積、陸地部からの航路距離		白石島：2.96 km ² 、16.1 km 高島：1.05 km ² 、12.1 km 北木島：7.49 km ² 、25.2 km 真鍋島：1.49 km ² 、29.9 km	大飛島（おおびしま）：1.05 km ² 、25.5 km 小飛島（こびしま）：0.30 km ² 、25.5 km 六島：1.02 km ² 、32.8 km		
人口（総人口、高齢者人口、前期・後期別、高齢化率）		・総人口 2,019 人（平成 27（2015）年 1 月末現在） <table><tr><td>白石島：557 人 高島：96 人 北木島：944 人 真鍋島：239 人</td><td>大飛島（おおびしま） ＋小飛島（こびしま）：105 人 六島：78 人</td></tr></table> ・総高齢者数：1,308 人、高齢化率：64.8%（全市平均の 2 倍） ・後期高齢者数：860 人、後期高齢化率：42.6% ・島別高齢化率は、飛島 80.0%、北木島 68.5%、真鍋島 62.8%、白石島 60.0%、高島 59.4%、六島 59.0%の順である。		白石島：557 人 高島：96 人 北木島：944 人 真鍋島：239 人	大飛島（おおびしま） ＋小飛島（こびしま）：105 人 六島：78 人
白石島：557 人 高島：96 人 北木島：944 人 真鍋島：239 人	大飛島（おおびしま） ＋小飛島（こびしま）：105 人 六島：78 人				
要介護認定者（認定率、要介護度別人数）		・認定率：25.9%（341 人） ・要支援 1：44 人、要支援 2：65 人、要介護 1：38 人、要介護 2：55 人、要介護 3：31 人、要介護 4：59 人、要介護 5：49 人 ・要介護 3 以上：40.8%			
1 号被保険者介護保険料基準額（月額）		5,200 円			
介護保険サービス事業所・施設	居宅	・通所介護：5 事業所（①NPO 法人 4、②営利企業（岡山市内有限会社）1） ・高島②デイサービス真奈井 ・白石島①だんだんの家 ・北木島①すみれ、①ほほえみ ・真鍋島①うらの家			
	地域密着	・グループホーム：1 事業所（白石島、運営主体は③島内の営利法人）			
	居宅介護	なし（陸部の笠岡市社会福祉協議会の居宅介護支援事業所が担当）			
	施設	なし			
その他高齢者生活支援に関する制度・事業		過疎地有償運送事業			
地域包括支援センター、日常生活圏域		1 箇所。運営を笠岡市社会福祉協議会に委託。			

医療機関（診療科目、病床数等）	・白石島に医師常駐の診療所が1箇所ある。 ・他の高島、北木島、真鍋島、飛島、六島にはへき地診療所があり、市内等の陸地部の医療機関から派遣された非常勤医が定期的に診療している。診療所に医師不在の日は、本土や他島の医療機関に依存している。市艇での他島医療機関への送迎が行われている。
その他の医療・介護・福祉関係資源状況	・飛島では、平成24年度にまちづくり協議会（行政、住民、NPO法人や民間団体が構成メンバー）が主体となり、地域支え合い事業補助金を活用し、健康器具や送迎用自動車を購入して独自の介護予防の通所事業を開催している。 ・まちづくり協議会は各島でも設立され、地域課題や地域づくりに協働して取り組んでいる。 ・市では、まちづくり協議会が中心となり、現在直面している地域課題や長期を見据えた事業展開を行っていくことで、島民同士のつながりや助け合いを強化し、島内交通、空き家対策、買い物支援等の諸課題の解決を図り、いつまでも住み続けることのできる笠岡諸島づくりを目指していくとしている。
人材確保育成 ヘルパー養成研修の 実施	・サービスを支えるマンパワーの確保が必要となっており、高齢者がお互いを支える支援体制や介護力の向上が求められているが、島しょ部の高齢化が著しいため、陸地部からの支援を含めた検討が必要になりつつある。 ・ヘルパー養成講座は、平成24年度まで市主催で実施してきた。島内の住民が参加していた。現在は実施していない。 ・市行政としては、介護保険の事業を担う人材の確保育成は、福祉政策のみでは難しく、離島振興施策、定住支援施策等との連携が必要となっていると認識している。
その他（周辺を含む地域概況、今後の推移見通し等関連情報）	・笠岡諸島（以下「島しょ部」）は有人7島（北木島、白石島、真鍋島、大飛島、小飛島、高島、六島）からなる。各島に特徴があり、真鍋島は明治以降、漁村として栄え、北木島は石材加工業（御影石の産地）、白石島は観光の島（海水浴場、オリエンテーリング、外国人向け宿泊・滞在施設等）。島による気質の差がある。 ・今後も島内人口は、自然減、陸地部への転居等による65歳未満人口の減少が考えられ、高齢化率は引き続き上昇すると市は予想している。 ・市の離島振興企画部署が窓口となり岡山県立大学と市が包括協定を締結し学生のインターンシップも実施している。

（２）取組内容・特徴等

実施主体	特定活動非営利法人、営利法人（島内、島外）、社会福祉協議会
取組内容・特徴	1. 主な介護サービスや生活支援の取組 (1) 基準該当サービスによる通所介護サービス ・基準該当サービスによって通所介護サービスを提供。真鍋島では市保有施設を市が改修し、指定管理事業者方式により認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を運営。（実施主体：島民が設立した特定非営利活動法人、営利法人） (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：白石島に開設。 （実施主体：営利法人） (3) 過疎地有償運送事業：特定非営利活動法人が市の委託により有償運送を実施。北木島在住高齢者の診療所等への交通手段となり在宅生活を支援。（実施主体：特定非営利活動法人） (4) 買い物支援事業：笠岡市内大手スーパーのネットスーパーと提携し、北木島豊浦地区の在住高齢者を対象に、豊浦港から購入者宅までの宅配や見守り活動を実施。（実施主体：特定非営利活動法人） (5) 介護予防事業：社会福祉協議会が市委託事業及び自主事業により実施。また専門職を月2回離島に派遣し事業を支援。（実施主体：社会福祉協議会）

	2. 離島におけるサービス提供推進の特徴 (1) 基準該当サービスの活用や市保有施設の活用、離島在住者の担い手育成、離島外の流通業等との連携、介護・福祉部局を超えた離島振興や定住促進等関係部署間の連携等、多様で積極的なサービス提供を推進。これらの取組を自治体、事業者、離島民が中心となって設立した特定非営利活動法人等が協力し、企画実施している。 (2) 担い手確保育成 ・島内在住者が中心となって介護保険サービス事業所の従業員となり、専門職は陸地部在住者が離島に通勤して従事。
他地域で展開する際のポイント	1. 当離島地域には、各島にまちづくり協議会が設立され、地域課題や「島で最期まで生きる」ことができる地域づくりに協力して取り組んでいる。その結果、島民同士のつながりや助け合いの深化が図られている。このような島民同士の関係性や互助意識の構築がサービス推進のインフラとなっている。 2. 平成 24 年度まで、ヘルパー養成講座は市主催で実施されていた。現在は高齢化の進展のため実施していない。そのため、介護サービスの担い手の確保・育成は、島民だけでなく島外（陸地部その他）との連携や支援による方策を検討する必要がある場合も多い。

第3章 市町村調査

第1節 調査概要

1. 調査対象

全国の全市町村（1,718 市町村）のうち、災害救助法適用地域（27 市町村）及び避難指示区域（12 市町村）を除く 1,679 市町村

※除外市町村は以下の通り。

避難指示区域	●福島県 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
災害救助法適用地域	●茨城県 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町 ●栃木県 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町、小山市 ●宮城県 仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大川町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町 ●沖縄県 与那国町

2. 調査方法

紙面アンケートを各調査客体に郵送配布、郵送回収。

3. 配布回収

（1）配布回収期間

平成 27 年 10 月 23 日～平成 28 年 2 月 16 日

（2）回収率向上方策

回収率向上のため、葉書による礼状兼督促状を 2 回発送した。また、対象地域の要望に応じて電子メールの活用による回答と回収方式も並行して用いた。

（3）回収状況

回収数：1,185 件（有効回収数 1,177 件） 回収率：70.6%（有効回答率 70.1%）

4. 主な調査項目

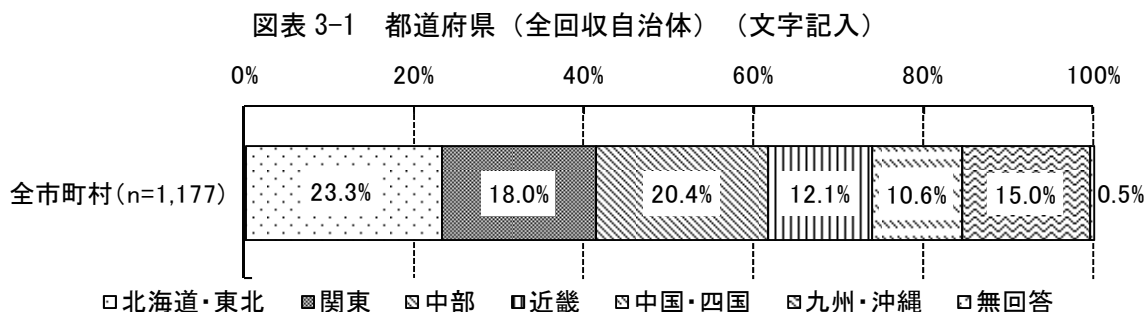
- (1) 中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方
- (2) 訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区の状況
- (3) 中山間地域等の抱える課題を解決する方策への取組状況
- (4) 中山間地域等の訪問系・通所系サービスの事業推進のための市町村独自の施策・取組事例
 - 自治体として社会福祉協議会等含め提供体制整備
 - 事業所に対する財政的・技術的支援
 - サテライトの活用推進
 - 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用
 - ICT 活用支援
 - 住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組の拡充
 - 利用者負担軽減支援策
 - その他（※具体的に記入）
- (5) 市町村以外の特色ある施策・取組事例
- (6) 都市部・中山間地域等以外も含めた、介護サービスの提供効率の向上等に関する事例（ICT システムの利活用、業務上の工夫等）

第2節 集計結果

1. 回答自治体の概要

(1) 都道府県

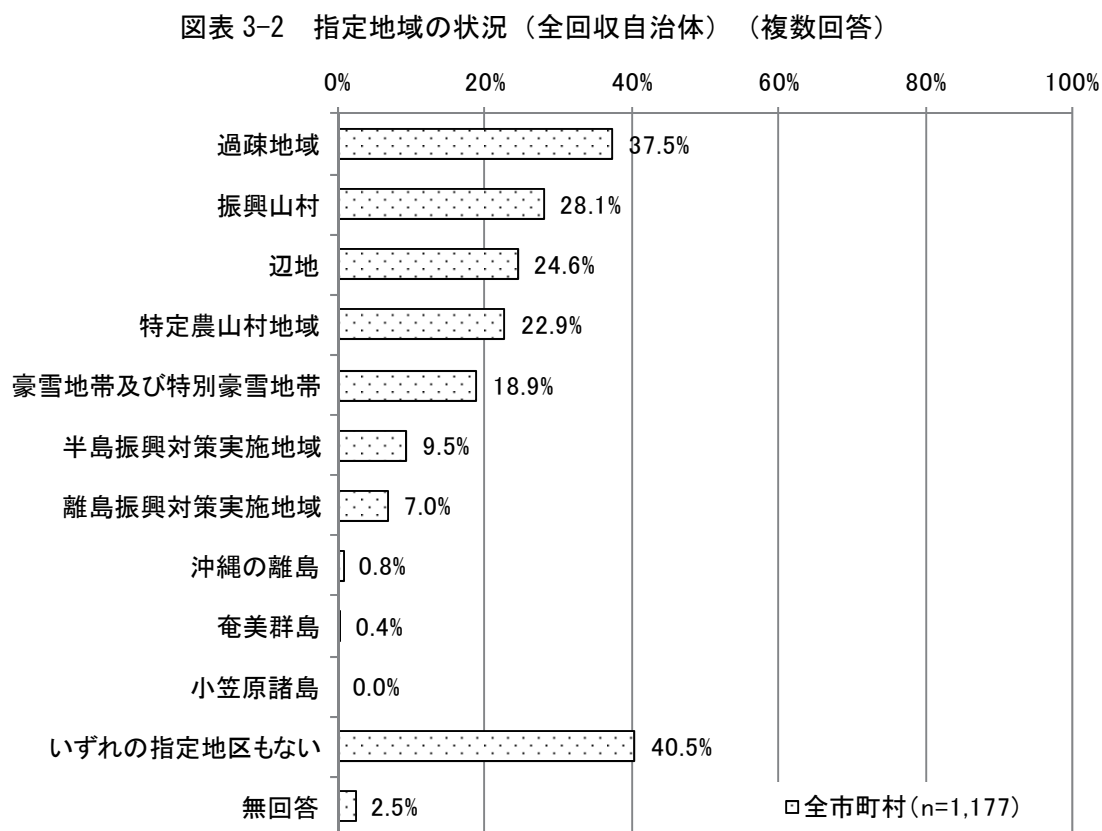
都道府県は、「北海道・東北」「中部」が、それぞれ約2割となっていた。



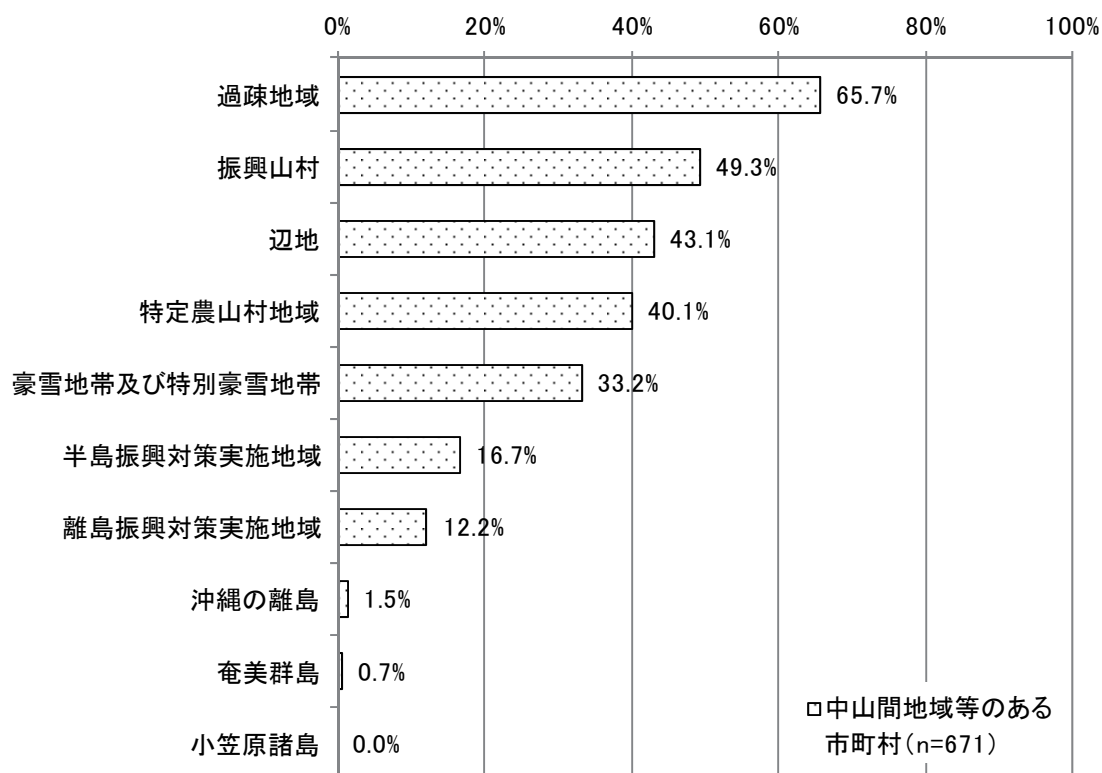
(2) 指定地域の状況

指定地域の状況は、全回収自治体でみると、「過疎地域」が37.5%、「振興山村」が28.1%、「辺地」が24.6%となっていた。また、「いずれの指定地区もない」が40.5%と約4割であった。

「いずれの指定地区もない」を除いた、中山間地域等が所在する自治体のみでみると、「過疎地域」が65.7%、「振興山村」が49.3%、「辺地」が43.1%となっていた。



図表 3-3 指定地域の状況（中山間地域等のみ）（複数回答）



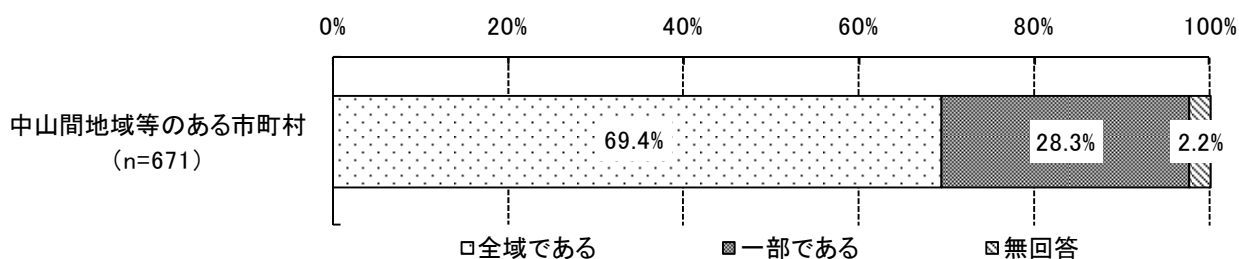
2. 中山間地域等における指定地区の状況

（１）全地区に占める指定地区数の割合

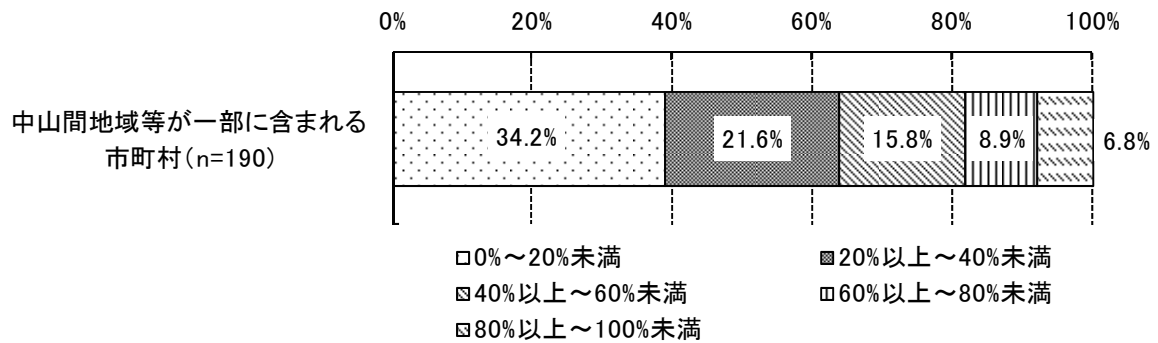
中山間地域等のある市町村において、全地区に占める指定地区数の割合をみると、「全域である」が約 7 割を占めていた。一方、「一部である」は 3 割弱となっていた。

また、「一部である」と回答した市町村について、市町村の全地区数に占める指定地区数の割合をみると、「0%～20%未満」が 34.2%、「20%以上～40%未満」が 21.6%となっていた。

図表 3-4 全地区に占める指定地区数の割合（単数回答）



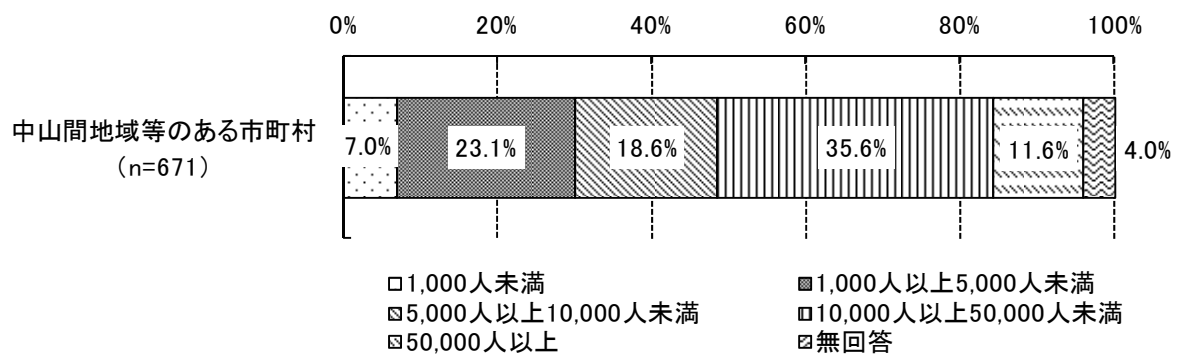
図表 3-5 全地区に占める指定地区数の割合（数値回答）



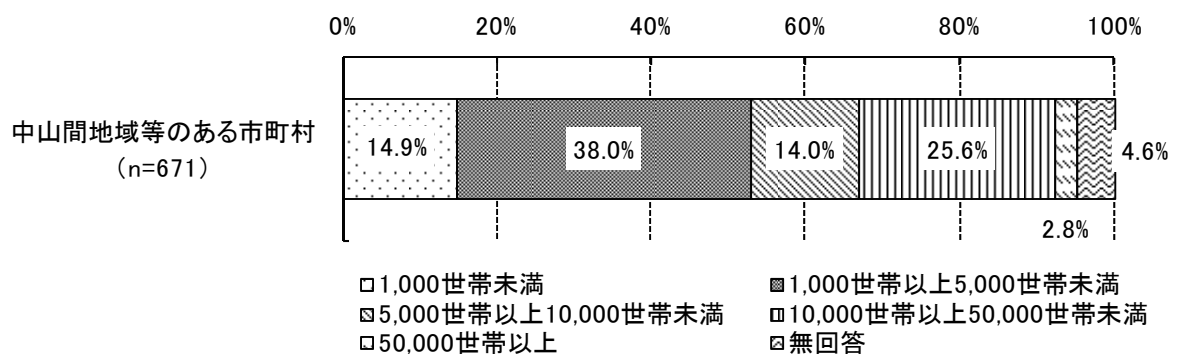
（２）指定地区の人口・総世帯数

中山間地域等のある市町村において、指定地区に在住する住民の人口をみると、「10,000人以上50,000人未満」が35.6%で最も多く、次いで「1,000人以上5,000人未満」が23.1%を占めていた。総世帯数については、「1,000世帯以上5,000世帯未満」が38.0%で最も多くなっていた。

図表 3-6 指定地区に在住する住民の人口（数値回答）



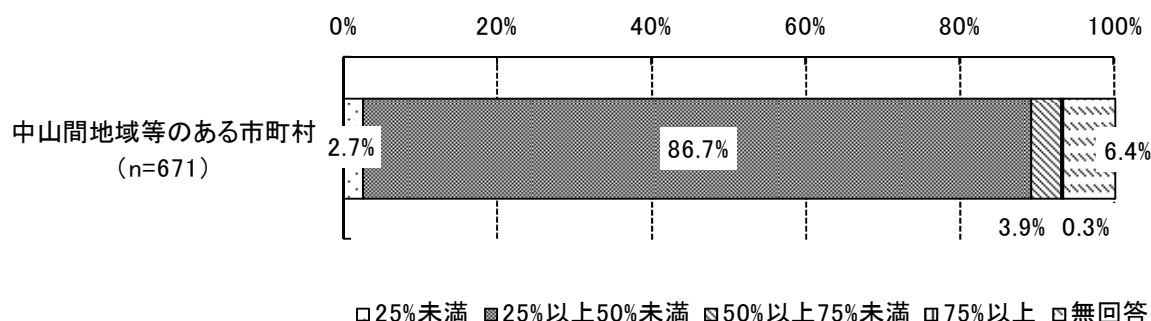
図表 3-7 指定地区に在住する住民の総世帯数（数値回答）



(3) 指定地区の高齢化率

中山間地域等において、指定地区に在住する住民の高齢化率をみると、「25%以上 50%未満」が86.7%で最も多くなっていた。

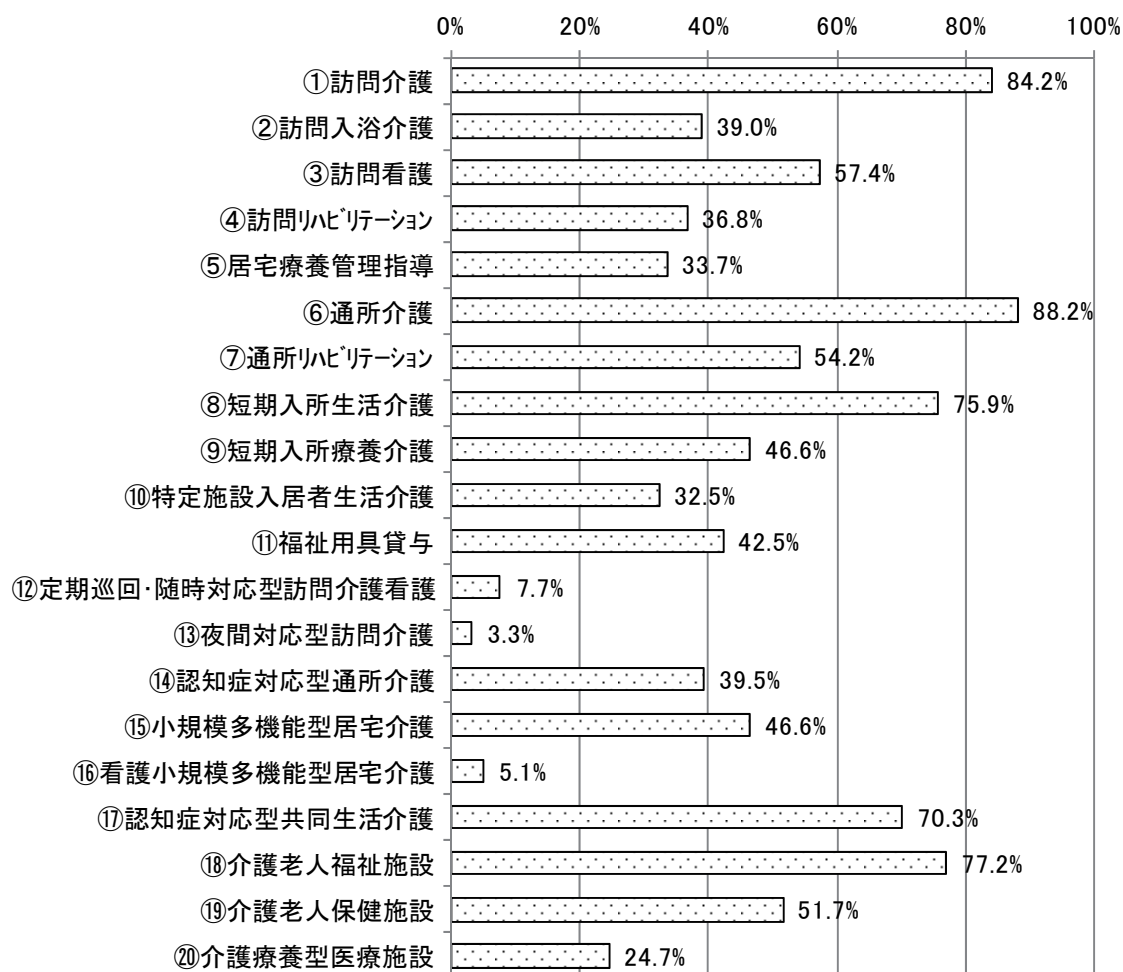
図表 3-8 指定地区に在住する住民の高齢化率（数値回答）



(4) 指定地区に所在する事業所・施設の状況

中山間地域等に所在する介護サービス事業所をみると、「通所介護」(88.2%)、「訪問介護」(84.2%)、「介護老人福祉施設」(77.2%)などで、8割前後となっていた。

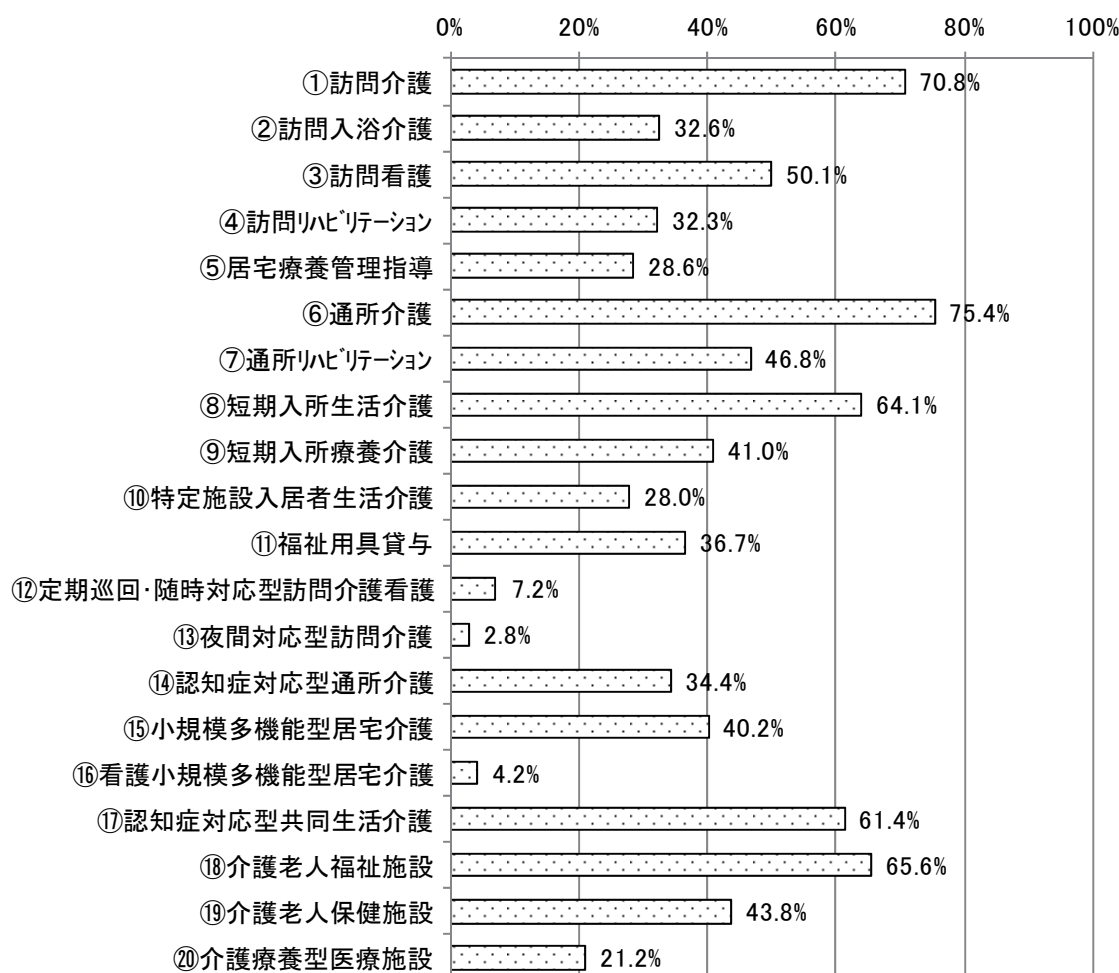
図表 3-9 中山間地域等に所在する介護サービス事業所の状況（数値回答）



注) 該当する介護サービス事業所・施設が、中山間地域等に所在する市町村の割合を示している。

中山間地域等に所在する介護サービス事業所のうち、指定サービスがある市町村の割合をみると、「通所介護」(75.4%)、「訪問介護」(70.8%)が7割強となっていた。

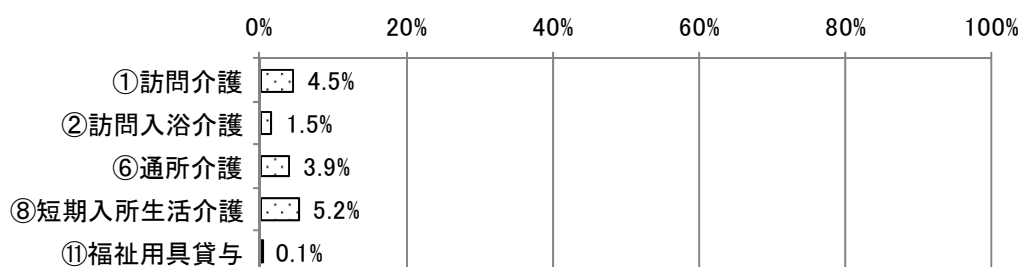
図表 3-10 中山間地域等に所在する介護サービス事業所（指定サービス）の状況（数値回答）



注) 該当する介護サービス事業所・施設が、中山間地域等に所在する市町村の割合を示している。

同様に、基準該当サービスがある市町村の割合をみると、「訪問介護」(4.5%)、「短期入所生活介護」(5.2%)が、いずれも5%程度となっていた。

図表 3-11 中山間地域等に所在する介護サービス事業所（基準該当サービス）の状況（数値回答）



注) 該当する介護サービス事業所・施設が、中山間地域等に所在する市町村の割合を示している。

中山間地域の介護サービス事業所（市町村アンケートの回答の積み上げ）と、全国の介護サービス事業所（「平成 26 年 介護サービス施設・事業所調査結果」）について、サービス種別の構成比を比較すると、「訪問介護」（中山間：16.7%、全国：21.7%）、「通所介護」（中山間：23.2%、全国：26.7%）は、全国と比べて、中山間地域等のある市町村では少ない傾向がみられた。

一方、「訪問看護」（中山間：8.5%、全国：5.1%）、「短期入所生活介護」（中山間：8.2%、全国：6.6%）、「介護老人福祉施設」（中山間：6.3%、全国：4.6%）については、中山間地域等のある市町村の方がやや多い傾向であった。

図表 3-12 【参考】中山間地域等に所在する介護事業所と全国の介護事業所の比較

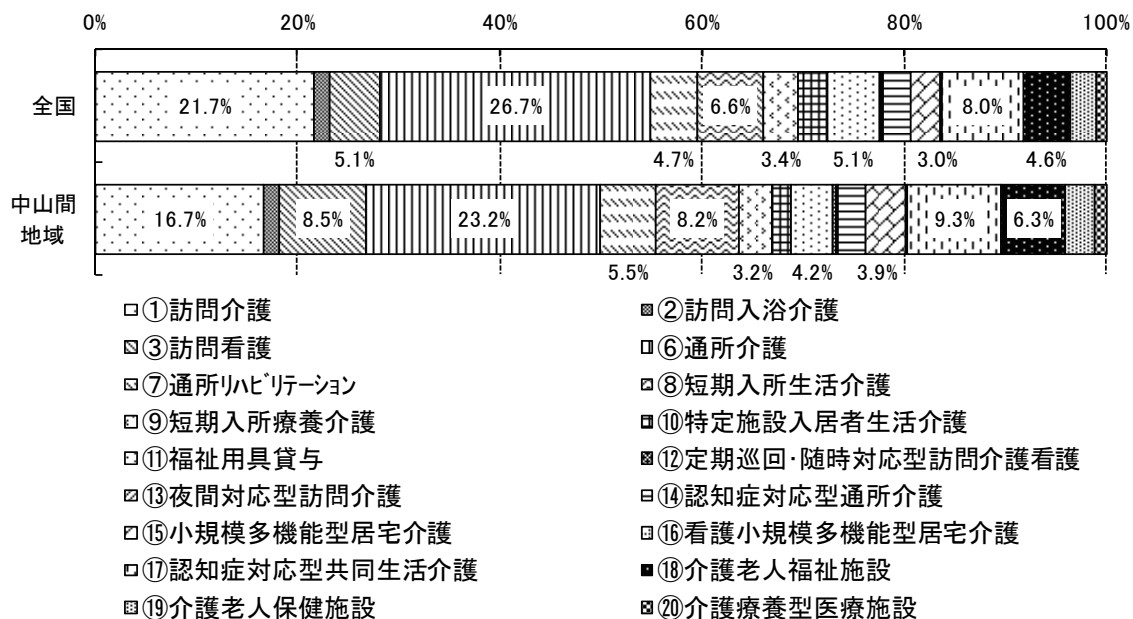
	中山間地域				全国		全国比
	施設数	%	施設数	中山間地域	施設数	全国	
①訪問介護	4,644	13.3	4,644	16.7	33,911	21.7	-5.1
②訪問入浴介護	452	1.3	452	1.6	2,262	1.4	0.2
③訪問看護	2,382	6.8	2,382	8.5	7,903	5.1	3.5
④訪問リハビリテーション	1,263	3.6	1,263	-	-	-	-
⑤居宅療養管理指導	5,875	16.8	5,875	-	-	-	-
⑥通所介護	6,465	18.5	6,465	23.2	41,660	26.7	-3.5
⑦通所リハビリテーション	1,524	4.4	1,524	5.5	7,284	4.7	0.8
⑧短期入所生活介護	2,278	6.5	2,278	8.2	10,251	6.6	1.6
⑨短期入所療養介護	898	2.6	898	3.2	5,382	3.4	-0.2
⑩特定施設入居者生活介護	542	1.5	542	1.9	4,452	2.9	-0.9
⑪福祉用具貸与	1,166	3.3	1,166	4.2	7,961	5.1	-0.9
⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護	79	0.2	79	0.3	471	0.3	0.0
⑬夜間対応型訪問介護	39	0.1	39	0.1	217	0.1	0.0
⑭認知症対応型通所介護	799	2.3	799	2.9	4,253	2.7	0.1
⑮小規模多機能型居宅介護	1,094	3.1	1,094	3.9	4,630	3.0	1.0
⑯看護小規模多機能型居宅介護	48	0.1	48	0.2	164	0.1	0.1
⑰認知症対応型共同生活介護	2,583	7.4	2,583	9.3	12,497	8.0	1.3
⑱介護老人福祉施設	1,750	5.0	1,750	6.3	7,249	4.6	1.6
⑲介護老人保健施設	794	2.3	794	2.8	4,096	2.6	0.2
⑳介護療養型医療施設	332	0.9	332	1.2	1,520	1.0	0.2
合計	35,007	100.0	27,869	100.0	156,163	100.0	-

注 1) 中山間地域については、市町村アンケートにおいて、中山間地域等がある市町村 671 件の回答事業所数を積み上げ構成比を算出した。全国については、「介護サービス施設・事業所調査結果」（平成 26 年）より算出した。

注 2) ⑯看護小規模多機能型居宅介護は、全国のデータは、複合型サービスの事業所数。

注 3) 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は、介護サービス施設・事業所調査結果にデータがないため、構成比の算出対象に含めていない。

図表 3-13 【参考】中山間地域等に所在する介護事業所と全国の介護事業所の比較（再掲）

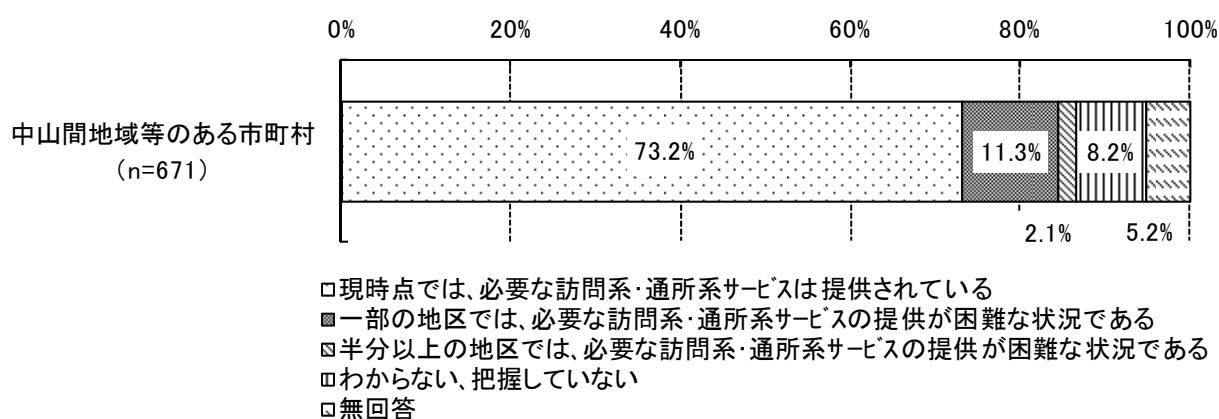


3. 訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区の状況

（１）中山間地域等における訪問系・通所系サービスの提供状況

中山間地域等における訪問系・通所系サービスの提供状況をみると、「現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている」が全体の7割強を占めていた。次いで、「一部の地区では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である」が11.3%、「半分以上の地区では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である」が2.1%となっていた。

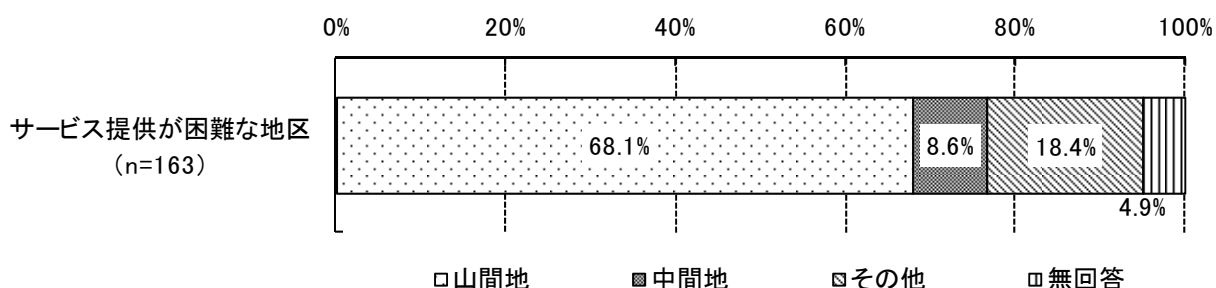
図表 3-14 中山間地域等における訪問系・通所系サービスの提供状況（単数回答）



（２）訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区の状況

必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況があると回答した 90 自治体について、サービス提供が困難な地区を 3 つまであげてもらったところ、163 地区があげられた。地域特性については、「山間地」が 68.1%で 7 割弱を占めていた。

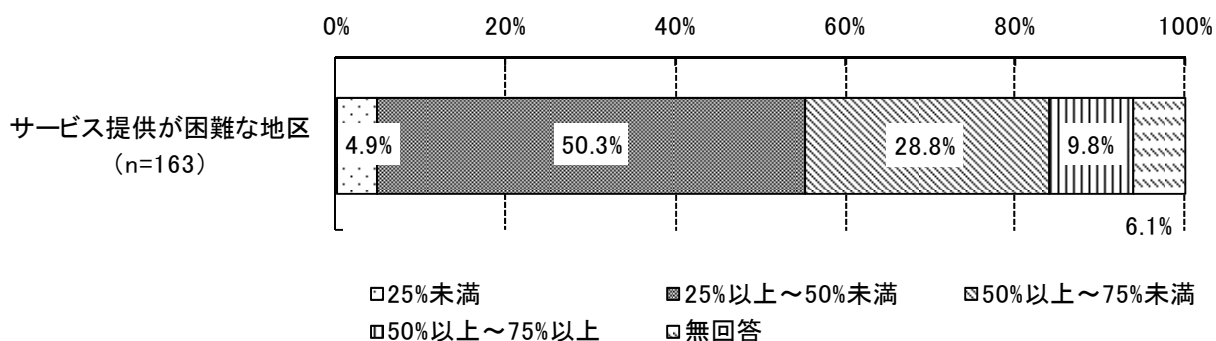
図表 3-15 地域特性（単数回答）



注）n：「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した 90 市町村の 163 地区

また、高齢化率については、「25%以上～50%未満」が 50.3%、「50%以上～75%未満」が 28.8%となっていた。

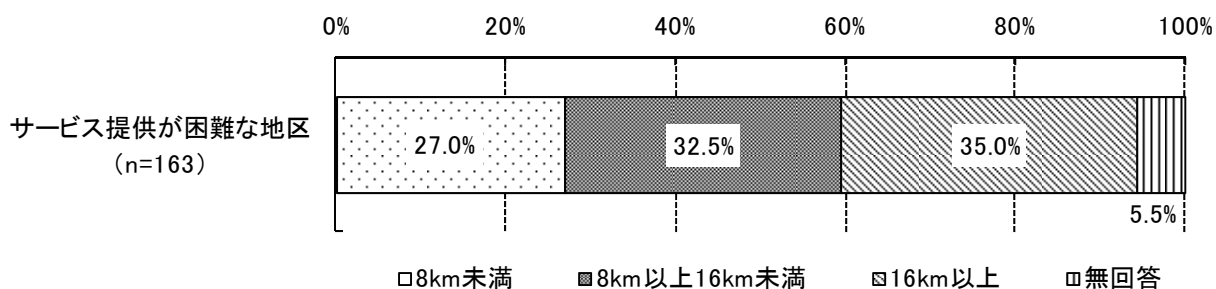
図表 3-16 高齢化率（単数回答）



注）n：「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した 90 市町村の 163 地区

集落から、最も近い市町村役場（本庁、支所、出張所いずれか最も近いところ）までの距離は、「8 km以上 16 km未満」が 32.5%、「16 km以上」も 35.0%にのぼっていた。

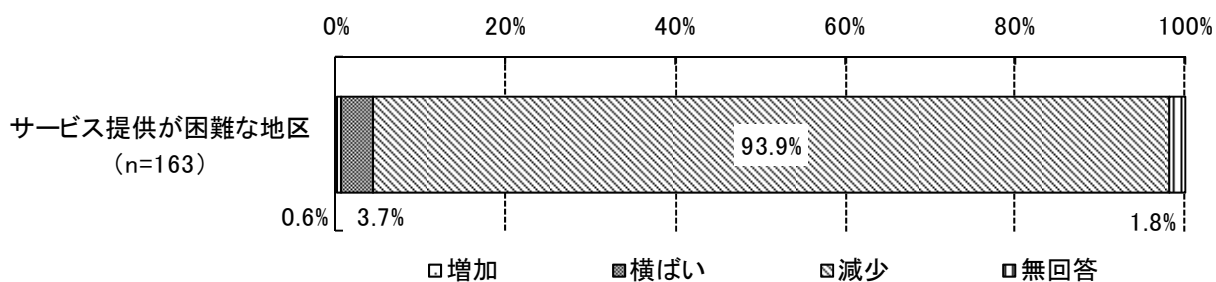
図表 3-17 市町村役場までの距離（単数回答）



注）n：「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した 90 市町村の 163 地区

今後の人口の見通しは、9割以上が「減少」と回答していた。

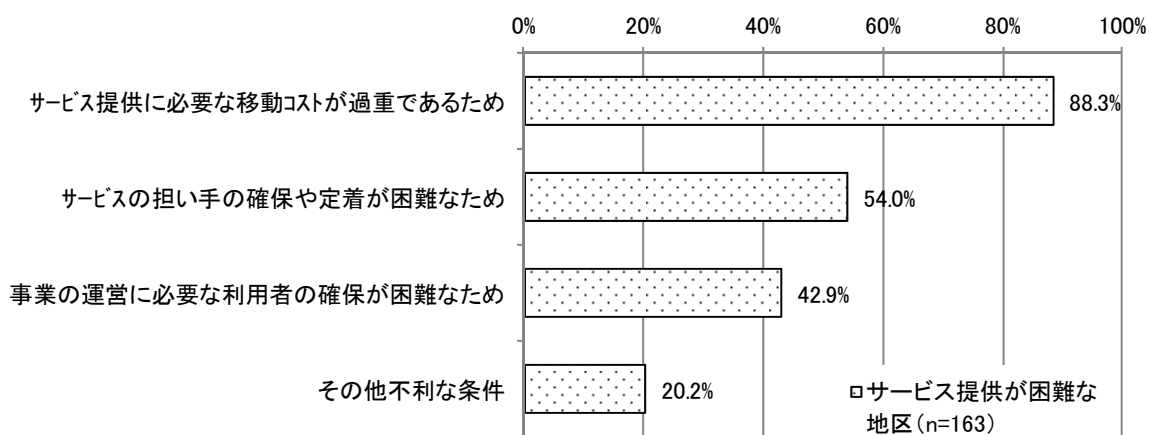
図表 3-18 今後の人口の見通し（単数回答）



注) n:「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した 90 市町村の 163 地区

介護サービスが提供されにくい理由をみると、「サービス提供に必要な移動コストが過重であるため」が 88.3%で最も割合が高く、次いで「サービスの担い手の確保や定着が困難なため」が 54.0%と半数強あげられていた。また、「その他不利な条件」の具体的な内容としては、積雪等が多くあげられた。

図表 3-19 介護サービスが提供されにくい理由（複数回答）



注) n:「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した 90 市町村の 163 地区

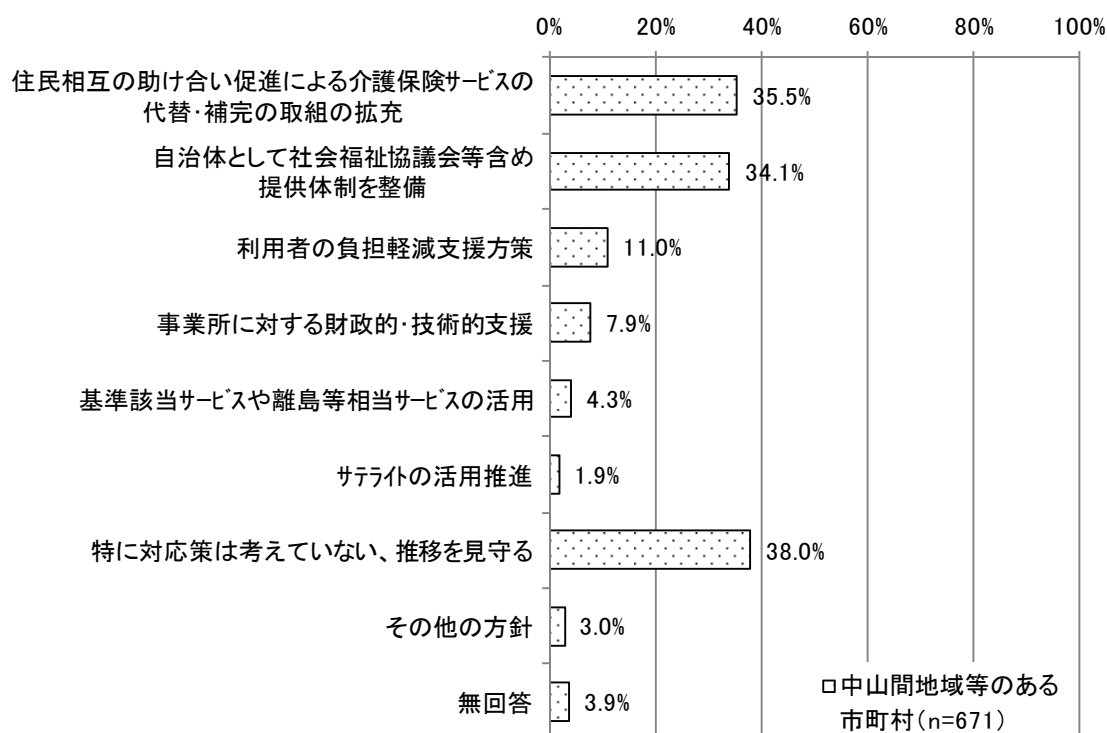
図表 3-20 介護サービスが提供されにくい理由のうち、「その他不利な条件」の具体的な内容
(自由回答)

○冬期の積雪
・冬期の降雪によりサービス提供が困難。通所サービスにも出向けない。
・冬は吹雪により提供困難となることがある。移動に時間がかかる。車イスだと乗車可能人数に制限有。
・降雪時に通行止になりやすい。
・冬期間、雪により車両進入不可の地域あり。
・積雪のため移動自体が困難。
・冬期に道路閉につき、住民がいなくなるため。
・積雪により事業者ではなく本人が利用を控える傾向。
・豪雪山間地域。
・豪雪地帯。
○離島
・離島のため。(2件)
・フェリーでの移動手段しかないため。
○サービス提供する事業所が少ないため
・村内に事業所が少ないため隣町の事業所に依頼している。
・サービス提供事業所が少ない。
○移動コスト
・市街地から遠いため。
・利用者が少ないため、コスト高になるため。
・移動に時間がかかる。

4. 中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方

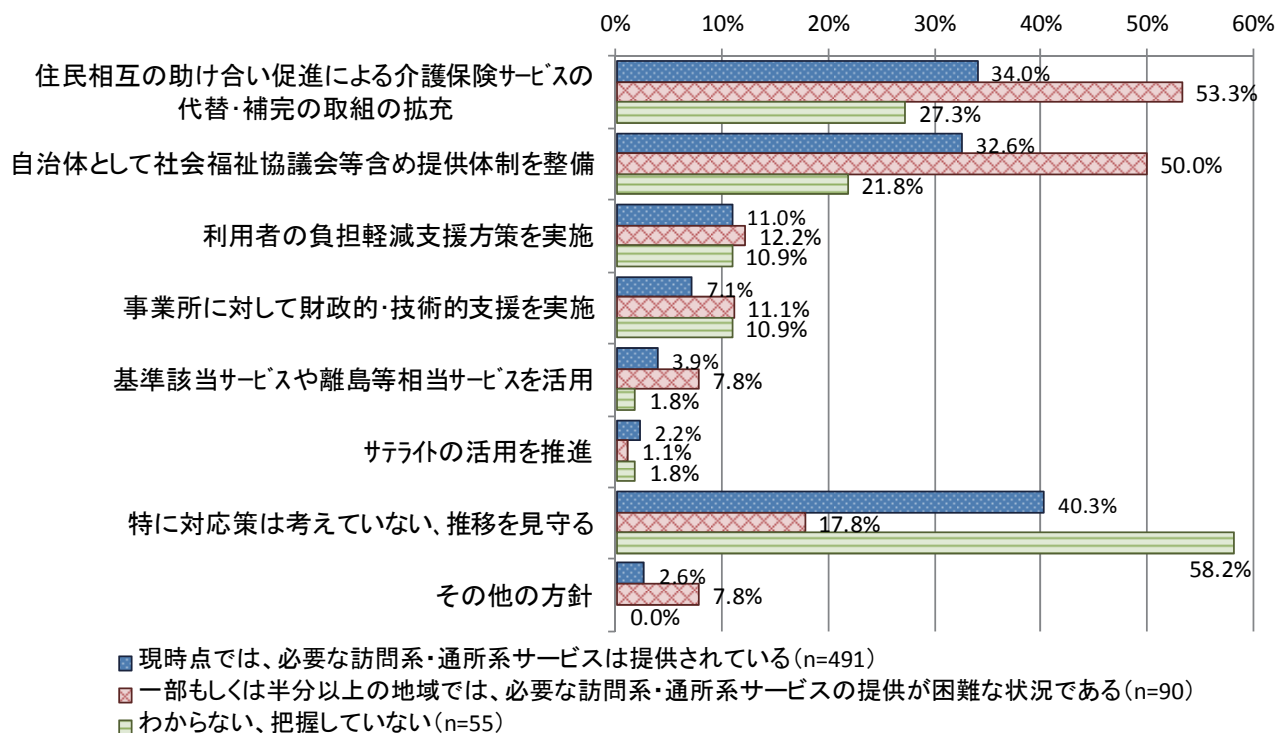
介護保険事業計画等における中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方については、「特に対応策は考えていない、推移を見守る」が 38.0%で最も多かった。一方、何らかの方向性を考えている自治体では、「住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組の拡充」(35.5%)、「自治体として社会福祉協議会等含め提供体制を整備」(34.1%) などが上位となっていた。

図表 3-21 中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方（複数回答）



介護保険事業計画等における中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方について、介護サービスの提供が困難な地域の有無別にみると、一部もしくは半分以上の地域で必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と答えた自治体では、他と比べて「住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組の拡充」（53.3%）、「自治体として社会福祉協議会等含め提供体制を整備」（50.0%）などが多い傾向がみられた。

図表 3-22 サービス提供が困難な地域の有無別
中山間地域等の介護サービス提供体制整備の基本的な考え方（複数回答）



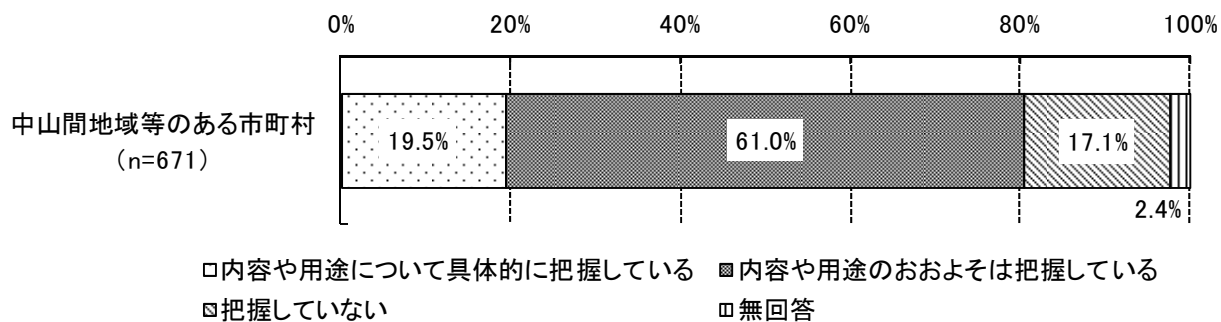
5. 中山間地域等の抱える課題を解決する方策への取組状況

（１）サテライト事業所の設置について

サテライト事業所の設置の認知度をみると、「内容や用途について具体的に把握している」（19.5%）、「内容や用途のおおよそは把握している」（61.0%）を合わせた約8割が、何らか把握していると回答した。

また、サービス提供が困難な地域の有無別に認知度をみると、一部もしくは半分以上の地域では必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と回答した自治体では、「内容や用途について具体的に把握している」「内容や用途のおおよそは把握している」を合わせた何らか把握している割合は87.8%であり、他と比べてやや多い傾向がみられた。

図表 3-23 サテライト事業所の設置についての認知度（単数回答）

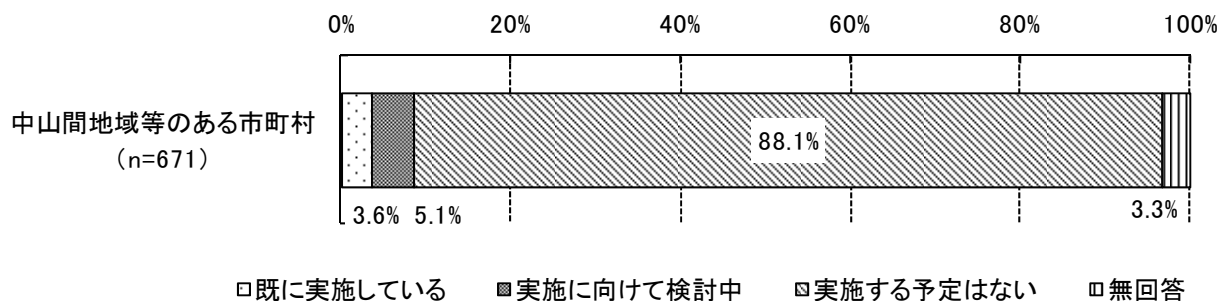


図表 3-24 サービス提供が困難な地域の有無別 サテライト事業所の設置についての認知度（単数回答）

		合計	Ⅲ1(1) サテライト事業所についての認知状況			
			内容や用途について具体的に把握している	内容や用途のおおよそは把握している	把握していない	無回答
全体		671 100.0%	131 19.5%	409 61.0%	115 17.1%	16 2.4%
Ⅱ1 必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区について	現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている	491 100.0%	99 20.2%	296 60.3%	87 17.7%	9 1.8%
	一部もしくは半分以上の地域では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である	90 100.0%	15 16.7%	64 71.1%	11 12.2%	0 0.0%
	わからない、把握していない	55 100.0%	12 21.8%	31 56.4%	10 18.2%	2 3.6%

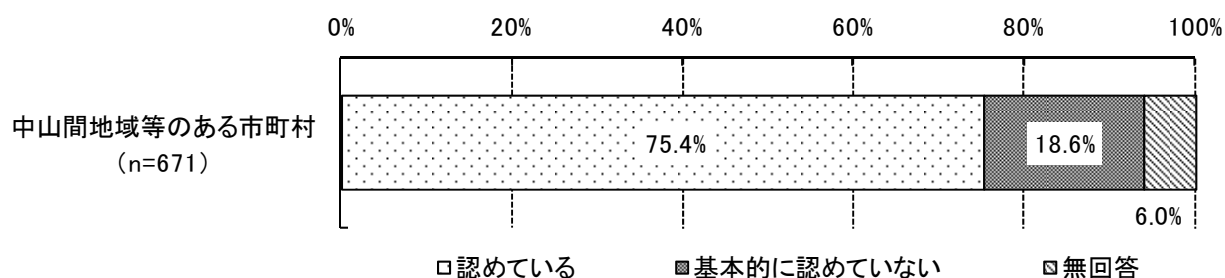
サテライト事業所の設置に関する支援施策の実施状況をみると、「既に実施している」は 3.6%と、低い水準にとどまった。

図表 3-25 サテライト事業所の設置に対する支援施策の実施状況（単数回答）



また、サテライト事業所の設置については、「認めている」が約4分の3、「基本的に認めていない」が2割弱であった。サテライト事業所の設置を認めていない理由を自由記入よりみると、行政による監視が困難、人員、設置基準を満たしていない状況は認めないなどの回答がみられた。

図表 3-26 サテライト事業所の設置を認めているかどうか（単数回答）



図表 3-27 サテライト事業所の設置を認めていない理由（自由回答）

- 行政の方針、許可権限
 - ・県の方針による。
 - ・広域連合で構成されており、町村単独で事業所設置を決定出来ない。
 - ・サテライト事業所設置について市の方針がないため。
 - ・町に許可権限がない。
 - ・当村において、規則等を定めていない為、現在は認められていない。
- 基準に関すること
 - ・本村は航路移動しかできないため、サテライトの基準（陸路で30分内）を満たせないため。
 - ・人員、設備基準等を満たしていないという状態になることを避ける観点から設置を認めていない。
 - ・人員基準等の基準の形骸化のおそれがあること・サービス供給に不足がないこと。
 - ・人口規模、距離から参入が困難。
- 行政による監視が困難なこと
 - ・指定を受けないサテライトが多く設置されると、市は各サテライト事業所の細部の把握が困難であることから、市の監視が届かなくなるため。
 - ・勤務実態が不透明であるため。ただし訪問サービスについては認める場合もある。
- サービス提供が可能、必要性がないため
 - ・現状のサービスで充足している。（多数）
 - ・設置する必要性がないため。（多数）
 - ・指定地区はあるもののサテライトを必要とするほどの距離でないため。
 - ・中山間地域等の住民でも訪問系・通所系サービスは提供されているため。
 - ・概ね10分程度で到達できるので、必要性がない。
 - ・合併前の村（行政区）単位で、それぞれに事業所があるため。
 - ・小さな町であり、他の近隣市町村との連携も可能であるため。
 - ・小規模村で必要性を感じない。
 - ・メリットがない。広域でない。
 - ・サテライト事業所が無くてもサービスが提供されているため。
 - ・本体サービスが、必要量確保されていると判断している。
 - ・本町は半島振興対策実施地域であるが、地理的条件不利地域に立地する事業所は無いため。
 - ・町内、周辺市町にある事業所で担えている。
 - ・サテライト事業所を設置するまでの需要がない。
 - ・必要性がなく、認めてはいない。

○人材不足等

- ・サービスは現在ある程度充足していると言える。現存事業においての人材不足問題もありサテライト事業の必要性が乏しい。
- ・体制や整備等、又、ニーズに合わない。
- ・現時点での申出もないが、本体施設でも人材確保が困難な状況にある。
- ・サテライト化するだけの介護職員が各事業者には居ない。
- ・円滑な事業運営が期待できない。

○事例・実績がない、事業者から希望がない

- ・検討したことがない。(多数)
- ・実績がないため、話のあった時に協議することとなる。
- ・現時点において、具体的な取組事業者がいないため検討していない。
- ・町内にサテライト事業所がない。設置の必要性については、事業側から設置について打診があった際に検討する。
- ・実施を申し出る事業所がないため。
- ・前例がない。

○検討中

- ・県・近隣市と協議の上、サテライトの設置の可否について検討中。

○一部について認めている

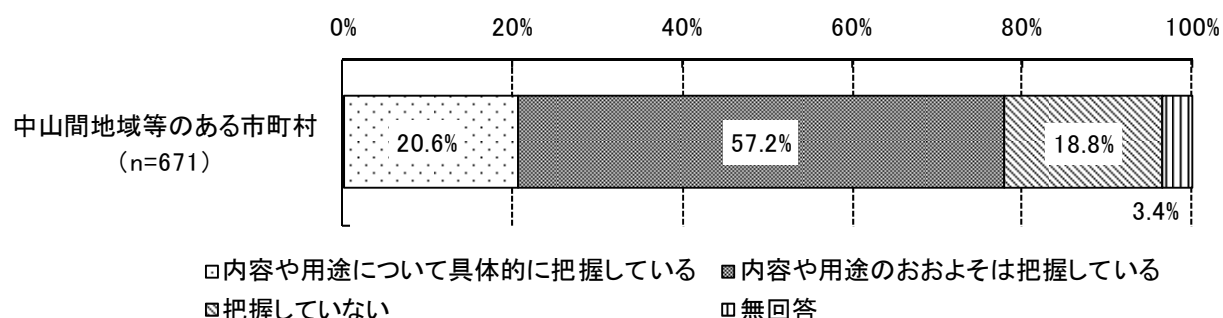
- ・人員を揃えにくいことから、中山間地域に所在する医療系サービス提供事業所（訪問看護・訪問リハビリ）のみ設置を認めている。
- ・現時点で、本市の指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの供給量については懸念はなく、サテライト型事業所の必要性は認められない。ただ、国が示している小規模通所介護事業所のサテライトへの移行は認めている。
- ・市内の範囲でサテライトを設置するほどの距離や移動時間が想定しにくいいため、中山間地域を除き認めていない。

(2) 基準該当サービス、離島等相当サービスについての認知度

基準該当サービスの認知度についてみると、「内容や用途について具体的に把握している」(20.6%)、「内容や用途のおおよそは把握している」(57.2%)を合わせると、8割弱が把握していると回答した。

また、サービス提供が困難な地域の有無別に認知度をみると、一部もしくは半分以上の地域では必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と回答した自治体では、「内容や用途について具体的に把握している」「内容や用途のおおよそは把握している」を合わせた何らか把握している割合は87.8%であり、他と比べてやや多い傾向がみられた。

図表 3-28 基準該当サービスについての認知度（単数回答）



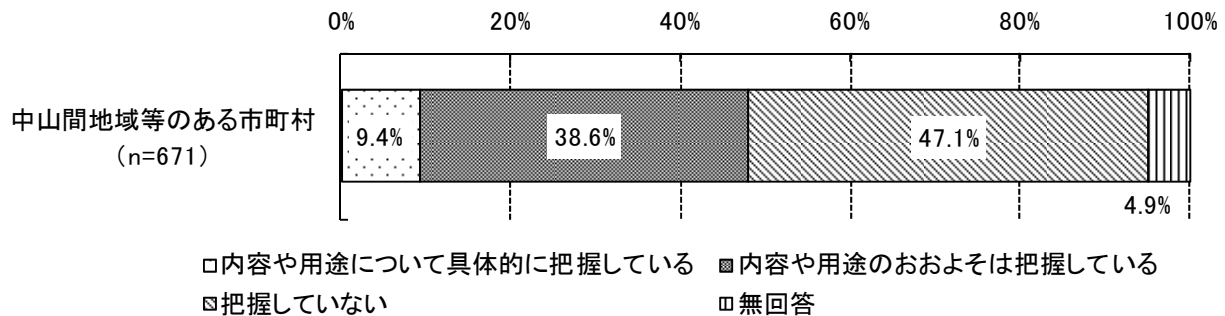
図表 3-29 サービス提供が困難な地域の有無別 基準該当サービスについての認知度（単数回答）

		合計	Ⅲ2(1) 基準該当サービスについての認知状況			
			内容や用途について具体的に把握している	内容や用途のおおよそは把握している	把握していない	無回答
全体		671 100.0%	138 20.6%	384 57.2%	126 18.8%	23 3.4%
Ⅱ1 必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区について	現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている	491 100.0%	104 21.2%	278 56.6%	95 19.3%	14 2.9%
	一部もしくは半分以上の地域では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である	90 100.0%	15 16.7%	64 71.1%	11 12.2%	0 0.0%
	わからない、把握していない	55 100.0%	13 23.6%	26 47.3%	14 25.5%	2 3.6%

離島等相当サービスについては、「内容や用途について具体的に把握している」(9.4%)、「内容や用途のおおよそは把握している」(38.6%)を合わせると、把握している割合は半数弱であった。さらに、「把握していない」も47.1%と半数弱にのぼっており、基準該当サービスよりも認知度は低かった。

また、サービス提供が困難な地域の有無別に認知度をみると、一部もしくは半分以上の地域では必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と回答した自治体では、「内容や用途について具体的に把握している」との回答は14.4%であり、他と比べてやや多い傾向がみられた。

図表 3-30 離島等相当サービスについての認知度（単数回答）



図表 3-31 サービス提供が困難な地域の有無別 離島等相当サービスについての認知度（単数回答）

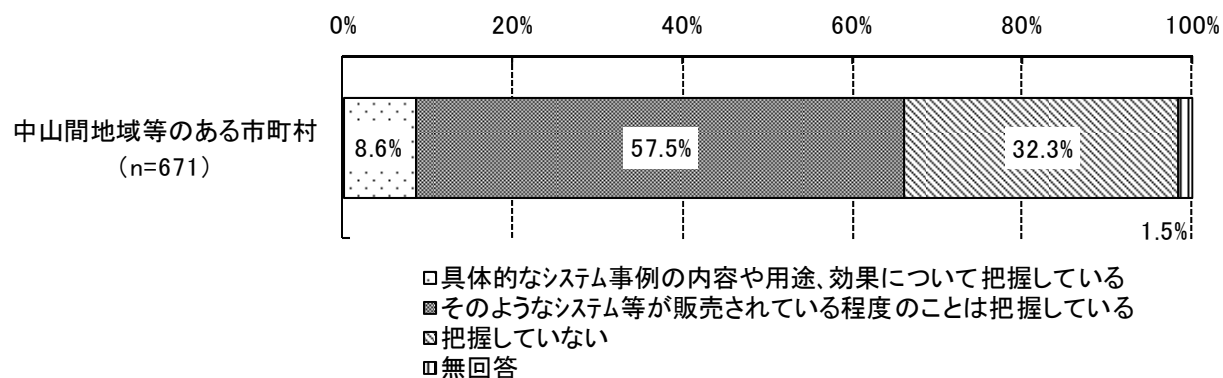
		合計	Ⅲ2(2) 離島等相当サービスについての認知状況			
			内容や用途について具体的に把握している	内容や用途のおおよそは把握している	把握していない	無回答
全体		671 100.0%	63 9.4%	259 38.6%	316 47.1%	33 4.9%
Ⅱ1 必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区について	現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている	491 100.0%	45 9.2%	187 38.1%	236 48.1%	23 4.7%
	一部もしくは半分以上の地域では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である	90 100.0%	13 14.4%	44 48.9%	33 36.7%	0 0.0%
	わからない、把握していない	55 100.0%	3 5.5%	17 30.9%	32 58.2%	3 5.5%

（３）ICT 関連のシステムツール等の利活用についての認知度、支援施策

ICT 関連のシステムやツールの販売認知状況について、「そのようなシステム等が販売されている程度のことは把握している」(57.5%)が6割弱で最も多く、次いで「把握していない」(32.3%)が3割強にのぼった。一方、「具体的なシステム事例の内容や用途、効果について把握している」(8.6%)は1割弱にとどまった。

また、サービス提供が困難な地域の有無別に認知度をみると、一部もしくは半分以上の地域では必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と回答した自治体では、「具体的なシステム事例の内容や用途、効果について把握している」との回答は14.4%であり、他と比べてやや多い傾向がみられた。

図表 3-32 ICT 関連のシステムやツール等についての認知度（単数回答）

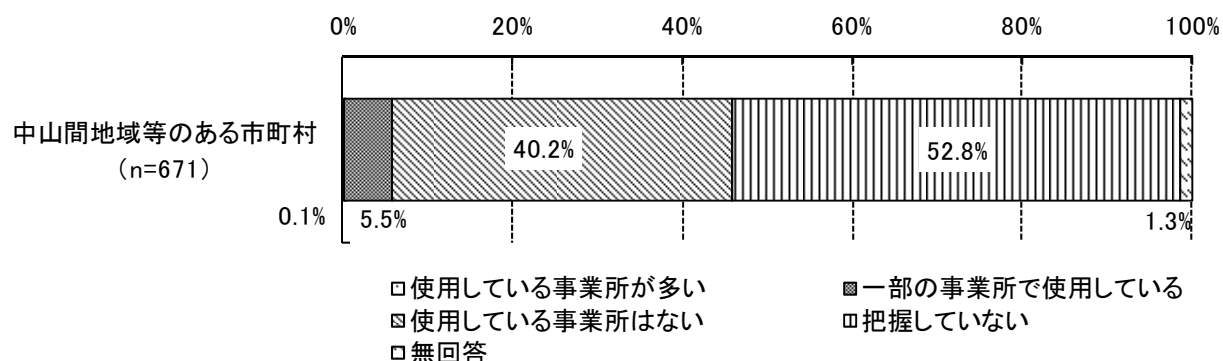


図表 3-33 サービス提供が困難な地域の有無別 ICT 関連のシステムやツール等についての認知度（単数回答）

		合計	Ⅲ3(1) ICT 関連のシステムやツールの販売認知状況			
			具体的なシステム事例の内容や用途、効果について把握している	そのようなシステム等が販売されている程度のことは把握している	把握していない	無回答
全体		671	58	386	217	10
		100.0%	8.6%	57.5%	32.3%	1.5%
Ⅱ1 必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区について	現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている	491	40	282	165	4
		100.0%	8.1%	57.4%	33.6%	0.8%
	一部もしくは半分以上の地域では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況である	90	13	54	22	1
		100.0%	14.4%	60.0%	24.4%	1.1%
	わからない、把握していない	55	3	32	20	0
		100.0%	5.5%	58.2%	36.4%	0.0%

ICT 関連のシステムやツール等を活用している事業所の有無については、「把握していない」（52.8%）が最も多く、次いで「使用している事業所はない」（40.2%）であった。

図表 3-34 ICT 関連のシステムやツール等を活用している事業所の有無（単数回答）



図表 3-35 事業所において ICT 関連のシステムやツールの活用事例（自由回答）

○タブレット、ノートパソコンの活用

- ・タブレットによる情報共有。
- ・タブレットで利用者情報の把握・共有。
- ・グループホーム及び小規模多機能型居宅介護と併設する事業所においてタブレット端末を利用してケア記録を作成している。
- ・タブレット端末を活用した ICT による情報共有を一部の医療・介護機関でモデル的に実施している。
- ・タブレットを使用し、利用者基本情報や対応履歴（日報や申送り）を適宜入力、更新し、職員間で常に直近の情報を共有できるシステム。
- ・タブレットを使用してのケース記録の共有。
- ・利用者の基本情報やケア記録等をノートパソコンに適宜入力・更新し、職員間で利用者情報を共有するシステムを導入している。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 ヶ所において、ケアコール（テレビ電話）、タブレットを導入している。
- ・患者情報共有システムの患者メモ機能を利用した情報共有。（iPad 使用）

○テレビ電話

- ・県の試験的事業として、テレビ電話を利用者宅に設置して、交信できるようにしている小規模多機能事業所がある。（定点カメラであるため、有効に使われていないとの話である。）
- ・小規模多機能事業所でテレビ電話を活用しているところがある。
- ・1 名だけだが、テレビ電話利用による様子伺い実施。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 ヶ所において、ケアコール（テレビ電話）、タブレットを導入している。（再掲）

○医療と介護の連携

- ・在宅医療介護連携のためのコミュニケーションツールとして活用。
- ・市医師会で、在宅情報共有ネットワークを構築し、切れ目のない質の高い医療と介護の連携を目指している。
- ・「医療情報ネットワーク」の在宅ケア情報共有サービスに、町内医師、介護支援専門員、介護サービス事業所が参加し、情報共有や連絡、確認をしている。
- ・グループホームを運営する法人で、法人内ネットワークを利用し、各利用者のケアの記録、傷病の記録、写真等を法人内、系列医療機関で、共有閲覧できるシステムを構築している。

○利用者情報の共有

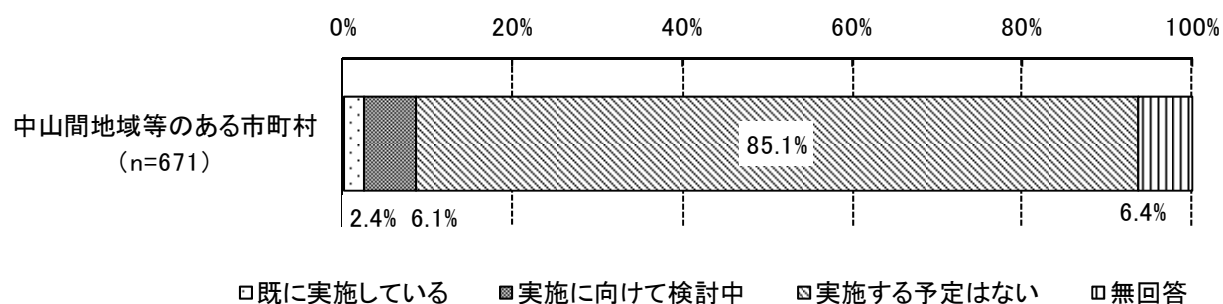
- ・直営の包括支援センター、居宅介護事業所においては、利用者の基本情報やケア記録、相談内容などを記録し共有するシステムを利用しています。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で利用者・訪問職員・事業所間での情報伝達等に使用されている。
- ・市内の定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所が、調査票に例示されているシステムやツールを活用している。

○その他

- ・医療センターにおいて活用している。
- ・例 2（利用者の基本情報やケア記録、写真等をタブレットやスマートフォン、ノートパソコンなどに適宜入力・更新し、職員間で常に直近の利用者情報を把握し共有するシステム）のとおりに。
- ・コメントの活用を一部事業所で行っている。

ICT 関連のシステムやツール等に対する事業所に対する支援施策についてみると、「既に実施している」は 2.4%にとどまっており、9 割弱は「実施する予定はない」と回答した。

図表 3-36 ICT 関連のシステムやツール等に対する支援施策の実施状況（単数回答）

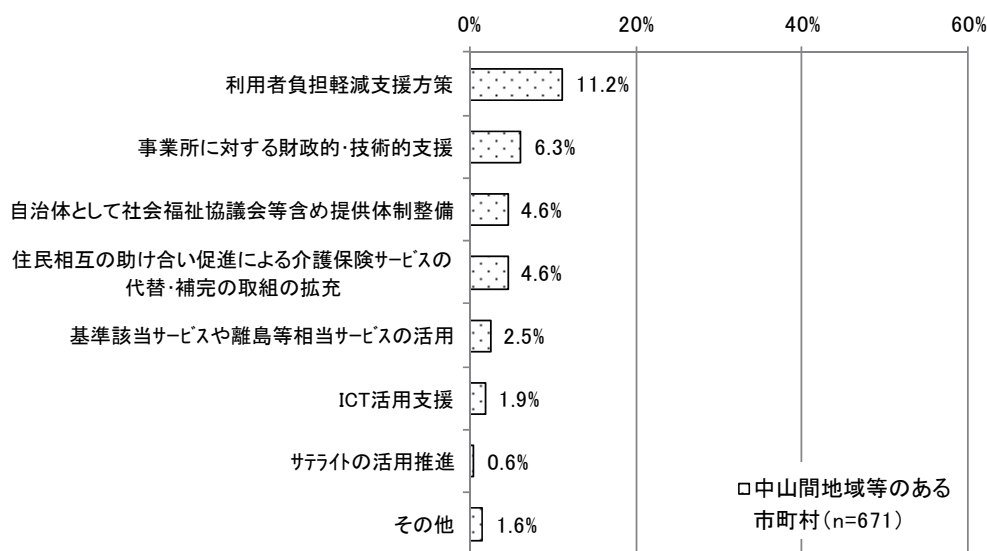


6. 市町村独自の施策・取組事例

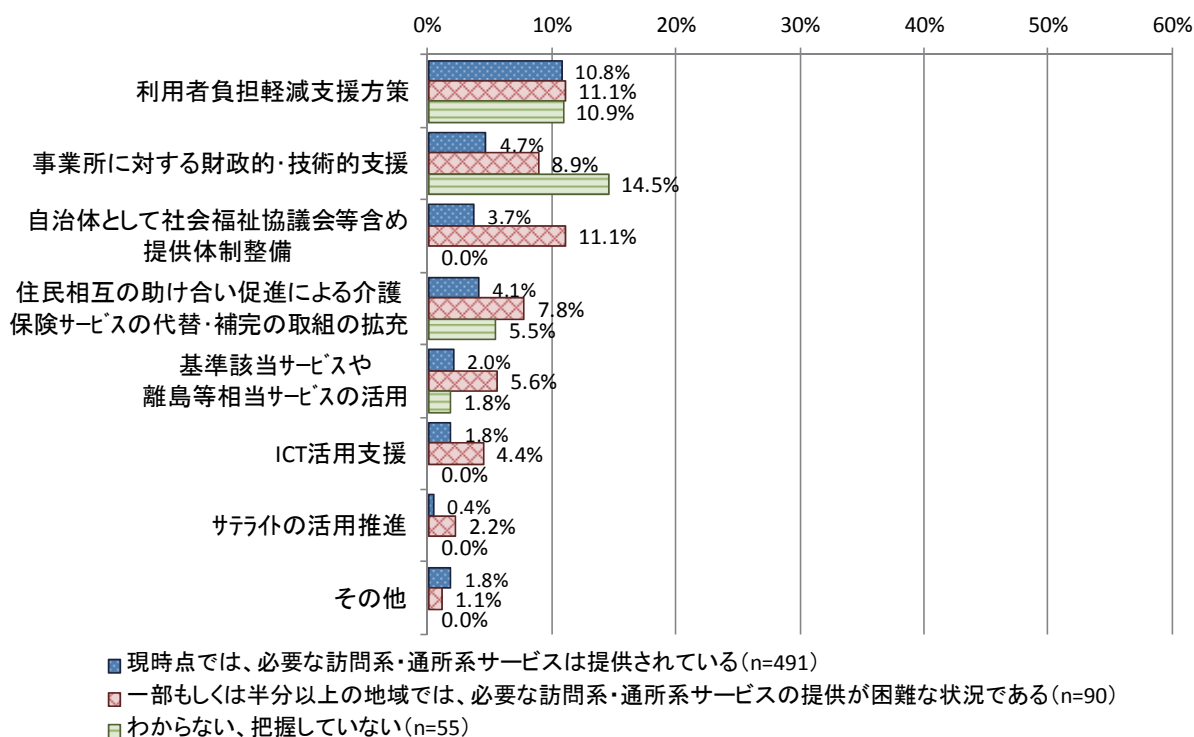
市町村の独自施策の内容は、「利用者負担軽減支援方策」(11.2%)、「事業所に対する財政的・技術的支援」(6.3%)が上位となった。一方、「サテライトの活用推進」(0.6%)、「ICT活用支援」(1.9%)等をあげた自治体は少なかった。

また、介護サービスの提供が困難な地域の有無別にみると、一部もしくは半分以上の地域では、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な状況と答えた自治体では、他と比べて「自治体として社会福祉協議会等含め提供体制整備」(11.1%)、「基準該当サービスや離島等相当サービスの活用」(5.6%)がやや多い傾向がみられた。

図表 3-37 市町村独自の施策・取組事例（複数回答）



図表 3-38 サービス提供が困難な地域の有無別 市町村独自の施策・取組事例（複数回答）



図表 3-39 主な市町村独自の施策・取組事例（自由回答）

市町村名	都道府県	市町村人口	指定地域	取組の概要
■利用者負担軽減支援				
A 町	北海道	0.3 万人	豪雪・特別豪雪、過疎	・中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業：小規模事業所にかかる 10%相当の加算分を利用者負担から減額することにより、他地域の利用者との負担の均衡が図られている。
B 市	広島県	19 万人	辺地、振興山村、特定農山村、過疎	・特別地域加算に係る居宅サービス利用者負担額助成事業：対象地域にある訪問介護事業所 1 施設について利用者負担に係る 15%加算分の 1/2 を助成している。
■事業所に対する財政的・技術的支援				
C 町	京都府	1.5 万人	辺地、振興山村、特定農山村、過疎	・居宅までの訪問に片道 20 分以上要する場合 1 回 600 円を事業者に助成。 ・旧町間のサービス提供体制の格差の解消が図られた。
D 市	長野県	16 万人	辺地、振興山村、特定農山村	・中山間地区に小規模施設を整備する場合、建設費を補助。 ・市町村及び事業者の協力により整備が進捗した。
E 町	兵庫県	2 万人	振興山村、過疎	・機能訓練の専門職が 2 か月ごとに通所介護事業所を巡回訪問しスタッフのスキル向上のための研修を実施。 ・特に中山間地域に立地する通所介護事業所の機能訓練のスキル向上に成果をあげている。
■提供体制整備				
F 町	北海道	0.5 万人	豪雪及び特別豪雪、半島振興、過疎	・訪問入浴介護事業所が地域に立地していないため、町が特別養護老人ホームと契約し、特別入浴を実施。
G 市	和歌山県	2.5 万人	半島振興、特定農山村	・既存の社会福祉協議会事業の見直しを含め広く市民が参加できる体制を構築している。 ・事業の見直しを通して今後一層参加者が増加することが期待できる。
H 町	岡山県	1.5 万人	振興山村	・総合事業実施に向けて、住民の力を向上させるため、介護ボランティア育成講座を実施。 ・今年度から取り組みを開始し、今後、成果や課題を把握する。
■住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完				
I 町	神奈川県	1 万人	振興山村、特定農山村	・介護ボランティアポイント事業、介護施設等でボランティア活動に対してポイントを付与し、年間累積ポイントを商品券と交換する。
J 市	静岡県	80 万人	振興山村、特定農山村、過疎	・旧町部の中山間地域における高齢者向けボランティア活動（配食事業やサロン事業等）にその他地域在住市民が参加する場合ポイントを付与する。
K 町	兵庫県	2 万人	振興山村、過疎	・地域住民が主体となり要支援、要介護の高齢者が一定プログラムに基づき週一回体操する「元気体操サークル」事業を実施。
L 町	滋賀県	2 万人	辺地	・自治会等がサロン（週 1 回以上 1 回 2 時間以上 40 回以上開催）を実施するための支援を行う。「高齢者交流サロン推進支援モデル事業」を実施。
M 市	香川県	5.5 万人	離島	・週 1 回程度、公民館などに集まり、健康体操等の介護予防事業を実施する「居場所づくり事業」を実施。
O 町	兵庫県	2 万人	振興山村、過疎	・地域住民が主体となり要支援、要介護の高齢者が一定プログラムに基づき週一回体操する「元気体操サークル」事業を実施。
■ICT 活用支援				
P 市	福井県	26 万人	豪雪及び特別豪雪、振興山村、過疎	・ICT システム等導入も対象とする地域密着型サービス事業所開設補助制度を導入。
Q 市	鳥取県	19 万人	豪雪及び特別豪雪、辺地、振興山村、特定農山村、過疎	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のタブレット端末を利用した利用者情報の入力、閲覧システム導入経費への補助。 ・職員間の利用者情報やノウハウの共有が即時的にできることで情報共有が活発化し、業務の効率化に繋がっている。

■サテライトの活用推進				
R 町	北海道	0.5 万人	豪雪及び特別豪雪、振興山村、過疎	・小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所の開設を認める。 ・山間部でのサービス提供を維持することが可能となった。
S 市	香川県	41 万人	離島、振興山村、特定農山村、過疎	・山間部地区において、訪問介護事業所のサテライト事業所の設置を認める。 ・山間部でのサービス提供を維持することが可能となった。
■その他				
U 市	和歌山県	8 万人	辺地、振興山村、半島振興、特定農山村、過疎	・市外に住む人で中山間地区等市の指定する地域に転入し市が指定する訪問介護事業所等に就労する方に対して就労のために必要な資格等取得のための費用（介護職員初任者研修費）と研修期間の生活費の助成、住居の斡旋を行う。

第4章 基準該当サービス、離島等相当サービスの実施状況

第1節 調査実施概要

1. 調査目的

全国の「基準該当サービス」及び中山間地域等の市町村が実施している「離島等相当サービス」事例を対象に、実施枠組みの構築に至った経緯や現在の実施枠組み、サービス提供実績、成果等の取組状況を把握し、今後の中山間地域等における訪問系・通所系の介護保険サービス等のあり方を検討し提案するための基礎データを得ることを目的とした。

(注)「基準該当サービス」

○ 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能である。

【指定】市町村

【範囲】当該市町村

【満たすべき要件】

- ・法人格は必要なし。
- ・都道府県条例で定める基準該当サービスに関する人員・設備・運営基準を満たすこと。(居宅介護支援の場合は、人員・運営基準を満たすこと)

【対象サービス種】

- ・居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与
- ・介護予防サービス：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与
- ・居宅介護支援

(注)「離島等相当サービス」

○ 介護保険法第42条第1項第3号に規定されている「サービス確保が困難な離島等における特例居宅介護サービス費の支給」。

なお、「地域密着型サービス」においても同様の規定がある。(第42条の3第1項第2号)

(特例居宅介護サービス費の支給)

第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

三 指定居宅介護サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準(※)に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(※) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)

2. 調査対象

基準該当サービスについては、今年度実施の「市町村アンケート」回収票から抽出できた実施市町村を対象とする。

離島等相当サービスについては、平成26年度調査で明らかにした全国の「離島等相当サービス」実施市町村等(全19市町村等)及び、平成27年度の「市町村アンケート」回収票から抽出できた実施市町村等を対象とする。

3. 調査方法

本年度実施の「市町村アンケート」回収票から抽出できた実施地域に対して、紙面郵送アンケート（往復はがきまたはFAX等）または、電話調査を実施し、実施しているサービス種別、提供・利用実績、実施効果等を把握し整理する。

なお、離島等相当サービスについては、昨年度調査で確認済自治体（地域：19地域）に対しては、昨年度成果報告書掲載の事例紹介原稿を添付し、この1年間の経過や変化する事項について加除いただくとともに、実施の経緯や成果等についてさらに詳細把握することに努める。

4. 調査内容

- 実施しているサービス種別・内容
- 緩和した基準内容
- 全体の実施枠組み
- 実施概要
 - ・サービスの対象地域
 - ・サービス提供の実施事業者（法人）・事業所
 - ・サービス提供の担い手（職員）体制
 - ・サービスの実施開始年
 - ・事業の財源
 - ・提供実績
 - ・事業所の立地場所、サービス提供地域の国の地域指定種別
- 実施に至る経緯
 - ・地域の介護サービス提供基盤構築と維持に関するどの課題解決のために相当サービスを創設・導入するにいたったのか、その経緯
 - ・関わった事業者、市町村、都道府県、地域住民その他の協働の経緯等
 - ・構築にあたって、必要な経営資源確保をどう設計し調達したのか（財源、人材、事業所その他提供に要する資源）
- 事業所に対する保険者・市町村等からの支援
- 実施による成果
- 事業の継続性及び質の確保のための制度的な枠組み
- 課題状況
- 今後のサービス提供体制維持のための方針や対応予定等

第2節 調査結果

1. 全国の基準該当サービス実施市町村

今年度実施の「市町村アンケート」の回収結果から把握できた基準該当サービスの実施地域は以下の通り。

	実施市町村名	サービスの種類
1	仁木町（北海道）	訪問介護
2	留寿都村（北海道）	訪問介護
3	真狩村（北海道）	訪問介護
4	朝日村（長野県）	訪問介護
5	根羽村（長野県）	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与
6	小川村（長野県）	訪問介護、短期入所生活介護
7	売木村（長野県）	訪問介護、短期入所生活介護
8	阿南町（長野県）	訪問介護、通所介護
9	揖斐川町（岐阜県）	訪問介護
10	浜松市（静岡県）	訪問介護、通所介護
11	香美町（兵庫県）	訪問介護
12	高梁市（岡山県）	訪問入浴介護、通所介護
13	西粟倉村（岡山県）	訪問介護
14	真庭市（岡山県）	通所介護
15	宇和島市（愛媛県）	訪問介護
16	黒潮町（高知県）	訪問入浴介護
17	香美市（高知県）	訪問介護
18	津野町（高知県）	訪問入浴介護

以上の18市町村に対して実施したメールアンケートの回収結果（17市町村）を掲載する。

事例 1. 仁木町

都道府県名	北海道
市区町村名	仁木町（にきちょう）
部署	ほけん課介護保険係
基準該当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	身体介護、生活援助、相談業務

（１）概要

①サービスの対象地域

仁木町内

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

- ・ 管理者 1 名
- ・ サービス提供責任者 1 名
- ・ 訪問介護員 5 名、サービス提供責任者兼務 1 名 計 6 名

③利用対象者

要支援・要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 仁木町社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

- ・ 役場庁舎等複合施設内に事務所を配置。
- ・ 指定居宅介護支援事業所を併設。（主任介護支援専門員 2 名）

⑥サービスの実施開始年

平成 23 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

利用者負担

⑧提供実績（直近 1 年間）

—

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

豪雪地帯

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・ 人員基準 2.5 人を満たすことができないため、基準該当サービスを開始。
- ・ 訪問介護員の人員が不足している。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

特になし。

(5) 実施している基準該当サービスの課題

- ・町外のサービス利用希望者の要望に応えられない。
- ・生活保護受給者に対応できない。

(6) 基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

(7) 中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 2. 留寿都村

都道府県名	北海道
市区町村名	留寿都村（るすつむら）
部署	保健医療課
基準該当サービス種別	訪問介護、介護予防訪問介護
実施サービスの具体的な内容	身体介護、生活支援、通院等のための乗車又は降車の介助

（１）概要

①サービスの対象地域

通常の実施区域は留寿都村の区域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者、サービス提供責任者、訪問介護員 3 名（サービス提供責任者兼務の常勤 1 名、非常勤 2 名）

③利用対象者

要支援、要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人留寿都村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

北海道虻田郡留寿都村字留寿都 176 番地 4

軽度生活援助事業（村委託事業）、除雪サービス事業（村委託事業）、配食サービス事業（村委託事業）、会食事業（社協独自事業）

⑥サービスの実施開始年

平成 15 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

村からの補助金

⑧提供実績（直近 1 年間）

訪問介護

介護予防訪問介護

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

豪雪地帯

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

北海道の指導監査により、訪問介護事業所に配置すべき訪問介護員の員数が指定基準を満たしていない（3 名の訪問介護員は配置していたが、常勤換算方法では基準を下回った）ため改善を要すると指摘を受け、訪問介護は本村においても中心的サービスの一つであり、他の事業者の参入も見込めない状況から、留寿都村社会福祉協議会が継続して訪問介護サービスを提供していく方法として基準該当サービスの開始に至ったものである。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

留寿都村社会福祉協議会は、社協本来業務や基準該当サービス事業所のほかは、村からの補助事業

や委託事業を実施しており、地域ケア会議へ参画するなどの情報の共有を行いながら村の高齢者福祉の中心的な担い手となっている。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

他の民間事業者の参入が見込めない中で、村の中心的サービスの一つである訪問介護が、留寿都村社会福祉協議会により基準該当サービスとして継続してサービス提供ができたことによって、利用者にあっては在宅生活の継続、家族にあっては介護疲れの軽減、村にとっては数少ない在宅サービスの維持が図られた。

（５）実施している基準該当サービスの課題

訪問介護にあっては、基準該当サービスに限らず、小規模町村では訪問介護員が顔見知りというより慣れ親しんだ方であることから、サービスの利用が必要とする対象者がいても利用に結び付かず、生活援助のサービスの利用が伸び悩んでおり、意識改革等が必要である。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

留寿都村社会福祉協議会は、社協本来業務や基準該当サービス事業所のほか、村の補助事業や委託事業を実施し、また、地域ケア会議へ参画し、情報の共有を行いながら村の高齢者福祉の中心的な担い手となっていることから、第１に本体を維持しながら、事業所としての体制づくりができるよう、訪問介護員の後継者の育成等検討していく考えである。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

他の民間事業者の参入が見込めない中で、現サービスを一つ一つ維持していくことが必要であり、介護職の確保などが難しくなっている現状を踏まえ、村内の事業者間での協力体制なども含めた協議・検討の場を設定し、給付体制の維持に努める。

事例 3. 真狩村

都道府県名	北海道
市区町村名	真狩村（まっかりむら）
部署	住民課介護係
基準該当サービス種別	予防訪問介護
実施サービスの具体的な内容	家事に関すること（調理、衣類の洗濯、掃除、整理整頓、生活必需品の買物など） 生活、身上、介護に関する相談、助言 その他生活援助に関すること

（１）概要

①サービスの対象地域

全地域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

北海道福心会職員（ヘルパー）

③利用対象者

要支援認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

真狩村訪問介護事業（社会福祉法人北海道福心会）

⑤実施事業者（所）の特徴

- ・本部立地場所：真狩村字共明 37 番地 6
- ・特別養護老人ホーム真狩羊蹄園、短期入所生活介護事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業、高齢者生活支援ハウス事業、地域包括支援センター

⑥サービスの実施開始年

平成 21 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

委託料

⑧提供実績（直近 1 年間）

直近 1 年間では特に提供実績なし

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

特別豪雪地帯

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

平成 21 年 4 月に後志広域連合介護保険事業開始により真狩村介護予防及び生活支援事業条例が廃止となり、それに伴う受け皿として事業整備された。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

情報提供や高齢者宅への直接訪問など、事業所と協働で取り組みを行うようにしているが、特別支援や連携について定めているものはない。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

利用者が少なく、直近１年間でも利用者はいない。

（５）実施している基準該当サービスの課題

予算化はしているが、利用者がいない。今後、事業のあり方として検討が必要。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

取組実施の予定はないが、介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、事業そのものの内容、あり方について検討する必要がある。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

（８）備考

平成 21 年 4 月に後志広域連合において介護保険事業が開始され、現在保険者は後志広域連合であり、本村はその構成町村という扱いになっている。

事例 4. 朝日村

都道府県名	長野県
市区町村名	朝日村（あさひむら）
部署	住民福祉課
基準該当サービス種別	・対象地域：朝日村全域 ・対象者：要介護・要支援者 ・実施事業所：ホームヘルパーステーションあさひ
実施サービスの具体的な内容	訪問介護・支援サービス

（１）概要

①サービスの対象地域

村内全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護職員 3 名（正規 1 名・臨時職員 2 名）

③利用対象者

要介護・要支援者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 朝日村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

デイサービス事業

⑥サービスの実施開始年

平成 26 年 6 月

⑦事業の財源（設置・運営）

なし

⑧提供実績（直近 1 年間）

給付サービス費用 5,784 千円

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

サービス実績から人員要件が県の基準要件を満たせないが、訪問介護（予防を含む）の需要はあり、サービス継続のため行ったもの。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

社会福祉協議会が事業主体であることから、情報共有を図りながら行っている。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

従来からのスタッフでサービスが途切れることなく提供ができた。

終末期にサービスを利用された方には、身近な地域のスタッフが係ることができたことで細やかなサービス提供が行なわれた。

（５）実施している基準該当サービスの課題

今のところ、ニーズには応えられていると感じている。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

困難事例にあたっては、包括支援センター（村直営）と連携を取りながら、サービス提供を行っている。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

少子化・高齢化により、同居の家族のいる介護から、同居家族のいない介護へと変化してきており、身体的・経済的にも自立が求められるようになってきた。公助（介護保険）だけでは、生活は困難であり、自助とともに「互助」の構築が必須であると感じている。

介護施設も限られており、また高齢者も住みなれた地域で最後まで暮らし続けたいと願っていることから、訪問サービスは絶対欠かすことができずサービスの確保に務めたい。

事例 5. 根羽村

都道府県名	長野県
市区町村名	根羽村（ねばむら）
部署	住民課
基準該当サービス種別	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与
実施サービスの具体的な内容	村内全域を対象に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与サービスを実施。

（１）概要

①サービスの対象地域

村内住民、近隣の住民。（指定を受けた市町村）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

法人職員

看護師、介護福祉士、初任者研修修了者等

③利用対象者

約 40 名

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人愛知慈恵会 ねばねの里「なごみ」

⑤実施事業者（所）の特徴

愛知県、岐阜県内で数カ所の介護施設（特別養護老人ホーム、通所介護施設等）介護事業所を法人として運営。

2015 年 3 月より、当村で地域密着型特別養護老人ホームを公設民営で開所。

（根羽村より指定管理者として指定）

特養併設として、短期入所や通所、訪問、福祉用具、居宅サービスを一体的に提供している。

⑥サービスの実施開始年

平成 26 年 3 月

⑦事業の財源（設置・運営）

施設整備は村で実施

運営は法人経営

⑧提供実績（直近 1 年間）

通所介護 月 35～40 件利用

訪問介護 月 1～3 件利用

福祉用具 月 2～3 件利用

地域密着型介護老人福祉施設 入所利用者 21 名

短期入所利用者 10 名

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

過疎（村内全域）、山村地域振興指定

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

看護師、介護職員の配置が設置基準に満たないが村内に他に介護サービスを提供できる事業所がない為、基準該当サービスとして開始。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

村内に介護サービス事業者が少なく（他に通所施設 1 事業所のみ）、村と事業所関係者が常に連絡をとりあい、連携してサービスを提供している。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

村内の在宅介護サービス事業所の確保ができた。

在宅療養を継続するために必要なサービスが提供でき、在宅で生活が可能になり在宅または村内施設での看取りが増加した。

（５）実施している基準該当サービスの課題

特になし。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

看護、介護職員の確保への支援。事業所への指導、相談、連携の強化。研修会の共催実施等。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

住み慣れた地域で安心して介護を受け、生活して行くための支援体制の整備。

現在ある事業所を中心としてサービスの維持向上のため村、事業所、地域が連携して取り組みたい。

事例 6. 小川村

都道府県名	長野県
市区町村名	小川村（おがわむら）
部署	住民福祉課
基準該当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	村内に訪問、通所事業所ともに 1 つだけであり、通常の人員基準を満たし、事業所を継続することが難しくなったため、基準を若干緩和し、通常の訪問介護と同等のサービスを行っている。

（１）概要

①サービスの対象地域

村内全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

社会福祉協議会職員

③利用対象者

—

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 小川村社会福祉協議会 訪問介護事業所

⑤実施事業者（所）の特徴

組織の本部立地場所、他に実施している介護保険事業その他関係事業等

⑥サービスの実施開始年

平成 26 年 12 月

⑦事業の財源（設置・運営）

—

⑧提供実績（直近 1 年間）

—

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

—

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

実施サービスの具体的な内容のとおり。利用者数に対して人員基準を維持することが難しくなった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

村内唯一の訪問介護事業所の継続という意味では効果があった。

（５）実施している基準該当サービスの課題

特になし。

(6) 基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

(7) 中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 7. 売木村

都道府県名	長野県
市区町村名	売木村（うるぎむら）
部署	住民課
基準該当サービス種別	訪問介護 短期入所（併設型）
実施サービスの具体的な内容	訪問介護では介護保険の基準で定められている生活援助・身体介護。 短期入所では短期入所生活介護 特に基準以外のサービスはない。

（１）概要

①サービスの対象地域

売木村全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

社会福祉協議会の職員によりサービス提供

③利用対象者

売木村に住所を持つ村民

④実施事業者（所）の名称・法人形態

売木村訪問介護事業所

売木村短期入所事業所

村直営の事業所

⑤実施事業者（所）の特徴

村直営の介護事業所で社会福祉協議会職員により実施

通所介護（予防通所） 訪問介護（予防訪問）

短期入所（予防短期）併設型の３つの事業所を運営

⑥サービスの実施開始年

平成 12 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

一般会計繰入による

⑧提供実績（直近 1 年間）

訪問介護 利用人数 89 人 延人数 945 人

短期入所 利用員数 40 人 延人数 523 人

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

中山間地域

特別地域加算あり

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・職員確保が困難。
- ・実施地域が狭い。
- ・利用件数が少ない等、指定の基準をクリアしても利用件数が少なく村外利用者は望めないため、また日常デイサービス・短期入所との勤務調整も必要。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

事業所は村直営のため実施している社協職員と常に連携している。

(4) 「基準該当サービス」を実施した効果

特別な効果は感じていない。

(5) 実施している基準該当サービスの課題

サービスの形態そのものより運営上利用量の増加が望まれる。

(6) 基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

村内唯一の事業所であり村直営のため事業は継続。サービスの質の向上のための職員のスキルアップを支援する。

(7) 中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 8. 阿南町

都道府県名	長野県
市区町村名	阿南町（あなんちょう）
部署	民生課
基準該当サービス種別	訪問介護 通所介護
実施サービスの具体的な内容	訪問介護（予防）、通所介護（予防）

（１）概要

①サービスの対象地域

- 訪問介護……和合地区（休止中：2014 年 4 月～）、 富草地区
- 通所介護……和合地区

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

- 訪問介護……いこいの家
 - 管理者（兼務、訪問介護員以外）：1 名
 - 訪問介護員：3 名（うち 1 名がサービス提供責任者）
- 通所介護……阿南町社協
 - 相談員（常勤兼務）：1 名、 看護職員（常勤以外専従）：1 名
 - 介護員（常勤兼務）：1 名、 介護員（常勤以外兼務）：2 名

③利用対象者

要支援、要介護

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人阿南町社会福祉協議会……和合地区：通所介護、訪問介護（休止中）
NPO 法人宅老所いこいの家……富草地区：訪問介護

⑤実施事業者（所）の特徴

組織の本部立地場所、他に実施している介護保険事業その他関係事業等

- ・阿南町社会福祉協議会

所在地：阿南町

実施事業 ○指定通所介護（予防通所介護）

○指定訪問介護（予防訪問介護）

※上記事業は町内の和合以外の地域で実施

○指定地域密着型認知症対応型共同生活介護（予防）

○指定地域密着型認知症対応型通所介護（予防）

○指定居宅介護支援

○地域支援事業……介護予防事業：生きがいデイ他

……任意事業：配食サービス他

- ・宅老所いこいの家

所在地：阿南町

実施事業 ○指定通所介護（予防通所介護）

○指定居宅介護支援

○地域支援事業……介護予防事業：生きがいデイ

⑥サービスの実施開始年

阿南町社会福祉協議会 和合地区：訪問介護、通所介護

平成 22 年 4 月から実施

宅老所いこいの家 富草地区：訪問介護

平成 27 年 4 月から実施

⑦事業の財源（設置・運営）

事業所設置：両者とも公設民営（指定管理による）

⑧提供実績（直近 1 年間）

○阿南町社会福祉協議会

通所介護（平成 26 年 11 月～平成 27 年 10 月提供分）

延利用者数：99 人（月平均 8.3 人） 延利用回数：1,011 回（月平均 84.3 回）

○宅老所いこいの家

訪問介護（平成 27 年 4 月～平成 27 年 10 月提供分）

延利用者数：33 人（月平均 4.7 人） 延利用回数：674 回（月平均 96.3 回）

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村 ……和合

辺地 ……和合、富草一部

特定農山村 ……町内全域

過疎地域 ……町内全域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

①和合地区：訪問介護、通所介護

当町は 4 地区からなり、この中で和合地区は高齢化、過疎化が急速に進む当町の中でも特に著しい地区であり、当町の中心地からも遠距離の場所である。

2010 年に和合地区に福祉村（役場出張所、診療所、デイサービスセンター、高齢者支援ハウス等の施設を一体的にした建物）を建設した際に、福祉村を拠点に、和合地区を対象にした通所介護、訪問介護の実施を計画。採算性の合わない地域であり事業実施を阿南町社協に依頼し、基準緩和のある基準該当により実施となる。

②富草地区：訪問介護

大下條地区、富草地区の訪問介護は阿南町社会福祉協議会が対応していたが、富草地区への訪問介護が阿南町社会福祉協議会の人手不足などで十分な対応ができない状況であった。そこで、富草地区に事務所を構え指定通所介護、指定居宅介護支援を行っている宅老所いこいの家が訪問介護の実施を検討。富草地域で訪問介護の十分な対応が出来ないといっても多大な需要がある訳ではないから、人員配置が緩和される基準該当により実施する。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

基準該当サービスを提供している事業者は公設施設を指定管理により運営している。また小さな町で事業所の数も少ないため、ケア会議の構成員でもあり定期的な連携はある。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

サービス事業所が手薄な地域でのサービスの提供が可能となった。

（５）実施している基準該当サービスの課題

和合地区では人口の減少などで利用者減により、事業所の採算的な課題が出てきた。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

和合地区の基準該当サービスの事業継続が採算性の点から課題となってくると思われる。現在は具体的な取組方針等はない。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

今後、人口減少による利用者減少で、介護報酬で居宅介護サービス事業を運営していくことが困難な事業所が出てくる。給付体制維持には公費による支援が必要になってくると思われる。

事例 9. 揖斐川町

都道府県名	岐阜県
市区町村名	揖斐川町（いびがわちょう）
部署	福祉課
基準該当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	家事援助、身体介助

（１）概要

①サービスの対象地域

久瀬地域、藤橋地域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護福祉士 3 名（2.5 人）

③利用対象者

要支援認定者、要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

公益社団法人 地域医療振興協会 揖斐郡北西部地域医療センター

⑤実施事業者（所）の特徴

保健・医療・福祉の包括ケアを目指した事業展開

⑥サービスの実施開始年

平成 21 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

事業所は、揖斐川町からの指定管理施設内に設置運営。介護給付費のみ。

⑧提供実績（直近 1 年間）

生活 2：27 名、生活 3：57 名、身 1 生 1：438 名、身 1：275 名、身 2：141 名
 身 3：7 名、身 1 生 2：61 名、身 3.2 人：3 名、身 5.2 人：2 名、
 身 2.2 人：1 名、身 1.2 人：4 名、予防Ⅱ：180 名
 （平成 26 年度 延べ人数実績）

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村地域、豪雪地帯、過疎地域、特定農山村地域、積雪寒冷特別地域、辺地

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

町村合併前の旧自治体である久瀬村・藤橋村において、介護保険事業を担っていた社会福祉協議会が、介護保険事業から撤退をしたため、当地域の訪問介護事業等を行う機関がなくなってしまうことに伴い、地域からの存続要望に答える形で、在宅福祉を維持するために、平成 14 年から県の指定を受け、訪問介護事業を開始した。

しかし、急激な人口減、訪問件数の減少により事業の存続が厳しいものとなり、このような状況の中で、訪問介護事業所が撤退することは、この地域の在宅介護が困難となり、ますます地域で高齢者が、安心して生活することが困難となる。

そこで、必要な訪問件数に見合った人員配置、効率的な運営を行うことにより訪問介護事業を存続

させるために、基準該当による申請を行うことで、事業を継続している。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

地域包括支援センターが、連携して、対象者の把握や困難事例等への後方支援・地域ケア会議での地域連携を行っている。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

独居、高齢者世帯が多い当地域では、支援の必要な方（ADL・IADL 低下の方、医療依存度の高い方等）や、認知症の方でも在宅介護が長く続けられるようになり、皆生き生きと暮らしている。

また訪問介護事業所が、医療機関・老人保健施設等との複合施設にあるため、関係機関との連携が行いやすく、在宅生活から老健への入所時に情報共有がスムーズに行えたり、逆に老健入所から在宅生活へと安心して帰ることができる在宅サービスの受け皿が確保されている。

（５）実施している基準該当サービスの課題

人材不足と経営不安（経営効率の悪さ）がある。山間部であることから人材確保が難しい。たとえば、訪問介護事業所と居宅介護支援事業所との兼任が可能になるなど（管理者も）限られた人材で多職種の業務が、効率的に行えるようになるとよいと考える（ケアマネジャーとヘルパーが、兼任であると利用者同士の距離が離れていて、効率が悪い地域でも１人で、ヘルパーとケアマネジャーの業務が一度で行えると人的にも経営的にも効率が上がるのではないかと）。

ただ、不正請求の温床場所となりがちなので、透明性のある業務運営記録等が必要と思われる。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

職員が自主的に外部研修や内部の勉強に積極的に参加し、自己研鑽に励めるような環境作りを母体の法人と協力して行っている。（研修会開催、情報提供など）

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

地域性から家事援助の支援がなくなると在宅生活が困難になる（近隣、歩圏内に商店等がないなど）。独居や高齢世帯の中でも 80 代後半の高齢者が増加する中、在宅を維持するために医療との協力とともに生活支援をヘルパー事業所でこれまで通り行っていくことが、高齢者がいつまでもその地域で生活していくことができる条件となると思われる（若手のボランティアの出現は期待できない上に雇用できる人材もいない為）。

又、訪問事業については、特別地域加算が設けられているが、住民の介護負担の地域格差の平坦化から 15%加算分については町が負担をしているが、今後も継続をしていく予定である。

（８）備考

当地域のような過疎地域においては、特に在宅サービスはなくてはならないサービスの一つである。地域住民がより安心して、最期まで在宅で暮らしていけるために、事業所としてよりよいサービスを提供するため、医療、介護、福祉サービスについては行政も連携、調整しながら日々邁進している。しかし過疎地域における現状は、集落が点在し在宅サービスは極めて非効率であり、加えて人口減は年々加速している。このような中、訪問介護事業等の在宅事業においては適切な人員配置を行い、人材確保をしていかななくてはならず、運営状況は極めて厳しい。事業経営の内、当該事業は、財政的にも負担が多く、今後においても継続していくには、事業所単独では困難な状況と考える。行政の過疎地域における住民が安心して、生活が出来る地域作りのためにも今後も支援が必要である。

事例 10. 浜松市

都道府県名	静岡県
市区町村名	浜松市（はまつし）
部署	介護保険課
基準該当サービス種別	訪問介護、通所介護
実施サービスの具体的な内容	居宅サービスの訪問介護、通所介護と同様

（１）概要

①サービスの対象地域

なし

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

居宅サービスと同様

③利用対象者

要介護者・要支援者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

龍山村ヘルパーステーション 社会福祉法人 天竜厚生会

くまみデイサービスセンター 社会福祉法人 天竜厚生会

⑤実施事業者（所）の特徴

本部の所在地 浜松市天竜区渡ヶ島 217-3

市内北部を中心に、訪問介護、通所介護、訪問看護を運営している。

診療所、障がい福祉サービスや保育所なども運営している。

⑥サービスの実施開始年

平成 15 年 4 月から 龍山村ヘルパーステーション

平成 18 年 10 月から くまみデイサービスセンター

⑦事業の財源（設置・運営）

施設利用料減免（市施設）

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 26 年 10 月～平成 27 年 11 月利用分

龍山村ヘルパーステーション

利用者 17 人、139 件、実日数 1,421 日、給付費 8,329,724 円

くまみデイサービスセンター

利用者 25 人、258 件、実日数 1,654 日、給付費 11,894,443 円

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

龍山村ヘルパーステーション（天竜区龍山町戸倉 711-2）・・・ 振興山村

くまみデイサービスセンター（天竜区熊 2153）・・・ 振興山村

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

龍山村ヘルパーステーション

（経緯）市町村合併前によるもので詳細不明

（目的）サービス困難地域における訪問介護の実施

くんまデイサービスセンター

（経緯）出張所になっていたが、本体通所介護の廃止に伴い、基準該当サービスに移行した。

（目的）サービス困難地域における通所介護の実施

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

サービス困難地域において、サービス提供ができています。

（５）実施している基準該当サービスの課題

地域密着型通所介護に基準該当の制度がないため、基準該当通所介護として事業を行なうためには、定員を 19 人以上にする必要がある。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

継続的にサービス提供できるよう、必要に応じて相談を受けている。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

サービス困難地域においては、利用者数の減少により運営が困難になる事例も想定されるため、出張所や基準該当サービスの事業所が増える可能性もある。

事例 11. 香美町

都道府県名	兵庫県
市区町村名	香美町（かみちょう）
部署	福祉課 介護保険係
基準該当サービス種別	訪問介護サービス
実施サービスの具体的な内容	要介護者の入浴、排泄、食事等にかかる生活援助

（１）概要

①サービスの対象地域

兵庫県香美町小代区

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者 1 名、サービス提供体制責任者 1 名、訪問介護員 3 名

③利用対象者

香美町小代区内の要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 みかたこぶしの里

⑤実施事業者（所）の特徴

- ・香美町小代区内に本部事業所設置
- ・香美町村岡区及び小代区内で事業運営

特別養護老人ホーム（短期利用含む）2 箇所、グループホーム 1 箇所、デイサービス 2 箇所、居宅介護支援事業所 1 箇所、ケアハウス 1 箇所

⑥サービスの実施開始年

平成 18 年 9 月

⑦事業の財源（設置・運営）

ケアハウスにかかる町委託金 350 万円

⑧提供実績（直近 1 年間）

—

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

山村振興地域（一部の地区を除く）、特定農山村地域、過疎地域、豪雪地帯指定

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

職員不足により、県の基準を満たすことが困難である事業所を町指定とし、エリア内のサービス事業所を確保する。（香美町小代区内に当該サービス事業所がなかった経緯あり）又、法人格を所有していないが、町内のサービス事業所として期待される個人事業所を参入させる目的。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

利用者のサービス事業所の選択肢の拡大及びサービスエリアにおける細やかなサービスの提供。

（５）実施している基準該当サービスの課題

特になし。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

町内全域が特別指定地域であり、多くの集落が町内山間部に点在している。サービス事業所も限定される中、サービス供給が不足しないよう対策を講じる必要がある。

事例 12. 高梁市

都道府県名	岡山県
市区町村名	高梁市（たかはしし）
部署	保険課
基準該当サービス種別	訪問入浴、通所介護
実施サービスの具体的な内容	訪問入浴（入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護等） 通所介護（日常生活上の世話、機能訓練、食事提供、送迎、相談・助言等）

（１）概要

①サービスの対象地域

訪問入浴・・・高梁市

通所介護・・・高梁市（ただし、旧川上郡を除く）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

正規職員、及び非常勤職員

③利用対象者

訪問入浴・・・要支援・要介護認定者

通所介護・・・要支援・要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

訪問入浴・・・社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会

通所介護・・・社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

居宅介護支援、通所介護、訪問介護等

⑥サービスの実施開始年

訪問入浴 平成 27 年 4 月

通所介護 平成 26 年 5 月

⑦事業の財源（設置・運営）

なし

⑧提供実績（直近 1 年間）

訪問入浴（平成 27 年 4 月～平成 27 年 12 月 8 か月間） 利用日数 322 日

通所介護（平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月 1 年間） 利用日数 252 日

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

訪問入浴・通所介護とも山村振興地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

・訪問入浴

介護施設等の充実などにより、施設での入浴利用が増え、訪問入浴利用者が減少。営業日を週 4 日間としたが、介護人材の不足等により人員基準の常勤要件を満たせなくなる。高梁市内唯一の訪問入浴事業所であり、必要なサービスであることから、基準該当事業所として指定することとなった。

- ・通所介護

事業所の所在地域には介護保険事業所の数が少なく、地域の要望に答える形で事業運営されていたものの利用者数としては少なく経営も不安定であったため、廃止の方向も検討したが、市としては当該地域での該当サービスを継続することとし、基準該当事業所として指定することとなった。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

特になし。

(4) 「基準該当サービス」を実施した効果

特になし。

(5) 実施している基準該当サービスの課題

利用者、従業員の確保。

(6) 基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

(7) 中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 13. 西栗倉村

都道府県名	岡山県
市区町村名	西栗倉村（にしあわくらそん）
部署	保健福祉課
基準該当サービス種別	訪問介護サービス
実施サービスの具体的な内容	入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助

（１）概要

①サービスの対象地域

村内全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

—

③利用対象者

要支援者、要介護者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

西栗倉村高齢者生活福祉センター ゆうゆうハウス

⑤実施事業者（所）の特徴

西栗倉村社会福祉協議会が開設しており、同一敷地内に通所介護事業所、小規模多機能型事業所がある。

⑥サービスの実施開始年

平成 22 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

なし

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 26 年度

件数 197 件

給付額 6,544,269 円

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

利用者が可能な限り、居宅において、本人の能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

保健福祉課と同じ敷地内に事業所があるので、常に連携をとっている。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

訪問介護サービスで在宅での生活を支援することで、利用者にとっても家族にとっても負担が少なく喜ばれている。また、行政の立場からだと、施設サービスの給付費と比較しても低く抑えることが

でき、財政的にも助かる。

（５）実施している基準該当サービスの課題

介護スタッフの確保。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 14. 真庭市

都道府県名	岡山県
市区町村名	真庭市（まにわし）
部署	健康福祉部 高齢者支援課
基準該当サービス種別	訪問介護、介護予防訪問介護
実施サービスの具体的な内容	身体介護に関すること。家事に関すること。相談、助言に関すること。

（１）概要

①サービスの対象地域

真庭市蒜山地域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者、サービス提供責任者、訪問介護員（介護福祉士、ホームヘルパー）

③利用対象者

要支援者、要介護者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

千寿荘ホームヘルパーステーション

⑤実施事業者（所）の特徴

所在地：真庭市蒜山上長田 28－1

⑥サービスの実施開始年

平成 14 年 12 月

⑦事業の財源（設置・運営）

－

⑧提供実績（直近 1 年間）

訪問介護 85 件

介護予防訪問介護 26 件

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

豪雪地帯、過疎地域、振興山村（旧中和村）、特定農山村地域（旧川上村、旧中和村）

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

合併前から登録のあった、真庭市北部旧 3 村（旧川上村、旧八束村、旧中和村）の継承。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

真庭市北部に、訪問介護事業所が少なく、近くに事業所があると、利用者や利用者の家族は安心して利用できる。

（５）実施している基準該当サービスの課題

特になし。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

未定。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

基準該当サービスを含め介護保険サービスの給付体制の維持に努める。

事例 15. 宇和島市

都道府県名	愛媛県
市区町村名	宇和島市（うわじまし）
部署	高齢者福祉課
基準該当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	身体介護（食事、入浴及び排せつ介助等） 生活援助（調理、洗濯及び買い物等）

（１）概要

①サービスの対象地域

戸島（とじま）、嘉島（かしま）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者（兼務）

サービス提供責任者 １名

訪問介護員 ２名

③利用対象者

戸島（嘉島）の被保険者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

訪問介護かしま・有限会社

⑤実施事業者（所）の特徴

当該地区を組織本部として、他に実施している事業はない。

⑥サービスの実施開始年

平成 16 年 9 月

⑦事業の財源（設置・運営）

自己資金

⑧提供実績（直近 1 年間）

通年提供している

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

地理的要因（離島）により、介護サービスの提供が困難な地域であったが、当該事業者からの申し出により、介護サービスの提供を開始した。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特になし。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

当該事業者がいなければ、介護サービスの提供を受けることが困難な離島という環境にありながら、介護を必要としている被保険者及び家族等に貢献している。

（５）実施している基準該当サービスの課題

特になし。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

離島在住者が市内中心部へ移住するケースや、住宅を離島と市内中心部の両方に保有している世帯もある。そのため事業所のあり方について検討する必要がある。

事例 16. 黒潮町

都道府県名	高知県
市区町村名	黒潮町（くろしおちょう）
部署	健康福祉課 介護保険係
基準該当サービス種別	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
実施サービスの具体的な内容	利用者の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービス。

（１）概要

①サービスの対象地域

町内

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

提供体制：看護師 1 名と介護職 3 名

スタッフ体制：常勤職員 3 名（3 名とも介護職）

登録スタッフ 15 名（うち 1 名は看護師職、2 名は看護師と介護職の兼任）

※常勤職員も登録スタッフも全員訪問介護事業との兼任。

③利用対象者

要介護認定者もしくは要支援認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

黒潮町社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

組織本部は役場本庁の前の建物で、町の中心部に位置する。居宅介護支援事業と訪問介護・介護予防訪問介護事業も実施している。

⑥サービスの実施開始年

平成 14 年 7 月

⑦事業の財源（設置・運営）

介護給付以外の財源はないが、事業所の光熱費等は社会福祉協議会事務所と同じ。

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 26 年 12 月～平成 27 年 12 月実績

利用者数（実人数） 10 名

利用延べ日数 216 日

費用額 2,653,110 円

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

町内全域が振興山村地域。

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

介護保険制度が始まる以前より、社会福祉協議会にて高齢者の在宅生活を支えるサービスとして訪問入浴サービスを実施していた。介護保険制度が始まるにあたり、通常の基準では社会福祉協議会では満たすことができなかったため、基準該当サービスの指定となった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

基準該当サービスを提供している事業所というよりも社会福祉協議会事業全般に対して、財政的な補助だけでなく、協働して福祉事業を推進している。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

緩和した基準でなければ、引き受けてくれる事業所がなくサービスが存続できないという事態になる恐れがある。特に、最近では介護職員の不足という問題が当町でも深刻な問題となっているので、人員面での緩和はサービス存続に必要である。

（５）実施している基準該当サービスの課題

スタッフの高齢化。人材不足。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

人材不足が問題であるので、社協や県と協力しながら人材確保・育成に努める。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始を機会に、高齢者の生きがいくくりとして、シルバー人材センターなどを通してスタッフの登録が増えるよう。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

人材不足が課題。また、事業所数も少なく、近隣市町村の事業所を利用している状況である。総合事業をうまく活用して、ボランティアの育成、介護給付に頼らないミニサービスが充実すれば、多少の展望は開けるだろう。

事例 18. 津野町

都道府県名	高知県
市区町村名	津野町（つのちょう）
部署	西庁住民福祉課
基準該当サービス種別	訪問入浴介護
実施サービスの具体的な内容	訪問入浴

（１）概要

①サービスの対象地域

津野町全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

看護職員、介護職員

③利用対象者

要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

津野町社会福祉協議会基準該当訪問入浴介護事業所

⑤実施事業者（所）の特徴

組織本部と事業所事務所が同一

訪問介護

⑥サービスの実施開始年

平成 17 年 2 月

市町村合併以前、介護保険制度開始以前から訪問入浴を行っていた

⑦事業の財源（設置・運営）

社会福祉協議会への補助金

（組織全体の運営費、事業運営の不足分も含む）

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 27 年 4 月以降の実績

利用者 2 人（内 1 名は 4 月利用のみ）

利用回数 23 回

⑨基準該当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」

上記以外の地域は「振興山村」

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

平成 17 年 2 月 1 日の市町村合併以前から葉山村社会福祉協議会が実施していた。

在宅生活継続のために清潔保持が必要であり、介護者の入浴介助の負担軽減が必要であった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

補助金として事業運営費の負担。

（４）「基準該当サービス」を実施した効果

介護度が重くなっても、在宅生活を継続したい方、デイサービス等の大勢の人が集まる場所を好まない方にとっては必要なサービス。

（５）実施している基準該当サービスの課題

利用者の減少。

（６）基準該当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

補助金として事業運営費の負担。

（７）中山間地域等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

介護保険創設時も中山間地域は採算が合わないため大手の参入がなかった。

利用者が点在しているため、移動時間が多く、効率化が図れない状況であり、通常の指定事業所でも経営が困難となるケースが発生する。

しかしながら、たとえ赤字となっても、地域住民へのサービス確保という観点から、既存のサービス種類については継続していく必要があると考えている。

（８）備考

年々利用者が減少しており、利用者がいなくなった場合に廃止するのか休止するのかの選択に悩むことになると思われる。

廃止でも休止でも、稼働しない期間があると、再開する際に人員配置が困難になる恐れがある。看護職員及び介護職員としての雇用面の問題も発生するのではないかと懸念している。

介護事業に携わる介護職員が津野町内だけでなく広域的に減少傾向にあり、看護職員は介護現場より医療へ向かう傾向が高い。

ゆくゆくは介護職員の雇用難から全ての介護サービス事業所において人員確保が困難となるのではないかと懸念している。

2. 全国の離島等相当サービス実施市町村・地域

今年度調査で把握した全国の「離島等相当サービス」実施市町村・地域は、以下の通り 21 市町村・地域である（20 市町村 1 地域）。

今年度調査で新たに把握した市町村は、17. 五島市（長崎県）、21. 竹富町（沖縄県）の 2 市町である。

	実施市町村・地域名	離島名	相当サービスの種類	緩和した指定基準
1	紋別市（北海道）		訪問介護、通所介護	訪問介護：訪問介護員の配置基準（常勤換算 2.5 人以上）を任意とした 通所：生活相談員、機能訓練指導員、看護職員配置を任意とした
2	佐呂間町（北海道）		訪問介護	訪問介護員の配置基準（常勤換算 2.5 人以上）を任意とした
3	上小阿仁村（秋田県）		訪問介護	在宅で要介護 3 以上の同居者に対する家族介護をしている人を「みなし事業者」とした
4	気仙沼市（宮城県）	大島	訪問看護	看護職員の配置を指定基準の「常勤換算 2.5 人以上」から 1.5 人以上に縮小した。
5	酒田市（山形県）	飛島	短期入所生活介護、通所介護	通所介護：看護職員、機能訓練指導員の配置を任意とした 短期：医師、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意とした
6	昭和村（福島県）		訪問介護、通所介護	訪問介護：サービス提供責任者の配置を任意とした 通所介護：機能訓練指導員の配置を任意とした
7	鮫川村（福島県）		短期入所生活介護	生活相談員、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意とした
8	利島村（東京都）	利島	訪問介護、通所介護、 居宅介護支援、福祉用具貸与	通所介護：看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置は任意とした
9	小笠原村（東京都）	父島、母島	短期入所生活介護	医師、機能訓練指導員の配置を任意とした
10	野迫川村（奈良県）		訪問介護	サービス提供責任者の配置を任意とした
11	萩市（山口県）	相島、大島	通所介護	生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意とした
12	岩国市（山口県）	柱島、端島、黒島	訪問介護	管理者、サービス提供責任者の配置を任意とした。 また、訪問介護職員の配置基準（常勤換算 2.5 人以上）も任意とした
13	阿南市（徳島県）	伊島	訪問介護、通所介護	訪問介護：サービス提供責任者の配置を任意とした 通所介護：機能訓練指導員の配置を任意とした
14	高松市（香川県）	男木島、女木島	訪問介護、短期入所生活介護	訪問介護：訪問介護員の配置基準（常勤換算 2.5 人以上）を任意とした 短期：医師は救急時協力体制で対応、栄養士の配置は任意とした。医務室の配置は任意とし、他の設備は指定通所介護のものを活用
15	長崎市（長崎県）	高島、池島	通所介護	生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意とした
16	西海市（長崎県）	江島、平島	訪問介護、通所介護	訪問介護：訪問介護職員配置基準（常勤換算 2.5 人以上）を任意とした 通所介護：看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意とした
		松島	通所介護	
17	五島市（長崎県）	久賀島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意とした。
18	十島村（鹿児島県）	宝島	小規模多機能型居宅介護	看護職員の配置基準（常勤換算 1 人以上）を任意とした

	実施市町村・地域名	離島名	相当サービスの種類	緩和した指定基準	
19	沖縄県介護保険 広域連合 (沖縄県)	北大東村	北大東島	訪問介護、通所介護	短期入所生活介護：機能訓練指導員が別事業種である通所介護、居宅介護支援事業所での職務の兼務を認める。 訪問介護：サービス提供責任者は通所介護、短期入所生活介護の介護職員の兼務を認める 短期入所生活介護：栄養士の配置を任意 設備基準：通所介護と短期入所生活介護での食堂、機能訓練室の共用を認める
		南大東村	南大東島	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	
		久米島町	久米島	福祉用具貸与	
		渡嘉敷村	渡嘉敷島	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援	
		粟国村	粟国島	訪問介護	
		渡名喜村	渡名喜島	訪問介護、通所介護、居宅介護支援	
		伊是名村	伊是名島	訪問介護	
		座間味村	座間味島	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	
20	多良間村（沖縄県）	多良間島	訪問介護、短期入所生活介護	訪問介護：訪問介護職員配置基準（常勤換算 2.5人以上）は任意とした 短期入所生活介護：居室の利用者 1 人当たりの床面積要件（10.65 ㎡以上）を任意とした	
21	竹富町（沖縄県）	西表島 小浜島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意とした。	

昨年度把握した 19 市町村・地域のうち、サービス種別や実施サービスの具体的な内容、及び基準の変更があったのは以下の 2 市町村・地域である。

変更があった市町村・地域	変更があった事項 (サービス種別や実施サービスの具体的な内容、及び基準)
14 高松市（香川県）	「医師の配置は任意」を「医師は緊急時協力体制で対応」と変更。
19 沖縄県介護保険広域連合（沖縄県）	久米島町の離島等相当サービス（福祉用具貸与）は、平成 27 年 5 月に廃止し、沖縄県指定福祉用具貸与事業所の指定を受けた。

事例 1. 紋別市

都道府県名	北海道
市区町村名	紋別市（もんべつし）（※事業所指定は西興部村（にしおこっぺむら）で実施）
部署	保健福祉部介護保険課
相当サービス種別	訪問介護 通所介護
実施サービスの具体的な内容	紋別郡西興部村内のケアハウスせせらぎ（設置主体：社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）に入居している紋別市在住高齢者に対する訪問介護、通所介護の提供
緩和した基準	・通所介護に関して、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員の配置は任意としている。 ・なお現在、「介護相談員」（生活相談員）として介護福祉士を確保できているため、人員配置は指定基準を満たしている。（※北海道では介護福祉士の資格を有するものを、通所介護の生活相談員として認めている）しかし、現状では利用者が少ないことから、柔軟にサービス提供が行えるよう、相当サービスのまま実施している。

（１）概要

①サービスの対象地域

西興部村全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理員（管理者）：１人

介護相談員（生活相談員）：１人

看護職員兼機能訓練指導員：１人

介護職員：１人

③利用対象者

紋別市内に居住する要介護高齢者等

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 西興部村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

実施事業者は本市に近接する紋別郡西興部村内に立地している。

⑥サービスの実施開始年

平成 18 年 9 月

⑦事業の財源（設置・運営）

財源は介護給付である。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

実利用者：１人（※平成 26 年 9 月以降は利用者なし）

訪問介護：平成 25 年 9 月～平成 26 年 8 月

通所介護：平成 25 年 9 月～平成 26 年 8 月

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

特別豪雪地帯

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

本市の近隣自治体である西興部村内のケアハウスせせらぎ（設置主体：社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）に、紋別市在住の高齢者が入居するにあたり、訪問介護及び通所介護を必要としていた。そのため本市は西興部村と協議を行った。その結果、西興部村が指定事業者となり、実際のサービス（同村が相当サービスと規定）の提供を西興部村社会福祉協議会に委託して行う枠組みに基づいて、本市はその委託費を西興部村社会福祉協議会に対して支払うこととした。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特に何も行っていない。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

利用者に適切なサービスが提供されている。（入所施設を確保し居宅の場を確保した）

（５）実施している相当サービスの課題

特になし。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特に何も行っていない。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

今後も相当サービスの提供は維持していく。

（８）備考

近隣自治体に立地する入所施設と相当サービスにより、住民の居宅の場を確保。

事例 2. 佐呂間町

都道府県名	北海道
市区町村名	佐呂間町（さろまちょう）（※事例 1 と同様に、事業所指定は西興部村で実施）
部署	保健福祉課
相当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	紋別郡西興部村内のケアハウスせせらぎ（設置主体：社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）に入居している佐呂間町在住高齢者に対する訪問介護の提供
緩和した基準	「訪問介護員等の配置は常勤換算方法で2.5人以上」を任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

西興部村

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者 : 1 人

訪問介護員 : 1 人

③利用対象者

佐呂間町在住の要介護高齢者等

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 西興部村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

社会福祉法人 西興部村社会福祉協議会は従来から訪問介護等を提供していた実績があり、提供体制が整っており、実施主体として適していた。

⑥サービスの実施開始年

平成 20 年 7 月

⑦事業の財源（設置・運営）

財源は介護給付である。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

実利用者 : 1 人

要介護度 : 要支援 1

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

豪雪地帯

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

紋別郡西興部村内のケアハウスせせらぎ（設置主体：社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）に佐呂間町民が入居するにあたり、訪問介護が必要なため。

制度創設時から、西興部村より指定を受け相当サービスを実施してきた。平成 21 年に西興部村の社会福祉協議会に委託して実施している。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組
行っていない。

(4) 「離島等相当サービス」を実施した効果

これまで在宅で独居生活をしていたが、独居での生活が困難となったことから、施設に入居した状態ではあるものの、訪問介護を提供することによって生活の安心感が増した。

(5) 実施している相当サービスの課題
なし。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組
予定なし。

(7) 離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

現在の利用者からの要望を受けて相当サービスを開始したが、この利用者の利用が終了した場合は、住民からの希望が無い限り、縮小、廃止の方向で考えている。

(8) 備考

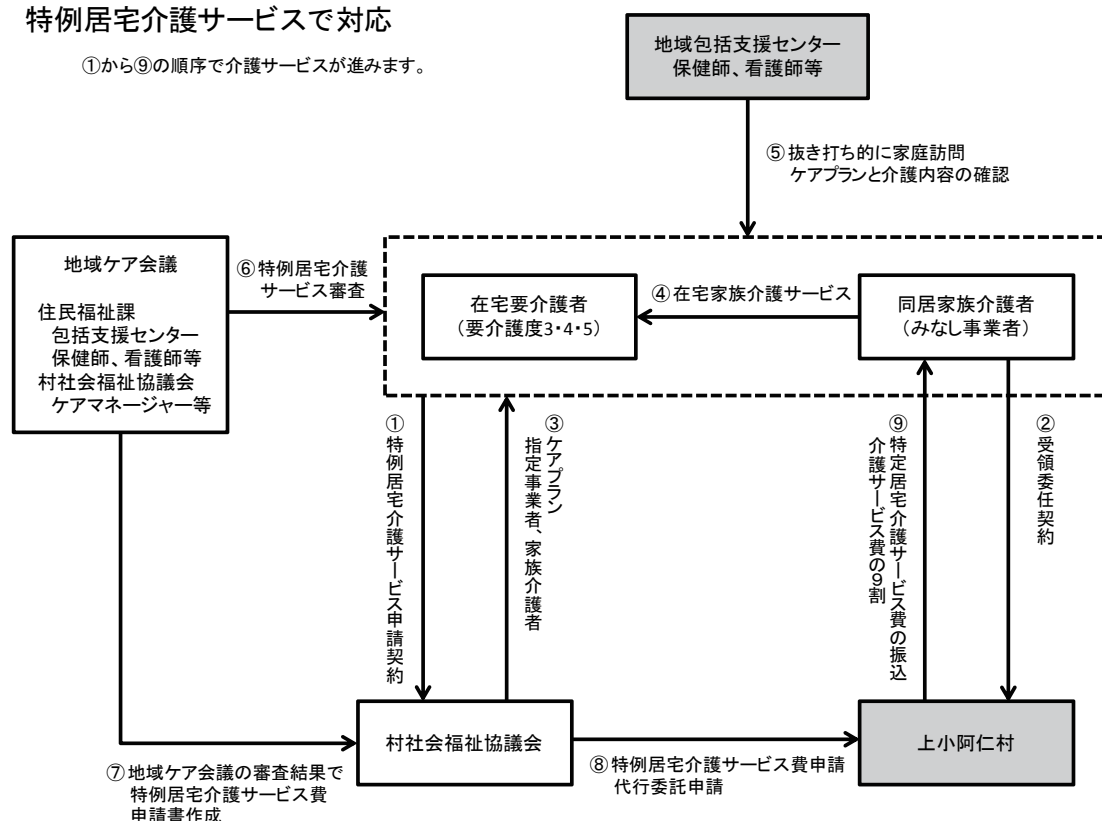
近隣自治体に立地する入所施設と相当サービスにより、住民の居宅の場を確保。

事例3. 上小阿仁村

都道府県名	秋田県
市区町村名	上小阿仁村（かみこあにむら）
部署	介護保険係
相当サービス種別	訪問介護（在宅家族介護サービス）
実施サービスの具体的な内容	就業しないで同居して行っている家族の介護は「基準外の事業者サービス」であり、資格のない家族が介護サービスを行っていることを「特例居宅介護サービス」とみなし（みなし事業者）、特例居宅介護サービス費を給付する。 支給額は、要介護度5が12万円、要介護度4が10万円、要介護度3が9万円を上限と設定している。被保険者に対する支給額は特例居宅介護サービス費の1割、被保険者の負担額は特例居宅介護サービス費の1割とする。
緩和した基準	在宅で、要介護3以上の同居者に対する家族介護をしている人を「みなし事業者」としたこと。

特例居宅介護サービスで対応

①から⑨の順序で介護サービスが進みます。



（注 1）特例居宅介護サービス費の申請事務は上小阿仁村社会福祉協議会が行い、家族は在宅家族介護サービス費の5%の事務委託料を同社会福祉協議会に支払う。

（注 2）要介護度3、4、5の人で、在宅で家族介護を受け、介護保険指定事業者の介護サービスを利用している人に対して、事業者が請求するひと月当たりの介護サービス費は約11万3千円となっている。これに基づいて、みなし事業者（同居家族介護者）に対する「在宅家族介護サービス費」の支給上限額を12万円とした。（上小阿仁村の「在宅家族介護サービス費の支給に係る内部規則」を一部編集して作成）

(1) 概要

①サービスの対象地域

上小阿仁村全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

家族介護者

③利用対象者

在宅で家族が要介護3、4、5の同居者を介護しており、以下の主な条件に合致した場合。

- | |
|--|
| a. 指定事業者の介護サービス費が、月額12万円未満の要介護者を対象とする。 |
| b. 特例居宅介護サービス費は、地域ケア会議の審査に基づき要介護度5は12万円、要介護度4は10万円、要介護度3は9万円から、指定事業者サービス費を差し引いた額とする。 |
| c. 在宅家族介護は、住民基本台帳により住所を同じにして、かつ、同一世帯となっていること。 |
| d. 家族介護のために就業しない在宅家族介護をしている家族を対象とする。 |

④実施事業者（所）の名称・法人形態

同居家族介護者（みなし事業者）

⑤実施事業者（所）の特徴

現在、老々世帯の妻の夫への介護4ケースのみが利用している。

⑥サービスの実施開始年

平成20年4月から実施

⑦事業の財源（設置・運営）

通常の介護給付費と同じ

⑧提供実績（直近1年間）

発足当初は11人の受給者がいたが、年々減少し、現在は計3人である。いずれも老々世帯で、高齢者の妻が、要介護3ないし4の夫の介護を実施している。介護している夫の現役時代の職業は、林業、公務員、左官。

【特例居宅介護サービス費の実績】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度見込
年間サービス費（円）	6,377,211	5,192,766	4,252,248	2,762,406	2,819,574	2,964,708	3,185,000
年間平均人数（人）	11	7	6	4.1	3.5	3.8	4
1人当たり支給額（円）	579,746	741,824	708,708	676,508	805,539	790,589	796,250
年間サービス計画費（円）	388,700	328,900	343,850	269,100	358,800	358,800	360,144
合計（円）	6,765,911	5,521,666	4,596,098	3,031,506	3,178,374	3,323,508	3,545,144

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村、特別豪雪地帯、過疎地域

(2) 開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・村民の老後の看取りまでのパターンは、「いったん在宅高齢者が転倒や疾病で入院すると、回復後在宅復帰することはほとんどなく、そのまま特養入所となる」とのこと。在宅の高齢者もいったん入院すると胃ろう造設の場合が多く、造設されるとショートステイを利用しながら在宅生活を

継続するということができなくなる。また、特養併設のショートステイを一度利用すると、その後は利用頻度が増え、しばらくすると皆特養に入所している。現状では、少なくとも在住村民一般に「要介護3になれば入所」の意識が強いとのこと。

- ・特に要介護度が重度化していくにしたがい、就業しながら家族の介護を行うことは困難になり、介護に専念することを余儀なくされる家族介護者も生じている。このような介護者を支援する方策として、「要介護3以上の家族介護への現金給付制度」の仕組みを発案するに至った。
- ・村は、厚生労働省に「相当サービスとして実施すること」を提案したが、争点となったのは、村として、「現状、指定事業者の介護サービスは充足されず、サービスの確保が著しく困難な地域となっている」と判断できるかという点であった。
- ・村としては以下の3点の根拠に基づいて「現状では指定事業者の介護サービスは充足されておらず、サービスの確保が著しく困難な地域となっている」と判断したと主張している。

■特養に入所したいが待機のため入所できない人がいること。

■村外の訪問介護事業所の自費サービスを利用している人もおり、他の地域でのサービス需要が増加した場合は村内へのサービス供給が困難となること。

■上小阿仁村社会福祉協議会は、実施している訪問介護及び通所介護の事業に関する設備投資に難色を示しており対応が十分とは考えられないこと。（例）ヘルパー養成講座について、社会福祉協議会が村の委託事業として実施しているが、平成24年度以来、実施されていない。

（3）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

- ・枠組み上は家族介護者が「事業者」であるが、その介護状況に関する評価制度として、「毎月抜き打ちで行われている計3回の受給者宅訪問によるサービス提供内容の質の評価」がある。訪問時の評価軸は以下の通り。

判定基準：

・訪問時不在	・食事	・身辺	・服薬	・排せつ	・入浴	・清拭
・整容	・移動					

- ・上記の9軸について、外観判断及び確認を行い、地域ケア会議の場で、地域包括支援センターの保健師、看護師による判定と総合評価により実際の支給率が決定され、支給額が決まる。

（4）「離島等相当サービス」を実施した効果

家族介護に生じがちな虐待の予防に効果を発揮している。

（5）実施している相当サービスの課題

- ・毎月3回、抜き打ちで行われる受給者宅訪問による評価制度は、高齢者虐待の未然防止効果を発揮しているが、一方で、受給世帯にとっては、ある意味煩わしく感じられている。また、集落内の近隣から「あそこの家は、家族介護にお金をもらっているんだ」との声がないとは言えず、受給している世帯の精神的な負担感にもなっている。このため、別途制度化されている“家族介護支援金”との秤量から、利用制度を切り替える場合が多いという。
- ・また、現在の「要介護度5の高齢者に対して、家族介護サービス上限12万円の支給」の枠組みでは、例えば通所介護や短期入所生活介護の指定事業所のサービスも利用しながら家族介護も継続した場合、実際には指定事業所のサービス給付総額が上記の家族介護サービス上限額12万円

を超過してしまい家族介護サービスの給付は0になることが多い。そのため、指定事業所のサービス利用をしないで家族介護に専念することになっているという。

- ・現在の利用状況からも伺われる通り、本制度の当初想定していた機能（中重度の要介護度の高齢者家族に対して、就労継続し介護給付も得ている世帯と、仕事を辞めて家族介護に専念せざるを得ない世帯間の公平感を維持する）を果たしているとは言えない状況になっている。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

定期的に訪問し、サービス提供の確認や助言を行っている。（上記（３）で詳細を記載。）

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

- ・本制度の仕組みについては、今後も基本的に継続していくが、必要な改善を随時行っていくことを方針としている。（例）「当制度を受給開始する前に、家族介護者がヘルパーから介護の仕方について指導助言を受けたのちに受給開始する仕組み」に改善することが必要ではないかとの提案意見もある。
- ・在宅家族介護を主体にして、家族で対応できない部分については、指定事業者による介護サービスで補完することが要介護者にとっても最良な状況と考えられる。

（８）備考

- ・村では、別途、「家族介護支援金」（要介護３以上）制度も実施しており、現在の受給者は１３人である。

支給額は以下の通りである。

要介護３相当の者を介護する家族＝５千円

課税世帯で要介護４、５相当の者を介護する家族＝１万円

非課税世帯で要介護４、５相当の者を介護する家族＝２万円

- ・要介護５になると在宅介護をあきらめ施設入所を希望する。中重度になり短期入所生活介護をいったん利用し始めると、その利用頻度が高まり、入所に至る場合が多い。

事例 4. 気仙沼市

都道府県名	宮城県
市区町村名	気仙沼市（けせんぬまし）
相当サービス種別	訪問看護
実施サービスの具体的な内容	離島内住民に対する訪問看護サービス事業の参入支援のため、訪問看護を提供。
緩和した基準	訪問看護：看護職員の配置を常勤換算 1.5 人以上に縮小。

（１）概要

①サービスの対象地域

気仙沼市大島地域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

看護職員：3 人（常勤換算 1.5 人）

③利用対象者

要支援・要介護認定者

要支援 1～2： 1 人

要介護 1～5： 1～2 人

④実施事業者（所）の名称・法人形態

おおしまハーティケアセンター

医療法人

⑤実施事業者（所）の特徴

法人所在地：札幌市

本市内で実施している介護保険事業：居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

⑥サービスの実施開始年

平成 14 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

- ・介護保険

- ・相当サービスの報酬設定は、指定サービスと同額で設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 25 年度実績

- ・105 件

- ・342 回

- ・309,999 単位（3,099,990 円）

1 月あたり 10 人程度の利用

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

医療法人の離島内住民に対するサービス提供事業の参入を支援するため、相当サービスを開始。

その他の詳細は不明（東日本大震災により、書類等滅失のため）。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

介護保険事業者として、他事業者と同様の取組。

(4) 「離島等相当サービス」を実施した効果

離島地域のため、介護サービス不足の解消に役立っている。

(5) 実施している相当サービスの課題

特になし。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

(7) 離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

平成 30 年度に架橋工事が竣工することから、その翌年度、法的には対象地域（離島振興対策実施地域）でなくなる。

(8) 備考

離島住民に対し離島内に事業所を設置し居宅サービスを提供。

事例 5. 酒田市

都道府県名	山形県
市区町村名	酒田市（さかたし）
部署	介護保険課
相当サービス種別	通所介護 短期入所生活介護
実施サービスの具体的な内容	市所管の施設の一部を利用して、上記サービスを実施。 サービス提供実施については、離島内で事業を行う法人（和楽）に委託して行っている。
緩和した基準	通所介護：看護職員、機能訓練指導員の配置は任意としている。 短期入所：医師、機能訓練指導員、栄養士の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

飛島

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

平成 27 年 12 月 31 日時点で経営者夫婦のほか 1 名のスタッフを雇用し、3 人の常勤者（専任職員）を確保している。他、介護事業以外の事業運営の際、臨時スタッフを別途雇用している。

- ・ 2 級ヘルパー資格：3 人
- ・ 介護福祉士資格、介護支援専門員資格：1 人

③利用対象者

離島に居住する要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

和楽（合同会社）

⑤実施事業者（所）の特徴

訪問介護事業所として県の認可を受け、離島内に拠点を置き事業を行っている。また、二次予防事業についても本市からの委託を受けている。

⑥サービスの実施開始年

平成 15 年 4 月

（平成 11 年より市単独事業で実施していた）

⑦事業の財源（設置・運営）

介護報酬（相当サービスの報酬額は、指定基準の報酬額と同額を設定している。）

また、事業者の事業上必要な消耗品を市で一部負担（年額 10 万円程度）している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

短期入所等事業実績（平成 26 年度）は以下の通り。

実利用人数 13 人、実利用日数 358 日、延利用日数 1,276 日

なお平成 27 年度は頻回の利用者が施設入所、死亡等のため大きく実績が下がる見込み。報酬単価の改定も大きな影響を受けている。過年度の実績資料は以下参照のこと。

■飛島短期入所等運営事業実績推移

	実績日数	利用者実人数
H11年度	0	0
H12年度	2	1
H13年度	83	8
H14年度	117	10
H15年度	170	10
H16年度	74	4
H17年度	67	5
H18年度	60	5
H19年度	122	4
H20年度	75	3
H21年度	182	17
H22年度	288	14
H23年度	311	16
H24年度	324	14
H25年度	312	13
H26年度	358	13

※ H27年度12月時点 短期入所等運営事業利用状況

■利用実人数 9名	■12月時稼働実日数 22日
<介護度別>	
要支援1 1名	<サービス別>
要介護1 4名	通所利用 8名
要介護2 2名	通所稼働日数 8日
要介護3 1名	短期入所利用 4名
要介護4 1名	短期入所稼働日数 20日
	(重複利用あり)

■島内事業所「和楽」への委託以降（H21以降）の短期入所等事業実績

	利用者 実人数	利用者 延人数 ※3	利用 (稼働) 実日数 ※2	うち（稼働該当あり）		DS延べ 利用人数	SS延べ 利用人数
				DS ※1 稼働日数	SS ※1 稼働日数		
H21年度	17	99	182	72	147	289	183
H22年度	14	120	288	180	246	468	378
H23年度	16	122	311	199	271	444	410
H24年度	14	124	324	166	235	419	422
H25年度	13	119	312	161	232	477	388
H26年度	13	118	358	134	351	468	808

※1 DSはデイサービス、SSはショートステイ

※2 利用（稼働）実日数とは、事業所利用者が0名以外の日数の合計

※3 利用者延人数とは、月の利用者数の年合計カウント、DS・SSの延利用人数とは一人一日利用の合計カウント

■島内事業所「和楽」訪問介護事業実績

	利用者 実人数	利用者 延人数
H21年度	0	0
H22年度	0	0
H23年度	3	8
H24年度	4	20
H25年度	6	36
H26年度	5	42

■島内事業所「和楽」へ委託している二次予防事業実績

	利用者 実人数	利用者 延人数
H24年度	19	94
H25年度	15	96
H26年度	16	94

※ 二次予防対象高齢者に対して予防プログラムを提供

※ 島内では平成24年度より新規事業開始

※ 2時間、週1回、計12回のプログラム

■島内介護認定者の状況（過去3カ年）

	島内介護 認定者数	サービス利用状況の内訳（各年度末の利用状況）				特養入所
		島内での サービス 利用者	市内での サービス 利用者	老人保健 施設 入所	グループ ホーム 入所	入院等 サービス 未利用
H23年度	32	8	7	5	1	10
H24年度	31	10	11	3	2	4
H25年度	30	11	11	2	1	5
H26年度	28	9	11	2	1	5

※ 特養（特別養護老人ホーム）入所者は、飛島から特養の住所へ住所異動を行う為島内認定者数から除算

※ 特養入所は各年度末までに飛島の人が特別養護老人ホームに入所した人数

資料：酒田市提供資料、なお、表中の赤字は、平成 26 年度の実績値である。

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

平成 11 年度（1999）	島民からの要望もあり、市単独事業として「短期入所等運営事業」を実施することとなった。場所は島内の市既存施設である「とびしま総合センター」を一部改修して確保し、「短期入所等運営事業」の実施は市内事業所に委託して開始した。
平成 13 年度（2001）	飛島在住者の在宅介護保険サービスを利用する際の負担軽減を図るため、居宅介護サービス事業所の担当スタッフの島内への渡航費用を助成する制度を創設した。
平成 15 年度（2003）	山形県と協議し、介護保険の「離島等相当サービス」の適用を受け、介護保険給付の対象となった。 市からの委託料は、介護給付分を控除して支給することになり、市の財政負担軽減が図られた。
平成 16 年度（2004）	島内の訪問介護事業の展開を目指し、島民のヘルパー養成研修を事業展開。3 級資格取得者を養成し組織化を図る。その後一次介護予防などで一定の活動を展開も高齢化が進展の一途にある。
平成 21 年度（2009）	島内に訪問介護事業所「合同会社和楽」が開設され、「短期入所等運営事業」が委託された。 以降、事業利用の利便性が高まり利用が伸長した。
平成 23 年度（2011）	和楽の事業収入伸長を理由に、委託料の予算要求が却下される。 和楽と協議した結果、事業継続の決定を頂く。
平成 24 年度（2012）	二次予防対象者向けの予防事業を開始した。 事業の実施は「合同会社和楽」に委託した。

- ・介護保険が施行される前の平成 11 年度の段階では、介護保険法による実施を検討した。しかし、当時、全国に先行事例が乏しく、また利用ニーズや人員確保の見通しを立てることが困難なことから、市としては介護保険法による実施を困難と判断するに至り、市単独事業として「短期入所生活介護事業」を平成 11 年度からスタートした。実施は市内事業所に委託して開始した。
- ・平成 13 年度からは利用実績が伸び始め、委託額の財政負担が顕著となったため（同年の委託額＝580 万）、離島事例について研究を始めた。
- ・山形県と協議の上、平成 15 年度に、医師、機能訓練指導員、栄養士の配置を不要として「離島相当サービス」の適用を受けることとなった。
- ・その後、平成 21 年度に、経営者夫妻（妻が「介護福祉士」資格取得者）が島に移住し、訪問介護所事業所「和楽」を開設し、市の「離島等相当サービス」の短期入所生活介護、通所介護を市の事業委託を得て開始した。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

- ・平成 21 年度、22 年度の 2 年間は市からの立ち上げ支援（業務委託費及び市施設の無償使用許可）があった。
- ・平成 23 年度、事業所の介護保険事業収入の伸長を理由に、委託料の予算要求が却下される。和楽と協議した結果、事業継続の決定を頂く。
- ・現在は、施設使用料、水光熱費、消耗品費に関して全額、市費で対応している。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

- ・島内に事業者が移住して事業を開始したことにより、利用に関する制限（事業者が島内に渡航して事業を実施していた時期は、利用申込に関して細かな条件があり、気軽に利用できる状況にはなかった。）が解消され、島民の利用は伸長した。
- ・事業者の移住と事業所開設によって、市内と同等に近い介護サービスの利用基盤が島内に整備された。このように、島内事業所の開設が最大の本事業進捗の成功要因である。

（５）実施している相当サービスの課題

- ・現在は、介護給付により事業者が一定の水準の収入を得ているため、委託料は発生していないが、今後島民の減少により、一定の水準の収入が保たれなくなった際に、事業所が継続して離島においての事業を行っていかれるかどうかが課題である。島内事業所がなくなれば、現在と同等のサービス水準を維持することは不可能となる。
- ・一方で、利用者の介護度、利用頻度も高くなってきており、市の施設の一部を利用した提供体制の拡張もできず、限界に近い状況である。
- ・事業者の視点からは、利用伸長に伴い、安定的かつ継続性を確保した実施人員体制を構築するためには、経営者夫婦（２人）とは別に従業員１人を安定的に雇用することが必須との認識を有している。しかし、現在の介護報酬のみの総収入ではその雇用に要する利益を得られていないと認識している。事業者としては市に対して委託の復活を要望している。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

市行政としては、現状実施している支援を継続していく。また、離島等の特定地域に認められている特別地域加算について、当該事業のような通所介護、短期入所生活介護については該当していないことから制度改正について強く要望を行いたい。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

- ・現在、市は市内の各日常生活圏域単位の小規模多機能型居宅介護事業所の整備を予定しているが、独立した生活圏である飛島にはその整備の計画は現状のところはない。
- ・したがって、在宅生活限界点に到達した高齢者の場合、飛島を離れ、市内の施設に入所することとなる。市内には、飛島で育ち市内に移住した高齢者の子どもたちの世帯が多く居住している。
- ・和楽の経営者は、事業開始当初は、島内に居住施設を整備する意向をもっていたが、施設整備については財政支援がない限り事業化は難しいと認識している。
- ・人材の確保・育成については、平成 16 年度にヘルパー養成事業の修了者が組織化され、一定の活動を行ってきた経緯はあるが、島民の高齢化が進展の一途にある。
- ・市行政としては、介護保険の事業を担う人材の確保・育成は、福祉施策のみでは難しく、離島振興施策との連携が必要となっていると認識している。
- ・市行政としては、離島在住者の意見、島内事業所の意向を把握しながら、今後の島内の状況を勘案し、給付体制維持のあり方について適切な対応を行っていく予定である。
- ・事業者としては、島内の施設整備も視野に入れつつ、現状ではその事業化は困難な情勢であることから、飛島を拠点とする本土へのサテライト事業所を展開し、スタッフ、事業運営資金の確保を構想しているとのこと。

(8) 備考

- ・ 離島に渡島した事業者は3事業（相当サービス事業：「短期入所生活介護」及び「通所介護」、県指定事業：「訪問介護」、二次予防事業）実施に取り組むほか、介護保険事業以外の取組としては、①軽度生活支援助事業（一次予防事業）の登録、②ボランティア移送サービス、③高齢者が参加する「飛島再生工場」等がある。
- ・ 要介護認定を受けた高齢者が参加するホッケの食品海産物の加工所「飛島再生工場」を立ち上げ経営している。家庭で培った料理の腕前、島の高齢者の持つ潜在能力を活かしながら加工作業の担い手として参加しており、社会参加と自立支援の機会を創出している。

事例 6. 昭和村

都道府県名	福島県
市区町村名	昭和村（しょうわむら）
部署	保健福祉課
相当サービス種別	訪問介護（予防を含む） 通所介護（予防を含む）
実施サービスの具体的な内容	社会福祉協議会を事業主体とする訪問介護、通所介護（別途、保健センターの指定管理、移送サービス、配食サービスを委託）
緩和した基準	・通所介護： 機能訓練指導員の配置は任意としている。平成 24 年までは指定サービスとして提供していたため、設備面では指定基準は満たしている。（有資格者の確保が困難となったため、配置基準を緩和し、相当サービスを開始） ・訪問介護： サービス提供責任者の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

昭和村全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

事業者：昭和村社会福祉協議会がサービスを提供

【事業所全体】

従業員は 15 人程度

【通所介護】

看護職員 : 1 人

生活相談員 : 1 人

機能訓練指導員 : なし

【訪問介護】

サービス提供責任者は不在、訪問介護員等は基準上の必要数確保

③利用対象者

昭和村民

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

昭和村で唯一の事業者である。最も近接した他の事業者は、村から時間距離で 30 分以上離れた他市町村内に立地している。

⑥サービスの実施開始年

平成 25 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

介護保険報酬と村委託事業（年額 1,000 万円程度）

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近１年間）

平成 25 年度

通所介護 延べ人数 5,296 人

訪問介護 延べ人数 1,856 人

【実利用者数／日】

通所介護 15～16 人程度

訪問介護 3.5 人程度（１日１回の訪問）

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

山村振興法により規定された振興山村

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

介護に従事する看護師や介護福祉士などの資格を持つ者が減少（募集しても応募がない状態）し、本村唯一の事業者である昭和村社会福祉協議会が、指定居宅（介護予防）サービス基準に定めた人員配置基準を満たすことが困難な状況となったため。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

行政及び診療所、サービス提供者の昭和村社会福祉協議会是一个の保健センター内に配置されており、個別ケースについて、随時、情報共有・ケース検討を行うことを通して、連携が図られている。

昭和村社会福祉協議会には、指定管理料を含めて、指定居宅（介護予防）サービス以外の移送サービスや配食サービス等、村単独事業として委託している。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

村内に他の介護施設がないため、比較ができないが、村としては、介護サービス量の確保や家族介護者の負担軽減には一定の効果をあげていると考えている。

（５）実施している相当サービスの課題

介護に従事する看護師や介護福祉士などの資格を持つ者が高齢化していること。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

本村唯一の社会福祉法人が運営する施設サービスとの介護保険事業の一元化を図り、事業継続の支援やサービスの質の向上を図りたい。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

（８）備考

社会福祉協議会を事業主体とする訪問介護、通所介護（別途、保健センターの指定管理、移送サービス、配食サービスを委託）。

事例 7. 鮫川村

都道府県名	福島県
市区町村名	鮫川村（さめがわむら）
部署	住民福祉課
相当サービス種別	短期入所生活介護
実施サービスの具体的な内容	通所介護事業所に居住部門を併設した鮫川村介護支援事業「ひだまり荘」にて実施。
緩和した基準	生活相談員、機能訓練指導員、栄養士の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

鮫川村の区域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者 : 1 人（兼務）

事務職員 : 1 人（兼務）

医師 : 1 人（嘱託医師兼務）

介護職員または看護職員のいずれか : 1 人（常勤。通所介護との兼務）

介護職員 : 5 人（非常勤）

③利用対象者

要介護、要支援認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 鮫川村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

相当サービスの「短期入所生活介護」の他に、指定訪問介護、指定通所介護、指定居宅介護支援事業所を実施。

⑥サービスの実施開始年

平成 13 年 1 月

⑦事業の財源（設置・運営）

財源は通常の介護給付費

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 26 年度実績

介護 272 件 2,391 日 給付費 18,594,526 円

支援 15 件 61 日 給付費 333,810 円

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

振興山村

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

在宅者の多くが、通所介護を利用しており、同施設内に整備された短期入所は利便性が高いことから、介護サービスに位置づけた。

通所介護事業所に居住部門を併設した高齢者生活福祉センター「ひだまり荘」として平成 8 年度、

2床の短期入所専用床を整備して開所（平成12年12月までは高齢者福祉施策で実施）。

平成15年6月1日に3床、平成20年4月1日に5床、平成23年3月1日に7床、平成27年3月1日には9床と増床してきた。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特に行っていない。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

村内の施設で職員とも慣れ親しみが有り、利用者も家族も安心して利用している。近くにあるため急な場合も利用しやすい。年々利用が伸びている。

（５）実施している相当サービスの課題

常勤職員等での雇用であり、専門職の専従確保は経営上困難。また、夜間の職員配置は、非常勤介護職員の夜勤体制である。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

今後検討する。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

小規模町村では、民間事業者の新規参入は見込めないため、最低限の介護サービスを確保するため、相当サービスは必要である。

（８）意見

介護サービスの地域格差に課題を感じている。利用できるサービスがないため保険料は低くなるが在宅介護の充実を望んでいる。

（９）備考

鮫川村「ひだまり荘」（鮫川村高齢者総合福祉センター）内に、鮫川村介護支援事業所「ひだまり荘」（居宅介護支援）、鮫川村介護事業所「ひだまり荘」（訪問介護、通所介護：予防も含む）、居住部門（短期入所生活介護（相当サービス）の専用床を含む）が配置されている。

事例 8. 利島村

都道府県名	東京都
市区町村名	利島村（としまむら）
部署	住民課
相当サービス種別	通所介護 訪問介護 居宅介護支援
実施サービスの具体的な内容	介護支援専門員が村内にいないため、ケアプランを自己作成でしかできない、相談等窓口もないため、相当サービスとしての事業は休止中である。
緩和した基準	通所介護：看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置は任意としている。（島内で有資格者の確保が困難であるため）

（１）概要

①サービスの対象地域

利島村内

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

ヘルパー

介護福祉士

事務職員

（通所介護には介護職員のための配置）

③利用対象者

介護認定を受けた方

④実施事業者（所）の名称・法人形態

利島村

⑤実施事業者（所）の特徴

- ・自治体が保険者であり、事業所でもある。
- ・サービスについては社会福祉法人利島村社会福祉協議会（以下、社協）へ委託している。また、社協を利島村高齢者在宅サービスセンター（施設）の指定管理者としている。

⑥サービスの実施開始年

平成 12 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

- ・村（介護サービス事業会計）から社協への委託。
- ・相当サービスの報酬設定は、指定サービスと同額に設定している。ただし、要介護認定者以外には、村独自事業として通所介護サービス等を 1 日 500 円で提供している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

介護保険（相当）サービス利用者はなし。現在の通所者は村独自事業にて対応している。

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・平成 12 年に介護サービス基盤を整備するにあたって、村は指定サービスでは、職員確保が厳しいことから職員等の人員要件を緩和し、財政面で民間事業所が参入できないため村が直接事業所となって委託する形で開始した。実際のサービス提供は、社会福祉法人（社協）を開設し、委託を行っている。
- ・当初、住民を対象としたヘルパー 3 級養成研修を実施し、20 人くらい受講があった。しかし、社協で働いてくれるヘルパーとして登録した人はいなかった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

委託しているサービス提供については必要な財源負担を行っている。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

- ・介護支援専門員が村内にいないため、ケアプランを自己作成でしかできない、相談等窓口もないため、相当サービスとしての事業は休止中であり効果については検証できない。
- ・指定サービス事業所と比べると、専門職もいないため事業所内研修等も行えないのでサービスの質は低い。また、人員不足のため外部研修等にも参加できない状況にある。

（５）実施している相当サービスの課題

- ・人手不足

介護支援専門員、介護福祉士といった有資格者の募集を行っても応募がない。村の保健師も他業務が忙しく高齢者まで手が回らない状況にある。事務担当者も 1 名体制で業務が多岐にわたるため、制度改正をはじめ、様々な課題について対応できていないのが現状である。

- ・保険料の増加

相当サービスとして、サービスを提供行くと給付費が増加し、1 号被保険者保険料に転嫁されるため被保険者数が 80 人しかいないので介護保険料の高騰を招く恐れがある。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

- ・相当サービス利用休止中のため再開するにあたりさまざまな検討を行っている。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

- ・相当サービス利用休止中のため、再開するにあたりサービス報酬を大幅に下げること検討していく。また、他町村との広域化等についても検討していく。

（８）意見

- ・極小規模保険者のため、被保険者数が少なく、現行の介護保険制度下でのサービス提供を継続すると介護保険料の大幅な増加が必要となるため、介護保険の他町村との広域化等を検討していくことが必要である。

また、高齢者が健康で自立した生活ができるような予防事業を展開していく必要がある。

事例 9. 小笠原村

都道府県名	東京都
市区町村名	小笠原村（おがさわらむら）
部署	村民課
相当サービス種別	短期入所生活介護
実施サービスの具体的な内容	ショートステイ（相当サービス） 指定通所介護事業所の設備を活用して、ショートステイを提供している。主に家族介護者が上京（往復で11泊12日）する際に利用されている。利用対象者は4～5人のため、予約が競合することはほとんどない。夜間の職員配置は、夜勤職員1人に加えて、宿直者を1人（施設職員または村職員）確保している。
緩和した基準	・ 医師、機能訓練指導員の配置は任意としている。 ・ 設備面では、指定通所介護の設備基準を満たした上で、ショートステイ用に居室（12～16㎡）を2部屋確保している。

（1）概要

①サービスの対象地域

小笠原村管内

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

（通所・訪問も含めた社会福祉法人としての配置）

生活相談員：1人

看護職員：2人

介護職員：5人

栄養士：1人

調理師：4人

③利用対象者

要支援、要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

○事業者名称：社会福祉法人明老会（小笠原村が出捐し設立）

・ 法人本部場所：東京都小笠原村父島字奥村地域福祉センター

・ 事業者法人の実施事業

デイサービス（デイサービス・いきがいデイサービス）、ホームヘルプサービス（ホームヘルプサービス・高齢者生活支援サービス）、介護予防事業（診療所送迎・紙おむつ等支給・理髪・体操教室）

○事業所の名称：

父島：小笠原村高齢者在宅サービスセンター

母島：小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター

⑤実施事業者（所）の特徴

小笠原村が出捐して、社会福祉法人明老会を設立した。

⑥サービスの実施開始年

平成12年4月

⑦事業の財源（設置・運営）

当村が、事業運営費を委託料として支出。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近１年間）

28 件（平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月）、延 189 日間

（父島 28 件、母島 0 件）

【実利用者数】

居室数の制限から最大で 1 日 2 人まで

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

小笠原諸島

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

当村は遠隔地の離島であり、人口規模が少なく高齢化率も低い状況にあった。そのため民間事業所が運営できる状況になく、村が出捐して社会福祉法人を設立し、村の施設内で事業を行うこととなった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

- ・法人設立の際の出捐
- ・施設の提供、人件費補助等

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

家族（介護者）の冠婚葬祭、出張などに利用され、身体的・精神的負担の軽減等の効果がみられる。

（５）実施している相当サービスの課題

特になし。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

離島においては提供可能なサービスに限界がある。人口規模の少ない自治体にとって今後の高齢化社会に向けて介護保険を単独で運営可能か不安を感じる。

（８）意見

当村は他の自治体と比べ特殊な状況にある。東京から船で 26 時間かかるうえに、週 1 回しか行き来できない。そのような状況の中「介護保険の運営」については、人材の確保やサービスの提供などに不安を感じる。

（９）備考

自治体出損の社会福祉法人が運営するショートステイ。

（１０）補足

八丈島に小笠原村の人が利用できる特養（5 床）を確保している。

事例 10. 野迫川村

都道府県名	奈良県
市区町村名	野迫川村（のせがわむら）
部署	住民課
相当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	掃除・調理等生活援助。
緩和した基準	サービス提供責任者の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

村内全域

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護職員：３人（常勤１人、非常勤１人、他市町村からの派遣１人）

管理者：１人

③利用対象者

村内在宅の要支援・要介護認定者

要支援１：２人、要支援２：２人

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 野迫川村社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

吉野郡野迫川村北股地内

その他の事業 福祉有償運送

⑥サービスの実施開始年

平成 20 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

社会福祉協議会に業務委託（委託料は、訪問介護分が年 276,000 円、訪問介護予防分が 325,000 円）を支払う。

介護報酬。

介護報酬は 10%減額している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 25 年 11 月～平成 26 年 11 月 延べ数 464 件

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

山村振興法における振興山村地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

要支援・要介護状態になっても村内での生活を続けることができるように、野迫川村社協に業務委託をして、訪問介護を実施するに至った。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

村直営の社会福祉協議会であるため、情報の共有は比較的スムーズにできている。訪問時に起こったことなどはヘルパーが社協局長へと報告しており、その報告内容の中でも役場へ伝える必要がある事項については、局長より担当課長へと報告されている（サービスの受け手だけでなく、近隣の方が認定を受けたいと言っている等も含む）。また、役場に訪問介護を使いたい等の相談があった場合も、すぐに社協へと報告をし、相談主に話を持ちかけるようになっている。

今現在、困難事例等もないため大きく会議を開いたりしていることはないが、何かあったときにはお互いに電話や口頭で伝えあうような関係は築けている。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

比較的軽度の状態であれば、訪問介護を使うことで在宅生活ができている。

（５）実施している相当サービスの課題

特になし。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

現時点で予定なし。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

（８）備考

野迫川社会福祉協議会を事業主体とし、掃除や調理等生活援助の訪問介護を実施。

事例 11. 萩市

都道府県名	山口県
市区町村名	萩市（はぎし）
部署	介護保険課
相当サービス種別	通所介護
実施サービスの具体的な内容	①通所介護事業 【大島地区】営業日数：週 1 回 【相島地区】営業日数：週 2 回 ②一次予防事業
緩和した基準	人員に係る基準を緩和。 人員面では、生活相談員、機能訓練指導員の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

萩市大島地区及び相島地区

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

※一次予防事業も兼務

【大島地区】

介護職員：5 人

看護職員：1 人

【相島地区】

介護職員：5 人

③利用対象者

要介護及び要支援の認定を受けている者

一次予防事業対象者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

あぶらんど萩農業協同組合

形態：協同組合

⑤実施事業者（所）の特徴

本所所在地 山口県萩市大字江向 431 番地 2

【福祉・介護関連の担当部署】 あぶらんど萩農業協同組合福祉介護センター

所在地 山口県萩市大字山田 4243 番地 1

※居宅介護支援・訪問介護・通所介護の事業を実施

⑥サービスの実施開始年

平成 12 年 4 月（保険給付は平成 12 年 7 月から実施）

⑦事業の財源（設置・運営）

介護保険部分については介護報酬のみ。

介護報酬の 70/100 に相当する額として実施。

一次予防事業については、委託料（1 回につき、3,000 円）。

⑧提供実績（直近１年間）

介護保険 ※平成 26 年度実績

【要支援】

大島地区 0 回、相島地区 0 回 要支援の利用実績なし

【要介護】

大島地区 235 回、相島地区 301 回

【介護予防事業】

大島地区 192 回、相島地区 203 回

【実利用者数】

大島地区 23 人（要介護：13 人 介護予防事業：10 人）

相島地区 15 人（要介護：4 人 介護予防事業：11 人）

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

大島地区、相島地区ともに担い手となる人材や資源に乏しく、指定居宅サービス等の確保が困難であった。両地区ともに農業、漁業が産業の中心であり、農協や漁協の組合員がほとんどである。過疎化、高齢化に伴い、高齢者の介護が困難となる中、農協組合員に対し、農作業への従事を目的にサービスを展開したいとの農協の意向と限られた人材や資源の中でサービスを確保したい市の意向が調和し、市が市の施設において開設し、その業務を農協に委託し実施することとなった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

実施場所の提供（市の施設を使用）

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

本土のサービスを利用することが困難な方に対しても、（十分とは言えないが）サービスを提供することができている。

（５）実施している相当サービスの課題

過疎化、高齢化により担い手の確保が困難。

利用者、利用回数に限りがあるため、十分なサービス提供が困難（採算面、設備面）。

道路が狭いため、自動車が入れない場所が多く、送迎が困難。また、坂道が多いため、送迎に係る負担が大きい。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

事業者は、指定事業者として安定経営を望まれているため、安定してサービスが提供できるよう支援したい。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

高齢化によりサービスの必要性は以前より高くなっているが、安定的な経営、サービスの確保という部分では疑問がある。設備面においても入浴設備がなくサービスを提供できなかったり、重度の方へのサービスの提供が困難な状況であり、今後の施設整備において検討したい。

(8) 意見

過疎化、高齢化により担い手の確保が困難であり、指定基準を満たすことや安定的な経営が困難であるため、実施した経緯がある。保険料の負担はどこに住んでいても平等であり、全ての人が等しくサービスを受けられる制度の実現が望まれる。

(9) 備考

萩市が所有する施設を会場にし、農協を事業主体として通所介護を実施。

事例 12. 岩国市

都道府県名	山口県
市区町村名	岩国市（いわくにし）
部署	介護保険課
相当サービス種別	訪問介護
実施サービスの具体的な内容	生活援助で、清掃、買物を実施。 身体介護で、入浴を実施。
緩和した基準	人員基準を緩和。 ・サービス提供責任者や管理者の配置を任意としている。 ・「訪問介護員等常勤換算方法で、2.5 人以上の基準」を緩和。なお、訪問介護員は登録型。（利用者も少なく、訪問介護員が登録型ヘルパーであることから、訪問日時等は柔軟に決め対応している。）

（１）概要

①サービスの対象地域

岩国市柱島地区（柱島、端島、黒島の３島）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護職員（登録ヘルパー）：４人（柱島）

③利用対象者

柱島地区の要支援・要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

柱島地区社会福祉協議会 法人格なし

⑤実施事業者（所）の特徴

本部設置場所：岩国市柱島 132-7

介護保険事業その他関連事業：なし

⑥サービスの実施開始年

平成 14 年 1 月

⑦事業の財源（設置・運営）

介護報酬

報酬設定は、現行の指定訪問介護と同額に設定。

⑧提供実績（直近 1 年間）

（平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月利用分）

- ・柱島： 生活援助 5 人（延べ 45 人月）
- ・端島： 生活援助 1 人（延べ 12 人月）
- ・黒島： 生活援助 1 人（延べ 10 人月）

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・柱島地区は離島であることから、島内の住民が本土の利用者と同じような介護サービスを利用することは困難な状況であった。生活援助については島民同士の助け合いで対応していたが、身体

介護についてはお互い顔見知りであること等から困難であり、同じように介護保険料を納めるのだから、本土と同じようなサービス提供体制を整えるよう訪問介護事業所の設置の要望があった。

- ・柱島地区での事業所の開設は、需要が少ないことから困難であったため、島内で訪問介護サービスを受けられる体制づくりに取り組み、また、ボランティアではなく、介護報酬で事業実施ができるよう検討した結果、柱島地区社会福祉協議会を事業者として、離島等相当サービスを実施することとなった。
- ・柱島地区社会福祉協議会が島の住民を対象にしたヘルパー講習会を開催し、受講修了者に柱島地区社会福祉協議会のヘルパーとして登録してもらい、現在、2級ヘルパーが柱島地区に限定して訪問介護サービスを提供している。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

柱島地区社協のヘルパーと包括支援センターの職員で、事例ごとに随時連絡をとり、支援体制の確認をする等連携を図っている。島内の高齢者に対しては、介護予防教室、健康相談、必要に応じて家庭訪問等を実施することにより、高齢者の生活支援を行っている。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

介護保険サービスの確保により、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるようになった。

（５）実施している相当サービスの課題

- ・島内に指定介護サービス事業所がないため、限定されたサービスとなっている。
- ・島内の訪問介護は、生活支援が中心となっているが、今後、身体介護中心の支援が必要となった場合、医療機関との連携が取りにくく、対応が困難となる可能性が高い。
- ・また、活動している登録ヘルパー４人のうち３人は６５歳以上で、高齢化が進んでいる。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

今後もサービス提供が必要なことが見込まれることから、引き続き介護サービスが提供できるようにするため支援のあり方について検討中。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

- ・柱島３島の人口減少と高齢化が進み、柱島地区の住民が住み慣れた島内で安心して生活を継続するためには、住民同士の協力に加え、介護保険サービスの継続的な確保が必要である。
- ・現在実施している「離島等相当サービス」に加え、島外の介護保険サービス事業所が訪問介護等で渡航する場合や、サービス利用者が通所介護等で渡航する場合の交通費の助成等について検討を行い、在宅サービスの確保を図っていきたい。
- ・また、引き続き、介護予防、健康づくりなどの普及啓発のための講座等を開催するなど、介護予防に努めたい。

（８）備考

柱島地区社協が、住民を対象とするヘルパー養成講座を実施し、柱島在住高齢者７人の訪問介護を実施。

事例 13. 阿南市

都道府県名	徳島県
市区町村名	阿南市（あなんし）
部署	介護・ながいき課
相当サービス種別	訪問介護 通所介護
実施サービスの具体的な内容	町会を実施事業所とする訪問介護及び通所介護の提供。
緩和した基準	平成 12 年の発足当時の「緩和した基準」 通所介護：機能訓練指導員の配置は任意としている。 訪問介護：サービス提供責任者（常勤者）の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

阿南市の離島である伊島

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護職員：6 人（事業立ち上げ時のまま）

- ・事業立ち上げ以降、介護職員は高齢化して対応が厳しくなり、介護以外の仕事に従事するなどしている。そのため、仮に今、訪問介護の利用申し込みがあったとしても、実際には提供困難と思われる。
- ・通所介護の事業立ち上げ時に、島内に看護師免許取得者はいた。生活相談員については、本土の社会福祉協議会より確保できたものと思われる。機能訓練指導員はいなかったものと思われる。

③利用対象者

0 人

④実施事業者（所）の名称・法人形態

伊島町会

⑤実施事業者（所）の特徴

地域の町会である。

⑥サービスの実施開始年

平成 12 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

特になし（利用者がいない）。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額の報酬に設定。

⑧提供実績（直近 1 年間）

0 人（直近の 7 年間、利用者が 0 人でサービス実施実績なし。）

【利用実績】

平成 12 年の制度創設時に通所・訪問の相当サービスの提供体制を整えたが、実際には利用がない状況が続いていた。訪問介護については、月に 1～2 人の実績があったようであるが、直近 7 年間で確認できる範囲では、サービス実施実績はない。通所介護については、発足以来、利用実績はない。

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

(2) 開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・介護保険制度開始時、伊島には介護事業所がなかったため、町会の会員がホームヘルパー研修を受け、訪問介護サービスの提供体制を確立した。
- ・通所介護については、市が通所介護サービスの提供可能な施設として「伊島町高齢者ふれあいセンター」を建設した。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

「伊島町高齢者ふれあいセンター」の維持管理費については、市が負担している。

(4) 「離島等相当サービス」を実施した効果

実績がない。

(5) 実施している相当サービスの課題

サービス提供する側もされる側も島内の人であるため、お互い親密すぎて利用をためらう場合がある。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

現在検討中。

(7) 離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

現在検討中。

(8) 備考

町会を実施事業所とする居宅サービス（訪問介護及び通所介護）の提供。（ただし、過去7年間実績はなし。）

事例 14. 高松市

都道府県名	香川県
市区町村名	高松市（たかまつし）
部署	健康福祉局長寿福祉部介護保険課
相当サービス種別	訪問介護、短期入所生活介護
実施サービスの具体的な内容	身体介護、生活援助（訪問介護） 入浴・排泄食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練 （短期入所生活介護）
緩和した基準	訪問介護：「常勤換算で訪問介護員等 2.5 人以上配置」の基準を緩和 短期入所生活介護：医師は緊急時協力体制で対応、栄養士の配置は任意としている。医務室の設置は任意とし、他の設備は指定通所介護のものを活用している。

（１）概要

①サービスの対象地域

男木町（男木島）、女木町（女木島）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

・訪問介護事業所

介護職員：5 人（ヘルパー 2 級。人員基準として資格まで求めている。）

併設事業所の通所介護事業所（通常指定）及び短期入所生活介護（相当サービス）の職員が兼務している。

・短期入所生活介護

生活相談員

看護職員

介護職員

機能訓練指導員

※生活相談員・看護職員・機能訓練指導員は、通所介護の従業員が兼務している。

③利用対象者

男木町、女木町在住の要支援・要介護被保険者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

事業者：特定非営利活動法人 ハイ・フォロー・ステーション

法人本部所在地：高松市男木町 1843 番地

実施事業：

事業種別	事業の指定種別	備考
訪問介護	離島等相当サービス	通所介護事業所に併設
短期入所生活介護	離島等相当サービス	通所介護事業所と一部人員及び施設を共用
通所介護	香川県指定サービス	事業者が島民の要望を受けて既存の宿泊施設を改造して事業開始

⑤実施事業者（所）の特徴

短期入所生活介護事業と通所介護事業の一部人員及び施設が共用されている。

⑥サービスの実施開始年

平成 19 年 2 月 1 日（訪問介護（相当サービス））

平成 18 年 1 月 10 日（短期入所生活介護（相当サービス））

⑦事業の財源（設置・運営）

設備は全て法人負担。

介護保険の特例介護サービス費部分について、市が負担している。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

【訪問介護】

平成 25 年度

利用者 4.3 人（月平均）

利用回数 406 回（年度合計）

【短期入所生活介護】

平成 25 年度

提供金額 20,716,910 円

月平均約 8 人

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・当事業者が島民の要望を受けて、古くなった宿泊施設を改装し、通所介護事業の指定を受け運営していた。
- ・離島でのさらなる介護サービスの充実を目的とし、当通所介護事業所が宿泊事業も始めた。
- ・介護保険の指定権者である香川県から、当市に対して「宿泊部分について、介護保険の相当サービスで対応できないか」と打診があった。
- ・事業者は、小規模多機能型居宅介護の指定を受けたい旨の意向があったが、高松市の高齢者保健福祉計画に整備の見込がなかったため、短期入所生活介護を相当サービスとして行うこととなった。
- ・事業の開始に当たっては、高松市と事業者との間で「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る契約書」を交わし、事業者が国保連から 9 割の介護報酬を受けることができるようにしたほか、必要に応じ届出事項変更届等の提出をすることを取り決めた。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

特に行っていない。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

【訪問介護】

離島住民には利用されており、離島等相当サービスが生活の向上に寄与している。

【短期入所生活介護】

離島における介護サービス量の確保と家族介護者の負担軽減に一定の効果をあげていると評価できるものの、現実的には、本土（男木町・女木町から 30 分～40 分程度）の指定短期入所サービスを利用することも可能である。相当サービスとしての短期入所生活介護を島内で提供する必要があるかは保険者としては疑問も感じている。

(5) 実施している相当サービスの課題

【訪問介護】

指定基準が大幅に緩和されているため、通常指定を受けている事業者と同様な利用者へのサービスの質が維持できるかが課題である。

【短期入所生活介護】

事業者からは特に意見は出ていない。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

【訪問介護】

特に予定はしていない。

【短期入所生活介護】

特になし。

現時点で、既存の介護保険サービスで対応できていると考えている。

(7) 離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

①訪問介護

離島や山間部等の過疎地の住民が安心して暮らすためには、介護サービスの提供は不可欠なものである。しかしながら、サービス提供側である事業者の経営面からは、利益の出にくい離島や山間部等の過疎地での事業展開は難しく、「離島等相当サービス」の制度により、事業者が事業をしやすい環境を整備することは今後も重要である。

高松市では現在1事業者であるが、今後、相当サービスを開始したいという相談等があれば、積極的に協力等を行いたい。

②短期入所生活介護

施設入所（短期を含む）については、市街地部分のサービスで解決できると考えている。問題は、島在住の方の訪問・通所系のサービス提供体制である。今後、島の独居世帯が増加した場合は、サービス提供事業者に対するの現行以外の補助等も検討する必要があると考える。

事例 15. 長崎市

都道府県名	長崎県
市区町村名	長崎市（ながさきし）
部署	福祉部介護保険課
相当サービス種別	通所介護
実施サービスの具体的な内容	①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（相談・援助等） ④機能訓練（日常動作訓練） ⑤健康状態の確認 ⑥送迎 ⑦介護サービス（排泄介護、見守り等のサービス） ⑧その他利用者に対する便宜の提供
緩和した基準	生活相談員、看護職員の配置を任意としている。かつては指定サービスとして実施していたが、有資格者の確保が困難になったことから、相当サービスを開始した。

（１）概要

①サービスの対象地域

長崎市高島町、長崎市池島町

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

【高島】

管理者 : 1 人
 看護職員 : 2 人
 機能訓練指導員 : 2 人（兼務）
 生活相談員 : 1 人（兼務）
 介護職員 : 7 人（兼務）

【池島】

管理者 : 1 人
 機能訓練指導員 : 2 人（兼務）
 介護職員 : 2 人

③利用対象者

要介護（支援）者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

高島：NPO 法人ふるさと

池島：社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

高島 本所：長崎市伊王島町 2 丁目 387 番地

他に実施している介護保険事業：小規模多機能居宅介護

池島 本所：長崎市上町 1 番 33 号

他に実施している介護保険事業：訪問介護

⑥サービスの実施開始年

高島：平成 25 年 4 月

池島：平成 17 年 1 月（市町村合併により旧町引き継ぎ）

⑦事業の財源（設置・運営）

高島は NPO 法人ふるさとが、池島は長崎市社会福祉協議会が設置運営。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 26 年度（サービス提供月平成 26 年 5 月～平成 27 年 4 月）実績

高島：延べ 192 人

池島：延べ 38 人

【実利用者数】

1 月に高島 15 人程度、池島 2～3 人程度（定員は高島 15 人、池島 10 人に設定）

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

高島：指定サービスや基準該当サービスの確保が困難になったため。

池島：市町村合併により旧町引き継ぎ。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

財政的支援は特に行っていない。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

家族介護者の負担軽減に寄与。

（５）実施している相当サービスの課題

生活相談員等、職員の人員確保が困難である。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

特になし。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

離島内に利用者が存在する限りは、今後も継続して事業を実施していく。

（８）備考

高島の相当サービス「通所介護」は、それまで事業運営していた長崎市社会福祉協議会の撤退により、平成 27 年 4 月から NPO 法人ふるさとが実施している。

事例 16. 西海市

都道府県名	長崎県
市区町村名	西海市（さいかいし）
部署	保健福祉部長寿介護課 長寿政策班
相当サービス種別	訪問介護 通所介護
実施サービスの具体的な内容	崎戸町江島、崎戸町平島、大瀬戸町松島の3つの離島における訪問介護及び通所介護
緩和した基準	・訪問介護：訪問介護員等2.5人の配置基準を緩和。（なお、サービス提供責任者の配置はある） ・通所介護：生活相談員・機能訓練指導員・看護職員の配置は任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

- ・西海市崎戸町江島
- ・西海市崎戸町平島
- ・西海市大瀬戸町松島

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

※職員の人数は実人数である。

【江島：通所介護】

管理者：1人（非常勤・訪問介護の管理者と兼務）
 介護職員：1人（常勤専従）
 1人（常勤兼務）
 2人（非常勤専従）
 1人（非常勤兼務）

【江島：訪問介護】

管理者：1人（非常勤・通所介護の管理者と兼務）
 サービス提供責任者：1人（常勤兼務）
 訪問介護員：1人（非常勤兼務）

【平島：通所介護】

管理者：1人（非常勤・訪問介護の管理者と兼務）
 介護職員：1人（常勤専従）
 1人（常勤兼務）
 3人（非常勤兼務）

【平島：訪問介護】

管理者：1人（非常勤。通所管理者と兼務）
 サービス提供責任者：1人（常勤専従）
 訪問介護員：1人（非常勤兼務）

【松島：通所介護】

管理者 : 1 人 (常勤専従)
生活相談員 : 1 人 (常勤兼務)
介護職員 : 1 人 (常勤専従)
2 人 (非常勤専従)

③利用対象者

江島、平島又は松島に住所を有する居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者

④実施事業者(所)の名称・法人形態

江島、平島 : 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

松島 : 社会福祉法人 うずしお福祉会

⑤実施事業者(所)の特徴

【社会福祉法人 西海市社会福祉協議会】

本部 : 西海市西海町黒口郷 1477-1

事業 : 居宅介護・訪問入浴・通所介護・訪問介護・福祉サービス(配食・生活支援など) などその他詳しい事業は西海市社会福祉協議会ホームページ参照

<http://www.shakyo-saikai.jp/>

【社会福祉法人 うずしお福祉会】

本部 : 西海市大瀬戸町松島内郷 298

事業 : 通所介護・保育所

⑥サービスの実施開始年

平成 12 年 4 月 松島通所

平成 17 年 4 月 江島・平島通所

平成 19 年 4 月 江島・平島訪問

⑦事業の財源(設置・運営)

介護報酬

相当サービスの報酬は指定サービスと同額に設定している。

⑧提供実績(直近 1 年間) ※平成 26 年度

【江島通所】 288 人/年

【平島通所】 1,667 人/年

【松島通所】 1,339 人/年

⑨相当サービスの実施地域について : 国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

(2) 開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

離島相当サービスについては、西彼杵広域連合(平成 19 年 3 月 31 日解散)が指定を行っており、その後西海市が保険者となり引き継いだ。

【江島・平島】

旧崎戸町社協の頃に、本所と離島の事業所について別々に指定を受けなければならないという指摘があり、離島の事業所について新たに指定を受けることとなった。しかし、人員配置の問題から通常の指定を受けることは難しく、また基準該当サービスとしても人員基準を満たすことができな

いため、離島相当サービスとして指定を行った。離島内で唯一の事業所として営業を存続させ、島民にサービスを提供するためには、指定基準を満たすことは難しい状況であっても、離島相当サービスとして指定を行わなければならない状況にある。

【松島】

平成 12 年度に介護保険事業がスタートした当初から、島内で唯一の介護保険事業所として離島相当サービスの指定を行っている。島内で人員基準を満たすことは難しいため、離島相当サービスの指定を行い、サービスを提供している。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

江島、平島及び松島の介護サービス基盤の整備等を図るため、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に対し、予算の定めるところにより、「西海市しまの介護支援事業補助金」を交付。

事業区分	基準額	交付の対象となる経費	補助率
地域における介護体制組織化の促進に要する事業	500,000 円	離島における住民の組織化等に対し、必要と認められる経費〔謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料〕	10 分の 10 以内
介護サービス事業所の開設等に要する事業	1,000,000 円	離島における介護サービス事業所の開設、施設・設備の改修等に対し、必要と認められる経費〔需用費、工事費、役務費、備品購入費〕	10 分の 10 以内
江島、平島及び松島島内の事業者が運営する介護保険事業等	人件費の 2 分の 1 以内(離島等相当適用)	江島、平島及び松島島内の事業者が行う介護保険事業等の運営に必要と認められる経費の収支不足額	10 分の 10 以内

資料：西海市「西海市しまの介護支援事業補助金交付要綱」

https://www3.e-reikin.net.jp/saikai/dlw_reiki/417902500024000000MH/417902500024000000MH/417902500024000000MH.html

(4) 「離島等相当サービス」を実施した効果

- ・在宅での生活が可能な要支援者・要介護者が、島を出ることなく慣れ親しんだ地域での生活を送ることができている。
- ・離島等相当サービスを行うことにより、雇用の確保が図られている。

(5) 実施している相当サービスの課題

- ・現在、江島、平島及び松島には、他に介護保険サービスを提供する事業所がなく、介護度が上がるなどの理由で自宅での生活が送れなくなった方は、島外の病院や施設等に入院、入所するしかない。また、島外の子どものところへ転出するケースも多く、松島においては本土間との定期船（市営船・フェリー）を利用し、島外の事業所を利用する方も少なくないため、利用者が減少し経営を圧迫している。
- ・第 5 期介護保険事業計画及び第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度募集分）において、離島圏域での小規模多機能型居宅介護事業所の開設事業者の公募を行ったが、応募事業者はいなかった。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

- ・通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスが、ニーズに応じて適切に提供されるよう、必要な従事者の確保、施設整備、サービスの内容の充実を図るとともに、介護サー

ビスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、介護サービスの利用及び提供の際にかかる渡航費の助成や離島地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減策を講じている。

- ・それぞれの地域の実情を踏まえた方針・事業を検討し、事業者と協力しつつ、介護サービスの確保を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していく。
- ・また、緊急時における患者の搬送体制の強化に努める。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

- ・本市は、全国水準よりも早く高齢化が進んでおり、特に離島地域においては、高齢化の進行が顕著なものとなっている。介護サービス基盤については、施設サービスを中心に医療系の介護サービス基盤は本土地区に比べ不足している。
- ・また、人口規模や地理的特性から市場原理が働きにくく、介護サービス提供事業者の参入が難しいため、要介護者・要支援者に対する介護サービス提供体制が整っていない状況にある。
- ・このような状況を改善し、住民が安心して離島に住み続けるために、医療従事者の確保、救急医療体制の確保、妊婦支援、健康づくりのための環境整備、介護サービスの充実など多様化するサービス需要に対応できる制度の運営に努め、保健・医療・福祉等の体制の維持強化を図る。
- ・現在対象事業者に対し、「西海市しまの介護支援事業補助金」を交付しているが、指定管理制度へ移行する予定である。

（８）備考

以下の通り、３つの離島（江島、平島及び松島）において、社会福祉法人西海市社会福祉協議会江島、平島において、訪問介護、通所介護を実施、また、社会福祉法人うずしお福祉会が、通所介護を実施している。

離島名	実施事業者名	実施している相当サービス
江島	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護
平島	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護
松島	社会福祉法人 うずしお福祉会	通所介護

事例 17. 五島市

都道府県名	長崎県
市区町村名	五島市（ごとうし）
部署	長寿介護課
相当サービス種別	通所介護
実施サービスの具体的な内容	通所介護相当サービス
緩和した基準	人員配置

（１）概要

①サービスの対象地域

久賀島内（久賀町、蕨町、田ノ浦町、猪之木町）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者兼生活相談員 1 名、介護職員 3 名

③利用対象者

- ・要支援要介護認定者
- ・総合事業対象者者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 五島市社会福祉協議会

⑤実施事業者（所）の特徴

法人所在地 長崎県五島市三尾野一丁目 7 番 1 号

居宅支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、短期入所生活介護事業、障がい福祉サービス事業、福祉有償運送事業など

⑥サービスの実施開始年

平成 27 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

施設は旧事業者である社会福祉法人から無償貸与を受け、実施事業者へ転貸しており、運営面においては、市からの財政的支援を実施している。また介護報酬の設定については、指定事業所と同等に設定している。

⑧提供実績（直近 1 年間）

平成 27 年実績（12 月まで）

- ・デイサービス 利用実人数：54 人、延べ利用回数：1,628 回

平成 26 年実績

- ・デイサービス 利用実人数：45 人、延べ利用回数：1,705 回

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

離島等相当サービスを開始した地区では、これまで通所サービスを提供してきた事業所の撤退が決

定したため、サービス提供体制の維持が困難な状況となった。同地区には、ここ数年一定の通所介護利用者もあり、今後も現行と同等の利用者が見込まれることから、引き続きサービス提供体制を維持する必要があったが、事業の不採算性などから新たな指定事業所の確保は困難であるため、人員基準を緩和した事業所の承認及び運営に対する支援を実施することで事業所の参入を可能とし、サービス提供体制を確保した。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

市はサービス提供事業者に対し、久賀島地区における介護サービス提供体制構築のための事業を委託している。事業内容は介護保険給付サービス、小離島高齢者通所事業、高齢者配食事業となっており、当該事業の運営に対し、財政面での支援を行っている。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

離島等相当サービスの実施により、これまでの利用者が引き続き通所介護サービスを利用でき、また、高齢者配食サービス事業も継続することができるなど、これまでと同等のサービス提供体制を継続することができた。

（５）実施している相当サービスの課題

他の小離島地区についても、同様に検討する必要がある。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

現在は関連事業含めて運営面の支援をしており、当面の間は事業所への支援を継続していく。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

本市は少子高齢化の進行により人口減少が著しく、特に小離島地区については、高齢化が進んでいる。この小離島地区における介護保険サービス提供体制の確保については、事業の不採算性などから、新たなサービス事業所の参入は見込めず、サービス提供体制の維持は困難な状況であり、今後も同様である。

事例 18. 十島村

都道府県名	鹿児島県
市区町村名	十島村（としまむら）
部署	住民課
相当サービス種別	小規模多機能型居宅介護
実施サービスの具体的な内容	種別と同じ
緩和した基準	「看護職員（看護師、准看護師）を 1 人以上配置」を任意とした。

（１）概要

①サービスの対象地域

十島村

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

管理者　： 1 名（常勤）

介護職員： 4 人（常勤。うち 1 人は実務者研修修了者） 管理者含む

介護職員： 4 人（非常勤）

③利用対象者

現在 3 人

④実施事業者（所）の名称・法人形態

株式会社　浪漫

⑤実施事業者（所）の特徴

法人本部：鹿児島県始良市内

⑥サービスの実施開始年

平成 24 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

平成 24 年度末

利用者人数　　3 人（年度内実人数　5 人）

施設管理指定管理料　15,863,400 円

宿泊助成（村単独）630,560 円

平成 25 年度末

利用者人数　　3 人（年度内実人数　5 人）

施設管理指定管理料　18,442,600 円

宿泊助成（村単独）　1,366,550 円

平成 26 年度末

利用者人数　　3 人（年度内実人数　3 人）

施設管理指定管理料　18,863,200 円

宿泊助成（村単独）　1,420,430 円

＋介護給付費

⑧提供実績（直近 1 年間）

⑦のとおり

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島振興対策実施地域

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

村民の願いである「住み慣れた島で、いつまでも暮らすことができる」ことの実現を目指して本村では平成 22 年度から小規模多機能型居宅介護事業の開始に向けて取り組み、平成 24 年度から宝島においてのみ同サービスを介護保険適用の相当サービスとして実施している。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

利用者の確保が厳しく、事業採算を取ることが難しいため、事業者に対して拠点施設の指定管理料として財源補填している。

また、利用者に対して、宿泊費助成事業（村単独）を実施している。介護事業所における宿泊費のうち、1 泊につき 1800 円を助成、介護事業所における食費のうち、朝食及び夕食について 1/2 を助成している。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

十島村においては、要介護状態になり 1 人での生活が難しくなると多くの方が本村を離れ村外の施設に入所している。現在、宝島だけとはいえ村内で「訪問・通い・宿泊」といったサービスを柔軟に支援する小規模多機能型居宅介護が提供できるということは、要介護認定者の村内での生活を延伸できるということは村にとっては大いに意義のあることである。

また、宝島以外の生活圏域からも自分たちの地域にもと声がでており、波及効果が大きく住民の期待は大きくなっている。

（５）実施している相当サービスの課題

利用者人数が少なく事業採算がとれるものではなく、事業所には拠点施設の指定管理料として財源補填せざるを得ない状況である。また、宝島以外の他の 6 ヶ島においては、介護事業所等はないが、総合事業の展開を検討し取組を始めている。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

一般財源の補填

職員研修の研修支援

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

住民の暮らしを支える上で、介護サービスが乏しい本村においては「住民主体」の支え合いの仕組みが必要であり、「元気高齢者」を増やしていく施策を展開していくことが必要だと考えている。

当初、口之島も小規模多機能型居宅介護の導入を検討していたが、県からの助言等もあり現在、総合事業としての展開を進めている。

（８）備考

マンパワーの確保が困難な状況では、一部外部からの投入を図り強化していかなければならないのも現状である。また、限られたスタッフの中で支援をしていくため、スタッフの資質向上をどのようにしていけばいいか苦慮している。

事例 19. 沖縄県介護保険広域連合

都道府県名	沖縄県
市区町村名	沖縄県介護保険広域連合（おきなわけん かいごほけん こういきれんごう）
部署	業務課 地域支援係
相当サービス種別	通所介護（介護・介護予防） 訪問介護（介護・介護予防） 短期入所生活介護（介護・介護予防） 福祉用具貸与（介護・介護予防）（平成 27 年 5 月 1 日廃止） 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護（介護・介護予防） * 昨年度調査での久米島町の離島等相当サービス（福祉用具貸与）は廃止し、沖縄県指定福祉用具貸与事業所の指定を受けた。
緩和した基準	人員基準、設備基準等を一部緩和し、指定介護サービスと同等のサービスを提供することを基本としている。 基準緩和の例（渡嘉敷村社会福祉協議会） ○人員基準 ・ 短期入所生活介護の機能訓練指導員は、当該事業所の他の職務に従事することができるが、別事業である通所介護事業所（看護職員、機能訓練指導員）、居宅介護支援事業所（管理者兼介護支援専門員）での職務の兼務を認めている。 ・ 訪問介護のサービス提供責任者について、通所介護及び短期入所生活介護の介護職員兼務を認めている。 ・ 短期入所生活介護において、栄養士の配置を任意としている。 ○設備基準 ・ 通所介護と短期入所生活介護において、食堂及び機能訓練室を共用している。

（１）概要

①サービスの対象地域

伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村
北大東村、久米島町（平成 27 年 5 月 1 日廃止）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

（例）渡嘉敷村社会福祉協議会

・ 居宅介護支援事業所

管理者兼介護支援専門員：1 人（通所介護の看護職員・機能訓練指導員、短期入所生活介護の看護職員・機能訓練指導員兼務）

・ 訪問介護事業所

管理者：1 人（通所介護及び短期入所生活介護の管理者兼務）

サービス提供責任者：1 人（通所介護及び短期入所生活介護の介護職員兼務）

訪問介護員：5 人（通所介護及び短期入所生活介護の生活相談員・介護職員兼務）

・ 通所介護事業所

管理者：1 人（訪問介護及び短期入所生活介護の管理者兼務）

生活相談員：3 人（訪問介護の訪問介護員、通所介護の看護職員・介護職員、短期入所生活介護の生活相談員・看護職員兼務）

看護職員 : 2 人 (居宅介護支援の管理者兼介護支援専門員、通所介護の生活相談員・機能訓練指導員、短期入所生活介護の生活相談員・看護職員・機能訓練指導員兼務)

機能訓練指導員 : 1 人 (居宅介護支援の管理者兼介護支援専門員、通所介護の看護職員、短期入所生活介護の看護職員・機能訓練指導員兼務)

介護職員 : 7 人 (訪問介護のサービス提供責任者・訪問介護員、通所介護の生活相談員、短期入所生活介護の生活相談員・看護職員兼務)

・短期入所生活介護

管理者 : 1 人 (訪問介護及び通所介護の管理者兼務)

生活相談員 : 3 人 (訪問介護の訪問介護員、通所介護の生活相談員・看護職員・介護職員、短期入所生活介護の看護職員兼務)

看護職員 : 2 人 (居宅介護支援の管理者兼介護支援専門員、通所介護の生活相談員・看護職員・機能訓練指導員、短期入所生活介護の生活相談員・機能訓練指導員兼務)

機能訓練指導員 : 1 人 (居宅介護支援の管理者兼介護支援専門員、通所介護の看護職員・機能訓練指導員、短期入所生活介護の看護職員兼務)

介護職員 : 7 人 (訪問介護のサービス提供責任者・訪問介護員、通所介護の生活相談員・介護職員兼務)

③利用対象者

当該市町村に在住の被保険者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

伊是名村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

渡嘉敷村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

沖縄偕生会 (社会福祉法人)

栗国村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

渡名喜村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

南大東村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

北大東村社会福祉協議会 (社会福祉法人)

沖縄介護サービス (有限会社) (平成 27 年 5 月 1 日事業廃止)

⑤実施事業者（所）の特徴

利用者が少なく収益を上げることが困難であることから、社会福祉協議会が多い。

⑥サービスの実施開始年

平成 15 年 4 月

⑦事業の財源（設置・運営）

財源は通常の介護給付費。

なお、自治体から事業費の赤字補てんの補助金がある。(例) 南大東村、渡嘉敷村、座間味村

⑧提供実績（平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月）

【南大東村】

通所介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
1 人	1 人	5 人	6 人	0 人	1 人	1 人	15 人

短期入所生活介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
0 人	0 人	1 人	2 人	0 人	0 人	0 人	3 人

【渡嘉敷村】

訪問介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
3 人	0 人	2 人	1 人	0 人	0 人	0 人	6 人

通所介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
15 人	4 人	3 人	4 人	2 人	1 人	0 人	29 人

居宅介護支援

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
0 人	0 人	3 人	5 人	2 人	1 人	0 人	11 人

【座間味村】

訪問介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
2 人	3 人	1 人	4 人	1 人	1 人	1 人	13 人

通所介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
3 人	5 人	4 人	8 人	4 人	2 人	0 人	26 人

短期入所生活介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
1 人	0 人	2 人	5 人	4 人	0 人	1 人	13 人

居宅介護支援

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
0 人	0 人	5 人	9 人	6 人	2 人	1 人	23 人

小規模多機能型居宅介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
1 人	1 人	4 人	0 人	2 人	1 人	0 人	9 人

【粟国村】

訪問介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
0 人	4 人	1 人	4 人	0 人	0 人	0 人	9 人

【渡名喜村】

訪問介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
0 人	3 人	3 人	2 人	3 人	0 人	0 人	11 人

通所介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
2 人	4 人	3 人	2 人	2 人	0 人	0 人	13 人

【伊是名村】

訪問介護

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
4 人	6 人	1 人	5 人	1 人	0 人	1 人	18 人

【久米島町】

福祉用具貸与（平成 27 年 5 月 1 日事業廃止）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総計
1 人	8 人	7 人	33 人	29 人	38 人	26 人	142 人

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

沖縄振興特別措置法施行令により指定された離島

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

構成市町村間の給付格差の解消及び介護サービス提供基盤の整備を目的として実施している。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

他の介護サービス事業所と同様に介護サービスに係る指導、助言等を行っている。財政支援は行っていない。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

採算性の問題で指定事業所が参入しにくい地域に介護サービスを提供できるようになった。その結果、本島に移住せずに介護サービスを利用することが出来るようになった。

（５）実施している相当サービスの課題

- ① 事業所の登録については、人員基準等を緩和して実施することができるが、給付に係る加算体制については基準の緩和ができない。そのため、一定の要件を満たすことにより算定できるサービス提供体制強化加算等の加算については、人材不足等により当該要件を満たす職員配置ができずに算定できないため、採算が厳しい現状がある。

- ② 離島の場合、島外からの職員採用は厳しい状況があるため、看護師や介護支援専門員等の有資格者の確保が難しい現状がある。
- ③ 離島の場合、食糧等物資の輸送コストの負担が大きい。そのため、サービス提供時の昼食等にも余分にコストがかかる。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

事業所所在市町村の協力を得て、指導、助言等を行っていく予定。財政的な支援は各構成市町村の判断によるものとし、広域連合では実施する予定はない。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

大変厳しい状況が続くか、より悪化するものと思われる。

離島に行くには、どうしても渡航費の負担が大きい。そのため、仕事を求めて島外に出た家族等は簡単には帰省できない。結果、自助・共助が難しくなり公助に頼ることになる。

介護サービスの給付体制の維持には、本島事業所のサテライト事業所として離島事業所を認める等、介護の担い手を確保する方法がないと難しい。離島までの渡航費、人件費、設備維持費等をどのように確保するかが問題である。利用者の実数は限られているため、単独事業所では採算が合わないことが多いと聞いている。

（８）備考

指定事業所の基準を満たすことが困難な離島地域に介護サービス提供基盤を整備するためには、離島等相当サービスは必要である。

また、離島等相当サービスとして登録された事業者について、採算性が高まるような配慮が必要と考える。加算要件の緩和及び有資格者の渡航費についての補助等、介護サービス提供基盤の確保のため離島等相当サービスをもっと有効活用できるような施策が必要である。

事例 20. 多良間村

都道府県名	沖縄県
市区町村名	多良間村（たらまそん）
部署	住民福祉課 介護保険係
相当サービス種別	訪問介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
実施サービスの具体的な内容	排泄、入浴、食事といった日常生活介護と、バイタルチェック等のケアを行っている。
緩和した基準	・訪問介護：「常勤換算方法で2.5人以上の訪問介護員等配置」の要件を任意としている。 ・短期入所生活介護：居室の利用者1人当たり床面積の要件を任意としている。

（１）概要

①サービスの対象地域

多良間村内

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

介護支援専門員

看護職員

介護職員（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者）

事務員

調理補助員

③利用対象者

要介護認定者、要支援認定者、被保険者（制度対象外の方）

④実施事業者（所）の名称・法人形態

社会福祉法人 多良間村社会福祉協議会

短期入所生活介護「美ら寿」 訪問介護事業所「萌木の里」

⑤実施事業者（所）の特徴

組織の本部立地場所、他に実施している介護保険事業その他関連事業等、平成7年3月に設置された集落内にある高齢者生活福祉センターを拠点として、介護保険事業のほかに、センターの運営、小地域福祉活動（ふれあいデイサービス）、配食サービス、日常生活自立支援事業等の事業を行っている。

⑥サービスの実施開始年

平成12年7月

⑦事業の財源（設置・運営）

財源は介護保険給付。

相当サービスの報酬は、指定サービスと同額に設定している。

運営は、社会福祉法人 多良間村社会福祉協議会。

⑧提供実績（直近1年間）

訪問介護 25件、訪問予防介護 13件

短期入所生活介護 98件

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

沖縄振興特別措置法

(2) 開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

- ・ニーズがあり、事業を行う必要があったが、指定を受けるだけの要件（人材）がみたされなかった（まずは訪問介護で開始しようとしたが、対応できる職員が1人だけだった）。
- ・事業所が既存施設の高齢者生活福祉センターだったので、そこを介護サービス事業所として活用するために開始した。

(3) サービスを提供している事業者(所)への支援や連携・協働の取組

処遇改善のみ行っている。

(4) 「離島等相当サービス」を実施した効果

- ・実施する以前は、短期入所を利用する際、本人と家族が飛行機や船で島外の施設を利用しなければならず、移動や費用の負担が大きかったがそれがなくなった。
- ・島外で短期入所を利用する際の航空運賃は村から支給されていたので（実施前）、村財政への影響も大きい。
- ・島内（自宅）での看取り件数も徐々に増えてきている。これまで歳をとったら島外の子どものところへ行くのが高齢者のモデルだったが、「最期まで島で暮らすことができる」という認識が広がりつつある。

(5) 実施している相当サービスの課題

医療的な措置が必要な利用者の場合、介護サービスだけでは在宅生活に限界がある。医療（訪問看護・訪問診療等）のサービス・専門職の確保が課題。

(6) 相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

島しょ型福祉サービス総合支援事業にて補助金（県 3/4、村 1/4 負担）を支給している。

(7) 離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

特になし。

事例 21. 竹富町

都道府県名	沖縄県
市区町村名	竹富町（たけとみちょう）
部署	介護福祉課
相当サービス種別	通所介護、予防通所介護、居宅介護支援
実施サービスの具体的な内容	通所介護、予防通所介護（通所介護計画の作成、送迎、食事介助、入浴介助、排泄介助、更衣介助、移動・移乗介助、生活相談、健康管理、レクリエーション） 居宅介護支援（ケアプラン作成料）
緩和した基準	地元診療所との連携により対応可能な場合は、看護師を配置しないことができる。本町が認めた場合において非常勤生活相談員でも可能。（通所）管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（居宅）

（１）概要

①サービスの対象地域

通所介護・介護予防通所介護（竹富島、黒島、西表東部）サテライト
居宅介護（竹富町内）

②サービス提供の担い手（職員、スタッフ）体制

生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員（通所）
介護支援専門員（居宅）

③利用対象者

本町内、要介護認定者

④実施事業者（所）の名称・法人形態

合同会社クママ（小浜島）
社会福祉法人竹富町社会福祉協議会通所介護事業所さみん（竹富島、黒島、西表東部）
居宅介護支援事業所さみん（本町内）

⑤実施事業者（所）の特徴

竹富町社協通所、居宅の事業所は石垣市にあり、石垣市から各島へ船で渡り、サービスを提供している。

⑥サービスの実施開始年

平成 15 年 8 月

⑦事業の財源（設置・運営）

事業の財源は介護保険事業と同様、介護報酬額も介護保険事業と同様。

⑧提供実績（直近 1 年間）

居宅介護支援事業所さみん（要支援 9 名、要介護 21 名）
通所介護事業所さみん（要支援 80 名、要介護 71 名）
合同会社クママ（要支援 2 名、要介護 7 名）

⑨相当サービスの実施地域について：国の地域指定種別

離島、過疎、辺地、農山村、農業振興

（２）開始した経緯、目的、実施枠組みの構築の経緯

看護師または准看護師、介護福祉士等の人材の確保等が難しくなり、介護サービス提供ができなくなることがあり、離島等相当サービスを検討することになった。

（３）サービスを提供している事業者（所）への支援や連携・協働の取組

事業所に基準緩和を行うことにより、利用者への介護サービスの継続と事業所の継続が可能となった。

（４）「離島等相当サービス」を実施した効果

事業所に基準緩和を行うことにより、利用者への介護サービスの継続と事業所の継続が可能となった。

（５）実施している相当サービスの課題

特になし。

（６）相当サービス事業の継続支援や質の確保への取組

提供事業者への取り組みは特になし。

（７）離島等における介護保険サービスの給付体制の維持についての展望

とにかく介護サービスを維持していければ。

第5章 事業所調査

第1節 調査概要

1. 調査対象

(1) 調査対象の範囲設定

本調査研究では、「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定して訪問系・通所系サービスを実施している事業所を対象とした。その他に、全国の「離島等相当サービス」によりサービスを提供している事業所も対象とした。

また、比較対照集団として、その他地域に所在する事業所も対象とした。

図表 5-1 調査対象

サービス種別 加算の種別等	訪問系				通所系		居宅	地域密着	
	訪問 介護	訪問 入浴 介護	訪問 看護	訪問 リハ ビリ テー ション	通 所 介 護	通 所 リ ハ ビリ テー ション	居 宅 介 護 支 援	訪 問 介 護 看 護 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型	居 宅 介 護 小 規 模 多 機 能 型
「特別地域加算」(15%)を算定している事業所	○	○	○				○	○	
「中山間地域等における小規模事業所加算」(10%)を算定している事業所	○	○	○				○	○	
「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」(5%)を算定している事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■比較対照■ 中山間地域等の加算を算定していない事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（２）調査対象の設定方法、抽出方法

調査対象の設定方法について、中山間地域等の加算を算定している事業所は昨年度調査票を回収した全事業所を対象とし、分析では昨年度のデータも活用しながら、今年度、新たに設定した項目について追加調査を行うこととした。ただし、小規模多機能型居宅介護については、平成 27 年 4 月より「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」（５％加算）が新設されたため、平成 27 年 4 月に届出を行った事業所を悉皆で調査した。

中山間地域等の加算を算定していない事業所は抽出調査とした。

図表 5-2 調査対象の設定方法

	昨年度回収先	加算届出事業所 悉皆調査	抽出調査
「特別地域加算」を算定している事業所（15%加算）			
訪問介護	○		
訪問入浴介護	○		
訪問看護	○		
居宅介護支援	○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
「中山間地域等における小規模事業所加算」を算定している事業所（10%加算）			
訪問介護	○		
訪問入浴介護	○		
訪問看護	○		
居宅介護支援	○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定している事業所（５％加算）			
訪問介護	○		
訪問入浴介護	○		
訪問看護	○		
訪問リハビリテーション	○		
居宅介護支援	○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
通所介護	○		
通所リハビリテーション	○		
小規模多機能型居宅介護		○	
加算を算定していない事業所			
訪問介護			○
訪問入浴介護			○
訪問看護			○
訪問リハビリテーション			○
居宅介護支援			○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			○
通所介護			○
通所リハビリテーション			○
小規模多機能型居宅介護			○

2. 調査対象の抽出方法

(1) 中山間地域等に所在する事業所

調査対象の抽出方法について、中山間地域等の加算を算定している事業所は、昨年度の調査で回収した全事業所を対象とした。ただし、小規模多機能型居宅介護は、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」（５％加算）が平成 27 年 4 月より新設されたため、平成 27 年 4 月に「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」（５％加算）の届出を行った事業所を悉皆で調査した。

図表 5-3 調査対象（中山間地域等に所在する事業所）

（昨年度調査の回収事業所）

①訪問介護	692
②訪問入浴	124
③訪問看護	294
④訪問リハ	56
⑤通所介護	174
⑥通所リハ	72
⑦居宅介護支援	473
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6

（悉皆調査）

⑨小規模多機能型居宅介護 （５％加算算定事業所）	33 （平成 27 年 4 月の届出事業所）

(2) 中山間地域以外の地域に所在する事業所

比較対象とする中山間地域等以外に所在する事業所は、９種類の事業について、事業種別に比較できる件数を確保するため、各対象業種の事業所サンプル数は、母集団比率が 50％であるとき、標本誤差が ± 5％を確保する以下のサンプル数とした。

図表 5-4 調査対象（中山間地域以外の地域に所在する事業所）

	対象数
①訪問介護	950
②訪問入浴介護	800
③訪問看護	900
④訪問リハビリテーション	850
⑤通所介護	950
⑥通所リハビリテーション	900
⑦居宅介護支援	950
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	500
⑨小規模多機能型居宅介護	900
計	7,700

抽出方法は、中山間地域等の加算を算定していない事業所より、利用者数による階層を設定して無作為に抽出した。

図表 5-5 調査対象割付数（中山間地域以外の地域に所在する事業所）

①訪問介護

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	18,630	60.5%	575
30 人以上	12,143	39.5%	375
	30,773	100.0%	950

(参考) 中山間地域等

件数	比率
326	47.1%
366	52.9%
692	100.0%

②訪問入浴

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	1,049	54.0%	432
30 人以上	892	46.0%	368
	1,941	100.0%	800

(参考) 中山間地域等

件数	比率
101	81.5%
23	18.5%
124	100.0%

③訪問看護

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	4,624	53.9%	485
30 人以上	3,960	46.1%	415
	8,584	100.0%	900

(参考) 中山間地域等

件数	比率
148	50.3%
146	49.7%
294	100.0%

④訪問リハ

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	2,811	79.5%	676
30 人以上	724	20.5%	174
	3,535	100.0%	850

(参考) 中山間地域等

件数	比率
23	41.1%
33	58.9%
56	100.0%

⑤通所介護

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	22,507	54.1%	514
30 人以上	19,124	45.9%	436
	41,631	100.0%	950

(参考) 中山間地域等

件数	比率
41	23.6%
133	76.4%
174	100.0%

⑥通所リハ

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	1,858	26.0%	234
30 人以上	5,300	74.0%	666
	7,158	100.0%	900

(参考) 中山間地域等

件数	比率
9	12.5%
63	87.5%
72	100.0%

⑦居宅介護支援

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	10,956	30.8%	293
30 人以上	24,567	69.2%	657
	35,523	100.0%	950

(参考) 中山間地域等

件数	比率
114	24.1%
359	75.9%
473	100.0%

⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
29 人以下	385	79.7%	359
30 人以上	98	20.3%	91
	483	100.0%	450

(参考) 中山間地域等

件数	比率
6	100.0%
0	0.0%
6	100.0%

⑨小規模多機能型居宅介護

中山間地域等以外			
利用者数	件数	比率	割付数
19 人以下	3,341	71.5%	643
20 人以上	1,332	28.5%	257
	4,673	100.0%	900

(参考) 中山間地域等

件数	比率
17	50.0%
17	50.0%
34	100.0%

3. 調査方法

配布・回収とも郵送により実施した。

4. 配布回収

(1) 配布回収期間

- ・事業所：小規模多機能型居宅介護事業所以外

平成 27 年 10 月 23 日～平成 27 年 12 月 25 日

- ・事業所：小規模多機能型居宅介護事業所

平成 27 年 11 月 13 日～平成 28 年 2 月 8 日

(2) 回収率向上方策

回収率向上のため、葉書による礼状兼督促状を 2 回発送し、一部、電話による協力依頼も行った。また、事業所の要望に応じて電子メールの活用による回答と回収方式も並行して用いた。

(3) 回収状況

回収状況は下表のとおりである。

図表 5-6 回収状況

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率	有効回収率
訪問介護事業所調査票（中山間地域）	686	686	547	79.7%	76.4%
訪問介護事業所調査票（中山間地域以外）	30,773	950	395	41.6%	40.7%
訪問入浴介護事業所調査票（中山間地域）	118	118	99	83.9%	77.1%
訪問入浴介護事業所調査票（中山間地域以外）	1,941	800	349	43.6%	40.6%
訪問看護事業所調査票（中山間地域）	288	288	217	75.3%	71.5%
訪問看護事業所調査票（中山間地域以外）	8,584	900	398	44.2%	42.8%
訪問リハビリテーション事業所調査票（中山間地域）	54	54	42	77.8%	75.9%
訪問リハビリテーション事業所調査票（中山間地域以外）	3,535	850	379	44.6%	42.2%
通所介護事業所調査票（中山間地域）	170	170	122	71.8%	70.6%
通所介護事業所調査票（中山間地域以外）	41,631	950	404	42.5%	41.4%
通所リハビリテーション事業所調査票（中山間地域）	73	73	52	71.2%	71.2%
通所リハビリテーション事業所調査票（中山間地域以外）	7,158	900	373	41.4%	40.9%
居宅介護支援事業所調査票（中山間地域）	468	468	352	75.2%	73.9%
居宅介護支援事業所調査票（中山間地域以外）	35,523	950	450	47.4%	46.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所調査票（中山間地域）	6	6	5	83.3%	66.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所調査票（中山間地域以外）	483	450	208	46.2%	46.0%
小規模多機能型居宅介護事業所調査票（中山間地域）	33	33	17	51.5%	51.5%
小規模多機能型居宅介護事業所調査票（中山間地域以外）	4,673	900	365	40.6%	40.0%

5. 主な調査項目

調査票は、中山間地域等に所在する事業所用は「事業所票」、中山間地域等以外に所在する事業所用は「事業所票」「利用者票」より構成し、中山間地域等内の事業所と中山間地域外の事業所が比較分析できるように、基本軸となる項目、比較分析する項目については、両者に同設問を設定した。

図表 5-7 主な調査項目

	大項目	小項目	中山間地域内 (加算算定有)	■比較対象■ 中山間地域外 (加算算定無)
事業所票	1. 基礎情報	・事業所名 ・指定事業所番号 ・住所 ・電話番号 ・回答者名	○	○
	2. 法人概要	・法人形態 ・法人の介護事業の従事者数	昨年調査	○
	3. 事業所概要	・活動中・休止中・廃止の別	○	○
		・事業所種類（指定・基準該当）	○	○
		・中山間地域等の加算算定状況	○	○ 5 %加算
		・地域区分	○	○
		・事業実施形態（通所介護、通所リハ）	○	○
		・事業所開設年月 ・指定年月	昨年調査	○
		・定員（通所介護、通所リハ、小規模多機能）	○	○
		・事業所の営業日数	○	○
		・併設している住宅等	○	○
	4. 従業員の状況	・法人全体の従業者数	○	○
		・事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所の状況	○	○
		・事業所の従事者数	○	○
		<訪問系>訪問に関わった職員 ・延べ滞在時間数・延べ移動時間・その他時間・延べ訪問回数	○	○
		<通所系>送迎に関わった職員 ・延べケア提供時間・延べ移動時間、その他時間、延べ送迎回数	○	○
	5. サービス提供範囲	・通常の事業の実施地域（範囲、最遠の距離・時間）	昨年調査	○
		・通常の事業の実施地域を越えるサービス提供地域（有無、最遠の距離・時間）	○	○
		・事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎ルートでの時間、距離	○	○
	6. 利用者の状況	・移動に係る費用の徴収状況、条件や金額の設定方法	○	○
		・要介護度別利用者数	○	○
		・算定している加算別利用者数	○	—
		・1 か月の総延べ利用者数	○	○
		・最も合理的な経路で事業所から 16 km離れたところに居住している利用者の状況	○	○
	7. 収支状況	・豪雨や台風、積雪などの影響により送迎が困難になる利用者の有無	○	○
		・平成 26 年度の収支状況	○	○
		・収支状況に関する課題	○	○
	8 事業の効率性等	・収支バランス改善のために実施している対応方策	○	○
		・事業の効率化に関する課題	○	○
		・事業の効率化のために実施している対応方策	○	○
		・サテライト事業所の認知状況、設置していない理由、設置要件で対応が難しい点	○	○
		・ICT を活用したシステム等の活用状況、活用しているシステムの内容、今後の利用意向	○	○
		・基準該当サービスの認知状況、制度の認知方法、申請意向	○	○
		・離島等相当サービスの認知状況、制度の認知方法、登録意向	○	○

	大項目	小項目	中山間地域内 (加算算定有)	■比較対象■ 中山間地域外 (加算算定無)
	9. サービス提供上の課題や工夫、重点的な取組	・利用者の確保：利用者の確保に関する課題、工夫していること	○	○
		・人材の確保・定着：職員の過不足状況、人材の募集・確保方法、人材確保・定着に関する課題、人材確保・定着に関する工夫	○	○
		・地域との連携：地域住民との連携状況、事業者や専門職・団体等との連携状況、地域連携に関する課題	○	○
	10. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点	・中山間地域等の加算の課題	○	—
		・都道府県、市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成	○	—
		・中山間地域等で事業継続していく上での改善余地	○	—
	11. 今後の経営等	・今後の経営意向	○	○
		・今後重点的に取り組んでいきたいこと	○	○
利用者票	1. 属性	・世帯構成 ・要介護度 ・認知症高齢者の日常生活自立度 ・利用者に必要な医療ケア	昨年調査	○
	2. 特定期間のサービス利用状況	・他のサービスの利用状況	昨年調査	○
	3. 事業所からの距離・時間	・最も合理的な通常の経路での事業所からの移動距離・移動時間	昨年調査	○

第2節 集計結果（事業所票）

1. 法人の概要

（1）法人の形態

法人の形態について、事業種別に 中山間地域、中山間地域外を比較すると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「通所介護」「居宅介護支援」は、中山間地域は「社会福祉法人」、中山間地域外は「営利法人」の割合が高くなっている。「訪問入浴介護」は中山間地域の方が「社会福祉協議会」の割合も高くなっている。「訪問看護」は、中山間地域は「市区町村」、中山間地域外は「営利法人」の割合が高くなっている。

図表 5-8 法人の形態（単数回答）

	合計	Q2(1) [地域外-ALL]法人形態（開設中のみ）													
		都道府県	市区町村	広域連合、 一部事務組合	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	農業協同組合 及び連合会	消費生活協同組合 及び連合会	営利法人	特定非営利活動法人	その他の法人	1～12 以外	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	3 0.2%	55 3.9%	9 0.6%	342 24.4%	349 24.9%	227 16.2%	40 2.9%	22 1.6%	9 0.6%	241 17.2%	44 3.1%	32 2.3%	11 0.8%	17 1.2%
中山間地域外【全体】	3181 100.0%	5 0.2%	45 1.4%	3 0.1%	150 4.7%	508 16.0%	873 27.4%	82 2.6%	28 0.9%	34 1.1%	1206 37.9%	78 2.5%	100 3.1%	39 1.2%	30 0.9%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	0 0.0%	3 0.6%	1 0.2%	203 38.7%	136 26.0%	23 4.4%	5 1.0%	11 2.1%	1 0.2%	107 20.4%	19 3.6%	10 1.9%	0 0.0%	5 1.0%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	3 0.8%	2 0.5%	0 0.0%	26 6.8%	56 14.6%	19 5.0%	4 1.0%	7 1.8%	5 1.3%	228 59.5%	20 5.2%	9 2.3%	2 0.5%	2 0.5%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	0 0.0%	2 2.2%	0 0.0%	50 54.9%	25 27.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	9 9.9%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.3%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	0 0.0%	3 1.0%	0 0.0%	75 24.1%	42 13.5%	9 2.9%	3 1.0%	2 0.6%	1 0.3%	165 53.1%	2 0.6%	4 1.3%	1 0.3%	4 1.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	1 0.5%	34 16.5%	5 2.4%	7 3.4%	15 7.3%	72 35.0%	22 10.7%	5 2.4%	2 1.0%	21 10.2%	3 1.5%	10 4.9%	4 1.9%	5 2.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	0 0.0%	9 2.4%	1 0.3%	0 0.0%	21 5.6%	141 37.3%	34 9.0%	2 0.5%	5 1.3%	126 33.3%	8 2.1%	20 5.3%	8 2.1%	3 0.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	1 2.4%	1 2.4%	0 0.0%	1 2.4%	27 65.9%	3 7.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.9%	3 7.3%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	0 0.0%	18 5.1%	2 0.6%	0 0.0%	16 4.6%	262 74.9%	10 2.9%	1 0.3%	7 2.0%	4 1.1%	0 0.0%	17 4.9%	10 2.9%	3 0.9%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 4.2%	57 47.5%	13 10.8%	3 2.5%	0 0.0%	1 0.8%	35 29.2%	4 3.3%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	0 0.0%	3 0.8%	0 0.0%	17 4.4%	86 22.1%	25 6.4%	1 0.3%	7 1.8%	0 0.0%	225 57.8%	14 3.6%	11 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	6 11.5%	42 80.8%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	0 0.0%	8 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	30 8.2%	281 77.0%	13 3.6%	0 0.0%	6 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	11 3.0%	13 3.6%	3 0.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	1 0.3%	15 4.3%	1 0.3%	76 22.0%	105 30.3%	46 13.3%	5 1.4%	5 1.4%	4 1.2%	63 18.2%	13 3.8%	9 2.6%	2 0.6%	1 0.3%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	1 0.2%	2 0.5%	0 0.0%	21 4.8%	85 19.3%	61 13.9%	7 1.6%	7 1.6%	2 0.5%	208 47.3%	18 4.1%	18 4.1%	2 0.5%	8 1.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.0%	58 28.3%	27 13.2%	6 2.9%	1 0.5%	5 2.4%	92 44.9%	1 0.5%	6 2.9%	1 0.5%	3 1.5%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 23.5%	3 17.6%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	6 35.3%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	364 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.9%	116 31.9%	48 13.2%	4 1.1%	1 0.3%	3 0.8%	160 44.0%	15 4.1%	4 1.1%	2 0.5%	4 1.1%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成26年度調査データ。

(2) 法人の従事者数

①法人全体の総従事者数

法人全体の総従事者数の中央値について、事業種別に中山間地域をみると、「訪問介護」は 51 人、「訪問入浴介護」は 79 人、「訪問看護」は 29.5 人、「訪問リハビリテーション」は 101 人、「通所介護」は 90.5 人、「通所リハビリテーション」は 108 人、「居宅介護支援」は 61 人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 180 人、「小規模多機能型居宅介護」は 45 人となっている。

中山間地域外をみると、「訪問介護」は 30 人、「訪問入浴介護」は 128.5 人、「訪問看護」は 40 人、「訪問リハビリテーション」は 62.5 人、「通所介護」は 35.5 人、「通所リハビリテーション」は 88 人、「居宅介護支援」は 48 人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 253 人、「小規模多機能型居宅介護」は 80 人となっている。

図表 5-9 法人全体の総従事者数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域						中山間地域外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1258	270.3	2052.8	56	37840.0	0.0	2805	1116.3	6110.3	62	96590.0	0.1
訪問介護	491	250.8	1942.5	51	37840.0	3.0	353	1250.1	7544.8	30	79785.0	2.0
訪問入浴介護	86	316.7	1860.1	79	17300.0	5.0	280	3000.1	8623.1	128.5	37840.0	3.0
訪問看護	174	212.3	1221.9	29.5	16000.0	0.0	331	556.2	4328.1	40	57680.0	0.1
訪問リハビリテーション	36	175.8	206.2	101	880.0	1.0	300	162.4	285.0	62.5	2282.0	1.0
通所介護	112	163.1	268.2	90.5	1849.0	5.0	354	844.7	5781.6	35.5	94964.0	1.0
通所リハビリテーション	45	140.2	164.4	108	946.0	8.0	319	281.2	1243.7	88	20000.0	2.0
居宅介護支援	298	403.0	3111.6	61	37840.0	0.0	378	1630.1	8946.0	48	96590.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	259.3	244.8	180	534.0	64.0	170	1012.5	2189.1	253	17872.0	7.0
小規模多機能型居宅介護	13	74.5	89.1	45	337.0	10.0	320	1375.5	6304.6	80	37840.0	6.0

②法人全体の従事者数のうち正規職員数

法人全体の総従事者数のうち正規職員数の中央値について、事業種別に中山間地域をみると、「訪問介護」は18人、「訪問入浴介護」は23人、「訪問看護」は14人、「訪問リハビリテーション」は75人、「通所介護」は50人、「通所リハビリテーション」は82人、「居宅介護支援」は26人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は110人、「小規模多機能型居宅介護」は30人となっている。

中山間地域外をみると、「訪問介護」は9人、「訪問入浴介護」は40人、「訪問看護」は18人、「訪問リハビリテーション」は45人、「通所介護」は15人、「通所リハビリテーション」は56人、「居宅介護支援」は19人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は96人、「小規模多機能型居宅介護」は40人となっている。

図表 5-10 法人全体の従事者数のうち正規職員数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1234	94.0	430.2	23	7710.0	0.0	2705	290.3	1493.1	27	43072.0	0.0
訪問介護	487	80.2	410.6	18	7710.0	0.0	349	281.4	1576.3	9	16805.0	0.0
訪問入浴介護	86	91.5	380.1	23	3465.0	0.0	262	735.6	1832.4	40	7710.0	0.0
訪問看護	163	75.6	162.7	14	1200.0	0.0	326	258.2	2458.7	18	43072.0	0.0
訪問リハビリテーション	35	127.3	155.0	75	677.0	1.0	292	109.1	197.5	45	1594.0	0.0
通所介護	113	92.0	149.2	50	1011.0	2.0	343	156.4	961.4	15	15998.0	0.0
通所リハビリテーション	43	102.5	127.6	82	699.0	4.0	314	180.6	1038.3	56	18000.0	0.0
居宅介護支援	291	125.4	656.8	26	7710.0	0.0	360	355.9	1695.1	19	16805.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	144.3	109.6	110	267.0	56.0	152	243.6	397.2	96	2100.0	2.0
小規模多機能型居宅介護	13	45.9	63.4	30	241.0	7.0	307	334.7	1313.6	40	7710.0	1.0

(3) 事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所の状況

①事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所の有無

事業種別に事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所の有無をみると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「通所介護」「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」は、中山間地域の方が「ある」割合が高くなっている。

図表 5-11 事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所の有無（単数回答）

	合計	Q4(1)2 [ALL]併設の同一法人の介護サービス事業所有無		
		ある	ない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	1029 73.4%	335 23.9%	37 2.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	2076 65.3%	998 31.4%	105 3.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	383 73.1%	131 25.0%	10 1.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	233 60.8%	140 36.6%	10 2.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	78 85.7%	12 13.2%	1 1.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	220 70.7%	79 25.4%	12 3.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	124 60.2%	71 34.5%	11 5.3%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	225 59.5%	141 37.3%	12 3.2%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	26 63.4%	14 34.1%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	250 71.4%	89 25.4%	11 3.1%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	79 65.8%	40 33.3%	1 0.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	207 53.2%	167 42.9%	15 3.9%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	39 75.0%	10 19.2%	3 5.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	239 65.5%	110 30.1%	16 4.4%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	284 82.1%	52 15.0%	10 2.9%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	345 78.4%	82 18.6%	13 3.0%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	164 80.0%	33 16.1%	8 3.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	12 70.6%	5 29.4%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	193 53.9%	157 43.9%	8 2.2%

②併設している介護サービス事業所の総従事者数

併設している介護サービス事業所の総従事者数の中央値について、事業種別に中山間地域をみると、「訪問介護」は25人、「訪問入浴介護」は32人、「訪問看護」は22人、「訪問リハビリテーション」は45.5人、「通所介護」は42人、「通所リハビリテーション」は53人、「居宅介護支援」は28人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は52人、「小規模多機能型居宅介護」は31人となっている。

中山間地域外をみると、「訪問介護」は17人、「訪問入浴介護」は36人、「訪問看護」は26人、「訪問リハビリテーション」は23人、「通所介護」は25人、「通所リハビリテーション」は33人、「居宅介護支援」は25人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は39人、「小規模多機能型居宅介護」は23人となっている。

図表 5-12 併設している介護サービス事業所の総従事者数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	966	47.9	102.9	28	2324.0	1.0	1943	48.1	99.6	27	3143.0	1.0
訪問介護	369	43.1	100.8	25	1849.0	1.0	225	35.9	47.4	17	357.0	1.0
訪問入浴介護	75	50.9	46.4	32	201.0	4.0	213	66.4	225.5	36	3143.0	1.0
訪問看護	108	40.7	49.0	22	340.0	1.0	212	45.4	77.8	26	973.0	1.0
訪問リハビリテーション	26	59.7	52.8	45.5	191.0	3.0	230	48.6	65.1	23	613.0	1.0
通所介護	76	51.2	42.2	42	144.0	1.0	196	42.3	65.1	25	730.0	1.0
通所リハビリテーション	38	70.0	70.4	53	316.0	1.0	221	51.4	61.3	33	600.0	1.0
居宅介護支援	258	52.0	147.9	28	2324.0	1.0	316	46.5	89.1	25	1213.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	45.0	22.0	52	63.0	13.0	151	68.4	86.0	39	580.0	1.0
小規模多機能型居宅介護	12	35.1	31.3	31	115.0	5.0	179	32.4	37.4	23	390.0	1.0

③併設している介護サービス事業所の総従事者数のうち正規職員数

併設している介護サービス事業所の総従事者数のうち正規職員数の中央値について、事業種別に中山間地域をみると、「訪問介護」は10人、「訪問入浴介護」は9人、「訪問看護」は11.5人、「訪問リハビリテーション」は37人、「通所介護」は22人、「通所リハビリテーション」は39人、「居宅介護支援」は10人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は20.5人、「小規模多機能型居宅介護」は14.5人となっている。

中山間地域外をみると、「訪問介護」は6人、「訪問入浴介護」は9人、「訪問看護」は15人、「訪問リハビリテーション」は15人、「通所介護」は9人、「通所リハビリテーション」は20人、「居宅介護支援」は8人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は17.5人、「小規模多機能型居宅介護」は11人となっている。

図表 5-13 併設している介護サービス事業所の総従事者数のうち正規職員数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	962	25.7	45.2	11	1012.0	0.0	1925	25.6	49.2	11	1396.0	0.0
訪問介護	367	22.1	56.9	10	1012.0	0.0	223	17.1	27.1	6	170.0	0.0
訪問入浴介護	74	23.9	30.3	9	128.0	0.0	213	27.3	103.5	9	1396.0	1.0
訪問看護	106	26.0	37.9	11.5	290.0	1.0	211	26.6	40.0	15	420.0	1.0
訪問リハビリテーション	26	44.4	39.0	37	156.0	2.0	225	34.2	46.1	15	415.0	1.0
通所介護	76	29.7	26.3	22	100.0	1.0	195	23.0	42.8	9	510.0	1.0
通所リハビリテーション	38	53.8	58.3	39	270.0	1.0	220	36.5	41.0	20	350.0	0.0
居宅介護支援	259	24.6	33.8	10	318.0	0.0	311	19.8	28.7	8	207.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	22.5	14.6	20.5	40.0	9.0	148	30.5	43.7	17.5	335.0	1.0
小規模多機能型居宅介護	12	17.3	15.5	14.5	47.0	2.0	179	17.2	20.0	11	150.0	0.0

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

事業所の種類をみると、「基準該当サービス事業所」数は、中山間地域全体で 41 件、中山間地域外全体で 134 件である。

図表 5-14 事業所の種類（単数回答）

	合計	Q3(2) [ALL]事業所の種類		
		指定居宅 サービス事業所	基準該当 サービス事業所	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	1277 91.1%	41 2.9%	83 5.9%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	2629 82.7%	134 4.2%	416 13.1%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	478 91.2%	13 2.5%	33 6.3%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	337 88.0%	5 1.3%	41 10.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	84 92.3%	2 2.2%	5 5.5%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	268 86.2%	8 2.6%	35 11.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	181 87.9%	12 5.8%	13 6.3%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	314 83.1%	28 7.4%	36 9.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	38 92.7%	1 2.4%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	263 75.1%	27 7.7%	60 17.1%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	102 85.0%	6 5.0%	12 10.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	316 81.2%	22 5.7%	51 13.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	42 80.8%	4 7.7%	6 11.5%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	274 75.1%	19 5.2%	72 19.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	336 97.1%	0 0.0%	10 2.9%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	413 93.9%	0 0.0%	27 6.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	167 81.5%	6 2.9%	32 15.6%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	13 76.5%	2 11.8%	2 11.8%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	277 77.4%	19 5.3%	62 17.3%

(2) 算定している関連加算

事業種別に算定している加算をみると「訪問介護」は「特別地域加算」が 76.9%、「中山間地域等における小規模事業所加算」が 6.5%、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が 12.8%、「訪問入浴介護」は「特別地域加算」が 70.3%、「中山間地域等における小規模事業所加算」が 5.5%、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が 20.9%、「訪問看護」は「特別地域加算」が 49.5%、「中山間地域等における小規模事業所加算」が 12.6%、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が 31.1%、「居宅介護支援」は「特別地域加算」が 61.8%、「中山間地域等における小規模事業所加算」が 6.1%、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が 15.6%となっている。

図表 5-15 算定している関連加算（複数回答）

	合計	Q3(3) [ALL] 算定している関連加算				
		特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	上記の加算は算定していない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	784 56.0%	87 6.2%	397 28.3%	132 9.4%	35 2.5%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	403 76.9%	34 6.5%	67 12.8%	27 5.2%	7 1.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	64 70.3%	5 5.5%	19 20.9%	4 4.4%	1 1.1%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	102 49.5%	26 12.6%	64 31.1%	20 9.7%	3 1.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	37 90.2%	3 7.3%	1 2.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	97 80.8%	14 11.7%	9 7.5%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 82.7%	7 13.5%	2 3.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	214 61.8%	21 6.1%	54 15.6%	54 15.6%	12 3.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 88.2%	2 11.8%	0 0.0%

(3) 地域区分

地域区分について、事業種別に中山間地域をみると、いずれも「その他」の割合が高く、「訪問介護」は 74.4%、「訪問入浴介護」は 85.7%、「訪問看護」は 66.5%、「訪問リハビリテーション」は 73.2%、「通所介護」は 60.8%、「通所リハビリテーション」は 71.2%、「居宅介護支援」は 79.5%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 75.0%、「小規模多機能型居宅介護」は 58.8%となっている。

図表 5-16 地域区分（単数回答）

	合計	Q3(4) [ALL] 地域区分								
		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	5 0.4%	4 0.3%	2 0.1%	2 0.1%	14 1.0%	52 3.7%	112 8.0%	1033 73.7%	177 12.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	157 4.9%	167 5.3%	146 4.6%	137 4.3%	256 8.1%	431 13.6%	384 12.1%	1094 34.4%	407 12.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	2 0.4%	2 0.4%	0 0.0%	1 0.2%	7 1.3%	19 3.6%	24 4.6%	390 74.4%	79 15.1%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	22 5.7%	34 8.9%	25 6.5%	21 5.5%	39 10.2%	46 12.0%	34 8.9%	113 29.5%	49 12.8%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 6.6%	78 85.7%	7 7.7%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	7 2.3%	6 1.9%	13 4.2%	13 4.2%	25 8.0%	40 12.9%	40 12.9%	123 39.5%	44 14.1%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	3 1.5%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%	6 2.9%	26 12.6%	137 66.5%	30 14.6%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	24 6.3%	19 5.0%	22 5.8%	26 6.9%	30 7.9%	50 13.2%	44 11.6%	111 29.4%	52 13.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.9%	3 7.3%	30 73.2%	5 12.2%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	16 4.6%	18 5.1%	11 3.1%	12 3.4%	18 5.1%	50 14.3%	41 11.7%	145 41.4%	39 11.1%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	3 2.5%	24 20.0%	73 60.8%	18 15.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	19 4.9%	18 4.6%	15 3.9%	17 4.4%	33 8.5%	56 14.4%	55 14.1%	119 30.6%	57 14.7%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	4 7.7%	3 5.8%	37 71.2%	7 13.5%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	6 1.6%	13 3.6%	9 2.5%	5 1.4%	29 7.9%	50 13.7%	43 11.8%	162 44.4%	48 13.2%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.9%	18 5.2%	23 6.6%	275 79.5%	27 7.8%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	28 6.4%	32 7.3%	29 6.6%	21 4.8%	47 10.7%	65 14.8%	54 12.3%	135 30.7%	29 6.6%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	22 10.7%	13 6.3%	9 4.4%	13 6.3%	16 7.8%	32 15.6%	29 14.1%	40 19.5%	31 15.1%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	10 58.8%	4 23.5%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	13 3.6%	14 3.9%	13 3.6%	9 2.5%	19 5.3%	42 11.7%	44 12.3%	146 40.8%	58 16.2%

(4) 事業所の開設年月

事業所の開設年月をみると、全体では、中山間地域は「2000 年」、中山間地域外は「2011 年～」の割合が高くなっている。

事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、「通所介護」は「～1999 年」、「訪問介護」「訪問入浴介護」「居宅介護支援」は「2000 年」、「通所リハビリテーション」は「2001～2005 年」、「訪問リハビリテーション」は「2006～2010 年」について、中山間地域の方が割合が高くなっている。

「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「居宅介護支援」は、中山間地域外の方が「2011 年～」の割合が高くなっている。

図表 5-17 事業所の開設年（数値回答）

	合計	Q3(6) [共通]事業所の開設年月:年					
		～1999 年	2000 年	2001～2005 年	2006～2010 年	2011 年～	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	308 22.0%	331 23.6%	331 23.6%	278 19.8%	109 7.8%	44 3.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	641 20.2%	443 13.9%	590 18.6%	586 18.4%	823 25.9%	96 3.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	99 18.9%	131 25.0%	149 28.4%	97 18.5%	33 6.3%	15 2.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	44 11.5%	55 14.4%	96 25.1%	89 23.2%	89 23.2%	10 2.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	28 30.8%	29 31.9%	13 14.3%	15 16.5%	0 0.0%	6 6.6%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	91 29.3%	56 18.0%	62 19.9%	56 18.0%	37 11.9%	9 2.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	75 36.4%	31 15.0%	33 16.0%	40 19.4%	20 9.7%	7 3.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	126 33.3%	24 6.3%	44 11.6%	58 15.3%	117 31.0%	9 2.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	8 19.5%	6 14.6%	4 9.8%	16 39.0%	5 12.2%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	76 21.7%	51 14.6%	46 13.1%	86 24.6%	79 22.6%	12 3.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	35 29.2%	6 5.0%	25 20.8%	36 30.0%	15 12.5%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	45 11.6%	17 4.4%	83 21.3%	81 20.8%	153 39.3%	10 2.6%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	18 34.6%	9 17.3%	13 25.0%	8 15.4%	4 7.7%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	141 38.6%	50 13.7%	49 13.4%	55 15.1%	64 17.5%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	39 11.3%	115 33.2%	89 25.7%	63 18.2%	29 8.4%	11 3.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	37 8.4%	90 20.5%	89 20.2%	102 23.2%	102 23.2%	20 4.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	4 2.0%	1 0.5%	4 2.0%	7 3.4%	182 88.8%	7 3.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	6 35.3%	4 23.5%	4 23.5%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	360 100.0%	78 21.7%	99 27.5%	117 32.5%	53 14.7%	0 0.0%	13 3.6%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

(5) 介護保険指定事業者の指定年

介護保険指定事業者の指定年をみると、全体では中山間地域は「1999～2000 年」(40.5%)、中山間地域外は「2011 年～」(28.4%) の割合が高くなっている。

事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「居宅介護支援」は、中山間地域の方が「1999～2000 年」の割合が高くなっている。

図表 5-18 介護保険指定事業者の指定年（数値回答）

	合計	Q3(7) [共通] 事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月:年				
		1999～ 2000 年	2001～ 2005 年	2006～ 2010 年	2011 年～	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	568 40.5%	349 24.9%	290 20.7%	130 9.3%	64 4.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	805 25.3%	584 18.4%	662 20.8%	902 28.4%	226 7.1%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	210 40.1%	156 29.8%	101 19.3%	42 8.0%	15 2.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	81 21.1%	103 26.9%	92 24.0%	93 24.3%	14 3.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	50 54.9%	19 20.9%	15 16.5%	1 1.1%	6 6.6%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	134 43.1%	62 19.9%	55 17.7%	47 15.1%	13 4.2%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	92 44.7%	38 18.4%	40 19.4%	20 9.7%	16 7.8%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	115 30.4%	49 13.0%	57 15.1%	120 31.7%	37 9.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	12 29.3%	4 9.8%	16 39.0%	5 12.2%	4 9.8%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	104 29.7%	49 14.0%	87 24.9%	80 22.9%	30 8.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	36 30.0%	25 20.8%	36 30.0%	17 14.2%	6 5.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	51 13.1%	83 21.3%	81 20.8%	159 40.9%	15 3.9%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	21 40.4%	15 28.8%	8 15.4%	4 7.7%	4 7.7%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	127 34.8%	53 14.5%	66 18.1%	61 16.7%	58 15.9%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	141 40.8%	88 25.4%	71 20.5%	34 9.8%	12 3.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	116 26.4%	88 20.0%	103 23.4%	105 23.9%	28 6.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	8 3.9%	3 1.5%	0 0.0%	182 88.8%	12 5.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	6 35.3%	4 23.5%	3 17.6%	3 17.6%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	360 100.0%	70 19.4%	94 26.1%	121 33.6%	56 15.6%	19 5.3%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

(6) 平成 27 年 9 月一か月の営業日数

平成 27 年 9 月一か月の営業日数について、事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」「居宅介護支援」は、中山間地域の方が営業日数が短い傾向にある。

図表 5-19 平成 27 年 9 月一か月の営業日数（数値回答）

	合計	Q3(9) [ALL]H27.9月:営業日数				
		～19 日	20～24 日	25～29 日	30 日	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	303 21.6%	331 23.6%	239 17.1%	491 35.0%	37 2.6%
中山間地域外【全体】	3181 100.0%	520 16.3%	828 26.0%	714 22.4%	1057 33.2%	62 1.9%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	18 3.4%	37 7.1%	86 16.4%	369 70.4%	14 2.7%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	18 4.7%	27 7.0%	54 14.1%	278 72.6%	6 1.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	35 38.5%	28 30.8%	13 14.3%	11 12.1%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	52 16.7%	65 20.9%	157 50.5%	31 10.0%	6 1.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	67 32.5%	85 41.3%	19 9.2%	28 13.6%	7 3.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	105 27.8%	146 38.6%	56 14.8%	65 17.2%	6 1.6%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	19 46.3%	16 39.0%	4 9.8%	1 2.4%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	126 36.0%	156 44.6%	40 11.4%	13 3.7%	15 4.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	7 5.8%	28 23.3%	64 53.3%	21 17.5%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	17 4.4%	96 24.7%	205 52.7%	70 18.0%	1 0.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	8 15.4%	23 44.2%	16 30.8%	5 9.6%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	65 17.8%	134 36.7%	152 41.6%	11 3.0%	3 0.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	149 43.1%	114 32.9%	37 10.7%	35 10.1%	11 3.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	136 30.9%	204 46.4%	48 10.9%	37 8.4%	15 3.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	202 98.5%	2 1.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	360 100.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	350 97.2%	8 2.2%

(7) 事業所と併設している住宅等

事業所と併設している住宅等について、事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、中山間地域の方が住宅等を併設している事業所の割合が高くなっている。

図表 5-20 事業所と併設している住宅等（複数回答）

	合計	Q3(10) [ALL]事業所に併設している住宅等					
		サービス付き 高齢者向け 住宅	有料老人 ホーム	集合住宅	公営の 集合住宅	いずれも 併設して いない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	265 18.9%	278 19.8%	232 16.6%	234 16.7%	1010 72.1%	43 3.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	236 7.4%	242 7.6%	114 3.6%	13 0.4%	2491 78.4%	103 3.2%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	103 19.7%	106 20.2%	90 17.2%	91 17.4%	365 69.7%	15 2.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	21 5.5%	40 10.4%	13 3.4%	2 0.5%	295 77.0%	14 3.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	15 16.5%	14 15.4%	14 15.4%	13 14.3%	72 79.1%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	7 2.3%	14 4.5%	22 7.1%	2 0.6%	259 83.3%	9 2.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	44 21.4%	47 22.8%	39 18.9%	40 19.4%	145 70.4%	7 3.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	26 6.9%	23 6.1%	13 3.4%	1 0.3%	305 80.7%	14 3.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	10 24.4%	9 22.0%	9 22.0%	8 19.5%	29 70.7%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	22 6.3%	25 7.1%	5 1.4%	1 0.3%	288 82.3%	12 3.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	24 20.0%	25 20.8%	25 20.8%	23 19.2%	87 72.5%	4 3.3%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	31 8.0%	32 8.2%	18 4.6%	3 0.8%	298 76.6%	8 2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	10 19.2%	12 23.1%	9 17.3%	9 17.3%	37 71.2%	3 5.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	14 3.8%	31 8.5%	7 1.9%	0 0.0%	310 84.9%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	54 15.6%	59 17.1%	44 12.7%	48 13.9%	262 75.7%	9 2.6%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	15 3.4%	30 6.8%	10 2.3%	2 0.5%	368 83.6%	15 3.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	66 32.2%	22 10.7%	14 6.8%	1 0.5%	96 46.8%	9 4.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	4 23.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 70.6%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	34 9.5%	25 7.0%	12 3.4%	1 0.3%	272 76.0%	16 4.5%

3. サービス提供範囲

(1) 通常の事業の実施地域（エリア）

通常の事業の実施地域について、事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、「訪問介護」「訪問入浴介護」は「市町村全域」、「通所介護」は「中学校区」について、中山間地域の方が割合が高くなっている。

「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」は、中山間地域外の方が「複数市町村」の割合が高くなっている。

図表 5-21 通常の事業の実施地域（エリア）（単数回答）

	合計	Q5(1) [地域外-ALL] 通常の事業の実施地域						
		小学校区	中学校区	複数 中学校区	市町村 全域	複数 市町村	その他 広域圏域	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	27 1.9%	112 8.0%	142 10.1%	629 44.9%	394 28.1%	55 3.9%	42 3.0%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	49 1.5%	158 5.0%	578 18.2%	1098 34.5%	1102 34.7%	121 3.8%	73 2.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	8 1.5%	34 6.5%	52 9.9%	279 53.2%	114 21.8%	20 3.8%	17 3.2%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	12 3.1%	9 2.3%	60 15.7%	141 36.8%	134 35.0%	12 3.1%	15 3.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	0 0.0%	3 3.3%	5 5.5%	56 61.5%	19 20.9%	4 4.4%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	1 0.3%	1 0.3%	15 4.8%	121 38.9%	161 51.8%	9 2.9%	3 1.0%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	6 2.9%	9 4.4%	19 9.2%	74 35.9%	85 41.3%	11 5.3%	2 1.0%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	2 0.5%	6 1.6%	70 18.5%	105 27.8%	161 42.6%	24 6.3%	10 2.6%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	0 0.0%	3 7.3%	9 22.0%	13 31.7%	13 31.7%	1 2.4%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	6 1.7%	12 3.4%	77 22.0%	96 27.4%	147 42.0%	6 1.7%	6 1.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	6 5.0%	17 14.2%	16 13.3%	35 29.2%	35 29.2%	5 4.2%	6 5.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	4 1.0%	12 3.1%	70 18.0%	134 34.4%	140 36.0%	16 4.1%	13 3.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	1 1.9%	4 7.7%	10 19.2%	11 21.2%	23 44.2%	1 1.9%	2 3.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	4 1.1%	7 1.9%	79 21.6%	97 26.6%	167 45.8%	8 2.2%	3 0.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	3 0.9%	34 9.8%	26 7.5%	157 45.4%	104 30.1%	13 3.8%	9 2.6%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	5 1.1%	14 3.2%	67 15.2%	156 35.5%	173 39.3%	18 4.1%	7 1.6%
中山間地域-定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	205 100.0%	8 3.9%	34 16.6%	54 26.3%	75 36.6%	9 4.4%	15 7.3%	10 4.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	3 17.6%	8 47.1%	3 17.6%	2 11.8%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	7 2.0%	63 17.6%	86 24.0%	173 48.3%	10 2.8%	13 3.6%	6 1.7%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成26年度調査データ。

(2) 通常の事業の実施地域

①通常の事業の実施地域：事業所からの移動距離：最長の時間数（分）

通常の事業の実施地域がどのくらいの範囲か、中山間地域の最長の時間数の中央値をみると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「居宅介護支援」は30分、「訪問リハビリテーション」は28分、「通所リハビリテーション」は25分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は22.5分、「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は20分である。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「居宅介護支援」は30分、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「通所リハビリテーション」は25分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は21分、「小規模多機能型居宅介護」は20分である。

図表 5-22 通常の事業の実施地域：最長の時間数（分）（数値回答）

（単位：分）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1357	30.9	16.1	30	134.0	1.0	2987	28.0	14.8	25	240.0	0.0
訪問介護	508	29.9	15.7	30	120.0	1.0	347	29.7	16.0	30	180.0	0.0
訪問入浴介護	88	33.0	16.2	30	75.0	7.0	297	36.6	18.4	30	135.0	1.0
訪問看護	201	32.2	15.1	30	96.0	1.0	355	29.1	12.7	30	70.0	0.0
訪問リハビリテーション	39	30.6	17.0	28	80.0	10.0	331	26.3	13.3	25	83.0	1.0
通所介護	116	24.5	12.2	20	70.0	5.0	362	26.1	12.7	25	110.0	1.0
通所リハビリテーション	51	27.6	14.4	25	90.0	5.0	351	25.9	9.9	25	73.0	1.0
居宅介護支援	333	34.0	17.6	30	134.0	2.0	419	31.7	17.8	30	240.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	22.5	8.7	22.5	30.0	15.0	184	22.6	11.3	21	80.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	17	27.2	18.0	20	90.0	10.0	341	22.2	12.3	20	120.0	0.5

②通常の事業の実施地域：事業所からの移動距離：最遠の距離（km）

通常の事業の実施地域がどのくらいの範囲か、中山間地域の最遠の距離の中央値をみると、「訪問入浴介護」は 20.5 km、「訪問看護」「居宅介護支援」「小規模多機能型居宅介護」は 20 km、「訪問介護」は 17 km、「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」は 14 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 11.5 km、「通所介護」は 11 kmである。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」は 19 km、「居宅介護支援」は 12.5 km、「訪問看護」は 12 km、「訪問介護」「訪問リハビリテーション」「通所介護」「通所リハビリテーション」は 10 km、「小規模多機能型居宅介護」は 9 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 5.5 kmである。

図表 5-23 通常の事業の実施地域：最遠の距離（km）（数値回答）

（単位：km）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1297	20.7	12.8	18	100.0	0.0	2870	13.4	10.5	10	150.0	0.0
訪問介護	477	20.2	12.0	17	71.0	0.0	323	12.7	10.2	10	100.0	0.0
訪問入浴介護	84	24.6	15.5	20.5	100.0	3.3	289	21.5	14.3	19	100.0	0.5
訪問看護	196	22.4	12.7	20	80.0	0.5	341	13.8	9.7	12	50.0	0.0
訪問リハビリテーション	37	18.5	15.8	14	80.0	2.0	323	12.7	9.4	10	52.0	0.0
通所介護	113	14.0	8.9	11	50.0	1.5	351	12.5	8.9	10	75.0	0.1
通所リハビリテーション	51	15.6	9.7	14	46.0	4.0	343	12.4	7.8	10	58.0	0.1
居宅介護支援	318	23.1	13.1	20	100.0	1.0	393	14.9	12.1	12.5	150.0	0.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	12.0	6.8	11.5	20.0	5.0	178	7.9	6.4	5.5	30.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	17	19.8	16.7	20	75.0	3.5	329	10.2	7.4	9	60.0	0.0

(3) 通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域

①通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域の有無

通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域の有無について、全体でみると、中山間地域の方が「ある」割合が高く、30.9%となっている。事業種別に中山間地域で「ある」の割合をみると、「訪問介護」は15.5%、「訪問入浴介護」は19.8%、「訪問看護」は33.5%、「居宅介護支援」は27.5%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は50.0%となっている。中山間地域外と比較すると、訪問看護で「ある」の割合が高くなっている。

図表 5-24 通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域の有無（単数回答）

	合計	Q5(3) [地域外-ALL]通常の事業の実施地域 を超えるサービス提供地域有無		
		ある	ない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	433 30.9%	948 67.7%	20 1.4%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	428 13.5%	2703 85.0%	48 1.5%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	81 15.5%	434 82.8%	9 1.7%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	25 6.5%	353 92.2%	5 1.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	18 19.8%	71 78.0%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	35 11.3%	271 87.1%	5 1.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	69 33.5%	134 65.0%	3 1.5%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	66 17.5%	307 81.2%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	28 68.3%	12 29.3%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	58 16.6%	286 81.7%	6 1.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	91 75.8%	29 24.2%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	45 11.6%	337 86.6%	7 1.8%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	42 80.8%	10 19.2%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	64 17.5%	297 81.4%	4 1.1%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	95 27.5%	246 71.1%	5 1.4%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	80 18.2%	354 80.5%	6 1.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	11 5.4%	189 92.2%	5 2.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	10 58.8%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	44 12.3%	309 86.3%	5 1.4%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成26年度調査データ。

②通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域：事業所からの移動：最長の時間数（分）

通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域がどのくらいの範囲か、中山間地域の最長の時間数の中央値をみると、「訪問リハビリテーション」は35分、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所リハビリテーション」「居宅介護支援」は30分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は27.5分、「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は25分である。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問介護」は37.5分、「訪問入浴介護」「訪問看護」は35分、「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は30分、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」は25分である。

図表 5-25 通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域：事業所からの移動
：最長の時間数（分）（数値回答）

（単位：分）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	415	33.3	17.5	30	150.0	2.5	416	32.0	15.7	30	120.0	2.0
訪問介護	78	34.6	21.8	30	150.0	8.0	24	40.2	16.6	37.5	90.0	20.0
訪問入浴介護	16	33.8	15.9	30	60.0	12.0	35	37.6	13.0	35	75.0	15.0
訪問看護	67	37.2	16.1	30	100.0	10.0	66	37.7	16.3	35	90.0	15.0
訪問リハビリテーション	27	39.7	17.2	35	90.0	20.0	57	27.2	9.8	25	60.0	10.0
通所介護	87	26.4	13.7	25	70.0	2.5	43	26.4	10.2	25	50.0	5.0
通所リハビリテーション	40	30.2	14.1	30	90.0	5.0	60	29.0	17.0	25	120.0	2.0
居宅介護支援	91	36.2	18.1	30	121.0	7.0	78	35.6	19.8	30	120.0	10.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	27.5	3.5	27.5	30.0	25.0	11	24.5	7.2	30	30.0	10.0
小規模多機能型居宅介護	7	25.1	8.5	25	41.0	15.0	42	25.5	10.1	25	60.0	2.0

③通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域：事業所からの移動：最遠の距離（km）

通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域がどのくらいの範囲か、中山間地域の最遠の距離の中央値をみると、「訪問看護」は 21 km、「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」「居宅介護支援」は 20 km、「訪問介護」は 17.6 km、「通所リハビリテーション」は 16 km、「通所介護」は 13 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 12 km、「小規模多機能型居宅介護」は 10 kmである。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」は 18 km、「訪問看護」「居宅介護支援」は 15 km、「訪問介護」は 14 km、「通所リハビリテーション」は 10.5 km、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は 10 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 7 kmである。

図表 5-26 通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域：事業所からの移動
：最遠の距離（km）（数値回答）

（単位：km）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	404	20.6	13.7	17.9	125.0	1.0	392	14.9	10.3	12.3	70.0	0.5
訪問介護	74	20.9	16.9	17.6	125.0	2.0	21	14.4	8.0	14	40.0	3.0
訪問入浴介護	15	26.7	19.2	20	73.0	7.5	35	20.4	10.4	18	44.0	4.0
訪問看護	67	23.7	14.4	21	100.0	4.0	64	18.6	13.6	15	70.0	2.0
訪問リハビリテーション	26	23.1	12.1	20	50.0	7.0	55	12.4	9.8	10	50.0	1.0
通所介護	84	14.9	9.5	13	60.0	1.0	41	12.0	7.6	10	35.0	2.2
通所リハビリテーション	40	18.4	8.9	16	40.0	2.0	56	13.2	7.0	10.5	35.0	3.5
居宅介護支援	89	23.6	13.4	20	70.0	3.6	68	16.4	11.0	15	60.0	1.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	12.0	0.0	12	12.0	12.0	11	8.5	5.7	7	20.0	1.7
小規模多機能型居宅介護	7	14.2	6.5	10	26.8	9.0	41	12.3	7.4	10	30.0	0.5

（４）事業の実施地域における事業所からの最長の時間・最遠の距離

①事業の実施地域における事業所からの最長の時間数（分）

※「通常の事業の実施地域における事業所からの最長の時間数」もしくは「通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域における事業所からの最長の時間数」より、時間のかかっている方で集計した結果。

事業の実施地域が事業所からがどのくらいの範囲か、中山間地域の最長の時間数の中央値をみると、「訪問リハビリテーション」は 40 分、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所リハビリテーション」「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」は 30 分、「通所介護」は 25 分である。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」は 35 分、「訪問介護」「訪問看護」「居宅介護支援」は 30 分、「訪問リハビリテーション」は 27 分、「通所介護」「通所リハビリテーション」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 25 分、「小規模多機能型居宅介護」は 20 分である。

図表 5-27 事業の実施地域における事業所からの最長の時間数（分）（数値回答）

（単位：分）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1357	33.8	17.0	30	150.0	1.0	2987	29.2	15.3	30	240.0	0.0
訪問介護	508	31.6	17.0	30	150.0	1.0	347	30.4	16.3	30	180.0	0.0
訪問入浴介護	88	34.5	16.1	30	75.0	7.0	297	37.7	18.2	35	135.0	1.0
訪問看護	201	35.9	16.1	30	100.0	1.0	355	31.0	14.1	30	90.0	0.0
訪問リハビリテーション	39	41.3	18.9	40	90.0	10.0	331	27.5	13.2	27	83.0	1.0
通所介護	116	29.4	13.2	25	70.0	5.0	362	26.5	12.6	25	110.0	1.0
通所リハビリテーション	51	32.4	13.3	30	90.0	10.0	351	27.3	11.4	25	120.0	1.0
居宅介護支援	333	36.7	18.5	30	134.0	2.0	419	33.8	18.6	30	240.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	28.8	2.5	30	30.0	25.0	184	23.1	11.2	25	80.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	17	29.8	17.2	30	90.0	15.0	341	23.1	12.2	20	120.0	0.5

②事業の実施地域における事業所からの最遠の距離（km）

※「通常の事業の実施地域における事業所からの最遠の距離」もしくは「通常の事業の実施地域を超えるサービス提供地域における事業所からの最遠の距離」より、遠い方で集計した結果。

事業の実施地域が事業所からがどのくらいの範囲か、中山間地域の最遠の距離の中央値をみると、「訪問看護」は23 km、「訪問入浴介護」は21 km、「訪問介護」「訪問リハビリテーション」「居宅介護支援」「小規模多機能型居宅介護」は20 km、「通所リハビリテーション」は18 km、「通所介護」は15 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は13.5 kmである。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」は20 km、「居宅介護支援」15 km、「訪問看護」は13 km、「訪問介護」「通所リハビリテーション」は11 km、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「小規模多機能型居宅介護」は10 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は6 kmである。

図表 5-28 事業の実施地域における事業所からの最遠の距離（数値回答）

（単位：km）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1297	22.7	13.4	20	125.0	0.0	2870	14.0	10.7	11	150.0	0.0
訪問介護	477	21.4	12.9	20	125.0	0.0	323	12.9	10.1	11	100.0	0.0
訪問入浴介護	84	25.7	15.7	21	100.0	4.0	289	22.2	14.3	20	100.0	0.5
訪問看護	196	24.9	13.9	23	100.0	0.5	341	15.0	10.9	13	70.0	0.0
訪問リハビリテーション	37	24.9	16.1	20	80.0	5.0	323	13.3	9.7	10	52.0	0.0
通所介護	113	17.1	9.6	15	60.0	4.0	351	12.8	8.9	10	75.0	0.1
通所リハビリテーション	51	19.3	9.6	18	46.0	5.0	343	13.1	7.9	11	58.0	0.1
居宅介護支援	318	24.9	13.7	20	100.0	1.0	393	15.8	12.5	15	150.0	0.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	14.8	3.8	13.5	20.0	12.0	178	8.2	6.4	6	30.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	17	20.7	15.9	20	75.0	6.0	329	10.6	7.5	10	60.0	0.0

(5) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者の通常の訪問や送迎ルート
の時間、距離

①事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの時間数（分）

事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの時間数の中山間地域の中央値をみると、「訪問リハビリテーション」は 35 分、「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所リハビリテーション」「居宅介護支援」は 30 分、「訪問介護」「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は 25 分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 22 分である。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」「訪問看護」「居宅介護支援」は 30 分、「訪問介護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」は 25 分、「通所介護」は 20.5 分、「小規模多機能型居宅介護」は 20 分、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 18 分である。

図表 5-29 事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの時間数（数値回答）

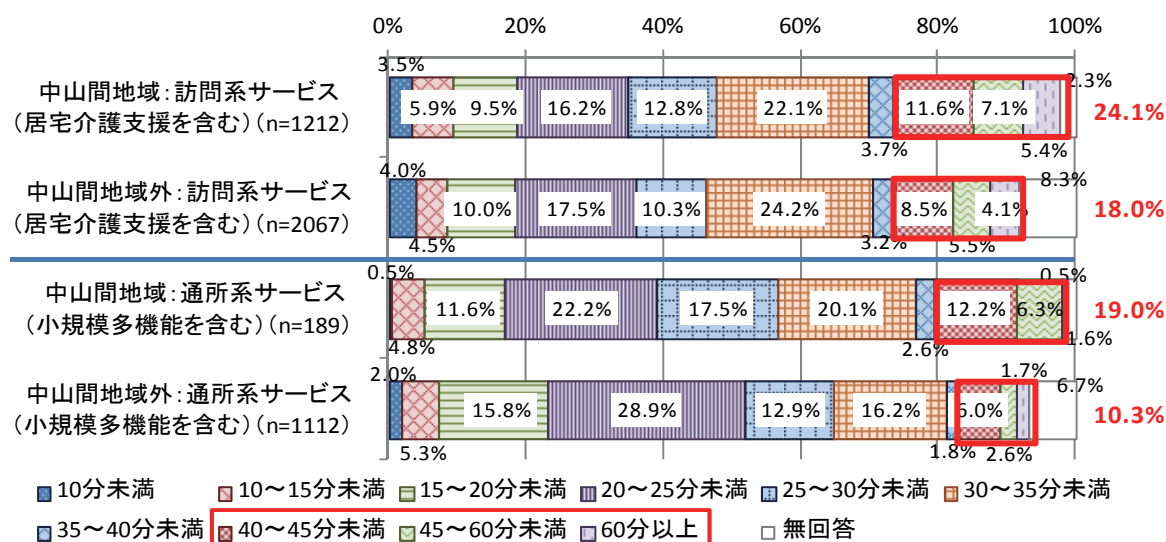
（単位：分）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1370	29.0	16.9	28.5	370.0	0.0	2932	26.4	12.8	25	120.0	0.0
訪問介護	512	27.1	14.8	25	120.0	0.0	339	26.4	12.8	25	90.0	0.0
訪問入浴介護	88	27.7	13.9	30	70.0	5.0	292	33.6	15.8	30	90.0	5.0
訪問看護	201	30.2	14.4	30	90.0	3.0	349	29.2	11.9	30	90.0	2.0
訪問リハビリテーション	39	45.6	54.9	35	370.0	20.0	329	24.6	11.3	25	75.0	1.0
通所介護	118	25.2	9.7	25	60.0	5.0	354	24.8	10.2	20.5	65.0	0.0
通所リハビリテーション	51	30.9	9.5	30	50.0	15.0	341	27.1	11.4	25	90.0	10.0
居宅介護支援	340	31.0	14.3	30	100.0	2.0	409	30.0	14.1	30	120.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	19.8	10.7	22	30.0	5.0	177	17.7	10.1	18	60.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	17	26.9	10.3	25	45.0	12.0	342	20.3	9.1	20	90.0	0.0

事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの時間数を分布でみると、中山間地域の方が時間のかかる傾向にあり、40分以上の割合でみると、「訪問系サービス（居宅介護支援を含む）」は24.1%、「通所系サービス（小規模多機能を含む）」は19.0%となっている。

図表 5-30 事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの時間数（数値回答）

	合計	Q5(4)1 [ALL]通常の訪問・送迎ルート:時間(最もかかる一方向)/分										
		10分未満	10～15分未満	15～20分未満	20～25分未満	25～30分未満	30～35分未満	35～40分未満	40～45分未満	45～60分未満	60分以上	無回答
中山間地域:訪問系サービス(居宅介護支援を含む)	1212	42	71	115	196	155	268	45	141	86	65	28
	100.0%	3.5%	5.9%	9.5%	16.2%	12.8%	22.1%	3.7%	11.6%	7.1%	5.4%	2.3%
中山間地域外:訪問系サービス(居宅介護支援を含む)	2067	83	93	206	361	212	500	67	175	114	84	172
	100.0%	4.0%	4.5%	10.0%	17.5%	10.3%	24.2%	3.2%	8.5%	5.5%	4.1%	8.3%
中山間地域:通所系サービス(小規模多機能を含む)	189	1	9	22	42	33	38	5	23	12	1	3
	100.0%	0.5%	4.8%	11.6%	22.2%	17.5%	20.1%	2.6%	12.2%	6.3%	0.5%	1.6%
中山間地域外:通所系サービス(小規模多機能を含む)	1112	22	59	176	321	144	180	20	67	29	19	75
	100.0%	2.0%	5.3%	15.8%	28.9%	12.9%	16.2%	1.8%	6.0%	2.6%	1.7%	6.7%



②事業所から一番距離が遠い利用者の通常の訪問や送迎ルート距離（km）

事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルートの距離の中山間地域の中央値をみると、「訪問リハビリテーション」は24.4 km、「訪問看護」「居宅介護支援」は18 km、「訪問入浴介護」は17 km、「訪問介護」「通所リハビリテーション」は15 km、「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は13 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は10.6 kmである。

中山間地域外の中央値をみると、「訪問入浴介護」は15 km、「訪問看護」「居宅介護支援」は12 km、「通所リハビリテーション」は11 km、「訪問リハビリテーション」「通所介護」は10 km、「小規模多機能型居宅介護」は8 km、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は5 kmである。

図表 5-31 事業所から一番距離が遠い利用者の通常の訪問や送迎ルートの距離（数値回答）

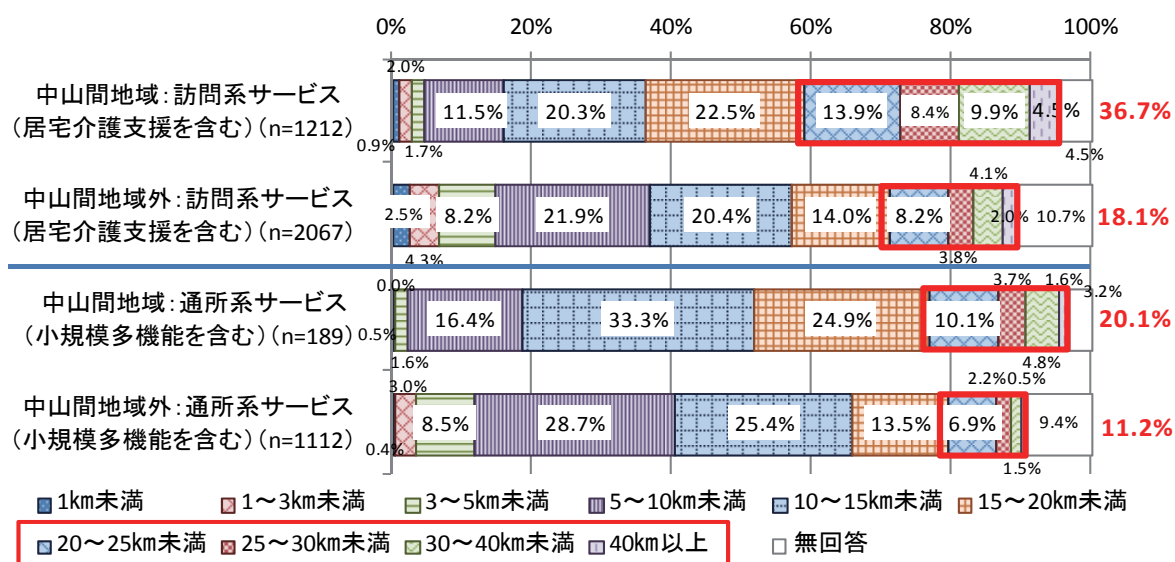
（単位：km）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1341	17.8	10.4	15.5	100.0	0.0	2852	12.1	8.4	10	65.0	0.0
訪問介護	502	16.2	9.8	15	100.0	0.0	326	10.5	7.2	10	40.0	0.0
訪問入浴介護	85	18.4	10.3	17	45.0	2.4	287	18.8	11.7	15	62.0	1.0
訪問看護	199	19.6	11.7	18	90.0	0.5	342	13.7	9.2	12	65.0	0.5
訪問リハビリテーション	39	23.6	11.5	24.4	55.0	6.0	326	11.4	8.2	10	50.0	0.0
通所介護	116	14.0	7.0	13	40.0	0.1	339	11.3	6.6	10	43.0	0.0
通所リハビリテーション	51	16.8	7.2	15	40.0	6.8	336	12.6	7.2	11	50.0	2.0
居宅介護支援	329	20.1	10.8	18	80.0	0.5	390	13.1	8.0	12	59.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	8.9	4.3	10.6	12.0	2.5	174	5.9	4.8	5	21.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	16	15.4	7.2	13	30.0	6.0	332	9.3	5.5	8	30.0	0.0

事業所から一番時間のかかる利用者の通常の訪問や送迎ルート距離を分布でみると、中山間地域の方が距離が遠い傾向にあり、20 km以上の割合でみると、「訪問系サービス（居宅介護支援を含む）」は36.7%、「通所系サービス（小規模多機能を含む）」は20.1%となっている。

図表 5-32 事業所から一番距離が遠い利用者の通常の訪問や送迎ルートの距離（数値回答）

	合計	Q5(4)2 [ALL]通常の訪問・送迎ルート距離(最も遠い一歩道)/km										
		1 km未満	1～3 km未満	3～5 km未満	5～10 km未満	10～15 km未満	15～20 km未満	20～25 km未満	25～30 km未満	30～40 km未満	40 km以上	無回答
中山間地域：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	1212	11	24	20	139	246	273	168	102	120	55	54
	100.0%	0.9%	2.0%	1.7%	11.5%	20.3%	22.5%	13.9%	8.4%	9.9%	4.5%	4.5%
中山間地域外：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	2067	51	88	169	453	421	289	170	79	84	41	222
	100.0%	2.5%	4.3%	8.2%	21.9%	20.4%	14.0%	8.2%	3.8%	4.1%	2.0%	10.7%
中山間地域：通所系サービス（小規模多機能を含む）	189	1	0	3	31	63	47	19	7	9	3	6
	100.0%	0.5%	0.0%	1.6%	16.4%	33.3%	24.9%	10.1%	3.7%	4.8%	1.6%	3.2%
中山間地域外：通所系サービス（小規模多機能を含む）	1112	4	33	94	319	283	150	77	24	17	6	105
	100.0%	0.4%	3.0%	8.5%	28.7%	25.4%	13.5%	6.9%	2.2%	1.5%	0.5%	9.4%



（６）通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者への移動費用の徴収状況

①通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者に対する移動費用の徴収有無

通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者に対する移動費用の徴収有無について、全体でみると、「徴収している」割合は、中山間地域は 18.8%、中山間地域外は 15.9%となっている。中山間地域と中山間地域外を事業種別に比較すると、「訪問リハビリテーション」は「徴収している」割合が高く、34.1%となっている。

図表 5-33 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者に対する移動費用の徴収有無
(単数回答)

	合計	Q5(5) [ALL] 通常地域を超えるサービスの移動に係る費用の徴収		
		徴収している	徴収していない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	264 18.8%	1082 77.2%	55 3.9%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	505 15.9%	2427 76.3%	247 7.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	96 18.3%	403 76.9%	25 4.8%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	77 20.1%	273 71.3%	33 8.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	17 18.7%	70 76.9%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	79 25.4%	210 67.5%	22 7.1%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	59 28.6%	139 67.5%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	85 22.5%	264 69.8%	29 7.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	14 34.1%	27 65.9%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	75 21.4%	255 72.9%	20 5.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	23 19.2%	93 77.5%	4 3.3%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	48 12.3%	298 76.6%	43 11.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	8 15.4%	43 82.7%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	29 7.9%	316 86.6%	20 5.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	44 12.7%	289 83.5%	13 3.8%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	48 10.9%	367 83.4%	25 5.7%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	26 12.7%	149 72.7%	30 14.6%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	3 17.6%	14 82.4%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	38 10.6%	295 82.4%	25 7.0%

②徴収金額の設定方法

通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者に対する移動費用を徴収している事業所について、徴収金額の設定方法を全体でみると、中山間地域、中山間地域外とも「距離に応じて設定している」の割合が高く、それぞれ 79.5%、84.8%となっている。

「その他」の回答内容をみると、「一定額」「地域で設定」「実費（交通機関の料金等）」等の回答が多かった。

図表 5-34 徴収金額の設定方法（単数回答）

	合計	Q5(5)-1 [ALL] 徴収金額の設定				
		距離に応じて設定している	時間に応じて設定している	距離、時間に応じて設定している	その他	無回答
中山間地域【全体】	264 100.0%	210 79.5%	0 0.0%	5 1.9%	39 14.8%	10 3.8%
中山間地域外【全体】	505 100.0%	428 84.8%	1 0.2%	9 1.8%	51 10.1%	16 3.2%
中山間地域-訪問介護	96 100.0%	84 87.5%	0 0.0%	2 2.1%	10 10.4%	0 0.0%
中山間地域外-訪問介護	77 100.0%	62 80.5%	1 1.3%	0 0.0%	8 10.4%	6 7.8%
中山間地域-訪問入浴介護	17 100.0%	13 76.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 17.6%	1 5.9%
中山間地域外-訪問入浴介護	79 100.0%	76 96.2%	0 0.0%	1 1.3%	2 2.5%	0 0.0%
中山間地域-訪問看護	59 100.0%	47 79.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 15.3%	3 5.1%
中山間地域外-訪問看護	85 100.0%	66 77.6%	0 0.0%	3 3.5%	11 12.9%	5 5.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	14 100.0%	11 78.6%	0 0.0%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	75 100.0%	65 86.7%	0 0.0%	2 2.7%	8 10.7%	0 0.0%
中山間地域-通所介護	23 100.0%	14 60.9%	0 0.0%	0 0.0%	8 34.8%	1 4.3%
中山間地域外-通所介護	48 100.0%	42 87.5%	0 0.0%	1 2.1%	4 8.3%	1 2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	8 100.0%	4 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	29 100.0%	26 89.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.3%	0 0.0%
中山間地域-居宅介護支援	44 100.0%	35 79.5%	0 0.0%	1 2.3%	3 6.8%	5 11.4%
中山間地域外-居宅介護支援	48 100.0%	40 83.3%	0 0.0%	2 4.2%	5 10.4%	1 2.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26 100.0%	20 76.9%	0 0.0%	0 0.0%	5 19.2%	1 3.8%
中山間地域-小規模多機能	3 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	38 100.0%	31 81.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 13.2%	2 5.3%

4. 利用者の状況

(1) 事業所の利用登録者数

①要介護度別利用者数・利用者割合

要介護度別の利用者数・利用割合をみると、いずれの事業種別とも、中山間地域と中山間地域外の要介護度別の比率に大きな違いは見られない。

図表 5-35 要介護度別利用者数・利用者割合

	①訪問介護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
要支援 1	2,574	13.0%	2,796	13.5%
要支援 2	3,230	16.3%	3,420	16.5%
要介護 1	4,842	24.4%	4,302	20.8%
要介護 2	3,870	19.5%	4,043	19.5%
要介護 3	2,160	10.9%	2,337	11.3%
要介護 4	1,595	8.0%	1,720	8.3%
要介護 5	1,183	6.0%	1,591	7.7%
その他	364	1.8%	479	2.3%
合計	19,818	100.0%	20,688	100.0%

	②訪問入浴介護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	4	0.4%	6	0.1%
	12	1.1%	49	0.5%
	37	3.3%	248	2.6%
	83	7.4%	707	7.5%
	158	14.1%	1,157	12.3%
	306	27.3%	2,345	24.9%
	496	44.2%	4,458	47.3%
	26	2.3%	452	4.8%
	1,122	100.0%	9,422	100.0%

	③訪問看護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	384	4.3%	622	3.5%
	706	7.9%	1,179	6.6%
	1,400	15.7%	2,781	15.5%
	1,638	18.3%	3,316	18.5%
	1,159	13.0%	2,517	14.1%
	1,225	13.7%	2,630	14.7%
	1,547	17.3%	3,003	16.8%
	881	9.9%	1,866	10.4%
	8,940	100.0%	17,914	100.0%

	④訪問リハ			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
要支援 1	103	4.7%	321	3.3%
要支援 2	275	12.5%	921	9.3%
要介護 1	348	15.8%	1,604	16.2%
要介護 2	501	22.7%	2,218	22.5%
要介護 3	390	17.7%	1,753	17.8%
要介護 4	323	14.6%	1,522	15.4%
要介護 5	256	11.6%	1,365	13.8%
その他	11	0.5%	168	1.7%
合計	2,207	100.0%	9,872	100.0%

	⑤通所介護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	847	11.5%	2,023	10.9%
	999	13.6%	2,510	13.6%
	1,937	26.3%	4,994	27.0%
	1,674	22.8%	4,333	23.4%
	963	13.1%	2,426	13.1%
	505	6.9%	1,357	7.3%
	265	3.6%	725	3.9%
	162	2.2%	148	0.8%
	7,352	100.0%	18,516	100.0%

	⑥通所リハ			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	397	9.8%	2,602	9.9%
	616	15.2%	4,050	15.4%
	1,029	25.3%	6,334	24.1%
	974	24.0%	6,307	24.0%
	582	14.3%	3,621	13.8%
	318	7.8%	2,278	8.7%
	136	3.3%	1,067	4.1%
	14	0.3%	47	0.2%
	4,066	100.0%	26,306	100.0%

	⑦居宅介護支援			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
要支援 1	1,663	6.2%	2,437	7.2%
要支援 2	2,147	8.1%	3,419	10.1%
要介護 1	7,893	29.6%	9,091	27.0%
要介護 2	6,786	25.5%	8,400	24.9%
要介護 3	3,972	14.9%	4,745	14.1%
要介護 4	2,515	9.4%	3,231	9.6%
要介護 5	1,545	5.8%	2,060	6.1%
その他	111	0.4%	310	0.9%
合計	26,632	100.0%	33,693	100.0%

	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	0	0.0%	73	1.8%
	0	0.0%	77	1.9%
	8	15.7%	1,045	25.8%
	11	21.6%	945	23.4%
	11	21.6%	640	15.8%
	10	19.6%	715	17.7%
	11	21.6%	440	10.9%
	0	0.0%	110	2.7%
	51	100.0%	4,045	100.0%

	⑨小規模多機能型居宅介護			
	中山間地域等		中山間地域等外	
	n	%	n	%
	12	3.9%	266	4.1%
	19	6.1%	365	5.7%
	93	30.0%	1,614	25.0%
	67	21.6%	1,617	25.1%
	62	20.0%	1,242	19.3%
	38	12.3%	822	12.7%
	19	6.1%	489	7.6%
	0	0.0%	33	0.5%
	310	100.0%	6,448	100.0%

(2) 平成 27 年 9 月一か月の総延べ利用者数

平成 27 年 9 月一か月の総延べ利用者数の中央値をみると、中山間地域の「訪問介護」は 242 人、「訪問入浴介護」は 28 人、「訪問看護」は 106.5 人、「訪問リハビリテーション」は 157 人、「通所介護」は 560 人、「通所リハビリテーション」は 585 人、「居宅介護支援」は 66 人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 258.5 人、「小規模多機能型居宅介護」は 314 人となっている。

中山間地域外の「訪問介護」は 178.5 人、「訪問入浴介護」は 65 人、「訪問看護」は 127 人、「訪問リハビリテーション」は 72.5 人、「通所介護」は 349 人、「通所リハビリテーション」は 496 人、「居宅介護支援」は 71 人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は 48 人、「小規模多機能型居宅介護」は 431.5 人となっている。

図表 5-36 平成 27 年 9 月一か月の総延べ利用者数

(単位：人)

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1194	291.9	377.9	140	3210.0	0.0	2786	326.9	607.0	171	16200.0	0.0
訪問介護	437	380.7	425.9	242	2928.0	1.0	324	390.4	570.9	178.5	4721.0	0.0
訪問入浴介護	79	68.6	189.4	28	1650.0	0.0	282	114.5	153.9	65	1551.0	1.0
訪問看護	182	194.7	253.5	106.5	1595.0	0.0	341	214.1	280.0	127	3190.0	1.0
訪問リハビリテーション	37	210.0	198.3	157	741.0	8.0	316	149.4	249.0	72.5	2838.0	0.0
通所介護	111	541.8	269.9	560	1445.0	26.0	350	418.2	267.8	349	1466.0	5.0
通所リハビリテーション	49	681.4	427.3	585	2448.0	98.0	339	573.2	434.7	496	3278.0	26.0
居宅介護支援	281	119.9	294.4	66	3210.0	0.0	359	108.9	218.4	71	2820.0	2.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	271.3	278.8	258.5	538.0	30.0	173	674.2	1933.3	48	16200.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	14	377.1	394.0	314	1209.0	18.0	302	447.6	289.2	431.5	1812.0	0.0

(3) 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の有無

①最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者

1) 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の有無

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の有無を全体でみると、中山間地域の事業所の方が「いる」割合が高く 48.3%を占めている。事業種別にみると、特に「訪問リハビリテーション」で 75.6%を占めている。

図表 5-37 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の有無
(単数回答)

	合計	Q6(4) [ALL]最も合理的な経路で 16 km以上離れた所の利用者有無		
		いる	いない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	676 48.3%	696 49.7%	29 2.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	671 21.1%	2383 75.0%	125 3.9%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	220 42.0%	294 56.1%	10 1.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	63 16.4%	302 78.9%	18 4.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	49 53.8%	40 44.0%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	138 44.4%	153 49.2%	20 6.4%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	119 57.8%	84 40.8%	3 1.5%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	108 28.6%	259 68.5%	11 2.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	31 75.6%	10 24.4%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	69 19.7%	271 77.4%	10 2.9%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	37 30.8%	80 66.7%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	58 14.9%	311 79.9%	20 5.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	24 46.2%	27 51.9%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	78 21.4%	274 75.1%	13 3.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	189 54.6%	149 43.1%	8 2.3%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	115 26.1%	308 70.0%	17 3.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	6 2.9%	193 94.1%	6 2.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	8 47.1%	2 11.8%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	36 10.1%	312 87.2%	10 2.8%

2) 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者数

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者数の中央値をみると、中山間地域は、「訪問看護」「居宅介護支援」が 5 人、「訪問リハビリテーション」が 4 人、「通所リハビリテーション」が 3.5 人、「訪問介護」「訪問入浴介護」「通所介護」が 3 人、「小規模多機能型居宅介護」が 1 人となっている。

中山間地域外は、「訪問入浴介護」が 4 人、「居宅介護支援」が 2.5 人、「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」が 2 人、「通所介護」が 1.5 人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」が 1 人となっている。

図表 5-38 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者数（数値回答）
（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	625	8.0	13.9	4	190.0	1.0	613	5.0	8.4	2	98.0	1.0
訪問介護	207	6.9	15.2	3	190.0	1.0	57	4.5	13.1	2	98.0	1.0
訪問入浴介護	46	5.3	7.6	3	36.0	1.0	126	6.8	8.0	4	40.0	1.0
訪問看護	114	7.6	9.6	5	65.0	1.0	95	4.9	8.7	2	55.0	1.0
訪問リハビリテーション	29	10.6	20.8	4	109.0	1.0	64	4.4	7.0	2	45.0	1.0
通所介護	29	4.3	4.4	3	18.0	1.0	54	2.6	2.7	1.5	15.0	1.0
通所リハビリテーション	22	9.1	14.9	3.5	71.0	1.0	71	4.4	5.0	2	22.0	1.0
居宅介護支援	172	10.5	15.5	5	103.0	1.0	106	6.2	10.3	2.5	81.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0						5	1.2	0.4	1	2.0	1.0
小規模多機能型居宅介護	6	2.3	2.1	1	5.0	1.0	35	2.4	3.6	1	22.0	1.0

3) 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の割合

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の割合の平均値をみると、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外、中山間地域の方が割合が高く、特に「訪問入浴介護」は 17.2%と割合が高くなっている。

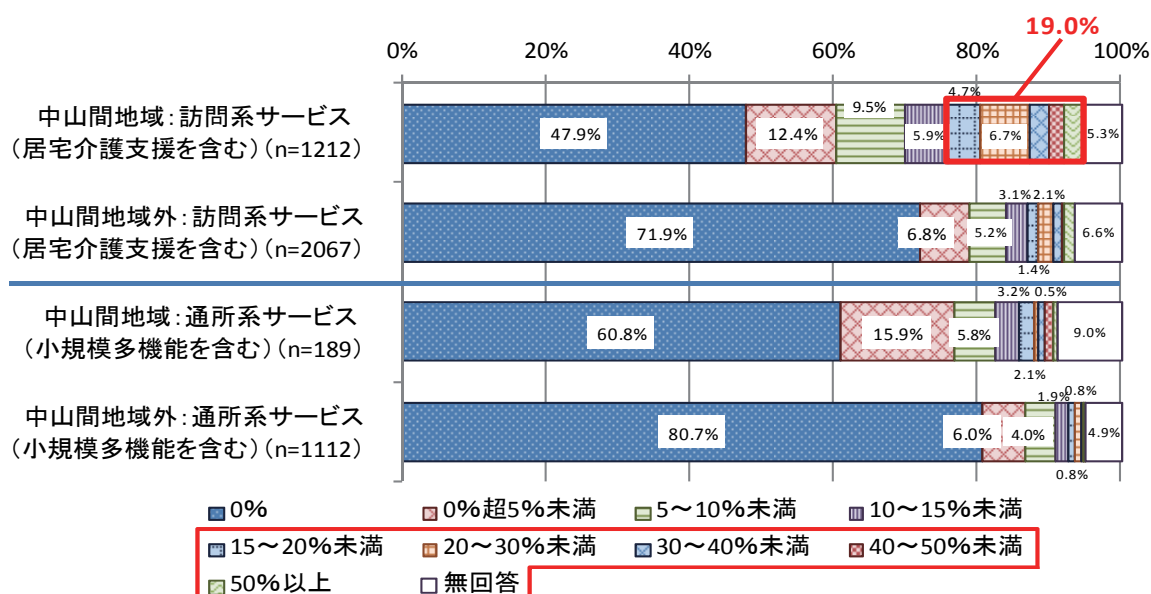
図表 5-39 最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の割合（数値回答）
（単位：%）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1320	7.7	14.4	0	100.0	0.0	2988	2.7	9.4	0	100.0	0.0
訪問介護	500	6.5	13.0	0	100.0	0.0	358	1.4	6.0	0	89.1	0.0
訪問入浴介護	86	17.2	22.8	5.8	100.0	0.0	279	9.5	16.3	0	100.0	0.0
訪問看護	198	10.3	15.4	2.9	100.0	0.0	353	3.3	10.1	0	100.0	0.0
訪問リハビリテーション	39	11.1	15.7	6.25	68.6	0.0	334	3.6	12.4	0	100.0	0.0
通所介護	109	2.0	5.3	0	40.9	0.0	365	1.3	5.7	0	83.3	0.0
通所リハビリテーション	49	5.0	10.5	0	50.0	0.0	345	1.9	7.4	0	100.0	0.0
居宅介護支援	321	7.4	13.9	1.2	100.0	0.0	410	2.3	7.6	0	87.5	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0.0	0.0	0	0.0	0.0	197	0.4	3.7	0	50.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	14	5.8	11.8	0	41.7	0.0	347	1.3	6.3	0	95.7	0.0

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者の割合を分布でみると中山間地域は中山間地域外と比較して「0%」の割合が低くなっている。「訪問系サービス（居宅介護支援を含む）」は、利用者に占める比率が15%以上であるところが約2割を占めている。

図表 5-40 最も合理的な経路で事業所から16km以上離れたところに居住する利用者の割合(数値回答)

	合計	Q6(4) sq [ALL]最も合理的な経路で16 km以上離れた所の利用者の割合									無回答
		0%	0%超 5%未満	5～10% 未満	10～15% 未満	15～20% 未満	20～30% 未満	30～40% 未満	40～50% 未満	50% 以上	
中山間地域：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	1212	581	150	115	72	57	81	35	23	34	64
	100.0%	47.9%	12.4%	9.5%	5.9%	4.7%	6.7%	2.9%	1.9%	2.8%	5.3%
中山間地域外：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	2067	1486	141	108	64	28	44	22	10	28	136
	100.0%	71.9%	6.8%	5.2%	3.1%	1.4%	2.1%	1.1%	0.5%	1.4%	6.6%
中山間地域：通所系サービス（小規模多機能を含む）	189	115	30	11	6	4	1	2	2	1	17
	100.0%	60.8%	15.9%	5.8%	3.2%	2.1%	0.5%	1.1%	1.1%	0.5%	9.0%
中山間地域外：通所系サービス（小規模多機能を含む）	1112	897	67	45	21	9	9	4	2	3	55
	100.0%	80.7%	6.0%	4.0%	1.9%	0.8%	0.8%	0.4%	0.2%	0.3%	4.9%



②16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者

1) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の有無

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の有無をみると、「通所介護」「小規模多機能型居宅介護」以外、中山間地域の事業所の方が「いる」割合が高くなっている。

図表 5-41 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち
散居村に住んでいる利用者の有無（単数回答）

	合計	Q6(4)-1 [ALL]利用者数:散居村に住んでいる		
		いる	いない	無回答
中山間地域【全体】	676 100.0%	305 45.1%	180 26.6%	191 28.3%
中山間地域外【全体】	671 100.0%	207 30.8%	233 34.7%	231 34.4%
中山間地域-訪問介護	220 100.0	94 42.7	54 24.5	72 32.7
中山間地域外-訪問介護	63 100.0	16 25.4	20 31.7	27 42.9
中山間地域-訪問入浴介護	49 100.0	20 40.8	13 26.5	16 32.7
中山間地域外-訪問入浴介護	138 100.0	39 28.3	49 35.5	50 36.2
中山間地域-訪問看護	119 100.0	55 46.2	31 26.1	33 27.7
中山間地域外-訪問看護	108 100.0	31 28.7	38 35.2	39 36.1
中山間地域-訪問リハビリテーション	31 100.0	18 58.1	3 9.7	10 32.3
中山間地域外-訪問リハビリテーション	69 100.0	26 37.7	25 36.2	18 26.1
中山間地域-通所介護	37 100.0	16 43.2	10 27.0	11 29.7
中山間地域外-通所介護	58 100.0	25 43.1	12 20.7	21 36.2
中山間地域-通所リハビリテーション	24 100.0	14 58.3	8 33.3	2 8.3
中山間地域外-通所リハビリテーション	78 100.0	29 37.2	28 35.9	21 26.9
中山間地域-居宅介護支援	189 100.0	86 45.5	59 31.2	44 23.3
中山間地域外-居宅介護支援	115 100.0	31 27.0	48 41.7	36 31.3
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 100.0	0 0.0	4 66.7	2 33.3
中山間地域-小規模多機能	7 100.0%	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%
中山間地域外-小規模多機能	36 100.0%	10 27.8%	9 25.0%	17 47.2%

2) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者数

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の数の中央値をみると、中山間地域は、「訪問リハビリテーション」は2人、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「通所リハビリテーション」「居宅介護支援」は1人、「小規模多機能型居宅介護」は0.5人となっている。

中山間地域外は、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」は1人、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は0人となっている。

図表 5-42 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者数（数値回答）
（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	482	3.4	6.0	1	44.0	0.0	439	1.6	3.6	0	39.0	0.0
訪問介護	147	2.9	4.7	1	30.0	0.0	36	1.3	2.9	0	16.0	0.0
訪問入浴介護	32	2.2	4.1	1	20.0	0.0	87	1.9	4.9	0	39.0	0.0
訪問看護	85	3.4	5.9	1	31.0	0.0	69	1.4	3.5	0	27.0	0.0
訪問リハビリテーション	21	8.0	11.9	2	44.0	0.0	51	1.5	2.9	1	14.0	0.0
通所介護	26	3.4	5.5	1	19.0	0.0	37	2.5	4.4	1	20.0	0.0
通所リハビリテーション	22	3.0	4.5	1	15.0	0.0	57	1.9	3.8	1	21.0	0.0
居宅介護支援	145	3.9	6.4	1	38.0	0.0	79	1.3	2.4	0	10.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0						4	0.0	0.0	0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	4	0.5	0.6	0.5	1.0	0.0	19	0.8	1.6	1	7.0	0.0

3) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の割合

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の割合の平均値をみると、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外、中山間地域の方が割合が高く、特に「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」はやや割合が高く、それぞれ 7.8%、7.2%となっている。

図表 5-43 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち散居村に住んでいる利用者の割合（数値回答）
（単位：%）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1178	3.2	9.4	0	100.0	0.0	2818	0.7	3.9	0	83.3	0.0
訪問介護	441	2.6	8.7	0.0	100.0	0.0	337	0.3	1.6	0.0	20.0	0.0
訪問入浴介護	72	7.8	19.3	0.0	100.0	0.0	240	2.0	6.8	0.0	52.7	0.0
訪問看護	169	3.9	9.4	0.0	73.0	0.0	327	0.8	3.8	0.0	35.1	0.0
訪問リハビリテーション	31	7.2	10.3	2.6	41.9	0.0	322	1.1	5.6	0.0	60.9	0.0
通所介護	106	1.8	8.7	0.0	83.3	0.0	348	0.7	5.1	0.0	83.3	0.0
通所リハビリテーション	49	3.0	8.9	0.0	50.0	0.0	331	0.6	3.5	0.0	50.0	0.0
居宅介護支援	294	2.7	6.2	0.0	45.8	0.0	385	0.4	1.6	0.0	13.3	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	197	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	12	0.7	1.6	0.0	4.5	0.0	331	0.3	2.4	0.0	41.2	0.0

③16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者

1) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の有無

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の有無をみると、いずれの事業種別も中山間地域の事業所の方が「いる」割合が高くなっている。

図表 5-44 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の有無（単数回答）

	合計	Q6(4)-1 [ALL]利用者数:利用範囲に同種の事業所がない		
		いる	いない	無回答
中山間地域【全体】	676 100.0%	271 40.1%	203 30.0%	202 29.9%
中山間地域外【全体】	671 100.0%	182 27.1%	251 37.4%	238 35.5%
中山間地域-訪問介護	220 100.0	81 36.8	63 28.6	76 34.5
中山間地域外-訪問介護	63 100.0	14 22.2	24 38.1	25 39.7
中山間地域-訪問入浴介護	49 100.0	31 63.3	8 16.3	10 20.4
中山間地域外-訪問入浴介護	138 100.0	37 26.8	52 37.7	49 35.5
中山間地域-訪問看護	119 100.0	69 58.0	31 26.1	19 16.0
中山間地域外-訪問看護	108 100.0	28 25.9	45 41.7	35 32.4
中山間地域-訪問リハビリテーション	31 100.0	22 71.0	5 16.1	4 12.9
中山間地域外-訪問リハビリテーション	69 100.0	38 55.1	19 27.5	12 17.4
中山間地域-通所介護	37 100.0	11 29.7	12 32.4	14 37.8
中山間地域外-通所介護	58 100.0	9 15.5	21 36.2	28 48.3
中山間地域-通所リハビリテーション	24 100.0	10 41.7	9 37.5	5 20.8
中山間地域外-通所リハビリテーション	78 100.0	28 35.9	25 32.1	25 32.1
中山間地域-居宅介護支援	189 100.0	44 23.3	74 39.2	71 37.6
中山間地域外-居宅介護支援	115 100.0	11 9.6	56 48.7	48 41.7
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7
中山間地域-小規模多機能	7 100.0%	3 42.9%	1 14.3%	3 42.9%
中山間地域外-小規模多機能	36 100.0%	13 36.1%	8 22.2%	15 41.7%

2) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者数

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者数の中央値をみると、中山間地域は、「訪問リハビリテーション」は2人、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」は1人、「通所介護」「居宅介護支援」は0人となっている。

中山間地域外は、「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」は1人、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「居宅介護支援」は0人となっている。

図表 5-45 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	474	4.4	12.0	1	190.0	0.0	433	1.5	4.3	0	55.0	0.0
訪問介護	144	4.8	17.3	1	190.0	0.0	38	0.9	1.7	0	7.0	0.0
訪問入浴介護	39	3.4	5.8	1	26.0	0.0	89	1.1	2.0	0	11.0	0.0
訪問看護	100	5.2	8.7	1	53.0	0.0	73	2.4	7.6	0	55.0	0.0
訪問リハビリテーション	27	5.9	9.1	2	40.0	0.0	57	2.9	6.5	1	45.0	0.0
通所介護	23	2.5	5.0	0	18.0	0.0	30	1.4	4.0	0	20.0	0.0
通所リハビリテーション	19	6.3	15.1	1	65.0	0.0	53	1.3	1.9	1	7.0	0.0
居宅介護支援	118	3.5	9.0	0	60.0	0.0	67	0.7	1.7	0	7.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0						5	0.8	0.4	1	1.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	4	1.8	2.2	1	5.0	0.0	21	1.1	1.7	1	7.0	0.0

3) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の割合

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の割合の平均値をみると、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外、中山間地域の方が割合が高く、特に「訪問入浴介護」が14.8%で割合が高くなっている。

図表 5-46 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、同種のサービスを提供する事業所がない利用者の割合（数値回答）

（単位：%）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1169	4.6	19.5	0	383.3	0.0	2816	0.8	5.1	0	100.0	0.0
訪問介護	437	3.0	11.5	0.0	164.3	0.0	340	0.3	2.0	0.0	20.0	0.0
訪問入浴介護	79	14.8	33.8	0.0	250.0	0.0	242	2.7	9.9	0.0	100.0	0.0
訪問看護	184	8.8	31.2	0.0	383.3	0.0	332	1.0	4.5	0.0	35.1	0.0
訪問リハビリテーション	37	5.7	8.1	2.0	29.4	0.0	328	2.0	8.4	0.0	100.0	0.0
通所介護	103	3.4	29.6	0.0	300.0	0.0	341	0.3	1.9	0.0	24.4	0.0
通所リハビリテーション	46	3.0	9.4	0.0	50.0	0.0	327	0.4	1.9	0.0	24.1	0.0
居宅介護支援	267	1.7	5.8	0.0	43.0	0.0	375	0.4	4.7	0.0	87.5	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	198	0.4	3.7	0.0	50.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	12	4.1	11.9	0.0	41.7	0.0	333	0.4	2.8	0.0	41.2	0.0

④16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の有無・割合

1) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の有無

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の有無を全体でみると、中山間地域の方が「いる」割合が高く、16.1%となっている。

図表 5-47 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の有無（単数回答）

	合計	Q6(4)-1 [ALL]利用者数:利用範囲に介護保険外サービス提供の事業所等がない		
		いる	いない	無回答
中山間地域【全体】	676 100.0%	109 16.1%	274 40.5%	293 43.3%
中山間地域外【全体】	671 100.0%	42 6.3%	308 45.9%	321 47.8%
中山間地域-訪問介護	220 100.0	29 13.2	83 37.7	108 49.1
中山間地域外-訪問介護	63 100.0	3 4.8	25 39.7	35 55.6
中山間地域-訪問入浴介護	49 100.0	6 12.2	17 34.7	26 53.1
中山間地域外-訪問入浴介護	138 100.0	2 1.4	66 47.8	70 50.7
中山間地域-訪問看護	119 100.0	19 16.0	55 46.2	45 37.8
中山間地域外-訪問看護	108 100.0	7 6.5	52 48.1	49 45.4
中山間地域-訪問リハビリテーション	31 100.0	2 6.5	13 41.9	16 51.6
中山間地域外-訪問リハビリテーション	69 100.0	8 11.6	39 56.5	22 31.9
中山間地域-通所介護	37 100.0	6 16.2	11 29.7	20 54.1
中山間地域外-通所介護	58 100.0	5 8.6	21 36.2	32 55.2
中山間地域-通所リハビリテーション	24 100.0	2 8.3	15 62.5	7 29.2
中山間地域外-通所リハビリテーション	78 100.0	2 2.6	38 48.7	38 48.7
中山間地域-居宅介護支援	189 100.0	44 23.3	77 40.7	68 36.0
中山間地域外-居宅介護支援	115 100.0	8 7.0	56 48.7	51 44.3
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3
中山間地域-小規模多機能	7 100.0%	1 14.3%	3 42.9%	3 42.9%
中山間地域外-小規模多機能	36 100.0%	4 11.1%	10 27.8%	22 61.1%

2) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者数

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者数の中央値をみると、中山間地域は、いずれも0人となっている。中山間地域外は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が1人、他は0人となっている。

図表 5-48 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者数（数値回答）

（単位：人）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	383	1.6	5.0	0	60.0	0.0	350	0.4	1.8	0	20.0	0.0
訪問介護	112	1.1	2.6	0	15.0	0.0	28	0.3	1.0	0	5.0	0.0
訪問入浴介護	23	1.3	3.1	0	13.0	0.0	68	0.1	0.4	0	3.0	0.0
訪問看護	74	1.3	3.9	0	29.0	0.0	59	0.5	1.8	0	11.0	0.0
訪問リハビリテーション	15	1.7	6.2	0	24.0	0.0	47	0.6	2.0	0	10.0	0.0
通所介護	17	1.4	4.1	0	17.0	0.0	26	1.4	4.3	0	20.0	0.0
通所リハビリテーション	17	0.1	0.3	0	1.0	0.0	40	0.1	0.3	0	2.0	0.0
居宅介護支援	121	2.5	7.4	0	60.0	0.0	64	0.5	1.4	0	6.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0						4	0.8	0.5	1	1.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	4	1.3	2.5	0	5.0	0.0	14	0.8	1.9	0	7.0	0.0

3) 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の割合

最も合理的な経路で事業所から 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の割合の平均値をみると、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外、中山間地域の方がやや割合が高くなっている。

図表 5-49 16 km以上離れたところに居住する利用者のうち該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービスを提供する事業所や団体等がない利用者の割合（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1079	1.3	6.4	0	100.0	0.0	2732	0.3	3.3	0	100.0	0.0
訪問介護	406	1.0	4.8	0	50.0	0.0	330	0.1	1.5	0	20.0	0.0
訪問入浴介護	63	4.9	18.0	0	100.0	0.0	221	0.2	2.4	0	33.3	0.0
訪問看護	158	1.6	5.8	0	36.4	0.0	318	0.6	5.2	0	66.7	0.0
訪問リハビリテーション	25	0.9	4.0	0	19.8	0.0	318	0.7	6.4	0	100.0	0.0
通所介護	97	0.4	2.1	0	14.5	0.0	337	0.1	1.5	0	24.4	0.0
通所リハビリテーション	44	0.1	0.8	0	5.0	0.0	314	0.0	0.2	0	3.4	0.0
居宅介護支援	270	1.4	5.1	0	42.3	0.0	372	0.1	0.9	0	10.7	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0.0	0.0	0	0.0	0.0	196	0.3	3.6	0	50.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	12	1.8	6.3	0	21.7	0.0	326	0.2	2.4	0	41.2	0.0

(4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある利用者

①豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の有無

豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の有無をみると、中山間地域の事業所の方が「いる」割合が高く、いずれの事業種別も過半数を超えている。

図表 5-50 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の有無

(単数回答)

	合計	Q6(5) [ALL]天候により訪問や送迎が困難な時期がある利用者有無		
		いる	いない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	816 58.2%	521 37.2%	64 4.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1053 33.1%	1903 59.9%	223 7.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	302 57.6%	199 38.0%	23 4.4%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	110 28.7%	246 64.2%	27 7.0%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	46 50.5%	41 45.1%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	122 39.2%	170 54.7%	19 6.1%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	120 58.3%	78 37.9%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	129 34.1%	225 59.5%	24 6.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	21 51.2%	18 43.9%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	109 31.1%	224 64.0%	17 4.9%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	80 66.7%	36 30.0%	4 3.3%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	157 40.4%	212 54.5%	20 5.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	36 69.2%	15 28.8%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	169 46.3%	179 49.0%	17 4.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	199 57.5%	127 36.7%	20 5.8%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	84 19.1%	319 72.5%	37 8.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	35 17.1%	152 74.1%	18 8.8%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	10 58.8%	5 29.4%	2 11.8%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	138 38.5%	176 49.2%	44 12.3%

②豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者数

豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者数の中央値をみると、中山間地域は、「通所リハビリテーション」「居宅介護支援」「小規模多機能型居宅介護」は6人、「訪問介護」は4人、「訪問看護」は3.5人、「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」「通所介護」は3人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は2人となっている。

中山間地域外は、「通所リハビリテーション」は5人、「通所介護」は4.5人、「訪問介護」は4人、「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅介護支援」「小規模多機能型居宅介護」は3人、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は2.5人となっている。

図表 5-51 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者数(数値回答)
(単位：人)

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	755	11.4	24.7	4	462.0	1.0	970	11.4	32.6	3	783.0	1.0
訪問介護	272	9.0	29.3	4	462.0	1.0	102	10.5	19.6	4	110.0	1.0
訪問入浴介護	43	5.0	7.9	3	48.0	1.0	115	8.4	14.0	3	76.0	1.0
訪問看護	112	8.2	13.7	3.5	92.0	1.0	117	9.4	20.7	3	125.0	1.0
訪問リハビリテーション	18	9.2	11.8	3	49.0	1.0	99	9.8	22.7	3	181.0	1.0
通所介護	75	11.1	19.0	3	81.0	1.0	148	16.9	66.3	4.5	783.0	1.0
通所リハビリテーション	31	18.7	31.4	6	137.0	1.0	150	14.2	21.5	5	110.0	1.0
居宅介護支援	192	17.5	26.4	6	152.0	1.0	77	19.3	41.3	3	190.0	1.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2.0	0.0	2	2.0	2.0	32	4.6	5.0	2.5	21.0	1.0
小規模多機能型居宅介護	10	7.9	6.2	6	22.0	1.0	130	5.5	5.7	3	23.0	1.0

③豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の割合

豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の割合の平均値をみると、「訪問リハビリテーション」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」以外、中山間地域の方が割合が高く、特に「訪問入浴介護」が28.6%、「小規模多機能型居宅介護」が27.9%となっている。

図表 5-52 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期のある利用者の割合
(数値回答) (単位：%)

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
全体	1274	16.7	28.6	3.1	100.0	0.0	2864	9.4	23.5	0.0	100.0	0.0
訪問介護	470	14.9	25.2	3.6	100.0	0.0	347	7.1	18.8	0.0	100.0	0.0
訪問入浴介護	84	28.6	39.1	3.4	100.0	0.0	282	13.5	29.3	0.0	100.0	0.0
訪問看護	190	17.3	29.8	2.8	100.0	0.0	341	6.8	19.1	0.0	100.0	0.0
訪問リハビリテーション	36	9.2	18.2	1.3	100.0	0.0	322	11.9	27.8	0.0	100.0	0.0
通所介護	111	15.3	28.0	3.4	100.0	0.0	360	10.5	24.3	0.0	100.0	0.0
通所リハビリテーション	46	18.1	27.6	3.9	100.0	0.0	329	12.2	27.0	0.0	100.0	0.0
居宅介護支援	318	16.7	29.9	2.7	100.0	0.0	394	3.8	15.4	0.0	100.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	5.3	6.8	3.4	14.3	0.0	183	6.0	18.1	0.0	100.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	15	27.9	33.4	22.7	100.0	0.0	306	13.5	26.3	0.0	100.0	0.0

5. 従事者の状況

(1) 従事者数

①訪問介護

訪問介護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「訪問介護員」は5.9人、「その他職員」は1.0人、「常勤換算計」は6.9人となっている。中山間地域外は、「訪問介護員」は8.2人、「その他職員」は1.1人、「常勤換算計」は9.3人となっている。

図表 5-53 従事者数：平均値（常勤換算数）：訪問介護（数値回答）

	中山間地域 n=493	中山間地域外 n=346
訪問介護員	5.9 人	8.2 人
その他の職員	1.0 人	1.1 人
常勤換算計	6.9 人	9.3 人

②訪問入浴介護

訪問入浴介護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「訪問介護員」は2.4人、「看護職員」は1.2人、「その他職員」は0.4人、「常勤換算計」は4.0人となっている。中山間地域外は、「訪問介護員」は3.8人、「看護職員」は2.0人、「その他職員」は0.9人、「常勤換算計」は6.6人となっている。

図表 5-54 従事者数：平均値（常勤換算数）：訪問入浴介護（数値回答）

	中山間地域 n=80	中山間地域外 n=273
訪問介護員	2.4 人	3.8 人
看護職員	1.2 人	2.0 人
その他の職員	0.4 人	0.9 人
常勤換算計	4.0 人	6.6 人

③訪問看護

訪問看護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「看護職員」は5.5人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は0.8人、「その他職員」は1.5人、「常勤換算計」は7.8人となっている。中山間地域外は、「看護職員」は5.0人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は1.1人、「その他職員」は1.1人、「常勤換算計」は7.2人となっている。

図表 5-55 従事者数：平均値（常勤換算数）：訪問看護（数値回答）

	中山間地域 n=160	中山間地域外 n=341
看護職員	5.5 人	5.0 人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.8 人	1.1 人
その他の職員	1.5 人	1.1 人
常勤換算計	7.8 人	7.2 人

④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「理学療法士」は3.1人、「作業療法士」は1.2人、「言語聴覚士」は0.3人、「常勤換算計」は4.7人となっている。中山間地域外は、「理学療法士」は2.9人、「作業療法士」は1.2人、「言語聴覚士」は0.4人、「常勤換算計」は4.4人となっている。

図表 5-56 従事者数：平均値（常勤換算数）：訪問リハビリテーション（数値回答）

	中山間地域 n=38	中山間地域外 n=325
理学療法士	3.1 人	2.9 人
作業療法士	1.2 人	1.2 人
言語聴覚士	0.3 人	0.4 人
常勤換算計	4.7 人	4.4 人

⑤通所介護

通所介護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「生活相談員」は1.6人、「介護職員」は6.2人、「機能訓練指導員」は1.3人、「その他職員」は2.0人、「常勤換算計」は11.1人となっている。中山間地域外は、「生活相談員」は1.6人、「介護職員」は5.0人、「機能訓練指導員」は1.2人、「その他職員」は1.4人、「常勤換算計」は9.2人となっている。

図表 5-57 従事者数：平均値（常勤換算数）：通所介護（数値回答）

	中山間地域 n=108	中山間地域外 n=324
生活相談員	1.6 人	1.6 人
介護職員	6.2 人	5.0 人
機能訓練指導員	1.3 人	1.2 人
その他の職員	2.0 人	1.4 人
常勤換算計	11.1 人	9.2 人

⑥通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「医師・歯科医師」は0.7人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は2.9人、「看護職員」は1.8人、「介護職員」は9.0人、「その他職員」は1.3人、「常勤換算計」は15.7人となっている。中山間地域外は、「医師・歯科医師」は0.9人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は3.2人、「看護職員」は2.1人、「介護職員」は8.6人、「その他職員」は2.3人、「常勤換算計」は17.0人となっている。

図表 5-58 従事者数：平均値（常勤換算数）：通所リハビリテーション（数値回答）

	中山間地域 n=49	中山間地域外 n=305
医師・歯科医師	0.7 人	0.9 人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2.9 人	3.2 人
看護職員	1.8 人	2.1 人
介護職員	9.0 人	8.6 人
その他の職員	1.3 人	2.3 人
常勤換算計	15.7 人	17.0 人

⑦居宅介護支援

居宅介護支援の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「介護支援専門員」は2.5人、「その他職員」は0.5人、「常勤換算計」は3.0人となっている。中山間地域外は、「介護支援専門員」は2.6人、「その他職員」は0.8人、「常勤換算計」は3.4人となっている。

図表 5-59 従事者数：平均値（常勤換算数）：居宅介護支援（数値回答）

	中山間地域 n=327	中山間地域外 n=426
介護支援専門員	2.5 人	2.6 人
その他の職員	0.5 人	0.8 人
常勤換算計	3.0 人	3.4 人

⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「訪問介護員等」は6.5人、「看護職員」は0.7人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は0.0人、「オペレーター」は4.5人、「その他職員」は2.3人、「常勤換算計」は12.0人となっている。中山間地域外は、「訪問介護員等」は11.8人、「看護職員」は1.2人、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」は0.2人、「オペレーター」は5.8人、「その他職員」は0.5人、「常勤換算計」は19.5人となっている。

図表 5-60 従事者数：平均値（常勤換算数）：定期巡回・随時対応型訪問介護看護（数値回答）

	中山間地域 n=4	中山間地域外 n=168
訪問介護員等	6.5 人	11.8 人
看護職員	0.7 人	1.2 人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.0 人	0.2 人
オペレーター	4.5 人	5.8 人
その他の職員	2.3 人	0.5 人
常勤換算計	12.0 人	19.5 人

⑨小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の従事者数の平均値をみると、中山間地域は、「介護職員」は9.6人、「看護職員」は1.1人、「介護支援専門員」は0.7人、「その他職員」は0.6人、「常勤換算計」は12.0人となっている。中山間地域外は、「介護職員」は9.5人、「看護職員」は1.1人、「介護支援専門員」は0.8人、「その他職員」は0.7人、「常勤換算計」は12.2人となっている。

図表 5-61 従事者数：平均値（常勤換算数）：小規模多機能型居宅介護（数値回答）

	中山間地域 n=14	中山間地域外 n=308
介護職員	9.6 人	9.5 人
看護職員	1.1 人	1.1 人
介護支援専門員	0.7 人	0.8 人
その他の職員	0.6 人	0.7 人
常勤換算計	12.0 人	12.2 人

(2) 勤務時間と訪問回数・送迎回数

①勤務時間に占める移動時間割合

<常勤職員>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護について、平成27年10月1日に訪問に関わった常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域は、「訪問介護※訪問介護員」は12.5%、「訪問入浴介護※介護職員」は20.0%、「訪問看護※訪問看護従事者」は16.7%、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は22.4%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は14.2%、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は18.8%となっている。

中山間地域外は、「訪問介護※訪問介護員」は12.5%、「訪問入浴介護※介護職員」は20.0%、「訪問看護※訪問看護従事者」は17.2%、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は23.0%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は11.8%、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は16.7%となっている。

図表 5-62 勤務時間に占める移動時間割合：常勤職員：訪問に関わった職員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
訪問介護 ※訪問介護員	462	15.2	11.8	12.5	90.9	0.0	312	13.7	11.0	12.5	86.3	0.0
訪問入浴介護 ※介護職員	81	22.0	10.3	20.0	50.0	0.8	269	20.3	10.5	20.0	81.3	0.0
訪問看護 ※訪問看護従事者	192	19.5	13.1	16.7	90.9	0.0	346	19.3	12.2	17.2	95.8	0.0
訪問リハビリテーション ※訪問リハビリテーション職員	35	22.4	8.5	22.4	42.2	7.8	304	23.6	12.2	23.0	96.8	0.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※訪問介護員	4	14.9	8.6	14.2	25.0	6.2	167	16.1	14.0	11.8	85.3	0.0
小規模多機能型居宅介護※介護職員	15	20.3	16.7	18.8	50.0	0.0	279	21.7	19.5	16.7	96.8	0.0

通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年 10 月 1 日に送迎に関わった常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域は、「通所介護」は 16.7%、「通所リハビリテーション」は 24.6%、「小規模多機能型居宅介護」は 12.5%となっている。

中山間地域外は、「通所介護」は 16.8%、「通所リハビリテーション」は 20.0%、「小規模多機能型居宅介護」は 16.7%となっている。

図表 5-63 勤務時間に占める移動時間割合：常勤職員：送迎に関わった職員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
通所介護	106	18.8	11.8	16.7	69.6	3.3	312	19.9	15.0	16.8	86.3	0.0
通所リハビリテーション	46	25.1	12.3	24.6	70.2	10.9	306	22.2	13.3	20.0	82.8	0.0
小規模多機能型居宅介護	15	24.9	21.6	12.5	72.7	6.3	275	27.0	26.3	16.7	100.0	0.0

居宅介護支援について、平成 27 年 10 月 1 日に送迎に関わった常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域、中山間地域外とも 12.5%となっている。

図表 5-64 勤務時間に占める移動時間割合：常勤職員：介護支援専門員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
居宅介護支援	312	19.6	23.2	12.5	100.0	0.0	350	18.8	21.4	12.5	100.0	0.0

<非常勤職員>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年 10 月 1 日に訪問に関わった非常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域は、「訪問介護※訪問介護員」は 19.4%、「訪問入浴介護※介護職員」は 25.0%、「訪問看護※訪問看護従事者」は 19.6%、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 21.7%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 18.4%、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 9.4%となっている。

中山間地域外は、「訪問介護※訪問介護員」は 19.4%、「訪問入浴介護※介護職員」は 22.8%、「訪問看護※訪問看護従事者」は 20.8%、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 23.1%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 20.4%、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 12.8%となっている。

図表 5-65 勤務時間に占める移動時間割合：非常勤職員：訪問に関わった職員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
訪問介護 ※訪問介護員	393	21.0	12.6	19.4	93.8	0.0	288	20.5	13.8	19.4	92.6	0.0
訪問入浴介護 ※介護職員	62	25.6	11.5	25.0	61.9	0.8	238	24.0	9.9	22.8	57.1	0.0
訪問看護 ※訪問看護従事者	98	21.1	11.4	19.6	50.0	0.0	236	22.9	14.2	20.8	96.5	0.0
訪問リハビリテーション ※訪問リハビリテーション 職員	6	24.0	5.6	21.7	31.6	18.6	61	23.0	11.6	23.1	57.1	0.0
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護 ※訪問介護員	2	18.4	7.1	18.4	23.4	13.3	142	21.6	14.8	20.4	66.7	0.0
小規模多機能型居 宅介護※介護職員	7	14.1	14.8	9.4	36.4	0.0	150	19.1	19.5	12.8	100.0	0.0

通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年 10 月 1 日に送迎に関わった非常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域は、「通所介護」は 15.5%、「通所リハビリテーション」は 26.3%、「小規模多機能型居宅介護」は 6.7%となっている。

中山間地域外は、「通所介護」は 17.3%、「通所リハビリテーション」は 25.0%、「小規模多機能型居宅介護」は 13.7%となっている。

図表 5-66 勤務時間に占める移動時間割合：非常勤職員：送迎に関わった職員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
通所介護	75	26.0	27.1	15.5	100.0	0.0	235	26.6	26.3	17.3	100.0	0.0
通所リハビリテーション	36	38.6	28.6	26.3	100.0	0.0	216	32.5	28.9	25.0	100.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	9	16.5	19.8	6.7	50.0	0.0	158	26.8	27.7	13.7	100.0	0.0

居宅介護支援について、平成 27 年 10 月 1 日に送迎に関わった非常勤職員の勤務時間に占める移動時間割合の中央値をみると、中山間地域は 12.5%、中山間地域外は 11.3%となっている。

図表 5-67 勤務時間に占める移動時間割合：非常勤職員：介護支援専門員（数値回答）

（単位：％）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
居宅介護支援	64	19.3	23.0	12.5	100.0	0.0	112	13.2	14.3	11.3	87.5	0.0

②職員 1 人あたりの訪問回数

<常勤職員>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年 10 月 1 日に訪問に関わった常勤職員一人あたりの訪問回数の中央値をみると、中山間地域は、「訪問介護※訪問介護員」は 2.1 回、「訪問入浴介護※介護職員」は 1.0 回、「訪問看護※訪問看護従事者」は 2.0 回、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 2.9 回、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 3.1 回、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 0.4 回となっている。

中山間地域外は、「訪問介護※訪問介護員」「訪問入浴介護※介護職員」「訪問看護※訪問看護従事者」は 2.3 回、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 1.5 回、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 3.0 回、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 0.6 回となっている。

図表 5-68 職員 1 人あたりの訪問回数：常勤職員：訪問に関わった職員（数値回答）

（単位：回）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
訪問介護 ※訪問介護員	417	2.5	1.8	2.1	18.1	0.0	271	2.7	3.6	2.3	47.7	0.0
訪問入浴介護 ※介護職員	57	1.9	2.3	1.0	15.0	0.0	183	3.0	2.4	2.3	15.0	0.0
訪問看護 ※訪問看護従事者	96	2.2	1.2	2.0	5.7	0.0	203	2.6	3.0	2.3	38.0	0.0
訪問リハビリテーション ※訪問リハビリテーション 職員	21	3.2	2.1	2.9	8.8	0.2	139	2.2	2.0	1.5	12.2	0.0
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 ※訪問介護員	4	4.7	5.3	3.1	12.0	0.4	149	5.4	7.2	3.0	49.5	0.0
小規模多機能型居 宅介護※介護職員	15	0.8	1.1	0.4	4.4	0.0	253	1.6	3.5	0.6	23.3	0.0

居宅介護支援について、平成 27 年 10 月 1 日に訪問に関わった常勤職員一人あたりの訪問回数の中央値をみると、中山間地域は 1.6 回、中山間地域外は 1.5 回となっている。

図表 5-69 職員 1 人あたりの訪問回数：常勤職員：介護支援専門員（数値回答）

（単位：回）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
居宅介護支援	271	3.5	7.8	1.6	60.0	0.0	321	3.7	8.0	1.5	60.0	0.0

<非常勤職員>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護について、平成 27 年 10 月 1 日に訪問に関わった非常勤職員一人あたりの訪問回数の中央値をみると、中山間地域は、「訪問介護※訪問介護員」は 1.8 回、「訪問入浴介護※介護職員」は 1.0 回、「訪問看護※訪問看護従事者」は 1.7 回、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 2.0 回、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 1.0 回、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 0.1 回となっている。

中山間地域外は、「訪問介護※訪問介護員」は 1.4 回、「訪問入浴介護※介護職員」は 1.3 回、「訪問看護※訪問看護従事者」は 1.5 回、「訪問リハビリテーション※訪問リハビリテーション職員」は 0.7 回、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護※訪問介護員」は 1.0 回、「小規模多機能型居宅介護※介護職員」は 0.2 回となっている。

図表 5-70 職員 1 人あたりの訪問回数：非常勤職員：訪問に関わった職員（数値回答）

（単位：回）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
訪問介護 ※訪問介護員	375	2.1	2.7	1.8	44.9	0.0	269	2.2	3.6	1.4	30.2	0.0
訪問入浴介護 ※介護職員	42	1.6	1.7	1.0	7.0	0.0	164	2.4	3.7	1.3	30.0	0.0
訪問看護 ※訪問看護従事者	69	1.8	1.2	1.7	5.0	0.0	166	1.8	1.6	1.5	12.0	0.0
訪問リハビリテーション ※訪問リハビリテーション 職員	5	2.6	3.3	2.0	8.0	0.0	42	2.3	6.2	0.7	40.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※訪問介護員	3	4.3	6.7	1.0	12.0	0.0	138	2.3	3.3	1.0	18.5	0.0
小規模多機能型居宅介護 ※介護職員	9	0.3	0.4	0.1	1.0	0.0	187	0.8	1.8	0.2	16.0	0.0

居宅介護支援について、平成 27 年 10 月 1 日に訪問に関わった非常勤職員一人あたりの訪問回数の中央値をみると、中山間地域、中山間地域外とも 1.0 回となっている。

図表 5-71 職員 1 人あたりの訪問回数：非常勤職員：介護支援専門員（数値回答）

（単位：回）

	中山間地域等						中山間地域等以外					
	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値	件数	平均	標準偏差	中央値	最大値	最小値
居宅介護支援	47	1.5	2.3	1.0	14.0	0.0	92	1.5	2.1	1.0	15.0	0.0

6. 事業所の収支状況

(1) 平成 26 年度の収支状況

平成 26 年度の収支状況をみると、全体では、中山間地域と中山間地域外で比較して、差はみられない。事業種別に中山間地域と中山間地域外を比較すると、中山間地域の方が「訪問介護」「訪問看護」は「赤字」、「通所介護」は「やや黒字」の割合が高くなっている。

図表 5-72 平成 26 年度の収支状況（単数回答）

	合計	Q7(1) [ALL]H26 年度の収支状況						
		黒字	やや黒字	ほぼ均衡	やや赤字	赤字	わからない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	131 9.4%	255 18.2%	289 20.6%	192 13.7%	398 28.4%	79 5.6%	57 4.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	281 8.8%	541 17.0%	758 23.8%	495 15.6%	748 23.5%	249 7.8%	107 3.4%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	45 8.6%	99 18.9%	106 20.2%	73 13.9%	163 31.1%	18 3.4%	20 3.8%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	33 8.6%	78 20.4%	92 24.0%	73 19.1%	78 20.4%	21 5.5%	8 2.1%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	2 2.2%	19 20.9%	18 19.8%	11 12.1%	31 34.1%	3 3.3%	7 7.7%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	28 9.0%	54 17.4%	59 19.0%	57 18.3%	94 30.2%	12 3.9%	7 2.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	30 14.6%	37 18.0%	31 15.0%	25 12.1%	54 26.2%	20 9.7%	9 4.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	69 18.3%	78 20.6%	87 23.0%	41 10.8%	60 15.9%	30 7.9%	13 3.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	2 4.9%	9 22.0%	13 31.7%	4 9.8%	6 14.6%	5 12.2%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	29 8.3%	64 18.3%	103 29.4%	34 9.7%	43 12.3%	61 17.4%	16 4.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	12 10.0%	36 30.0%	28 23.3%	12 10.0%	24 20.0%	3 2.5%	5 4.2%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	36 9.3%	72 18.5%	103 26.5%	60 15.4%	89 22.9%	17 4.4%	12 3.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	7 13.5%	11 21.2%	15 28.8%	8 15.4%	6 11.5%	5 9.6%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	26 7.1%	78 21.4%	89 24.4%	58 15.9%	63 17.3%	37 10.1%	14 3.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	29 8.4%	40 11.6%	75 21.7%	57 16.5%	110 31.8%	22 6.4%	13 3.8%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	17 3.9%	47 10.7%	106 24.1%	89 20.2%	133 30.2%	36 8.2%	12 2.7%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	10 4.9%	18 8.8%	32 15.6%	30 14.6%	91 44.4%	14 6.8%	10 4.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	4 23.5%	4 23.5%	2 11.8%	1 5.9%	3 17.6%	2 11.8%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	33 9.2%	52 14.5%	87 24.3%	53 14.8%	97 27.1%	21 5.9%	15 4.2%

(2) 収支状況に関する課題

収支状況に関する課題をみると、全体では、中山間地域の方が「入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない」の割合が高く 66.6%となっている。事業種別にみると、中山間地域の方が「訪問介護」「訪問入浴介護」は「新規利用の減少により、収入が減少している」、「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」は「入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない」、「訪問看護」「訪問リハビリテーション」は「職員が確保できず、それに伴い収入が減少している」の割合が高くなっている。

図表 5-73 収支状況に関する課題（複数回答）

	合計	Q7(2) [ALL]収支状況に関する課題					
		新規利用の減少により、収入が減少している	入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない	職員が確保できず、それに伴い収入が減少している	その他の課題	特に課題はない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	651 46.5%	933 66.6%	254 18.1%	234 16.7%	92 6.6%	60 4.3%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1304 41.0%	1822 57.3%	634 19.9%	524 16.5%	243 7.6%	268 8.4%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	281 53.6%	373 71.2%	131 25.0%	87 16.6%	21 4.0%	17 3.2%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	162 42.3%	235 61.4%	173 45.2%	56 14.6%	19 5.0%	9 2.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	65 71.4%	71 78.0%	14 15.4%	11 12.1%	1 1.1%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	192 61.7%	249 80.1%	82 26.4%	32 10.3%	5 1.6%	2 0.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	81 39.3%	129 62.6%	40 19.4%	28 13.6%	13 6.3%	12 5.8%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	116 30.7%	45 11.9%	32 8.5%	61 16.1%	13 3.4%	163 43.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	10 24.4%	28 68.3%	10 24.4%	3 7.3%	2 4.9%	3 7.3%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	104 29.7%	166 47.4%	40 11.4%	51 14.6%	64 18.3%	24 6.9%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	52 43.3%	90 75.0%	19 15.8%	29 24.2%	7 5.8%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	168 43.2%	273 70.2%	58 14.9%	81 20.8%	27 6.9%	12 3.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	20 38.5%	34 65.4%	5 9.6%	12 23.1%	0 0.0%	5 9.6%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	164 44.9%	265 72.6%	36 9.9%	59 16.2%	29 7.9%	9 2.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	132 38.2%	198 57.2%	30 8.7%	59 17.1%	46 13.3%	17 4.9%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	157 35.7%	265 60.2%	50 11.4%	75 17.0%	49 11.1%	24 5.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	69 33.7%	101 49.3%	79 38.5%	54 26.3%	10 4.9%	11 5.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	9 52.9%	9 52.9%	4 23.5%	3 17.6%	2 11.8%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	172 48.0%	223 62.3%	84 23.5%	55 15.4%	27 7.5%	14 3.9%

(3) 収支バランス改善のために実施している対応方策

収支バランス改善のために実施している対応方策をみると、全体では、中山間地域外の方が「医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ」の割合が高く 68.4%となっている。事業種別にみると、中山間地域の方が「訪問入浴介護」は「他事業との兼務として、人件費を抑制」、「居宅介護支援」は「特に実施していることはない」の割合が高くなっている。

図表 5-74 収支バランス改善のために実施している対応方策（複数回答）

	合計	Q7(3) [ALL]収支バランス改善のために実施している対応方策								
		保への利用者のための働きかけ	関係事業所等への働きかけ	主事業を実施	サービスの提供や自費抑制	他の介護保険業務として、人件費を抑制	他事業との兼業として、人件費を増やし、人件費を抑制	非常勤職員を増やし、人件費		

7. 事業の効率性等

(1) 事業の効率化に関する課題

事業の効率化に関する課題をみると、全体では、中山間地域外の方が「訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い」(41.6%)、「豪雨や台風、積雪等の天候により、サービス利用ができなくなることがある」(27.8%)、「道路事情が悪く、移動時間が長くなる」(19.5%)の割合が高くなっている。

図表 5-75 事業の効率化に関する課題（複数回答）

	合計	Q8(1) [ALL]事業の効率化に関する課題							
		訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い	豪雨や台風、積雪等の天候により、サービス利用ができなくなることがある	道路事情が悪く、移動時間が長くなる	その他の課題	特に課題はない	無回答		
中山間地域【全体】	1401 100.0%	418 29.8%	424 30.3%	583 41.6%	390 27.8%	273 19.5%	143 10.2%	147 10.5%	45 3.2%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	969 30.5%	1111 34.9%	765 24.1%	452 14.2%	259 8.1%	391 12.3%	526 16.5%	90 2.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	212 40.5%	220 42.0%	209 39.9%	164 31.3%	110 21.0%	53 10.1%	19 3.6%	20 3.8%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	131 34.2%	232 60.6%	55 14.4%	47 12.3%	13 3.4%	42 11.0%	37 9.7%	6 1.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	52 57.1%	27 29.7%	39 42.9%	28 30.8%	26 28.6%	6 6.6%	5 5.5%	1 1.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	157 50.5%	104 33.4%	105 33.8%	50 16.1%	39 12.5%	32 10.3%	29 9.3%	3 1.0%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	63 30.6%	60 29.1%	97 47.1%	48 23.3%	41 19.9%	17 8.3%	12 5.8%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	129 34.1%	141 37.3%	81 21.4%	34 9.0%	40 10.6%	45 11.9%	63 16.7%	8 2.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	9 22.0%	14 34.1%	25 61.0%	10 24.4%	8 19.5%	1 2.4%	2 4.9%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	108 30.9%	118 33.7%	93 26.6%	50 14.3%	31 8.9%	40 11.4%	66 18.9%	7 2.0%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	25 20.8%	27 22.5%	49 40.8%	35 29.2%	22 18.3%	18 15.0%	17 14.2%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	110 28.3%	100 25.7%	114 29.3%	68 17.5%	32 8.2%	42 10.8%	72 18.5%	12 3.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	7 13.5%	15 28.8%	29 55.8%	21 40.4%	12 23.1%	10 19.2%	2 3.8%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	91 24.9%	102 27.9%	131 35.9%	119 32.6%	47 12.9%	45 12.3%	29 7.9%	10 2.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	44 12.7%	53 15.3%	126 36.4%	78 22.5%	51 14.7%	36 10.4%	86 24.9%	12 3.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	67 15.2%	66 15.0%	64 14.5%	19 4.3%	21 4.8%	71 16.1%	164 37.3%	23 5.2%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	81 39.5%	110 53.7%	35 17.1%	16 7.8%	17 8.3%	32 15.6%	14 6.8%	6 2.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	7 41.2%	8 47.1%	6 35.3%	3 17.6%	2 11.8%	4 23.5%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	95 26.5%	138 38.5%	87 24.3%	49 13.7%	19 5.3%	42 11.7%	52 14.5%	15 4.2%

(2) 事業の効率化のために実施している対応方策

事業の効率化のために実施している対応方策をみると、全体では、中山間地域は「効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節」が 64.0%で最も割合が高く、次いで「効率的に訪問や送迎するためのルートを検討」が 49.5%となっている。事業種別に比較すると、中山間地域の方が、「訪問介護」は「効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節」「豪雨や台風、積雪等の天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討」、「訪問入浴介護」は「利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整」、「訪問リハビリテーション」は「効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節」、「居宅介護支援」は「効率的に訪問や送迎するためのルートを検討」「豪雨や台風、積雪等の天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討」の割合が高くなっている。

図表 5-76 事業の効率化のために実施している対応方策（複数回答）

	合計	Q8(2) [ALL] 事業の効率化のために実施している対応方策						
		利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整	利用者と利用曜日や時間を調節	効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節	効率的に訪問や送迎するためのルートを検討	豪雨や台風、積雪等の天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討	その他の対応方策	特に実施していることはな
中山間地域【全体】	1401 100.0%	221 15.8%	896 64.0%	694 49.5%	310 22.1%	32 2.3%	172 12.3%	59 4.2%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	603 19.0%	1930 60.7%	1764 55.5%	466 14.7%	146 4.6%	391 12.3%	82 2.6%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	75 14.3%	362 69.1%	222 42.4%	123 23.5%	11 2.1%	50 9.5%	25 4.8%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	80 20.9%	220 57.4%	136 35.5%	48 12.5%	19 5.0%	63 16.4%	10 2.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	46 50.5%	64 70.3%	36 39.6%	18 19.8%	0 0.0%	6 6.6%	1 1.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	118 37.9%	216 69.5%	185 59.5%	61 19.6%	10 3.2%	16 5.1%	5 1.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	37 18.0%	141 68.4%	116 56.3%	45 21.8%	1 0.5%	25 12.1%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	99 26.2%	258 68.3%	201 53.2%	50 13.2%	14 3.7%	39 10.3%	8 2.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	9 22.0%	36 87.8%	26 63.4%	7 17.1%	0 0.0%	1 2.4%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	73 20.9%	259 74.0%	205 58.6%	28 8.0%	12 3.4%	36 10.3%	5 1.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	8 6.7%	68 56.7%	94 78.3%	28 23.3%	4 3.3%	8 6.7%	6 5.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	52 13.4%	195 50.1%	275 70.7%	65 16.7%	23 5.9%	38 9.8%	8 2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	3 5.8%	36 69.2%	43 82.7%	10 19.2%	1 1.9%	3 5.8%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	40 11.0%	253 69.3%	285 78.1%	81 22.2%	12 3.3%	21 5.8%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	42 12.1%	175 50.6%	142 41.0%	70 20.2%	14 4.0%	79 22.8%	16 4.6%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	71 16.1%	216 49.1%	137 31.1%	29 6.6%	26 5.9%	120 27.3%	22 5.0%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	3 75.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	17 8.3%	103 50.2%	104 50.7%	27 13.2%	10 4.9%	27 13.2%	9 4.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	1 5.9%	12 70.6%	12 70.6%	7 41.2%	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	53 14.8%	210 58.7%	236 65.9%	77 21.5%	20 5.6%	31 8.7%	9 2.5%

(3) サテライト事業所

①サテライト事業所の認知度

サテライト事業所の認知度を全体でみると、中山間地域は、「知っており、設置している」は4.9%となっている。「知っているが、設置していない」を合わせた77.0%が知っていると回答しており、中山間地域外の72.0%と比較して5%割合が高くなっている。事業種別にみると、他と比較して、中山間地域の「訪問看護」で「知っており、設置している」割合が高く13.6%となっている。

図表 5-77 サテライト事業所の認知度（単数回答）

	合計	Q8(3) [ALL]サテライト事業所を設置できることの認知			
		知っており、 設置している	知っているが、 設置していない	知らない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	68 4.9%	1010 72.1%	291 20.8%	32 2.3%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	84 2.6%	2206 69.4%	837 26.3%	52 1.6%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	28 5.3%	382 72.9%	103 19.7%	11 2.1%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	9 2.3%	248 64.8%	122 31.9%	4 1.0%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	2 2.2%	60 65.9%	25 27.5%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	4 1.3%	174 55.9%	131 42.1%	2 0.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	28 13.6%	147 71.4%	27 13.1%	4 1.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	15 4.0%	331 87.6%	27 7.1%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	2 4.9%	34 82.9%	5 12.2%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	5 1.4%	232 66.3%	105 30.0%	8 2.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	3 2.5%	97 80.8%	19 15.8%	1 0.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	2 0.5%	284 73.0%	99 25.4%	4 1.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	0 0.0%	39 75.0%	13 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	7 1.9%	224 61.4%	130 35.6%	4 1.1%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	4 1.2%	233 67.3%	97 28.0%	12 3.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	11 2.5%	256 58.2%	162 36.8%	11 2.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	18 8.8%	151 73.7%	30 14.6%	6 2.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	1 5.9%	15 88.2%	1 5.9%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	13 3.6%	306 85.5%	31 8.7%	8 2.2%

②サテライト事業所を設置していない理由

サテライト事業所を設置していない事業所について、その理由を全体でみると、中山間地域では「人材の確保が難しいため」が44.0%で最も割合が高く、ついで「運営管理をすることが難しいため」が33.7%、「利用者の確保を見込める地域がないため」が28.3%となっている。事業種別にみると、「訪問介護」「訪問入浴介護」「通所介護」は中山間地域の方が「利用者の確保を見込める地域がないため」の割合が高くなっている。

図表 5-78 サテライト事業所を設置していない理由（複数回答）

	合計	Q8(3)-1 [ALL]サテライト事業所を設置していない理由									
		利用者の確保を見込める地域がないため	土地や建物の確保が難しいため	運営管理をすることが難しいため	開設するための資金の確保が難しいため	人材の確保が難しいため	行政がサテライトの設置を認めていないため	特に必要性を感じていないため	その他の理由	わからない	無回答
中山間地域【全体】	1010 100.0%	286 28.3%	183 18.1%	340 33.7%	210 20.8%	444 44.0%	35 3.5%	264 26.1%	35 3.5%	48 4.8%	18 1.8%
中山間地域外【全体】	2206 100.0%	439 19.9%	443 20.1%	721 32.7%	484 21.9%	991 44.9%	88 4.0%	533 24.2%	106 4.8%	126 5.7%	65 2.9%
中山間地域-訪問介護	382 100.0%	114 29.8%	67 17.5%	133 34.8%	72 18.8%	179 46.9%	15 3.9%	103 27.0%	8 2.1%	14 3.7%	5 1.3%
中山間地域外-訪問介護	248 100.0%	37 14.9%	43 17.3%	79 31.9%	57 23.0%	127 51.2%	6 2.4%	66 26.6%	14 5.6%	9 3.6%	5 2.0%
中山間地域-訪問入浴介護	60 100.0%	24 40.0%	15 25.0%	18 30.0%	11 18.3%	25 41.7%	2 3.3%	17 28.3%	1 1.7%	4 6.7%	0 0.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	174 100.0%	40 23.0%	29 16.7%	40 23.0%	25 14.4%	60 34.5%	7 4.0%	58 33.3%	5 2.9%	13 7.5%	4 2.3%
中山間地域-訪問看護	147 100.0%	40 27.2%	22 15.0%	58 39.5%	30 20.4%	81 55.1%	5 3.4%	23 15.6%	10 6.8%	4 2.7%	3 2.0%
中山間地域外-訪問看護	331 100.0%	71 21.5%	57 17.2%	109 32.9%	72 21.8%	167 50.5%	16 4.8%	71 21.5%	22 6.6%	13 3.9%	9 2.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	34 100.0%	7 20.6%	9 26.5%	13 38.2%	7 20.6%	14 41.2%	0 0.0%	9 26.5%	1 2.9%	2 5.9%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	232 100.0%	40 17.2%	48 20.7%	93 40.1%	43 18.5%	97 41.8%	8 3.4%	54 23.3%	9 3.9%	10 4.3%	5 2.2%
中山間地域-通所介護	97 100.0%	41 42.3%	24 24.7%	31 32.0%	27 27.8%	41 42.3%	3 3.1%	14 14.4%	4 4.1%	8 8.2%	1 1.0%
中山間地域外-通所介護	284 100.0%	56 19.7%	90 31.7%	103 36.3%	92 32.4%	139 48.9%	1 0.4%	61 21.5%	16 5.6%	8 2.8%	9 3.2%
中山間地域-通所リハビリテーション	39 100.0%	11 28.2%	10 25.6%	13 33.3%	10 25.6%	17 43.6%	0 0.0%	10 25.6%	3 7.7%	3 7.7%	1 2.6%
中山間地域外-通所リハビリテーション	224 100.0%	60 26.8%	58 25.9%	88 39.3%	52 23.2%	101 45.1%	4 1.8%	50 22.3%	4 1.8%	10 4.5%	9 4.0%
中山間地域-居宅介護支援	233 100.0%	48 20.6%	33 14.2%	64 27.5%	47 20.2%	77 33.0%	7 3.0%	87 37.3%	7 3.0%	13 5.6%	7 3.0%
中山間地域外-居宅介護支援	256 100.0%	39 15.2%	37 14.5%	66 25.8%	48 18.8%	78 30.5%	11 4.3%	90 35.2%	8 3.1%	23 9.0%	10 3.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	151 100.0%	26 17.2%	16 10.6%	50 33.1%	28 18.5%	77 51.0%	10 6.6%	27 17.9%	9 6.0%	10 6.6%	7 4.6%
中山間地域-小規模多機能	15 100.0%	1 6.7%	3 20.0%	8 53.3%	6 40.0%	8 53.3%	3 20.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%
中山間地域外-小規模多機能	306 100.0%	70 22.9%	65 21.2%	93 30.4%	67 21.9%	145 47.4%	25 8.2%	56 18.3%	19 6.2%	30 9.8%	7 2.3%

③サテライト事業所の設置要件で対応が難しいと感じる事項

サテライト事業所の設置要件で対応が難しいと感じる事項を全体でみると、中山間地域では「職員の勤務体制、勤務内容等の一元的管理/相互支援できる体制にあること」が 35.5%で最も割合が高く、ついで「利用申込みの調整、サービス提供状況の把握、職員の技術指導等の一体的な実施」が 29.5%となっている。事業種別にみると、「訪問入浴介護」は中山間地域の方が「職員の勤務体制、勤務内容等の一元的管理/相互支援できる体制にあること」の割合が高くなっている。

図表 5-79 サテライト事業所の設置要件で対応が難しいと感じる事項（複数回答）

	合計	Q8(3)-2 [ALL]サテライト事業所の設置要件で対応が難しいもの							
		利用申込みの調整、サービス提供状況の把握、職員の技術指導等の一体的な実施	職員の勤務体制、勤務内容等の一元的管理/相互支援できる体制にあること	苦情処理や損害賠償等に際して一体的な対応ができる体制にあること	事業目的、運営方針、営業日、営業時間、利用料等の運営規程が定められること	人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること	特に対応が難しいと感じるものはない	わからない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	413 29.5%	497 35.5%	101 7.2%	142 10.1%	189 13.5%	246 17.6%	361 25.8%	120 8.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	899 28.3%	1060 33.3%	272 8.6%	280 8.8%	435 13.7%	564 17.7%	795 25.0%	332 10.4%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	173 33.0%	206 39.3%	41 7.8%	58 11.1%	81 15.5%	92 17.6%	114 21.8%	45 8.6%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	108 28.2%	127 33.2%	38 9.9%	36 9.4%	63 16.4%	70 18.3%	87 22.7%	39 10.2%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	27 29.7%	36 39.6%	9 9.9%	13 14.3%	14 15.4%	17 18.7%	17 18.7%	10 11.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	72 23.2%	93 29.9%	23 7.4%	23 7.4%	34 10.9%	70 22.5%	78 25.1%	34 10.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	72 35.0%	80 38.8%	14 6.8%	20 9.7%	22 10.7%	27 13.1%	51 24.8%	20 9.7%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	123 32.5%	137 36.2%	35 9.3%	28 7.4%	48 12.7%	68 18.0%	86 22.8%	39 10.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	11 26.8%	15 36.6%	4 9.8%	5 12.2%	4 9.8%	10 24.4%	8 19.5%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	91 26.0%	120 34.3%	30 8.6%	28 8.0%	45 12.9%	68 19.4%	97 27.7%	29 8.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	25 20.8%	40 33.3%	3 2.5%	17 14.2%	21 17.5%	23 19.2%	24 20.0%	13 10.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	102 26.2%	130 33.4%	29 7.5%	49 12.6%	52 13.4%	60 15.4%	107 27.5%	40 10.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	10 19.2%	17 32.7%	3 5.8%	3 5.8%	4 7.7%	9 17.3%	15 28.8%	5 9.6%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	113 31.0%	132 36.2%	26 7.1%	30 8.2%	50 13.7%	51 14.0%	96 26.3%	31 8.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	86 24.9%	94 27.2%	24 6.9%	22 6.4%	39 11.3%	62 17.9%	129 37.3%	26 7.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	125 28.4%	129 29.3%	45 10.2%	42 9.5%	72 16.4%	61 13.9%	132 30.0%	43 9.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	70 34.1%	79 38.5%	23 11.2%	13 6.3%	35 17.1%	51 24.9%	29 14.1%	25 12.2%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	9 52.9%	2 11.8%	3 17.6%	3 17.6%	5 29.4%	2 11.8%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	95 26.5%	113 31.6%	23 6.4%	31 8.7%	36 10.1%	65 18.2%	83 23.2%	52 14.5%

(4) ICT を活用したシステム等の活用

①ICT を活用したシステム等の活用状況

ICT を活用したシステム等の活用状況を全体でみると、「活用している」割合は、中山間地域は 14.2%、中山間地域外は 17.2%となっている。

図表 5-80 ICT を活用したシステム等の活用状況（単数回答）

	合計	Q8(4) [ALL] ICT を活用したシステム等の活用			
		活用している	活用していないが、導入を検討している	活用しておらず、導入予定もない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	199 14.2%	88 6.3%	1084 77.4%	30 2.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	547 17.2%	273 8.6%	2300 72.3%	59 1.9%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	50 9.5%	26 5.0%	436 83.2%	12 2.3%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	50 13.1%	27 7.0%	300 78.3%	6 1.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	9 9.9%	2 2.2%	79 86.8%	1 1.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	40 12.9%	17 5.5%	244 78.5%	10 3.2%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	44 21.4%	30 14.6%	128 62.1%	4 1.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	87 23.0%	47 12.4%	240 63.5%	4 1.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	6 14.6%	3 7.3%	32 78.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	40 11.4%	39 11.1%	264 75.4%	7 2.0%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	25 20.8%	8 6.7%	85 70.8%	2 1.7%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	62 15.9%	30 7.7%	292 75.1%	5 1.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	9 17.3%	1 1.9%	42 80.8%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	49 13.4%	30 8.2%	281 77.0%	5 1.4%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	50 14.5%	16 4.6%	269 77.7%	11 3.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	66 15.0%	38 8.6%	326 74.1%	10 2.3%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	115 56.1%	21 10.2%	63 30.7%	6 2.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	3 17.6%	1 5.9%	13 76.5%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	38 10.6%	24 6.7%	290 81.0%	6 1.7%

ICT を活用したシステム等の活用状況別に平成 26 年度の収支状況をみると、中山間地域は、「活用している」方が「やや黒字」(27.1%)、「活用していない」方が「赤字」(29.7%) の割合が高くなっている。

図表 5-81 ICT を活用したシステム等の活用状況別 平成 26 年度の収支状況（単数回答）

【中山間地域】	合計	Q7(1) [ALL]H26 年度の収支状況						
		黒字	やや黒字	ほぼ均衡	やや赤字	赤字	わからない	無回答
全体	1401 100.0%	131 9.4%	255 18.2%	289 20.6%	192 13.7%	398 28.4%	79 5.6%	57 4.1%
活用している	199 100.0%	17 8.5%	54 27.1%	43 21.6%	24 12.1%	39 19.6%	14 7.0%	8 4.0%
活用していない	1172 100.0%	113 9.6%	200 17.1%	241 20.6%	166 14.2%	348 29.7%	63 5.4%	41 3.5%

【中山間地域外】	合計	Q7(1) [ALL]H26 年度の収支状況						
		黒字	やや黒字	ほぼ均衡	やや赤字	赤字	わからない	無回答
全体	3179 100.0%	281 8.8%	541 17.0%	758 23.8%	495 15.6%	748 23.5%	249 7.8%	107 3.4%
活用している	547 100.0%	59 10.8%	94 17.2%	118 21.6%	78 14.3%	153 28.0%	28 5.1%	17 3.1%
活用していない	2573 100.0%	219 8.5%	437 17.0%	630 24.5%	410 15.9%	582 22.6%	217 8.4%	78 3.0%

②ICT を活用したシステム等の内容

ICT を活用したシステム等の活用している事業所について、ICT を活用したシステム等の内容を全体でみると、中山間地域では「タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム」が49.7%で最も割合が高く、ついで「タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム」(30.2%)となっている。事業種別にみると、「通所介護」は中山間地域の方が「タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム」の割合が高くなっている。

図表 5-82 ICT を活用したシステム等の内容（複数回答）

	合計	Q8(4)-1 [ALL] ICT を活用したシステム							無回答
		タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム	タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム	テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム	多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム	多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール、リスト等を活用	職員のスケジュール管理を行うシステム	その他のシステム等	
中山間地域【全体】	199 100.0%	99 49.7%	60 30.2%	3 1.5%	4 2.0%	56 28.1%	56 28.1%	27 13.6%	1 0.5%
中山間地域外【全体】	547 100.0%	311 56.9%	118 21.6%	25 4.6%	27 4.9%	141 25.8%	197 36.0%	49 9.0%	6 1.1%
中山間地域-訪問介護	50 100.0%	18 36.0%	11 22.0%	0 0.0%	1 2.0%	15 30.0%	22 44.0%	7 14.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問介護	50 100.0%	19 38.0%	9 18.0%	0 0.0%	1 2.0%	13 26.0%	30 60.0%	4 8.0%	0 0.0%
中山間地域-訪問入浴介護	9 100.0%	4 44.4%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 33.3%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	40 100.0%	21 52.5%	10 25.0%	0 0.0%	1 2.5%	10 25.0%	21 52.5%	1 2.5%	1 2.5%
中山間地域-訪問看護	44 100.0%	24 54.5%	17 38.6%	0 0.0%	1 2.3%	13 29.5%	4 9.1%	3 6.8%	1 2.3%
中山間地域外-訪問看護	87 100.0%	45 51.7%	27 31.0%	1 1.1%	7 8.0%	26 29.9%	19 21.8%	7 8.0%	1 1.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	6 100.0%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	40 100.0%	16 40.0%	8 20.0%	0 0.0%	1 2.5%	13 32.5%	13 32.5%	7 17.5%	0 0.0%
中山間地域-通所介護	25 100.0%	17 68.0%	7 28.0%	0 0.0%	1 4.0%	4 16.0%	7 28.0%	6 24.0%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	62 100.0%	34 54.8%	12 19.4%	2 3.2%	4 6.5%	16 25.8%	23 37.1%	10 16.1%	2 3.2%
中山間地域-通所リハビリテーション	9 100.0%	7 77.8%	4 44.4%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	49 100.0%	27 55.1%	5 10.2%	1 2.0%	5 10.2%	17 34.7%	16 32.7%	6 12.2%	0 0.0%
中山間地域-居宅介護支援	50 100.0%	24 48.0%	12 24.0%	1 2.0%	0 0.0%	18 36.0%	12 24.0%	9 18.0%	0 0.0%
中山間地域外-居宅介護支援	66 100.0%	37 56.1%	14 21.2%	1 1.5%	3 4.5%	16 24.2%	19 28.8%	7 10.6%	2 3.0%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	115 100.0%	92 80.0%	24 20.9%	19 16.5%	2 1.7%	18 15.7%	41 35.7%	3 2.6%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	38 100.0%	20 52.6%	9 23.7%	1 2.6%	3 7.9%	12 31.6%	15 39.5%	4 10.5%	0 0.0%

③ICT を活用したシステムで利用したいもの

ICT を活用したシステムで利用したいものを全体でみると、中山間地域では「タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム」が 38.8%で最も割合が高く、ついで「タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム」(25.3%)、「職員のスケジュール管理を行うシステム」(18.8%)となっている。

図表 5-83 ICT を活用したシステムで利用したいもの（複数回答）

	合計	Q8(4)-3 [ALL] ICT を活用したシステムで利用したいもの								
		タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム	タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム	テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム	多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム	SNS やメール、リンクリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う	職員のスケジュール管理を行うシステム	その他のシステム等	特にない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	543 38.8%	354 25.3%	160 11.4%	148 10.6%	215 15.3%	263 18.8%	22 1.6%	493 35.2%	95 6.8%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1449 45.6%	923 29.0%	424 13.3%	436 13.7%	639 20.1%	814 25.6%	35 1.1%	924 29.1%	185 5.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	197 37.6%	91 17.4%	60 11.5%	32 6.1%	53 10.1%	133 25.4%	7 1.3%	204 38.9%	48 9.2%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	147 38.4%	53 13.8%	29 7.6%	20 5.2%	47 12.3%	121 31.6%	4 1.0%	148 38.6%	26 6.8%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	30 33.0%	25 27.5%	7 7.7%	7 7.7%	9 9.9%	19 20.9%	1 1.1%	35 38.5%	5 5.5%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	118 37.9%	95 30.5%	18 5.8%	28 9.0%	55 17.7%	87 28.0%	0 0.0%	115 37.0%	18 5.8%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	108 52.4%	79 38.3%	26 12.6%	26 12.6%	50 24.3%	35 17.0%	3 1.5%	38 18.4%	13 6.3%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	241 63.8%	142 37.6%	65 17.2%	44 11.6%	112 29.6%	100 26.5%	4 1.1%	63 16.7%	11 2.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	25 61.0%	23 56.1%	3 7.3%	11 26.8%	15 36.6%	9 22.0%	0 0.0%	7 17.1%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	186 53.1%	171 48.9%	46 13.1%	89 25.4%	115 32.9%	106 30.3%	4 1.1%	86 24.6%	16 4.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	53 44.2%	35 29.2%	9 7.5%	14 11.7%	12 10.0%	10 8.3%	3 2.5%	41 34.2%	6 5.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	162 41.6%	94 24.2%	33 8.5%	35 9.0%	51 13.1%	70 18.0%	3 0.8%	142 36.5%	24 6.2%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	15 28.8%	12 23.1%	6 11.5%	8 15.4%	13 25.0%	7 13.5%	1 1.9%	24 46.2%	4 7.7%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	177 48.5%	125 34.2%	47 12.9%	70 19.2%	77 21.1%	83 22.7%	2 0.5%	99 27.1%	19 5.2%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	108 31.2%	89 25.7%	46 13.3%	48 13.9%	59 17.1%	44 12.7%	6 1.7%	137 39.6%	18 5.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	153 34.8%	115 26.1%	52 11.8%	65 14.8%	85 19.3%	77 17.5%	8 1.8%	136 30.9%	27 6.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	104 50.7%	54 26.3%	55 26.8%	34 16.6%	41 20.0%	75 36.6%	4 2.0%	31 15.1%	16 7.8%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	5 29.4%	0 0.0%	3 17.6%	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	1 5.9%	6 35.3%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	161 45.0%	74 20.7%	79 22.1%	51 14.2%	56 15.6%	95 26.5%	6 1.7%	104 29.1%	28 7.8%

(5) 基準該当サービス

①基準該当サービスの認知度

基準該当サービスの認知度を全体でみると、「知っている」割合は、中山間地域は 58.5%、中山間地域外は 49.6%となっている。

図表 5-84 基準該当サービスの認知度（単数回答）

	合計	Q8(5) [ALL] 基準該当サービスの認知		
		知っている	知らない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	819 58.5%	535 38.2%	47 3.4%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1577 49.6%	1529 48.1%	73 2.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	312 59.5%	194 37.0%	18 3.4%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	207 54.0%	166 43.3%	10 2.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	56 61.5%	29 31.9%	6 6.6%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	179 57.6%	128 41.2%	4 1.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	85 41.3%	115 55.8%	6 2.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	136 36.0%	237 62.7%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	16 39.0%	25 61.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	109 31.1%	230 65.7%	11 3.1%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	74 61.7%	43 35.8%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	189 48.6%	192 49.4%	8 2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	24 46.2%	27 51.9%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	144 39.5%	215 58.9%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	236 68.2%	97 28.0%	13 3.8%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	302 68.6%	127 28.9%	11 2.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	119 58.0%	81 39.5%	5 2.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	14 82.4%	3 17.6%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	192 53.6%	153 42.7%	13 3.6%

②基準該当サービスの認知方法

基準該当サービスを「知っている」事業所について、認知方法を全体でみると、中山間地域では「国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ」が 59.6%で最も割合が高く、ついで「市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ」（20.8%）となっている。

図表 5-85 基準該当サービスの認知方法（複数回答）

	合計	Q8(5)-1 [ALL] 基準該当サービスの認知方法						
		市町村の 担当者より個別に 説明	市町村の 介護保険 制度に関 する説明 会で紹介	事業者団 体や地域 関係者が 集まる会 議等で紹 介	市町村の 介護保険 制度に関 する資料 やホームペ ージ	国や都道 府県の介 護保険制 度に関す る資料やホ ームペー ジ	その他	無回答
中山間地域【全体】	819 100.0%	44 5.4%	143 17.5%	85 10.4%	170 20.8%	488 59.6%	104 12.7%	7 0.9%
中山間地域外【全体】	1577 100.0%	64 4.1%	292 18.5%	134 8.5%	500 31.7%	815 51.7%	210 13.3%	22 1.4%
中山間地域-訪問介護	312 100.0%	18 5.8%	59 18.9%	32 10.3%	71 22.8%	182 58.3%	40 12.8%	2 0.6%
中山間地域外-訪問介護	207 100.0%	7 3.4%	40 19.3%	13 6.3%	57 27.5%	121 58.5%	24 11.6%	3 1.4%
中山間地域-訪問入浴介護	56 100.0%	7 12.5%	14 25.0%	6 10.7%	12 21.4%	32 57.1%	7 12.5%	1 1.8%
中山間地域外-訪問入浴介護	179 100.0%	6 3.4%	32 17.9%	9 5.0%	54 30.2%	88 49.2%	22 12.3%	5 2.8%
中山間地域-訪問看護	85 100.0%	5 5.9%	25 29.4%	12 14.1%	13 15.3%	45 52.9%	8 9.4%	2 2.4%
中山間地域外-訪問看護	136 100.0%	5 3.7%	32 23.5%	24 17.6%	36 26.5%	54 39.7%	19 14.0%	3 2.2%
中山間地域-訪問リハビリテーション	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 31.3%	11 68.8%	2 12.5%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	109 100.0%	3 2.8%	24 22.0%	8 7.3%	47 43.1%	63 57.8%	11 10.1%	1 0.9%
中山間地域-通所介護	74 100.0%	8 10.8%	12 16.2%	8 10.8%	21 28.4%	44 59.5%	11 14.9%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	189 100.0%	12 6.3%	36 19.0%	14 7.4%	52 27.5%	95 50.3%	32 16.9%	3 1.6%
中山間地域-通所リハビリテーション	24 100.0%	0 0.0%	3 12.5%	5 20.8%	3 12.5%	15 62.5%	2 8.3%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	144 100.0%	2 1.4%	22 15.3%	10 6.9%	54 37.5%	89 61.8%	16 11.1%	2 1.4%
中山間地域-居宅介護支援	236 100.0%	5 2.1%	29 12.3%	21 8.9%	42 17.8%	151 64.0%	30 12.7%	2 0.8%
中山間地域外-居宅介護支援	302 100.0%	11 3.6%	50 16.6%	35 11.6%	99 32.8%	146 48.3%	41 13.6%	3 1.0%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	119 100.0%	10 8.4%	18 15.1%	7 5.9%	38 31.9%	64 53.8%	11 9.2%	2 1.7%
中山間地域-小規模多機能	14 100.0%	1 7.1%	1 7.1%	1 7.1%	2 14.3%	7 50.0%	3 21.4%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	192 100.0%	8 4.2%	38 19.8%	14 7.3%	63 32.8%	95 49.5%	34 17.7%	0 0.0%

③基準該当サービスの申請意向

基準該当サービスの申請意向を全体でみると、申請意向が「ある」割合は、中山間地域は 4.1%、中山間地域外は 3.4%となっている。

図表 5-86 基準該当サービスの申請意向（単数回答）

	合計	Q8(5)-2 [ALL] 基準該当サービス導入時の申請意向			
		ある	ない	わからない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	57 4.1%	431 30.8%	816 58.2%	97 6.9%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	108 3.4%	892 28.1%	2019 63.5%	160 5.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	26 5.0%	151 28.8%	308 58.8%	39 7.4%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	16 4.2%	105 27.4%	244 63.7%	18 4.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	4 4.4%	29 31.9%	48 52.7%	10 11.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	10 3.2%	101 32.5%	183 58.8%	17 5.5%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	2 1.0%	64 31.1%	127 61.7%	13 6.3%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	20 5.3%	98 25.9%	244 64.6%	16 4.2%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	7 17.1%	28 68.3%	5 12.2%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	2 0.6%	98 28.0%	231 66.0%	19 5.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	9 7.5%	34 28.3%	70 58.3%	7 5.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	23 5.9%	96 24.7%	251 64.5%	19 4.9%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	6 11.5%	13 25.0%	31 59.6%	2 3.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	7 1.9%	104 28.5%	237 64.9%	17 4.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	9 2.6%	126 36.4%	192 55.5%	19 5.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	10 2.3%	149 33.9%	260 59.1%	21 4.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	7 3.4%	56 27.3%	122 59.5%	20 9.8%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	7 41.2%	9 52.9%	1 5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	13 3.6%	85 23.7%	247 69.0%	13 3.6%

(6) 離島等相当サービス

① 離島等相当サービスサービスの認知度

離島等相当サービスサービスの認知度を全体でみると、「知っている」割合は、中山間地域は 40.3%、中山間地域外は 35.4%となっている。

図表 5-87 離島等相当サービスの認知度（単数回答）

	合計	Q8(6) [ALL] 離島等相当サービスの認知		
		知っている	知らない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	565 40.3%	786 56.1%	50 3.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1124 35.4%	1960 61.7%	95 3.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	216 41.2%	289 55.2%	19 3.6%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	155 40.5%	217 56.7%	11 2.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	31 34.1%	54 59.3%	6 6.6%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	109 35.0%	194 62.4%	8 2.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	61 29.6%	136 66.0%	9 4.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	98 25.9%	269 71.2%	11 2.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	10 24.4%	31 75.6%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	85 24.3%	256 73.1%	9 2.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	51 42.5%	64 53.3%	5 4.2%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	106 27.2%	267 68.6%	16 4.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	14 26.9%	37 71.2%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	115 31.5%	240 65.8%	10 2.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	173 50.0%	163 47.1%	10 2.9%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	235 53.4%	195 44.3%	10 2.3%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	82 40.0%	116 56.6%	7 3.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	10 58.8%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	139 38.8%	206 57.5%	13 3.6%

②離島等相当サービスサービスの認知方法

離島等相当サービスを「知っている」事業所について、認知方法を全体でみると、中山間地域では「国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ」が66.7%で最も割合が高く、ついで「市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ」（18.2%）となっている。

図表 5-88 離島等相当サービスの認知方法（複数回答）

	合計	Q8(6)-1 [ALL] 離島等相当サービスの認知方法						
		市町村の 担当者より 個別に 説明	市町村の 介護保険 制度に関 する説明 会で紹介	事業者団 体や地域 関係者が 集まる会 議等で紹 介	市町村の 介護保険 制度に関 する資料 やホームペ ージ	国や都道 府県の介 護保険制 度に関す る資料や ホームペ ージ	その他	無回答
中山間地域【全体】	565 100.0%	17 3.0%	77 13.6%	54 9.6%	103 18.2%	377 66.7%	73 12.9%	3 0.5%
中山間地域外【全体】	1124 100.0%	21 1.9%	163 14.5%	88 7.8%	301 26.8%	669 59.5%	128 11.4%	9 0.8%
中山間地域-訪問介護	216 100.0%	6 2.8%	33 15.3%	22 10.2%	45 20.8%	141 65.3%	26 12.0%	3 1.4%
中山間地域外-訪問介護	155 100.0%	2 1.3%	20 12.9%	9 5.8%	41 26.5%	93 60.0%	20 12.9%	1 0.6%
中山間地域-訪問入浴介護	31 100.0%	3 9.7%	7 22.6%	5 16.1%	6 19.4%	24 77.4%	2 6.5%	0 0.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	109 100.0%	3 2.8%	17 15.6%	7 6.4%	37 33.9%	65 59.6%	8 7.3%	3 2.8%
中山間地域-訪問看護	61 100.0%	0 0.0%	9 14.8%	7 11.5%	13 21.3%	32 52.5%	9 14.8%	0 0.0%
中山間地域外-訪問看護	98 100.0%	5 5.1%	24 24.5%	14 14.3%	23 23.5%	54 55.1%	5 5.1%	0 0.0%
中山間地域-訪問リハビリテーション	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	8 80.0%	1 10.0%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	85 100.0%	1 1.2%	14 16.5%	12 14.1%	33 38.8%	53 62.4%	5 5.9%	0 0.0%
中山間地域-通所介護	51 100.0%	2 3.9%	7 13.7%	5 9.8%	11 21.6%	37 72.5%	9 17.6%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	106 100.0%	1 0.9%	16 15.1%	5 4.7%	29 27.4%	56 52.8%	20 18.9%	0 0.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	14 100.0%	0 0.0%	2 14.3%	2 14.3%	0 0.0%	9 64.3%	2 14.3%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	115 100.0%	2 1.7%	17 14.8%	8 7.0%	29 25.2%	76 66.1%	9 7.8%	3 2.6%
中山間地域-居宅介護支援	173 100.0%	6 3.5%	19 11.0%	11 6.4%	26 15.0%	121 69.9%	20 11.6%	0 0.0%
中山間地域外-居宅介護支援	235 100.0%	2 0.9%	31 13.2%	15 6.4%	52 22.1%	146 62.1%	27 11.5%	1 0.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	82 100.0%	3 3.7%	7 8.5%	3 3.7%	22 26.8%	51 62.2%	8 9.8%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	139 100.0%	2 1.4%	17 12.2%	15 10.8%	35 25.2%	75 54.0%	26 18.7%	1 0.7%

③離島等相当サービスの申請意向

離島等相当サービスの申請意向を全体でみると、申請意向が「ある」割合は、中山間地域は2.5%、中山間地域外は1.1%となっている。

図表 5-89 離島等相当サービスの申請意向（単数回答）

	合計	Q8(6)-2 [ALL] 離島等相当サービス導入時の登録意向			
		ある	ない	わからない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	35 2.5%	642 45.8%	646 46.1%	78 5.6%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	36 1.1%	1699 53.4%	1292 40.6%	152 4.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	16 3.1%	227 43.3%	247 47.1%	34 6.5%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	7 1.8%	225 58.7%	136 35.5%	15 3.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	6 6.6%	46 50.5%	34 37.4%	5 5.5%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	4 1.3%	166 53.4%	134 43.1%	7 2.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	4 1.9%	91 44.2%	98 47.6%	13 6.3%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	5 1.3%	213 56.3%	142 37.6%	18 4.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	16 39.0%	23 56.1%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	5 1.4%	186 53.1%	146 41.7%	13 3.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	1 0.8%	63 52.5%	49 40.8%	7 5.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	3 0.8%	192 49.4%	174 44.7%	20 5.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	1 1.9%	22 42.3%	26 50.0%	3 5.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	3 0.8%	188 51.5%	147 40.3%	27 7.4%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	6 1.7%	166 48.0%	159 46.0%	15 4.3%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	4 0.9%	252 57.3%	163 37.0%	21 4.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	1 0.5%	109 53.2%	82 40.0%	13 6.3%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	9 52.9%	8 47.1%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	4 1.1%	168 46.9%	168 46.9%	18 5.0%

8. サービス提供に関しての重視点

(1) 利用者の確保

①利用者の確保に関する課題

利用者の確保に関する課題を中山間地域と中山間地域外で比較すると、全体では、中山間地域は「サービス提供地域に居住する高齢者数の減少」(17.8%)、「冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動」(42.5%)、中山間地域外は「競合事業所の増加」(39.7%)の割合が高い。

図表 5-90 利用者の確保に関する課題（複数回答）

	合計	Q9(1)1 [ALL]利用者の確保に関する課題								
		サービス提供地域に居住する高齢者数の減少	サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少	施設に入所してしまう高齢者が多い	新規の紹介が少ない	冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動	競合事業所の増加	その他の課題	特に課題に感じていることはない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	249 17.8%	181 12.9%	850 60.7%	573 40.9%	595 42.5%	319 22.8%	136 9.7%	103 7.4%	24 1.7%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	149 4.4%	176 8.9%	1581 54.0%	1572 46.0%	1070 30.5%	1255 39.7%	386 12.0%	269 6.5%	47 0.5%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	96 18.3%	76 14.5%	353 67.4%	205 39.1%	249 47.5%	109 20.8%	49 9.4%	22 4.2%	7 1.3%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	17 4.4%	34 8.9%	207 54.0%	176 46.0%	117 30.5%	152 39.7%	46 12.0%	25 6.5%	2 0.5%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	18 19.8%	11 12.1%	67 73.6%	57 62.6%	41 45.1%	8 8.8%	9 9.9%	2 2.2%	0 0.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	9 2.9%	15 4.8%	225 72.3%	183 58.8%	163 52.4%	84 27.0%	40 12.9%	5 1.6%	0 0.0%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	30 14.6%	15 7.3%	121 58.7%	90 43.7%	72 35.0%	41 19.9%	28 13.6%	21 10.2%	7 3.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	10 2.6%	6 1.6%	167 44.2%	158 41.8%	95 25.1%	151 39.9%	53 14.0%	47 12.4%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	4 9.8%	2 4.9%	16 39.0%	18 43.9%	19 46.3%	7 17.1%	3 7.3%	4 9.8%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	17 4.9%	13 3.7%	114 32.6%	165 47.1%	89 25.4%	100 28.6%	48 13.7%	58 16.6%	6 1.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	16 13.3%	14 11.7%	67 55.8%	50 41.7%	70 58.3%	58 48.3%	7 5.8%	1 0.8%	4 3.3%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	21 5.4%	24 6.2%	192 49.4%	200 51.4%	194 49.9%	235 60.4%	26 6.7%	18 4.6%	7 1.8%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	12 23.1%	8 15.4%	26 50.0%	20 38.5%	28 53.8%	25 48.1%	7 13.5%	4 7.7%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	25 6.8%	32 8.8%	172 47.1%	179 49.0%	181 49.6%	191 52.3%	42 11.5%	23 6.3%	4 1.1%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	68 19.7%	54 15.6%	186 53.8%	118 34.1%	111 32.1%	66 19.1%	29 8.4%	49 14.2%	5 1.4%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	17 3.9%	26 5.9%	213 48.4%	188 42.7%	122 27.7%	178 40.5%	28 6.4%	51 11.6%	8 1.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	7 3.4%	6 2.9%	91 44.4%	98 47.8%	36 17.6%	21 10.2%	56 27.3%	24 11.7%	8 3.9%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	4 23.5%	1 5.9%	11 64.7%	13 76.5%	3 17.6%	5 29.4%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	26 7.3%	20 5.6%	200 55.9%	225 62.8%	73 20.4%	143 39.9%	47 13.1%	18 5.0%	7 2.0%

②利用者の確保に関する工夫

利用者の確保に関する工夫を中山間地域と中山間地域外で比較すると、全体では、中山間地域は「地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている」(46.0%)、中山間地域外は「病院や関連機関、事業所等へ、事業所に関する情報提供等を行っている」(71.2%)、「ホームページを開設して情報提供している」(35.9%)の割合が高い。

図表 5-91 利用者の確保に関する工夫（複数回答）

	合計	Q9(1)2 [ALL]利用者の確保に関する工夫							
		利用者や家族在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている	病院や関連機関、事業所等へ、事業所に関する情報提供等を行っている	地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている	介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている	ホームページを開設して情報提供している	その他の工夫	特に工夫していることはない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	581 41.5%	804 57.4%	644 46.0%	237 16.9%	343 24.5%	72 5.1%	120 8.6%	29 2.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1379 43.4%	2262 71.2%	1201 37.8%	399 12.6%	1141 35.9%	190 6.0%	208 6.5%	53 1.7%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	198 37.8%	260 49.6%	229 43.7%	157 30.0%	105 20.0%	29 5.5%	35 6.7%	12 2.3%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	128 33.4%	219 57.2%	120 31.3%	114 29.8%	106 27.7%	12 3.1%	40 10.4%	6 1.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	28 30.8%	60 65.9%	33 36.3%	20 22.0%	29 31.9%	6 6.6%	9 9.9%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	86 27.7%	251 80.7%	89 28.6%	52 16.7%	124 39.9%	14 4.5%	18 5.8%	2 0.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	93 45.1%	138 67.0%	119 57.8%	3 1.5%	48 23.3%	10 4.9%	17 8.3%	6 2.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	179 47.4%	280 74.1%	183 48.4%	24 6.3%	122 32.3%	24 6.3%	25 6.6%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	23 56.1%	33 80.5%	10 24.4%	3 7.3%	13 31.7%	2 4.9%	1 2.4%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	165 47.1%	245 70.0%	101 28.9%	21 6.0%	137 39.1%	20 5.7%	36 10.3%	5 1.4%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	55 45.8%	78 65.0%	42 35.0%	15 12.5%	63 52.5%	3 2.5%	4 3.3%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	186 47.8%	261 67.1%	132 33.9%	56 14.4%	151 38.8%	24 6.2%	17 4.4%	10 2.6%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	29 55.8%	42 80.8%	26 50.0%	4 7.7%	16 30.8%	3 5.8%	3 5.8%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	190 52.1%	287 78.6%	116 31.8%	21 5.8%	141 38.6%	30 8.2%	14 3.8%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	146 42.2%	177 51.2%	177 51.2%	33 9.5%	60 17.3%	18 5.2%	51 14.7%	5 1.4%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	160 36.4%	262 59.5%	190 43.2%	45 10.2%	119 27.0%	22 5.0%	46 10.5%	6 1.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	80 39.0%	164 80.0%	81 39.5%	36 17.6%	80 39.0%	15 7.3%	8 3.9%	5 2.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	9 52.9%	13 76.5%	8 47.1%	2 11.8%	8 47.1%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	205 57.3%	293 81.8%	189 52.8%	30 8.4%	161 45.0%	29 8.1%	4 1.1%	8 2.2%

(2) 人材の確保・定着

①職員の過不足状況

職員の過不足状況を全体でみると、「やや不足」「不足」を合せた不足している割合は、中山間地域は53.2%、中山間地域外は57.7%となっている。

図表 5-92 職員の過不足状況（単数回答）

	合計	Q9(2)1 [ALL]職員の過不足の状況					
		過剰	やや過剰	適切な状態	やや不足	不足	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	11 0.8%	52 3.7%	562 40.1%	484 34.5%	262 18.7%	30 2.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	34 1.1%	135 4.2%	1113 35.0%	1164 36.6%	670 21.1%	63 2.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	3 0.6%	19 3.6%	154 29.4%	208 39.7%	129 24.6%	11 2.1%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	4 1.0%	17 4.4%	59 15.4%	153 39.9%	148 38.6%	2 0.5%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	1 1.1%	2 2.2%	33 36.3%	34 37.4%	19 20.9%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	3 1.0%	9 2.9%	75 24.1%	137 44.1%	81 26.0%	6 1.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	3 1.5%	8 3.9%	81 39.3%	71 34.5%	36 17.5%	7 3.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	6 1.6%	11 2.9%	142 37.6%	124 32.8%	87 23.0%	8 2.1%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	0 0.0%	1 2.4%	18 43.9%	15 36.6%	7 17.1%	0 0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	2 0.6%	11 3.1%	151 43.1%	126 36.0%	51 14.6%	9 2.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	1 0.8%	6 5.0%	46 38.3%	54 45.0%	12 10.0%	1 0.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	1 0.3%	30 7.7%	153 39.3%	151 38.8%	46 11.8%	8 2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	0 0.0%	4 7.7%	22 42.3%	18 34.6%	8 15.4%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	5 1.4%	27 7.4%	151 41.4%	134 36.7%	37 10.1%	11 3.0%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	3 0.9%	10 2.9%	205 59.2%	74 21.4%	45 13.0%	9 2.6%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	3 0.7%	15 3.4%	256 58.2%	104 23.6%	52 11.8%	10 2.3%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	4 2.0%	3 1.5%	30 14.6%	81 39.5%	86 42.0%	1 0.5%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	0 0.0%	2 11.8%	3 17.6%	8 47.1%	4 23.5%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	6 1.7%	12 3.4%	96 26.8%	154 43.0%	82 22.9%	8 2.2%

②人材の募集・確保の方法

人材の募集・確保の方法を全体でみると、中山間地域は「ハローワークへの求人」が75.2%で最も割合が高く、ついで「職員や知人の紹介」(61.9%)、「折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告」(31.5%)となっている。中山間地域外と比較すると、中山間地域外の方が「ホームページへの掲載」(37.3%)、「民間の職業紹介会社の活用」(17.4%)の割合が高くなっている。

図表 5-93 人材の募集・確保の方法（複数回答）

	合計	Q9(2)2 [ALL]人材の募集・確保の方法										
		専門学校の新卒採用	高校や大学、ハローワークへの求人	福祉人材センター、ナースセンターへの求人	就職説明会の開催	折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告	ホームページへの掲載	職員や知人の紹介	実習生やボランティアを受け入れて勧誘	民間の職業紹介会社の活用	その他の方法	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	242 17.3%	1054 75.2%	198 14.1%	146 10.4%	441 31.5%	356 25.4%	867 61.9%	199 14.2%	78 5.6%	108 7.7%	44 3.1%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	739 23.2%	2493 78.4%	588 18.5%	567 17.8%	1196 37.6%	1185 37.3%	1802 56.7%	608 19.1%	553 17.4%	124 3.9%	69 2.2%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	67 12.8%	413 78.8%	56 10.7%	43 8.2%	201 38.4%	118 22.5%	368 70.2%	74 14.1%	18 3.4%	28 5.3%	6 1.1%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	26 6.8%	304 79.4%	50 13.1%	43 11.2%	166 43.3%	123 32.1%	238 62.1%	55 14.4%	48 12.5%	10 2.6%	0 0.0%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	17 18.7%	72 79.1%	18 19.8%	10 11.0%	33 36.3%	27 29.7%	61 67.0%	12 13.2%	6 6.6%	4 4.4%	3 3.3%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	83 26.7%	278 89.4%	87 28.0%	68 21.9%	135 43.4%	147 47.3%	199 64.0%	56 18.0%	58 18.6%	12 3.9%	4 1.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	19 9.2%	136 66.0%	48 23.3%	19 9.2%	47 22.8%	60 29.1%	111 53.9%	27 13.1%	22 10.7%	25 12.1%	5 2.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	22 5.8%	275 72.8%	124 32.8%	37 9.8%	110 29.1%	135 35.7%	230 60.8%	35 9.3%	87 23.0%	20 5.3%	11 2.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	24 58.5%	23 56.1%	0 0.0%	6 14.6%	4 9.8%	15 36.6%	18 43.9%	13 31.7%	5 12.2%	3 7.3%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	179 51.1%	184 52.6%	20 5.7%	67 19.1%	48 13.7%	151 43.1%	144 41.1%	102 29.1%	55 15.7%	18 5.1%	11 3.1%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	42 35.0%	111 92.5%	25 20.8%	27 22.5%	41 34.2%	46 38.3%	84 70.0%	37 30.8%	8 6.7%	5 4.2%	0 0.0%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	84 21.6%	315 81.0%	64 16.5%	62 15.9%	168 43.2%	119 30.6%	231 59.4%	69 17.7%	63 16.2%	6 1.5%	7 1.8%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	19 36.5%	49 94.2%	9 17.3%	7 13.5%	18 34.6%	22 42.3%	40 76.9%	12 23.1%	6 11.5%	2 3.8%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	132 36.2%	332 91.0%	66 18.1%	74 20.3%	143 39.2%	149 40.8%	190 52.1%	92 25.2%	69 18.9%	4 1.1%	5 1.4%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	46 13.3%	232 67.1%	36 10.4%	23 6.6%	86 24.9%	59 17.1%	170 49.1%	17 4.9%	10 2.9%	40 11.6%	29 8.4%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	31 7.0%	307 69.8%	57 13.0%	45 10.2%	130 29.5%	111 25.2%	189 43.0%	23 5.2%	43 9.8%	32 7.3%	24 5.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	4 100.0%	1 25.0%	2 50.0%	3 75.0%	2 50.0%	4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	55 26.8%	172 83.9%	47 22.9%	70 34.1%	111 54.1%	118 57.6%	126 61.5%	50 24.4%	55 26.8%	11 5.4%	4 2.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	14 82.4%	5 29.4%	9 52.9%	8 47.1%	7 41.2%	11 64.7%	5 29.4%	2 11.8%	1 5.9%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	127 35.5%	326 91.1%	73 20.4%	101 28.2%	185 51.7%	132 36.9%	255 71.2%	126 35.2%	75 20.9%	11 3.1%	3 0.8%

③人材の確保・定着に関する課題

人材の確保・定着に関する課題を全体でみると、中山間地域は「経験者や有資格者の確保」が55.2%で最も割合が高く、ついで「若い世代の採用」(45.9%)、「現在働いている職員の高齢化」(42.2%)となっている。中山間地域外と比較すると、中山間地域は「地元での人材確保」(31.0%)、「現在働いている職員の高齢化」、中山間地域外は「職員の定着」(24.1%)の割合が高くなっている。

図表 5-94 人材の確保・定着に関する課題（複数回答）

	合計	Q9(2)3 [ALL] 人材確保・定着に関する課題											
		有資格者や経験者の確保	非常勤の採用	常勤の採用	若い世代の採用	地元での人材確保	現在働いている職員の高齢化	職員の定着	職員の処遇改善	描きにくいキャリアパスを	その他の課題	特に課題に感じていることはない	無回答
中山間地域【全体】	1401	773	272	307	643	435	591	203	405	149	31	74	25
	100.0%	55.2%	19.4%	21.9%	45.9%	31.0%	42.2%	14.5%	28.9%	10.6%	2.2%	5.3%	1.8%
中山間地域外【全体】	3179	1654	749	928	1284	549	998	766	929	407	104	201	85
	100.0%	52.0%	23.6%	29.2%	40.4%	17.3%	31.4%	24.1%	29.2%	12.8%	3.3%	6.3%	2.7%
中山間地域-訪問介護	524	280	157	114	294	184	295	68	142	66	8	10	3
	100.0%	53.4%	30.0%	21.8%	56.1%	35.1%	56.3%	13.0%	27.1%	12.6%	1.5%	1.9%	0.6%
中山間地域外-訪問介護	383	183	140	94	204	80	201	87	107	45	14	8	5
	100.0%	47.8%	36.6%	24.5%	53.3%	20.9%	52.5%	22.7%	27.9%	11.7%	3.7%	2.1%	1.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91	54	19	16	46	27	40	15	23	15	2	1	1
	100.0%	59.3%	20.9%	17.6%	50.5%	29.7%	44.0%	16.5%	25.3%	16.5%	2.2%	1.1%	1.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	311	162	101	95	165	51	118	101	96	38	7	9	2
	100.0%	52.1%	32.5%	30.5%	53.1%	16.4%	37.9%	32.5%	30.9%	12.2%	2.3%	2.9%	0.6%
中山間地域-訪問看護	206	98	33	56	89	75	76	27	61	9	7	9	6
	100.0%	47.6%	16.0%	27.2%	43.2%	36.4%	36.9%	13.1%	29.6%	4.4%	3.4%	4.4%	2.9%
中山間地域外-訪問看護	378	176	77	165	148	67	112	68	111	23	10	21	9
	100.0%	46.6%	20.4%	43.7%	39.2%	17.7%	29.6%	18.0%	29.4%	6.1%	2.6%	5.6%	2.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41	18	4	9	9	13	1	7	10	3	0	4	2
	100.0%	43.9%	9.8%	22.0%	22.0%	31.7%	2.4%	17.1%	24.4%	7.3%	0.0%	9.8%	4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350	156	35	78	68	68	25	58	90	40	13	58	17
	100.0%	44.6%	10.0%	22.3%	19.4%	19.4%	7.1%	16.6%	25.7%	11.4%	3.7%	16.6%	4.9%
中山間地域-通所介護	120	74	23	31	62	26	49	25	38	19	2	6	0
	100.0%	61.7%	19.2%	25.8%	51.7%	21.7%	40.8%	20.8%	31.7%	15.8%	1.7%	5.0%	0.0%
中山間地域外-通所介護	389	216	105	104	165	61	115	93	124	58	15	16	8
	100.0%	55.5%	27.0%	26.7%	42.4%	15.7%	29.6%	23.9%	31.9%	14.9%	3.9%	4.1%	2.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	52	37	11	19	24	12	21	11	21	10	2	1	1
	100.0%	71.2%	21.2%	36.5%	46.2%	23.1%	40.4%	21.2%	40.4%	19.2%	3.8%	1.9%	1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365	211	62	101	157	55	104	92	101	64	7	16	6
	100.0%	57.8%	17.0%	27.7%	43.0%	15.1%	28.5%	25.2%	27.7%	17.5%	1.9%	4.4%	1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346	194	16	52	108	91	99	43	102	23	8	43	12
	100.0%	56.1%	4.6%	15.0%	31.2%	26.3%	28.6%	12.4%	29.5%	6.6%	2.3%	12.4%	3.5%
中山間地域外-居宅介護支援	440	206	55	83	106	45	100	79	107	42	14	64	26
	100.0%	46.8%	12.5%	18.9%	24.1%	10.2%	22.7%	18.0%	24.3%	9.5%	3.2%	14.5%	5.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	3	3	1	2	1	1	2	0	2	2	0	0
	100.0%	75.0%	75.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205	136	78	80	104	45	92	64	63	32	8	2	4
	100.0%	66.3%	38.0%	39.0%	50.7%	22.0%	44.9%	31.2%	30.7%	15.6%	3.9%	1.0%	2.0%
中山間地域-小規模多機能	17	15	6	9	9	6	9	5	8	2	0	0	0
	100.0%	88.2%	35.3%	52.9%	52.9%	35.3%	52.9%	29.4%	47.1%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358	208	96	128	167	77	131	124	130	65	16	7	8
	100.0%	58.1%	26.8%	35.8%	46.6%	21.5%	36.6%	34.6%	36.3%	18.2%	4.5%	2.0%	2.2%

④人材の確保・定着に関する工夫

人材の確保・定着に関する工夫を全体でみると、中山間地域は「同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保」が29.6%で最も割合が高く、ついで「賃金の見直しを実施」(27.1%)、「実習生を受け入れ、採用につなげる」(26.1%)となっている。中山間地域外は「実習生を受け入れ、採用につなげる」が30.2%で最も割合が高く、ついで「同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保」(29.8%)、「賃金の見直しを実施」(28.4%)となっている。

図表 5-95 人材の確保・定着に関する工夫（複数回答）

	合計	Q9(2)4 [ALL] 人材確保・定着に関する工夫											
		介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用	同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保	学生の魅力に対して介護の仕事の魅力を伝える	実習生を受け入れ、採用につなげる	採用のエリアを拡大	労働時間の見直しや残業の削減を実施	賃金の見直しを実施	福利厚生を充実	研修の充実等により、キャリア形成を支援	その他の工夫	特に工夫していること	無回答
中山間地域【全体】	1401	137	414	181	366	147	249	379	338	281	73	236	39
	100.0%	9.8%	29.6%	12.9%	26.1%	10.5%	17.8%	27.1%	24.1%	20.1%	5.2%	16.8%	2.8%
中山間地域外【全体】	3179	382	947	438	959	403	761	903	728	742	130	384	103
	100.0%	12.0%	29.8%	13.8%	30.2%	12.7%	23.9%	28.4%	22.9%	23.3%	4.1%	12.1%	3.2%
中山間地域-訪問介護	524	77	179	47	125	65	76	178	135	100	32	57	18
	100.0%	14.7%	34.2%	9.0%	23.9%	12.4%	14.5%	34.0%	25.8%	19.1%	6.1%	10.9%	3.4%
中山間地域外-訪問介護	383	66	103	15	93	33	84	142	104	108	24	36	5
	100.0%	17.2%	26.9%	3.9%	24.3%	8.6%	21.9%	37.1%	27.2%	28.2%	6.3%	9.4%	1.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91	13	61	8	26	14	17	32	27	14	2	3	4
	100.0%	14.3%	67.0%	8.8%	28.6%	15.4%	18.7%	35.2%	29.7%	15.4%	2.2%	3.3%	4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311	45	163	63	83	51	74	97	78	60	7	16	4
	100.0%	14.5%	52.4%	20.3%	26.7%	16.4%	23.8%	31.2%	25.1%	19.3%	2.3%	5.1%	1.3%
中山間地域-訪問看護	206	4	43	40	54	16	50	37	31	34	10	42	4
	100.0%	1.9%	20.9%	19.4%	26.2%	7.8%	24.3%	18.0%	15.0%	16.5%	4.9%	20.4%	1.9%
中山間地域外-訪問看護	378	5	85	59	96	46	113	90	74	65	15	45	13
	100.0%	1.3%	22.5%	15.6%	25.4%	12.2%	29.9%	23.8%	19.6%	17.2%	4.0%	11.9%	3.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41	2	12	10	23	5	9	3	7	9	1	5	0
	100.0%	4.9%	29.3%	24.4%	56.1%	12.2%	22.0%	7.3%	17.1%	22.0%	2.4%	12.2%	0.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350	9	134	42	168	35	55	41	44	57	9	56	15
	100.0%	2.6%	38.3%	12.0%	48.0%	10.0%	15.7%	11.7%	12.6%	16.3%	2.6%	16.0%	4.3%
中山間地域-通所介護	120	11	30	26	56	13	33	46	40	41	10	5	2
	100.0%	9.2%	25.0%	21.7%	46.7%	10.8%	27.5%	38.3%	33.3%	34.2%	8.3%	4.2%	1.7%
中山間地域外-通所介護	389	54	107	57	94	45	119	133	98	102	13	31	11
	100.0%	13.9%	27.5%	14.7%	24.2%	11.6%	30.6%	34.2%	25.2%	26.2%	3.3%	8.0%	2.8%
中山間地域-通所リハビリテーション	52	3	12	10	23	4	17	8	16	17	6	1	0
	100.0%	5.8%	23.1%	19.2%	44.2%	7.7%	32.7%	15.4%	30.8%	32.7%	11.5%	1.9%	0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365	31	83	62	132	55	94	106	94	86	12	45	17
	100.0%	8.5%	22.7%	17.0%	36.2%	15.1%	25.8%	29.0%	25.8%	23.6%	3.3%	12.3%	4.7%
中山間地域-居宅介護支援	346	20	71	35	52	27	41	69	78	62	10	123	10
	100.0%	5.8%	20.5%	10.1%	15.0%	7.8%	11.8%	19.9%	22.5%	17.9%	2.9%	35.5%	2.9%
中山間地域外-居宅介護支援	440	45	76	25	59	47	80	100	87	80	24	129	20
	100.0%	10.2%	17.3%	5.7%	13.4%	10.7%	18.2%	22.7%	19.8%	18.2%	5.5%	29.3%	4.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	1	1	2	2	0	1	1	1	1	2	0	0
	100.0%	25.0%	25.0%	50.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205	53	95	37	75	29	53	74	52	76	10	10	5
	100.0%	25.9%	46.3%	18.0%	36.6%	14.1%	25.9%	36.1%	25.4%	37.1%	4.9%	4.9%	2.4%
中山間地域-小規模多機能	17	6	5	3	5	3	5	5	3	3	0	0	1
	100.0%	35.3%	29.4%	17.6%	29.4%	17.6%	29.4%	29.4%	17.6%	17.6%	0.0%	0.0%	5.9%
中山間地域外-小規模多機能	358	74	101	78	159	62	89	120	97	108	16	16	13
	100.0%	20.7%	28.2%	21.8%	44.4%	17.3%	24.9%	33.5%	27.1%	30.2%	4.5%	4.5%	3.6%

(3) 地域との連携

①地域住民との連携状況

地域住民との連携状況を全体でみると、中山間地域は「サービスを提供している地域の民生委員と連携」が 46.9%で最も割合が高く、ついで「地域の行事・イベントに参加」(33.2%)、「見守り等、事業所では対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼」(26.0%)となっている。中山間地域と中山間地域外を比較すると、中山間地域は、「見守り等、事業所では対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼」「サービスを提供している地域の民生委員と連携」、中山間地域外は「町内会・自治会の会員になっている」(22.5%)の割合が高くなっている。

図表 5-96 地域住民との連携状況（複数回答）

	合計	Q9(3)1 [ALL] 地域住民との連携状況									
		見守り等、事業所では対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼	町内会・自治会の会員になっている	地域の行事・イベントに参加	地域住民に対して、健康相談などを実施	地域住民等をボランティアとして受け入れ	事業所のイベントに住民を招待	サービスの提供している地域の民生委員と連携	その他	特に連携していない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	364 26.0%	175 12.5%	465 33.2%	334 23.8%	296 21.1%	285 20.3%	657 46.9%	36 2.6%	225 16.1%	32 2.3%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	418 13.1%	715 22.5%	1207 38.0%	755 23.7%	736 23.2%	826 26.0%	1064 33.5%	87 2.7%	673 21.2%	69 2.2%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	141 26.9%	68 13.0%	168 32.1%	105 20.0%	84 16.0%	87 16.6%	259 49.4%	16 3.1%	77 14.7%	12 2.3%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	52 13.6%	81 21.1%	103 26.9%	57 14.9%	37 9.7%	63 16.4%	133 34.7%	10 2.6%	105 27.4%	10 2.6%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	29 31.9%	6 6.6%	24 26.4%	26 28.6%	28 30.8%	17 18.7%	44 48.4%	1 1.1%	19 20.9%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	24 7.7%	50 16.1%	94 30.2%	54 17.4%	53 17.0%	49 15.8%	71 22.8%	6 1.9%	98 31.5%	10 3.2%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	46 22.3%	14 6.8%	58 28.2%	36 17.5%	15 7.3%	19 9.2%	48 23.3%	7 3.4%	68 33.0%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	52 13.8%	47 12.4%	96 25.4%	75 19.8%	19 5.0%	40 10.6%	87 23.0%	12 3.2%	135 35.7%	13 3.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	2 4.9%	8 19.5%	11 26.8%	5 12.2%	9 22.0%	5 12.2%	1 2.4%	15 36.6%	3 7.3%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	22 6.3%	28 8.0%	102 29.1%	139 39.7%	48 13.7%	74 21.1%	30 8.6%	11 3.1%	111 31.7%	6 1.7%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	10 8.3%	27 22.5%	55 45.8%	36 30.0%	65 54.2%	40 33.3%	43 35.8%	2 1.7%	11 9.2%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	28 7.2%	117 30.1%	158 40.6%	72 18.5%	152 39.1%	118 30.3%	101 26.0%	11 2.8%	56 14.4%	10 2.6%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	3 5.8%	5 9.6%	18 34.6%	22 42.3%	24 46.2%	28 53.8%	15 28.8%	0 0.0%	4 7.7%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	15 4.1%	57 15.6%	118 32.3%	118 32.3%	149 40.8%	114 31.2%	62 17.0%	10 2.7%	78 21.4%	5 1.4%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	128 37.0%	46 13.3%	116 33.5%	90 26.0%	63 18.2%	72 20.8%	229 66.2%	9 2.6%	30 8.7%	4 1.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	117 26.6%	76 17.3%	136 30.9%	90 20.5%	62 14.1%	74 16.8%	242 55.0%	9 2.0%	67 15.2%	5 1.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	24 11.7%	55 26.8%	93 45.4%	49 23.9%	38 18.5%	63 30.7%	102 49.8%	8 3.9%	20 9.8%	5 2.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	4 23.5%	6 35.3%	15 88.2%	7 41.2%	11 64.7%	11 64.7%	13 76.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	84 23.5%	204 57.0%	307 85.8%	101 28.2%	178 49.7%	231 64.5%	236 65.9%	10 2.8%	3 0.8%	5 1.4%

②事業者や専門職・団体等との連携状況

事業者や専門職・団体等との連携状況を全体でみると、中山間地域は「多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談」が62.2%で最も割合が高く、ついで「地域の事業者が参加する研修や講習会に参加」(61.5%)、「介護サービス事業者の連絡会等に参加」(55.7%)となっている。

図表 5-97 事業者や専門職・団体等との連携状況（複数回答）

	合計	Q9(3)2 [ALL]事業者や専門職・団体等との連携状況							
		法等有し、サービス提供の方 等について相談	多職種で利用者情報を共 有し、サービス提供の方 で役割を分担	サービスの提供を行うエリ アや事業など、事業者間	サービスの提供を行うエリ アの検討を実施	地域の関係者が集まる 会議に参加し、地域包括	地域の事業者が参加する 研修や講習会に参加	介護サービス事業者の 連絡会等に参加	その他
中山間地域【全体】	1401 100.0%	871 62.2%	145 10.3%	623 44.5%	861 61.5%	780 55.7%	21 1.5%	41 2.9%	39 2.8%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	1740 54.7%	307 9.7%	1144 36.0%	1995 62.8%	1860 58.5%	29 0.9%	175 5.5%	69 2.2%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	301 57.4%	50 9.5%	201 38.4%	305 58.2%	281 53.6%	5 1.0%	20 3.8%	16 3.1%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	165 43.1%	32 8.4%	109 28.5%	224 58.5%	226 59.0%	3 0.8%	28 7.3%	11 2.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	58 63.7%	9 9.9%	34 37.4%	47 51.6%	44 48.4%	2 2.2%	6 6.6%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	176 56.6%	25 8.0%	73 23.5%	148 47.6%	169 54.3%	1 0.3%	26 8.4%	6 1.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	150 72.8%	25 12.1%	110 53.4%	133 64.6%	107 51.9%	3 1.5%	6 2.9%	5 2.4%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	249 65.9%	58 15.3%	175 46.3%	269 71.2%	221 58.5%	5 1.3%	16 4.2%	10 2.6%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	30 73.2%	4 9.8%	15 36.6%	24 58.5%	11 26.8%	1 2.4%	1 2.4%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	206 58.9%	35 10.0%	120 34.3%	198 56.6%	143 40.9%	6 1.7%	30 8.6%	9 2.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	68 56.7%	6 5.0%	41 34.2%	71 59.2%	63 52.5%	1 0.8%	3 2.5%	5 4.2%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	183 47.0%	17 4.4%	116 29.8%	212 54.5%	199 51.2%	4 1.0%	35 9.0%	13 3.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	30 57.7%	5 9.6%	24 46.2%	34 65.4%	35 67.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	201 55.1%	29 7.9%	104 28.5%	212 58.1%	192 52.6%	2 0.5%	26 7.1%	6 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	224 64.7%	44 12.7%	185 53.5%	230 66.5%	227 65.6%	8 2.3%	5 1.4%	7 2.0%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	249 56.6%	46 10.5%	201 45.7%	348 79.1%	309 70.2%	4 0.9%	6 1.4%	5 1.1%
中山間地域-定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	4 100.0%	3 75.0%	0 0.0%	2 50.0%	3 75.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%
中山間地域外-定期巡回・随 時対応型訪問介護看護	205 100.0%	124 60.5%	31 15.1%	81 39.5%	116 56.6%	133 64.9%	2 1.0%	2 1.0%	4 2.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	7 41.2%	2 11.8%	11 64.7%	14 82.4%	10 58.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機 能	358 100.0%	187 52.2%	34 9.5%	165 46.1%	268 74.9%	268 74.9%	2 0.6%	6 1.7%	5 1.4%

③地域連携に関して課題に感じていること

地域連携に関して課題に感じていることを全体でみると、中山間地域は「人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい」が39.0%で最も割合が高く、ついで「地域で連携できる事業者が少ない」（34.0%）、「地域の連携体制が十分に機能していない」（31.3%）となっている。中山間地域と中山間地域外を比較すると、中山間地域は「地域で連携できる事業者が少ない」「人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい」、中山間地域外は「事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い」（27.4%）、「地域の連携体制が十分に機能していない」（37.9%）の割合が高くなっている。

図表 5-98 地域連携に関して課題に感じていること（複数回答）

	合計	Q9(3)3 [ALL] 地域連携に関する課題							
		地域で連携できる事業者が少ない	人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい	事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い	地域の連携体制が十分に機能していない	退院調整やサードパーティの会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい	その他の課題	特に課題に感じていることはない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	477 34.0%	546 39.0%	238 17.0%	439 31.3%	172 12.3%	45 3.2%	215 15.3%	80 5.7%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	532 16.7%	537 16.9%	871 27.4%	1204 37.9%	276 8.7%	166 5.2%	671 21.1%	181 5.7%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	192 36.6%	227 43.3%	76 14.5%	130 24.8%	41 7.8%	12 2.3%	95 18.1%	42 8.0%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	65 17.0%	64 16.7%	61 15.9%	138 36.0%	24 6.3%	13 3.4%	99 25.8%	34 8.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	29 31.9%	41 45.1%	18 19.8%	15 16.5%	10 11.0%	2 2.2%	15 16.5%	4 4.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	45 14.5%	34 10.9%	93 29.9%	77 24.8%	27 8.7%	12 3.9%	90 28.9%	23 7.4%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	50 24.3%	68 33.0%	56 27.2%	68 33.0%	31 15.0%	8 3.9%	27 13.1%	12 5.8%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	44 11.6%	52 13.8%	108 28.6%	146 38.6%	43 11.4%	26 6.9%	85 22.5%	22 5.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	11 26.8%	7 17.1%	15 36.6%	21 51.2%	5 12.2%	2 4.9%	2 4.9%	2 4.9%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	60 17.1%	41 11.7%	106 30.3%	153 43.7%	55 15.7%	27 7.7%	58 16.6%	14 4.0%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	23 19.2%	40 33.3%	16 13.3%	53 44.2%	13 10.8%	4 3.3%	20 16.7%	8 6.7%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	64 16.5%	79 20.3%	81 20.8%	151 38.8%	27 6.9%	21 5.4%	87 22.4%	18 4.6%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	14 26.9%	11 21.2%	9 17.3%	26 50.0%	9 17.3%	2 3.8%	7 13.5%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	56 15.3%	62 17.0%	68 18.6%	169 46.3%	34 9.3%	22 6.0%	63 17.3%	24 6.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	149 43.1%	144 41.6%	38 11.0%	120 34.7%	62 17.9%	14 4.0%	48 13.9%	11 3.2%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	75 17.0%	91 20.7%	66 15.0%	163 37.0%	44 10.0%	18 4.1%	113 25.7%	21 4.8%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	46 22.4%	30 14.6%	115 56.1%	69 33.7%	9 4.4%	9 4.4%	23 11.2%	9 4.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	8 47.1%	7 41.2%	7 41.2%	5 29.4%	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	77 21.5%	84 23.5%	173 48.3%	138 38.5%	13 3.6%	18 5.0%	53 14.8%	16 4.5%

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫していること

(1) 中山間地域等の加算の課題

中山間地域の事業所について、中山間地域等の加算の課題を全体でみると、「現在の加算では移動コストを賄うことはできない」が 20.0%、「利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう」が 10.8%となっている。「特に課題はない」は 37.1%となっている。事業種別で比較すると、全体と比較して、「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」は「加算が算定できない地域に不便なところがある」(39.0%、44.2%)、「現在の加算では移動コストを賄うことはできない」(43.9%、32.7%)、「通所介護」は「加算を算定できる地域にそれほど不便ではないところがある」(20.8%)、「現在の加算では移動コストを賄うことはできない」(31.7%)、「居宅介護支援」は「特に課題はない」(47.4%)の割合が高くなっている。

図表 5-99 【中山間地域】中山間地域等の加算の課題（複数回答）

	合計	Q10(1)1 [中山間-ALL] 中山間地域等の加算の課題							
		利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう	加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまふ	加算を算定できる地域にそれほど不便ではないところがある	加算が算定できない地域に不便なところがある	現在の加算では移動コストを賄うことはできない	その他の課題	特に課題はない	無回答
全体	1384 100.0%	150 10.8%	120 8.7%	120 8.7%	176 12.7%	277 20.0%	40 2.9%	513 37.1%	249 18.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	62 11.8%	49 9.4%	29 5.5%	40 7.6%	100 19.1%	19 3.6%	185 35.3%	125 23.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	13 14.3%	9 9.9%	4 4.4%	7 7.7%	20 22.0%	5 5.5%	29 31.9%	18 19.8%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	32 15.5%	15 7.3%	24 11.7%	27 13.1%	46 22.3%	5 2.4%	75 36.4%	28 13.6%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	4 9.8%	1 2.4%	4 9.8%	16 39.0%	18 43.9%	0 0.0%	9 22.0%	2 4.9%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	6 5.0%	18 15.0%	25 20.8%	26 21.7%	38 31.7%	3 2.5%	38 31.7%	4 3.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	4 7.7%	7 13.5%	9 17.3%	23 44.2%	17 32.7%	1 1.9%	11 21.2%	1 1.9%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	28 8.1%	21 6.1%	25 7.2%	37 10.7%	37 10.7%	7 2.0%	164 47.4%	71 20.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	1 5.9%	4 23.5%	3 17.6%	3 17.6%	2 11.8%	7 41.2%	1 5.9%

(2) 自治体の支援

①都道府県より受給している補助・助成

中山間地域の事業所について、都道府県より受給している補助・助成を全体でみると、「補助・助成は受けていない」が72.8%となっている。

図表 5-100 【中山間地域】都道府県より受給している補助・助成（複数回答）

	合計	Q10(2)1 [中山間-ALL] 都道府県より受給している補助・助成											無回答
		開設時の事業所整備に関する補助・助成	移動距離・時間のかかる利用者へサービス提供した場合の補助	人件費に対する補助・助成	運営費の補助・助成	運営費不足分の補助・助成	車両整備費の補助・助成	車両の貸与	交通費の補助・助成	中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置	その他の補助・助成	補助・助成は受けていない	
全体	1384 100.0%	22 1.6%	11 0.8%	8 0.6%	6 0.4%	6 0.4%	9 0.7%	7 0.5%	5 0.4%	23 1.7%	6 0.4%	1007 72.8%	309 22.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	8 1.5%	3 0.6%	4 0.8%	2 0.4%	2 0.4%	3 0.6%	3 0.6%	3 0.6%	11 2.1%	1 0.2%	367 70.0%	133 25.4%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	2 2.2%	3 3.3%	1 1.1%	1 1.1%	2 2.2%	2 2.2%	3 3.3%	1 1.1%	2 2.2%	0 0.0%	65 71.4%	20 22.0%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	5 2.4%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	148 71.8%	48 23.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	34 82.9%	5 12.2%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	3 2.5%	1 0.8%	2 1.7%	1 0.8%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.5%	1 0.8%	98 81.7%	12 10.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 84.6%	7 13.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	2 0.6%	2 0.6%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	5 1.4%	3 0.9%	249 72.0%	82 23.7%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	1 5.9%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	14 82.4%	1 5.9%

②市町村より受給している補助・助成

中山間地域の事業所について、市町村より受給している補助・助成を全体でみると、「補助・助成は受けていない」が67.6%となっている。

図表 5-101 【中山間地域】市町村より受給している補助・助成（複数回答）

	合計	Q10(2)2「中山間-ALL」市町村より受給している補助・助成											
		開設時の事業所整備に関する補助・助成	移動距離・時間のかかる利用者へサービス提供した場合の補助	人件費に対する補助・助成	運営費の補助・助成	運営費不足分の補助・助成	車両整備費の補助・助成	車両の貸与	交通費の補助・助成	利用者負担の軽減措置	中山間地域等の加算に関する	その他の補助・助成	補助・助成は受けていない
全体	1384 100.0%	40 2.9%	18 1.3%	19 1.4%	17 1.2%	26 1.9%	13 0.9%	25 1.8%	12 0.9%	45 3.3%	16 1.2%	935 67.6%	287 20.7%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	13 2.5%	9 1.7%	12 2.3%	10 1.9%	16 3.1%	9 1.7%	16 3.1%	6 1.1%	28 5.3%	8 1.5%	313 59.7%	123 23.5%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	2 2.2%	2 2.2%	1 1.1%	2 2.2%	1 1.1%	3 3.3%	3 3.3%	0 0.0%	3 3.3%	0 0.0%	63 69.2%	16 17.6%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	10 4.9%	4 1.9%	0 0.0%	2 1.0%	3 1.5%	1 0.5%	2 1.0%	3 1.5%	6 2.9%	2 1.0%	139 67.5%	45 21.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	34 82.9%	5 12.2%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	3 2.5%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	1 0.8%	102 85.0%	12 10.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 84.6%	7 13.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	9 2.6%	2 0.6%	6 1.7%	2 0.6%	5 1.4%	0 0.0%	4 1.2%	2 0.6%	7 2.0%	5 1.4%	238 68.8%	78 22.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 76.5%	2 11.8%

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

①中山間地域等の加算

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「中山間地域等の加算」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合せた改善の余地があると回答した割合は38.4%となっている。

事業種別でみると、全体と比較して、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「通所リハビリテーション」は「やや改善の余地があると感じる」の割合が高くなっている（43.9%、40.0%、32.7%）。

図表 5-102 【中山間地域】中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：中山間地域間の加算
(単数回答)

	合計	Q10(3)1 [中山間-ALL] 事業継続上での改善余地：中山間地域等の加算					
		大きく改善の余地があると感じる	やや改善の余地があると感じる	あまり改善の余地はないと感じる	全く改善の余地はないと感じる	どちらとも言えない・よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	201 14.5%	331 23.9%	179 12.9%	20 1.4%	359 25.9%	294 21.2%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	71 13.5%	118 22.5%	50 9.5%	10 1.9%	135 25.8%	140 26.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	19 20.9%	21 23.1%	9 9.9%	1 1.1%	20 22.0%	21 23.1%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	33 16.0%	48 23.3%	35 17.0%	2 1.0%	55 26.7%	33 16.0%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	5 12.2%	18 43.9%	7 17.1%	0 0.0%	8 19.5%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	21 17.5%	48 40.0%	23 19.2%	3 2.5%	17 14.2%	8 6.7%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	11 21.2%	17 32.7%	10 19.2%	0 0.0%	11 21.2%	3 5.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	41 11.8%	60 17.3%	45 13.0%	4 1.2%	110 31.8%	86 24.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	5 29.4%	2 11.8%	0 0.0%	7 41.2%	1 5.9%

②人員・設備基準等の緩和

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「人員・設備基準等の緩和」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合せた改善の余地があると回答した割合は34.9%となっている。

事業種別でみると、全体と比較して、「訪問リハビリテーション」は「あまり改善の余地はないと感じる」(26.8%)、「どちらとも言えない・よくわからない」(39.0%)、「通所介護」は「やや改善の余地があると感じる」(35.8%)、「あまり改善の余地はないと感じる」(25.0%)、「通所リハビリテーション」は「やや改善の余地があると感じる」(32.7%)の割合が高くなっている。

図表 5-103 【中山間地域】

中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：人員・設備基準等の緩和（単数回答）

	合計	Q10(3)2 [中山間-ALL]事業継続上での改善余地：人員・設備基準等の緩和					
		大きく改善の余地があると 感じる	やや改善の余地があると 感じる	あまり改善の余地はない と感じる	全く改善の余地はないと 感じる	どちらとも言えない・ よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	179 12.9%	305 22.0%	219 15.8%	23 1.7%	353 25.5%	305 22.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	80 15.3%	105 20.0%	71 13.5%	7 1.3%	120 22.9%	141 26.9%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	14 15.4%	19 20.9%	16 17.6%	3 3.3%	15 16.5%	24 26.4%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	23 11.2%	56 27.2%	32 15.5%	2 1.0%	57 27.7%	36 17.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	2 4.9%	9 22.0%	11 26.8%	0 0.0%	16 39.0%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	15 12.5%	43 35.8%	30 25.0%	2 1.7%	22 18.3%	8 6.7%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	8 15.4%	17 32.7%	12 23.1%	1 1.9%	11 21.2%	3 5.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	37 10.7%	55 15.9%	47 13.6%	8 2.3%	109 31.5%	90 26.0%
中山間地域-定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	4 23.5%	4 23.5%	3 17.6%	0 0.0%	6 35.3%	0 0.0%

③自治体の補助・助成

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「自治体の補助・助成」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合せた改善の余地があると回答した割合は39.7%となっている。

事業種別でみると、全体と比較して、「通所リハビリテーション」は「やや改善の余地があると感じる」（42.3%）の割合が高くなっている。

図表 5-104 【中山間地域】

中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：自治体の補助・助成（単数回答）

	合計	Q10(3)3 [中山間-ALL]事業継続上での改善余地：自治体の補助・助成					
		大きく改善の余地があると 感じる	やや改善の余地があると 感じる	あまり改善の余地はない と感じる	全く改善の余地はないと 感じる	どちらとも言えない・ よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	247 17.8%	303 21.9%	161 11.6%	17 1.2%	348 25.1%	308 22.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	104 19.8%	109 20.8%	46 8.8%	8 1.5%	115 21.9%	142 27.1%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	20 22.0%	19 20.9%	13 14.3%	1 1.1%	15 16.5%	23 25.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	39 18.9%	53 25.7%	16 7.8%	3 1.5%	59 28.6%	36 17.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	9 22.0%	11 26.8%	5 12.2%	0 0.0%	13 31.7%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	28 23.3%	31 25.8%	23 19.2%	2 1.7%	26 21.7%	10 8.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	6 11.5%	22 42.3%	9 17.3%	0 0.0%	11 21.2%	4 7.7%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	41 11.8%	57 16.5%	49 14.2%	3 0.9%	106 30.6%	90 26.0%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	8 47.1%	1 5.9%	3 17.6%	0 0.0%	5 29.4%	0 0.0%

④事業所独自の工夫

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「事業所独自の工夫」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合わせた改善の余地があると回答した割合は36.5%となっている。

図表 5-105 【中山間地域】

中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：事業所独自の工夫（単数回答）

	合計	Q10(3)4 [中山間-ALL]事業継続上での改善余地:事業所の独自の工夫					
		大きく改善の余地があると 感じる	やや改善の余地があると 感じる	あまり改善の余地はない と感じる	全く改善の余地はないと 感じる	どちらとも言えない・ よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	114 8.2%	392 28.3%	228 16.5%	21 1.5%	310 22.4%	319 23.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	46 8.8%	154 29.4%	65 12.4%	9 1.7%	105 20.0%	145 27.7%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	5 5.5%	31 34.1%	14 15.4%	1 1.1%	16 17.6%	24 26.4%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	19 9.2%	52 25.2%	46 22.3%	2 1.0%	51 24.8%	36 17.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	4 9.8%	14 34.1%	8 19.5%	0 0.0%	12 29.3%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	14 11.7%	44 36.7%	27 22.5%	3 2.5%	20 16.7%	12 10.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	8 15.4%	18 34.6%	11 21.2%	0 0.0%	10 19.2%	5 9.6%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	18 5.2%	78 22.5%	56 16.2%	6 1.7%	94 27.2%	94 27.2%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	4 23.5%	5 29.4%	1 5.9%	5 29.4%	0 0.0%

⑤地域住民、他事業所との連携

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「地域住民、他事業所との連携」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合せた改善の余地があると回答した割合は41.2%となっている。

事業種別にみると、「訪問リハビリテーション」は「やや改善の余地があると感じる」(43.9%)、「通所介護」は「あまり改善の余地はないと感じる」(30.0%)の割合が高くなっている。

図表 5-106 【中山間地域】

中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：地域住民、他事業所との連携（単数回答）

	合計	Q10(3)5 [中山間-ALL]事業継続上での改善余地：地域住民、他事業所との連携					
		大きく改善の余地があると感じる	やや改善の余地があると感じる	あまり改善の余地はないと感じる	全く改善の余地はないと感じる	どちらとも言えない・よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	147 10.6%	424 30.6%	212 15.3%	11 0.8%	286 20.7%	304 22.0%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	54 10.3%	149 28.4%	76 14.5%	4 0.8%	99 18.9%	142 27.1%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	8 8.8%	26 28.6%	19 20.9%	1 1.1%	14 15.4%	23 25.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	30 14.6%	71 34.5%	26 12.6%	0 0.0%	45 21.8%	34 16.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	7 17.1%	18 43.9%	3 7.3%	0 0.0%	10 24.4%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	13 10.8%	40 33.3%	36 30.0%	1 0.8%	20 16.7%	10 8.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	4 7.7%	20 38.5%	14 26.9%	1 1.9%	10 19.2%	3 5.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	31 9.0%	98 28.3%	38 11.0%	4 1.2%	86 24.9%	89 25.7%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	3 17.6%	5 29.4%	0 0.0%	7 41.2%	0 0.0%

⑥介護保険以外のサービスの充実

中山間地域の事業所について、中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地より「介護保険以外のサービスの充実」を全体でみると、「大きく改善の余地がある」「やや改善の余地がある」を合わせた改善の余地があると回答した割合は42.6%となっている。

事業種別にみると、「通所介護」は「やや改善の余地があると感じる」(35.0%)、「あまり改善の余地はないと感じる」(23.3%)の割合が高くなっている。

図表 5-107 【中山間地域】

中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地：介護保険以外のサービスの充実（単数回答）

	合計	Q10(3)6 [中山間-ALL]事業継続上での改善余地：介護保険以外のサービスの充実					
		大きく改善の余地があると 感じる	やや改善の余地があると 感じる	あまり改善の余地はない と感じる	全く改善の余地はないと 感じる	どちらとも言えない・ よくわからない	無回答
全体	1384 100.0%	242 17.5%	347 25.1%	164 11.8%	14 1.0%	314 22.7%	303 21.9%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	83 15.8%	127 24.2%	54 10.3%	6 1.1%	111 21.2%	143 27.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	9 9.9%	23 25.3%	18 19.8%	1 1.1%	17 18.7%	23 25.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	35 17.0%	55 26.7%	25 12.1%	1 0.5%	56 27.2%	34 16.5%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	10 24.4%	13 31.7%	4 9.8%	0 0.0%	11 26.8%	3 7.3%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	16 13.3%	42 35.0%	28 23.3%	3 2.5%	21 17.5%	10 8.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	10 19.2%	15 28.8%	10 19.2%	0 0.0%	14 26.9%	3 5.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	78 22.5%	70 20.2%	25 7.2%	3 0.9%	83 24.0%	87 25.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	7 41.2%	2 11.8%	0 0.0%	6 35.3%	0 0.0%

10. 今後の経営等について

(1) 現在の地域での本サービスの経営意向

現在の地域での本サービスの経営意向を全体でみると、中山間地域は「事業を維持したい」が73.1%を占めている。

図表 5-108 現在の地域での本サービスの経営意向（単数回答）

	合計	Q11(1) [ALL]現在の地域での今後のサービス経営についての意向					
		事業を 拡大したい	事業を 維持したい	事業を 縮小したい	事業を 撤退したい	検討中である、 わからない	無回答
中山間地域【全体】	1401 100.0%	180 12.8%	1024 73.1%	13 0.9%	18 1.3%	119 8.5%	47 3.4%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	859 27.0%	1826 57.4%	23 0.7%	36 1.1%	346 10.9%	89 2.8%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	56 10.7%	396 75.6%	5 1.0%	5 1.0%	39 7.4%	23 4.4%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	89 23.2%	236 61.6%	4 1.0%	8 2.1%	37 9.7%	9 2.3%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	5 5.5%	65 71.4%	3 3.3%	2 2.2%	14 15.4%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	97 31.2%	167 53.7%	5 1.6%	9 2.9%	27 8.7%	6 1.9%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	35 17.0%	148 71.8%	1 0.5%	1 0.5%	13 6.3%	8 3.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	121 32.0%	210 55.6%	2 0.5%	4 1.1%	26 6.9%	15 4.0%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	19 46.3%	17 41.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 9.8%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	141 40.3%	147 42.0%	0 0.0%	1 0.3%	52 14.9%	9 2.6%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	16 13.3%	88 73.3%	2 1.7%	1 0.8%	10 8.3%	3 2.5%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	100 25.7%	233 59.9%	3 0.8%	3 0.8%	37 9.5%	13 3.3%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	10 19.2%	31 59.6%	0 0.0%	0 0.0%	10 19.2%	1 1.9%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	72 19.7%	228 62.5%	1 0.3%	3 0.8%	52 14.2%	9 2.5%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	35 10.1%	263 76.0%	2 0.6%	9 2.6%	28 8.1%	9 2.6%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	82 18.6%	288 65.5%	4 0.9%	5 1.1%	51 11.6%	10 2.3%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	93 45.4%	80 39.0%	1 0.5%	2 1.0%	22 10.7%	7 3.4%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	2 11.8%	14 82.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	64 17.9%	237 66.2%	3 0.8%	1 0.3%	42 11.7%	11 3.1%

(2) 今後、重点的に取り組んでいきたいこと

現在の地域での本サービスの経営意向を全体でみると、中山間地域は「利用者の確保」が74.9%で最も割合が高く、ついで「職員の育成、スキルの向上」(72.6%)、「職員の確保」(61.5%)、「利用者ニーズに応じたサービス提供」(50.8%)となっている。

図表 5-109 今後、重点的に取り組んでいきたいこと（複数回答）

	合計	Q11(2) [ALL] 今後、重点的に取り組んでいきたいこと															
		利用者の確保	職員の確保	職員の育成、スキルの向上	職員の処遇改善	自治体、地域包括支援センターとの連携	他事業所との連携	地域の関係機関、専門職、ボランティア団体等との連携	民生委員、自治会、地域住民、利用者ニーズに応じたサービス提供	利用者への対応	重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応	サービス提供範囲の拡大	サービス提供の効率化	介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保	経営の安定化、収支バランスの確保	その他の取組	特に重点的に取り組んでいきたいことはない
中山間地域【全体】	1401 100.0%	1049 74.9%	862 61.5%	1017 72.6%	605 43.2%	628 44.8%	624 44.5%	537 38.3%	712 50.8%	442 31.5%	106 7.6%	452 32.3%	193 13.8%	660 47.1%	12 0.9%	13 0.9%	28 2.0%
中山間地域外【全体】	3179 100.0%	2493 78.4%	2026 63.7%	2458 77.3%	1438 45.2%	1443 45.4%	1463 46.0%	1144 36.0%	1783 56.1%	1065 33.5%	218 6.9%	1176 37.0%	399 12.6%	1610 50.6%	30 0.9%	29 0.9%	40 1.3%
中山間地域-訪問介護	524 100.0%	408 77.9%	380 72.5%	383 73.1%	236 45.0%	221 42.2%	205 39.1%	174 33.2%	258 49.2%	111 21.2%	21 4.0%	169 32.3%	107 20.4%	244 46.6%	2 0.4%	0 0.0%	10 1.9%
中山間地域外-訪問介護	383 100.0%	287 74.9%	303 79.1%	286 74.7%	188 49.1%	143 37.3%	155 40.5%	107 27.9%	198 51.7%	101 26.4%	15 3.9%	151 39.4%	81 21.1%	196 51.2%	3 0.8%	5 1.3%	4 1.0%
中山間地域-訪問入浴介護	91 100.0%	76 83.5%	57 62.6%	58 63.7%	34 37.4%	21 23.1%	33 36.3%	18 19.8%	37 40.7%	36 39.6%	10 11.0%	24 26.4%	12 13.2%	36 39.6%	2 2.2%	1 1.1%	2 2.2%
中山間地域外-訪問入浴介護	311 100.0%	259 83.3%	210 67.5%	232 74.6%	140 45.0%	84 27.0%	119 38.3%	56 18.0%	156 50.2%	151 48.6%	41 13.2%	120 38.6%	50 16.1%	135 43.4%	2 0.6%	3 1.0%	4 1.3%
中山間地域-訪問看護	206 100.0%	150 72.8%	130 63.1%	149 72.3%	89 43.2%	80 38.8%	87 42.2%	58 28.2%	99 48.1%	101 49.0%	29 14.1%	73 35.4%	24 11.7%	103 50.0%	4 1.9%	2 1.0%	6 2.9%
中山間地域外-訪問看護	378 100.0%	278 73.5%	253 66.9%	290 76.7%	173 45.8%	153 40.5%	189 50.0%	87 23.0%	207 54.8%	182 48.1%	37 9.8%	137 36.2%	47 12.4%	198 52.4%	6 1.6%	5 1.3%	5 1.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	41 100.0%	33 80.5%	23 56.1%	30 73.2%	9 22.0%	21 51.2%	26 63.4%	14 34.1%	21 51.2%	16 39.0%	14 34.1%	25 61.0%	3 7.3%	19 46.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	350 100.0%	248 70.9%	183 52.3%	245 70.0%	117 33.4%	159 45.4%	181 51.7%	82 23.4%	195 55.7%	98 28.0%	36 10.3%	138 39.4%	25 7.1%	144 41.1%	6 1.7%	10 2.9%	7 2.0%
中山間地域-通所介護	120 100.0%	92 76.7%	69 57.5%	94 78.3%	67 55.8%	43 35.8%	43 35.8%	45 37.5%	76 63.3%	26 21.7%	12 10.0%	42 35.0%	13 10.8%	72 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%
中山間地域外-通所介護	389 100.0%	334 85.9%	236 60.7%	315 81.0%	201 51.7%	163 41.9%	134 34.4%	145 37.3%	250 64.3%	79 20.3%	16 4.1%	138 35.5%	56 14.4%	218 56.0%	3 0.8%	1 0.3%	6 1.5%
中山間地域-通所リハビリテーション	52 100.0%	42 80.8%	36 69.2%	43 82.7%	22 42.3%	21 40.4%	24 46.2%	18 34.6%	29 55.8%	11 21.2%	3 5.8%	26 50.0%	3 5.8%	30 57.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%
中山間地域外-通所リハビリテーション	365 100.0%	315 86.3%	225 61.6%	298 81.6%	170 46.6%	169 46.3%	162 44.4%	123 33.7%	226 61.9%	72 19.7%	16 4.4%	145 39.7%	23 6.3%	202 55.3%	3 0.8%	1 0.3%	3 0.8%
中山間地域-居宅介護支援	346 100.0%	228 65.9%	150 43.4%	242 69.9%	137 39.6%	209 60.4%	194 56.1%	194 56.1%	177 51.2%	134 38.7%	15 4.3%	86 24.9%	29 8.4%	145 41.9%	3 0.9%	10 2.9%	6 1.7%
中山間地域外-居宅介護支援	440 100.0%	306 69.5%	181 41.1%	302 68.6%	163 37.0%	270 61.4%	245 55.7%	218 49.5%	227 51.6%	158 35.9%	18 4.1%	122 27.7%	54 12.3%	198 45.0%	3 0.7%	4 0.9%	4 0.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 100.0%	4 100.0%	4 100.0%	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	205 100.0%	159 77.6%	168 82.0%	171 83.4%	91 44.4%	90 43.9%	98 47.8%	83 40.5%	102 49.8%	101 49.3%	20 9.8%	107 52.2%	33 16.1%	117 57.1%	3 1.5%	0 0.0%	3 1.5%
中山間地域-小規模多機能	17 100.0%	16 94.1%	13 76.5%	14 82.4%	8 47.1%	10 58.8%	10 58.8%	14 82.4%	13 76.5%	6 35.3%	2 11.8%	5 29.4%	2 11.8%	9 52.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能	358 100.0%	307 85.8%	267 74.6%	319 89.1%	195 54.5%	212 59.2%	180 50.3%	243 67.9%	222 62.0%	123 34.4%	19 5.3%	118 33.0%	30 8.4%	202 56.4%	1 0.3%	0 0.0%	4 1.1%

第3節. 集計結果（利用者票）

1. 属性

（1）世帯構成

利用者の世帯構成を全体でみると、中山間地域は「独居」が 29.0%、「夫婦のみ世帯」が 20.0%、「子どもと同居」が 39.0%、「その他同居」が 11.0%となっている。

図表 5-110 世帯構成（単数回答）

	合計	① 世帯構成				
		独居	夫婦のみ世帯	子どもと同居	その他同居	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	16502 29.0%	11390 20.0%	22137 39.0%	6248 11.0%	552 1.0%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	16306 30.8%	11711 22.1%	19091 36.1%	5402 10.2%	376 0.7%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	8828 54.8%	2864 17.8%	3036 18.8%	1083 6.7%	306 1.9%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	4281 59.3%	1178 16.3%	1210 16.7%	430 6.0%	126 1.7%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	35 3.2%	229 21.1%	660 60.8%	160 14.7%	1 0.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	518 7.2%	1875 26.2%	3703 51.8%	1034 14.5%	15 0.2%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	1393 20.2%	1782 25.8%	2941 42.6%	762 11.0%	25 0.4%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	1259 25.2%	1282 25.7%	1688 33.8%	750 15.0%	13 0.3%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	189 11.6%	514 31.4%	712 43.5%	200 12.2%	21 1.3%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	565 19.9%	895 31.5%	929 32.7%	412 14.5%	42 1.5%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	1009 17.4%	853 14.7%	3159 54.4%	696 12.0%	87 1.5%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	1702 25.9%	1150 17.5%	3000 45.6%	683 10.4%	47 0.7%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	568 14.9%	903 23.7%	1950 51.2%	386 10.1%	2 0.1%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	1597 17.4%	2598 28.3%	4027 43.8%	920 10.0%	42 0.5%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	4348 20.6%	4184 19.9%	9508 45.1%	2934 13.9%	93 0.4%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	2112 32.2%	1618 24.7%	2071 31.6%	688 10.5%	73 1.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	19 39.6%	16 33.3%	11 22.9%	1 2.1%	1 2.1%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	2482 75.3%	390 11.8%	295 9.0%	126 3.8%	1 0.0%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	113 31.4%	45 12.5%	160 44.4%	26 7.2%	16 4.4%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	1790 35.4%	725 14.3%	2168 42.9%	359 7.1%	17 0.3%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

(2) 要介護度

利用者の要介護度を全体でみると、中山間地域は「要支援 1」が 10.0%、「要支援 2」が 13.2%、「要介護 1」が 24.5%、「要介護 2」が 21.2%、「要介護 3」が 13.0%、「要介護 4」が 8.9%、「要介護 5」が 7.6%となっている。

図表 5-111 要介護度（単数回答）

	合計	② 要介護度								
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	5709 10.0%	7500 13.2%	13907 24.5%	12075 21.2%	7381 13.0%	5039 8.9%	4297 7.6%	585 1.0%	336 0.6%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	3317 6.3%	5827 11.0%	11007 20.8%	10892 20.6%	8138 15.4%	5976 11.3%	6544 12.4%	960 1.8%	225 0.4%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	2472 15.3%	2973 18.4%	3810 23.6%	2976 18.5%	1649 10.2%	1098 6.8%	818 5.1%	149 0.9%	172 1.1%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	655 9.1%	1172 16.2%	1592 22.0%	1538 21.3%	948 13.1%	637 8.8%	608 8.4%	45 0.6%	30 0.4%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	6 0.6%	16 1.5%	43 4.0%	98 9.0%	157 14.5%	278 25.6%	460 42.4%	27 2.5%	0 0.0%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	32 0.4%	132 1.8%	309 4.3%	734 10.3%	1353 18.9%	1381 19.3%	2855 40.0%	319 4.5%	30 0.4%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	297 4.3%	600 8.7%	1057 15.3%	1214 17.6%	981 14.2%	972 14.1%	1315 19.0%	367 5.3%	100 1.4%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	195 3.9%	360 7.2%	642 12.9%	803 16.1%	714 14.3%	631 12.6%	1042 20.9%	468 9.4%	137 2.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	68 4.2%	213 13.0%	256 15.6%	381 23.3%	283 17.3%	221 13.5%	195 11.9%	6 0.4%	13 0.8%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	112 3.9%	349 12.3%	489 17.2%	614 21.6%	521 18.3%	370 13.0%	345 12.1%	34 1.2%	9 0.3%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	614 10.6%	842 14.5%	1585 27.3%	1328 22.9%	760 13.1%	416 7.2%	235 4.0%	20 0.3%	4 0.1%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	480 7.3%	904 13.7%	1878 28.5%	1533 23.3%	961 14.6%	528 8.0%	275 4.2%	19 0.3%	4 0.1%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	392 10.3%	643 16.9%	993 26.1%	889 23.3%	481 12.6%	287 7.5%	116 3.0%	8 0.2%	0 0.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	607 6.6%	1492 16.2%	2330 25.4%	2279 24.8%	1352 14.7%	780 8.5%	335 3.6%	7 0.1%	2 0.0%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	1818 8.6%	2156 10.2%	6049 28.7%	5118 24.3%	3000 14.2%	1732 8.2%	1139 5.4%	8 0.0%	47 0.2%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	652 9.9%	757 11.5%	1726 26.3%	1497 22.8%	902 13.7%	566 8.6%	394 6.0%	61 0.9%	7 0.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	3 6.3%	8 16.7%	10 20.8%	9 18.8%	10 20.8%	5 10.4%	3 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	246 7.5%	204 6.2%	814 24.7%	715 21.7%	494 15.0%	488 14.8%	325 9.9%	6 0.2%	2 0.1%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	39 10.8%	49 13.6%	104 28.9%	62 17.2%	60 16.7%	30 8.3%	16 4.4%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	338 6.7%	457 9.0%	1227 24.3%	1179 23.3%	893 17.7%	595 11.8%	365 7.2%	1 0.0%	4 0.1%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度

利用者の認知症高齢者の日常生活自立度を全体でみると、中山間地域は「自立」が 21.0%、「Ⅰ」が 20.3%、Ⅱ a 以上が 46.1%となっている。

図表 5-112 認知症高齢者の日常生活自立度（単数回答）

	合計	③ 認知症高齢者の日常生活自立度									
		自立	Ⅰ	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	分からない	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	11915 21.0%	11541 20.3%	7506 13.2%	8527 15.0%	5832 10.3%	1708 3.0%	2120 3.7%	530 0.9%	3125 5.5%	4025 7.1%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	12265 23.2%	9002 17.0%	6692 12.7%	6906 13.1%	5425 10.3%	2178 4.1%	2627 5.0%	890 1.7%	4358 8.2%	2543 4.8%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	4174 25.9%	2929 18.2%	1652 10.3%	1643 10.2%	976 6.1%	288 1.8%	257 1.6%	65 0.4%	1788 11.1%	2345 14.5%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	2178 30.1%	1109 15.3%	753 10.4%	671 9.3%	505 7.0%	209 2.9%	206 2.9%	57 0.8%	944 13.1%	593 8.2%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	174 16.0%	118 10.9%	87 8.0%	82 7.6%	112 10.3%	64 5.9%	92 8.5%	38 3.5%	238 21.9%	80 7.4%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	1319 18.5%	635 8.9%	578 8.1%	639 8.9%	654 9.2%	400 5.6%	676 9.5%	295 4.1%	1493 20.9%	456 6.4%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	1393 20.2%	1447 21.0%	870 12.6%	940 13.6%	752 10.9%	301 4.4%	595 8.6%	155 2.2%	144 2.1%	306 4.4%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	1243 24.9%	873 17.5%	574 11.5%	550 11.0%	483 9.7%	219 4.4%	400 8.0%	182 3.6%	227 4.5%	241 4.8%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	600 36.7%	327 20.0%	135 8.3%	199 12.2%	110 6.7%	27 1.7%	55 3.4%	17 1.0%	138 8.4%	28 1.7%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	1096 38.6%	496 17.4%	315 11.1%	287 10.1%	194 6.8%	80 2.8%	124 4.4%	33 1.2%	128 4.5%	90 3.2%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	1148 19.8%	1106 19.1%	744 12.8%	736 12.7%	429 7.4%	119 2.1%	151 2.6%	51 0.9%	732 12.6%	588 10.1%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	1363 20.7%	1116 17.0%	845 12.8%	916 13.9%	652 9.9%	226 3.4%	198 3.0%	56 0.9%	834 12.7%	376 5.7%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	946 24.8%	991 26.0%	618 16.2%	629 16.5%	309 8.1%	59 1.5%	53 1.4%	13 0.3%	16 0.4%	175 4.6%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	2827 30.8%	2235 24.3%	1334 14.5%	1134 12.3%	599 6.5%	201 2.2%	157 1.7%	35 0.4%	255 2.8%	407 4.4%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	3455 16.4%	4537 21.5%	3352 15.9%	4208 20.0%	3059 14.5%	821 3.9%	897 4.3%	188 0.9%	62 0.3%	488 2.3%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	1431 21.8%	1452 22.1%	1078 16.4%	1104 16.8%	840 12.8%	271 4.1%	239 3.6%	66 1.0%	19 0.3%	62 0.9%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	7 14.6%	11 22.9%	3 6.3%	9 18.8%	9 18.8%	4 8.3%	2 4.2%	0 0.0%	2 4.2%	1 2.1%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	406 12.3%	490 14.9%	575 17.5%	530 16.1%	378 11.5%	169 5.1%	161 4.9%	79 2.4%	406 12.3%	100 3.0%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	18 5.0%	75 20.8%	45 12.5%	81 22.5%	76 21.1%	25 6.9%	18 5.0%	3 0.8%	5 1.4%	14 3.9%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	402 7.9%	596 11.8%	640 12.7%	1075 21.2%	1120 22.1%	403 8.0%	466 9.2%	87 1.7%	52 1.0%	218 4.3%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

(4) 利用者に必要な医療ケア

①中山間地域

中山間地域の事業所について、利用者に必要な医療ケアを全体でみると、「医療ケアは必要ない」が60.6%を占めている（「小規模多機能型居宅介護」は「服薬管理」が52.8%）。

図表 5-113 利用者に必要な医療ケア：中山間地域（複数回答）

	合計	⑥ 利用者に必要な医療ケア														
		点滴	中心 静脈 栄養	透析	スト ーマ	酸 素 療 法	レ ス ピ レ ー タ ー	気 管 切 開	疼 痛	経 管 栄 養	常 時 の モ ニ タ ー 測 定	じ よ く そ う	カ テ ー テル	そ の 他	医 療 ケ ア は 必 要 な い	無 回 答
全体	56469 100.0%	554 1.0%	77 0.1%	587 1.0%	492 0.9%	1058 1.9%	119 0.2%	290 0.5%	1541 2.7%	1238 2.2%	178 0.3%	1618 2.9%	1649 2.9%	7338 13.0%	34210 60.6%	9091 16.1%
訪問介護	16117 100.0%	122 0.8%	8 0.0%	189 1.2%	73 0.5%	157 1.0%	7 0.0%	30 0.2%	252 1.6%	136 0.8%	36 0.2%	251 1.6%	172 1.1%	1955 12.1%	9009 55.9%	4096 25.4%
訪問入浴介護	1085 100.0%	40 3.7%	11 1.0%	15 1.4%	29 2.7%	46 4.2%	16 1.5%	62 5.7%	23 2.1%	191 17.6%	6 0.6%	128 11.8%	132 12.2%	219 20.2%	323 29.8%	121 11.2%
訪問看護	6903 100.0%	177 2.6%	34 0.5%	50 0.7%	196 2.8%	438 6.3%	68 1.0%	118 1.7%	222 3.2%	487 7.1%	72 1.0%	587 8.5%	824 11.9%	2852 41.3%	2362 34.2%	153 2.2%
訪問リハビリ テーション	1636 100.0%	22 1.3%	4 0.2%	26 1.6%	17 1.0%	30 1.8%	4 0.2%	15 0.9%	129 7.9%	68 4.2%	0 0.0%	62 3.8%	32 2.0%	61 3.7%	1061 64.9%	211 12.9%
通所介護	5804 100.0%	8 0.1%	1 0.0%	34 0.6%	30 0.5%	56 1.0%	2 0.0%	13 0.2%	145 2.5%	40 0.7%	0 0.0%	88 1.5%	57 1.0%	275 4.7%	3744 64.5%	1425 24.6%
通所リハビリ テーション	3809 100.0%	7 0.2%	0 0.0%	48 1.3%	18 0.5%	21 0.6%	1 0.0%	7 0.2%	380 10.0%	29 0.8%	45 1.2%	44 1.2%	38 1.0%	334 8.8%	2462 64.6%	581 15.3%
居宅介護支援	21067 100.0%	177 0.8%	19 0.1%	225 1.1%	129 0.6%	310 1.5%	21 0.1%	45 0.2%	390 1.9%	286 1.4%	19 0.1%	455 2.2%	393 1.9%	1637 7.8%	15222 72.3%	2491 11.8%
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	48 100.0%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	3 6.3%	1 2.1%	5 10.4%	27 56.3%	13 27.1%

<小規模多機能型居宅介護>

全体	看 取 り 期 の ケ ア	胃 ろ う、 腸 ろ う に よ る 栄 養 管 理	経 鼻 経 管 栄 養	中 心 静 脈 栄 養 の 管 理	カ テ ー テル	ス ト ー マ の 管 理	た ん の 吸 引	ネ ブ ラ イ ザ ー	酸 素 療 法	気 管 切 開 の ケ ア	人 工 呼 吸 器 の 管 理	注 射・ 点 滴	簡 易 血 糖 測 定
360 100.0%	1 0.3%	2 0.6%	1 0.3%	0 0.0%	6 1.7%	2 0.6%	5 1.4%	2 0.6%	7 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%
	イン ス リ ン 注 射	創 傷 処 置	褥 瘡 の 処 置	服 薬 管 理	透 析	導 尿	疼 痛 の 看 護	浣 腸	摘 便	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	そ の 他	医 療 ケ ア は 必 要 な い	無 回 答
	3 0.8%	7 1.9%	7 1.9%	190 52.8%	2 0.6%	2 0.6%	10 2.8%	10 2.8%	11 3.1%	32 8.9%	27 7.5%	99 27.5%	25 6.9%

②中山間地域外

中山間地域外の事業所について、利用者に必要な医療ケアを全体でみると、「服薬管理」が35.5%、「リハビリテーション」が30.4%となっている。「医療ケアは必要ない」は23.7%である。

図表 5-114 利用者に必要な医療ケア：中山間地域（複数回答）

	合計	④ 利用者に必要な医療ケア												
		ケア 看 取 り 期 の	胃 ろう 、 腸 ろう に よ る 栄 養 管 理	経 鼻 経 管 栄 養	養 の 中 心 静 脈 栄 養 の 管 理	カ テ ー テル	管 理 ス ト ー マ の	た ん の 吸 引	ネ ブ ライ ザ ー	酸 素 療 法	ケ ア 気 管 切 開 の	の 管 理 人 工 呼 吸 器	注 射 ・ 点 滴	簡 易 血 糖 測 定
全体	52886 100.0%	778 1.5%	2017 3.8%	453 0.9%	226 0.4%	1886 3.6%	633 1.2%	1851 3.5%	217 0.4%	1243 2.4%	774 1.5%	473 0.9%	848 1.6%	699 1.3%
訪問介護	7225 100.0%	69 1.0%	104 1.4%	15 0.2%	11 0.2%	111 1.5%	38 0.5%	92 1.3%	16 0.2%	100 1.4%	28 0.4%	32 0.4%	69 1.0%	67 0.9%
訪問入浴介護	7145 100.0%	302 4.2%	1033 14.5%	276 3.9%	89 1.2%	741 10.4%	154 2.2%	826 11.6%	54 0.8%	445 6.2%	457 6.4%	250 3.5%	140 2.0%	58 0.8%
訪問看護	4992 100.0%	165 3.3%	464 9.3%	102 2.0%	74 1.5%	542 10.9%	199 4.0%	520 10.4%	83 1.7%	311 6.2%	207 4.1%	138 2.8%	204 4.1%	177 3.5%
訪問リハビリテーション	2843 100.0%	21 0.7%	125 4.4%	19 0.7%	16 0.6%	82 2.9%	27 0.9%	137 4.8%	14 0.5%	63 2.2%	40 1.4%	24 0.8%	79 2.8%	43 1.5%
通所介護	6582 100.0%	16 0.2%	36 0.5%	5 0.1%	1 0.0%	50 0.8%	37 0.6%	24 0.4%	8 0.1%	33 0.5%	5 0.1%	3 0.0%	41 0.6%	48 0.7%
通所リハビリテーション	9184 100.0%	14 0.2%	73 0.8%	4 0.0%	2 0.0%	79 0.9%	48 0.5%	57 0.6%	11 0.1%	59 0.6%	13 0.1%	2 0.0%	64 0.7%	98 1.1%
居宅介護支援	6562 100.0%	95 1.4%	75 1.1%	11 0.2%	13 0.2%	123 1.9%	59 0.9%	80 1.2%	14 0.2%	106 1.6%	15 0.2%	13 0.2%	143 2.2%	92 1.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	64 1.9%	77 2.3%	12 0.4%	17 0.5%	91 2.8%	35 1.1%	82 2.5%	11 0.3%	80 2.4%	5 0.2%	9 0.3%	42 1.3%	55 1.7%
小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	32 0.6%	30 0.6%	9 0.2%	3 0.1%	67 1.3%	36 0.7%	33 0.7%	6 0.1%	46 0.9%	4 0.1%	2 0.0%	66 1.3%	61 1.2%

	合計	④ 利用者に必要な医療ケア												
		注 射 イ ン ス リ ン	創 傷 処 置	褥 瘡 の 処 置	服 薬 管 理	透 析	導 尿	疼 痛 の 看 護	浣 腸	摘 便	リ ハ ビ リ テ ィ ョ ン	そ の 他	必 要 な 医 療 ケ ア は な い	無 回 答
全体	52886 100.0%	809 1.5%	1972 3.7%	2150 4.1%	18794 35.5%	638 1.2%	340 0.6%	1227 2.3%	1745 3.3%	2267 4.3%	16098 30.4%	2869 5.4%	12553 23.7%	3987 7.5%
訪問介護	7225 100.0%	86 1.2%	92 1.3%	152 2.1%	1989 27.5%	163 2.3%	22 0.3%	71 1.0%	118 1.6%	158 2.2%	805 11.1%	449 6.2%	2805 38.8%	1112 15.4%
訪問入浴介護	7145 100.0%	85 1.2%	844 11.8%	925 12.9%	1777 24.9%	116 1.6%	119 1.7%	261 3.7%	379 5.3%	499 7.0%	1014 14.2%	502 7.0%	1320 18.5%	454 6.4%
訪問看護	4992 100.0%	127 2.5%	375 7.5%	427 8.6%	1757 35.2%	46 0.9%	62 1.2%	252 5.0%	717 14.4%	939 18.8%	2365 47.4%	667 13.4%	162 3.2%	55 1.1%
訪問リハビリテーション	2843 100.0%	44 1.5%	55 1.9%	111 3.9%	845 29.7%	31 1.1%	38 1.3%	89 3.1%	107 3.8%	103 3.6%	2309 81.2%	90 3.2%	216 7.6%	62 2.2%
通所介護	6582 100.0%	66 1.0%	140 2.1%	86 1.3%	2310 35.1%	33 0.5%	15 0.2%	89 1.4%	42 0.6%	78 1.2%	1045 15.9%	249 3.8%	2555 38.8%	643 9.8%
通所リハビリテーション	9184 100.0%	103 1.1%	218 2.4%	107 1.2%	2775 30.2%	58 0.6%	26 0.3%	205 2.2%	38 0.4%	46 0.5%	6349 69.1%	248 2.7%	1259 13.7%	613 6.7%
居宅介護支援	6562 100.0%	128 2.0%	84 1.3%	154 2.3%	2067 31.5%	84 1.3%	27 0.4%	135 2.1%	123 1.9%	118 1.8%	1483 22.6%	339 5.2%	2464 37.5%	362 5.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	86 2.6%	65 2.0%	104 3.2%	1980 60.1%	68 2.1%	18 0.5%	37 1.1%	101 3.1%	171 5.2%	357 10.8%	117 3.6%	760 23.1%	207 6.3%
小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	84 1.7%	99 2.0%	84 1.7%	3294 65.1%	39 0.8%	13 0.3%	88 1.7%	120 2.4%	155 3.1%	371 7.3%	208 4.1%	1012 20.0%	479 9.5%

2. 一週間に利用した他のサービス

一週間に利用した他のサービスを全体でみると、中山間地域は「通所介護」が 37.4%、「訪問介護」が 23.9%、「居宅介護支援」が 22.7%となっている。

図表 5-115 一週間に利用した他のサービス（複数回答）

	合計	⑤ H27 年 10 月 4 日-10 日の間に利用した他のサービス									
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
中山間地域【全体】	56829 100.0%	13608 23.9%	2056 3.6%	6267 11.0%	2124 3.7%	21231 37.4%	6440 11.3%	4660 8.2%	776 1.4%	12900 22.7%	111 0.2%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	15894 30.1%	3563 6.7%	9147 17.3%	4144 7.8%	12308 23.3%	4598 8.7%	1769 3.3%	390 0.7%	6868 13.0%	1504 2.8%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	2847 17.7%	403 2.5%	1499 9.3%	344 2.1%	5942 36.9%	1365 8.5%	560 3.5%	80 0.5%	2554 15.8%	26 0.2%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	3633 50.3%	307 4.2%	999 13.8%	338 4.7%	2412 33.4%	677 9.4%	163 2.3%	25 0.3%	1162 16.1%	13 0.2%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	405 37.3%	279 25.7%	402 37.1%	113 10.4%	61 5.6%	24 2.2%	61 5.6%	13 1.2%	203 18.7%	31 2.9%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	2947 41.2%	1826 25.6%	3729 52.2%	1079 15.1%	495 6.9%	201 2.8%	310 4.3%	68 1.0%	1317 18.4%	49 0.7%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	2473 35.8%	738 10.7%	1561 22.6%	411 6.0%	2250 32.6%	728 10.5%	393 5.7%	115 1.7%	1568 22.7%	14 0.2%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	2152 43.1%	745 14.9%	1342 26.9%	499 10.0%	1289 25.8%	391 7.8%	142 2.8%	53 1.1%	611 12.2%	35 0.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	418 25.6%	125 7.6%	215 13.1%	403 24.6%	555 33.9%	234 14.3%	53 3.2%	11 0.7%	150 9.2%	10 0.6%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	978 34.4%	277 9.7%	542 19.1%	1222 43.0%	889 31.3%	423 14.9%	71 2.5%	17 0.6%	316 11.1%	31 1.1%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	837 14.4%	12 0.2%	224 3.9%	107 1.8%	577 9.9%	213 3.7%	476 8.2%	37 0.6%	686 11.8%	7 0.1%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	1555 23.6%	73 1.1%	331 5.0%	125 1.9%	1224 18.6%	184 2.8%	329 5.0%	8 0.1%	344 5.2%	13 0.2%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	420 11.0%	16 0.4%	168 4.4%	73 1.9%	422 11.1%	703 18.5%	212 5.6%	98 2.6%	593 15.6%	7 0.2%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	1569 17.1%	47 0.5%	549 6.0%	233 2.5%	1048 11.4%	1319 14.4%	248 2.7%	133 1.4%	799 8.7%	22 0.2%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	6206 29.5%	480 2.3%	2193 10.4%	671 3.2%	11398 54.1%	3170 15.0%	2905 13.8%	421 2.0%	7134 33.9%	16 0.1%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	2868 43.7%	189 2.9%	949 14.5%	369 5.6%	3105 47.3%	1086 16.5%	463 7.1%	82 1.2%	1611 24.6%	24 0.4%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	0 0.0%	3 6.3%	1 2.1%	1 2.1%	26 54.2%	3 6.3%	0 0.0%	1 2.1%	12 25.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	128 3.9%	99 3.0%	566 17.2%	203 6.2%	1774 53.9%	306 9.3%	28 0.9%	4 0.1%	708 21.5%	1308 39.7%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	2 0.6%	0 0.0%	4 1.1%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	64 1.3%	0 0.0%	140 2.8%	76 1.5%	72 1.4%	11 0.2%	15 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	9 0.2%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

図表 5-116 一週間に利用した他のサービス（複数回答） つづき

	合計	⑤ H27 年 10 月 4 日-10 日の間に利用した他のサービス								
		夜間対応型訪問介護	通所介護 認知症対応型	居宅介護 小規模多機能型	看護小規模多機能型 居宅介護	その他の介護保険 給付サービス	配食サービス	家事代行サービス、 家政婦サービス	生活支援サービス その他	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	71 0.1%	453 0.8%	183 0.3%	47 0.1%	10266 18.1%	2430 4.3%	114 0.2%	888 1.6%	11956 21.0%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	150 0.3%	201 0.4%	2135 4.0%	30 0.1%	5742 10.9%	1850 3.5%	352 0.7%	1388 2.6%	13121 24.8%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	37 0.2%	58 0.4%	12 0.1%	30 0.2%	888 5.5%	1223 7.6%	29 0.2%	167 1.0%	4831 30.0%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	27 0.4%	28 0.4%	3 0.0%	4 0.1%	449 6.2%	367 5.1%	74 1.0%	254 3.5%	1249 17.3%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	5 0.5%	1 0.1%	5 0.5%	0 0.0%	134 12.4%	9 0.8%	1 0.1%	6 0.6%	169 15.6%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	22 0.3%	9 0.1%	9 0.1%	5 0.1%	706 9.9%	62 0.9%	64 0.9%	140 2.0%	775 10.8%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	8 0.1%	33 0.5%	79 1.1%	4 0.1%	689 10.0%	172 2.5%	22 0.3%	88 1.3%	963 14.0%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	27 0.5%	34 0.7%	36 0.7%	13 0.3%	493 9.9%	123 2.5%	53 1.1%	158 3.2%	721 14.4%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	3 0.2%	1 0.1%	21 1.3%	1 0.1%	185 11.3%	44 2.7%	8 0.5%	17 1.0%	296 18.1%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	15 0.5%	9 0.3%	17 0.6%	2 0.1%	263 9.3%	91 3.2%	29 1.0%	111 3.9%	343 12.1%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	3 0.1%	6 0.1%	1 0.0%	1 0.0%	431 7.4%	110 1.9%	11 0.2%	45 0.8%	3147 54.2%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	25 0.4%	6 0.1%	3 0.0%	0 0.0%	427 6.5%	165 2.5%	19 0.3%	170 2.6%	2975 45.2%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	1 0.0%	2 0.1%	2 0.1%	1 0.0%	539 14.2%	60 1.6%	4 0.1%	79 2.1%	1647 43.2%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	4 0.0%	7 0.1%	6 0.1%	2 0.0%	1117 12.2%	205 2.2%	46 0.5%	146 1.6%	4162 45.3%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	14 0.1%	348 1.7%	18 0.1%	10 0.0%	7346 34.9%	782 3.7%	35 0.2%	475 2.3%	642 3.0%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	21 0.3%	71 1.1%	35 0.5%	1 0.0%	1550 23.6%	268 4.1%	41 0.6%	181 2.8%	217 3.3%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	0 0.0%	2 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	15 31.3%	15 31.3%	2 4.2%	2 4.2%	2 4.2%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	9 0.3%	37 1.1%	0 0.0%	2 0.1%	327 9.9%	327 9.9%	17 0.5%	172 5.2%	275 8.3%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	0 0.0%	2 0.6%	45 12.5%	0 0.0%	39 10.8%	15 4.2%	2 0.6%	9 2.5%	259 71.9%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2026 40.0%	1 0.0%	410 8.1%	242 4.8%	9 0.2%	56 1.1%	2404 47.5%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成 26 年度調査データ。

3. 最も合理的な事業所からの経路

(1) 事業所からの移動距離 (km)

最も合理的な経路での事業所からの距離を全体でみると、中山間地域で「16 km以上」は9.3%となっている。中山間地域と中山間地域外を比較すると、中山間地域外の方が「2 km未満」の割合が高くなっている (28.1%)。

図表 5-117 事業所からの移動距離 (km) (数値回答)

	合計	⑥-1 最も合理的な経路(片道):事業所からの移動距離/km					
		2 km 未満	～4 km 未満	～8 km 未満	～16 km 未満	16 km 以上	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	9626 16.9%	11365 20.0%	14511 25.5%	12773 22.5%	5271 9.3%	3283 5.8%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	14850 28.1%	13045 24.7%	12986 24.6%	7548 14.3%	1827 3.5%	2630 5.0%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	3387 21.0%	3065 19.0%	3581 22.2%	3295 20.4%	1407 8.7%	1382 8.6%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	2567 35.5%	1804 25.0%	1407 19.5%	747 10.3%	119 1.6%	581 8.0%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	68 6.3%	125 11.5%	231 21.3%	352 32.4%	262 24.1%	47 4.3%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	613 8.6%	1298 18.2%	2071 29.0%	2057 28.8%	992 13.9%	114 1.6%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	895 13.0%	1411 20.4%	1901 27.5%	1689 24.5%	812 11.8%	195 2.8%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	1244 24.9%	1388 27.8%	1339 26.8%	710 14.2%	168 3.4%	143 2.9%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	181 11.1%	279 17.1%	432 26.4%	371 22.7%	208 12.7%	165 10.1%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	668 23.5%	770 27.1%	856 30.1%	398 14.0%	101 3.6%	50 1.8%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	1071 18.5%	1308 22.5%	1674 28.8%	1025 17.7%	256 4.4%	470 8.1%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	1954 29.7%	1694 25.7%	1625 24.7%	775 11.8%	76 1.2%	458 7.0%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	576 15.1%	804 21.1%	1118 29.4%	972 25.5%	244 6.4%	95 2.5%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	2413 26.3%	2669 29.1%	2588 28.2%	1193 13.0%	162 1.8%	159 1.7%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	3344 15.9%	4288 20.4%	5473 26.0%	4986 23.7%	2061 9.8%	915 4.3%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	2030 30.9%	1754 26.7%	1422 21.7%	817 12.5%	136 2.1%	403 6.1%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	9 18.8%	13 27.1%	20 41.7%	6 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	1763 53.5%	438 13.3%	505 15.3%	223 6.8%	6 0.2%	359 10.9%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	95 26.4%	72 20.0%	81 22.5%	77 21.4%	21 5.8%	14 3.9%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	1598 31.6%	1230 24.3%	1173 23.2%	628 12.4%	67 1.3%	363 7.2%

※中山間地域（小規模多機能型居宅介護以外）は平成26年度調査データ。

(2) 事業所からの移動時間 (分)

最も合理的な経路での事業所からの移動時間を全体でみると、中山間地域で「30 分以上」は 7.0% となっている。

図表 5-118 事業所からの移動時間 (分) (数値回答)

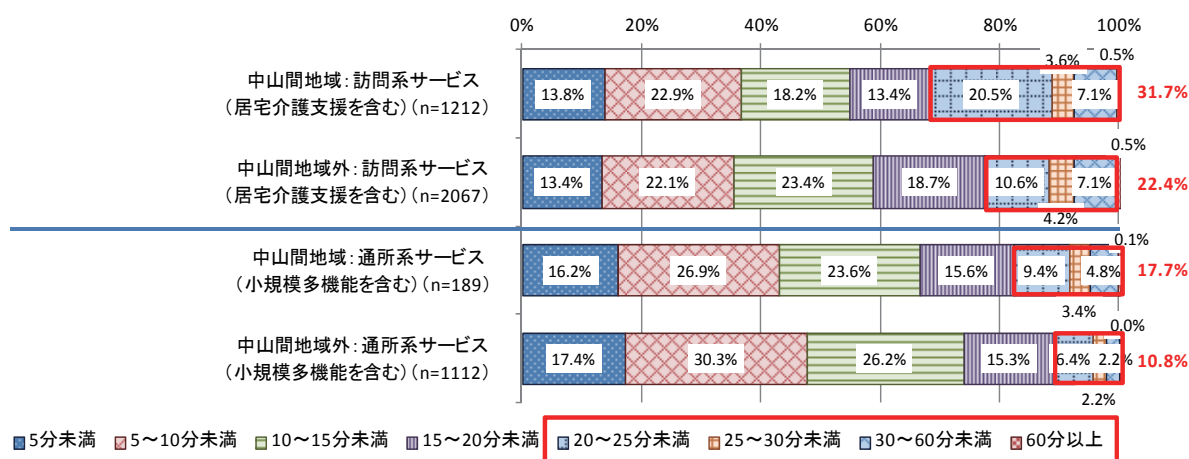
	合計	⑥-2 最も合理的な経路(片道):事業所からの移動時間/分				
		10 分未満	～20 分未満	～30 分未満	30 分以上	無回答
中山間地域【全体】	56829 100.0%	22817 40.2%	20472 36.0%	7688 13.5%	4002 7.0%	1850 3.3%
中山間地域外【全体】	52886 100.0%	20371 38.5%	21175 40.0%	6258 11.8%	2760 5.2%	2322 4.4%
中山間地域-訪問介護	16117 100.0%	7162 44.4%	5303 32.9%	1998 12.4%	927 5.8%	727 4.5%
中山間地域外-訪問介護	7225 100.0%	2900 40.1%	2740 37.9%	813 11.3%	308 4.3%	464 6.4%
中山間地域-訪問入浴介護	1085 100.0%	174 16.0%	434 40.0%	224 20.6%	209 19.3%	44 4.1%
中山間地域外-訪問入浴介護	7145 100.0%	1343 18.8%	2884 40.4%	1610 22.5%	1242 17.4%	66 0.9%
中山間地域-訪問看護	6903 100.0%	2003 29.0%	2911 42.2%	1161 16.8%	767 11.1%	61 0.9%
中山間地域外-訪問看護	4992 100.0%	1474 29.5%	2300 46.1%	713 14.3%	320 6.4%	185 3.7%
中山間地域-訪問リハビリテーション	1636 100.0%	337 20.6%	627 38.3%	314 19.2%	195 11.9%	163 10.0%
中山間地域外-訪問リハビリテーション	2843 100.0%	892 31.4%	1289 45.3%	466 16.4%	127 4.5%	69 2.4%
中山間地域-通所介護	5804 100.0%	2649 45.6%	1999 34.4%	511 8.8%	252 4.3%	393 6.8%
中山間地域外-通所介護	6582 100.0%	3045 46.3%	2572 39.1%	451 6.9%	127 1.9%	387 5.9%
中山間地域-通所リハビリテーション	3809 100.0%	1300 34.1%	1608 42.2%	655 17.2%	209 5.5%	37 1.0%
中山間地域外-通所リハビリテーション	9184 100.0%	4041 44.0%	3929 42.8%	856 9.3%	215 2.3%	143 1.6%
中山間地域-居宅介護支援	21067 100.0%	9021 42.8%	7420 35.2%	2776 13.2%	1428 6.8%	422 2.0%
中山間地域外-居宅介護支援	6562 100.0%	2631 40.1%	2801 42.7%	731 11.1%	235 3.6%	164 2.5%
中山間地域-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48 100.0%	15 31.3%	28 58.3%	5 10.4%	0 0.0%	0 0.0%
中山間地域外-定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3294 100.0%	1619 49.1%	887 26.9%	211 6.4%	86 2.6%	491 14.9%
中山間地域-小規模多機能型居宅介護	360 100.0%	156 43.3%	142 39.4%	44 12.2%	15 4.2%	3 0.8%
中山間地域外-小規模多機能型居宅介護	5059 100.0%	2426 48.0%	1773 35.0%	407 8.0%	100 2.0%	353 7.0%

※中山間地域(小規模多機能型居宅介護以外)は平成 26 年度調査データ。

最も合理的な経路での事業所からの移動時間を分布でみると、中山間地域の方が、時間のかかる利用者の割合が高い傾向にある。20 分以上の割合でみると、「訪問系サービス（居宅介護支援を含む）」は 31.7%、「通所系サービス（小規模多機能を含む）」は 17.7%となっている。

図表 5-119 事業所からの移動時間（分）（数値回答）

	合計	5 分未満	5～10 分未満	10～15 分未満	15～20 分未満	20～25 分未満	25～30 分未満	30～60 分未満	60 分以上
中山間地域：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	23928 100.0%	3313 13.8%	5468 22.9%	4356 18.2%	3206 13.4%	4913 20.5%	851 3.6%	1708 7.1%	113 0.5%
中山間地域外：訪問系サービス（居宅介護支援を含む）	30622 100.0%	4106 13.4%	6753 22.1%	7160 23.4%	5741 18.7%	3249 10.6%	1295 4.2%	2164 7.1%	154 0.5%
中山間地域：通所系サービス（小規模多機能を含む）	5188 100.0%	840 16.2%	1396 26.9%	1225 23.6%	809 15.6%	486 9.4%	178 3.4%	249 4.8%	5 0.1%
中山間地域外：通所系サービス（小規模多機能を含む）	19942 100.0%	3467 17.4%	6045 30.3%	5229 26.2%	3045 15.3%	1280 6.4%	434 2.2%	434 2.2%	8 0.0%



※利用者調査票は、一定期間に利用した利用者全数を対象としているが、各調査で対象期間が1 か月、1 週間、1 日と異なるため、以下の方法で利用期間を同一にした上でデータを比較した。

- ・訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護は、中山間地域は1 週間の利用者全数、中山間地域外は1 日の利用者全数について記入してもらったため、中山間地域は1 サンプルに対し、「1/7×訪問・利用回数」の重みづけを行った。
- ・居宅介護支援は、中山間地域は1 か月の利用者全数、中山間地域外は1 週間の利用者全数について記入してもらったため、中山間地域は1 サンプルに対し、「7/30×訪問回数」の重みづけを行った。

第6章 15%、10%加算対象地域等全国マップ

1. 作成目的

現時点において、全国の15%、10%の各加算算定対象地域を示した地図は存在しないことから、全国の15%、10%の各加算算定対象地域の見える化をおこなうとともに、各地域における15%、10%加算対象サービス提供事業の特徴を示す情報（事業所調査結果）のプロットをおこなった。

2. 作成方法

（1）全国の15%、10%の各加算算定対象地域の範囲の見える化

全国の特別地域加算（15%）算定地域及び、中山間地域等における小規模事業所加算（10%）算定地域について、地図化をおこなった。

①作成ソフト

QGIS（無料公開ソフト）にて作成した。

②対象地域の情報

【15%対象地域】

特別地域加算（15%加算）算定地域の地図作成に用いた情報は以下の通りである。

②奄美諸島、④小笠原諸島については、国土数値情報（H19）を用いて作成、⑤沖縄の離島については、沖縄県が公表している「離島関係資料（平成27年1月）」を用いて作成、①離島振興対策実施地域については、平成19年度の国土数値情報にて指定されている地域に最新（平成27年7月13日現在）の情報を追加、削除することで作成、③振興山村については、平成19年度の国土数値情報以降、追加・削除されている地域はないことから、国土数値情報を用いて作成した。

図表 6-1 15%対象地域の情報元

指定地域	公表リストの有無	地図作成情報	備考
①離島振興対策実施地域	○ H27.7.13 現在 (国土交通省)	国土数値情報（H19） 所管課提供情報	・H19 国土数値情報からの追加・ 削除地域あり（※） ・国土交通省国土政策局離島振 興課に確認
②奄美諸島	—	国土数値情報（H19）	
③振興山村	○ H27.4.1 現在 (農林水産省)	国土数値情報（H19）	・H19 国土数値情報からの追加・ 削除地域なし ・農林水産省農村振興局農村政 策部中山間地域振興課に確認
④小笠原諸島	—	国土数値情報（H19）	
⑤沖縄の離島	○ H27.1 (沖縄県)	沖縄県離島関係資料 (H27.1)	・沖縄振興特別措置法施行令第 一条にて「沖縄振興特別措置法 第三条第三号に規定する政令 で定める島は、宮古島、石垣島 その他内閣総理大臣が関係行 政機関の長に協議して指定し た島とする」と定義
⑥厚生労働大臣指定	○	H12 厚生労働省告示	

※ ①離島振興対策実施地域について、国土数値情報（H19）以降に追加・削除となった地域（所管課確認）

図表 6-2 ①離島振興対策実施地域の追加・削除地域

追加・削除の別	都道府県	島名	指定・削除年度等
追加	滋賀県	沖島	H25
(削除)	兵庫県	淡路島	H27
(削除)	島根県	高島	H27
追加	岡山県	前島	H25
追加	広島県	似島 (にのじま)	H25
(削除)	広島県	豊島 大崎下島	H22 ※架橋等による交通の確保により指定解除 (平成 22 年 3 月 26 日付官報)
追加	香川県	大島 小豆島 沖ノ島	H27 (大島) H25 (小豆島、沖ノ島)
追加	愛媛県	興居島 (ごごしま)	H25
(削除)	愛媛県	岡村島	H22 ※架橋等による交通の確保により指定解除 (平成 22 年 3 月 26 日付官報)

【10%対象地域】

中山間地域等における小規模事業所加算 (10%加算) 算定地域作成に用いた情報は以下の通りである。

①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④特定農山村については、最新の国土数値情報以降、追加・削除されている地域はないことから、国土数値情報を用いて作成、③半島振興対策実施地域については、平成 22 年度の国土数値情報にて指定されている地域に最新 (平成 25 年 4 月 1 日現在) の情報を追加することで作成、⑤過疎地域については、平成 19 年度の国土数値情報に最新 (平成 25 年 4 月 1 日現在) の情報 (平成 12 年以降の公示以後の追加及び廃置分合により公示された市町村) による指定地域を追加することで作成した。

なお、②辺地については、全国全市町村に所在する辺地の具体的な地区画定のための情報を入手することが本事業期間において困難なことから対象外とした。

図表 6-3 10%対象地域の情報元

指定地域	公表リストの有無	地図作成情報	備考
①豪雪地帯及び特別豪雪地帯	○ H27. 4. 1 現在 (国土交通省)	国土数値情報 (H22)	・ H22 国土数値情報からの追加・削除地域なし ・ 国土交通省国土政策局地方振興課豪雪地帯担当に確認
②辺地	—	情報なし	※作成対象外
③半島振興対策実施地域	○ H25. 4. 1 現在 (国土交通省)	国土数値情報 (H22) 所管課提供情報	・ H22 国土数値情報からの追加・削除地域あり (※ ³) ・ 国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室に確認
④特定農山村	× H26. 4. 1 現在 (振興課より提供)	国土数値情報 (H19)	・ H19 国土数値情報からの追加・削除地域なし ・ 農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課に確認
⑤過疎地域	○ H26. 4. 1 現在 (総務省)	国土数値情報 (H19) 所管課公表情報	・ H19 国土数値情報をベースに、所管課公表情報 (H12 以降の公示以後の追加及び廃置分合により公示された市町村) による指定地域を追加

※ ③半島振興対策実施地域について、国土数値情報 (H19) 以降に追加・削除となった地域 (所管課確認)

図表 6-4 ③半島振興対策実施地域の追加・削除地域

追加・削除の別	都道府県	市町村名	指定・削除年度等
追加	長崎県	松浦市（鷹島町のみ）	H23

（２）各地域におけるサービス提供事業の特徴を示す情報の地域ごとの見える化

上記の加算算定地域の地図をベースに、本調査研究事業にて実施した事業所調査結果に基づき、地図上への落とし込みをおこなった。

作成した地図は以下の通りである。

なお、事業所調査の結果は、個々の事業所の回答内容が特定される形での公表は行わないことを前提としていることから、作成したマップは本資料では非掲載とした。

図表 6-5 地図化情報

	地図化する情報	備考
1.	15%、10%の加算算定事業所の所在地	○15%、10%加算対象地域に所在する事業所について、アンケートの調査客体（対象事業所）名簿に基づき作成
2.	担当職員の総就労時間に占める移動時間比率	○総就労時間に占める移動時間の比率 ○以下のカテゴリーにて表示 (10%未満／10～20%未満／20～30%未満／30%以上)
3.	利用者宅までの移動時間	○通常の訪問・送迎ルートのうち、片道の時間が最もかかる利用者 ○以下のカテゴリーにて表示 (20 分未満／20～30 分未満／30～40 分未満／40 分以上)
4.	利用者宅までの移動距離	○通常の訪問・送迎ルートのうち、片道の距離が最も遠い利用者 ○以下のカテゴリーにて表示 (10km 未満／10～20km 未満／20～30km 未満／30km 以上)
5.	利用者宅までの距離が 16km 超の利用者比率	○利用者全体に占める利用者宅間までの距離（合理的移動）が 16 km 超の利用者の比率 ○以下のカテゴリーにて表示 (0 %／ 0 ～ 5 % 未満／ 5 ～ 10 % 未満／ 10 ～ 15 % 未満／ 15 ～ 20 % 未満／ 20 % 以上)

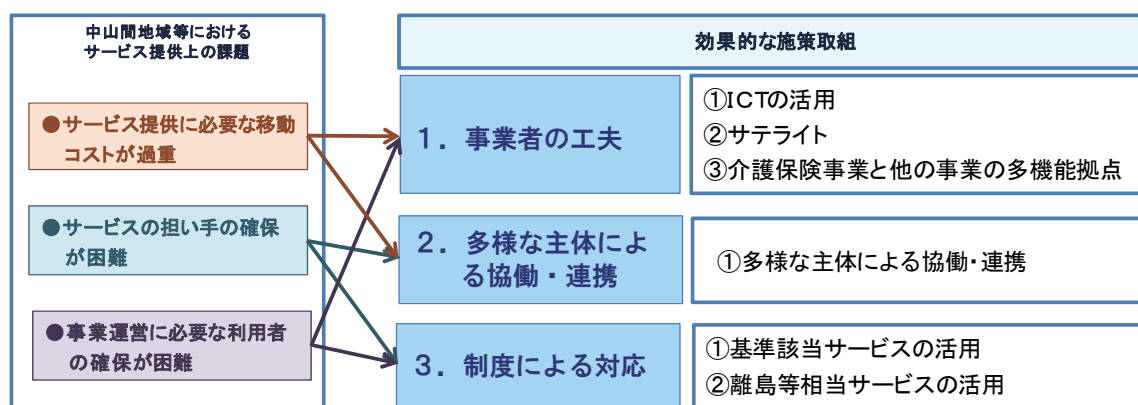
第7章 まとめ

1. 総括

中山間地域等における訪問系・通所系介護サービスの提供において、今年度調査を通じて明らかとなった実態や課題、今後の検討が求められる点等について、以下総括する。

○市町村調査において、必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区で介護サービスが提供されにくい理由として、「サービス提供に必要な移動コストが過重」「サービスの担い手の確保が困難」「事業運営に必要な利用者の確保が困難」が多くあげられていた。一方、中山間地域等のある市町村のうちサービスの提供が困難な地域がある割合は約1割であり、介護サービスを高齢者に提供する上で厳しい地理的条件や集落形態等にある地域と、そうではない地域（すなわち、中山間地域外と条件が大きく変わらない地域）が混在していることが明らかとなった。

○本事業では、事例調査等より、中山間地域等における課題を踏まえた効果的な施策や取組を、「事業者による工夫」「多様な主体による協働・連携」「制度による対応」の3つの柱より整理した。



- ・まず、中山間地域等で事業展開する「事業者側の工夫」による取組の推進が求められる、効果的な取組として「ICTの活用」「サテライト」「介護保険事業と他の事業の多機能拠点」より整理した。移動コストの削減や利用者確保の面より効果的な取組であるが、中山間地域等の事業所で、ICTを活用している事業所は約15%、サテライトを設置している事業所は約5%に留まっていた。サテライトについては、2割弱の自治体では基本的にサテライトの設置を認めていない状況にあり、その理由として行政に監視が困難等、質の担保にかかわる点があげられていた。いずれも、中山間地域等で取組の余地は大きく、事業者の工夫によって中山間地域等で効率的に質の高いサービスが展開できるよう、市町村等が支援していくことが求められる。
- ・次に、サービスの担い手や利用者の確保が難しい中山間地域等では、一事業者のみの努力で対応していくことが厳しい場合も多く、「多様な主体による協働・連携」を進めていくことで、要介護の高齢者を地域で支えていくことができる。市町村、都道府県のほか、専門職団体、社会福祉法人、社会福祉協議会、住民団体等の地域資源同士が協働して地域包括ケア体制を構築し、取組を推進していくことが重要となる。
- ・事業者の努力や地域資源の協働・連携も厳しい場合、「制度による対応」によって、指定基準を緩和して介護サービスを確保する方法も考えられる。その制度として、基準該当サービス、離島等相当サ

ービスがあげられるが、市町村の認知度は低く、「内容や用途について具体的に把握している」割合は、基準該当サービスは約2割、離島等相当サービスは約1割であった。国や都道府県においては、市町村に対する制度内容や取組事例に関する周知を行い、指定事業所の要件を満たすことが難しい地域において介護サービスを確保できるよう推進していくとともに、市町村や都道府県においては、緩和された要件でも質が担保されるように事業所を支援していくことが求められる。

○今後、全国の中山間地域等におけるサービス提供基盤の維持や改善を図るためには、市町村が地域ごとに個別の状況をきめ細かく把握し、それに基づいたサービス提供及びサービス利用の支援の在り方を企画・立案して、実施していくことが求められる。国や都道府県には、そのための支援策を推進するとともに、中山間地域等の地域包括ケア推進の観点から、継続的に地域の先進的な取組を把握すること等を通じて、必要な支援策を検討していくことが求められる。

2. 中山間地域等における効果的な施策・取組

以下では、「事業者の工夫」「多様な主体による協働・連携」「制度による対応」の3つの柱の各施策・取組について、事業所アンケート・市町村アンケート調査からみた実際把握、先進的な取組事例、中山間地域等での活用の意義及び活用のポイント・留意点をそれぞれ整理した。

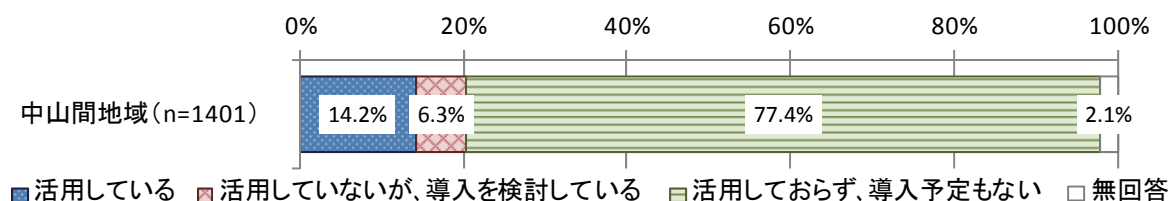
(1) 事業者の工夫 【①ICTの活用】

①市町村調査、事業所調査結果データから

中山間地域等の事業所におけるICTを活用したシステム等の活用状況をみると、「活用している」が14.2%、「活用していないが、導入を検討している」が6.3%であった。

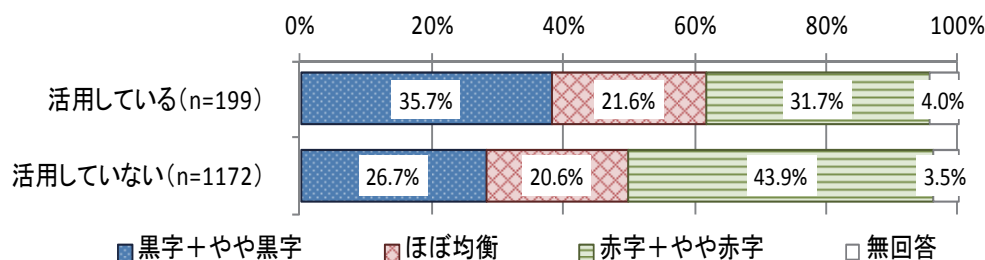
ICTの活用の有無別に収支状況をみると、「活用している」事業所は「黒字+やや黒字」(35.7%)、「活用していない事業所」は「赤字+やや赤字」(43.9%)の割合が高くなっていた。

図表 7-1 【事業所調査】ICTを活用したシステム等の活用状況（事業所票 p 4. 8. 4）



※「中山間地域」：中山間地域等の加算（15%、10%、5%）を算定している事業所。以下同様。

図表 7-2 【事業所調査】中山間地域等の事業所：ICTの活用の有無別 収支状況（事業所票 p 3. 6. 1）



②【事例】ICTを活用した遠隔介護サービス、介護記録システムの導入実施

【事例】ICTを活用した遠隔介護サービス、介護記録システムの導入実施					
実施主体	社会福祉法人長岡福祉協会				
所在地域	新潟県長岡市	人口	279,203人	高齢化率	27.6%
地域指定	振興山村（一部）、特別豪雪地帯（一部）、特定農山村（一部）				
取組内容	1. 訪問介護・訪問看護・地域包括ケア情報連携システム&タブレットアプリ ・ホストコンピュータ：介護・看護計画やスケジュール表を作成、実施記録を確認して日報・月報を作成 等 ・訪問看護・訪問介護スタッフ：タブレットで訪問予定や利用者情報を確認、実施記録の入力・申し送りの実施、日報の確認 等 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおけるテレビ電話システム ・テレビ電話システムでオペレーターから利用者へ状況確認を行い、訪問スタッフに訪問依頼。利用者の安心確保と訪問スタッフの随時訪問頻度の適正化を図る。				
事例のポイント	【効果】 ・限られた人材で効率よくサービス提供する必要がある場合に効果を発揮。顔を合わせる機会が取れなくても、多職種連携を促進。 【ポイント】 ・タブレットの導入に際しては、介護職員全員に対して研修を実施。特に非常勤職員の活用を推進していくことが重要。 ・テレビ電話システムは、利用者に対して十分にアセスメントを行った上で実施する必要がある。				

③中山間地域等での活用の意義

○中山間地域等でのICTの活用の意義として以下があげられる。

- ・事業所に戻らなくても書類等の作成が可能となり、また、提供及び管理部門における記録や報告資料の作成の重複を緩和できることから、総就業時間が短縮できる。
- ・移動中や利用者宅等で利用者に関する情報の確認が可能となる（利用者の状態、多職種のケア提供状況）
- ・テレビ電話等の活用によりサービス提供に関する訪問回数が削減できる。

○その成果として、事業の効率化、サービスの質の向上、利用者や家族の安心感の向上等が期待できる。

④活用のポイント・注意点

○ICTの活用を進めるためのポイントとして以下があげられる。

- ・職員のICT利活用に対する苦手意識の克服（特に人材確保難で高年齢の職員が多い場合）
- ・登録型等の非常勤職員も含めた全職員に対する活用推進体制の構築（教育研修等）
- ・介護という対人サービスにおけるICT活用のメリットについての理解促進（経営者を含めて）
- ・導入後のメンテナンス等のサポート体制の構築
- ・地域の多職種間で共有すべき最小限の情報の選別

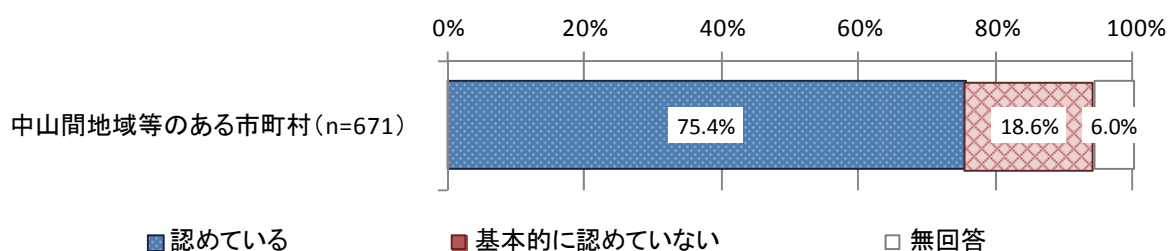
(2) 事業者の工夫 【②サテライト】

①市町村調査、事業所調査結果データから

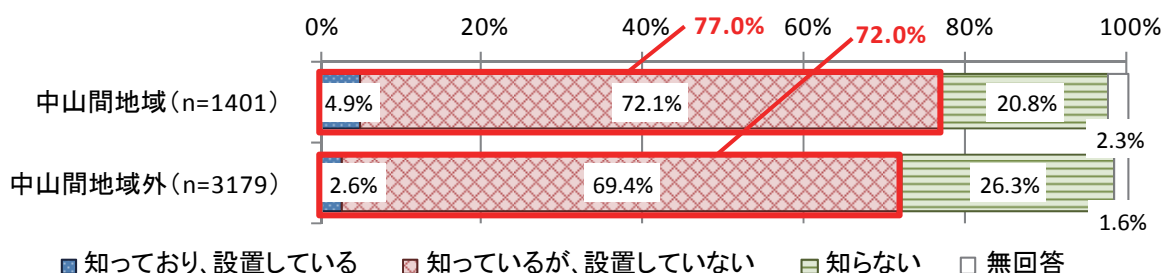
市町村におけるサテライト事業所の承認状況をみると、「認めている」が75.4%である。一方で、「基本的に認めていない」も18.6%と、サテライト事業所の設置を基本的に認めていない自治体は約2割であった。その理由をみると、「行政による監視が困難」「人員、設備基準を満たしていない状況は認めない」などの回答がみられた。

事業所のサテライト事業所の設置状況をみると、中山間地域は、「知っており、設置している」は4.9%であった。「知っているが、設置していない」を合わせた77.0%が知っていると回答しており、中山間地域外の72.0%と比較して5ポイント割合が高くなっていた。

図表 7-3 【市町村調査】サテライトの承認状況（市町村票 p5. III. 1(3)）



図表 7-4 【事業所調査】サテライトの設置状況（事業所票 p3. 7. 3）



※「中山間地域」：中山間地域等の加算（15%、10%、5%）を算定している事業所、「中山間地域外」：中山間地域等の加算を算定していない事業所。以下同様。

②【事例】社会福祉法人における小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト活用を通じた事業展開

【事例】社会福祉法人における小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト活用を通じた事業展開					
実施主体	社会福祉法人美瑛慈光会				
所在地域	北海道美瑛町	人口	10,651人	高齢化率	35.2%
地域指定	特別豪雪地帯（一部）、辺地、振興山村、過疎地域				
取組内容	1. 広域な町内を4つの各生活圏域に分け、それぞれに小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所を設置。市街地を拠点にした一極型から生活圏域ごとのサービスへの転換。介護保険事業計画に位置づけ計画的に整備。 2. 施設開設前から開設後まで、一貫した住民参加を推進。各圏域に、自治体、事業者、住民代表からなる準備会を設け、3者が対等に議論。				

事例のポイント	【効果】 ・生活圏域毎のサービス提供に転換することで、移動コストを削減し、効率的なサービス提供を実現。 ・開設前からの住民参加が、開設後の地域住民との協働につながっている。 【ポイント】 ・サテライト事業所の配置は人口規模に応じて検討。 ・人材確保のため、地域住民を育成しスタッフとして参加してもらうことも必要。 ・利用者数が増加したサテライト事業所は介護保険サービス事業所の指定を取り、独立した事業所として稼働。

③中山間地域等での活用の意義

- 高齢者が広く分散して居住している場合、本体事業所にサテライト事業所を設置することで、訪問や送迎の移動コストを軽減できる。
- 本体事業所からのサービス提供が困難な地域を含めた面的な整備、効率的な事業展開が可能となる。
- 通所型のサービスは、利用者の移動による負担を軽減することもできる。また居宅高齢者の随時の訪問介護ニーズに対して迅速な対応が可能となる。

④活用のポイント・注意点

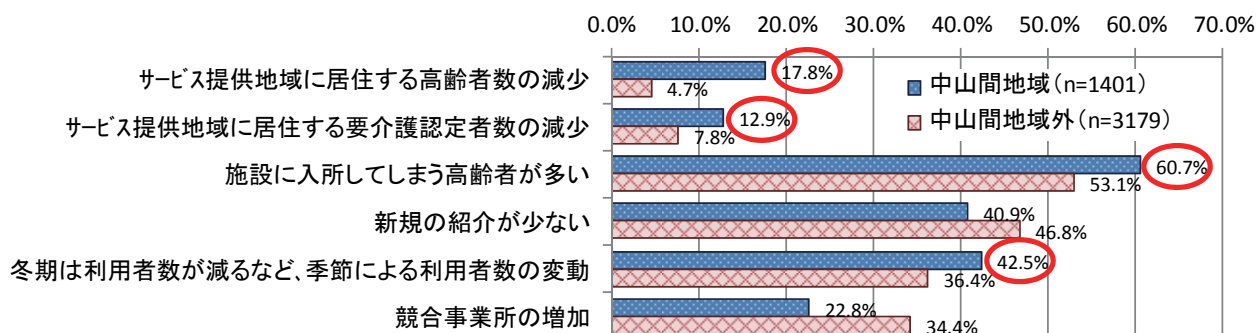
- サテライト事業所が提供するサービスの質に目が行き届かなくなることを懸念し、設置自体を認めない、あるいは認めるサービス種別を限定する市町村も少なくない。
- このようなリスクを回避するため、事業者と市町村との間で十分に事前相談・協議を行うとともに、開始当初は監査を頻回に行う、個別利用計画の見直し等に対する評価・助言をきめ細かく行う等の方策をとる必要がある。
- サテライト事業所の事業が安定してくれば、指定事業所とすることも検討していく。

(3) 事業者の工夫 【③介護保険事業と他の事業の多機能拠点】

①市町村調査、事業所調査結果データから

利用者確保に関して課題に感じていることをみると、中山間地域等の方が中山間地域外よりも、「サービス提供地域に居住する高齢数の減少」(17.8%)、「サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少」(12.9%)、「施設に入所してしまう高齢者が多い」(60.7%)、「冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動」(42.5%)の割合が高く、利用者確保が厳しい状況にあることがうかがえた。

図表 7-5 【事業所調査】利用者確保に関して課題に感じていること：複数回答（事業所票 p 5. 8. (1) 1）



②【事例】特定非営利活動法人における共生型福祉施設の展開（介護、障がい、保育等の一体的整備）

【事例】特定非営利活動法人における共生型福祉施設の展開（介護、障がい、保育等の一体的整備）					
実施主体	特定非営利活動法人ありがた家				
所在地域	富山県富山市	人口	419, 907 人	高齢化率	27. 2%
地域指定	特別豪雪地帯、過疎地域（一部）、振興山村（一部）、特定農山村				
取組内容	1. 介護保険の通所介護を母体としながら、障がい者、乳幼児、学童等も対象とした複合的な事業を展開。小規模・多機能・地域密着を特徴とした共生型サービス事業所であり、きめ細やかなケアを実現。 2. 行政から事業者に対し、開設時に財政支援、職員確保のための人材育成支援等を実施。 3. 富山県「とやま地域共生型福祉推進特区」により、NPO 法人「このゆびと一まれ」が運営する就労継続支援B型事業所「はたらくわ」から、障がい者の就労を受け入れている。				
事例のポイント	【効果】 ・複合的な事業経営を行うことで、利用者の安定確保を実現。 ・地域の民家等、既存施設を活用することで施設整備コストを削減。 【ポイント】 ・障がい者、児童等も対象となることから、行政による分野横断的な支援が必要となる。 ・地域に密着した事業所となるために、地域住民の理解・協力を得るための取組が重要となる。				

③中山間地域等での活用の意義

- 中山間地域等は人口規模が小さいことから、利用者の確保は厳しく、人材等の資源も限られている。障がい者、子ども等も対象とした多様な事業を運営していくことで、経営の安定化、事業の効率化を図ることができる。
- 高齢者、障がい者、子ども等の事業を、同じ施設で一体的に提供していくことは、お互いが交流し、支え合い、仕事を持ちながら、その人らしさを保ちつつ生きていく場の提供につながる。
- 地域の多様な相談窓口機能を併せ持つ、地域に密着した小規模多機能拠点の整備は、中山間地域等のまちづくりの視点としての可能性がある。
- 自然災害時の地域防災・減災・避難体制整備が喫緊の課題となっており、災害時の地域拠点とし

ての機能も期待できる。

④活用のポイント・注意点

○地域に密着した多機能拠点の設置や運営には、以下の点に留意する必要がある。

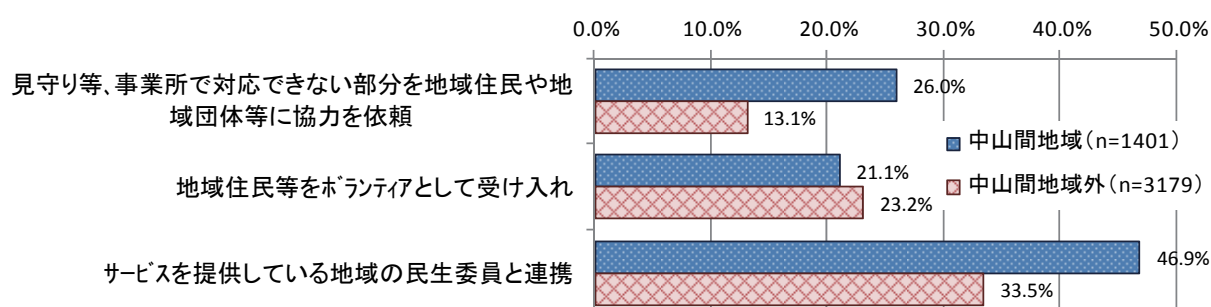
- ・地域との交流を持ち、近隣住民との信頼関係を構築
- ・地域住民、各種地域団体、自治体等が参加する運営推進会議を設置し、地域、多機関との連携を強化
- ・継続的に事業評価（自己評価、運営推進会議等による外部評価）を実施。評価結果に基づき、次の目標や計画を立て、事業の質を維持・向上
- ・職員の多様な分野の専門性を高めるための研修参加

（４）多様な主体による協働・連携

①市町村調査、事業所調査結果データから

「見守り等、事業所では対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼」「サービスを提供している地域の民生委員と連携」は、中山間地域等の事業所の方が連携している割合が高いが、いずれも半数に満たない状況であった。「地域住民等をボランティアとして受け入れ」は、中山間地域等、中山間地域外とも２割程度であった。

図表 7-6 【事業所調査】地域住民との連携状況（複数回答）（事業所票 p 6. 8(3) 1))



②【事例】事業者や専門職のバックアップを受けながら住民主体で取り組む通い・訪問を中心とした島に住み続ける仕組みづくり

【事例】事業者や専門職のバックアップを受けながら住民主体で取り組む通い・訪問を中心とした島に住み続ける仕組みづくり					
実施主体	なごみの里運営協議会（住民団体）				
所在地域	鹿児島県十島村（口之島）	人口	128 人	高齢化率	39.1%
地域指定	特定農山村、過疎地域、離島振興対策実施地域				
取組内容	1. 県や村の担当者、民間事業者等が参加し、住民との意見交換やワークショップを開催。住民自ら、地域でどのように暮らしていきたいのか、主体的に考えることを支援。空き家を活用し、訪問、通いを中心とした事業を展開。 2. 民間法人による運営支援、2 か月に 1 回の作業療法士による訪問支援等、専門職によるバックアップ体制を構築。住民スタッフに対して、具体的に運営方法、支援方法をアドバイスし、質を担保。				

事例のポイント	【効果】 ・住民が自主的に事業所運営協議会を設立し、事業所運営のみならず、地域の高齢者支援体制、地域課題の検討も行っている。 ・利用者の生活機能向上等の効果が現れ、地域住民の事業への理解が深まり、利用者、参加者確保につながっている。 【ポイント】 ・資源が限られている中、「無い」から欲しいではなく、「有る」ものをどのように活用するかという発想となるよう支援。自治体職員が住民に直接働きかけ、自己決定を促す。 ・専門職によるバックアップ体制を構築し、質の確保と住民スタッフの育成を図る。

③中山間地域等での活用の意義

- 中山間地域等では、専門職等の担い手の確保が困難で、事業者が参入しにくい、事業者のみで必要なサービス提供を担うことが難しい等の課題を抱えている。
- 中山間地域等でサービスを広めていくには、都道府県の役割とともに、保健・看護・介護の専門職や社会福祉法人、住民団体、地区社会福祉協議会等のキーとなる人材や組織の役割は大きい。これらの地域資源同士の協働や地域外の資源も活用しつつ、地域包括ケア体制を構築していくことが重要となる。
- 中山間地域等の住民同士の連携は進んでいる傾向にあるものの、さらなる参加の余地は大きい。

④活用のポイント・注意点

- 住民が主体性を持ち、住民自身に考えてもらうために、顔の見える関係づくりや、身近なテーマで話し合う機会を設けることがポイントとなる。
- その他に、以下も取組の推進にあたり重要となる。
 - ・事業者も地域に溶け込むため話し合いに参加
 - ・中心となって事業を推進する意欲のある人の育成・発掘
 - ・参加者で推進組織を形成 等
- 行政の取り組み例として、以下があげられる。
 - ・公的施設の貸与、空き家活用等を通じた立ち上げ支援
 - ・地域外も含めた人材の育成、担い手参加
 - ・人材確保のための I・Uターン事業
 - ・多世代が住み続けられる包括的な基盤整備（ふるさと創生事業、観光事業、大学等高等教育機関との交流事業、国土交通行政に関わる事業などを活用） 等

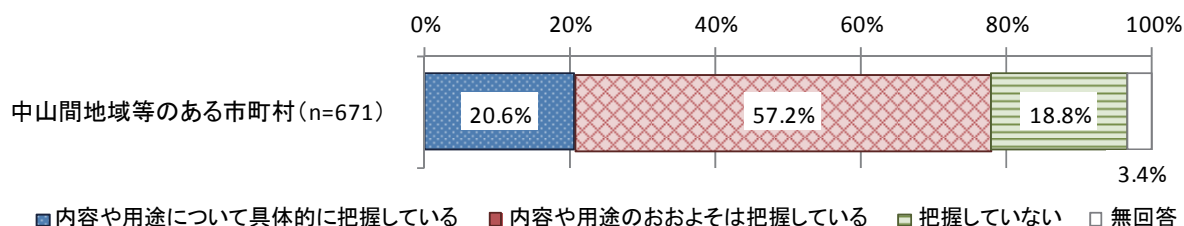
（５）制度による対応 【①基準該当サービス】

①市町村調査、事業所調査結果データから

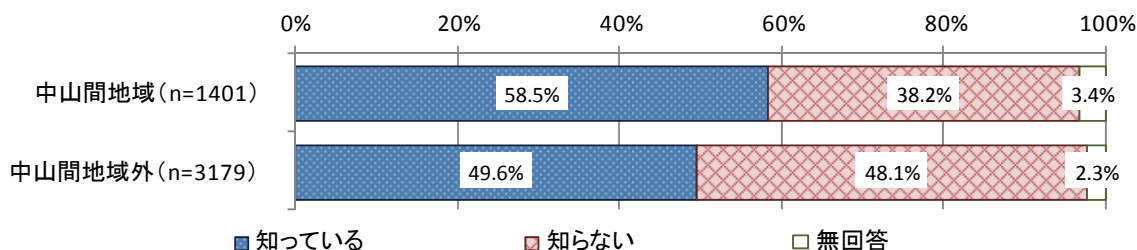
市町村の基準該当サービスの認知度をみると、「内容や用途について具体的に把握している」は 20.6%であった。

事業所の認知度をみると、「知っている」割合は、中山間地域等は 58.5%、中山間地域外は 49.6%であった。

図表 7-7 【市町村調査】基準該当サービスの認知度（市町村票 p5. Ⅲ. 2(1)）



図表 7-8 【事業所調査】基準該当サービスの認知度（事業所票 p4. 7. 5）



図表 7-9 【基準該当サービス調査】基準該当サービスを実施している市町村の例

市町村名	サービス種類	基準該当サービスを開始した経緯・目的	実施した効果、事業継続支援、質確保の取組等
留寿都村 (北海道)	訪問介護	・社会福祉協議会において訪問介護員を3名配置し事業展開していたが、常勤換算では基準を下回り、事業維持のために開始。	・村の中心的サービスである訪問介護を維持でき、利用者の在宅生活の継続、家族の介護負担の軽減に効果。 ・今後、訪問介護員の育成等を検討していく予定。
朝日村 (長野県)	訪問介護	・人員要件が基準を満たせないが、訪問介護のニーズはあり、サービス継続のため開始。	・従来の職員でサービスが途切れることなく提供できた。 ・困難事例は地域包括支援センター(直営)と連携しながらサービス提供
阿南町 (長野県)	訪問介護 通所介護	・事業採算性がないために事業所参入が期待できない、十分な利用件数を確保できない等の理由より開始。	・事業所が手薄な地域でのサービス提供が可能となった。 ・事業所はケア会議の構成員でもあり、連携しながら事業運営している。
揖斐川町 (岐阜県)	訪問介護	・急激な人口減、訪問回数の減少により事業存続が困難に。必要な訪問件数に見合った人員配置・効率的な運営を行うために開始。	・訪問介護事業所を維持できたことで、施設等から在宅サービスへの受け皿が確保された。 ・職員が外部・内部研修に参加できるよう母体法人と協力。
黒潮町 (高知県)	訪問入浴介護	・介護保険制度の導入以前より社会福祉協議会で訪問入浴サービスを実施していたが、介護保険制度導入後、通常の基準を満たすことができないため、基準該当で指定。	・介護職員不足が深刻な中、人員の緩和によりサービスを存続。 ・人材不足が課題であるため、社協や県と検討協力しながら人材確保・育成に努めている。

②制度概要

○基準該当サービスが満たすべき要件は、都道府県が条例で定める。その際、以下によって定める。

(i) 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの

- ・従業員に係る基準および当該従業員の員数
- ・居室の床面積
- ・事業の運営に関する事項であって利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ii) 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの

- ・利用定員

(iii) その他は、厚生労働省で定める基準を参酌して定める

③制度活用のポイント

○指定要件（人員・設備・運営基準）の緩和内容は、サービス種類別に、市町村が当該市町村内地域の需要と提供状況を判断して決定する。

○市町村（保険者）は、人員、設備、運営に関する基準に従って適正な事業を運営していることを確認できるような人員体制と、評価基準を有することが必要となる。

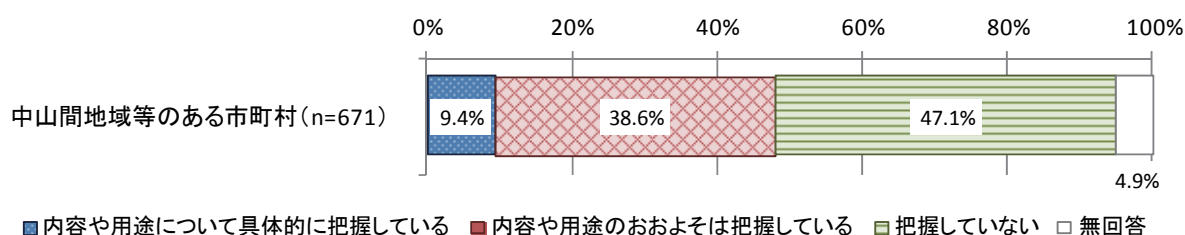
（６）制度による対応 【②離島等相当サービス】

①市町村調査、事業所調査結果データから

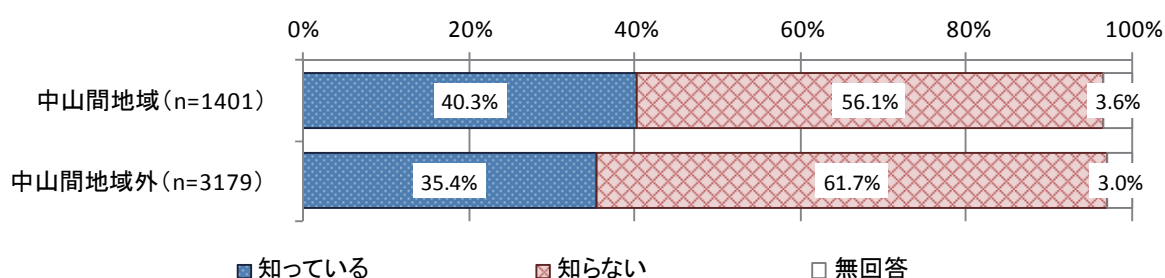
市町村の離島等相当サービスの認知度をみると、「内容や用途について具体的に把握している」は9.4%であった。

事業所の認知度をみると、「知っている割合」は、中山間地域等は40.3%、中山間地域外は35.4%であった。

図表 7-10 【市町村調査】離島等相当サービスの認知度（市町村票 p 5. Ⅲ. 2. (2)）



図表 7-11 【事業所調査】離島等相当サービスの認知度（事業所票 p 4. 7. 6）



図表 7-12 【離島等相当サービス調査】離島等相当サービスを活用している市町村例

市町村名	離島名	サービス種類	緩和した指定基準
紋別市(北海道)		訪問介護、 通所介護	訪問介護: 訪問介護員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を任意 通所: 看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意
酒田市(山形県)	飛島	短期入所生活介護、 通所介護	短期: 医師、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意 通所介護: 看護職員、機能訓練指導員の配置を任意
鮫川村(福島県)		短期入所生活介護	生活相談員、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意
野迫川村(奈良県)		訪問介護	サービス提供責任者の配置を任意
五島市(長崎県)	久賀島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意
竹富町(沖縄県 八重山郡)	西表島、小浜島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意

②制度概要

○指定サービス、基準該当サービスの確保が著しく困難な離島やその他定められた地域において、基準該当サービスに相当するサービスを提供できる事業所の参入を促すため、市町村（保険者）の判断で行う。

③制度活用のポイント

○提供サービスは「基準該当サービス」の人員、設備、運営に関する基準より緩和されたものであることから、より柔軟なサービス提供が可能となる。サービス提供事業所の参入が困難な当該地域のサービス需要に応えるものとして有用な制度である。

○なお、利用者に対する適正な質が確保されたサービスが提供されているかを確認するため、市町村(保険者)の十分な事業継続支援とともにサービスの評価指導体制を確保する必要がある。(例) 定期的な巡回、定期的な事業報告 等

(7) その他

以上の施策・取組の他、特に個々の市町村では利用者ニーズ規模が小さくスタッフ確保が困難なためサービス事業所参入が困難な中山間地域等の場合、「周辺市町村共同で事業所指定を行う仕組み」の活用等も、中山間地域等におけるサービス提供事業所の確保に有用である。

なお、この方式をとる場合は、介護保険事業計画策定の段階から、関係市町村担当者との協議を行い、各地域の利用ニーズ見通しを共有しつつ、また事業所の立地条件確保も含めて側面支援の分担枠組みも含めて合意した上で整備推進することが必要となる。

< 付属資料 >

平成27年度 介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）
中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する
調査研究事業

全国の市町村向け 調査票

調査ご協力のお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、中山間地域等にある事業所に対する地理的特性等を考慮した自治体独自の支援の取組や、事業所がサービス提供上の課題を克服するために工夫している事例などを調査することにより、中山間地域等でのサービス展開の方策や、中山間地域等における介護サービスの提供、支援等の在り方について検討するための基礎資料を収集することを目的に、全国の市町村を対象に実施するものです。

本アンケートは、貴市町村が単独又は都道府県等と共同で実施しているサービス提供事業推進に関わる施策、及び貴市町村が目玉されている各地の実践事例について、お伺いする設問から構成されています。

貴市町村から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬以外の支援等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

※本調査で対象とする「中山間地域等」は、人口密度が希薄で交通が不便等の理由により、介護サービス等の確保が著しく困難と想定され、指定された以下の指定地域です。

- ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④迎地 ⑤振興山村
⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

※※本調査で対象とする介護サービスは、「特別地域加算（15%加算）」「中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%加算）」の対象となる以下の訪問系・通所系の指定サービス事業や基準該当サービス事業、及び離島等相当サービスです。

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅介護支援
⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑨小規模多機能型居宅介護

※※※回答は、特に指定されていない場合は、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在の状況を回答ください。
また同時点の状況を把握していない場合は、直近時点の状況について回答してください。

平成 27 年 10 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング

＜回答いただいたアンケートの返送について＞

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11 月 20 日(金)** までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。なお、貴市町村内に中山間地域等がない場合も、本アンケートのご返送をお願いいたします。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはありません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

○電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2
【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp
担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

(3) 関連資料のご提供のお願い

○調査票をご返送いただく際、①「特別地域加算（15%加算）」、「中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）」対象地区の一覧表、②ご回答いただいた貴市町村の指定中山間地域等における訪問系サービスや通所系サービス等の事業推進、利用者の利用支援に関する施策や事業に関する資料等がございましたら、あわせて同封いただけますようお願い申し上げます。

Ⅲ. 利用者確保や担い手確保、移動距離等によってサービス提供の効率性を確保しにくいなど、中山間地域等の抱える課題を解決する方策として、特に以下の方策についておうかがいします。

1. 事業の効率性向上のためのサテライト事業所の設置についておうかがいします。

(1) 貴市町村は、介護サービスのサテライト事業所の設置について、ご存知ですか。(○はひとつ)

1. 内容や用途について具体的に把握している	2. 内容や用途のおおよそは把握している	3. 把握していない

(2) 貴市町村の中山間地域等に、介護サービス事業者がサテライト事業所を設置するにあたり、行政として支援施策を実施していますか。(○はひとつ)

1. 既に実施している (以前、実施していた場合も含む)	2. 実施に向けて検討中	3. 実施する予定はない

(3) ところで、貴市町村では、介護サービスのサテライト事業所の設置を認めていますか。(○はひとつ)

1. 認めている	2. 基本的に認めていない

(3) - 1. (3)で「2. 基本的に認めていない」と回答した方) 設置を認めていない主な理由は何のようなことですか。

2. 中山間地域等における介護サービスの確保の方策として、基準該当サービス、離島等相当サービスの実施についておうかがいします。(それぞれ、○はひとつずつ)

(1) 貴市町村は、基準該当サービスについて、ご存知ですか。(○はひとつ)

1. 内容や用途について具体的に把握している	2. 内容や用途のおおよそは把握している	3. 把握していない

(2) 貴市町村は、離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(○はひとつ)

1. 内容や用途について具体的に把握している	2. 内容や用途のおおよそは把握している	3. 把握していない

3. ICT 関連のシステムやツールの利活用についておうかがいします。

(1) 貴市町村は、介護サービスの効率的な展開に活用できる ICT 関連のシステムやツールが販売されていることをご存知ですか。(○はひとつ)

(例)・テレビ電話やスカイプなどを活用し、利用者と事業所でお互いの映像を映しながら、様子をうかがったり、相談を受けたりするシステム
・利用者の基本情報やケア記録、写真等をタブレットやスマートフォン、ノートパソコンなどに適宜入力・更新し、職員間で常に直近の利用者情報を把握し共有するシステム

1. 具体的なシステム事例の内容や用途、効果について把握している	2. そのようなシステム等が販売されている程度のことば把握している	3. 把握していない

(2) 貴市町村の中山間地域等に居住する利用者に対して、ICT 関連のシステムやツールを活用してサービス提供効率の向上を図っている事業所がありますか。(○はひとつ)

1. 使用している事業所が多い	3. 使用している事業所はない
2. 一部の事業所で使用している	4. 把握していない

(2) - 1. ((2)で1.または2.に回答した方) 具体的な例を記入してください。

(3) 前項の(2)で示したような事業所の取組みに対して、行政として支援施策を実施していますか。(○はひとつ)

1. 既に実施している (以前、実施していた場合も含む)	2. 実施に向けて検討中	3. 実施する予定はない

Ⅳ. 貴市町村の施策や取り組みで、中山間地域等の訪問系・通所系サービスの事業推進、利用者の利用支援に関するものの実施状況をうかがいます。

(※)前問「Ⅲ.」でうかがった「サテライト事業所」、「基準該当サービス」、「離島等相当サービス」、「ICT」も含めて、以下に具体的にご回答ください。

①貴市町村独自の事業の場 合、以下の欄に○をつけてください。 ↓	②施策・事業の種類 1. 自治体として社会福祉協議会等含め提供体制整備 2. 事業所に対する財政的・技術的支援 3. サテライトの活用推進 4. 基準該当サービスや離島等相当サービスの活用 5. ICT 活用支援 6. 住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組の拡充 7. 利用者負担軽減支援策 8. その他 (※具体的に記入)	③施策・事業の名称、概要 * 以下に具体的に記入ください	④課題と成果状況 * 以下に具体的に記入ください	⑤予算規模 * 2015 年度 ないし直近年度
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. ()			万円

V. 貴市町村の施策や事業（前問Ⅳで記入いただいた）以外の取り組みで、中山間地域等における介護サービス事業推進や利用者の利用支援に関して、特色ある（他地域にも参考になるような）取り組み事例について、記入してください。

	回 答
①取り組み事例の概要、名称	
②実施主体・法人・組織	
③取り組み内容、実施地域等	
④地元市町村の関与や連携の有無、内容	
⑤成果・課題状況	

VI. 中山間地域等に限らず、介護サービスの提供や利用促進に関して、サービスの提供効率の向上、サービスの質確保向上、従業員の労働負荷軽減等の観点から有効と思われる ICT システムの活用や業務上の工夫等を行っている事例で注目しているものをご紹介します。

(※) 都市部など中山間地域以外で活用されている事例も含めてご教示いただければとお願い申し上げます。

ICT システムの活用や業務上の工夫等の事例	内 容

※※なお、調査票をご返送いただく際、①「特別地域加算（15%加算）」、「中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）」対象地区の一覧表、②ご回答いただいた貴市町村の指定中山間地域等における訪問系サービスや通所系サービス等の事業推進、利用者の利用支援に関する施策や事業に関する資料 等もあわせて同封いただけますようお願い申し上げます。

＝アンケートは以上です。ご協力誠にありがとうございました。＝

中山間地域等向け

平成27年度 介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

①訪問介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している①訪問介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

- (1) 回答の記入について
- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
 - 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。
- (2) 回答の対象について
- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。
- (3) 回答する時点について
- 回答は、特に指定していない場合は、平成 27 年 10 月 1 日（木）現在の状況を回答してください。
- ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。
- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。
- ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。
- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

- (1) 本アンケートの投函期限について
- 本アンケートは 11 月 25 日（水）までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。
- (2) 電子データでの回答を希望される場合について
- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者氏名	

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所			
3) 算定している関連加算 (いくつでも○)	1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地	3. 3 級地 4. 4 級地	5. 5 級地 6. 6 級地	7. 7 級地 8. その他
5) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日時点の営業日数 (数字記入)	日			
6) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅 (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない			

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係)_____人 (うち正規職員数_____人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○)	1. あり → 2) - 1 へ 2. ない → (2) へ
(2) で「1. あり」と回答した場合	総従事者数_____人
2) - 1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	(うち正規職員数_____人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①訪問介護員	②その他の職員
常勤専従	人	人
実人数	人	人
非常勤	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤業務+非常勤合計)	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・非常勤業務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 訪問介護員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0. 25 時間、16～30 分=0. 5 時間、31～45 分=0. 75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
非常勤職員	④利用者宅延べ訪問回数	回	
	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお書きください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分	【最も遠い利用者】片道 約()km
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1. 徴収している → 2) - 1 へ 2. 徴収していない → 5 へ	
※訪問介護、外出介護等の際の交通費実費負担は除きます。		
(2) で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】	3. 距離、時間に応じて設定している 4. その他()
2) - 1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)		

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)									
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所地のタイプ別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)									
①15%の加算対象地域内	②15%+5%の加算対象地域内	③10%の加算対象地域内	④10%+5%の加算対象地域内	⑤5%の加算対象地域内	⑥加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 10 月 1 日間の「総延べ利用者数」(数字記入)									
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいますか。(ひとつに○)									
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。									
(4) で「1. いる」と回答した場合									
4) - 1. 16 km 以上離れた利用者は									
のうち、右記に当てはまる人は									
いますか。(それぞれ人数を記入してください。)									
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。									

5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとづに○) 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)		1.いる ()人 2.いない	
6. 貴事業所の収支状況			
1) 平成26年度の収支状況(ひとづに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない		
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまいう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない		
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない		
7. 事業の効率性			
1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない		
2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない		
3) サテライト事業所を設置できることを知っているかどうか。	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ		
(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込めない地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない		
(全ての方がお答えください)			
3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じました)ものはありますか。(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一体的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない		

4) 貴事業所ではIoTを活用したシステム等を活用していますか。	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ (ひとつに○)
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() (いくつでも○)
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	4)-2. IoTを活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特になし
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も「1」に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない (ひとつに○)
6) 難島等相当サービスについて、ご存知ですか。	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【難島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)と、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない (ひとつに○)

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に関して課題と感ずること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる	2. やや改善の余地があると感じる	3. あまり改善の余地はないと感じる	4. 全く改善の余地はないと感じる	5. どちらとも言えない
	① 中山間地域等の加算	1	2	3	4
	② 人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③ 自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④ 事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤ 地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥ 介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などにについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

②訪問入浴介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している②訪問入浴介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成 27 年 10 月 1 日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは 11 月 25 日（水）までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所			
3) 算定している関連加算 (いくつでも○)	1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地	3. 3 級地 4. 4 級地	5. 5 級地 6. 6 級地	7. 7 級地 8. その他
5) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日時点の営業日数 (数字記入)	日			
6) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。	1. サービス付き高齢者向け住宅 (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。			

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。	1. あり → 2) -1 へ 2. ない → (2) へ (ひとつに○)
(2) で「1. あり」と回答した場合	総従事者数 人
2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。	(数字記入)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数 (平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。			
	①訪問介護員	②看護職員	③その他の職員
実人数	人	人	人
常勤専従	人	人	人
常勤兼務	人	人	人
非常勤	人	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、10.1 と計上してください。

2) 介護職員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数 (数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0.25 時間、16～30 分=0.5 時間、31～45 分=0.75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他 (①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他 (①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っている場合は、時間にカウントしてください。

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約 () 分	【最も遠い利用者】片道 約 () km
2) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1. 徴収している → 2) -1 へ 2. 徴収していない → 5 へ	
※通院介助、外出介助等の際、交通費負担は発生します。		
(2) で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間に応じて設定している 3. 距離、時間に応じて設定している 4. その他 ()	
2) -1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】	

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数) (平成 27 年 10 月 1 日時点)									
要支援 1	要支援 2	要支援 3	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所別のタイプ別総利用登録者数(実人数) (平成 27 年 10 月 1 日時点)									
①15%の加算対象地域内	②15%+5%の加算対象地域内	③10%の加算対象地域内	④10%+5%の加算対象地域内	⑤5%の加算対象地域内	⑥加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 10 月 1 日間の「総延べ利用者数」(数字記入)									
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)									
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。									
(4) で「1. いる」と回答した場合									
①散居村に住んでいる人									
4) -1. 16 km 以上離れている利用者									
のうち、右記に当てはまる人は									
②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人									
③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人									

5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)

「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)

1.いる ()

2.いない

6. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)

2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)

3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)

1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない

1. 新規利用の減少により、収入が減少している

2. 入院や入所してしまいう人が多く、利用者数が安定しない

3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している

4. その他の課題()

5. 特に課題はない

1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ

2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施

3. 他事業との兼務として、人件費を抑制

4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制

5. 人員を削減

6. 自治体の事業を受託

7. その他の対応方策()

8. 特に実施していることはない

7. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)

2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)

3) サテライト事業所を設置できることを知っていますか。(ひとつに○)

1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない

2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい

3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い

4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある

5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる

6. その他の課題()

7. 特に課題はない

1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整

2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者を利用曜日や時間を調節

3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討

4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討

5. その他の対応方策()

6. 特に実施していることはない

1. 知っており、設置している →3)-2へ

2. 知っているが、設置していない →3)-1へ

3. 知らない →3)-2へ

(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合)

3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)

1. 利用者の確保を見込める地域がないため

2. 土地や建物の確保が難しいため

3. 運営管理をすることが難しいため

4. 開設するための資金の確保が難しいため

5. 人材の確保が難しいため

6. 行政がサテライトの設置を認めていないため

7. 特に必要性を感じていないため

8. その他の理由()

9. わからない

(全ての方がお答えください)

3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。(いくつでも○)

1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること

2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること

3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること

4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること

5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること

6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない

7. わからない

4) 貴事業所ではICTを活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)

(4)で「1.活用している」と回答した場合)

4)-1. 貴事業所のICTを活用したシステムは、どのようなものですか。(いくつでも○)

(4)で「1.活用している」と回答した場合)

4)-2. ICTを活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。

1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム

2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム

3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム

4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム

5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・グリスト等を活用

6. 職員のスケジュール管理を行うシステム

7. その他のシステム等()

1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム

2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム

3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム

4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム

5. SNSやメール・グリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う

6. 職員のスケジュール管理を行うシステム

7. その他のシステム等()

8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)

(5)で「1.知っている」と回答した場合)

5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)

(全ての方がお答えください)

5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。(ひとつに○)

6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)

(6)で「1.知っている」と回答した場合)

6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)

(全ての方がお答えください)

6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。(ひとつに○)

1. 活用している →4)-1へ

2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ

3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ

1. ある

→「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか()

2. ない

3. わからない

1. 知っている →6)-1へ

2. 知らない →6)-2へ

【離島等相当サービスとは】指定サービスや基準該当サービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的に実施可能な)のサービスに相当するサービス提供が可能な制度。

1. 市町村の担当者より個別に説明

2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介

3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介

4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ

5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ

6. その他()

1. ある

→「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか()

2. ない

3. わからない

324

- 3 -

- 4 -

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよう に募集した り、確保して いますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に 関して課題と 感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に 関して工夫 していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して 課題に感じている こと (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題 について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より 受給している 中山間地域等 に所在する事業 所に対する補助 ・助成はあり ますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない	7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受 給している中 山間地域等に 所在する事業 所に対する補 助・助成はあり ますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない	7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる	2. やや改善の余地があると感じる	3. あまり改善の余地はないと感じる	4. 全く改善の余地はないと感じる	5. どちらとも言えない
	① 中山間地域等の加算	1	2	3	4
	② 人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③ 自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④ 事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤ 地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥ 介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4
	5				

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

③訪問看護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**③訪問看護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、**貴事業所の管理者の方**に**お願い申し上げます**。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、**平成27年10月1日（木）**現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が**貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください**。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が**貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください**。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所			
3) 算定している関連加算(いくつでも○)	1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1 級地	3. 3 級地	5. 5 級地	7. 7 級地
	2. 2 級地	4. 4 級地	6. 6 級地	8. その他
5) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日時点の営業日数(数字記入)	日			
6) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅(昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム(昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等)(昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅(昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない			
※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。				

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 2) -1 へ 2. ない → (2) へ
(2) で「1. ある」と回答した場合)	総従事者数 人
2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	(うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①看護職員	②理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	③その他の職員
常勤専従	人	人	人
実人数	人	人	人
常勤兼務	人	人	人
非常勤	人	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 訪問看護従事者の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0.25 時間、16～30 分＝0.5 時間、31～45 分＝0.75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分
2) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に際する費用を徴収していますか。(ひとつに○)	【最も遠い利用者】片道 約()km
※通院介助、外出介助等の要交通費負担は除きます。	1. 徴収している → 2) -1 へ 2. 徴収していない → 5 へ
(2) で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間に応じて設定している 3. 距離、時間に応じて設定している 4. その他()
2) -1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)									
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所地のタイプ別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)									
① 15% の加算対象地域内	② 15% + 5% の加算対象地域内	③ 10% の加算対象地域内	④ 10% + 5% の加算対象地域内	⑤ 5% の加算対象地域内	⑥ 加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成 27 年 9 月 1 日～10 月 1 日間の「総延べ利用者数」(数字記入)									
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)									
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。									
(4) で「1. いる」と回答した場合									
① 散居村に住んでいる人									
4) -1. 16 km 以上離れている利用者									
※散居村とは、広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。									
のうち、右記に当てはまる人は									
② 該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人									
③ 該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人									

に合計が合っているようにしてください。

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に関して課題と感ずること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の貸与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の貸与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1.大きく改善の余地があると感じる	2.やや改善の余地があると感じる	3.あまり改善の余地はないと感じる	4.全く改善の余地はないと感じる	5.どちらとも言えない
	①中山間地域等の加算	1	2	3	4
	②人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4
	⑤				

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ ） 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

④訪問リハビリテーション事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している④訪問リハビリテーション事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成 27 年 10 月 1 日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11 月 25 日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名				
2) 指定事業所番号				
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村	
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名		

2. 貴事業所の概要

1) 平成27年10月1日時点のサ－ビス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1.サ－ビス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2.廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1.指定居宅サ－ビス事業所 2.基準該当サ－ビス事業所			
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4.特別地域加算(15%) 2.中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3.中山間地域等に居住する者へのサ－ビス提供加算(5%) 4.上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1級地	3. 3級地	5. 5級地	7. 7級地
	2. 2級地	4. 4級地	6. 6級地	8. その他
5) 事業所の平成27年9月～10月の営業日数(数字記入)	_____日			
6) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1.サ－ビス付き高齢者向け住宅 (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅 (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない			
※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設を含みます。				

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係)_____人 (うち正規職員数_____人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サ－ビス事業所はありますか。	1.ある → 2)-1へ 2.ない →(2)へ (ひとつに○)
(2)で「1.ある」と回答した場合)	
2)-1. 併設しているすべての介護サ－ビス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	総従事者数_____人 (うち正規職員数_____人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成27年10月1日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①理学療法士	②作業療法士	③言語聴覚士
常勤専従	人	人	人
実人数	人	人	人
非常勤	人	人	人
常勤換算数(常勤専従+非常勤換算)	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・非常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 訪問リハビリテーション職員の延べ訪問時間、延べ移動時間、延べ訪問回数 (数字記入)

(平成27年10月1日の実績)

※平成27年10月1日に利用実績がない場合は、10月1日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60分は、以下の通り15分単位で記入してください。

1～15分=0.25時間、16～30分=0.5時間、31～45分=0.75時間、46～60分=1時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
④利用者宅延べ訪問回数	回		
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っている場合は、時間にカウントしてください。

4. サ－ビス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサ－ビス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	【最も遠い利用者】片道 約()km
※運搬介助、外出介助等の際の変遷要員負担は除きます。	1.徴収している →2)-1へ 2.徴収していない →5へ
(2)で「1.徴収している」と回答した場合	
1.距離に応じて設定している	3.距離、時間に応じて設定している
2.時間に応じて設定している	4.その他()
2)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成27年10月1日時点)									
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所のタイプ別総利用登録者数(実人数)(平成27年10月1日時点)									
①15%の加算対象地域内	②15%以上の加算対象地域内	③16%の加算対象地域内	④16%以上の加算対象地域内	⑤5%の加算対象地域内	⑥加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成27年9月～10月間の「総延べ利用者数」(数字記入)									
人									
4) 最も合理的な経路で、事業所から16 km以上離れたところに居住している利用者はいますか。(ひとつに○)									
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。									
2.いない → 5)へ									
(4)で「1.いる」と回答した場合)									
4)-1. 16 km以上離れたところに住居が点在する集落の形態。									
①散居村に住んでいる人									
のうち、右記に当てはまる人は									
②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサ－ビスを提供する事業所がない人									
③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサ－ビス(配食サ－ビス、外出支援サ－ビス、家事支援サ－ビス等)を提供する事業所や団体等がない人									

合計を記入してください。

5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○) 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)	1.いる () 2.いない
6. 貴事業所の収支状況	
1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまふ人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応策() 8. 特に実施していることはない
7. 事業の効率性等	
1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応策() 6. 特に実施していることばない
3) サテライト事業所を設置できることを知っているか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合) 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。 (いくつでも○)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
(全ての方にお答えください) 3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありませんか。 (いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一次的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない

4) 貴事業所ではIoTを活用したシステム等を活用していますか。	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	
4)-1. 貴事業所のIoTを活用したシステムは、どのようなものですか。	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	
4)-2. IoTを活用したシステムはどのような役に使っていますか。自由に記入してください。	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特になし
(全ての人がお答えください)	
4)-3. IoTを活用したシステムについて、利用したいものはありますか。	(いくつでもO)
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1にOをつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合)	
5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての人がお答えください)	
5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が基準該当サービスを導入したら、申請をする意向がありますか。	1. ある →「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. なし 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、これららのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も此の政策的安撫に実施可能)とした、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合)	
6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての人がお答えください)	
6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。	1. ある →「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. なし 3. わからない

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦勞、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の貸与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の貸与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる	2. やや改善の余地があると感じる	3. あまり改善の余地はないと感じる	4. 全く改善の余地はないと感じる	5. どちらとも言えない
	① 中山間地域等の加算	1	2	3	4
	② 人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③ 自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④ 事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤ 地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥ 介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。	設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。	

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑤通所介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑤通所介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^い国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実 施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 送送してください。ご協力ありがとうございます。							
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所							
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない							
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1級地	2. 2級地	3. 3級地	4. 4級地	5. 5級地	6. 6級地	7. 7級地	8. その他
5) 貴事業所の実施事業 の形態(規模及び提供 時間区分タイプ) (いくつでも○)	1. 小規模: 3時間以上5時間未満 2. 小規模: 5時間以上7時間未満 3. 小規模: 7時間以上9時間未満 4. 通常規模: 3時間以上5時間未満 5. 通常規模: 5時間以上7時間未満 6. 通常規模: 7時間以上9時間未満				7. 大規模(Ⅰ): 3時間以上5時間未満 8. 大規模(Ⅰ): 5時間以上7時間未満 9. 大規模(Ⅰ): 7時間以上9時間未満 10. 大規模(Ⅱ): 3時間以上5時間未満 11. 大規模(Ⅱ): 5時間以上7時間未満 12. 大規模(Ⅱ): 7時間以上9時間未満			
6) 利用定員数(10月1日現在)	(数字記入)				_____人			

7) 事業所の平成 27 年 9 月 1 か月の営業日数 (数字記入)	_____日		
8) 貴事業所に併設している住宅等はありませんか。 (いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅 (昨年の6月30日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない		

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) _____人 (うち正規職員数 _____人)		
2) 貴事業所に併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。	1. あり → 2) -1 ~ 2. ない → (2) ~ (ひとつに○)		
(2) で「1. あり」と回答した場合) 2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	総従事者数 _____人 (うち正規職員数 _____人)		

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

		①生活相談員	②介護職員	③機能訓練指導員	④その他の職員
実人数	常勤専従		人	人	人
	常勤兼務		人	人	人
	非常勤		人	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)		人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・非常勤専従・非常勤を各算してください。種られた経費が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1~60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1~15 分=0. 25 時間、16~30 分=0. 5 時間、31~45 分=0. 75 時間、46~60 分=1 時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①~③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①~③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。 (ひとつに○)	1. 徴収している → 2) -1 ~ 2. 徴収していない → 5 ~
※送迎介助、外出介助等の際、交通費実負担は徴収します。	
(2) で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じた設定している 3. 距離、時間に応じて設定している 2. 時間に応じた設定している 4. その他()
合)	
2) -1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)						合計	
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他
人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所地のタイプ別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)							
①TSAの加算対象地域内	②TSAの加算対象地域内	③TSAの加算対象地域内	④TSAの加算対象地域内	⑤5%の加算対象地域内	⑥加算対象地域外	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人

合計が
にしてください。

3) 平成 27 年 9 月 ー か 月 間の「総延べ利用者数」(数字記入)	人
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいますか。(ひとつに○)	1. いる (_____ 人) → 4) -1 へ 2. いない → 5) へ
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。	
(4) で「1. いる」と回答した場合)	① 散居村に住んでいる人
4) -1. 16 km 以上離れたところにいる利用者	※ 散居村とは: 広大な田畑や耕地の中に住居が点在する事業の形態。
のうち、右記に当てはまる人はいますか。(それぞれ人数を記入してください。)	② 該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人
※ 複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。	③ 該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人
5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○)	1. いる (_____ 人) 2. いない
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)	

6. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題 (_____) 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との業務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策 (_____) 8. 特に実施していることはない

7. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることもある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題 (_____) 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受けられる際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策 (_____) 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できることを知っていますか。(ひとつに○)	1. 知っており、設置している → 3) -2 へ 2. 知っているが、設置していない → 3) -1 へ 3. 知らない → 3) -2 へ
(3) で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由 (_____) 9. わからない
3) -1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)	

(全ての方がお答えください)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 3) -2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。(いくつでも○) 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している → 4) -1 へ 2. 活用していないが、導入を検討している → 4) -3 へ 3. 活用しておらず、導入予定もない → 4) -3 へ
(4) で「1. 活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4) -1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものですか。(いくつでも○) 7. その他のシステム等 (_____)
(4) で「1. 活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNS やメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等 (_____)
4) -2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか、自由に記入してください。	
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等 (_____) 8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も 1 に○をつけてください) → 5) -1 へ 2. 知らない → 5) -2 へ 【基準該当サービスとは】厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5) で「1. 知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他 (_____)
(全ての方がお答えください)	1. ある →「1. ある」と回答した場合: どのような介護サービス事業で指定申請したいですか (_____) 2. ない 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている → 6) -1 へ 2. 知らない → 6) -2 へ 【離島等相当サービスとは】指定サービスや基準該当サービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安面に実施可能とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。

(6)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある ー「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか()
6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が離島等相当サービスを提供する市町村が離島等相当サービスを提供する市町村に入ったら、登録する意向がありますか。(ひとつに○)	2. ない 3. わからない

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること(いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること(いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。(ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのように募集したり、確保していますか。(いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること(いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない

4) 人材確保・定着に関して工夫していること(いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと連携するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況(いくつでも○)	1. 見守り等、事業所に対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況(いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること(いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について(いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしま 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便ではないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成がありますか。(いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の貸与 8. 交通費(船賃等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成() 11. 補助・助成は受けていない

2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。(いくつでも○)	1.開設時の事業所整備に関する補助・助成 2.移動距離・時間のかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3.人件費に対する補助・助成 4.運営費の補助・助成(定額) 5.運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6.車両整備費の補助・助成	7.車両の貸与 8.交通費(船賃等)の補助・助成 9.中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10.その他の補助・助成() 11.補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)		1.大きく改善の余地があると感じる	2.やや改善の余地があると感じる	3.あまり改善の余地はないと感じる	4.全く改善の余地はないと感じる	5.どちらとも言えない
	①中山間地域等の加算	1	2	3	4	5
	②人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4	5
	③自治体の補助・助成	1	2	3	4	5
	④事業所の独自の工夫	1	2	3	4	5
	⑤地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4	5
	⑥介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4	5

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向 (ひとつに○)	1.事業を拡大したい 2.事業を維持したい 3.事業を縮小したい	4.事業を撤退したい 5.検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いくつでも○)	1.利用者の確保 2.職員の確保 3.職員の育成、スキルの向上 4.職員の処遇改善 5.自治体、地域包括支援センターとの連携 6.地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7.民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8.利用者ニーズに応じたサービス提供 9.重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10.サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11.サービスの提供の効率化 12.介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13.経営の安定化、収支バランスの確保 14.その他の取組() 15.特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などにについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑥通所リハビリテーション事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑥通所リハビリテーション事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは 11月25日（水）までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^い国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所			
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1級地	3. 3級地	5. 5級地	7. 7級地
	2. 2級地	4. 4級地	6. 6級地	8. その他
5) 貴事業所の実施事業 の形態(規模及び提供 時間区分タイプ) (いくつでも○)	11. 大規模(Ⅱ): 1時間以上2時間未満 12. 大規模(Ⅱ): 2時間以上3時間未満 13. 大規模(Ⅱ): 3時間以上4時間未満 14. 大規模(Ⅱ): 4時間以上6時間未満 15. 大規模(Ⅱ): 6時間以上8時間未満 6. 大規模(Ⅰ): 1時間以上2時間未満 7. 大規模(Ⅰ): 2時間以上3時間未満 8. 大規模(Ⅰ): 3時間以上4時間未満 9. 大規模(Ⅰ): 4時間以上6時間未満 10. 大規模(Ⅰ): 6時間以上8時間未満			

6) 利用定員数(10月1日現在)

(数字記入)	_____人
7) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日現在の営業日数 (数字記入)	_____日

8) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。 (いくつでも○) ○をしたものについて、昨年の6月 30 日時点で、1. あったか、2. なかったかも選択してください。 ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 (昨年の6月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の6月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の6月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅 (昨年の6月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) _____人 (うち正規職員数 _____人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。 (ひとつに○)	1. ある → 2) -1へ 2. ない → (2)へ

(2)で「1. ある」と回答した場合)

2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	総従事者数 _____人 (うち正規職員数 _____人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①医師 ・歯科医師	②理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	③看護職員	④介護職員	⑤その他の 職員
実人数					
常勤専従	人	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算数(常勤専従＋常勤兼務＋非常勤合計)	人	人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数(数字記入)(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が 遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルート で、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利 用者にサービス提供する際、移動に係る費用を徴 収していますか。(ひとつに○) ※遠征介助、外出介助等の線3交通費実数負担は除きます。	1. 徴収している →2) -1へ 2. 徴収していない →5へ
(2)で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 3. 距離、時間に応じて設定している 2. 時間に応じて設定している 4. その他() 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】
2) -1. 徴収する金額はどのように設 定していますか。(ひとつに○)	

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所のタイプ別総利用登録者数(実人数)(平成 27 年 10 月 1 日時点)								
①15%の加算対象 地域内	②15%・5%の加算 対象地域内	③70%の加算対象 地域内	④70%・5%の加算 対象地域内	⑤5%の加算対象 地域内	⑥加算対象地域外	合計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人

合計を
記入し
てください。

3) 平成 27 年 9 月 一 か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)	人
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいますか。 「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。 (ひとつに○)	1. いる(_____ 人) → 4)-1 へ 2. いない → 5) へ
(4)で「1. いる」と回答した場合 4)-1. 16 km 以上離れている利用者 のうち、右記に当てはまる人は いますか。(それぞれ人数を記入 してください。) ※複数の項目に当てはまる人は、そ れぞれにカウントしてください。	①散居村に住んでいる人 ※散居村とは：広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。 ②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種の サービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサ－ ビス(配食サ－ビス、外出支援サ－ビス、家事支援サ－ ビス等)を提供する事業所や団体等がない人
5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○)	1. いる (_____ 人) 2. いない
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)	

6. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入居や入所してしまいう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題(_____) 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との業務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策(_____) 8. 特に実施していることはない

7. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題(_____) 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策(_____) 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できることを知っている人はいいますか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している → 3)-2 へ 2. 知っているが、設置していない → 3)-1 へ 3. 知らない → 3)-2 へ

(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由 はどのようなものですか。 (いくつでも○)	1. 利用者の確保を見定める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由(_____) 9. わからない
(全ての方がお答えください) 3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。 (いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。 (ひとつに○)	1. 活用している → 4)-1 へ 2. 活用していないが、導入を検討している → 4)-3 へ 3. 活用しておらず、導入予定もない → 4)-3 へ
(4)で「1. 活用している」と回答した場合 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものですか。 (いくつでも○)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNS やメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等(_____)
(4)で「1. 活用している」と回答した場合 4)-2. ICT を活用したシステムはどのような役割 ていますか。自由に記入してください。	
(全ての方がお答えください) 4)-3. ICT を活用したシステムについて、利用したいものはありますか。 (いくつでも○)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等(_____) 8. 特にない
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も 1. に○をつけてください) → 5)-1 へ 2. 知らない → 5)-2 へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1. 知っている」と回答した場合 5)-1. 「基準該当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他(_____)

	〔全ての方がお答えください〕 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が基礎該当サービスを導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか。 2. ない 3. わからない (ひとつに○)
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、これらにサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。	
	〔6)で「1.知っている」と回答した場合〕 6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
	〔全ての方がお答えください〕 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が離島等相当サービスを導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか。 2. ない 3. わからない (ひとつに○)

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようにに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()

3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	7. 職員の定着（離職率が高い） 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしま 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便ではないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。(いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間のかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成	7. 車両の貸与 8. 交通費(船賃等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 () 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。(いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間のかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成	7. 車両の貸与 8. 交通費(船賃等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 () 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業 継続していく上で、① ～⑥について、改善 の余地があると感じ ていますか (①～⑥それぞれひとつ に○)		1.大きく改 善の余地 があると 感じる	2.やや改 善の余地 があると 感じる	3.あまり改 善の余地 はないと 感じる	4.全く改 善の余地 はないと 感じる	5.どちらと も書えな い・よくわ からない
	①中山間地域等の加算	1	2	3	4	5
	②人員・設備基準等の 緩和	1	2	3	4	5
	③自治体の補助・助成	1	2	3	4	5
	④事業所の独自の工夫	1	2	3	4	5
	⑤地域住民、他事業所 との連携	1	2	3	4	5
	⑥介護保険以外のサー ビスの充実	1	2	3	4	5

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向 (ひとつに○)	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい 4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない

3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑦居宅介護支援事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービス提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑦居宅介護支援事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10：00～17：00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名				
2) 指定事業所番号				
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村	
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名		

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。				
2) 貴事業所の種類 (ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所				
3) 算定している関連加算 (いくつでも○)	1. 特別地域加算 (15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算 (10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (5%) 4. 上記の加算は算定していない				
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1級地	3. 3級地	5. 5級地	7. 7級地	
	2. 2級地	4. 4級地	6. 6級地	8. その他	
5) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日時点の営業日数 (数字記入)	日				
6) 貴事業所に併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 2. 有料老人ホーム (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 3. 集合住宅(マンション、アパート等) (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 4. 公営の集合住宅 (昨年の 6 月 30 日時点の状況: 1. あった 2. なかった) 5. いずれも併設していない				

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 2) -1 へ 2. ない → (2) へ
(2)で「1. ある」と回答した場合	総従事者数 人
2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	(うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数 (平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①介護支援専門員	②その他の職員
常勤専従	人	人
実人数	人	人
非常勤	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、10.1」と計上してください。

2) 介護支援専門員の延べ移動時間、その他勤務時間、延べ訪問回数 (数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0. 25 時間、16～30 分=0. 5 時間、31～45 分=0. 75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①延べ移動時間	時間	①～②の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②その他勤務時間	時間	
	③利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①延べ移動時間	時間	
	②その他勤務時間	時間	
	③利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の①延べ移動時間、②その他勤務時間について、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約 () 分
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	【最も遠い利用者】片道 約 () km
※通称介助、外出介助等の交通費負担は除きます。	
(2)で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 徴収している → 2) -1 へ 2. 徴収していない → 5 へ
2) -1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	3. 距離、時間に応じて設定している 4. その他 () 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数 (実人数) (平成 27 年 10 月 1 日時点)									
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所地のタイプ別総利用登録者数 (実人数) (平成 27 年 10 月 1 日時点)									
①15%の加算対象地域内	②15%+5%の加算対象地域内	③10%の加算対象地域内	④10%+5%の加算対象地域内	⑤5%の加算対象地域内	⑥加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 10 月 1 日間の「総延べ利用者数」(数字記入)									
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)									
1. いる () 人 → 4) -1 へ 2. いない → 5) へ									
(4)で「1. いる」と回答した場合									
4) -1. 16 km 以上離れた利用者は ①散居村に住んでいる人 ※散居村とは、広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。 のうち、右記に当てはまる人はいますか。(それぞれ人数を記入してください。)									
②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人									
5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)									
1. いる () 人 2. いない									

6. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字	2. やや黒字	3. ほぼ均衡	4. やや赤字	5. 赤字	6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまいう人が多く、利用者数が増え安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない					
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との業務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない					

7. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない					
2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない					
3) サテライト事業所を設置できることを知っていますか。(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ					
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない					
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されることが必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない					
4) 貴事業所ではICTを活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ					

(4)で「1. 活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメーリングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()					
(4)で「1. 活用している」と回答した場合)	4)-2. ICTを活用したシステムはどのようなように役立っていますか。自由に記入してください。					
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメーリングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない					
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。					
(5)で「1. 知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()					
5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)	1. ある →「1. ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない					
(全ての方がお答えください)	5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。(ひとつに○) 1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】指定サービスや基準該当サービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。					
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】指定サービスや基準該当サービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。					
(6)で「1. 知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()					
6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)	1. ある →「1. ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない					
(全ての方がお答えください)	6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。(ひとつに○) 1. ある 2. ない 3. わからない					

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に関して課題と感ずること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる	2. やや改善の余地があると感じる	3. あまり改善の余地はないと感じる	4. 全く改善の余地はないと感じる	5. どちらとも言えない
	① 中山間地域等の加算	1	2	3	4
	② 人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③ 自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④ 事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤ 地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥ 介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

中山間地域等向け

平成27年度 介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービス提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

- (1) 回答の記入について
- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
 - 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。
- (2) 回答の対象について
- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。
- (3) 回答する時点について
- 回答は、特に指定していない場合は、平成 27 年 10 月 1 日（木）現在の状況を回答してください。
- ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。
- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。
- ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。
- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

- (1) 本アンケートの投函期限について
- 本アンケートは **11 月 25 日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。
- (2) 電子データでの回答を希望される場合について
- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^い国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名		
2) 指定事業所番号		
3) 住所	〒 都・道・府・県 市・区・町・村	
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名

2. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供（事業実施） 状況（ひとづに○）	1. サービス提供（事業実施）中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。							
2) 貴事業所の種類（ひとづに○）	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所							
3) 算定している関連加算 （いくつでも○）	1. 特別地域加算（15%） 2. 中山間地域等における小規模事業所加算（10%） 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%） 4. 上記の加算は算定していない							
4) 地域区分について （ひとづに○）	1. 1 級地	2. 2 級地	3. 3 級地	4. 4 級地	5. 5 級地	6. 6 級地	7. 7 級地	8. その他
5) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日 の営業日数 （数字記入）	_____ 日							
6) 貴事業所に併設している住宅等 はありますか。	1. サービス付き高齢者向け住宅 （昨年 6 月 30 日時点の状況： 1. あった 2. なかった） 2. 有料老人ホーム （昨年 6 月 30 日時点の状況： 1. あった 2. なかった） 3. 集合住宅（マンション、アパート等） （昨年 6 月 30 日時点の状況： 1. あった 2. なかった） 4. 公営の集合住宅 （昨年 6 月 30 日時点の状況： 1. あった 2. なかった） 5. いずれも併設していない							

3. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 （数字記入）	総従事者数（介護事業関係）_____人（うち正規職員数_____人）
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はあり ますか。	1. ある → 2) - 1 へ 2. ない → (2) - へ （ひとづに○）
(2) で「1. ある」と回答した場合）	総従事者数_____人
2) - 1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	（数字記入） （うち正規職員数_____人）

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数（平成 27 年 10 月 1 日時点）※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。					
	①訪問 介護員等	②看護職員	③理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	④オペレー ター	⑤その他の 職員
常勤専従		人	人	人	人
実人数		人	人	人	人
常勤業務		人	人	人	人
非常勤		人	人	人	人
常勤換算数	（常勤専従＋常勤業務＋非常勤合計） _____人				

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点
以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤業務・非常勤を合算してください。得られた
結果が 0.1 に満たない場合は、0.1 と計上してください。

2) 訪問介護員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数（数字記入）

（平成 27 年 10 月 1 日の実績）

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について
記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他（①②以外の事務、待機時間等）	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他（①②以外の事務、待機時間等）	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機を行
っていた場合は、時間にカウントしてください。

4. サービス提供範囲

1) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が 遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルー トで、それぞれの時間、距離を記入してください。 （数字記入） ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分
2) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利 用者にサービス提供する際、移動に係る費用を徴 収していますか。（ひとづに○）	【最も遠い利用者】 片道 約()km
※通院介護、外出介護等の要介護要支援要介護は除きます。	1. 徴収している → 2) - 1 へ 2. 徴収していない → 5 へ
(2) で「1. 徴収している」と回答した場合	3. 距離、時間に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 4. その他()
2) - 1. 徴収する金額はどのように設 定していますか。（ひとづに○）	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）									
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 利用者の住所のタイプ別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）									
①15%の加算対象 地域内	②15%+5%の加算 対象地域内	③10%の加算対象 地域内	④10%+5%の加算 対象地域内	⑤5%の加算対象 地域内	⑥加算対象地域外	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3) 平成 27 年 9 月 1 日～10 月 1 日間の「総延べ利用者数」（数字記入）									
4) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住して いる利用者はいますか。 「1. いる」と回答した場合、人数（実人数）も記入してください。 （ひとづに○） (4) で「1. いる」と回答した場合） ①散居村に住んでいる人 ※散居村とは：広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。 4) - 1. 16 km 以上離れている利用者 のうち、右記に当てはまる人は ②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種の サービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサー ビス（配食サービス、外出支援サービス、家事支援サー ビス等）を提供する事業所や団体等がない人									

5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○) 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)	1.いる ()人 2.いない
6. 貴事業所の収支状況	
1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応策() 8. 特に実施していることはいない
7. 事業の効率性等	
1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少いため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応策() 6. 特に実施していることはいない
3) サテライト事業所を設置できることを知っていますか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)-2で「知っているが、設置していない」と回答した場合) 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由 はどのようなものですか。(いくつでも○)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
(全ての人がお答えください)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。 (いくつでも○)	

4) 貴事業所ではIoTを活用したシステム等を活用していますか。	1. 活用している →4-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4-3へ (ひとつに○)
(4)で「1.活用している」と回答した場合) 4)-1. 貴事業所のIoTを活用したシステムは、どのようなものですか。	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等 (いくつでも○)
(4)で「1.活用している」と回答した場合) 4)-2. IoTを活用したシステムはどのようなシステムですか。自由に記入してください。	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等 8. 特になし
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。	(貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も、1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他 (いくつでも○)
(5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。	1. ある →「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか 2. ない 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が難しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、このらのサービスに相当するサービス（人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能）と、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他 (いくつでも○)
(6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。	1. ある →「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか 2. ない 3. わからない

8. 本サービスの提供に関して日頃のご苦勞、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよう に募集したり、 確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定着に 関して課題と感 じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	
4) 人材確保・定着に 関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して 課題に感じている こと (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題 7. 特に課題に感じていることはない

9. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題 について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便はないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より 受給している 中山間地域等 に所在する事 業所に対する 補助・助成は ありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受 給している中 山間地域等に 所在する事業 所に対する補 助・助成はあり ますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成 7. 車両の賃与 8. 交通費(給費等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる	2. やや改善の余地があると感じる	3. あまり改善の余地はないと感じる	4. 全く改善の余地はないと感じる	5. どちらとも言えない
	① 中山間地域等の加算	1	2	3	4
	② 人員・設備基準等の緩和	1	2	3	4
	③ 自治体の補助・助成	1	2	3	4
	④ 事業所の独自の工夫	1	2	3	4
	⑤ 地域住民、他事業所との連携	1	2	3	4
	⑥ 介護保険以外のサービスの充実	1	2	3	4

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組（ 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

中山間地域等向け

平成27年度 介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑨小規模多機能型居宅介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑨小規模多機能型居宅介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

- (1) 回答の記入について
- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
 - 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
 - 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。
- (2) 回答の対象について
- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

- (3) 回答する時点について
- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。
- ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。
- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。
- ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土）の1週間を選んで回答してください。
- 一か月の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.htm>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被るようはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

- (1) 本アンケートの投函期限について
- 本アンケートは **12月4日（金）** までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。
- (2) 電子データでの回答を希望される場合について
- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2
【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp
担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩
※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。	
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所	
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない	
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地 3. 3 級地 4. 4 級地 5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他	(西暦) 年 月
5) 貴事業所の開設年月について (ひとつに○)	(数字記入) (西暦) 年 月	
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(数字記入)	
7) 定員 (10 月 1 日現在)	①登録定員	人
	②宿泊サービスの利用定員	人
	③通いサービスの利用定員	人
8) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日現在の営業日数 (数字記入)	日	
9) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。 (いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない	

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係)	人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。 (2)で「1.ある」と回答した場合) 2)-1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。	1.ある → 2)-1 へ 2.ない → (2)へ 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)	

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①介護職員	②看護職員	③介護支援 専門員	④その他の 職員
常勤専従	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人

実人数

常勤換算数(常勤専従＋常勤兼務＋非常勤合計)

人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 介護職員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。
1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間
	②延べ移動時間	時間
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間
非常勤職員	④利用者宅延べ訪問回数	回
	①利用者宅延べ滞在時間	時間
	②延べ移動時間	時間
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間
	④利用者宅延べ訪問回数	回

①～③の合計
が総勤務時間
となるように
してください。

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

3) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数（数字記入）

（平成27年10月1日の実績）

※平成27年10月1日に利用実績がない場合は、10月1日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60分は、以下の通り15分単位で記入してください。

1～15分＝0.25時間、16～30分＝0.5時間、31～45分＝0.75時間、46～60分＝1時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他（①②以外の事務等）	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他（①②以外の事務等）	時間	
	④延べ送迎回数	回	

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1.小学校区 4.市町村全域	2.中学校区 5.複数の市町村	3.複数中学校区 6.その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところまで、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に關わらず、貴事業所で設定している通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間	1.ある → 3)-1へ 2.ない → 4)へ	
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○) (3)で「1.ある」と回答した場合) 3)-1. 事業所から最遠のところまで、どのくらいの距離、時間ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間		
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も速い利用者】片道 約()km		
5) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。 (ひとつに○) ※通院介助、外出介助等の際のみ交通費実費負担は除きます。	1.徴収している →5)-1へ 2.徴収していない →6へ		
(5)で「1.徴収している」と回答した場合 合) 5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	1.距離に応じて設定している 2.時間に応じて設定している 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】		

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成27年10月1日時点）									
要介護1	要介護2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2)利用者の住所地のタイプ別総利用登録者数（実人数）（平成27年10月1日時点）									
①154の加算対象地域内		②154の加算対象地域内		③154の加算対象地域内		④154の加算対象地域内		⑤5%の加算対象地域内	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計		合計		合計		合計		合計	

3) 平成27年9月一か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)				人
4) 最も合理的な経路で、事業所から16 km以上離れたところに居住している利用者はいますか。 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。 (ひとつに○)	1.いる()人 → 4)-1へ 2.いない → 5)へ			
(4)で「1.いる」と回答した場合)	①散居村に住んでいる人 ※散居村とは、広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。			人
4)-1. 16 km以上離れている利用者のうち、右記に当てはまる人はいますか。(それぞれ人数を記入してください。)	②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人			人
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。				人
5) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)	「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)			1.いる ()人 2.いない

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字	2. やや黒字	3. ほぼ均衡	4. やや赤字	5. 赤字	6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない					
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない					

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない				
2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調整 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない				
3) サテライト事業所を設置できることを知っているかどうか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ				

(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合) 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。 (いくつでも○)		1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない	
(全ての方がお答えください) 3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。 (いくつでも○)		1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一時的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない	
4) 貴事業所ではIoTを活用したシステム等を活用していますか。 (ひとつに○)		1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ	
(4)で「1.活用している」と回答した場合) 4)-1. 貴事業所のIoTを活用したシステムは、どのようなものですか。 (いくつでも○)		1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない	
(4)で「1.活用している」と回答した場合) 4)-2. IoTを活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。			
(全ての方がお答えください) 4)-3. IoTを活用したシステムについて、利用したいものはありますか。 (いくつでも○)		1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない	
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)		1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1.に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省等で定める人員・設備・運営基準の一부를満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。	
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)		1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()	

(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)		1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない	
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)		1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安面に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。	
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)		1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()	
(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)		1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない	

9. 本サービスの提供に関して日頃の苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保 1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○) 2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)		1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少なくない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない 1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない	

(2) 人材の確保・定着 1) 職員の過不足の状況はいかがですか。 (ひとつに○)		1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足	
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)		1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勤務 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()	

3) 人材確保・定着に関する課題と感ずること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に關して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 資金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所対応できない部分を地域住民や地域団体に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない	
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない	
3) 地域連携に關して課題に感ずること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源に限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない	

10. 中山間地域等の加算や自治体の支援、事業継続のために工夫している点について

(1) 中山間地域等の加算について

1) 中山間地域等の加算の課題について (いくつでも○)	1. 利用者の負担が増えてしまうため、利用を控えてしまう 2. 加算が算定されない事業所がある場合、利用者がそちらを利用してしまいう 3. 加算を算定できる地域にそれほど不便ではないところがある 4. 加算が算定できない地域に不便なところがある 5. 現在の加算では移動コストを賄うことはできない 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

(2) 自治体の支援について

1) 都道府県より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成	7. 車両の貸与 8. 交通費(船賃等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成() 11. 補助・助成は受けていない
2) 市町村より受給している中山間地域等に所在する事業所に対する補助・助成はありますか。 (いくつでも○)	1. 開設時の事業所整備に関する補助・助成 2. 移動距離・時間にかかる利用者へサービス提供した場合の補助 3. 人件費に対する補助・助成 4. 運営費の補助・助成(定額) 5. 運営費不足分(赤字分)の補助・助成 6. 車両整備費の補助・助成	7. 車両の貸与 8. 交通費(船賃等)の補助・助成 9. 中山間地域等の加算に関する利用者負担の軽減措置 10. その他の補助・助成() 11. 補助・助成は受けていない

(3) 中山間地域等で事業継続していく上での改善の余地

1) 中山間地域等で事業継続していく上で、①～⑥について、改善の余地があると感じていますか (①～⑥それぞれひとつに○)	1. 大きく改善の余地があると感じる 2. やや改善の余地があると感じる 3. あまり改善の余地はないと感じる 4. 全く改善の余地はないと感じる 5. どちらとも言えない 6. わからない	5. どちらとも言えない 6. わからない
①中山間地域等の加算	1	5
②人員・設備基準等の緩和	1	5
③自治体の補助・助成	1	5
④事業所の独自の工夫	1	5
⑤地域住民、他事業所との連携	1	5
⑥介護保険以外のサービスの充実	1	5

11. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向(ひとつに○)	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月4日～10日の一週間にサービス提供をおこなった全ての利用者についてご回答ください。
ただし、この期間に利用を中止した利用者は除いてください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑦)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。
それ以外の記入欄は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No	①居住地のターフ	②加算算定の有無	③世帯構成	④要介護度	⑤認知症高齢者の日常生活自立度	⑥利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑦一週間(10月4日～10日)に 利用した他のサービス (複数回答)	⑧最も合理的な 通常の経路(片道)		⑨一週間の延べ訪問回数(回)	⑩一週間の延べ通い回数(回)	⑪一週間の延べ泊まり日数(日)	⑫利用者宅平均滞在時間(分)
								⑧1 移動距離からの (km)	⑧2 事業所からの 移動時間からの (分)				
例	2	1	2	3	3	9、11	1、3	片道10km	片道15分	3回	3回	1日	30分
1								km	分			日	分
2								km	分			日	分
3								km	分			日	分
4								km	分			日	分
5								km	分			日	分
6								km	分			日	分
7								km	分			日	分
8								km	分			日	分
9								km	分			日	分
10								km	分			日	分
11								km	分			日	分
12								km	分			日	分
13								km	分			日	分
14								km	分			日	分
15								km	分			日	分
16								km	分			日	分
17								km	分			日	分
18								km	分			日	分
19								km	分			日	分
20								km	分			日	分
21								km	分			日	分
22								km	分			日	分
23								km	分			日	分
24								km	分			日	分
25								km	分			日	分

No	①居住地のターフ	②加算算定の有無	③世帯構成	④要介護度	⑤認知症高齢者の日常生活自立度	⑥利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑦一週間(10月4日～10日)に 利用した他のサービス (複数回答)	⑧最も合理的な 通常の経路(片道)		⑨一週間の延べ訪問回数(回)	⑩一週間の延べ通い回数(回)	⑪一週間の延べ泊まり日数(日)	⑫利用者宅平均滞在時間(分)
								⑧1 移動距離からの (km)	⑧2 事業所からの 移動時間からの (分)				
例	2	1	2	3	3	9、11	1、3	片道10km	片道15分	3回	3回	1日	30分
26								km	分			日	分
27								km	分			日	分
28								km	分			日	分
29								km	分			日	分
30								km	分			日	分
31								km	分			日	分
32								km	分			日	分
33								km	分			日	分
34								km	分			日	分
35								km	分			日	分
36								km	分			日	分
37								km	分			日	分
38								km	分			日	分
39								km	分			日	分
40								km	分			日	分
41								km	分			日	分
42								km	分			日	分
43								km	分			日	分
44								km	分			日	分
45								km	分			日	分
46								km	分			日	分
47								km	分			日	分
48								km	分			日	分
49								km	分			日	分
50								km	分			日	分

設 問	選択肢番号
①居住地のタイプ ※加算算定の有無によらず、 居住している地域を選択 してください。	※選択肢 5、6 のいずれかに○を付けてください。 1. 15%の加算対象地域内 2. 15%+5%の加算対象地域内 3. 10%の加算対象地域内 4. 10%+5%の加算対象地域内 5. 5%の加算対象地域内 6. 加算対象地域外 ※特別地域加算：15% 中山間地域等における小規模事業所加算：10% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：5% 1. 算定している 2. 算定していない
(①で5を選択した5%の 加算対象地域内の場合) ②加算算定の有無 ③世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯 3. 子ども同居 4. その他同居 8. その他
④要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5
⑤認知症高齢者の日常生活 自立度	1. 自立 2. I 3. IIa 4. IIb 5. IIIa 6. IIIb 7. IV 8. M 9. 分からない
⑥利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コントロール・留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定 14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 摘便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑦平成27年10月4日～10日 の間に利用した他のサービ ス(複数回答) ※同一サービスの他の事業 所も併用している場合は、同 一サービスの選択肢を回答 ください。 ※右記のサービスの選択肢 には、利用者が併用できな いものもあります。	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サ ービス 18. その他生活支援サービス 訪問介護看護

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

①訪問介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**①訪問介護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、**貴事業所の管理者の方**に**お願い申し上げます**。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「**事業所票**」「**利用者票**」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、**平成27年10月1日（木）**現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が**貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください**。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が**貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください**。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社・有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社・有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。		
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所		
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない		
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1級地	3. 3級地	5. 5級地
	2. 2級地	4. 4級地	6. 6級地
5) 貴事業所の開設年月について	(西暦) 年 月		
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(西暦) 年 月		
7) 事業所の平成 27 年 9 月 1 月の営業日数	(数字記入) 日		
8) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない		
※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。			

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 2) -1 へ 2. ない → (2) へ
(2) で「1. ある」と回答した場合 2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	
総従事者数 人 (うち正規職員数 人)	

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①訪問介護員	②その他の職員
常勤専従	人	人
実人数	人	人
非常勤	人	人
常勤換算数(常勤専従＋常勤兼務＋非常勤合計)	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 訪問介護員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)(平成 27 年 10 月 1 日の実績)
※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。
※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。
1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っている場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域(ひとつに○)	1. 小学校区 2. 中学校区 3. 複数中学校区 4. 市町村全域 5. 複数市町村 6. その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところで、どのくらいの時間、距離ですか。(数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に関わらず、貴事業所で搬送している通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を越えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○) (3) で「1. ある」と回答した場合 3) -1. 事業所から最遠のところで、どのくらいの距離、時間ですか。(数字記入) ※片道でお答えください。	1. ある → 3) -1 へ 2. ない → 4) へ 【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
5) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○) ※通院介助、外出介助等の際のみ通院実費負担は除きます。	1. 徴収している → 5) -1 へ 2. 徴収していない → 6 へ

(5)で「1.徴収している」と回答した場合)	1. 距離に応じて設定している	3. 距離、時間に応じて設定している
	2. 時間に応じて設定している	4. その他()
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】	

6. 利用者の状況

要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成27年10月1日時点）							合計
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
人	人	人	人	人	人	人	人
2) 平成27年9月～1か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)							人
3) 最も合理的な経路で、事業所から16 km以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)							1.いる(人) → 3)-1へ
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。							2.いない → 4)へ
(3)で「1.いる」と回答した場合)							人
3)-1. 16 km以上離れた利用者のうち、右記に当てはまる人はいますか。(それぞれ人数を記入してください。)							人
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。							人
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)							1.いる (人)
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)							2.いない

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字	2. やや黒字	3. ほぼ均衡	4. やや赤字	5. 赤字	6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない					
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との業務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない					

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 3. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 4. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 5. その他の課題() 6. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない

3) サテライト事業所を設置できることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)	
(全ての方がお答えください)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない

4) 貴事業所ではICTを活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメーリングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメーリングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1.に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。

(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1.「基準該当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1.「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)
1.市町村の担当者より個別に説明 2.市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3.事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4.市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5.国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6.その他()	1.ある 「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか () 2.ない 3.わからない	1.知っている →6)-1へ 2.知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、このためのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とした、柔軟なサービス提供が可能となる制度。	1.市町村の担当者より個別に説明 2.市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3.事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4.市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5.国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6.その他()	1.ある 「1.ある」に回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか () 2.ない 3.わからない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦勞、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のどのような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者が家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開発して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいか がですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足

2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告	6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勤務 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化	7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない	

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所に対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・ 団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して 課題に感じている こと (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少なく(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 地域調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービス等の経営等について

1) 現在の地域での、今後の事業所の本サービスの経営についての意向（ひとひに〇）	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい
	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない

2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いづれでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことばない
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。	

【利用者票】

※平成 27 年 10 月 5 日にサービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2 は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	⑥最も合理的な経路(片道)				
	⑥-1 事業所からの移動 距離 (Km)	⑥-2 事業所からの移動 時間 (分)			
	⑤一週間(10月4日～10日)に利用した他のサービス (複数回答)	④ 複利用者に必要な医療ケア 回数	③ 認知症高齢者の 日常生活自立度	② 要介護度	① 出身構成
例	2	3	3	9、11	1、3
1					片道 10 km
2					片道 15 分
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

設 問		選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 同居 2. 夫婦のみ世帯	3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2	3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b	5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分からない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コドム・カテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門、人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定	14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜透析含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 浣腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～10 日の間に利用した他のサービス (複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

No.	⑥最も合理的な経路(片道)				
	⑤一週間(10月4日～10日)に利用した他のサービス(複数回答)	⑥-1 事業所からの移動 距離 (Km)	⑥-2 事業所からの移動 時間 (分)	片道 10 分	片道 15 分
例	2	3	9、11	1、3	2
26				km	分
27				km	分
28				km	分
29				km	分
30				km	分
31				km	分
32				km	分
33				km	分
34				km	分
35				km	分
36				km	分
37				km	分
38				km	分
39				km	分
40				km	分
41				km	分
42				km	分
43				km	分
44				km	分
45				km	分
46				km	分
47				km	分
48				km	分
49				km	分
50				km	分

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

②訪問入浴介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している②訪問入浴介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社・有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施) の状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。			
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所			
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない			
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1級地	3. 3級地	5. 5級地	7. 7級地
	2. 2級地	4. 4級地	6. 6級地	8. その他
5) 貴事業所の開設年月について (数字記入)	(西暦) 年 月 日			
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受 けた年月について (数字記入)	(西暦) 年 月 日			
7) 事業所の平成 27 年9月～10月の営業日数 (数字記入)	日			
8) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。 (いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答 えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔て た併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない			

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はあり ますか。 (2)で「1.ある」と回答した場合) 2)～1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	1.ある → 2)～1へ 2.ない → (2)へ (ひとつに○) 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①訪問介護員	②看護職員	③その他の職員
常勤専従	人	人	人
実人数			
常勤業務	人	人	人
非常勤	人	人	人
常勤換算数(常勤専従＋常勤業務＋非常勤合計)	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・常勤業務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、0.1と計上してください。

2) 介護職員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1.小学校区 2.中学校区 3.複数中学校区 4.市町村全域 5.複数市町村 6.その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠 のところまで、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に離れず、事業所内で設定している 通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の 経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を越えるサー ビス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1.ある → 3)～1へ 2.ない → 4)へ 【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の 経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が 遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルー トで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km

5) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。 (ひとつに○)	1. 徴収している →5)-1へ 2. 徴収していない →6へ
※通院介助、外出介助等の際、交通費実費負担は除きます。 (5)で「1. 徴収している」と回答した場合	3. 距離、時間に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 4. その他() 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）							合計	
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 平成 27 年9月～1か月間の「給延べ利用者数」(数字記入)							人	
3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km以上離れたところに居住している利用者はいいますか。 (ひとつに○)							1. いる(人) → 3)-1へ 2. いない → 4)へ	
(3)で「1. いる」と回答した場合							①散居村に住んでいる人 ※散居村とは、広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。 ②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人 ※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。	
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)							1. いる (人) 2. いない	
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)								

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できていることを知っているか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由 はどのようなものですか。 (いくつでも○)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
(全ての方がお答えください) 3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。 (いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること、必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。 (ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1. 活用している」と回答した場合 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものですか。 (いくつでも○)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメーリングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1. 活用している」と回答した場合 4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。	
(全ての方がお答えください) 4)-3. ICT を活用したシステムについて、利用したいものはありますか。 (いくつでも○)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメーリングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1.「基準該当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない
(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的に安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1.「離島等相当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない
(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少なくない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
利用者の確保に課題に感じていること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少なくない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に課題に感じていること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいか がですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよ うに募集した り、確保してい ますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定 着に関して課 題と感じてい ること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫 していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと連携するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・ 団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に 課題に感じている こと (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1)現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1.事業を拡大したい 2.事業を維持したい 3.事業を縮小したい	4.事業を撤退したい 5.検討中である、わからない
2)今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1.利用者の確保 2.職員の確保 3.職員の育成、スキルの向上 4.職員の処遇改善 5.自治体、地域包括支援センターとの連携 6.地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7.民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8.利用者ニーズに応じたサービス提供 9.重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10.サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11.サービス提供の効率化 12.介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13.経営の安定化、収支バランスの確保 14.その他の取組（ 15.特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3)その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月4日～10日の一週間にサービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。ただし、この期間に利用を中止した利用者は除いてください。

※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。

※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	①世帯構成		②要介護度		③認知症高齢者自立度 日常生活自立度		④利用者に必要な 医療ケア (複数回答)		⑤一週間(10月4日～10月10日)に利用した他の サービス (複数回答)		⑥最も合理的な経路(片道)	
	2	3	3	3	3	3	9、11	1、3	片道10 _{km}	片道15 _分		
例												
1									km	分		
2									km	分		
3									km	分		
4									km	分		
5									km	分		
6									km	分		
7									km	分		
8									km	分		
9									km	分		
10									km	分		
11									km	分		
12									km	分		
13									km	分		
14									km	分		
15									km	分		
16									km	分		
17									km	分		
18									km	分		
19									km	分		
20									km	分		
21									km	分		
22									km	分		
23									km	分		
24									km	分		
25									km	分		

設 問		選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯	3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2	3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b	5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定	14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～ 10 日の間に利用した他の サービス(複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

No.	⑥最も合理的な経路(片道)		⑤ 10日間(10月4日～) サビス(複数回答)	④利用者に必要な 医療ケア (複数回答)	③認知症高齢者の 日常生活自立度	②要介護度	①世帯構成
	⑥1 事業所からの 移動距離(km)	⑥2 事業所からの 移動時間(分)					
例	片道 10 _{km}	片道 15 _分	1、3	9、11	3	3	2
26	km	分					
27	km	分					
28	km	分					
29	km	分					
30	km	分					
31	km	分					
32	km	分					
33	km	分					
34	km	分					
35	km	分					
36	km	分					
37	km	分					
38	km	分					
39	km	分					
40	km	分					
41	km	分					
42	km	分					
43	km	分					
44	km	分					
45	km	分					
46	km	分					
47	km	分					
48	km	分					
49	km	分					
50	km	分					

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

③訪問看護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**③訪問看護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願ひ申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは 11月25日（水）までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名		
2) 指定事業所番号		
3) 住所	〒	都・道・府・県市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。➡以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ➡以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。	
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所	
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない	
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地 3. 3 級地 4. 4 級地 5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他	(西暦) 年 月
5) 貴事業所の開設年月について	(数字記入)	(西暦) 年 月
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受 けた年月について	(数字記入)	(西暦) 年 月
7) 事業所の平成 27 年 9 月～1 月の営業日数	(数字記入)	日
8) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。 (いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答 えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔て た併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない	

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はあり ますか。 (2)で「1.ある」と回答した場合) 2)～1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	1.ある → 2)～1 へ 2.ない →(2)へ (ひとつに○) 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点)※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

実人数	①看護職員		②理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		③その他の職員
	常勤専従	常勤兼務	常勤専従	常勤兼務	
常勤専従	人	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)	人	人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・非常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、0.1と計上してください。

2) 訪問看護従事者の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入) (平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0. 25 時間、16～30 分=0. 5 時間、31～45 分=0. 75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1.小学校区 2.中学校区 3.複数中学校区 4.市町村全域 5.複数市町村 6.その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところ、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者までの距離に問わず、貴事業所で設定している通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を越えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1.ある → 3)～1 へ 2.ない → 4)へ 【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km

5) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供の際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1. 徴収している →5)-1へ 2. 徴収していない →6へ
※通院介助、外出介助等の際の交通費実費負担は除きます。	
(5)で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）						
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
合計	その他	合計	その他	合計	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人
2) 平成 27 年 9 月 1 か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)						
3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいませんか。(ひとつに○)						
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。						
(3)で「1. いる」と回答した場合						
3)-1. 16 km 以上離れている利用者 ※散居村とは：広大な田畑や林地の中に住居が点在する集落の形態。						
のうち、右記に当てはまる人は ②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人						
入っていますか。(それぞれ人数を記入してください。)						
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。						
③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人						
1. いる (_____人)						
2. いない						
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○)						
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)						

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題(_____) 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策(_____) 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題(_____) 7. 特に課題はない

2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策(_____) 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できていることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由(_____) 9. わからない
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること、必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものでですか。(いくつでも○) 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等(_____)
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で協議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等(_____) 8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1.「基準該当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない
(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1.「離島等相当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない
(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少なくない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
利用者の確保に課題に感じていること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいか がですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよ うに募集した り、確保してい ますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
3) 人材確保・定 着に関して課 題と感じてい ること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化
4) 人材確保・定着に関して工夫 していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと連携するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・ 団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関し て課題に感じて いること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後どのような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少なくない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に 関係している こと (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1)現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1.事業を拡大したい 2.事業を維持したい 3.事業を縮小したい	4.事業を撤退したい 5.検討中である、わからない
2)今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1.利用者の確保 2.職員の確保 3.職員の育成、スキルの向上 4.職員の処遇改善 5.自治体、地域包括支援センターとの連携 6.地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7.民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8.利用者ニーズに応じたサービス提供 9.重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10.サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11.サービス提供の効率化 12.介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13.経営の安定化、収支バランスの確保 14.その他の取組（ 15.特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3)その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月5日にサービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。

※足りない場合はコピーして、記入してください。

No	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤1週間に利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)	
						⑥-1 事業所からの移動距離の(㍔)	⑥-2 事業所からの移動時間の(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 ㍔	片道 15 分
1						㍔	分
2						㍔	分
3						㍔	分
4						㍔	分
5						㍔	分
6						㍔	分
7						㍔	分
8						㍔	分
9						㍔	分
10						㍔	分
11						㍔	分
12						㍔	分
13						㍔	分
14						㍔	分
15						㍔	分
16						㍔	分
17						㍔	分
18						㍔	分
19						㍔	分
20						㍔	分
21						㍔	分
22						㍔	分
23						㍔	分
24						㍔	分
25						㍔	分

No	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間に利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)		
						⑥1 事業所からの 移動距離 (km)	⑥2 事業所からの 移動時間 (分)	
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10 km	片道15分	
26						km	分	
27						km	分	
28						km	分	
29						km	分	
30						km	分	
31						km	分	
32						km	分	
33						km	分	
34						km	分	
35						km	分	
36						km	分	
37						km	分	
38						km	分	
39						km	分	
40						km	分	
41						km	分	
42						km	分	
43						km	分	
44						km	分	
45						km	分	
46						km	分	
47						km	分	
48						km	分	
49						km	分	
50						km	分	

別紙 【利用者票 選択肢一覧】

設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯 3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. その他
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b 5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定 14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成27年10月4日～10日の間に利用した他のサービス(複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

④訪問リハビリテーション事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している④訪問リハビリテーション事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^こ国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社・有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実 施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。■以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ■以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。		
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所		
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない		
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1級地 2. 2級地	3. 3級地 4. 4級地	5. 5級地 6. 6級地 7. 7級地 8. その他
5) 貴事業所の開設年月について (数字記入)	(西暦) 年 月 日		
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の 指定を受けた年月について (数字記入)	(西暦) 年 月 日		
7) 事業所の平成 27 年9月一か月の営業日数 (数字記入)			
8) 貴事業所と併設している住宅等 はありますか。 (いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答 えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔て た併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない		

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はあり ますか。 (2)で「1.ある」と回答した場合) 2)-1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	1.ある → 2)-1-1 へ 2.ない → (2)へ (ひとつに○) 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点)※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①理学療法士	②作業療法士	③言語聴覚士
常勤専従	人	人	人
実人数			
常勤業務	人	人	人
非常勤	人	人	人
常勤換算数(常勤専従＋常勤業務＋非常勤合計)	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・常勤業務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、0.1と計上してください。

2) 訪問リハビリテーション職員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0. 25 時間、16～30 分＝0. 5 時間、31～45 分＝0. 75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1.小学校区 2.中学校区 3.複数中学校区 4.市町村全域 5.複数市町村 6.その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠 のところで、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に離れず、事業所内で設定している 通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の 経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を越えるサー ビス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1.ある → 3)-1 へ 2.ない → 4)へ
(3)で「1.ある」と回答した場合) 3)-1. 事業所から最遠のところで、どのくらいの 距離、時間ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の 経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が 遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルー トで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km

5) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1. 徴収している →5)-1へ 2. 徴収していない →6へ
※通院介助、外出介助等の際の交通費実費負担は除きます。	
(5)で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）							合計
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他
人	人	人	人	人	人	人	人
2) 平成 27 年 9 月 1 か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)							人
3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)							1. いる (人) → 3)-1へ 2. いない → 4)へ
(3)で「1. いる」と回答した場合							
3)-1. 16 km 以上離れている利用者 ※散居村とは：広大な田畑や林地の中に住居が点在する集落の形態。							人
② 該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人							人
③ 該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人							人
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。							人
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)							1. いる (人) 2. いない
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)							

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討() 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できていることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること、必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的に対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない(いくつでも○) 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものでですか。(いくつでも○) 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で協議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1.「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的に安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1.「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保	
1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着	
1) 職員の過不足の状況はいかですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよう募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと連携するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携	
1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1)現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1.事業を拡大したい 2.事業を維持したい 3.事業を縮小したい	4.事業を撤退したい 5.検討中である、わからない
2)今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1.利用者の確保 2.職員の確保 3.職員の育成、スキルの向上 4.職員の処遇改善 5.自治体、地域包括支援センターとの連携 6.地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7.民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8.利用者ニーズに応じたサービス提供 9.重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10.サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11.サービスの効率化 12.介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13.経営の安定化、収支バランスの確保 14.その他の取組（ 15.特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3)その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月5日にサービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2 は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア（複数回答）	⑤10月4日（土）に利用したサービス回数（複数回答）	⑥最も合理的な経路（片道）	
						⑥-1 事業所からの移動距離（km）	⑥-2 事業所からの移動時間（分）
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10 _{km}	片道15 _分
1						km	分
2						km	分
3						km	分
4						km	分
5						km	分
6						km	分
7						km	分
8						km	分
9						km	分
10						km	分
11						km	分
12						km	分
13						km	分
14						km	分
15						km	分
16						km	分
17						km	分
18						km	分
19						km	分
20						km	分
21						km	分
22						km	分
23						km	分
24						km	分
25						km	分

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間(10月4日～10日)に併用した他のサービス(複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)	
						⑥1 事業所からの移動距離(km)	⑥2 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10 _{km}	片道15 _分
26						km	分
27						km	分
28						km	分
29						km	分
30						km	分
31						km	分
32						km	分
33						km	分
34						km	分
35						km	分
36						km	分
37						km	分
38						km	分
39						km	分
40						km	分
41						km	分
42						km	分
43						km	分
44						km	分
45						km	分
46						km	分
47						km	分
48						km	分
49						km	分
50						km	分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】	設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯	3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2	3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b	5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定	14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 摘便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～10 日の間に利用した他のサービス(複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑤通所介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**⑤通所介護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施) 状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施) 中である。➡以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ➡以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で 返送してください。ご協力ありがとうございます。		
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所		
3) 算定している関連加算 (ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない		
4) 地域区分について (ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地 3. 3 級地 4. 4 級地	5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他	
5) 貴事業所の実施事業 の形態(規模及び提供 時間区分タイプ) (いくつでも○)	1. 小規模: 3時間以上5時間未満 2. 小規模: 5時間以上7時間未満 3. 小規模: 7時間以上9時間未満 4. 通常規模: 3時間以上5時間未満 5. 通常規模: 5時間以上7時間未満 6. 通常規模: 7時間以上9時間未満	7. 大規模(Ⅰ): 3時間以上5時間未満 8. 大規模(Ⅰ): 5時間以上7時間未満 9. 大規模(Ⅰ): 7時間以上9時間未満 10. 大規模(Ⅱ): 3時間以上5時間未満 11. 大規模(Ⅱ): 5時間以上7時間未満 12. 大規模(Ⅱ): 7時間以上9時間未満	
6) 貴事業所の開設年月について	(西暦) 年 月		
7) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受 けた年月について	(西暦) 年 月		
8) 利用定員数(10 月 1 日現在)	(数字記入) 人		
9) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日現在の営業日数	(数字記入) 日		
10) 貴事業所と併設している住宅等はありませんか。(いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答 えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔て た併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない		

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はあり ますか。 (2)で「1.ある」と回答した場合) 2)-1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数に ついてご記入ください。	1.ある → 2)-1へ 2.ない → (2)へ 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点)※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①生活相談員	②介護職員	③機能訓練 指導員	④その他の 職員
常勤専従	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)	人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0. 25 時間、16～30 分=0. 5 時間、31～45 分=0. 75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1. 小学校区 2. 中学校区 3. 複数中学校区 4. 市町村全域 5. 複数市町村 6. その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠 のところで、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に関わらず、貴事業所で設定している 通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の 経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサー ビス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 3)-1へ 2. ない → 4)へ

(3)で「1.ある」と回答した場合

【時間】最遠で、片道 約()分
【距離】最遠で、片道 約()km
※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間

3)-1. 事業所から最遠のところまで、どのくらいの距離、時間ですか。(数字記入)
※片道でお答えください。

4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。
(数字記入) ※片道でお答えください。

5) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)
※送迎介助、外出介助等の際、交通費実費負担は発生します。

(5)で「1.徴収している」と回答した場合
1. 距離に応じて設定している
2. 時間に応じて設定している
3. 距離、時間に応じて設定している
4. その他()
【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数 (実人数) (平成 27 年 10 月 1 日時点)									
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

2) 平成 27 年 9 月 1 か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)

3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいますか。(ひとつに○)
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。

(3)で「1.いる」と回答した場合
3)-1. 16 km 以上離れている利用者
※散居村とは、広大な田畑や林地の中に住居が点在する集落の形態。
②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人
③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。

4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○)
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字	2. やや黒字	3. ほぼ均衡	4. やや赤字	5. 赤字	6. わからない

2) 収支状況に関する課題
(いくつでも○)

3) 収支バランス改善のために実施している対応方策
(いくつでも○)

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、豪雪などの天候により、サービス利用ができなくなる 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問、送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、豪雪などの天候による影響を受ける際の訪問、送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できることを知っているか。(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2 へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1 へ 3. 知らない →3)-2 へ
(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
(全ての方がお答えください) 3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じ(感じた)ものはありますか。(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じ(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1 へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3 へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3 へ
(4)で「1.活用している」と回答した場合 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものですか。(いくつでも○)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNS やメール・グループリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1.活用している」と回答した場合 4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。	

(全ての方がお答えください) 1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・ングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特になし	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・ングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特になし
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認め、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか 2. ない 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか 2. ない 3. わからない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後どのような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない

2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勤務 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所に対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない

3) 地域連携に関して課題に感じていること
(いくつでも○)

1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている)
2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい
3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い
4. 地域の連携体制が十分に機能していない
5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい
6. その他の課題()
7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向(ひとつに○)	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい	4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか(いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などにについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月5日にサービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。」
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	① 世帯構成	② 要介護度	③ 認知症高齢者自立度	④ 利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤ 利用期間10月4日～10日 (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)
						⑥-1 事業所からの距離(km) ⑥-2 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10km 片道15分
1						km 分
2						km 分
3						km 分
4						km 分
5						km 分
6						km 分
7						km 分
8						km 分
9						km 分
10						km 分
11						km 分
12						km 分
13						km 分
14						km 分
15						km 分
16						km 分
17						km 分
18						km 分
19						km 分
20						km 分
21						km 分
22						km 分
23						km 分
24						km 分
25						km 分

No.	⑥最も合理的な経路(片道)					
	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間(10月4日～10日)に利用した他のサービス (複数回答)	⑥ ① 事業所からの移動距離(km) ② 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 _{km} 片道 15 _分
26						km 分
27						km 分
28						km 分
29						km 分
30						km 分
31						km 分
32						km 分
33						km 分
34						km 分
35						km 分
36						km 分
37						km 分
38						km 分
39						km 分
40						km 分
41						km 分
42						km 分
43						km 分
44						km 分
45						km 分
46						km 分
47						km 分
48						km 分
49						km 分
50						km 分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】

設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯 3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. その他
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b 5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定 14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 浣腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～10 日の間に利用した他のサービス(複数回答)	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス
※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑥通所リハビリテーション事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**⑥通所リハビリテーション事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^こ国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)
2. 都道府県	
3. 市区町村	
4. 社会福祉協議会	
5. 社会福祉法人	
6. 医療法人	

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)中である	1. サービス提供(事業実施)中である。以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である 以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。	
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所	
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない	
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1級地 2. 2級地 3. 3級地 4. 4級地 5. 5級地 6. 6級地 7. 7級地 8. その他	
5) 貴事業所の実施事業の形態(規模及び提供時間区分タイプ)(いくつでも○)	1. 通常規模: 1時間以上2時間未満 2. 通常規模: 2時間以上3時間未満 3. 通常規模: 3時間以上4時間未満 4. 通常規模: 4時間以上6時間未満 5. 通常規模: 6時間以上8時間未満 6. 大規模(I): 1時間以上2時間未満 7. 大規模(I): 2時間以上3時間未満 8. 大規模(I): 3時間以上4時間未満 9. 大規模(I): 4時間以上6時間未満 10. 大規模(I): 6時間以上8時間未満	11. 大規模(II): 1時間以上2時間未満 12. 大規模(II): 2時間以上3時間未満 13. 大規模(II): 3時間以上4時間未満 14. 大規模(II): 4時間以上6時間未満 15. 大規模(II): 6時間以上8時間未満
6) 貴事業所の開設年月について	(西暦) 年 月	
7) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(西暦) 年 月	
8) 利用定員数(10月1日現在)	人	
9) 事業所の平成 27 年 9 月 1 月の営業日数	日	
10) 貴事業所と併設している住宅等はありませんか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない	

※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数 (数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 2) - 1へ 2. ない → (2)へ
(2)で「1.ある」と回答した場合)	
2)-1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。(数字記入)	総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①医師 ・歯科医師	②理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	③看護職員	④介護職員	⑤その他の職員
常勤専従	人	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算数	人				

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・非常勤兼務・非常勤を合算してください。換えられた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分=0. 25 時間、16～30 分=0. 5 時間、31～45 分=0. 75 時間、46～60 分=1 時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1. 小学校区 2. 中学校区 3. 複数中学校区 4. 市町村全域 5. 複数市町村 6. その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところまで、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に関わらず、貴事業所で設定している経路及び方法による所要時間 通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km

3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1.ある → 3)-1へ 2.ない → 4)へ
(3)で「1.ある」と回答した場合)	【時間】最遠で、片道 約()分
3)-1. 事業所から最遠のところまで、どのくらい距離、時間ですか。(数字記入)	【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
※片道でお答えください。	
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
5) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービス提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1.徴収している →5)-1へ 2.徴収していない →6へ
※送迎介助、外出介助等の際の交通費実費負担は取ります。	
(収支)で「1.徴収している」と回答した場合	1.距離に応じて設定している 2.時間に応じて設定している 3.距離、時間に応じて設定している 4.その他()
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数(実人数)(平成27年10月1日時点)							合計	
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人
2) 平成27年9月一か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)							人	
3) 最も合理的な経路で、事業所から16km以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)							1.いる()人 → 3)-1へ 2.いない → 4)へ	
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。								
(3)で「1.いる」と回答した場合)							人	
3)-1. 16km以上離れた利用者のうち、右記に当てはまる人はいますか。(それぞれ人数を記入してください。)							人	
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。							人	
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)							1.いる()人 2.いない	
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)								

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者数が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2.知っているが、設置していない」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理をすることが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由はどのようなものですか。(いくつでも○)	
(全ての方がお答えください)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所ではICTを活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	
4)-2. ICTを活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。	

	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか() 2. ない 3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域において、市町村が認める場合、これららのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安面に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか() 2. ない 3. わからない

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいきますか。また今後どのような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保

1) 利用者の確保に関して課題に感じていること(いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 観合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない

2) 利用者の確保に関して工夫していること(いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着

1) 職員の過不足の状況はいかですか。(ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。(いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勤務 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること(いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫していること(いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況(いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況(いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない

3) 地域連携に関する課題に感じていること
(いくつでも○)

1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている)
2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい
3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い
4. 地域の連携体制が十分に機能していない
5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい
6. その他の課題()
7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向(ひとつに○)	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい 4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか(いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。	

【利用者票】

※平成27年10月5日にサービス提供をおこなった全ての利用者についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	①世帯構成	②重介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間の利用した他のサービス(複数回答) (10月4日～10月10日)	⑥最も合理的な経路(片道) ⑥-1 事業所からの移動距離(㎞) ⑥-2 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 ㎞ 片道 15 分
1						㎞ 分
2						㎞ 分
3						㎞ 分
4						㎞ 分
5						㎞ 分
6						㎞ 分
7						㎞ 分
8						㎞ 分
9						㎞ 分
10						㎞ 分
11						㎞ 分
12						㎞ 分
13						㎞ 分
14						㎞ 分
15						㎞ 分
16						㎞ 分
17						㎞ 分
18						㎞ 分
19						㎞ 分
20						㎞ 分
21						㎞ 分
22						㎞ 分
23						㎞ 分
24						㎞ 分
25						㎞ 分

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間(10月4日～10日)に 利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)	
						⑥1 事業所からの 移動距離 (km) (3)	⑥2 事業所からの 移動時間 (分) (3)
例	2	3	3	1、3	9、11	片道 10 km	片道 15 分
26						km	分
27						km	分
28						km	分
29						km	分
30						km	分
31						km	分
32						km	分
33						km	分
34						km	分
35						km	分
36						km	分
37						km	分
38						km	分
39						km	分
40						km	分
41						km	分
42						km	分
43						km	分
44						km	分
45						km	分
46						km	分
47						km	分
48						km	分
49						km	分
50						km	分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】

設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯 3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. その他
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b 5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コブ・カテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定 14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 浣腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～10 日の間に利用した他のサービス (複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	11. 訪問介護 12. 訪問入浴介護 13. 訪問看護 14. 訪問リハビリテーション 15. 通所介護 16. 通所リハビリテーション 17. 短期入所生活介護 18. 短期入所療養介護 19. 居宅介護支援 20. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑦居宅介護支援事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑦居宅介護支援事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報は、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **11月25日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、^だ国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	() ()	5) 回答担当者氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)の状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。➡以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ➡以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。		
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所		
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない		
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地	3. 3 級地 4. 4 級地	5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他
5) 貴事業所の開設年月について	(西暦) 年 月		
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(西暦) 年 月		
7) 事業所の平成 27 年 9 月～10 月の営業日数	(数字記入) 日		
8) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。 (いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない		

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。 (2)で「ある」と回答した場合 2) -1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。	1. ある → 2) -1 へ 2. ない → (2)へ (ひとつに○) 総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

		①介護支援専門員	②その他の職員
実人数	常勤専従	人	人
	常勤兼務	人	人
	非常勤	人	人
常勤換算数(常勤専従+常勤兼務+非常勤合計)		人	人

※常勤換算数は「従事者の1週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で計算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を合算してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 介護支援専門員の延べ移動時間、その他勤務時間、延べ訪問回数(数字記入)

(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0.25 時間、16～30 分＝0.5 時間、31～45 分＝0.75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①延べ移動時間	時間
	②その他勤務時間	時間
	③利用者宅延べ訪問回数	回
非常勤職員	①延べ移動時間	時間
	②その他勤務時間	時間
	③利用者宅延べ訪問回数	回

①～②の合計が総勤務時間となるようにしてください。

※非常勤職員の①延べ移動時間、②その他勤務時間について、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域(ひとつに○)	1. 小学校区 2. 中学校区 3. 複数中学校区 4. 市町村全域 5. 複数市町村 6. その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところ、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に関わらず、貴事業所で搬送している通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○) (3)で「ある」と回答した場合 3) -1. 事業所から最遠のところ、どのくらいの距離、時間ですか。(数字記入) ※片道でお答えください。	1. ある → 3) -1 へ 2. ない → 4)へ 【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
5) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービスを提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○) ※通院介助、外出介助等の際、交通費徴収額は除きます。	1. 徴収している → 5) -1 へ 2. 徴収していない → 6 へ

(5)で「1.徴収している」と回答した場合)	1. 距離に応じて設定している		3. 距離、時間に応じて設定している	
	2. 時間に応じて設定している		4. その他()	
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】			

6. 利用者の状況

要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）					
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4
要介護 5	合計				
要介護 5	その他	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人
2) 平成 27 年9月一か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)					
3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)					
1. いる()人) → 3)-1へ					
2. いない → 4)へ					
(3)で「1.いる」と回答した場合)					
3)-1. 16 km 以上離れている利用者					
のうち、右記に当てはまる人は					
① 散居村に住んでいる人					
※ 散居村とは、広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。					
② 該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人					
③ 該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人					
※ 複数の項目に当てはまる人は、それぞれにカウントしてください。					
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいいますか。(ひとつに○)					
1. いる ()人)					
2. いない					
「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)					

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字	2. やや黒字	3. ほぼ均衡	4. やや赤字	5. 赤字	6. わからない
2) 収支状況に関する課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない					
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない					

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のために実施している対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない

3) サテライト事業所を設置できることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している → 3)-2へ					
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	2. 知っているが、設置していない → 3)-1へ					
	3. 知らない → 3)-2へ					
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため					
	2. 土地や建物の確保が難しいため					
5) 事業の効率性に関する課題(いくつでも○)	3. 運営管理をすることが難しいため					
	4. 開設するための資金の確保が難しいため					
6) 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない(いくつでも○)	5. 人材の確保が難しいため					
	6. 行政がサテライトの設置を認めていないため					
7) その他の理由()	7. 特に必要な性を感じていないため					
	8. その他の理由()					
8) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	9. わからない					
	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること					
9) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること					
	3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること					
10) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること					
	5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること					
11) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない					
	7. わからない					

4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している → 4)-1へ					
5) 事業の効率性に関する課題(いくつでも○)	2. 活用していないが、導入を検討している → 4)-3へ					
	3. 活用しておらず、導入予定もない → 4)-3へ					
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム					
	2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム					
6) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム					
	4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム					
7) その他のシステム等()	5. 多職種間で情報交換を行うため、SNS やメール・リングリスト等を活用					
	6. 職員のスケジュール管理を行うシステム					
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	7. その他のシステム等()					
	4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。					
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム					
	2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム					
5) 事業の効率性に関する課題(いくつでも○)	3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム					
	4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム					
6) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う					
	6. 職員のスケジュール管理を行うシステム					
7) その他のシステム等()	7. その他のシステム等()					
	8. 特にない					
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている					
	2. 知らない → 5)-2					
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	【基準該当サービスとは】					
	厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。					

2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことばない
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などについて、自由に記入してください。	

【利用者票】

※平成27年10月4日～10日の一週間に訪問した全ての利用者についてご回答ください。ただし、この期間に利用を中止した利用者は除いてください。

※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。

※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア(複数回答)	⑤一週間(10日)の間に利用した他のサービス(複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)	⑥-1事業所距離からの(分)	⑥-2事業所時間からの(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10 _分	片道15 _分	
1						km	分	
2						km	分	
3						km	分	
4						km	分	
5						km	分	
6						km	分	
7						km	分	
8						km	分	
9						km	分	
10						km	分	
11						km	分	
12						km	分	
13						km	分	
14						km	分	
15						km	分	
16						km	分	
17						km	分	
18						km	分	
19						km	分	
20						km	分	
21						km	分	
22						km	分	
23						km	分	
24						km	分	
25						km	分	

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間(10月4日～10月10日の間)に利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道) ⑥-1 事業所からの移動距離(km) ⑥-2 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道10 km 片道15 分
26						km 分
27						km 分
28						km 分
29						km 分
30						km 分
31						km 分
32						km 分
33						km 分
34						km 分
35						km 分
36						km 分
37						km 分
38						km 分
39						km 分
40						km 分
41						km 分
42						km 分
43						km 分
44						km 分
45						km 分
46						km 分
47						km 分
48						km 分
49						km 分
50						km 分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】	設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯	3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2	3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. その他
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b	5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定	14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 摘便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成27年10月4日～10日の間に利用した他のサービス(複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

平成27年度 介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成 27 年度調査）」の一環で、平成 27 年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービス提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の 9 種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している**⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業**について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意ください点

- (1) 回答の記入について
- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
 - 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の 2 つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
 - 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。
- (2) 回答の対象について
- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。
- (3) 回答する時点について
- 回答は、特に指定していない場合は、平成 27 年 10 月 1 日（木）現在の状況を回答してください。
 - ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。
 - 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、10 月 4 日（日）～10 月 10 日（土）の 1 週間（7 日間）の実績を回答してください。
 - ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の 1 週間）を選んで回答してください。
 - 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、9 月 1 日（火）～9 月 30 日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、現約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

- (1) 本アンケートの投函期限について
- 本アンケートは **11 月 25 日（水）**までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。
- (2) 電子データでの回答を希望される場合について
- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word 文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】03-6733-3791 【E-Mail】sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日 10：00～17：00 です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名		
2) 指定事業所番号		
3) 住所	〒	都・道・府・県市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点のサービス提供(事業実施)状況(ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。➡以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ➡以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。	
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所	
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 4. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない	
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地	3. 3 級地 4. 4 級地 5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他
5) 貴事業所の開設年月について	(西暦) 年 月	(数字記入)
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(西暦) 年 月	(数字記入)
7) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日時点の営業日数	(数字記入)	
8) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。(いくつでも○)	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない	

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)
2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。	1. ある → 2) - 1 へ 2. ない → (2) へ
(2) で「1. ある」と回答した場合	(ひとつに○)
2) - 1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。	総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

実人数	常勤専従	①訪問介護員等		②看護職員		③理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		④オペレーター		⑤その他の職員
		常勤専従	非常勤	常勤専従	非常勤	常勤専従	非常勤	常勤専従	非常勤	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷専任事業所において常勤の従事者が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・非常勤を合算してください。集められた結果が 0.1 に満たない場合は、0.1 と計上してください。

2) 訪問介護員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降に利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0.25 時間、16～30 分＝0.5 時間、31～45 分＝0.75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域(ひとつに○)	1. 小学校区 4. 市町村全域	2. 中学校区 5. 複数市町村	3. 複数中学校区 6. その他広域圏域()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところ、どのくらいの時間、距離ですか。(数字記入)	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間		
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○)	1. ある → 3) - 1 へ 2. ない → 4) へ		
(3) で「1. ある」と回答した場合	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間		
3) - 1. 事業所から最遠のところ、どのくらいの距離、時間ですか。(数字記入)	※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に限りならず、貴事業所で設定している通常の事業実施地域についてお答えください。		
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。(数字記入)	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km		

5) 通常の事業の実施地域を越える地域に居住する利用者にサービス提供する場合、移動に係る費用を徴収していますか。(ひとつに○)	1. 徴収している →5)-1へ 2. 徴収していない →6へ
※通院介助、外出介助等の際の交通費実費負担は除きます。	
(5)で「1. 徴収している」と回答した場合	1. 距離に応じて設定している 2. 時間にに応じて設定している 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】
5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数（実人数）（平成 27 年 10 月 1 日時点）						
要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
合計	その他	合計	その他	合計	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人
2) 平成 27 年 9 月 1 か月間の「総延べ利用者数」(数字記入)						
3) 最も合理的な経路で、事業所から 16 km 以上離れたところに居住している利用者はいいますか。(ひとつに○)						
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。						
(3)で「1. いる」と回答した場合						
3)-1. 16 km 以上離れている利用者 ※散居村とは：広大な田畑や林地の中に住居が点在する集落の形態。						
のうち、右記に当てはまる人は						
①該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種のサービスを提供する事業所がない人						
入してください。						
②該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサービス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サービス等)を提供する事業所や団体等がない人						
※複数の項目に当てはまる人は、それぞれそれぞれにカウントしてください。						
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期がある人はいますか。(ひとつに○)						
「1. いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)						

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成 26 年度の収支状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する課題(いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してしまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題() 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他の介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との兼務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策() 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関する課題(いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に稼働できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題() 7. 特に課題はない

2) 事業の効率化のために実施している対応方策(いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問、送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策() 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置できていることを知っている(ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2. 知っているが、設置していない」と回答した場合	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由() 9. わからない
3)-1. サテライト事業所を設置していない理由(いくつでも○)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること、必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的対応ができる体制にあること 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること 5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること 6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない 7. わからない
4) 貴事業所では ICT を活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	1. 活用している →4)-1へ 2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ 3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4)-1. 貴事業所の ICT を活用したシステムは、どのようなものでですか。(いくつでも○) 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等()
(4)で「1. 活用している」と回答した場合	4)-2. ICT を活用したシステムはどのように役立っていますか。自由に記入してください。
(全ての方がお答えください)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム 3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム 4. 多職種間で協議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム 5. SNS やメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う 6. 職員のスケジュール管理を行うシステム 7. その他のシステム等() 8. 特にない

5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている (貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1に○をつけてください) →5)-1へ 2. 知らない →5)-2へ 【基準該当サービスとは】 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしていればサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合) 5)-1.「基準該当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で指定申請したいですか () 2. ない 3. わからない
(全ての人がお答えください) 5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「基準該当サービス」を導入したら、申請をする意向がありますか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。
(6)で「1.知っている」と回答した場合) 6)-1.「離島等相当サービス」について、 どのように知りましたか。 (いくつでも○)	1. 市町村の担当者より個別に説明 2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介 3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介 4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ 5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ 6. その他() 1. ある →「1.ある」と回答した場合、どのような介護サービス事業で登録したいですか () 2. ない 3. わからない
(全ての人がお答えください) 6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。 (ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ 2. 知らない →6)-2へ 【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。

9. 本サービスの提供に関して日頃のご苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。

(1) 利用者の確保	
1) 利用者の確保に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少 2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少 3. 施設に入所してしまいう高齢者が多い 4. 新規の紹介が少ない 5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動 6. 競合事業所の増加 7. その他の課題() 8. 特に課題に感じていることはない
2) 利用者の確保に関して工夫していること (いくつでも○)	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている 2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている 3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている 4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている 5. ホームページを開設して情報提供している 6. その他の工夫() 7. 特に工夫していることはない

(2) 人材の確保・定着	
1) 職員の過不足の状況はいか がですか。 (ひとつに○)	1. 過剰 2. やや過剰 3. 適切な状態 4. やや不足 5. 不足
2) 人材はどのよ うに募集した り、確保してい ますか。 (いくつでも○)	1. 高校や大学、専門学校の新卒採用 2. ハローワークへの求人 3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人 4. 就職説明会の開催 5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告 6. ホームページへの掲載 7. 職員や知人の紹介 8. 実習生やボランティアを受け入れて勧誘 9. 民間の職業紹介会社の活用 10. その他の方法()
3) 人材確保・定 着に関して課 題と感じてい ること (いくつでも○)	1. 経験者や有資格者の確保 2. 非常勤の採用 3. 常勤の採用 4. 若い世代の採用 5. 地元での人材確保 6. 現在働いている職員の高齢化 7. 職員の定着(離職率が高い) 8. 職員の処遇改善 9. キャリアパスを描きにくい 10. その他の課題() 11. 特に課題に感じていることはない
4) 人材確保・定着に関して工夫 していること (いくつでも○)	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用 2. 同法人の他事業所、他サービスと連携するなどして、人材を確保 3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える 4. 実習生を受け入れ、採用につなげる 5. 採用のエリアを拡大 6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施 7. 賃金の見直しを実施 8. 福利厚生を充実 9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援 10. その他の工夫() 11. 特に工夫していることはない

(3) 地域との連携	
1) 地域住民との連携 状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所で対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・ 団体等との連携 状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関し て課題に感じ ていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1)現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向（ひとつに○）	1.事業を拡大したい 2.事業を維持したい 3.事業を縮小したい	4.事業を撤退したい 5.検討中である、わからない
2)今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか（いくつでも○）	1.利用者の確保 2.職員の確保 3.職員の育成、スキルの向上 4.職員の処遇改善 5.自治体、地域包括支援センターとの連携 6.地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7.民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8.利用者ニーズに応じたサービス提供 9.重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10.サービス提供範囲の拡大（事業所のない地域へのサービス提供） 11.サービス提供の効率化 12.介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13.経営の安定化、収支バランスの確保 14.その他の取組（ 15.特に重点的に取り組んでいきたいことはない	
3)その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などにについて、自由に記入してください。		

【利用者票】

※平成27年10月5日サービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問(①～⑤)の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1 および⑥-2は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間に利用した他のサービスと (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道) ⑥-1 事業所からの移動距離 (km) ⑥-2 事業所からの移動時間 (分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 15分
1						km 分
2						km 分
3						km 分
4						km 分
5						km 分
6						km 分
7						km 分
8						km 分
9						km 分
10						km 分
11						km 分
12						km 分
13						km 分
14						km 分
15						km 分
16						km 分
17						km 分
18						km 分
19						km 分
20						km 分
21						km 分
22						km 分
23						km 分
24						km 分
25						km 分

No.	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間に利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道) ⑥-1 事業所からの移動距離 (km) ⑥-2 事業所からの移動時間 (分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 km 片道 15 分
26						km 分
27						km 分
28						km 分
29						km 分
30						km 分
31						km 分
32						km 分
33						km 分
34						km 分
35						km 分
36						km 分
37						km 分
38						km 分
39						km 分
40						km 分
41						km 分
42						km 分
43						km 分
44						km 分
45						km 分
46						km 分
47						km 分
48						km 分
49						km 分
50						km 分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】	設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯	3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2	3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. II a 4. II b	5. III a 6. III b 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定	14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 洗腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～ 10 日の間に利用した他の サービス(複数回答) ※同一サービスの他の事業所も併用している場合は、同一サービスの選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択肢には、利用者が併用できないものもあります。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

介護サービスの効率的な提供に関するアンケート調査

⑨小規模多機能型居宅介護事業所 調査票

調査ご協力をお願い

本調査は、厚生労働省の「平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）」の一環で、平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等やそれ以外の地域に所在する事業所の移動コスト等の実態を把握するほか、介護サービス提供上の課題、サービス展開の方策、地域包括ケアシステムを構築するためのサービスの提供、支援・評価のあり方について議論することを目的に実施するものです。

調査の対象は、全国の以下の9種類のサービス事業所です。

①訪問介護	⑥通所リハビリテーション
②訪問入浴介護	⑦居宅介護支援
③訪問看護	⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護
④訪問リハビリテーション	⑨小規模多機能型居宅介護
⑤通所介護	

本アンケートは、貴事業所が実施している⑨小規模多機能型居宅介護事業について、貴事業所の組織属性や当該サービスに関する職員体制、利用者属性・特性、具体的なサービス内容や営業圏域、利用者宅までの訪問や送迎の実態、事業を実施する上で抱えている課題等について、お伺いする設問から構成されています。

皆様から回答いただいたアンケート票の集計結果は、介護報酬改定等を検討するための重要な基礎資料となるものです。ぜひともご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成27年10月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. 記入上、ご注意いただきたい点

(1) 回答の記入について

- 本アンケートの回答は、貴事業所の管理者の方にお願い申し上げます。代理の方の場合は、管理者の方の立場から回答ください。
- 本アンケートは「事業所票」「利用者票」の2つから構成されています。全ての調査票について、お答えください。
- 本アンケートの回答はボールペン（黒）にて記入してください。

(2) 回答の対象について

- 回答の対象について、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる利用者は除いてください。

(3) 回答する時点について

- 回答は、特に指定していない場合は、平成27年10月1日（木）現在の状況を回答してください。

ただし、当該日が貴事業所の営業上、通常日ではなかった場合、最も近い通常の営業日を選んで回答してください。

- 一週間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

10月4日（日）～10月10日（土）の1週間（7日間）の実績を回答してください。

ただし、当該週が貴事業所の通常の営業週ではなかった場合、最も近い通常の営業週（日～土の1週間）を選んで回答してください。

- 一か月間の実績を回答いただく設問については、特に指定していない場合は、

9月1日（火）～9月30日（水）の実績を回答してください。

※個人情報の取扱いについて

- ・ご記入いただきました個人情報、当社の「個人情報保護方針」および、「個人情報の取扱いについて」<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報は、データ確認が必要な場合のご連絡等、本事業にのみ利用させていただきます。ご回答内容は全て統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果やご回答が他に知られることはございません。
- ・お預かりしている個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。
- ・ご記入は任意です。ご協力いただけない場合でも不利益を被ることはありません。
- ・ご不明点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 回答いただいたアンケートの返送について

(1) 本アンケートの投函期限について

本アンケートは **12月4日（金）** までに、同封の返信用封筒にて投函してください。切手は不要です。

(2) 電子データでの回答を希望される場合について

- 電子データでの回答を希望される場合は、以下の電子メールアドレスにメールをいただければ、調査票データ（Word文書形式）をお送りします。記入済みの調査票は同メールアドレスにご返信ください。

sankan@murc.jp

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

◆問合せ先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【住所】 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-1-2

【電話】 03-6733-3791 【E-Mail】 sankan@murc.jp

担当者： 経済・社会政策部 鈴木陽子、尾島有美、国府田文則、清水孝浩

※問い合わせ時間は、月～金の営業日10:00～17:00です。

【事業所票】

1. 事業所名等

1) 事業所名			
2) 指定事業所番号			
3) 住所	〒	都・道・府・県	市・区・町・村
4) 電話番号	()	5) 回答担当者ご氏名	

2. 法人の概要

1) 法人の形態(ひとつに○)	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 6. 医療法人	7. 社団・財団法人 8. 農業協同組合及び連合会 9. 消費生活協同組合及び連合会 10. 営利法人(株式会社、有限会社) 11. 特定非営利活動法人(NPO 法人) 12. その他の法人 13. 1～12 以外(個人を含む)

3. 貴事業所の概要

1) 平成 27 年 10 月 1 日時点 のサービス提供(事業実施)状況 (ひとつに○)	1. サービス提供(事業実施)中である。➡以下の設問にご回答ください。 2. 廃止した・休止中である ➡以下の回答は不要です。本調査票を同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございます。		
2) 貴事業所の種類(ひとつに○)	1. 指定居宅サービス事業所 2. 基準該当サービス事業所		
3) 算定している関連加算(ひとつに○)	※選択肢3、4のいずれかに○を付けてください。 1. 特別地域加算(15%) 2. 中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%) 4. 上記の加算は算定していない		
4) 地域区分について(ひとつに○)	1. 1 級地 2. 2 級地	3. 3 級地 4. 4 級地	5. 5 級地 6. 6 級地 7. 7 級地 8. その他
5) 貴事業所の開設年月について	(数字記入) (西暦) 年 月		
6) 貴事業所が介護保険指定事業者の指定を受けた年月について	(数字記入) (西暦) 年 月		
7) 定員 (10 月 1 日現在)	①登録定員 人 ②宿泊サービスの利用定員 人 ③通いサービスの利用定員 人		
8) 事業所の平成 27 年 9 月 1 日現在の営業日数	(数字記入) 日		
9) 貴事業所と併設している住宅等がありますか。(いくつでも○) ※同一法人以外で実施しているものも含めてお答えください。 ※「併設」とは、同一敷地内だけでなく、道を隔てた併設も含みます。	1. サービス付き高齢者向け住宅 2. 有料老人ホーム 3. 集合住宅(マンション、アパート等) 4. 公営の集合住宅 5. いずれも併設していない		

4. 従業員の状況

(1) 法人全体、併設している事業所の従事者数

1) 法人全体の従事者数(数字記入)	総従事者数(介護事業関係) 人 (うち正規職員数 人)

2) 貴事業所と併設している同一法人の介護サービス事業所はありますか。(ひとつに○) (2)で1.あると回答した場合) 2)-1. 併設しているすべての介護サービス事業所の従事者数についてご記入ください。	1. ある → 2)-1 へ 2. ない → (2)へ
	総従事者数 人 (うち正規職員数 人)

(2) 貴事業所の従事者数

1) 貴事業所の職種別職員数(平成 27 年 10 月 1 日時点) ※算出方法の詳細は記入要領をご覧ください。

	①介護職員	②看護職員	③介護支援専門員	④その他の職員
常勤専従	人	人	人	人
実人数	人	人	人	人
常勤兼務	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人
常勤換算数(常勤専従＋常勤兼務＋非常勤合計)	人	人	人	人

※常勤換算数は「従事者の 1 週間の勤務延べ時間÷貴事業所において常勤の従事が勤務すべき 1 週間の時間数」で計算し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。常勤専従・常勤兼務・非常勤を含算してください。得られた結果が 0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

2) 介護職員の延べ滞在時間、延べ移動時間、延べ訪問回数(数字記入)(平成 27 年 10 月 1 日の実績)

※平成 27 年 10 月 1 日に利用実績がない場合は、10 月 1 日以降で利用があった一番近い日について記入してください。

※回答いただく「時間」について、1～60 分は、以下の通り 15 分単位で記入してください。

1～15 分＝0.25 時間、16～30 分＝0.5 時間、31～45 分＝0.75 時間、46～60 分＝1 時間

常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	①～③の合計が総勤務時間となるようにしてください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	
非常勤職員	①利用者宅延べ滞在時間	時間	
	②延べ移動時間	時間	
	③その他(①②以外の事務、待機時間等)	時間	
	④利用者宅延べ訪問回数	回	

※非常勤職員の②延べ移動時間、③その他は、勤務時間に含まれていない場合でも、移動や待機等を行っていた場合は、時間にカウントしてください。

3) 送迎業務に関わった職員の延べケア提供時間、延べ移動時間、延べ送迎回数 (数字記入)
(平成27年 10月 1日の実績)

※平成27年 10月 1日に利用実績がない場合は、10月 1日以降で利用があった一番近い日について記入してください。
※回答いただく「時間」について、1～60分は、以下の通り15分単位で記入してください。
1～15分＝0.25時間、16～30分＝0.5時間、31～45分＝0.75時間、46～60分＝1時間

常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他 (①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	
非常勤職員	①延べケア提供時間	時間	①～③の合計 が総勤務時間 となるように してください。
	②延べ移動時間	時間	
	③その他 (①②以外の事務等)	時間	
	④延べ送迎回数	回	

5. サービス提供範囲

1) 通常の事業の実施地域 (ひとつに○)	1.小学校区 2.中学校区 3.複数中学校区 4.市町村全域 5.複数市町村 6.その他広域圏域 ()
2) “通常の事業の実施地域”は、事業所から最遠のところ、どのくらいの時間、距離ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。 ※利用者宅までの距離に関わらず、事業所で設定している通常の事業実施地域についてお答えください。	【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
3) 上記の“通常の事業の実施地域”を超えるサービス提供地域はありますか。(ひとつに○) (3)で「ある」と回答した場合 3)-1. 事業所から最遠のところ、どのくらいの距離、時間ですか。 (数字記入) ※片道でお答えください。	1.ある → 3)-1へ 2.ない → 4)へ 【時間】最遠で、片道 約()分 【距離】最遠で、片道 約()km ※移動距離の()分は、事業所の所在地から最も合理的な通常の経路及び方法による所要時間
4) 事業所から一番時間のかかる利用者、一番距離が遠い利用者について、通常の訪問や送迎のルートで、それぞれの時間、距離を記入してください。 (数字記入) ※片道でお答えください。	【最も時間のかかる利用者】片道 約()分 【最も遠い利用者】片道 約()km
5) 通常の事業の実施地域を超える地域に居住する利用者にサービス提供する際、移動に係る費用を徴収していますか。 (ひとつに○) ※送迎介助、外出介助等の際の交通費実費負担は除きます。	1.徴収している →5)-1へ 2.徴収していない →6へ
(5)で「徴収している」と回答した場合 5)-1. 徴収する金額はどのように設定していますか。(ひとつに○)	1. 距離に応じて設定している 3. 距離、時間に応じて設定している 2. 時間に応じて設定している 4. その他() 【距離や時間、金額など、具体的に記入してください】

6. 利用者の状況

1) 要介護度別総利用登録者数 (実人数) (平成27年 10月 1日時点)						
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
人	人	人	人	人	人	人
2) 平成27年9月～10月間の「総延べ利用者数」(数字記入)						
3) 最も合理的な経路で、事業所から16km以上離れたところに居住している利用者はいませんか。 (ひとつに○) 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。						
1.いる ()人 → 3)-1へ 2.いない → 4)へ						

(3)で「1.いる」と回答した場合) 3)-1. 16 km以上離れた利用者 のうち、右記に当てはまる人は いますか。(それぞれ人数を記入 してください。)	①散居村に住んでいる人 ※散居村とは：広大な田畑や耕地の中に住居が点在する集落の形態。 ②該当の利用者が利用できる範囲に、貴事業所と同種の サービスを提供する事業所がない人 ③該当の利用者が利用できる範囲に、介護保険外のサー ビス(配食サービス、外出支援サービス、家事支援サー ビス等)を提供する事業所や団体等がない人	人
※複数の項目に当てはまる人は、そ れぞれにカウントしてください。		人
4) 豪雨や台風、積雪などの天候により、訪問や送迎が困難になる時期があ る人はいませんか。(ひとつに○) 「1.いる」と回答した場合、人数(実人数)も記入してください。(数字記入)	1.いる ()人 2.いない	人

7. 貴事業所の収支状況

1) 平成26年度の収支 状況(ひとつに○)	1. 黒字 2. やや黒字 3. ほぼ均衡 4. やや赤字 5. 赤字 6. わからない
2) 収支状況に関する 課題 (いくつでも○)	1. 新規利用の減少により、収入が減少している 2. 入院や入所してまう人が多く、利用者が安定しない 3. 職員が確保できず、それに伴い収入が減少している 4. その他の課題 () 5. 特に課題はない
3) 収支バランス改善 のために実施して いる対応方策 (いくつでも○)	1. 医療機関や関係事業所等への利用者確保のための働きかけ 2. 他介護保険サービスや自主事業を実施 3. 他事業との業務として、人件費を抑制 4. 非常勤職員を増やし、人件費を抑制 5. 人員を削減 6. 自治体の事業を受託 7. その他の対応方策 () 8. 特に実施していることはない

8. 事業の効率性等

1) 事業の効率化に関 する課題 (いくつでも○)	1. 利用者が少ないため、職員が効率的に移動できない 2. 職員が少ないため、効率的にサービス提供することが難しい 3. 訪問や送迎に移動時間のかかる利用者が多い 4. 豪雨や台風、積雪などの天候により、サービス利用ができなくなることがある 5. 道路事情が悪く、移動時間が長くなる 6. その他の課題 () 7. 特に課題はない
2) 事業の効率化のた めに実施している 対応方策 (いくつでも○)	1. 利用者数に合わせて営業日、営業時間を調整 2. 効率よく訪問・送迎できるように利用者と利用曜日や時間を調節 3. 効率的に訪問や送迎するためのルートを検討 4. 豪雨や台風、積雪などの天候による影響を受ける際の訪問・送迎方法を予め検討 5. その他の対応方策 () 6. 特に実施していることはない
3) サテライト事業所を設置 できることを知ってい ますか。 (ひとつに○)	1. 知っており、設置している →3)-2へ 2. 知っているが、設置していない →3)-1へ 3. 知らない →3)-2へ
(3)で「2.知っているが、設置していない」と回 答した場合) 3)-1. サテライト事業所を設置していない理由 はどのようなものですか。 (いくつでも○)	1. 利用者の確保を見込める地域がないため 2. 土地や建物の確保が難しいため 3. 運営管理することが難しいため 4. 開設するための資金の確保が難しいため 5. 人材の確保が難しいため 6. 行政がサテライトの設置を認めていないため 7. 特に必要性を感じていないため 8. その他の理由 () 9. わからない

(全ての方がお答えください)	1. 利用申込みに関する調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
	2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に、随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行える体制にあること
3)-2. サテライト事業所の設置要件として5つの項目がありますが、対応が難しいと感じる(感じた)ものはありますか。(いくつでも○)	3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
	4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
4) 貴事業所ではICTを活用したシステム等を活用していますか。(ひとつに○)	5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること
	6. 特に対応が難しいと感じる(感じた)ものはない(いくつでも○)
4)で「1.活用している」と回答した場合)	7. わからない
	1. 活用している →4)-1へ
4)-2. ICTを活用したシステムはどのようなように役立っていますか。(ひとつに○)	2. 活用していないが、導入を検討している →4)-3へ
	3. 活用しておらず、導入予定もない →4)-3へ
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム
	2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム
4)-1. 貴事業所のICTを活用したシステムは、どのようなものですか。(いくつでも○)	3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム
	4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム
(4)で「1.活用している」と回答した場合)	5. 多職種間で情報交換を行うため、SNSやメール・リングリスト等を活用
	6. 職員のスケジュール管理を行うシステム
4)-2. ICTを活用したシステムはどのようなように役立っていますか。自由に記入してください。	7. その他のシステム等()
	1. タブレット等で、職員間で利用者情報、ケア記録等を共有するシステム
(全ての方がお答えください)	2. タブレット等で、他事業所と利用者情報、ケア記録等を共有するシステム
	3. テレビ電話やスカイプで、利用者の見守りや相談を行うシステム
4)-3. ICTを活用したシステムについて、利用したいものはありますか。(いくつでも○)	4. 多職種間で会議を行うテレビ電話やスカイプなどを活用したシステム
	5. SNSやメール・リングリスト等を活用して、多職種間で情報交換を行う
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	6. 職員のスケジュール管理を行うシステム
	7. その他のシステム等()
5) 基準該当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	8. 特にない
	1. 知っている →5)-1へ
(貴事業所が基準該当サービス事業所である場合も1.に○をつけてください) →5)-1へ	2. 知らない →5)-2へ
	【基準該当サービスとは】 厚生労働法令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていないが、市町村が必要と認める場合、一定の基準を満たしている場合はサービスの提供が可能となる制度。
(5)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明
	2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介
5)-1. 「基準該当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)	3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介
	4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ
(5)で「1.知っている」と回答した場合)	5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ
	6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある
	→「1.ある」と回答した場合:どのような介護サービス事業で登録したいですか()
5)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が基準該当サービスを導入したら、申請をする意向がありますか。(ひとつに○)	2. ない
	3. わからない
6) 離島等相当サービスについて、ご存知ですか。(ひとつに○)	1. 知っている →6)-1へ
	2. 知らない →6)-2へ
(離島等相当サービスとは) 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。	【離島等相当サービスとは】 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島の地域において、市町村が認める場合、これらのサービスに相当するサービス(人員・設備・運営基準が緩和され、事業運営も比較的安価に実施可能)とし、柔軟なサービス提供が可能となる制度。

(6)で「1.知っている」と回答した場合)	1. 市町村の担当者より個別に説明
	2. 市町村の介護保険制度に関する説明会で紹介
6)-1. 「離島等相当サービス」について、どのように知りましたか。(いくつでも○)	3. 事業者団体や地域関係者が集まる会議等で紹介
	4. 市町村の介護保険制度に関する資料やホームページ
(6)で「1.知っている」と回答した場合)	5. 国や都道府県の介護保険制度に関する資料やホームページ
	6. その他()
(全ての方がお答えください)	1. ある
	→「1.ある」と回答した場合:どのような介護サービス事業で登録したいですか()
6)-2. 今後、貴事業所の所在する市町村が「離島等相当サービス」を導入したら、登録する意向がありますか。(ひとつに○)	2. ない
	3. わからない
9. 本サービスの提供に関して日頃の苦労、また、本サービスの提供の効率化やサービスの向上等に関して、どのようなことを重視して取り組んでいますか。また今後のような点に重点的に取り組んでいく予定ですか。	(1) 利用者の確保
	1) 利用者の確保に関して課題に感じていること(いくつでも○)
1) 利用者の確保に関して課題に感じていること(いくつでも○)	1. サービス提供地域に居住する高齢者数の減少
	2. サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少
2) 利用者の確保に関して工夫していること(いくつでも○)	3. 施設に人所してしまいう高齢者が多い
	4. 新規の紹介が少なくない
2) 利用者の確保に関して工夫していること(いくつでも○)	5. 冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動
	6. 競合事業所の増加
(2) 人材の確保・定着	7. その他の課題()
	8. 特に課題に感じていることはない
(2) 人材の確保・定着	1. 利用者や家族に在宅での生活を継続するよう働きかけを行っている
	2. 病院や関連機関、事業所等へ、貴事業所に関する情報提供等を行っている
1) 職員の過不足の状況はいかがですか。(ひとつに○)	3. 地域ケア会議等に参加し、地域のニーズを把握するようにしている
	4. 介護保険以外で生活支援サービス等の事業を行っている
2) 人材はどのようなに募集したり、確保していますか。(いくつでも○)	5. ホームページを開設して情報提供している
	6. その他の工夫()
3) 人材確保・定着に関して課題と感じていること(いくつでも○)	7. 特に工夫していることはない
	1. 経験者や有資格者の確保
4) 人材確保・定着に関して工夫していること(いくつでも○)	2. ハローワークへの求人
	3. 福祉人材センター、ナースセンターへの求人
5) 現在働いている職員の高齢化	4. 就職説明会の開催
	5. 折り込みチラシ、新聞や雑誌の広告
6) 現在働いている職員の高齢化	1. 経験者や有資格者の確保
	2. 非常勤の採用
7) 職員の定着(離職率が高い)	3. 常勤の採用
	4. 若い世代の採用
8) 職員の処遇改善	5. 地元での人材確保
	6. 現在働いている職員の高齢化
9) キャリアパスを描きにくい	1. 介護職員初任者研修等を実施して、修了者を採用
	2. 同法人の他事業所、他サービスと兼務するなどして、人材を確保
10) その他の課題()	3. 学生に対して介護の仕事の魅力を伝える
	4. 実習生を受け入れ、採用につなげる
11) 特に課題に感じていることはない	5. 採用のエリアを拡大
	6. 労働時間の見直しや残業の削減を実施
12) 職員の定着(離職率が高い)	7. 賞金の見直しを実施
	8. 福利厚生を充実
13) 職員の処遇改善	9. キャリアパスの提示、研修の充実等により、キャリア形成を支援
	10. その他の工夫()
14) 職員の定着(離職率が高い)	11. 特に工夫していることはない
	12. 職員の定着(離職率が高い)

(3) 地域との連携

1) 地域住民との連携状況 (いくつでも○)	1. 見守り等、事業所に対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼 2. 町内会・自治会の会員になっている 3. 地域の行事・イベントに参加 4. 地域住民に対して、介護教室、介護相談、健康相談などを実施 5. 地域住民等をボランティアとして受け入れ 6. 事業所のイベントに住民を招待 7. サービスを提供している地域の民生委員と連携 8. その他() 9. 特に連携していない
2) 事業者や専門職・団体等との連携状況 (いくつでも○)	1. 多職種で利用者情報を共有し、サービス提供の方法等について相談 2. サービス提供を行うエリアや事業など、事業者間で役割を分担 3. 地域の関係者が集まる会議に参加し、地域包括ケアの検討を実施 4. 地域の事業者が参加する研修や講習会に参加 5. 介護サービス事業者の連絡会等に参加 6. その他() 7. 特に連携していない
3) 地域連携に関して課題に感じていること (いくつでも○)	1. 地域で連携できる事業者が少ない(地域資源が限られている) 2. 人口減少や高齢化により、地域住民の協力を得にくい 3. 貴事業所に対する他のサービス事業者、専門職、住民の認知度が低い 4. 地域の連携体制が十分に機能していない 5. 退院調整やサービス調整のための会議の開催場所が遠く、出席負担が大きい 6. その他の課題() 7. 特に課題に感じていることはない

10. 今後の貴事業所の本サービスの経営等について

1) 現在の地域での、今後の貴事業所の本サービスの経営についての意向 (ひとつに○)	1. 事業を拡大したい 2. 事業を維持したい 3. 事業を縮小したい 4. 事業を撤退したい 5. 検討中である、わからない
2) 今後、重点的にどのようなことに取り組んでいきたいですか (いくつでも○)	1. 利用者の確保 2. 職員の確保 3. 職員の育成、スキルの向上 4. 職員の処遇改善 5. 自治体、地域包括支援センターとの連携 6. 地域の関係機関、専門職、他事業所との連携 7. 民生委員、自治会、地域住民、ボランティア団体等との連携 8. 利用者ニーズに応じたサービス提供 9. 重度の利用者、ターミナル期の利用者への対応 10. サービス提供範囲の拡大(事業所のない地域へのサービス提供) 11. サービス提供の効率化 12. 介護保険外サービス提供等、介護保険サービス以外の事業収入の確保 13. 経営の安定化、収支バランスの確保 14. その他の取組() 15. 特に重点的に取り組んでいきたいことはない
3) その他、介護保険制度や地域でのサービス提供の在り方などにについて、自由に記入してください。	

【利用者票】

※平成27年10月5日サービス提供をおこなった**全ての利用者**についてご回答ください。
※グレーの網掛けのある設問①～⑤の選択肢は、別表の「利用者票 選択肢一覧」を参照し、選択肢番号を記入してください。「複数回答」とある設問は、あてはまる番号を全て記入してください。⑥-1および⑥-2は、数値を記入してください。
※足りない場合はコピーして、記入してください。

No	① 世帯構成	② 要介護度	③ 認知症高齢者の日常生活自立度	④ 利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤ 一週間の利用した他のサービス (複数回答)	⑥ 最も合理的な経路(片道) ⑥-1 事業所からの移動距離(㎞) ⑥-2 事業所からの移動時間(分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 ㎞ 片道 15 分
1						㎞ 分
2						㎞ 分
3						㎞ 分
4						㎞ 分
5						㎞ 分
6						㎞ 分
7						㎞ 分
8						㎞ 分
9						㎞ 分
10						㎞ 分
11						㎞ 分
12						㎞ 分
13						㎞ 分
14						㎞ 分
15						㎞ 分
16						㎞ 分
17						㎞ 分
18						㎞ 分
19						㎞ 分
20						㎞ 分
21						㎞ 分
22						㎞ 分
23						㎞ 分
24						㎞ 分
25						㎞ 分

No	①世帯構成	②要介護度	③認知症高齢者の日常生活自立度	④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	⑤一週間(10月4日～10日)に 利用した他のサービス (複数回答)	⑥最も合理的な経路(片道)	
						⑥-1 事業所からの 移動距離(㎞) (3)	⑥-2 事業所からの 移動時間(分) (分)
例	2	3	3	9、11	1、3	片道 10 ㎞	片道 15 分
26						㎞	分
27						㎞	分
28						㎞	分
29						㎞	分
30						㎞	分
31						㎞	分
32						㎞	分
33						㎞	分
34						㎞	分
35						㎞	分
36						㎞	分
37						㎞	分
38						㎞	分
39						㎞	分
40						㎞	分
41						㎞	分
42						㎞	分
43						㎞	分
44						㎞	分
45						㎞	分
46						㎞	分
47						㎞	分
48						㎞	分
49						㎞	分
50						㎞	分

別紙 【利用者票 選択肢一覧】

設 問	選 択 肢 番 号
①世帯構成	1. 独居 2. 夫婦のみ世帯 3. 子どもと同居 4. その他同居
②要介護度	1. 要支援 1 2. 要支援 2 3. 要介護 1 4. 要介護 2 5. 要介護 3 6. 要介護 4 7. 要介護 5 8. その他
③認知症高齢者の日常生活自立度	1. 自立 2. I 3. IIa 4. IIb 5. IIIa 6. IIIb 7. IV 8. M 9. 分らない
④利用者に必要な医療ケア (複数回答)	1. 看取り期のケア 2. 胃ろう、腸ろうによる栄養管理 3. 経鼻経管栄養 4. 中心静脈栄養の管理 5. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等) 6. ストマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7. たんの吸引 8. ネブライザー 9. 酸素療法(酸素吸入) 10. 気管切開のケア 11. 人工呼吸器の管理 12. 注射・点滴 13. 簡易血糖測定 14. インスリン注射 15. 創傷処置 16. 褥瘡の処置 17. 服薬管理 18. 透析(在宅自己腹膜灌流含む) 19. 導尿 20. 疼痛の看護 21. 浣腸 22. 排便 23. リハビリテーション 24. その他 25. 医療ケアは必要ない
⑤平成 27 年 10 月 4 日～ 10 日の間に利用した他 のサービス(複数回答) ※同一サービスの他の事 業所も併用している場 合は、同一サービスの 選択肢を回答ください。 ※右記のサービスの選択 肢には、利用者が併用 できないものもありま す。	1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 通所介護 6. 通所リハビリテーション 7. 短期入所生活介護 8. 短期入所療養介護 9. 居宅介護支援 10. 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 11. 夜間対応型訪問介護 12. 認知症対応型通所介護 13. 小規模多機能型居宅介護 14. 看護小規模多機能型居宅介護 15. その他の介護保険給付サービス 16. 配食サービス 17. 家事代行サービス、家政婦サービ ス 18. その他生活支援サービス

設問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。